

野木町地域防災計画（改訂）

令和5年3月

野木町防災会議

【総 論】

第1節	計画の目的等	1
第2節	町、防災関係機関等の責務と業務の大綱	2
第3節	野木町の概況	11
第4節	防災ビジョン	12
第5節	計画の点検・評価	13
第6節	計画の習熟・訓練	13

【水害・台風、竜巻等風害対策編】

第1章	総 則	14
第1節	過去の主な災害	14
第2章	災害予防（減災）	16
第1節	防災意識の高揚	16
第2節	地域防災力（自主防災組織、消防団、ボランティア団体等）の充実	18
第3節	防災訓練の実施	23
第4節	避難行動要支援者対策	26
第5節	物資・資機材等の備蓄体制の整備	32
第6節	風水害等に強いまちづくり	34
第7節	土砂災害予防対策	35
第8節	水防体制の整備	37
第9節	積雪害予防対策	40
第10節	農業関係災害予防対策	41
第11節	火災予防対策	42
第12節	消防・救急・救助体制の整備	44
第13節	防災行政ネットワーク等の整備	45
第14節	避難体制の整備	46
第15節	保健医療体制の整備	51
第16節	緊急輸送体制の整備	52
第17節	防災拠点等の整備	54
第18節	建築物等の災害予防対策	55
第19節	鉄道・インフラ事業者等の災害予防対策	56
第20節	危険物施設等の災害予防対策	58
第21節	学校、社会教育施設等の災害予防対策	60
第22節	自治体・消防等における応援・受援体制の整備	63
第23節	災害廃棄物等の処理体制の整備	65
第3章	応急対策	66
第1節	災害対策本部・災害警戒本部等の設置	66
第2節	防災気象情報の収集・伝達及び通信確保対策	78
第3節	浸水・洪水・土砂災害等の災害拡大防止活動	84
第4節	自治体・消防等における相互応援協力・派遣要請	86
第5節	災害救助法の適用	88
第6節	災害発生時の避難対策	92
第7節	消防活動	101
第8節	救急・救助活動	104

第9節	医療救護活動	106
第10節	緊急輸送活動	111
第11節	物資・資機材等の調達及び供給活動	114
第12節	農地・農業用施設等対策	118
第13節	保健衛生活動	120
第14節	障害物等除去活動	125
第15節	災害廃棄物処理活動	126
第16節	学校・社会教育施設等の応急対策	127
第17節	住宅応急対策	129
第18節	インフラ施設等の応急対策	131
第19節	危険物施設等の応急対策	135
第20節	広報活動	140
第21節	ボランティアや義援物資・義援金の受入	142
第4章	復旧・復興	144
第1節	復旧・復興の基本的方向の決定	144
第2節	町民生活の早期再建	146
第3節	インフラ施設等の早期復旧	149

【震災対策編】

第1章	総 則	152
第1節	野木町の地形・地質	152
第2節	東日本大震災における野木町の被害等	152
第3節	地震被害想定	152
第4節	首都直下地震への対策	155
第2章	災害予防（減災）	156
第1節	防災意識の高揚	156
第2節	地域防災力（自主防災組織、消防団、ボランティア団体等）の充実	160
第3節	防災訓練の実施	165
第4節	避難行動要支援者対策	168
第5節	物資・資機材等の備蓄体制の整備	174
第6節	震災に強いまちづくり	176
第7節	地盤災害予防対策	178
第8節	農業関係災害予防対策	179
第9節	防災行政ネットワーク等の整備	180
第10節	避難体制の整備	181
第11節	火災予防及び消防・救急・救助体制の整備	186
第12節	保健医療体制の整備	188
第13節	緊急輸送体制の整備	189
第14節	防災拠点等の整備	191
第15節	建築物等の災害予防対策	192
第16節	鉄道・インフラ事業者等の災害予防対策	194
第17節	危険物施設等の災害予防対策	196
第18節	学校、社会教育施設等の災害予防対策	198
第19節	自治体・消防等における応援・受援体制の整備	201
第20節	災害廃棄物等の処理体制の整備	203
第3章	応急対策	204

第1節	災害対策本部・災害警戒本部等の設置	204
第2節	情報の収集・伝達及び通信確保対策	217
第3節	自治体・消防等における相互応援協力・派遣要請	222
第4節	災害救助法の適用	224
第5節	災害発生時の避難対策	228
第6節	救急・救助・消火活動	237
第7節	医療救護活動	242
第8節	二次災害防止活動	247
第9節	緊急輸送活動	248
第10節	物資・資機材等の調達及び供給活動	251
第11節	農地・農業用施設等対策	255
第12節	保健衛生活動	257
第13節	障害物等除去活動	262
第14節	災害廃棄物処理活動	263
第15節	学校・社会教育施設等の応急対策	264
第16節	住宅応急対策	267
第17節	インフラ施設等の応急対策	269
第18節	危険物施設等の応急対策	273
第19節	広報活動	279
第20節	ボランティアや義援物資・義援金の受入	281
第4章	復旧・復興	283
第1節	復旧・復興の基本的方向の決定	283
第2節	町民生活の早期再建	285
第3節	インフラ施設等の早期復旧	288

【原子力災害対策編】

第1章	総 則	291
第1節	計画策定の趣旨	291
第2節	原子力災害対策重点的区域	292
第3節	原子力災害の想定	293
第2章	予防	295
第1節	初動体制の整備	295
第2節	情報伝達体制の整備	297
第3節	避難活動体制等の整備	298
第4節	モニタリング体制の整備	299
第5節	健康対策	300
第6節	農林水産物等の安全確保の整備	301
第7節	緊急輸送体制の整備	301
第8節	普及・啓発等を通じたリスクコミュニケーションの充実	302
第3章	応急対策	303
第1節	災害対策本部・災害警戒本部等の設置	303
第2節	情報の収集・連絡活動	307
第3節	情報伝達・広報活動	308
第4節	屋内退避・避難誘導等	309
第5節	医療救護活動等	311
第6節	農林水産物等の安全確保	312

第7節 児童生徒等の安全対策	313
第4章 復旧・復興	314
第1節 健康対策	314
第2節 除染・汚染廃棄物の処理	315
第3節 損害賠償	317
第4節 各種制限の解除	317

【資料編】

資料1 総則・組織	1
1-1 野木町防災会議条例	1
1-2 野木町防災会議委員名簿	2
1-3 野木町災害対策本部条例	3
1-4 防災関係機関の連絡先	4
1-5 野木町建設業協同組合 会員一覧	6
1-6 人口と世帯数の推移（国勢調査）	6
資料2 自主防災	7
2-1 野木町地域消防防災活動協力員の設置及び運営に関する規則	7
資料3 要配慮者	8
3-1 要配慮者利用施設一覧	8
資料4 物資・資機材等	9
4-1 備蓄倉庫の所在地及び備蓄品目	9
4-2 応急給水用資機材等一覧表	11
資料5 土砂災害・水害	12
5-1 土砂災害警戒区域指定箇所等一覧表	12
5-2 野木町水防計画（令和4年度）	13
5-3 避難指示等の判断・伝達マニュアル	42
5-4 野木町水防協議会条例	46
5-5 防災行動計画【タイムライン】（乙女水位観測所）	47
5-6 防災行動計画【タイムライン】（古河水位観測所）	48
5-7 マイ・タイムライン（様式）	49
資料6 火災・消防	50
6-1 野木町消防団の消防力及び消防水利の現況	50
資料7 情報通信・伝達	51
7-1 特定無線局免許状（MCA デジタル無線）	51
7-2 栃木県火災・災害等即報要領	51
資料8 避難	67
8-1 浸水時の避難所一覧表	67
8-2 指定避難所一覧表	68
8-3 指定緊急避難場所	69
8-4 福祉避難所一覧表	69
8-5 一時避難地一覧表	69
8-6 野木町避難所及び避難地一覧	70
8-7 新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営方針	71
資料9 医療救護	81
9-1 災害拠点病院一覧表	81
9-2 町医療機関一覧表	81

9-3	町歯科医院一覧表	82
資料10	輸送	83
10-1	道路の現況	83
10-2	ヘリポート一覧表	84
資料11	文化財	85
11-1	指定文化財一覧表	85
資料12	災害救助法・町民支援制度	86
12-1	栃木県災害救助法施行細則（別表第1・第2・第3）	86
12-2	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表）	93
12-3	町民への融資・貸付・その他資金等の概要	98
資料13	応援要請・災害協定	99
13-1	災害派遣要請手続	99
13-2	災害協定一覧	101
資料14	原子力災害	106
14-1	緊急事態区分・緊急時活動レベル・防護措置	106
14-2	食品中の放射性物質の基準値等	114
	様式一覧	115

【用語集】

自然災害編	1
原子力災害編	14

総論

第1節 計画の目的等

第1 計画の目的

野木町地域防災計画（以下「計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び野木町防災会議条例（昭和40年野木町条例第28号）第2条の規定に基づき、野木町の地域に係わる災害対策に関し、町その他地域内の防災関係機関等が処理すべき事務又は業務の大綱を総合的な計画として定め、もって町の地域、町民の生命、身体及び財産を災害から保護する等、防災活動の効果的な実施を図る事を目的とする。

第2 計画の性格

この計画は、防災関係機関等の防災対策の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものであり、その実施細目等については、別途関係機関が定める。

第3 計画の体系

この計画は、「総論」、「水害・台風、竜巻等風害対策編」、「震災対策編」、「原子力災害対策編」及び「資料編」からなり、「水害・台風、竜巻等風害対策編」、「震災対策編」、「原子力災害対策編」においては予防、応急及び復旧・復興対策について定める。

第4 野木町国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえた本計画の作成等

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものである。また、「野木町国土強靱化地域計画」（令和2年2月）は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づき、国土強靱化に係る他の町計画等の指針となるべきものとして定めたものである。

このため、国土強靱化に関する部分については、野木町国土強靱化地域計画の基本目標である以下を踏まえ、本計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

- 1 町民の生命の保護が最大限図られること
- 2 町及び地域社会の重要な機能が維持されること
- 3 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧・復興

第2節 町、防災関係機関等の責務と業務の大綱

災害に対する予防、応急及び復旧・復興対策が的確、円滑に実施されるよう、町や県、防災関係機関等の防災に関する責務、災害時に果たすべき役割を明確にする。

第1 防災関係機関等の責務

1 町

町の地域における災害に直接的に対処する責任を負う地方公共団体として、町の地域、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、他の市町、防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。

なお、町は、男女共同参画の視点から、町防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。

2 消防機関

消防機関（消防組織法第9条に規定する機関をいう。以下同じ。）は、町の責務が十分に果たされるよう、本計画等で処理するよう定められた事項を町と連携して実施する。

3 県

県の地域、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市町や他の防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。また、市町や指定地方公共機関等の防災に関する業務等の実施を助け、調整を行う。

4 指定地方行政機関（災害対策基本法第2条第4号参照）

指定行政機関や他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言、その他適切な措置を行う。

5 指定公共機関（災害対策基本法第2条第5号参照）

その業務の公共性、公益性に鑑み、その業務を通じて防災に寄与するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

6 公共的団体及び防災上重要な機関

災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

7 町民

自助、互助・共助の意識に立って、自主防災組織に参加し、地域の防災に寄与するとともに、町民は地域共同体の維持を図ることにより、地域の安全を共有し、地域生活基盤を失わないように努める。

また、災害時に対応できるよう日常から備蓄を進めるものとする。

8 事業者

事業者は、所有若しくは使用している施設について、法令に即した安全性の確保を図るとともに、救助用資機材の準備等、必要な対策を講じるものとする。

また、町・防災関係各機関が実施する防災事業の実施に積極的に協力するとともに、災害時には、事業活動を通して、最大限の対応を図り、周辺町民との連携及び協力に努めるものとする。

第2 防災関係機関等の業務の大綱

防災に関し、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき業務等の大綱は、次のとおりである。

1 町

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
野 木 町	<p>1 災害予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 防災に関する組織の整備・改善 ② 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施 ③ 注意報、警報の情報収集と伝達 ④ 集落整備、治水、砂防、治山等災害に強いまちづくりの推進 ⑤ 災害危険箇所の災害防止対策 ⑥ 防災に関する施設・設備の整備及び点検 ⑦ 災害応急対策又は復旧に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 ⑧ 県、防災関係機関及び防災協定締結市町との相互連携体制の整備 ⑨ 自主防災組織等の育成支援 ⑩ 災害ボランティア活動の環境整備 ⑪ 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 ⑫ 上水道の災害予防策の実施 ⑬ 環境放射線モニタリング体制の整備 ⑭ その他法令及び野木町地域防災計画に基づく災害予防の実施 <p>2 災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 被害規模の早期把握、情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 ② 活動体制の確立、防災関係機関との連携による連携体制の確立 ③ 消火・水防等の応急措置活動 ④ 被災者の避難、救助・救急及び医療措置の実施 ⑤ 保健衛生及び廃棄物処理に関する措置 ⑥ 緊急輸送体制の確保 ⑦ 緊急物資の調達・供給 ⑧ 災害を受けた児童生徒の応急教育 ⑨ 施設及び設備の応急復旧 ⑩ 町民への広報活動 ⑪ 災害ボランティア及び義援物資・義援金の適切な受入 ⑫ 県外からの避難者受入に係る県への協力と受入れ ⑬ 帰宅困難者の受入れと広域一時滞在の対応 ⑭ 原子力災害時の町民の避難・屋内退避、立入制限 ⑮ 飲食物の安全性の確認及び摂取制限に関する情報の町民への周知 ⑯ 上水道の災害応急対策 ⑰ その他法令及び野木町地域防災計画に基づく災害応急対策の実施 <p>3 災害復旧・復興対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 ② 民生の安定化策の実施 ③ 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 ④ 風評被害による影響等の軽減 ⑤ 損害賠償の請求等に係る支援 ⑥ その他法令及び野木町地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施

2 消防機関

(1) 消防本部等

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
小山市消防本部 小山市消防署野木分署	1 災害予防対策 ① 消防力の維持・向上 ② 町と共同での地域防災力の向上 2 災害応急対策 ① 災害情報の収集・伝達 ② 救助救出活動・消火活動 ③ 浸水被害の拡大防止 ④ 避難誘導活動 ⑤ 行方不明者等の搜索 ⑥ 危険物施設等の災害拡大防止活動 ⑦ その他災害対策本部長が指示する災害応急対策

(2) 消防団

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
野木町消防団	1 災害予防対策 ① 団員の能力の維持・向上 ② 町、消防本部等が行う防災対策への協力 2 災害応急対策 ① 消防・水防活動 ② 救助活動 ③ 避難誘導活動 ④ 行方不明者等の搜索 ⑤ 災害情報の広報 ⑥ その他災害対策本部長が指示する災害応急対策

3 指定地方行政機関

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
栃 木 労 働 局 (栃 木 労 働 基 準 監 督 署) (小 山 公 共 職 業 安 定 所)	1 産業安全(鉱山関係を除く)に関する事 2 雇用の安定と雇用保険失業給付の特例支給に関する事 3 労働者の被ばく管理の監督指導に関する事
関 東 農 政 局 (栃 木 県 拠 点)	1 災害予防対策 ① ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施及び指導に関する事。 ② 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関する事。 2 災害応急対策 ① 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事。 ② 種もみ、その他営農資材の確保に関する事。 ③ 主要食料の調達・供給に関する事。 ④ 生鮮食料品等の供給に関する事。 ⑤ 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事。 ⑥ 土地改良機械、技術者等を把握し、緊急貸出しや動員に関する事。 ⑦ 農作物等の安全性の確認に関する事。 3 災害復旧対策 ① 災害発生後は、できる限り速やかに査定を実施し、農地の保全に係る農地、農業用施設等について、特に必要がある場合の緊急査定の実施に関する事。 ② 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事。 ③ 風評被害対策に関する事。
東 京 管 区 気 象 台 (宇 都 宮 地 方 気 象 台)	1 気象、地象及び水象の観測やその成果を収集発表すること 2 気象、地象(地震にあつては、地震動に限る)及び水象についての予測を行い、予報、警報・注意報や台風、記録的大雨、竜巻等突風に関する情報等を適宜関係機関に伝達するとともに、報道機関を通じてこれを町民に周知できるよう努めること 3 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、利用の心得などの周知・広報に努めること 4 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町に対して気象等に係る支援情報の提供を行うこと 5 市町が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと 6 環境放射線モニタリングへの情報提供等の支援に関する事 7 県や市町、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対策支援に関すること 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること
関東地方整備局 （利根川上流河川事務所） 渡良瀬遊水池出張所 （古河出張所） （渡良瀬川河川事務所） 佐野河川出張所	<p>所管河川についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項に関すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防対策 <ol style="list-style-type: none"> ① 防災上必要な教育及び訓練 ② 通信施設等の整備 ③ 所管施設等の整備及び安全の確保 ④ 災害危険区域等の関係機関への通知 ⑤ 防災に関する広報、情報提供等 2 災害応急対策 <ol style="list-style-type: none"> ① 災害に関する情報の収集、予警報の伝達等 ② 水防活動、土砂災害防止活動、避難誘導等 ③ 建設機械と技術者の現況の把握 ④ 災害発生直後の施設の点検 ⑤ 災害対策用資機材及び復旧用資機材の確保 ⑥ 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事 ⑦ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 ⑧ 緊急交通路・緊急輸送路の確保に関すること 3 災害復旧等 <p>災害発生後、出来る限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること。</p>

4 自衛隊

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
陸上自衛隊第12特科隊	<p>天災地変その他災害に対して、人命・財産の保護のため必要があり、その事態がやむを得ないと認める場合に、部隊等を救援のため派遣し、応急対策又は応急復旧活動を実施すること。</p>

5 県の機関

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
栃 木 県	<p>1 災害予防対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 防災に関する組織の整備・改善 ② 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施 ③ 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 ④ 災害危険箇所の災害防止対策 ⑤ 防災に関する施設・設備の整備及び点検 ⑥ 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備及び点検 ⑦ 栃木県防災行政ネットワークの整備、運用及び点検 ⑧ 消防防災ヘリコプターの運用及び点検 ⑨ 国、他都道府県及び防災関係機関との相互連携体制の整備 ⑩ 自主防災組織等の育成支援 ⑪ 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 ⑫ ボランティア活動の環境整備 ⑬ 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表 ⑭ その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害予防の実施 <p>2 災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 ② 活動体制の確立、他機関との連携による市町応援体制の確立 ③ 専門家等の派遣要請 ④ 災害救助法の運用 ⑤ 消火・水防等の応急措置活動 ⑥ 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 ⑦ 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 ⑧ 緊急輸送体制の確保 ⑨ 緊急物資の調達・供給 ⑩ 災害を受けた児童生徒の応急教育 ⑪ 施設及び設備の応急復旧 ⑫ 犯罪の予防、交通の規制その他の災害時における社会秩序の維持 ⑬ 県民への広報活動 ⑭ ボランティア受け入れに関する情報提供、義援物資・義援金の適切な受入 ⑮ 県外避難者の受入れに対する総合調整 ⑯ 町民の避難・屋内退避、立入り制限 ⑰ 飲食物の安全性の確認及び摂取制限に関する市町、関係機関等への指示 ⑱ その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施 <p>3 災害復旧・復興対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 ② 民生の安定化策の実施 ③ 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 ④ 除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理 ⑤ 損害賠償の請求等に係る支援 ⑥ 風評被害による影響等の軽減 ⑦ 各種制限の解除 ⑧ その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
栃 木 土 木 事 務 所	災害時における管内区域の県管理の道路、橋梁等の応急対策に関する こと。
県南健康福祉センター	災害時における管内区域の医療体制整備及び保健衛生対策に関する こと。
下都賀農業振興事務所	災害時における農作物等の技術指導に関すること。
渡良瀬川下流域下水道 (思 川 処 理 区)	災害時における下水道施設対策に関すること。

6 警 察

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
小 山 警 察 署 小山警察署野木交番 小山警察署佐川野警察官駐在所	1 災害予防対策 ① 災害警備計画の策定 ② 災害装備資機材の整備 ③ 危険物の保安確保に必要な指導及び助言 ④ 防災知識の普及 2 災害応急対策 ① 災害情報の収集・伝達 ② 被災者の救出及び負傷者等の救護 ③ 行方不明者の調査・捜索 ④ 危険箇所の警戒並びに町民に対する避難指示及び誘導 ⑤ 被災地、避難所及び重要施設の警戒 ⑥ 緊急交通路の確保 ⑦ 交通の混乱防止及び交通秩序の維持 ⑧ 犯罪の予防及び災害における社会秩序の維持 ⑨ 広報活動 ⑩ 死体の検分・検視

7 指定公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
日 本 郵 便 株 式 有 限 公 司 (野 木 郵 便 局) (野 木 駅 東 口 郵 便 局)	1 郵便、郵便貯金、簡易保険その他の事業の業務通行管理及びこれ らの施設等の保全に関すること。 2 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。 3 災害特別事務取扱に関すること。 ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ③ 被災者あて救援用郵便物の料金免除 ④ 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配分 ⑤ 被災者救援のための寄付金送金用通常振り替えの料金免除 ⑥ 郵便貯金業務の非常取扱 ⑦ 簡易保険業務の非常取扱 ⑧ 災害ボランティア口座の開設 4 被災地内の地方公共団体に対する簡易生命保険資金の短期融資に 関すること。

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
東日本電信電話(株) 栃 木 支 店	<ol style="list-style-type: none"> 1 平常時から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関する事。 2 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上に関する事。 3 災害時に重要通信をそ通させるための通信手段に関する事。 4 災害を受けた通信設備の早期復旧に関する事。 5 災害復旧及び被災地における情報流通について町民、国、県、町、ライフライン事業者、報道機関等との連携に関する事。
(株)NTT ドコモ栃木支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 移動通信施設の運用と保全に関する事。 2 災害時における移動通信のそ通の確保に関する事。
KDDI(株)小山テクニカルセンター ソ フ ト バ ン ク (株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 通信施設の運用と保全に関する事。 2 災害時における通信のそ通の確保に関する事。
東京電力パワーグリッド(株) 栃 木 南 支 社	<p>電力供給施設の災害予防措置や被災状況の調査、その早期復旧に関する事。</p>
東京電力パワーグリッド(株) 日本原子力発電(株) 東京電力ホールディングス(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 原子力施設の防災管理に関する事。 2 従業員等に対する教育、訓練に関する事。 3 関係機関に対する情報の提供に関する事。 4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関する事。 5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関する事。 6 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関する事。 7 県、市町、関係機関等の実施する防災対策活動に対する協力に関する事。 8 除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関する事。
東日本旅客鉄道(株) 大 宮 支 社	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害により路線が不通となった場合の旅客の輸送手配並びに、不通区間を自動車による代行輸送及び連絡社線への振替輸送を行うこと。 2 災害により路線が不通となった場合 <ol style="list-style-type: none"> ① 列車の運転整理、折返し運転及びう回を行うこと。 ② 路線の復旧並びに脱線車両の復線及び修理をし、検査のうえ速やかに開通手配をすること。 3 路線、架線、ずい道、橋梁等の監視、場合によっては巡回監視を行うこと。 4 死傷者の救護及び処理を行うこと。 5 事故の程度によっては、部外への救護要請や報道機関への連絡を行うこと。 6 停車場その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守及び管理を行うこと。
日 本 赤 十 字 社 栃 木 県 支 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産救護の実施に関する事。 2 災害時における避難所の設置の支援としての生活環境の整備、こころのケアに関する事。 3 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整に関する事。 4 義援金品の募集及び配分に関する事。 5 日赤医療施設等の保全に関する事。 6 輸血用血液製剤の確保及び供給に関する事。

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
日 本 放 送 協 会 宇 都 宮 放 送 局	1 情報の収集 災害の発生、被害状況、災害対策活動その他各種情報の収集 2 報道 災害及び気象の予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知 3 受信者対策 避難所への受信機及び拡声装置の貸与、受信機修理、被災地への情報提供 4 放送通信施設の保守 陸上移動局、基地局装置及び中継線送出音声調整装置の保守

8 公共的団体・その他防災上重要な機関

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
野木町建設業協同組合	災害時における応急復旧の協力に関すること。
栃木県トラック協会小山支部	災害時の応急対策業務に関すること。
小山農業協同組合	1 町が行う農業関係被害調査、応急対策に対する協力に関すること。 2 農産物等の災害応急対策についての指導に関すること。 3 被災農家に対する融資、又はそのあっせんに関すること。 4 協同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること。 5 飼料、肥料等の確保保全に関すること。
野木町商工会	1 町が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること。 2 災害時における物資安定についての協力に関すること。 3 救助用物資、衛生医薬品、復旧資材等の確保についての協力又はあっせんに関すること。
小山用水土地改良区 水利組合等	水門、水路等農業施設の操作、保全及び災害復旧に関すること。
小山地区医師会野木支部	災害時における医療救護活動に関すること。
小山歯科医師会	災害時の歯科医療救護活動に関すること。
野木町社会福祉協議会	1 災害救助金品の募集、被災者の救護その他町が実施する応急対策についての協力に関すること。 2 災害時のボランティア活動に関する連絡調整に関すること。 3 災害ボランティアの登録・受付等及びその受入体制の確保に関すること。 4 災害ボランティア活動参加希望者等に対する情報発信に関すること。 5 被災地における災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること。
小山広域保健衛生組合	1 災害時におけるし尿処理の応急対策に関すること。 2 災害時における廃棄物の処理対策に関すること。 3 災害時における火葬対策に関すること。
各集中供給プロパンガス会社	災害時におけるガス施設の応急復旧に関すること。
各ガソリンスタンド	災害時の燃料供給に関すること。

第3節 野木町の概況

第1 自然的条件

1 位置

本町は、東経139度45分、北緯36度14分、栃木県の最南端に位置し、首都より70km圏内にある。東北部は小山市、西部は遊水地を隔てて栃木市及び小山市と接し、南部及び東部は茨城県古河市に接している。

2 地勢

本町の面積は30.27km²（令和2年10月1日現在）で、東西9.4km、南北6.8kmでほぼ斜方形をなしている。

本町の中央部は、概ね海拔24mの平野部からなり、西の傾斜地を思川・渡良瀬川が南流し、利根川に合流している。

（本町の主な河川） 利根川水系 思川、渡良瀬川

3 気象

気候は、一般に四季を通じて穏やかであり、気温の平年値は14.5℃、年降水量の平年値は1,276mm（アメダス小山観測所）であり、全国平均から見るとほぼ平均気温で、やや乾燥性を持っている。

第2 社会的条件

1 人口

本町の人口は、東京方面への通勤者を抱えたベッドタウン化等により平成11年ころまでは順調に増加していたが、その後は減少傾向である。その一方世帯数は増加を続け、核家族化に伴う世帯分離の傾向が著しい状況となっている。また、老年人口の増加とともに年少人口の減少が進んでおり、確実に少子高齢化が進んでいる。

令和2年度の国勢調査では、人口24,913人、世帯数9,841世帯である。

2 産業

（1）農業

本町の農業は、稲作を中心としており、米以外の主要な農作物として施設園芸、果樹、雑穀、野菜などがあり、町全面積の4割を農用地が占めるが、農地は宅地増加のため年々減少傾向にある。また、従来米、麦中心の農業から生産性の高い施設園芸等へ移行し、作物の多様化が見られる。

（2）工業

本町には、野木工業団地及び野木東工業団地の2つの工業団地があり、ともに企業進出は完了している。本町の工業は、事業所56、製造品出荷額約1,394億円となっている（2020年工業統計表「地域別統計表」）。

（3）商業

本町の商業は、小規模の最寄り品主体のサービス型商業が中心であり、卸売・小売店舗数137店のうち、ほとんどは小売業で占められている。従業者数は1,041人、年間商品販売額は約206億円である（平成28年経済センサスー活動調査）。

3 交通

本町の交通は交通量の激しい国道4号が町の南北を縦貫する他、5路線の県道が通っているが、未改良区間の拡幅改良、危険箇所の改修及び国道4号の交通量緩和対策が望まれる。他の交通機関については、JR宇都宮線野木駅があり、2021年度の1日平均乗車人員は約3,468人である（JR東日本 各駅の乗車人員）。

第4節 防災ビジョン

第1 計画改定の背景

平成23年3月11日14時46分三陸沖を震源として発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、国内観測史上最大の地震であり、これに伴う津波や東京電力福島第一原子力発電所事故によって、本県を含む東日本全域にわたる未曾有の大災害が引き起こされた。

また、平成24年には県東南部で竜巻が発生したり、平成27年9月の関東・東北豪雨では9月9日から10日までの48時間に累計で315mmの降雨量があり、本町においても一部の地域に避難指示が発令される風水害が発生した。

平成28年4月には、熊本県において震度7を観測する地震が2回発生し、多くの被害をもたらした。

さらに、令和元年東日本台風（台風第19号）では、本町においても、思川の出水によって氾濫の危険が生じ、避難勧告・避難指示（当時）を発令し多数の町民が避難する事態になるなど、様々な対応に迫られる状況となった。

県では、東日本大震災等への対応やこのとき得られた教訓等を踏まえて各防災対策の見直しを行い、県防災計画の修正を行った。

町としても、修正された県地域防災計画を基本として、近年の災害で得られた教訓等を踏まえて町地域防災計画を改定する。

防災行政は、町、関係機関及び町民が一体となって防災体制の確立を図るとともに、災害に強い都市構造を形成することにより、災害から町民の尊い生命と貴重な財産を守ることが目的である。

複雑多様化する災害発生の危険性に対処するため、町、消防機関及び他の防災関係機関の機能充実と町民が一体となった防災体制の確立を図るとともに、都市施設の耐震化、不燃化の促進、避難地及び避難路の確保等都市基盤の整備を推進し、都市構造の防災化を図る。

また、今後、町民の高齢化や生活様式の変化等によって、防災意識の希薄化による防災力低下の可能性が考えられるため、地域の連帯による防災意識の高揚を図ることとする。

第2 計画の理念

本計画では、前述の背景を基に、自助、互助・共助、公助を基本とした以下の計画理念に基づき、行動を行うものとする。

- 1 防災・減災のまちづくり
- 2 災害に的確に対応できる体制の確立
- 3 災害に強い人と地域づくり

第3 計画達成のための方策

- 1 防災・減災のまちづくり

様々な都市整備手法を多角的・総合的に展開し、歴史に培われた野木町の豊かな町並みを活かしつつ、防火構造を備え、街路、空地等の防災空間が適切に配置された災害に強い都市構造の構築に努め、町民の安全な生活を支えるとともに、防災のみならず「減災のまち野木」として歴史的資産を後世へと伝承する。

- 2 災害に的確に対応できる体制の確立

災害による突発的な事態、あらゆる局面に即応できる柔軟かつ組織的な防災体制の確立を図るものとし、関係職員の迅速かつ的確な活動を促す初動体制の確立、情報収集体制の充実強化、不意に発生する災害にも対応可能な組織体制を構築する。

また、町による対応が困難な事態に備え、県や自衛隊等への応援・派遣要請体制、他市町との相互応援協定の充実に努める。

- 3 災害に強い人と地域づくり

災害の被害を軽減する上で、町民や事業所の日ごろからの災害への備えや、災害発生時の的確な対応が重要な役割を果たす。また、行政の能力を超える甚大な災害の際には、町民、事業所、行政等の協力的かつ組織的な防災活動が不可欠となる。

あらゆる機会を活用し、町民・事業所等への防災意識の向上、防災対策の知識普及を図るとともに、地域町民、事業所等による自主防災組織の育成強化を図り、自分の身は自分で守るという意識に裏打ちされた、屈強な自主防災体制づくりに努める。

第5節 計画の点検・評価

町及び防災関係機関は、この計画の実効性を担保するため、毎年点検・評価を行い、修正の必要性を認めた場合は速やかに防災会議に諮り修正を行う。

第6節 計画の習熟・訓練

本町の職員及び関係機関等は、日頃から防災・減災についての調査、研究、教育、研修及び訓練等により、野木町地域防災計画の習熟並びにこの計画に関連する諸計画の実現に努め、防災力の強化に努める。

また、町民の防災意識を高め、災害時に安全確保のため適切な行動がとれること及び地域における相互体制を確立するため、この計画の町民への周知を徹底する。

水害・台風、竜巻等風害対策編

第1章 総 則

第1節 過去の主な災害

本町においては、明治時代頃まで台風、豪雨等により利根川支流、渡良瀬川等において大洪水が発生していた。しかし、近年の治水対策の結果として最近では、大きな被害を伴う災害は発生していないが、平成27年(2015年)9月に台風第18号による降雨の影響により記録的な大雨となり、本町においては浸水被害が発生した。

◆栃木県の主な気象災害は以下のとおり。

1902年9月28日の台風

「足尾台風」と呼ばれる。県内で死者・行方不明219名、家屋の全壊・流失約8200棟の被害が出た。降水量は足尾で315mmに達した。

1947年9月15日の台風

「カスリーン台風」と呼ばれ、明治以降では栃木県最大の水害といわれている。渡良瀬川をはじめ県内各地で河川が氾濫し、県内の死者・行方不明は437名、家屋の全壊・流失約2200棟に達しました。特に足利市で洪水による被害が大きくなった。このときの降水量は塩原で516mmとなっている。

1949年9月1日の台風

「キティ台風」と呼ばれる。県内での死者は12名、家屋の全壊・流失約280棟となっている。降水量は日光・中禅寺湖畔で627mmとなった。

1986年8月5日の水害

本州南岸の前線と台風第10号から変わった低気圧の接近により県内全般に大雨となり、那珂川の氾濫により茂木町などで死者6名が出た。このため「茂木水害」とも呼ばれている。降水量は県内全般に200～300mmとなり、高根沢では332mmとなっている。

1990年9月19日の竜巻

台風第19号が19日20時過ぎに和歌山県に上陸、22時20分ころ壬生町で竜巻が発生し、宇都宮市南部まで約3.5kmに亘って被害をもたらした。被害は全壊30棟、半壊37棟、負傷者25名に達した。

1998年8月末豪雨(那須豪雨)

「那須豪雨」と呼ばれている。東北地方に停滞していた前線に向かって太平洋高気圧の周りを回る暖かく湿った空気が流れ込み、地形の影響も加わって栃木県から福島県にかけて記録的な大雨となった。特に那須町では27日の日降水量が607mm、26日から31日までの合計で1254mmにも達した。この豪雨で那珂川支流の余笹川などが氾濫し、死者・行方不明7名、家屋の全壊45棟など大きな災害となった。

2012年5月6日の竜巻

東日本から東北地方の太平洋沖を中心に、この低気圧に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ。さらに、日射の影響で地上の気温が上昇したことから、関東甲信地方は大気の状態が非常に不安定となり、発達した積乱雲が発生した。

これにより12時40分頃に発生したと推定される竜巻等の突風によって、真岡市東部から益子町、茂木町を経て茨城県常陸大宮市までの長さ約32km、幅約650mの範囲で住家や農業施設の損壊などの被害が発生し、重傷者1名、軽症者10名、家屋全壊13棟、半壊40棟、一部損壊416棟の被害が出た。

2013年9月4日の竜巻

本州付近に前線が停滞し、この前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となった。

これにより 12 時 20 分頃から 13 時頃にかけて発生したと推定される竜巻等の突風によって、鹿沼市、宇都宮市、塩谷町及び矢板市で竜巻が発生し、住家や文教施設、社会福祉施設などで被害が発生し、家屋半壊 2 棟、一部損壊 88 棟の被害が出た。

2014 年 2 月 8 日～9 日、14 日～15 日に発生した大雪

平成 26 年 2 月 8 日～9 日、14～15 日の 2 週に渡り低気圧の接近・通過により関東甲信越地方を中心に雪が降り続き、県内では、宇都宮市が 32cm、日光市土呂部で 129cm、那須で 88cm と最深積雪を大幅に更新する記録的な大雪となった。

なお、被害の状況は以下のとおりである。

2 月 8 日の被害の状況、重傷者 1 名、軽症者 38 名。

2 月 14 日の被害の状況、重傷者 8 名、軽症者 94 名、家屋被害、半壊 2 棟、一部損壊 31 棟。

2015 年 9 月 9 日～11 日の関東・東北豪雨

台風第 18 号による降雨の影響により、記録的な大雨となり、9 月 10 日未明、栃木県全域に大雨特別警報が発令された。この台風により、県内全域で河川の氾濫が相次ぎ、死者 3 名、負傷者 6 人、家屋被害全壊 22 棟、半壊 964 棟、一部損壊、29 棟、床上浸水 1,102 棟、床下浸水 3,934 棟の被害がでた。

なお、野木町の被害は、床上浸水 10 棟、床下浸水 258 棟である。

2019 年 10 月 12 日～13 日の台風（令和元年東日本台風）

台風第 19 号は 12 日 19 時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した後、関東地方を通過し 13 日未明に東北地方の東海上に抜けた。東日本から東北地方を中心に広い範囲で観測史上 1 位の記録を更新する大雨となり、特に 10 月 12 日の日降水量は記録的に大きなものであった。

栃木県内では死者 4 名、住家全壊 83 棟、住家半壊 5233 棟のほか、河川の決壊・越水等が 40 河川 67 か所、土砂崩れ等が 112 か所で発生し、さらに農作物・農業施設等の被害が 177 億 5900 万円（令和 2 年 3 月 26 日現在）にのぼるなど、大きな災害となった。

（宇都宮気象台「栃木県の主な気象災害」を参照し、作成）

第2章 災害予防（減災）

第1節 防災意識の高揚

〔総務部、文教部、消防水防部〕

町民及び防災上重要な施設の管理者の適切な防災意識の高揚に努めるとともに、児童生徒や職員に対する防災教育を積極的に行う。

第1 自主防災思想の普及徹底

町は、小山市消防署野木分署等防災関係機関と協力し、町民に対し、自主防災思想や正確な防災・気象に関する知識、特に「生命（いのち）・身体（み）を守る」ことに関する知識の普及・徹底を図る。

その際、内閣府（防災担当）「減災のてびき～今すぐできる7つの備え～」などを活用する。

第2 町民に対する防災知識の普及

1 防災知識の普及啓発推進

過去の災害の教訓を踏まえ、全ての町民が災害から自らの命を守るためには、町民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

町は、町民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、防災知識の普及啓発等を推進する。

(1) 主な普及啓発活動

- ア 防災講演会・講習会等の開催
- イ ハザードマップ、防災パンフレットや防火チラシ等の配布
- ウ テレビ、ラジオ、新聞、広報紙、SNS等による広報活動の実施
- エ ホームページやメールによる防災情報の提供
- オ 防災訓練の実施促進
- カ 防災器具、災害写真等の展示
- キ 各種表彰の実施

(2) 県消防防災総合センター（栃木県防災館）の活用

県は、県民の防災意識の高揚や防災知識の普及啓発の中核的な施設として消防防災総合センター（栃木県防災館）を宇都宮市に設置している。

町は、広報紙等を通じて当該施設を周知し、大雨、強風等の疑似体験や応急処置の実地練習等を通して防災技術や防災知識の普及を図る。

(3) 消防団員（水防団員）、とちぎ地域防災アドバイザー等による防災普及啓発活動の促進

町は、消防団員（水防団員）、とちぎ地域防災アドバイザー等による地域の防災普及啓発活動を促進するとともに、重要水防箇所、災害危険箇所・区域の場所、風水害等発生時にとるべき行動、避難場所・経路等の周知を行い、防災知識の普及を図る。

2 啓発強化期間

特に次の期間において、各種講演会、イベント等を開催し、防災意識の高揚及び防災知識の普及啓発に一層努める。

- ア 防災とボランティア週間（1月15日から1月21日）
- イ 全国火災予防運動（春 3月1日から3月7日 秋 11月9日から11月15日）
- ウ とちぎ防災の日（3月11日）
- エ 水防月間（5月1日から5月31日）

- オ がけ崩れ防災週間（6月1日から6月7日）
- カ 土砂災害防止月間（6月1日から6月30日）
- キ 防災週間（8月30日から9月5日）

第3 児童生徒及び教職員に対する防災教育

本章第21節「学校、社会教育施設等の災害予防対策」の第3に準ずる。

第4 防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育

町は、小山市消防本部、防災関係機関等と協力・連携して、危険物を有する施設、病院、社会福祉施設、宿泊施設等不特定多数の者が出入りする防災上重要な施設の管理者に対して防災教育を実施し、防災意識の高揚並びに資質の向上を図るとともに、特に被害拡大防止、初期応急対策、避難誘導等の行動力及び指導力を養うなど緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図る。

また、その他の企業・事業所等の管理者に対しても防災教育を行い、平常時の予防、災害時の応急対応について知識の普及に努める。

第5 職員に対する防災教育

町は、職員に対して、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を的確に遂行できるよう、講習会及び研修会の開催、防災活動マニュアルの作成・配布並びに定期的な防災訓練を実施し、防災教育の徹底に努める。

第6 防災に関する調査研究及び観測等の推進

町は、県及び防災関係機関と緊密な連携を取り合い、地域の危険度測定、災害発生の予測、災害発生時の被害の予測など基礎的な調査研究を推進するよう努める。

また、町は、雨量、水蒸気、水位等の観測体制、施設の充実・強化等を図るものとする。

第7 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際は、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者に十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第8 言い伝えや教訓の継承

町及び町民は、過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓等、大人から子どもへ語り継ぐ機会を設けたり、郷土史に編纂したりする等、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。

また、町は、県及び国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第2節 地域防災力（自主防災組織、消防団、ボランティア団体等）の充実

〔総務部、災害救助部、消防水防部〕

自主防災組織の育成・強化及び消防団の活性化を行うとともに、ボランティアの活動支援体制の整備を行う。

第1 個人・企業等における対策

町民は、一人ひとりが自らの身の安全は自ら守る「自助」の精神に基づき、自ら各種手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加する等平常時から災害に対する備えを進める。

町は、本章第1節に定めるところにより、町民に対する防災意識の高揚を図る。

1 町民個人の対策

(1) 防災に関する知識の取得

- ア 天気予報や気象情報
- イ 気象注意報・警報、水防警報、土砂災害警戒情報、洪水予報、竜巻注意情報等の警戒情報
- ウ 過去に発生した風水害被害状況
- エ ハザードマップ等による近隣の洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の把握
- オ 災害時にとるべき生命（いのち）・身体（み）を守るための行動（避難指示等発表時の行動、避難方法、避難所での行動等）

(2) 家族防災会議の開催

- ア 避難所等及び経路の確認
- イ 非常持出品及び備蓄品の選定
- ウ 家族の安否確認方法（各種携帯電話会社が提供する災害用伝言サービス等の活用等）
- エ 災害時の役割分担等（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等）

(3) 非常用品等の準備、点検

- ア 飲料水、食料、衣料、医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出品の準備・点検
- イ 飲料水、食料、生活必需品等の3日分相当以上の非常備蓄品の準備・点検
- ウ 土のう、スコップ、大工道具、発電機（蓄電機能を有する車両を含む）等資機材の整備・点検

(4) 医療機関から処方された治療薬、人工呼吸器等の医療機器の停電時における非常用電源、介護用品の準備・点検

(5) 応急救護方法の習得（心肺蘇生法、止血法、AEDの使用法など）

(6) 町又は自主防災組織等で行う防災訓練、防災講演会等への積極的参加

(7) 地域自治組織、自主防災組織等が行う、地域の相互協力体制の構築への協力

2 企業、事業所等の対策

企業、事業所等は、平常時から、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練、従業員への防災教育の実践等の実施等防災活動の推進に努めるとともに、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。また、地域社会の一員として、防災活動に協力できる体制を整える。

第2 自主防災組織の育成・強化

1 自主防災組織の対策

各地域は、自主防災組織を結成し、平常時から地域を守るために、危険箇所等の把握、防災資機材の整備、防災知識の技術習得、地域の避難行動要支援者の把握、活動体制・連携体制の確立に努めるとともに、災害発生時には、連帯して活動する。

2 町による自主防災組織の育成・強化

(1) 組織化及び活性化の促進

町は、自主防災組織の100%組織化を目指し、既存の地域自治組織を積極的に活用し、結成

推進、育成を推進する。また、結成後の活動の惰性化を防ぐため、組織のリーダーを中心として意識の高揚を常に図るとともに、平常時の防災活動を楽しみながら参加できる環境を作り上げるなどの工夫を行い、自主防災組織活動の活性化を図る。

- ・自主防災組織への資機材の整備支援
- ・自主防災組織が行う防災マップ作成の支援
- ・自主防災組織が行う防災訓練実施の支援
- ・自主防災組織に対する各種研修会・説明会の開催
- ・広報活動（地域の町民に対する自主防災組織に関する知識の普及）等

(2) 自主防災組織の育成

町は、地域の町民、工場、事業所等の施設関係者による自主的かつより機能的な防災組織の育成に努め、防災活動の推進を図るため、地域自治組織等及び各施設を中心とした自主防災組織の育成に努める。

また、町は、自主防災組織の活性化を図るため、機会あるごとに、研修会、講習会等を開催し自主防災組織を指導する。さらに、男女双方の視点による防災活動が可能となるよう、女性の参画促進と女性リーダーの育成を図る。

(3) 地域消防防災活動協力員の配備

町は、町内における元消防職員、消防団員等の協力を得て、被災時には、被害情報の収集、平常時には自主防災組織の育成・指導等に関する支援等の業務を推進するよう図る。

(4) 育成・指導すべき自主防災組織

ア 地域の自主防災組織

町民の各地域における自発的な防災組織

イ 施設の自主防災組織

大規模な人的・物的被害が発生する危険性を有している施設の自発的な防災組織

(5) 自主防災組織の重点推進地区

全町的に設置を推進するが、特に、次の被災危険の高い地域に重点をおいて設置を推進する。

ア 風水害多発地域

イ 家屋等の密集地域

ウ 多数の従業員がいる工場及び事業所

エ 危険物施設を有する工場等

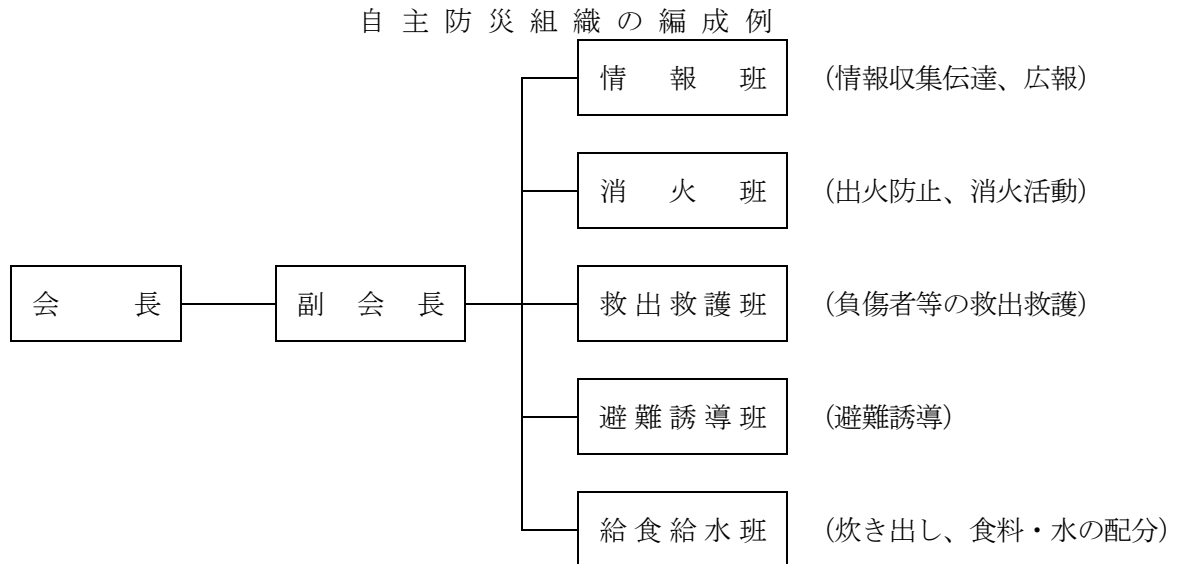
(6) 自主防災組織の規模

地域の自主防災組織は、地域の町民相互の連携のもとに活動することが必要とされるので、地域の実情に応じ、地区等を単位として、町民が連帯感を持てるような適正な規模で形成する。

(7) 組織編成及び活動内容

ア 組織編成

自主防災組織には会長、副会長等を設け、会員を各班に編成し、それぞれ日常的な活動と災害時の活動内容を定める。



イ 平常時又は非常時の活動内容

① 日常の活動例

対 策	内 容	担 当
消 火 対 策	1 火災予防の啓発 2 延焼危険地区、消防水利等の把握	消 火 班 〃
救 出 対 策	1 救出用資器材の整備計画の立案	救出救護班
救 護 対 策	1 各世帯への救急医薬品の保有指導 2 応急手当講習会の実施	救出救護班 〃
情 報 対 策	1 情報の収集及び伝達方法の立案 2 町内防災関係機関や隣接地区との連絡方法の確立	情 報 班 〃
避 難 対 策	1 避難対象地区の把握 2 避難路の決定と周知 3 避難行動要支援者の把握	避難誘導班 〃 〃
給食給水対策	1 各世帯への備蓄の徹底 2 飲料水が確保できる場所の把握 3 炊き出し及び配分計画の立案	給食給水班 〃 〃
防 災 訓 練	1 個別訓練の随時実施 2 町が行う防災訓練への参加	各 班 〃
備 蓄	1 各班の活動に必要な資機材、物資を順次備蓄 2 備蓄資機材及び物資の管理・点検	各 班 〃

② 災害時の活動例

対 策	内 容	担 当
消 火 対 策	1 各自家庭における火の始末 2 初期消火の実施 3 延焼の場合は消火班出動	全 員 〃 消 火 班
救 出 対 策	1 初期救出の実施	救出救護班

救護対策	1 軽症者は各世帯で処置 2 各世帯で不可能な場合は救護班が処置 3 重症者等の医療機関への搬送	各世帯 救出救護班 〃
情報対策	1 各世帯による情報班への被害状況報告 2 情報の集約と町等への報告 3 隣接地区との情報交換 4 重要情報の各世帯への広報 5 町への地域の町民の安否、入院先、疎開先等の情報提供	各世帯 情報班 〃 〃 〃
避難対策	1 避難路の安全確認 2 避難者の誘導（組織的避難の実施） 3 避難行動要支援者の担架搬送及び介添え	避難誘導班 〃 〃
給食給水対策	1 飲料水の確保 2 炊き出しの実施 3 飲料水、食料などの公平配分	給食給水班 〃 〃

第3 消防団（水防団）の活性化の推進

町は、次のような事業を実施するなど、地域の防災力を向上させ、地域の町民の安全を確保するため消防団（水防団）の育成・強化及び装備の充実を図るとともに、団員の加入を促進する。

また、消防団は、定例の活動の外、防災訓練や会合等を通して自主防災組織やボランティア団体等との連携を図る。

- (1) 消防団活性化総合計画の策定
- (2) 消防団活動に必要な各種資材の整備・充実
- (3) 消防団員に対する各種教育訓練の実施
- (4) 地域の町民に対する消防団活動や加入促進の広報等

第4 婦人（女性）防火クラブ等の育成・強化

町は、地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、婦人（女性）防火クラブ等の育成・強化を推進する。

第5 災害関係ボランティアの環境整備

1 ボランティア活動の環境整備

町は、県、県社会福祉協議会及び町社会福祉協議会と連携して、町民のボランティア意識を高揚させるとともに、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修・訓練制度の整備、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等、ボランティア活動の環境整備に努める。

- (1) ボランティアに係る広報の実施（県、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会及び町ボランティア支援センター）
- (2) 災害ボランティアの担い手の育成・災害ボランティアセンター運営等研修事業の実施（県、町、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会及び町ボランティア支援センター）
- (3) ボランティア団体の育成・支援（県、町、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会及び町ボランティア支援センター）

2 行政とボランティア団体等の連携

町は、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から日本赤十字社栃木県支部、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、町ボランティア支援センター、ボランティア団体等との連携を図る。

- (1) 町地域防災計画上の社会福祉協議会との連携及び災害ボランティアセンターの設置方針等の明記
- (2) 町災害ボランティアセンター情報の県域での集約と県民への情報提供方法の確立

3 ボランティア間の連携強化

町は、町及び県災害ボランティア（個人・団体）の登録制度を促進する。

第6 人的ネットワークづくりの促進

町は、県の協力を得て、消防、県警察等の防災関係機関、自主防災組織、婦人（女性）防火クラブ等の地域組織、民生委員・児童委員等の福祉関係者、ボランティア等の連携を促進することにより、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域の町民への伝達や避難誘導、救出・救助といった応急活動が、相互扶助により効果的に実施される体制づくりに努める。

第7 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画策定の推進）

町は、災害時における迅速な避難行動の実現や地域町民の防災意識の高揚に有効な地区防災計画策定が町内全域において進むよう、計画策定を支援する。

また、町（町防災会議）は、一定の地区の町民等から提案された地区防災計画を災害対策基本法に基づいて、町地域防災計画に位置付ける必要があるか判断するものとする。

第3節 防災訓練の実施

〔各部共通〕

町は、防災関係機関等と協力して、災害応急対策の円滑な実施を図るため、各種の防災訓練を実状に即して実施し、防災体制の整備と防災思想の普及を図る。

第1 総合防災訓練

町は、防災関係機関等の連携体制の強化及び町民の防災意識を高めることを目的として、防災関係機関等の参加と町民の協力を得て、通信、動員、本部運営、消防、災害警備、避難、救助、応急復旧等さまざまな形態の個別訓練を基礎とした各種の訓練を総合的に実施する。実施にあたっては、東日本大震災等の経験を踏まえ、実践的な訓練想定を設定し、自助、互助・共助による活動を重視する。

また、町は、広く自主防災組織等地域町民の参加を求めるとともに、自主防災組織等町民は、各種の防災訓練に積極的に参加するよう努める。

なお、総合防災訓練は、地域の特性や防災環境の変化に配慮するとともに、実際に道路の通行を禁止、制限して実施するなど効果的な訓練となるよう、次のような内容を参考に定期的に実施する。

- 1 職員の動員並びに災害対策本部、現地災害対策本部、支部、応援支部設置訓練
- 2 情報の収集・伝達訓練（通信訓練）及び広報訓練
- 3 水防訓練
- 4 土砂災害に係る避難訓練
- 5 避難誘導、避難所・救護所設置運営及び炊き出し訓練
- 6 防災関係機関の連携による応急救護及び応急医療訓練
- 7 ライフライン応急復旧訓練
- 8 警戒区域の設定及び交通規制訓練
- 9 救援物資及び緊急物資輸送訓練
- 10 ヘリコプターを活用した訓練（航空偵察訓練、消火訓練及び救助訓練）
- 11 広域応援訓練
- 12 避難行動要支援者避難支援訓練
- 13 災害ボランティアセンター設置運営訓練
- 14 救出・救助訓練

第2 防災図上総合訓練

町、防災関係機関等は、災害時における迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るため、相互に協力し大規模災害を想定した防災図上総合訓練を定期的に実施する。また、実践的な訓練とするため、次の点に留意する。

- 1 特に発災初動時における迅速かつ的確な災害対策本部活動の重要性を考慮し、本部員、事務局員等の体勢構築、状況判断や対応策の立案といった内容を盛り込む。
- 2 実際に避難所を開設し町民等が避難を実施するといった実動訓練を併せて実施する。
- 3 訓練実施地のハザードマップやより実際の被害想定等を考慮する。

第3 通信訓練・情報伝達訓練

町、防災関係機関等は、被害状況の把握及び応急対策の指令を迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練・情報伝達訓練を実施する。

第4 非常招集訓練

町、防災関係機関等は、災害時における職員の動員を迅速に行うため、非常招集訓練を定期的に実施する。

なお、訓練計画策定にあたっては、次の点に留意する。

- 1 平常時における非常招集措置の整備
 - (1) 招集対象者の住所、居所、連絡方法等
 - (2) 招集の区分
 - (3) 招集命令伝達及び示達要領
 - (4) 非常招集の命令簿及び非常招集記録簿
 - (5) 非常招集の業務分担及び配置要領
 - (6) 待機命令の基準
 - (7) その他非常招集のために必要とする事務処理
- 2 非常招集命令の伝達・示達
災害の緊急性から、最も早く到着する方法を講ずべきものであり、加入電話、携帯電話、無線及び口頭による伝達も迅速正確を期すること。
- 3 集合の方法
第一義的には、迅速に行うべきものであるが、訓練においては、通常の通路が崩壊等により交通不可能などの被害を想定して実施すること。
- 4 点検
訓練後は実施効果の検討を行い、訓練の改善、是非の資料として次の事項を確認点検するとともに、これらを中心とした訓練記録を記載しておく。
 - (1) 伝達方法及び内容の確認点検
 - (2) 発受時間及び集合所要時間の確認点検
 - (3) 集合人員の確認点検
 - (4) その他必要事項の確認点検

第5 消防訓練

町は、火災予防及び消防戦術上における消防機関の活動を円滑にするため、次の内容からなる消防訓練を実施するものとし、自衛消防についても随時消防訓練を行うよう指導し、必要に応じて町の消防機関も協力する。

なお、訓練は消防機関と消防団等が行うものとに区分する。

- 1 消防機関が行うもの
 - (1) ポンプ操法
 - (2) 放水訓練
 - (3) 礼式規律訓練
 - (4) 消防戦術
 - (5) 警備救助活動
- 2 消防団等が行うもの
 - (1) 通報訓練
 - (2) ポンプ操法
 - (3) 消火訓練
 - (4) 避難訓練

第6 水防訓練

町は、小山市消防署野木分署と協力し、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は他の防災関係機関と合同で年1回以上水防訓練を実施する。

第7 土砂災害・全国防災訓練

町は、防災関係機関等と協力し、土砂災害警戒情報を活用した避難指示等による町民及び要配慮者利用施設の避難訓練を実施し、警戒避難体制の強化と町民の防災意識の高揚を図る。

第8 町民、自主防災組織、事業所等の訓練

防災意識の高揚や組織的な活動の習熟など地域の防災力の強化を図るため、自主防災組織が中心となり、広く地域の町民や地域の事業所、防災関係機関が参加した訓練を実施することなどを通して、地域の町民が主体となった自助、互助・共助による活動の充実に努める。

- 1 情報伝達訓練
- 2 避難訓練、避難誘導訓練
- 3 初期消火訓練
- 4 救出・救助訓練
- 5 避難行動要支援者避難支援訓練等

第9 職員の資機材操作訓練

町は、災害時に職員が適切な防災資機材の操作を行うことができるよう、日常から準備し、可搬ポンプ、消火器等防災資機材の操作訓練を適宜実施する。

第10 広域避難訓練

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

第11 防災行動計画に基づいた訓練

町は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平常時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

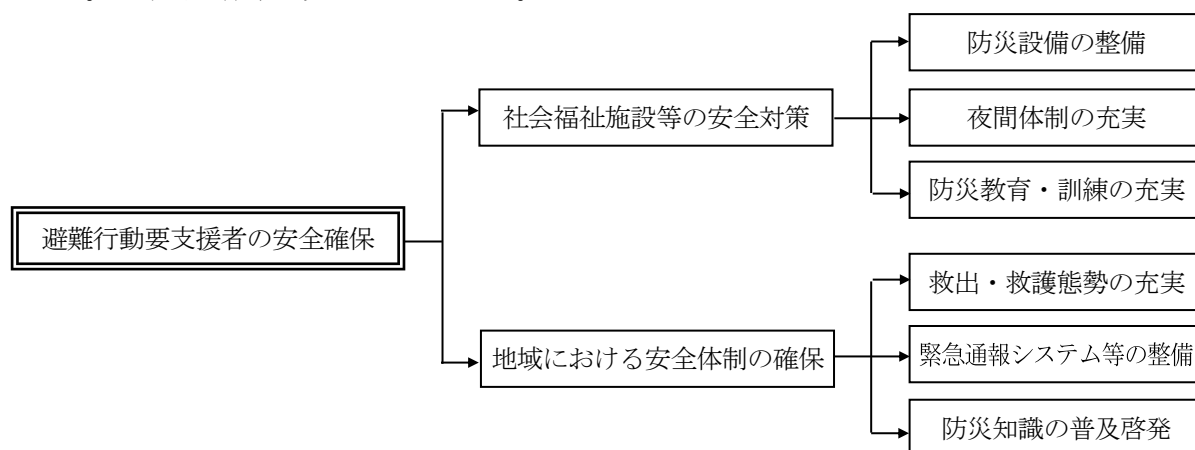
第4節 避難行動要支援者対策

〔災害救助部、文教部〕

高齢者、障がい者、乳幼児等、災害時に特に支援を必要とする「避難行動要支援者」の避難体制の整備・支援を行う。

第1 避難行動要支援者対策の体系

避難行動要支援者対策として、町や各地区等の地域レベルに応じたきめの細かい対策が必要になる。基本的な体系は次のとおりである。



第2 社会福祉施設等の安全対策

1 社会福祉施設対策

(1) 施設の整備

町は、公立社会福祉施設（野木町老人福祉センター）について、施設の耐久性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行うとともに、応急対策用資機材や非常用食料等の備蓄に努める。また、非常用電源（明るさ、暖房用等）の確保や施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

民間社会福祉施設の管理責任者に対しても、公立の社会福祉施設と同様の適切な対策を行うよう協力を求めていく。また、非常用通報装置の設置についても協力を求めていく。

(2) 非常災害に関する計画の作成

町は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「非常災害対策計画」という。）の作成を指導するとともに、施設が避難訓練等を通じて実効性のある計画となるよう適宜検証を行っているかを確認する。

社会福祉施設の管理責任者は、非常災害対策計画に基づき、休日・夜間も含めた非常災害発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制や非常通信手段を整備し、定期的に、当該計画及び体制を従業者及び利用者に周知するとともに、当該計画に基づいて避難訓練を実施するものとする。

(3) 社会福祉施設機能の弾力的運用

町は、災害により被災した高齢者、身体障がい者、知的障がい者等避難行動要支援者に対する支援が円滑に行われるよう、特別養護老人ホームのショートステイの活用による高齢者等の処遇など、災害時における社会福祉施設機能の弾力的運用が可能な体制の整備を図る。

(4) 洪水浸水想定区域等や土砂災害警戒区域の情報提供等

町は、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（その他の主として防災上配慮を要する者が利用する施設）であって、その利用者の洪水時等に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、町地域防災計画にその名称及び所在地を

定めるものとし、浸水害や土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所・避難経路等の周知を行い、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

町は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援するものとし、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、町長はその旨を公表することができる。

(5) 防災教育・訓練の充実

社会福祉施設の管理責任者は、非常災害対策計画や避難確保計画に基づき、職員並びに利用者の防災訓練を定期的実施するとともに、施設の近隣町民に対しても利用者の避難の際の協力を要請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立する等、災害時の避難対策を確立するとともに、防災意識の高揚を図る。

2 病院・診療所に入院している者に対する対策

(1) 非常事態に即応するため、平常時から入院患者の実態把握に努め、患者の容態等により「担送」「護送」「その他」等に区分し、避難誘導及び搬送の体制を確立する。

(2) 避難器具の設置場所と使用方法を患者及び職員に周知する。

(3) 病院・診療所については、重症患者、高齢者、乳幼児等で自力では避難することが困難な患者は、できる限り看護師詰所に隣接した場所など避難誘導及び搬送の容易な場所に収容するなど特別の配慮をする。

(4) 災害時の負傷者等の応急手当のできる体制を確立しておく。

第3 地域における安全体制の確保

町は、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者名簿の作成、当該避難行動要支援者の避難支援等を実施するための個別避難計画の作成に努めるとともに、名簿情報や個別避難計画情報について、避難支援等の実施に必要な限度で、原則、本人からの同意を得て消防、警察、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に情報を提供する。

当該情報を提供するときは、町地域防災計画の定めるところにより、情報提供を受ける者に対して、情報の漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

また、地域自治組織や自主防災組織等の関係機関と連携を図り、平常時からの避難行動要支援者の見守り体制の整備に努め、かつ避難行動要支援者個々のニーズに応じた避難支援を行う。

1 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 避難支援等関係者となる者

以下に掲げる機関について、避難行動要支援者の避難支援等関係者として、災害時の支援活動、日頃の見守り活動及びその他支援に関する活動を実施する。

ア 自主防災組織

イ 民生委員・児童委員

ウ 小山警察署

エ 小山市消防本部

オ 野木町消防団

カ 見守り協力員

キ 地域自治組織

ク 野木町社会福祉協議会

ケ 町役場関係部局（健康福祉課社会福祉係等）

コ その他避難行動要支援者の支援に関係する機関

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要す

る者で、その範囲は以下のとおりとする。ただしウ～オのうち「施設入所支援」及び「療養介護」の受給者を除く。

- ア 介護保険制度に基づく要介護認定が3以上の在宅生活高齢者
- イ 身体障害者手帳1・2級所持者
- ウ 療育手帳A1・A2所持者
- エ 精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- オ 障がい者福祉サービスを受けている難病患者
- カ その他災害時の支援が必要と町長が認める方（妊産婦、乳幼児等、外国人等を含む）

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア 名簿項目

町は、避難行動要支援者の要件に該当する者について、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要と認める事項を名簿に掲載する。

イ 個人情報の入手方法

町は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、町内の関係部局で把握している高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めるとともに、必要に応じ県やその他の機関に対して情報提供を求める。

(4) 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の心身の状況や生活実態は時間経過とともに常に変化しうるものであることから、町はこうした変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

(5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために、町が求める措置及び町が講ずる措置

町は、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、以下の措置を講ずる。

ア 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

イ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう説明する。

ウ 町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう説明する。

エ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

オ 避難行動要支援者名簿の適切な管理・保管を行うよう説明する。

カ 避難行動要支援者名簿を提供した際、受領書兼誓約書に記入の上、提出してもらう。

キ 受け取った避難行動要支援者名簿を複製しないよう説明する。

ク 名簿情報の取扱状況の報告を求める。

ケ 平常時から避難行動要支援者名簿を保有しない者に対して災害時に提供する場合は、使用後に名簿情報の廃棄・返却等を求める。

コ 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

(6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

ア 避難情報等の発令・伝達

町は、災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を適時適切に発令する。

避難情報等の発令及び伝達に当たっては、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、以下に配慮する。

- ① 高齢者や障がい者等の要配慮者にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする。
- ② 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。
- ③ 高齢者や障がい者等に合った、必要な情報を選んで伝達する。

イ 多様な手段の活用による情報伝達

町は、各種情報伝達の特徴を踏まえ、複数の手段を有機的に組み合わせて緊急かつ着実に避難指示等が伝達されるよう努める。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため、町は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

2 個別避難計画の作成

町は、避難行動要支援者の個々の状況に応じた避難支援を迅速に行うため、本人や避難支援等関係者と打合せをするなどして、発災時に避難支援を行う者、発災時に避難支援を行うに当たっての留意点及び避難場所、避難経路等の具体的な支援方法を定める個別避難計画の作成に努める。また、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(1) 優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成の進め方

ア 計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲

本節第3・1(2)に定める者のうち、以下を優先度の高い者とする。

- ① ハザードマップで危険とされる区域に住む者
- ② 重度の要介護や障がいのある者、人工呼吸器使用者等、自力での判断や避難が困難な者
- ③ 高齢者世帯で独居または夫婦二人暮らし等、避難支援者が側にいない者

イ 個別避難計画作成の進め方

町は、関係者と連携し、優先度の高い者から個別避難計画の作成に取り組む。優先度の高い避難行動要支援者については、地域の実情を踏まえながら、令和3年に改正された災害対策基本法施行後から概ね5年程度で作成に取り組む。

また、町が優先的に支援する計画づくりと並行して、本人や家族、地域の自主防災組織等が記入する計画づくりを促進する。本人や地域が記入し、町に提出された計画のうち、町が必要と定めた情報が記載されているものについても、町が作成の主体となっている避難行動要支援者の個別避難計画として取り扱うものとする。

(2) 避難支援等関係者となる者

本節第3・1(1)に準ずる。

(3) 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア 計画作成に必要な個人情報

本節第3・1(3)アに定めた事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- ① 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ その他避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

イ 個人情報の入手方法

本節第3・1(3)イに準ずるほか、避難支援等を実施する上で配慮すべき心身に関する事項などについて、避難行動要支援者本人や家族、関係者（本人と関わりのある介護支援専門員や相談支援専門員、かかりつけ医、民生委員・児童委員など）から、情報収集をす

る。

(4) 個別避難計画の更新に関する事項

避難行動要支援者の心身の状況は変化するため、町は、福祉関係者等と連携し、その心身の状況に応じて個別避難計画を更新するよう努める。

また、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等に変更があった場合にも、適時適切に更新する。

(5) 個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置

本節第3・1(5)に準ずる。

(6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

本節第3・1(6)に準ずる。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

本節第3・1(7)に準ずる。

(8) その他必要事項

町は、地区防災計画が定められている地区において個別避難計画を作成する場合、また、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

個別避難計画については、計画に基づく避難支援等が必ず実施されることを保証するものではない。このことから、計画作成主体である町や、個別避難計画作成の関係者等に対し、その結果について法的な責任や義務を負わせるものではなく、あくまで避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高める性格のものとして周知することが適当である。

3 地域支援体制の整備

町は、自主防災組織、地域自治組織、消防団、民生委員・児童委員、警察署、医療機関、福祉関係機関等と協力して、避難行動要支援者への災害情報の伝達及び避難誘導、安否確認等を行う地域支援体制を整備する。

(1) 緊急通報システム等の整備

町は、災害時におけるひとり暮らし高齢者等の安全確保を図るため、緊急通報システムの整備を促進する。

(2) 防災知識の普及啓発

町は、避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布する等広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

第4 災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策

町は、高齢者、障がい者等が災害時においてもできるだけ支障の少ない生活が過ごせるよう「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき自ら設置又は管理する公共的施設（避難場所となる学校、社会福祉施設、公園等）について、出入口、廊下、階段等のバリアフリー化や専用のトイレ、駐車場の設置等、要配慮者に配慮した対策を推進する。

また、非常用電源（照明、暖房用等）の確保や、洪水等の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、自ら設置又は管理する公共的施設（社会福祉施設、避難場所となる施設等）について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能になるよう配慮する。

第5 外国人に対する防災対策

1 多言語化による外国人への防災知識の普及

町は、外国人に対して、自主防災組織等が地域全体で支援する体制を整え、外国人に対して、自らの広報媒体への多言語による防災啓発記事の掲載や多言語による防災啓発パンフレットの

作成・配布等多言語による防災知識の普及啓発や避難場所、緊急連絡先等の情報提供を推進する。

また、町は、外国人に配慮し、避難所標識や避難所案内板等の多言語化や JIS 規格のピクトグラムの共通化に努める。

また、町は、県の対策に準じ、通訳・翻訳ボランティア等外国人支援者の確保に努める。

2 地域等における安全性の確保

町は、外国人の地域等における安全性の確保のため、次の点に留意するものとする。

- ・外国人の中には、これまで自然災害の体験や防災訓練への参加が少ない者もあり、災害時の行動に支障をきたすことが予想させることから、外国人を含めた防災訓練の実施に努める。
- ・自主防災組織等によりこれらの外国人を地域全体で支援する体制を推進する。
- ・外国人雇用者の多い企業、事業者等の責任者に対し、これらの者への防災教育等を実施するよう指導する。

3 災害時における外国人支援体制の整備

町は、災害の規模・被害等に応じ「災害多言語支援センター」を設置するなど、災害時に多言語による情報提供や相談業務などを行うことにより、外国人の安全体制の確保に努める。県（産業労働観光部）及び（公財）栃木県国際交流協会は、災害時に町が実施する外国人支援施策について、災害時外国人サポーターの派遣など適切な支援を行う。

第5節 物資・資機材等の備蓄体制の整備

〔総務部、災害救助部〕

大規模災害発生直後の被災地域の町民の生活を確保するため、食料、生活必需品、医薬品、防災資機材等の現物備蓄及び流通備蓄調達体制を整備する。

第1 食料、生活必需品の備蓄及び調達体制の整備

1 町民の備蓄推進

町民は、各家庭において非常持出品の他、最低3日分（推奨1週間以上）の食料、飲料水及び生活必需品の備蓄に努める。町は、広報紙、インターネット等各種媒体を通して、町民自らの家庭内備蓄に関する啓発を行う。

2 町の備蓄推進

町は、食料及び生活必需品の備蓄にあたり、要配慮者や食物アレルギーのある者にも配慮し、地域の実情に応じた高齢者用おむつ等の品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を考慮した分散備蓄を検討していく。更に、関係機関との協定締結により流通備蓄を行う。

(1) 具体的な備蓄品目

食 料	生活必需品	
アルファーマイ	寝 具	光熱材料
飲 料 水	被 服	乾 電 池
レトルト食品	肌 着	照明器具
	身の回り品	粉ミルク
	炊事道具	簡易トイレ
	食 器	生理用品
	日 用 品	高齢者用品
		乳児用紙おむつ等

(2) 備蓄倉庫の所在地

野木町防災倉庫（野木町役場庁舎敷地内）及び、各避難所敷地内

3 企業・事業所等の備蓄推進

企業、事業所等は、災害時に備えて事業継続に必要な分として、2～3日間の物資等の備蓄を行うよう努める。

第2 医薬品、医療救護資器材等の調達体制の整備

災害発生時の緊急医療体制を確保するため、医療機関、医薬品卸業者等と連携を図り、必要な医薬品や資機材等の備蓄及び調達体制を整備する。

第3 防災用資機材の備蓄及び調達体制の整備

災害応急対策活動や被災町民の生活支援に必要な資機材の迅速、円滑な確保を図るため、備蓄及び調達体制を整備する。なお、町単独の備蓄のほか、必要に応じ、近隣市町との共同備蓄の推進に努める。

第4 物資・資機材等備蓄スペースの確保

町は、野木町防災倉庫の他に、学校や公民館等避難所となる施設の空きスペースの活用について検討する。

第5 物資の供給体制及び受入体制の整備

町は、災害時において混乱なく被災町民等へ物資を供給することができるよう、確保した物資の配送方法の確立等、避難所・避難場所への供給体制の整備及び被災地外からの救援物資等の受

入体制の整備に努める。

防災の観点を踏まえたまちづくりの推進、治水対策等を実施する。

第1 災害に強い都市整備の計画的な推進

1 防災に配慮したまちづくりの計画の推進

町は、災害発生時における町民の生命及び財産の安全確保を図るため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画を推進する。

2 防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの推進

これまでの被災地区の状況や今後の防災の観点を考慮しつつ、町は防災指針を含めた立地適正化計画や都市計画マスタープランを推進するとともに、これに基づき、町は、町民の協力を得て、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。

3 災害リスクの評価に基づいたまちづくりの推進

町は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。また、町は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

第2 災害に強い都市構造の形成

1 市街地開発事業等の推進による防災まちづくり

町は、災害に強い都市構造とするため、総合的な都市整備手法である市街地開発事業等の推進に努める。

2 防災機能を有する施設の整備

町は、関係機関との相互連携により、災害時における応急対策の活動拠点となる、医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の整備を推進する。

3 避難行動要支援者に配慮した施設の整備

本章第4節「避難行動要支援者対策」第4に定めるところによる。

第3 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

1 公園の整備

町は、食料等の備蓄倉庫、貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え、活動拠点、一時避難場所及び広域避難場所となる公園の整備を推進する。

2 その他公共施設の整備

道路、公園、河川等の公共施設管理者は、その施設整備にあたり、災害の拡大防止や安全な避難所・避難経路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

3 分散型エネルギーの導入拡大

町及び県は、豊富に存在する地域資源を活かした再生可能エネルギーの利活用を促進するとともに、内陸型発電所やコージェネレーション等の導入拡大による電力自給率の向上を図る。

第4 治水対策

本町には思川と渡良瀬川が流れているが、治水対策としては、渡良瀬遊水地を整備し、洪水や浸水に備えている。今後も平常時から河川施設の巡視を行い、関係機関と連携しながら治水対策に万全を期するよう努める。

土砂災害等について、計画的な予防対策を実施する。

第1 土砂災害防止法に基づく被害防止対策

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)」(土砂災害防止法)に基づき指定された土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域について、町は県と連携し、次の対策を講じる。

1 土砂災害警戒区域

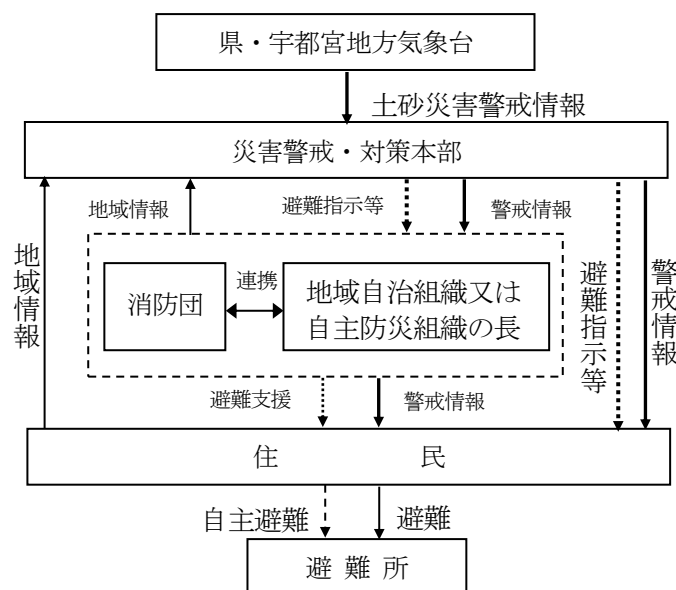
町は、土砂災害警戒区域(土砂災害のおそれのある区域)ごとに、次に掲げる事項について定める。

- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 防災訓練として、町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 警戒区域内に、要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地及びこれらの施設への情報伝達体制(土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達)に関する事項
- (5) 救助に関する事項
- (6) 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

また、円滑な警戒避難を行うため、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所に関する事項等について、土砂災害ハザードマップ等を利用し、町民及び要配慮者利用施設等に対する周知を徹底する。

さらに、町は、町地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援する。

本町の土砂災害に関する情報収集及び伝達・避難体制



2 土砂災害特別警戒区域

県は、土砂災害特別警戒区域(土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊が生じ、町民に著しい危

害が生じるおそれがある区域)において、一定の開発行為の制限、居室を有する建築物の構造の規制、建築物に対する移転等の勧告、勧告による移転者への融資等を行う。

第2 急傾斜地崩壊対策

町は次のような指導、周知を行う。

- (1) 町及び消防本部は、県と協力し、急傾斜地崩壊による被害が発生するおそれがある箇所について、危険区域の調査点検を実施し、調査結果に基づき、危険区域の土地所有者、管理者及び占有者に対し、必要な防災工事を促すとともに、常に監視して、災害時における安全の確保を図るよう指導する。なお、県は、急傾斜地の崩壊により、相当数の居住者等に危害が生じるおそれのある土地について、「急傾斜地崩壊危険区域」に指定して、斜面の崩壊を助長・誘発する行為を制限するほか、崩壊防止工事を実施している。
- (2) 町は、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域における土地所有者、管理者及び占有者による防災工事、家屋の移転等に公的融資制度が活用できる旨周知に努める。
- (3) 町は、県と協力して、周辺の町民等を中心に広く危険区域の周知を行う。また、町民に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、町又は警察に速やかに通報するよう周知をする。

○危険状況判断のための着眼点（前兆現象）

- ・降雨量、積算雨量等の増加
- ・斜面に膨らみ、割れ目がみられる
- ・崖中途からの地下水の湧水の発生、また急激な増加、減少
- ・小石がばらばら落下する
- ・亀裂が発生する
- ・地鳴りがする
- ・湧水が噴き出す

第3 盛土による災害の防止対策

町は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、町地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、県から適切な助言や支援を受けることができる。

第4 被災宅地危険度判定制度の整備

町は、豪雨等により被災した宅地の二次災害に対する安全性を判定するため、県と連携を図り被災宅地危険度判定制度を整備する。

1 被災宅地危険度判定士の把握

町は、被災宅地の危険度を判定する技術者を確保するため、あらかじめ町内の建設業者等に対して被災宅地危険度判定士の資格取得を推進するとともに、資格を有する者を把握しておく。

2 被災宅地危険度判定士の運用・支援体制の整備

被災宅地危険度判定士の派遣要請、輸送、判定準備等の運用・連絡網についての整備を図る。

3 被災宅地危険度判定実施体制の整備

県内市町等との連絡調整及び被災宅地危険度判定実施体制についての整備を図る。

第8節 水防体制の整備

〔総務部、災害救助部、産業建設部、消防水防部〕

町は、県及び関係機関と連携して総合的かつ長期的な水防体制を整備する。

本町の水防に関しては、本計画とは別に水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定に基づく「野木町水防計画」があるので、本計画と連携して運用することとする。

第1 水防組織

1 水防団

本町は、消防団が水防団を兼ねるものとする。

2 水防本部

町に水防本部（事務局は総務課）を置き事態を処理する。

水防本部を設置する時期は、水防法第10条および気象業務法第14条の2の規定により、水防に関する予報又は警報が発せられたとき、又は町長が水防本部を設置する必要があると認めたときとする。

3 災害対策本部と水防本部等との関係

町に災害対策本部が設置された場合の組織は、野木町地域防災計画に定めるところによる。

第2 水防活動体制の整備

1 資機材等の整備

町は、河川の状況、堤防護岸の状況、過去の災害の状況等を勘案して、水防倉庫等を設置し、地域の実情に即応した水防器具及び資材の整備に努める。

2 観測情報への対応

異常気象時に、県から伝達される河川水位、雨量等の情報にすばやく的確に対応できる体制を整える。

3 訓練、研修等による消防団の育成・強化

町は次の措置を講じる。

(1) 平常時から消防団に対する研修会等を実施し、育成・強化に努める。

(2) 毎年出水期前に1回以上の水防訓練を実施する。

(3) 河川ごとに重要水防箇所等の具体的な水防工法をあらかじめ検討する。

第3 洪水予報河川等に指定されていない中小河川における対策

町長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として町民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

第4 洪水浸水想定区域等における対策

1 洪水浸水想定区域における考え方

本町では、思川・渡良瀬川・利根川・巴波川・永野川が氾濫した場合の洪水浸水想定区域が指定されており、当該浸水区域ごとに次の事項を定めるとともに、洪水ハザードマップ等により町民及び要配慮者利用施設等への周知を徹底する。

また、町民は、異常を察知した場合、町や防災機関へ連絡をするとともに避難の準備をする。

(1) 洪水予報等の伝達方法

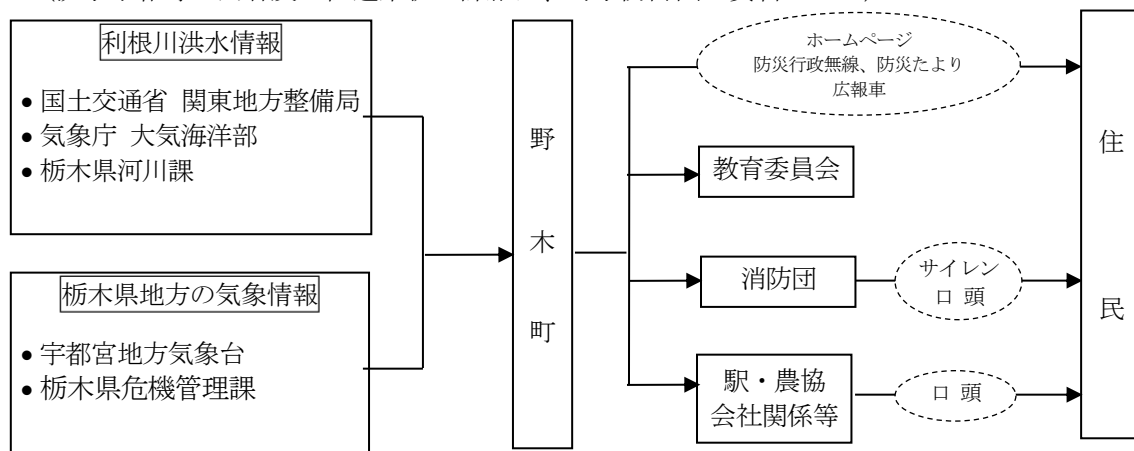
(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(3) その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項

(4) 洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、その施設名称及び所在地

2 洪水予報等の伝達方法

洪水予報、水防警報、気象警報等の伝達及び避難に関する情報は次の伝達系統により行う。
(洪水予報等の内容及び伝達系統の詳細は、町水防計画 資料5-2)



3 洪水ハザードマップの有効利用の推進

町は、効果的な避難等応急対策に資する洪水ハザードマップを各世帯に配布した上で、その有効利用を進める。

4 浸水被害軽減地区の指定

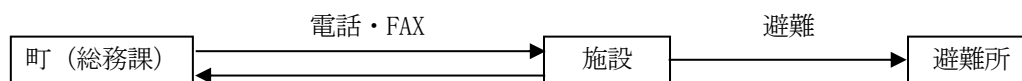
水防管理者（町長）は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効果があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

5 避難場所

浸水時の避難所は資料編に掲載のとおりである。（資料8-1）

6 要配慮者利用施設への情報伝達等

高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設のうち、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設については、洪水予報等の確実な伝達を行うため、町よりファックス又は電話にて直接連絡を行う。



思川浸水想定区域内の要配慮者利用施設は、資料編に掲げるとおりである。（資料3-1）

7 感染症予防

町は、浸水が収束した後、町民の感染症予防のための防疫活動を行う。

第5 河川管理施設の水害予防対策

(1) 町は、河川の氾濫防止、治水安全度の向上を図るため、必要に応じて巡視点検を実施するとともに、洪水時における円滑な水防活動を期すため、水防用資材の備蓄及び維持管理に努める。
また、緊急時における水門等の操作を的確に実施するため、操作基準及び連絡方法について関係機関間での協議調整を図っていく。

(2) 町は、川の氾濫防止及び治水安全度の向上を図るため、積極的に、河川改修や遊水池、防災調節池等の河川整備の推進を図る。

第6 洪水氾濫による被害の軽減に資する取組

気候変動による影響を踏まえ、国土交通大臣及び県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災対

策協議会」、「栃木県減災対策協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、町、県、国、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

積雪対策としての道路や除雪体制の整備を実施する。

第1 積雪対策

1 道路整備

冬期間における町民の安全な生活の確保を図るため、町は、次のような道路や施設の整備、点検、維持管理等を行う。

- ・積雪、堆雪等に配慮した道路整備
- ・路盤改良

また、町は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。

2 除雪体制の整備

豪雪等発生時に、緊急に道路交通を確保し、また、町民の除雪中の事故防止を図るため、町は、次のような除雪を実施する体制の整備に努める。

- ・除雪機械の整備充実
- ・除雪要員等の動員体制
- ・所管施設の点検
- ・除雪資機材、融雪剤等の備蓄
- ・備蓄品の保管庫の整備

また町は、町民の住家等除雪中の事故発生を未然に防ぐため、地域コミュニティの互助による雪処理活動を行う仕組みを整備するよう努める。

3 連絡体制の強化

異常な降雪により通信障害が発生した場合においても、連絡体制が確実に機能するよう、通信手段の多様化に努める。

4 豪雪地域以外における除雪体制

豪雪地域以外では除雪体制が脆弱であるため、除雪機械や除雪要員等について、豪雪地域からの応援体制づくりに努める。

5 滞留車両の乗員への支援等

道路管理者及び地方整備局、地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

農業施設整備等の予防対策の実施に努める。

第1 農地・農業用施設対策

土地改良区、水利組合等の農地・農業用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

町は、災害予防対策の実施と老朽化等により施設の改良が必要なものは、国・県の補助事業、町県単事業等により改善するよう指導する。

1 各施設の共通的な対策

(1) 管理体制の整備

頭首工、大規模排水機等の農地・農業用施設の管理者は、施設の適正な維持管理計画を定め、管理技術者の育成・確保など管理体制の強化を図る。

(2) 施設等の点検

農地・農業用施設の管理者は、平常時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

2 用排水施設対策

頭首工、大規模排水施設等の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、出水時及び異常時には、応急措置を施すことができる体制を整備するなど、災害の未然防止に努める。

また、施設機能保持のため改良が必要なものについては、計画的な整備に努める。

第2 農業共同利用施設対策

農業協同組合、町等の農業共同利用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

1 管理体制の整備

農業共同利用施設（農産物倉庫、農産物処理加工施設、農業用生産資材製造施設、種苗生産施設、家畜飼養管理施設、家畜排泄物処理利用施設等）の管理について、各管理主体は、管理者の育成・確保などにより、管理体制の整備・強化を図る。

2 各施設の予防対策

施設管理者は、平常時から適切な維持管理等を行い、災害の予防に努める。

第 11 節 火災予防対策

〔総務部、消防水防部〕

町及び消防機関は、防災思想の普及徹底及び消防体制の充実・強化によって、火災の被害の未然防止及び軽減を図る。

第 1 消防組織

1 小山市消防署野木分署

野木町を対象として、昭和 60 年 4 月 1 日に小山市消防署野木分署が設立された。野木町内で火災等が発生した場合は、小山市消防署からも応援する体制となっている。

2 野木町消防団

非常備消防としての消防団は、団本部、6つの分団及び女性班 140名の団員で組織されており、消防防災に万全を期しているが、近年、実働可能な団員の確保が難しくなっており、団員の確保と組織の強化を図る必要がある。

3 消防団の警戒態勢

(1) 警戒のための組織体制

消防団の団員は、常に町全域における火災の予防に注意を払うとともに、組織体制に支障が生じないように十分な連絡調整を図る。

(2) 警戒区域の責任分担

消防団は、次の区分により区域を分担して警戒にあたる。

名 称	管 轄 区 域
団 本 部	野木町一円
本 部 分 団	大字友沼の一部・大字丸林の一部及び大字野木の一部
第 1 分 団	大字友沼の一部・大字潤島
第 2 分 団	大字野木・大字野渡の一部及び大字友沼の一部
第 3 分 団	大字南赤塚・大字中谷及び大字丸林の一部
第 4 分 団	大字若林・大字佐川野及び大字川田
第 6 分 団	大字野渡の一部
女 性 班	野木町一円

(3) 警戒のための要員等の出動及び伝達方法

火災の警戒のために要員及び機械の出動を必要とする場合は、電話等によって伝達する。連絡系統は、次によるものを原則とする。



(4) 小山市消防署野木分署との相互協力

消防団は、火災が発生した場合、小山市消防署野木分署と相互に協力して、消火活動を実施する。

第 2 火災予防対策

1 防災知識の普及啓発

町は、春季・秋季の全国火災予防運動、防災週間等を通じ、町民に対し、大規模な火事の被害想定等を示しながらその危険性を周知する。

また、小山市消防署野木分署と連携して、春季、秋季の全国火災予防運動のほか、年末年始特別警戒等を実施することにより、町民に対する防火思想の普及と知識の啓発を行い、防火体制の強化を図る。

第 3 地域防災力の強化

本章第2節「地域防災力（自主防災組織、消防団、ボランティア団体等）の充実」に定めるところによる。

第4 消防力の整備強化

1 消防施設等の整備充実

(1) 消防水利の整備

ア 町は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

イ 町及び小山市消防本部は、空中消火活動の際必要となる水利について検討・選定を進めるとともに、必要により協定等の締結、水槽の設置等により水利の確保及び整備に努める。

(2) 空中消火活動の積極的な推進

町及び小山市消防本部は、災害発生時に空中消火の拠点となる緊急時ヘリコプターの離発着場を確保するとともに、空中消火用資機材の整備、備蓄及び維持管理に努める。

第5 文化財等の安全対策の促進

本章第21節「学校、社会教育施設等の災害予防対策」第5に定めるところによる。

第12節 消防・救急・救助体制の整備

〔総務部、消防水防部〕

被災者の救助活動・応急措置・救急運搬等のため、消防・救急・救助体制の整備充実を図る。

第1 組織の充実・強化

町及び小山市消防本部は、「消防力の整備指針」に基づいて消防組織の整備を図るとともに、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の強化に努める。特に団員の減少の問題を抱える消防団について、団員の確保と資質の向上を図る。

第2 救急・救助用車両、資機材等の整備

町及び小山市消防本部は、救急・救助隊の増強を進めるとともに、「消防力の整備指針」等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。

第3 医療機関との連携強化

小山市消防本部は、同時多発する救急要請に対し、迅速かつ的確な医療機関への搬送を行うため、医療機関との連携を強化する。

第4 消防防災ヘリコプターによる救助・救急体制の整備

町は、災害時に迅速に上空からの人命救助や救急搬送が実施できる体制を整備するため、消防防災ヘリコプターの要請方法の習得やヘリポートの整備を図る。

第5 応援受入・連携体制の整備

町は、県内市町と相互応援協定を締結しており、災害時には、当該協定に基づき円滑に応援要請できるよう、要請方法等を習得しておく。

小山市消防本部は、本章第22節「自治体・消防等における応援・受援体制の整備」第2に定めるところにより、広域的な救急・救助応援の受入体制を整備する。

第13節 防災行政ネットワーク等の整備

〔総務部〕

関係機関と連携した防災行政ネットワークの整備を図る。また、町民への伝達手段の整備等、通信手段の充実に努める。

第1 本町における通信施設の現況

本町において利用可能な通信施設等は、次のとおりである。

- (1) 町防災行政無線（MCA 無線）
- (2) 栃木県防災行政ネットワーク（衛星系、移動系、地上系）
- (3) 消防無線
- (4) 一般加入電話（災害時優先電話）
- (5) 携帯電話
- (6) インターネット（町ホームページ・SNS 等）
- (7) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）
- (8) 災害時用 NTT 特設公衆電話（災害時のみ設置）
- (9) 携帯電話会社を活用した緊急エリアメール 等
- (10) 登録制メール（防災たより）

第2 町防災行政無線の整備促進

町は、災害時における町民等への情報伝達手段として、同報系無線、移動系無線、公共安全 LTE（PS-LTE）等を導入するよう努める。

また、災害に備えて、通信設備・施設の耐久性向上を図り、停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進し、発電機用の燃料の確保に努めるとともに、定期的に通信訓練を実施し、習熟に努める。

第3 その他の町民伝達手段の整備

町は、豪雨時の激しい雨により屋外スピーカーの音声が届かないことも考慮し、携帯電話等による緊急速報メール、テレビやインターネット等による Lアラート等の活用、災害時優先電話等輻輳に強い通信手段の確保、避難行動要支援者に有効である戸別通報システムの整備等、その地域の実情に合わせた災害時における多様な通信連絡手段の充実に努める。

また、消防機関と協力して、トランシーバーやメール等消防団で効果的に活用できる通信手段の導入に努める。

避難場所等の選定、避難誘導體制及び避難所等運営体制の整備を促進するとともに逃げ遅れをなくすため、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、早期避難の重要性を町民に周知する。

第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

1 指定緊急避難場所の指定

- (1) 町は、発生しうる災害の想定を踏まえ、公園、グラウンド、公民館、学校、体育館等公共施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で指定緊急避難場所（以下「緊急避難場所」という。）として指定する。

現在指定している箇所が適切であるか随時確認を行い、適切でないと判断された場合、整備、又は、指定替えを行う。

指定に際しては、その旨を県に通知するとともに、公示する。

- (2) 災害対策基本法の基準に基づき、管理体制、安全性等を考慮して指定するものとする。
(3) 町は、災害の危険が去った後に、自宅が損壊するなど一定期間の避難生活を余儀なくされた被災者について、緊急避難場所から指定避難所への円滑な移動がなされるよう配慮する。

2 指定避難所の指定

- (1) 町は、発生しうる災害の想定を踏まえ、公共施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で指定避難所（以下「避難所」という。）として指定する。

現在指定している箇所が適切であるか随時確認を行い、適切でないと判断された場合、整備、又は、指定替えを行う。

指定に際しては、その旨を県に通知するとともに、公示する。

- (2) 災害対策基本法の基準に基づき、施設の規模、災害の影響、物流機能等を考慮して指定するものとする。
(3) 上記（2）の基準に加えて、次のことにも留意すること。

ア 原則として地区別に指定し、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。

イ 耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、災害により重大な被害が及ばないこと。

ウ 生活面を考慮し、バリアフリー化された学校、公民館等の集会施設、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設とすることが望ましいこと。

エ 緊急避難場所と避難所は、相互に兼ねることができること。

3 指定福祉避難所の指定

- (1) 町は、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者や、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した指定福祉避難所の指定を進める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

また、指定している箇所が適切であるか随時確認を行い、適切でないと判断された場合、整備、又は、指定替えを行う。

指定に際しては、その旨を県に通知するとともに、受入対象者を特定の上、公示する。

- (2) 2の指定基準のほか、次の基準に基づき、指定するものとする。

ア バリアフリー化された施設であること。

イ 要配慮者に対する相談や介助等の支援体制等を有すること。

- (3) バリアフリー化されており、かつ生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センタ

一や介護保険施設、障害者支援施設等の施設を活用すること。

4 避難所の整備

町は、避難所の整備にあたっては、男女共同参画の視点を重視しながら、避難者の良好な生活環境を確保する。

指定にあたっての留意事項

- ・電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備の整備に努めること。
- ・停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めること。
- ・放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。障がい者に対しては、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備し、特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。
- ・換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。
- ・帰宅困難者、観光客等地区外の避難者の避難に資するため、JIS 規格のピクトグラムの共通化、誘導標識、案内板等の設置に努めること。また、外国人の避難に資するため、多言語表示シート等を整備しておくこと。
- ・食料、飲料水の備蓄又は供給体制について検討しておくこと。また、高齢者、乳幼児、女性等に配慮した生活必需品等の備蓄や生活用水の確保も検討すること。
- ・要配慮者の避難状況に応じ迅速に洋式トイレのほか、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設できるよう、あらかじめこれらの調達方法を整理しておくこと。
- ・要配慮者に対する必要な育児、介護、医療用品の調達方法を整理しておくこと。
- ・体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合に備えて、畳、マット、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーション等の購入や、冷暖房機器等の増設などの環境設備の整備に努めること。
- ・通信事業者の協力を得て、災害発生時に速やかに非常用電話やインターネット等の通信施設が設置できるよう、あらかじめ設置場所等を定めておくとともに、公衆無線 LAN (Wi-Fi) の利用ができる環境整備に努める。
- ・必要に応じて家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努めること。
- ・安否情報システムの使用が可能となる通信環境の整備や人員等の確保について検討しておくこと。

5 学校等における竜巻被害対策としての緊急避難場所の確保

学校等の管理者は、竜巻災害に備えて、児童生徒等の身の安全を守ることが可能で安全な避難場所を確保するように努める。

また、登下校時の安全確保の方策についても確立するよう努める。

第2 避難に関する知識の周知徹底

町は、避難の万全を図るため、警察と協力して各種手段や広報を活用して、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、指定緊急避難場所の位置、避難経路、避難にあたっての注意事項、指定緊急避難場所への持出品、警戒レベルとそれに応じて町民がとるべき行動、避難指示等の町民に行動を促す情報等の意味等避難に必要な知識等について幅広い年代の町民への周知徹底に努め、企業、事業所等はこれに協力する。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

さらに、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと町民自身が判断する場合は、近隣への緊急的な待避場所への移動

又は屋内での待避等を行うべきことについて、町は日頃から町民等への周知徹底に努めるものとする。

主な周知方法
(1) 自主防災組織等を通じた周知
(2) 標識、誘導標識、案内板等の設置による周知
(3) ハザードマップ配布による周知
(4) 広報紙及びインターネットによる周知

第3 避難実施・誘導體制の整備

1 避難基準の設定

町は、土砂災害や浸水が予想される地域の町民に対する避難指示等を行う基準を設定するものとする。

その際、国の避難指示等に関するガイドラインに示されている情報等により検討、設定する。

また、対象区域をあらかじめ設定して、当該区域内の世帯数・居住者数と避難行動要支援者の状況、要配慮者利用施設の所在状況など避難指示等の実施にあたって必要となる情報を事前に把握・整理しておき、必要に応じて見直すよう努める。

2 避難指示等の伝達手段の整備

町は、土砂災害や浸水が予想される地域の町民に避難指示等の重要な情報を確実に知らせるため、町防災行政無線や防災たより、町ホームページ、SNS、広報車等での伝達や、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達のほか、携帯端末の緊急速報メール等多様な伝達手段の整備に努める。特に、避難行動要支援者に対しては、障がいの状況に応じたコミュニケーション手段を利用し、文字放送や読み上げ機能のある電子メール等の活用を図るなど、十分に配慮する。

3 避難誘導體制の確立

(1) 各機関連携による地域の避難体制の確立

町は、消防機関、県警察、自主防災組織等の協力を得て、発生しうる災害の想定を踏まえ、平常時から次のことに留意して避難誘導體制を確立しておく。

ア 地区・区域ごとに事前に責任者を決定しておくこと。

イ 地区の実態に応じ、避難経路を2箇所以上選定しておくこと。

ウ 避難行動要支援者の安全確保及び優先避難を考慮すること。

エ 避難経路となる道路の安全性の向上に努めること。

オ 水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めること。

(2) 帰宅困難者対策

ア 栃木県帰宅困難者対策連絡会議の設置

県、県警察、町、鉄道事業者は、帰宅困難者発生時に円滑に対応することを目的として、県主宰の「栃木県帰宅困難者対策連絡会議」を設置して、必要な連絡調整を行う。

イ 一斉帰宅の抑制

「むやみに移動を開始しない」ことを基本原則に一斉帰宅を抑制する取組を実施する。

ア) 企業等における対策

企業や学校等は、次の事項等を定めた帰宅困難者対策に関するマニュアル等の作成に努める。

- ・従業員や児童生徒等を一定期間施設内に留めるための滞在場所や飲料水・食料・毛布等の備蓄の確保
- ・従業員や児童生徒等の安否確認手段の確保

- ・従業員や児童生徒等への「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、災害用伝言ダイヤル 171 や災害用伝言板等の家族等との安否確認手段の周知

イ) 駅や大規模集客施設等における利用者保護

鉄道事業者は、災害が発生し交通機関の運行が停止した場合における利用者の避難誘導体制や利用者を一定期間留める場所・備蓄の確保など、利用者保護と一斉帰宅の抑制に係る計画を定めるとともに、平常時から計画に基づく訓練を実施する。

また、大規模集客施設の事業者等は、鉄道事業者に準ずる対策を実施する。

ウ) 町民等への周知

町は、ホームページ等により、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を町民へ周知するとともに、ア) イ) の取組について企業等への啓発を図る。

ウ 一時滞在施設等の確保

町は、帰宅困難者を一時的に受け入れるための一時滞在施設を避難所とは別に確保するよう努める。一時滞在施設としては、町所有の施設を指定するほか、民間事業者にも協力を求め、民間施設を指定するよう努める。

町は、帰宅困難者の受入れに必要な飲料水や食料、毛布その他必要となる物資の備蓄に努める。

エ 帰宅困難者の誘導等の体制整備

町は、駅前等の滞留場所から一時滞在施設までの帰宅困難者の案内誘導について、警察等の関係機関との協力体制の構築に努める。また、輸送において、(一社) 栃木県バス協会に協力を得られるよう連絡体制を整備しておくとともに、協定事業者との連絡体制について確認しておく。

オ 外国人への支援

町は、各町の国際交流協会等と連携し、外国人の帰宅困難者に対して多言語による情報の提供や相談業務等の外国人支援体制の確保に努める。

(3) 不特定かつ多数の利用者がいる施設等の対策

町は、小山市消防本部及び県警察と連携してスーパー等不特定かつ多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。

また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

第4 避難所の管理・運営体制の整備

1 避難所管理体制の確認

町は、避難所が円滑に開設・運営できるよう、避難所運営マニュアルを作成するとともに、各避難所の管理責任者をあらかじめ定め、責任者への連絡手段・方法等を毎年度確認しておく。

2 職員派遣体制の整備

町は、災害発生初期において避難所管理・運営を円滑に行うため、避難所への職員派遣基準及び体制を事前に明確にしておく。

3 自主防災組織、ボランティア団体等との連携

町は、円滑な自主運営体制の確立を図るため、自主防災組織、地域自治組織、町社会福祉協議会、NPO 法人・ボランティア団体等の協力を得るなど、連携して避難所運営体制を事前に検討しておく。

4 指定管理者等との役割分担の明確化

町は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を明確にしておく。

5 専門家等との情報交換

町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等と

の定期的な情報交換に努める。

第5 県外避難者受入対策

1 避難受入れ場所の確保

県は、大規模災害等により県外からの避難者を受け入れる状況の発生に備えて、あらかじめ避難所として使用できる施設を選定しておく。

また、県は、町が県外避難者の避難所として使用できる施設についてあらかじめ把握しておき、町はこれに協力する。

なお、県及び町は、避難所の選定にあたり、避難行動要支援者の受け入れについて十分留意する。

2 県外避難者受入体制の整備

県外避難者を受け入れる避難所の開設及び運営は、原則として町が第4に準じて行う。

県は、災害が発生したときに迅速かつ適切に対応できるように定期的に連絡会議を開催し、町が行う体制整備を支援するほか、県外避難者の発生時において次の役割を実施する。

- (1) 避難所に関する全体調整
- (2) 避難所を開設する施設の確保
- (3) 総合案内所の設置（災害対策本部事務局内、必要に応じて現地）
- (4) 避難所運営の人的・物的支援

また、県は、被災した病院等の入院患者並びに被災した社会福祉施設の入居者等の受け入れ及び社会福祉施設の福祉避難所としての一時的な提供等について、国及び関係機関との連携により、県内の病院等及び社会福祉施設に対し要請する。（入院患者の受け入れ搬送に当たり、特に重篤な患者については、ドクターヘリによる搬送を要請する。）

3 避難場所の整備

第1に準ずる外、県有施設の活用も視野に入れた準備を行い、県外避難者用駐車スペースを確保する。

第15節 保健医療体制の整備

〔災害救助部〕

負傷者への医療救護活動や保健活動のため、保健医療体制、後方医療体制等の整備・充実を図る。

第1 保健医療体制の整備

1 救護班の設置

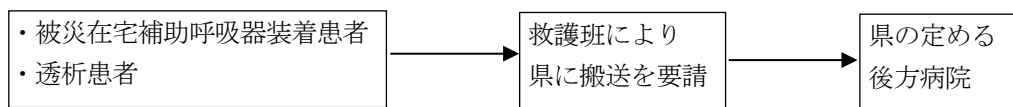
町は、災害時における医療救護の万全を期するため、救護班を編成し、召集方法等を含めたマニュアルを作成し、迅速な対応を図る。

2 救護所の設置

(1) 町は、消防機関及び関係医療機関と連携し、救護所に充てるべき建物・場所を調査し、その一覧を作成しておく。

(2) 町は、救護所に備えるべき器材をあらかじめ検討し、その確保方法を確立しておく。また、臨時・移動式救護所を開設するための資材（天幕、テント等）の整備を図る。

3 被災在宅補助呼吸器装着患者、透析患者への対応



第2 後方医療体制等の整備

救護所における救護班では対応できない重症者等に対する医療体制が町のみでは不十分な場合に備えて、県に後方医療体制の整備等を要請する。

第3 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の整備

町は、県及び医療機関等と連携し、国、県、市町、栃木県医師会、病院、消防本部等をネットワークで結ぶ広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用した迅速な搬送体制の確立と救急医療の提供体制の整備を図る。

第4 応援要請

町の保健医療活動が、医師、保健師など保健・医療人材等の不足、医薬品・医療器材の不足等により円滑に実施できない場合には県や他市町に応援要請して対処するため、県への応援要請方法や「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づく応援要請の手続き等について習得しておく。

第5 医療体制の確保

医療機関においては、災害時に備えて、施設・設備の防災性の向上を図るとともに、病院防災マニュアルの整備等医療体制の確保を図るための措置を講じておく。

第 16 節 緊急輸送体制の整備

[総務部、産業建設部]

被災地域へ応急対策人員や援助物資等の緊急輸送体制の整備を図る。

第 1 緊急輸送道路の指定

路線の区分、設定基準は次のとおりである。隣接県の主要道路と接続し、また、防災拠点や、主要公共施設、警察署、自衛隊等を結ぶ有機的な道路ネットワークとなっている。

区 分	設 定 基 準
第 1 次緊急輸送道路	・ 県庁所在地、地方中心都市を連絡する道路 ・ 県内を縦貫し隣接県に連絡する広域幹線道路
第 2 次緊急輸送道路	・ 第 1 次緊急輸送道路と市町役場、地方合同庁舎等の主要な施設を連絡する道路
第 3 次緊急輸送道路	・ 第 1 次、第 2 次緊急輸送道路の機能を補完する道路

町内における県指定緊急輸送道路は、次のとおりである。

区 分	路 線 名	区 間
第 1 次緊急輸送道路	国道 4 号	全 線
第 2 次緊急輸送道路	一般県道 境間々田線	野木町佐川野 [佐川野友沼線交点] ～野木町佐川野 [野木町道交点]
	一般県道 佐川野友沼線	野木町友沼役場入口交差点 [国道 4 号交点] ～野木町丸林 [野木町役場前]
	一般県道 佐川野友沼線	野木町丸林 [野木町役場前] ～野木町佐川野 [境間々田線交点]
	市町道 野木町道 (一級幹線 1 号線、 二級幹線 3 号線)	野木町丸林 [佐川野友沼線交点] ～野木町丸林 [野木町役場前]
	市町道 野木町道 (二級幹線 14 号線、 町道佐川野 39 号線)	野木町佐川野 [境間々田線交点] ～野木町佐川野 [野木町総合運動場前]
第 3 次緊急輸送道路	一般県道 南小林松原線	小山市下河原田交差点 [国道 50 号交点] ～野木町友沼交差点 [国道 4 号交点]

第 2 陸上輸送体制の整備

1 道路・橋梁の整備

町、県、国土交通省関東地方整備局その他の道路管理者は、災害時における道路機能を確保するために、道路・橋梁の整備にあたっては、災害に強い施設の整備を推進する。また、落石、倒木等が発生しやすい場所の点検及びパトロールを実施し、補強等の対策工事の必要な箇所について、緊急度の高い箇所から順次対策を実施する。

2 情報収集・連絡体制の整備

町、県その他の道路管理者は、災害時における交通の支障を防止し、併せて災害応急対策活動を容易にするため、災害情報の収集・連絡体制を整備する。

第 3 空中輸送体制の整備

町は、台風や豪雨時に、道路が冠水等により寸断され、陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、ヘリポートを定めているが、必要に応じて空中輸送に必要な通信機器等の機材について、整備し

ておくように努める。

第4 物資集積所の整備等

町は、救援物資の集積及び配布の円滑化を図るため、野木町役場敷地内の武道館を物資集積拠点として位置づけ、建物の堅牢化を行うとともに通信機器等必要な整備を図る。

また、物資集積・輸送上重要な施設（トラックターミナル、卸売市場等）の把握に努める。

第5 建設関係機関との連携体制

町は、協定の締結等により建設関係機関との連携強化を図り、道路復旧作業等に必要となる人員や資機材等を速やかに確保できる体制の整備に努める。

第17節 防災拠点等の整備

〔総務部、産業建設部〕

災害対策活動における中核的な役割を担う防災拠点の整備を図る。

第1 防災拠点の種類

町は、大規模災害時に災害対策活動の拠点となる次の施設を、防災拠点として位置づけて整備する。

防 災 拠 点	
①災害対策活動拠点	⇨ 野木町役場（野木町災害対策本部）
②避難拠点	⇨ 資料編参照（資料8-2）
③救援物資集積拠点	⇨ 野木町武道館
④物資輸送拠点（ヘリポート）	⇨ 資料編参照（資料10-2）

第2 防災拠点の整備

1 災害対策活動拠点の主な整備等

災害対策活動拠点には、必要に応じて次のような整備を行っていく。特に、災害時において中核の役割を担う町災害対策本部となる施設については、計画的に整備を推進する。

- (1) 建築物の耐震・不燃等堅牢化
- (2) 非常用電源（発電、再生可能エネルギー発電設備、蓄電池システム又は蓄電機能を有する車両を含む）
- (3) 栃木県防災行政ネットワーク
- (4) （飲料水兼）耐震性貯水槽、防火水槽、防災トイレ
- (5) 備蓄倉庫

2 災害対策本部の代替施設

町は、被災により町役場庁舎の機能が失われる場合を想定して、事前に災害対策本部設置場所の代替施設を選定する。

災害対策本部の代替施設：野木町文化会館（エニスホール：野木町友沼181）

3 避難拠点の整備

被災町民に対して、適切な避難場所の確保と災害情報等の必要な情報の提供を行うための拠点として学校・公民館等について1と同様の整備を促進する。

第3 消防水利の確保・整備

本章第11節「火災予防対策」第4に定めるところによる。

強風に対する建築物の堅牢化等を図る。

第 1 防災上重要な公共建築物の災害予防対策

災害時における応急対策活動の拠点、又は避難場所として重要な役割を果たす公共建築物の管理者は、その機能を確保するため、次のような災害予防対策を実施する。

1 防災上重要な公共建築物

- (1) 防災拠点（町役場等）
- (2) 医療救護活動の施設（病院等）
- (3) 応急対策活動の拠点（消防団機械器具置場等）
- (4) 避難先施設（学校、体育館、公民館等）
- (5) 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、障がい者支援施設等）

2 防災対策の実施

防災上重要な建築物は、災害時の応急対策活動や避難の施設として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としても重要であり、これらの機能を確保するため、次に示す防災対策を推進する。

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、次のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- ア 非常用電源の確保
- イ 配管設備類の固定・強化
- ウ 施設・敷地内の段差解消等、避難行動要支援者に配慮した施設設備の整備
- エ その他防災設備の充実

道路、鉄道、上下水道等のインフラ施設について安全性を考慮した施設整備に努める。

第1 道路施設

本章第16節「緊急輸送体制の整備」第1に定めるところによる。

第2 鉄道施設

東日本旅客鉄道(株)は、災害時に備え、施設等の整備に努めるとともに、運転規則、巡回、点検等によって災害予防対策を講じる。

1 施設等の点検巡回

災害による被害を最小限に抑えるため、平常時から施設関係職員による定期的な点検巡回を行う。

2 運転規則

災害により異常事態が発生した場合に、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう、災害時に備えて平常時から訓練教育を行う。

第3 ヘリポート施設

災害時におけるヘリポート施設の果たす役割の重要性に鑑み、必要な施設整備と維持管理に努める。なお、本町におけるヘリポート施設は、資料編に掲げるとおりである。(資料10-2)

1 構造物の整備

施設の管理者は、構造物について必要に応じ補修改良を図り、災害に強い施設の整備に努める。

2 施設等の点検巡回

施設の管理者は、災害による被害を最小限に抑えるため、施設等の定期的な点検巡回を行う。

第4 水道施設

町は、水道施設の被災時における応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するために、水道施設に係わる防災用資機材の整備拡充及び防災非常体制の確立を推進する。

1 書類の整備

施設の完成図面、図面台帳、設備仕様書等を整備しておく。

2 防災体制の編成

毎年度当初に当該年度における防災体制の編成及び危機管理マニュアル、緊急連絡系統図等を作成する。

3 施設の維持管理

施設のウィークポイントを表示し、職員に周知徹底させるとともに、消火機器、塩素ガス漏洩検知装置、中和装置、救護用具、医薬品等を常に使用可能な状態にしておく。

4 貯留水の確保

配水池等貯水施設の堅牢化を図るほか、流出入操作弁の電動リモコン化及び緊急しゃ断弁等の設置により、貯留水の異常流出防止に努める。

5 二次災害防止

ポンプ場及び浄水場内での薬注入設備等の燃料用設備の設置にあたっては、台風、豪雨等発生に伴う漏洩その他の二次災害が発生しないよう整備に努める。

6 配水管路等の改良

老朽管や耐震性の低い管路の布設替えを行い、管路の強化に努めるとともに、地盤の特性を考慮した、材料の選定を行う。

7 応援体制の整備

給水系統相互間における水の融通体制を強化するとともに、隣接水道事業者間等と緊急時における連絡体制を整備し、応援体制の強化を図る。

- 8 応急復旧用資機材の備蓄
応急復旧が速やかに実施できるように、主要施設の資機材の備蓄に努める。
- 9 重要給水施設の把握
避難所、医療施設等、災害時に重要となる施設を把握し、給水体制の確保に努める。

第5 下水道施設

1 施設の整備

町は、施設の新設及び増設にあたっては、「下水道施設設計指針と解説」に基づき設計を行い、河川敷内に伏越し水管橋及び放流ゲートを設置する場合は、設置位置、構造、在来護岸補強方法等を、河川管理者と事前に十分打ち合わせた上で設計を行う。また、既に供用している施設については、実情に応じ、補修、補強等を実施する。

2 危険箇所の改善

町は、施設の点検等により危険箇所の早期発見と改善に努める。

第6 河川管理施設

本章第8節「水防体制の整備」第7に定めるところによる。

第7 廃棄物処理施設

町は、県、処理業者、民間事業者との連絡体制を整備するとともに、災害時においても、災害廃棄物及びその他の通常の廃棄物（以下、「災害廃棄物等」という。）を適正かつ迅速に処理することができるよう、「野木町災害廃棄物処理計画」に基づき、施設の強靱化や体制整備等の対策を講じる。

災害に起因する火薬、ガス、毒物・劇物等による事故を防止するため、町は、事業者等関係機関、県及び防災関係機関と連携して、予防対策を実施する。

第 1 消防法上の危険物

危険物施設（完成検査済証交付施設）と小山市火災予防条例で規制される少量危険物施設については、適時、小山市消防本部が必要な指導を行っている。

小山市消防本部又は消防法上危険物を取扱う施設の所有者等は災害に起因する危険物の漏洩、爆発等に備え、平常時から次により危険物施設の安全確保に努める。

町はこれらの危険物施設の所在を把握し、連絡体制を整備しておく。

1 危険物施設の所有者等が実施する対策

- (1) 大規模な災害による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性の向上に努める。
- (2) 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。
- (3) 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。
- (4) 防災資機材、化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。
- (5) 近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

2 小山市消防本部が実施する対策

- (1) 危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、災害による影響を十分に考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。
- (2) 震災時等に危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請が想定される者（電気関係業者、建設業者、製造業者、石油関係業者、官公庁等）に対して、臨時的な危険物の貯蔵・取扱い形態等について検討させるとともに、安全対策について事前に計画しておくよう指導する。
- (3) 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の所有者等に対し、災害時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。
- (4) 危険物施設の所有者等に対し、堅牢性等の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。

第 2 火薬類、LP ガス、高圧ガス及び毒物・劇物

火薬類、LP ガス、高圧ガス及び毒物・劇物の取扱事業者等に対する規制、指導等は県が行っているが、町は、その危険防止と二次災害防止のため、これらの施設の所在と危険物取扱状況の把握に努め、施設及び関係機関との連絡体制の整備を図る。

第 3 放射性物質

1 放射性同位元素等取扱施設の管理者等の行う対策

放射性同位元素等取扱施設等の管理者は、災害に起因する放射性同位元素等の漏洩等のおそれが生じた場合、円滑な対応がとれるよう、あらかじめ町、消防機関、警察及び国に対する通報連絡体制を整備する。

2 町及び小山市消防本部の対策

- (1) 町及び小山市消防本部は、県が策定した「放射性物質事故・災害対応マニュアル」に基づき、放射線検出体制や汚染検査及び除染体制の整備等事前対策を行うとともに、応急対策の流れについて熟知し、災害に起因する放射性物質事故が発生した場合に備える。
- (2) 町及び小山市消防本部は、放射性物質取扱施設の箇所、所在地、取扱物質の種類等の把握に努める。

- (3) 町は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、県及び関係機関との連携を強化する。
- (4) 小山市消防本部は、放射性物質事故等に備え、救急救助活動に必要な資機材の整備に努める。

学校における学校安全計画等の作成や児童生徒等及び教職員に対する防災教育等を推進する。

第 1 学校安全計画の作成

町立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）の校長は、「学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）」に基づき作成する「学校安全計画」の中で災害安全の事項を盛り込むとともに、地域・学校の実態、地域の特性等に応じ、大規模災害時における児童生徒の安全確保、保護者等との連絡体制、施設設備の被害状況の把握、時間外における教職員の参集方法等について別途定めておき、防災面における安全教育の充実と安全管理の徹底を図る。

学校安全計画作成上の留意点
<p>(1) 防災教育に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年別及び月別の関連教科、道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間における指導事項 ・特別活動、部活動等における指導事項 <p>(2) 防災管理に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災のための組織づくり及び連絡方法の設定 ・避難場所及び避難経路の設定と点検・確保 ・防災設備の点検及び防災情報の活用方法の設定 ・防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査 <p>(3) 災害安全に関する組織活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭及び地域社会と連携した地域の危険箇所の点検及び防災訓練の実施 ・教職員や保護者等を対象とした防災に関する研修

○「危険等発生時対処要領」作成上の留意点

学校安全計画を受け、地域・学校の実情等に応じ、次のような事項を盛り込み作成する。

- ・大規模災害時における児童生徒等の安全確保の方策
- ・時間外における教職員の参集体制
- ・保護者への引渡し又は学校の保護方策、臨時休業等の措置など保護者等との連絡体制など

第 2 学校等の防災体制の確立

1 事前対策の確立

校長は、台風や豪雨時の児童生徒の安全確保のために、適切な指示や支援をするため、必要な知識や技能を身に付けるとともに、役割分担等を明確にした上で、学校の防災管理・組織活動を具体的に示した学校防災マニュアルの充実を図る。

2 応急対策への備え

校長は、災害時における児童生徒の退避・保護の方法をはじめとした防災応急対策について検討するとともに、教職員及び児童生徒に教育・訓練を実施し、保護者にも周知徹底を図る。

3 施設・設備の安全管理

校長は、校舎内や避難通路の安全の確保を図るため、学校設備・物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底等の安全対策を講じる。

第 3 児童生徒及び教職員に対する防災教育

町は、学校教育を通じて児童生徒に対する防災教育の充実に努め、避難訓練を通して学校、家庭及び地域における防災の知識や避難方法等を習得させる。

1 防災教育の充実

学校では、学校の安全計画に基づき、児童生徒の発達段階に応じた防災教育の充実を図る。

(1) 自らの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育の推進

防災教育の実施にあたっては、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解させ、災害時の対応力を育むことに留意する。

その際に、県が作成した防災関係指導資料や、国が作成した防災教育用読本等の啓発資料をはじめ、県防災館等の施設の活用などに配慮する。

また、町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

(2) 支援者としての視点から、社会に参画する意識を高める防災教育の推進

災害発生時に、児童生徒が自らの安全を守るとはもとより、その発達段階に応じて進んで他の人々や集団並びに地域の安全に役立つことができるよう、ボランティア活動等を通じて安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育を推進する。

2 避難訓練の実施

学校における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど災害時に安全に避難できる態度や能力を体得させるようにする。また、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

3 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

町は、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育指導資料等を活用するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

第4 社会教育施設の対策

1 社会教育施設危機管理計画の作成

公民館や図書館、博物館等の社会教育施設の長（以下「施設長」という。）は、利用者の安全確保のため、施設設備の被害状況の把握、時間外における職員の参集方法等について別途定めておき、防災における安全管理の充実を図る。

2 社会教育施設の防災体制の確立

(1) 事前対策の確立

施設長は、地震発生時の利用者の安全確保のために、事業の運営・継続・中止について、事業運営担当者との連携を図り、事前対策を確立しておく。

(2) 応急対策への備え

施設長は、災害時における利用者の退避・保護の方法をはじめ、交通機関・情報手段、水道・電気等ライフライン途絶時の安全確保などの防災応急対策について検討するとともに、職員等に研修・訓練を実施し、周知徹底を図る。

(3) 施設・設備の安全管理

施設長は、施設・敷地や避難通路の安全の確保、重要収蔵物の安全を図るため、設備、物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底、防災機器の点検・使用法の習熟等の安全対策を講じる。

3 利用者、地域の町民及び職員に対する防災教育

町及び県は、社会教育を通じて町民に対する防災教育の充実に努め、地域における防災の知識や避難方法等の習得について機会を充実する。

(1) 防災教育の充実

ア 社会教育施設では、それぞれの施設の機能を活用した町民への防災教育の充実に努める。

イ 防災教育の実施にあたっては、町民が地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解し、主体的な避難行動や防災・減災の活動に資するよう配慮する。

ウ 災害発生時に、町民等が自らの安全を守るとはもとより、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことが出来るよう、共助を育む仕組みづくりや学習機会を充実する。

- (2) 避難訓練の実施
本節第3・2に準ずる。
- (3) 職員の防災意識の高揚と指導力の向上
本節第3・3に準ずる。

第5 文化財等の安全対策の促進

町は、町民の貴重な財産である文化財等を災害から守り、将来に引き継いでいくため、次の安全対策の促進を図る。

- (1) 文化財等の所有者又は管理団体若しくは文化財施設の所有者に対し、防災に関する指導、助言をする。
- (2) 文化財の特性に応じた防火管理や収蔵庫、火災報知器、消火栓、避雷針等の防火施設・設備の整備充実を促進する。また、非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在は所有者等に明確に把握させておくとともに、防火標識等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識の高揚を図る。
- (3) 「文化財防火デー」(1月26日)を中心として防火訓練を実施するとともに、文化財についての防火思想の普及啓発を図る。

第22節 自治体・消防等における応援・受援体制の整備

〔総務部、消防水防部〕

災害時又は災害のおそれがある場合の人員派遣を基本とした相互応援体制を整備するとともに、町内のみで支援することが出来ない場合に備え、他の自治体や関係機関との応援・受援体制を整備する。

第1 町における大規模災害に備えた受援計画

1 受援計画及び体制の整備

県は、大規模災害発生により県内市町において重大な被害が発生した場合に備えて、災害時広域受援計画を策定し、県・市町が一体となった「チーム栃木」としての県内の連携に加え、他都道府県・関係機関からの支援を、市町が、迅速かつ的確に受け入れられるよう、被災市町を応援する体制の充実を図る。

町は、他都道府県・関係機関及び県内他市町からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的な対策を推進するために受援計画を策定し、支援を受け入れる体制（受援体制）の構築に努めるものとする。

町及び県は、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認を含めた訓練を実施する。

第2 応急対策職員派遣体制の整備

「応急対策職員派遣制度」は、総務省が平成30年3月から運用開始し、都道府県が管内市区町村と一体的に被災市区町村へ人的派遣を行う仕組みであり、被災市区町村が行う災害マネジメントや避難所運営、罹災証明書等の災害対応業務の支援を行う。

応急対策職員派遣制度等の応援の枠組みにより、県が対口支援団体に選定された場合、県は市町と一体的に「チーム栃木」として支援を行うものとする。

町は、県の要請に応じて必要な人員・資機材を確保できる体制を整備する。

第3 市町相互応援体制の整備

1 県内市町相互応援協定

町は、県内全市町間で締結した「災害時における市町相互応援に関する協定」を実施する体制の整備に努める。

2 その他災害時相互応援協定の締結の推進

町は、できるだけ多くの県内外の市町村や関係機関との災害時応援協定締結に努め、締結後は、事前に協力内容、輸送方法、応援・受援体制等について確認、マニュアル化しておく等平常時から連携体制の強化を図る。

現在本町では、県内市町、関東どまんなかサミット会議構成市町、福島県川俣町、災害時広域支援連携協定構成市町、茨城県大洗町、千葉県酒々井町及び神奈川県山北町との相互応援協定を締結している。

第4 消防広域応援体制の整備

1 県内消防相互応援体制の整備

(1) 協定の適切な運用

小山市消防本部は、特殊災害消防相互応援協定並びにその他隣接地区消防本部等と締結している各種協定が適切に運用できる体制の整備を図る。

(2) 栃木県広域消防応援等計画による充実・強化

小山市消防本部は、「栃木県広域消防応援等計画」に基づき、情報連絡体制、応援部隊編成、指揮体制、通信体制、後方支援体制等必要な事前体制について整備する。また、応援要請方法、応援出動方法等発災時の対応について、消防機関相互の連携体制の確保及び広域応援体制の充実・強化を図る。

(3) 広域消防応援訓練の実施

小山市消防本部は、県と県内全消防本部による合同訓練を実施し、「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援要請、応援出動及び相互連携した応急活動が円滑に行えるよう、訓練後に明らかになった課題等を踏まえ、体制及び計画の改善を行う。

2 緊急消防援助隊の整備

小山市消防本部は、「緊急消防援助隊」の受援体制の整備に努めるとともに、県外への栃木県隊出動体制の整備に努める。

(1) 受援体制の整備

小山市消防本部は、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、応援要請手順、指揮体制、通信運用体制、情報提供体制その他必要な事項の整理を行う。

第5 県との連携強化

町は、県による防災担当職員に対する説明会等の開催、各種防災訓練の合同実施、町地域防災計画の修正における助言・支援等により、県と町の連携体制の強化に努める。

第6 災害時応援協定締結企業等との連携

町は、災害時に町民に対する医療救護、輸送、物資供給、情報収集伝達等の活動を適切に行い、町民の安全と生活の早期安定を確保するため、これらを行う機関と応援協定を締結し、連絡体制の充実を図る等平常時より連携を強化しておくとともに、要請手順、調達方法、経費負担等の確認を行っておく。

災害廃棄物等の円滑かつ迅速な処理体制の整備を図る。

第 1 災害廃棄物等の処理体制の整備

1 町の対策

町は、災害における災害廃棄物等の処理体制の整備、処理施設における災害対策の強化等を図る。

町は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

2 処理業者の対策

処理業者は、事業継続計画の策定、処理施設の災害対策の強化に努める。

第3章 応急対策

第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置

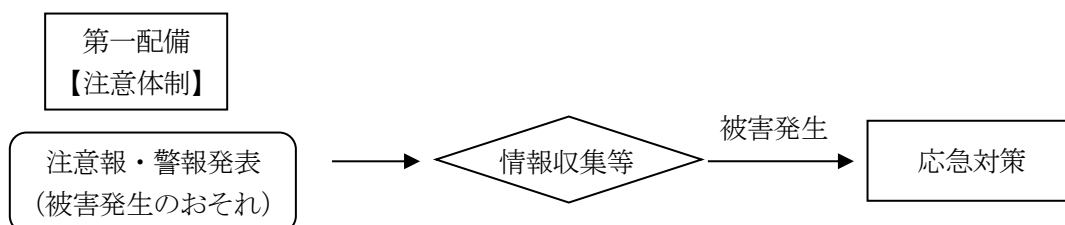
〔各部共通〕

町は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策本部を設置し、国・県、防災関係機関と相互に連携し、被災者の救助・救護等の応急対策活動を迅速・的確に実施する。

第1 町の活動体制

1 注意体制

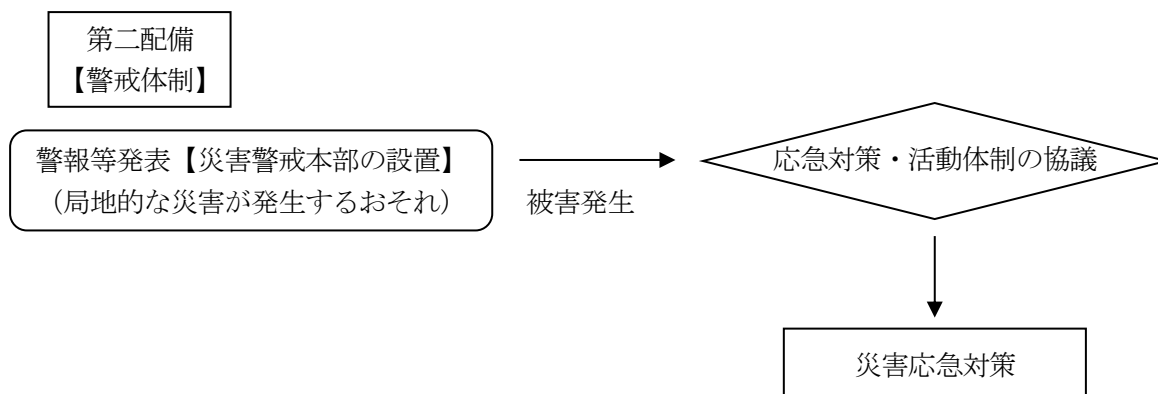
総務課長は、気象注意報又は気象警報その他災害に関する情報が発表され、被害発生のおそれがある場合、総務課及び産業建設部職員（必要人員）を招集し注意体制をとり、情報収集等を行う。また、道路冠水等の被害が発生した場合は、応急対策を行う。



2 警戒体制

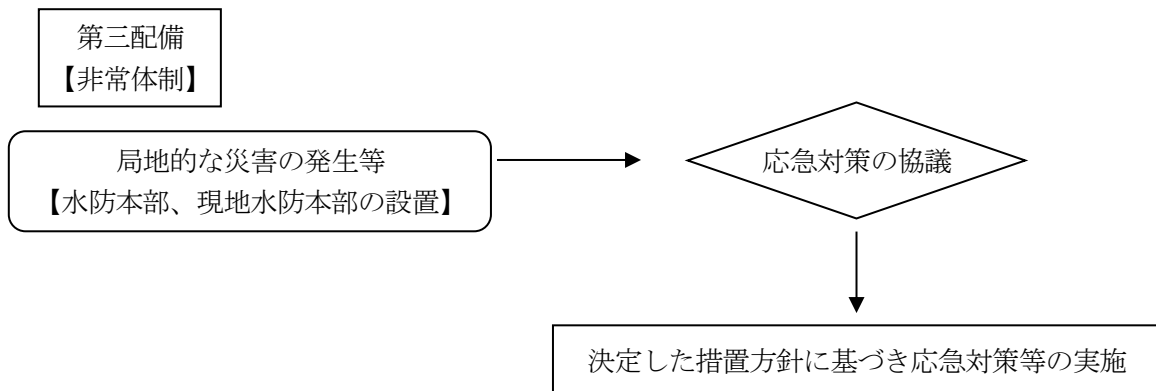
総合政策部長は、気象警報、その他災害に関する情報が発表され、局地的な災害が発生するおそれがある場合、総合政策部及び産業建設部の職員（必要人員）を招集し警戒体制をとり、災害警戒本部を設置する。また、必要に応じた災害応急対策を行う。

局地的な災害の発生又は大規模な災害となるおそれがある場合、非常体制に移行する。

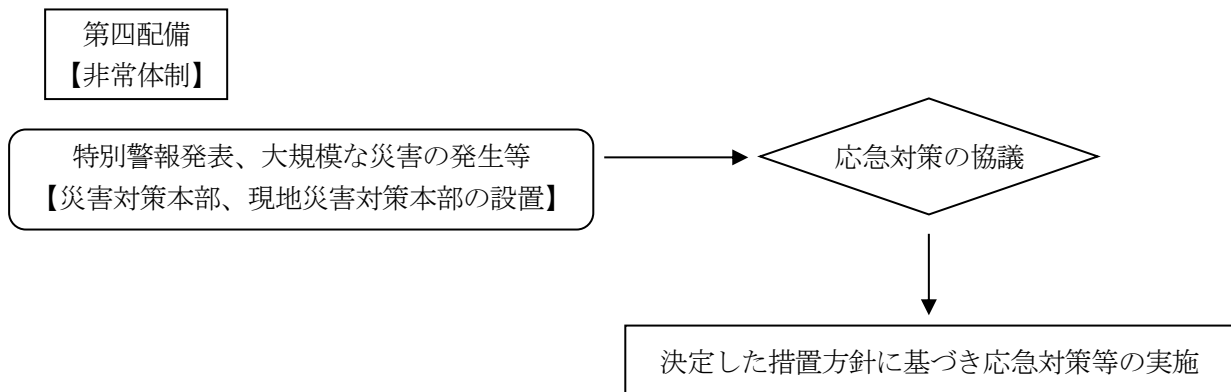


3 非常体制

(1) 町長は、局地的な災害の発生又は大規模な災害となるおそれがある場合、総合政策部及び産業建設部の全職員を直ちに招集し、水防本部を設置する。



(2) 町長は、被害が拡大し、大規模な災害となるおそれがある場合又は大規模な災害が発生した場合は、全職員を招集し、災害対策本部を設置する。



第2 職員の配備体制と決定権者

1 職員の配備体制

職員の配備体制は次によるものとする。

配備の種類	配備時期	配備内容	配備要員
第一配備 (注意体制)	1 気象注意報又は気象警報その他災害に関する情報が発表され、被害発生のおそれがある場合。 2 その他、特に総務課長が必要と認めたとき。	特に関係ある課の必要人員で情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る体制とする。状況により第二配備に速やかに移行し得る体制とする。	総務課及び産業建設部の職員
第二配備 (警戒体制)	1 気象警報、その他災害に関する情報が発表され、局地的な災害発生のおそれがある場合。 2 その他、特に総合政策部長が必要と認めたとき。	災害応急対策に関係ある課の必要人員で情報収集連絡活動及び応急措置を実施する。 【災害警戒本部の設置】 状況により第三配備に直ちに切り替え得る体制とする。	総合政策部及び産業建設部の職員
第三配備 (非常体制)	1 気象警報、その他災害に関する情報が発表され、大規模な災害発生のおそれがある場合。 2 局地的な災害が発生した場合。 3 その他、町長が必要と認めたとき。	災害応急対策に関係ある課の全職員で情報収集連絡活動及び応急措置を実施する。 【水防本部の設置】 状況により第四配備に直ちに切り替え得る体制とする。	総合政策部及び産業建設部の全職員
第四配備 (非常体制)	1 大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合。 2 特別警報が発表された場合。 3 その他、町長が必要と認めたとき。	全ての職員が防災業務に従事する。 【災害対策本部の設置】	全職員

2 初動体制時における決定権者

	決定者	代 決 者	
		第 1	第 2
注意体制	総務課長	都市整備課長	消防防災交通係長
警戒体制	総合政策部長（災害警戒本部長）	産業建設部長（災害警戒副本部長）	総務課長
非常体制	町長（水防本部長）	副町長（水防副本部長）	総合政策部長
	町長（災害対策本部長）	副町長（災害対策副本部長）	総合政策部長

第3 注意体制

職員は次の措置を講ずる。

- (1) 気象及び降雨状況に関する情報の収集
- (2) 被害情報の把握
 - ア 被害が発生した日時、場所
 - イ 被害の程度
 - ウ 被害に対してとられた措置
 - エ その他必要な事項
- (3) 県へ被害状況の報告
- (4) 必要に応じて関係課局等への通報
- (5) 必要に応じて町長への報告
- (6) 災害応急対策

第4 災害警戒本部の設置

町は、水防本部又は災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び水防本部又は災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的に、迅速かつ的確に行うため、総合政策部長を本部長とする災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

1 災害警戒本部の設置及び解散の基準等

- (1) 設置の基準
 - ア 気象注意報、気象警報その他災害に関する情報が発表され、被害発生のおそれがある場合。
 - イ その他特に総合政策部長が必要と認めるとき。
- (2) 設置場所
野木町役場本館2階大会議室又は総務課内
- (3) 解散
 - 次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。
 - ア 災害の発生するおそれなくなったと本部長が認めたとき。
 - イ 災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき。
 - ウ 水防本部又は災害対策本部が設置されたとき。

2 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

- (1) 災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること。
- (2) 水防本部又は災害対策本部の設置に関すること。
- (3) 災害応急対策の実施に関すること。

第5 水防本部の業務等

町水防計画参照

第6 災害対策本部の設置

町内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、総合的な防災活動の推進を図るため必要があると認めるとき、町長は、野木町災害対策本部条例（昭和40年野木町条例第29号）に基づき、野木町災害対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。

1 災害対策本部の設置及び解散の基準等

- (1) 設置の基準
 - 次のいずれかの場合、町長が必要と認めるとき、災害対策本部を設置する。
 - ア 大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合。
 - イ 特別警報が発表された場合。

ウ 災害救助法（昭和 22 年法律第 165 号）による救助を適用する災害、又はこれに準ずる大規模な災害が発生した場合。

(2) 設置場所

本部は、野木町役場本館 2 階大会議室に設置する。ただし、被災等により、役場内が使用不能となった場合は、代替場所を以下の通り定め、職員及び関係機関に周知する。

災害対策本部の代替施設：野木町文化会館（エニスホール：野木町友沼 181）

(3) 解散

災害対策本部は、災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めたとき解散する。

(4) 設置及び解散の公表

災害対策本部を設置し、又は解散したときは、直ちに次の関係機関に公表するとともに、庁内及び町民に対し、ホームページ、SNS、防災行政無線、登録制メール、広報車、その他の確迅速な方法で周知する。

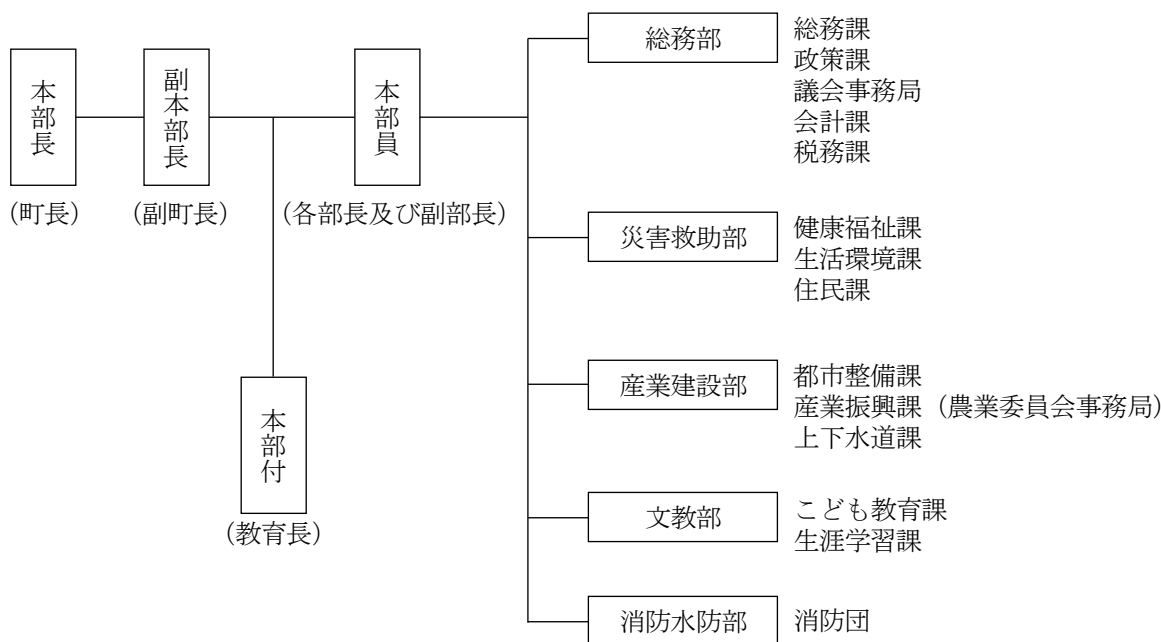
公 表 先	方 法	担 当
栃木県	栃木県防災行政ネットワーク、電話無線（260MHz）、ファックス	総務課（消防防災交通係）
小山警察署	電話、ファックス	〃（消防防災交通係）
小山市消防署野木分署	電話、ファックス、無線	〃（消防防災交通係）
関係機関 （自主防災組織、区長等）	電話、ファックス	〃（消防防災交通係）
報道機関	Lアラートシステム、電話、文書、口頭、ファックス	〃（消防防災交通係）
町 民	防災行政無線、ホームページ、SNS 登録制メール、広報車	〃（消防防災交通係）

2 災害対策本部の業務

本部は、次の災害対策業務を実施する。

- (1) 災害予防及び、災害応急対策の的確かつ迅速な実施のための方針の作成。
- (2) (1) で作成した方針に沿った災害予防及び災害応急対策の実施。
- (3) 災害に関する情報の収集に関すること。
- (4) 本部の活動体制に関すること。
- (5) 現地本部の活動体制に関すること。
- (6) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (7) 県及び他市町への応援要請に関すること。
- (8) 自衛隊の災害派遣要請依頼、配備に係る調整に関すること。
- (9) その他、応援要請に関すること。
- (10) 災害広報に関すること。
- (11) 災害救助法の実施に関すること。
- (12) 災害対策本部の解散に関すること。
- (13) その他重要な事項に関すること。

3 災害対策本部の組織図



4 本部員会議

(1) 本部員会議の構成

本部員会議は、本部長（町長）、副本部長（副町長）、本部付（教育長）及び本部員（各部長及び副部長）で構成し、災害対策の基本的な事項について協議する。

(2) 本部員会議の開催

ア 本部長は、本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要と認めるときは、本部員を招集する。

イ 本部員は、本部員会議の開催が必要となったときは、その旨を総務部長に申し出る。

(3) 本部員会議の協議事項

ア 本部の配備体制に関すること。

イ 災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

ウ 県その他関係機関に対する応急措置の実施及び応援の要請に関すること。

エ 災害協定に基づく応援の要請に関すること。

オ その他災害対策に関する重要事項。

5 本部連絡員

本部に本部連絡員をおく。

各部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各部の長に伝達するため、各部長は所属職員のうちから本部連絡員を指名する。

6 業務継続計画

町は、大規模な災害により職員等も被災し、ヒト・モノ・情報・ライフライン等の利用する資源に制約を受ける状況下において、応急業務等を実施するとともに、中断することができない優先度の高い通常業務を継続するため、業務継続計画を策定して、優先的に取り組む業務（非常時優先業務）を選定し、必要な人員や資源の確保策等をあらかじめ検討・準備する。

発災初動期においては、業務継続計画に基づき、直ちに全庁体制で非常時優先業務を迅速かつ確実に実施し、業務の立ち上げ時間の短縮や発災後の速やかな業務レベルの向上を図るものとする。

7 災害対策本部の事務分担

本部は、次の事務分担によって、災害対策の実施にあたる。

部長	副部長	担当課等	分 担 任 務
総務部 (部長 総合政策部長)	【第1班】 (副部長) 総務課長 議会事務局長	総務課 議会事務局	1 災害対策本部の運営及び庶務に関する事 2 本部員の招集及び本部員会議に関する事 3 本部長指示の伝達に関する事 4 各部からの災害情報及び報告事項のとりまとめに関する事 5 町民、報道機関等からの問合せに関する事 6 町民、報道機関等への周知・広報・公表に関する事 7 職員の動員及び職員の災害現地派遣に関する事 8 災害対応職員の健康管理に関する事 9 職員の安否確認、参集状況に関する事 10 消防団（水防団）との連絡に関する事 11 関係機関との連絡に関する事 12 気象に関する情報の収集・伝達に関する事 13 異常情報、緊急情報及び災害関係文書の受領に関する事 14 県に対する災害及び被害状況の報告並びに要望事項等のとりまとめに関する事 15 県、他市町、災害協定先等への応援要請に関する事。(資料編参照) 16 派遣等従事車両等の証明に関する事 17 自衛隊の災害派遣要請に関する事 18 県等の災害視察者に対する措置に関する事 19 被害検証委員会の設置及び開催に関する事 20 被災者支援手続きのための基盤的なシステムの構築に関する事 21 災害救助法の適用に関する事 22 災害対策に関する事務で他部に属さない事
	【第2班】 (副部長) 政策課長	政策課	1 災害対策本部の運営に関する事 2 通信機能の確保に関する事 3 災害記録の編集及び保存に関する事 4 災害対策の予算及び賃金に関する事 5 災害救助及び復旧資金の調達あっせんに関する事 6 救助その他緊急の措置に対する損失補償に関する事 7 庁用自動車の配車調整及び民間車両の借上に関する事 8 車両や暖房用燃料等の調達に関する事 9 庁舎等の応急対策に関する事 10 避難地での避難者の対応、避難所への送迎に関する事 11 必要に応じ、他部等へ応援協力する

部長	副部長	担当課等	分 担 任 務
総務部（部長） 総合政策部長	【第3班】 （副部長） 会計管理者 兼会計課長 税務課長	会計課 税務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の運営に関する事。 2 関係機関への連絡に関する事。（資料編参照） 3 災害対策本部と各部の連絡調整に関する事。 4 帰宅困難者に関する事。 5 被災納税者の被害調査及び報告に関する事。 6 住家等の固定資産の被害調査及び報告に関する事。 7 被災者の町民税、国民健康保険税及び軽自動車税等の減免に関する事。 8 災害時の固定資産税の減免に関する事。 9 被災納税者の税の相談に関する事。 10 物品会計に関する事。 11 災害義援金・募金の受付保管及び配分に関する事。 12 罹災・被災証明の発行に関する事。 13 被災者支援システムの運用に関する事。 14 発災直後は、他部等へ応援協力する。
災害救助部（部長） 町民生活部長	【第1班】 （副部長） 健康福祉課長	健康福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 人身の被害状況のとりまとめに関する事。 2 災害救助に関する計画の総括及び活用に関する事。 3 避難所の管理・運営総括責任者は災害救助部長とする。 4 避難所の開設・運営に関する事（老人福祉センター）。 5 福祉避難所の開設及び連絡調整に関する事。 6 社会福祉協議会との連絡調整等に関する事。 7 医療機関との連絡等に関する事。 8 医療に対する相談及び保健衛生指導に関する事。 9 医療関係施設の被害状況のとりまとめ及び応急復旧に関する事。 10 応急医療に関する事。 11 保健センター、総合サポートセンター及び老人福祉センターの災害対策に関する事。 12 福祉施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 13 人命救助活動及び避難に関する事。 14 災害における町民相談に関する事。 15 避難所内における保健師の健康相談に関する事。 16 応急仮設住宅の入居者の選定に関する事。 17 災害見舞金の支給に関する事。 18 医療品、衛生用資材等の確保及び配分に関する事。 19 防疫に関する事。 20 被災地における食品衛生に関する事。 21 被災者生活再建支援法の適用に関する事。 22 被災者生活再建支援制度（県制度）に関する事。 23 被災者支援システムの運用に関する事。 24 必要に応じ、他部等へ応援協力する。

部長	副部長	担当課等	分 担 任 務
災害救助部 (部長 町民生活部長)	【第2班】 (副部長) 生活環境課長	生活環境課	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力会社との連絡・調整に関する事。 2 被災動物の受入に関する事。 3 男女共同参画の視点に基づく避難所運営に関する事。 4 避難所に飼い主と同行避難したペットの適正飼養及び衛生管理の指導に関する事。 5 被災地における飲料水の水質検査に関する事。 6 災害廃棄物の処理に関する事。 7 食料及び生活必需品の調達及び配分に関する事。 8 災害ボランティアセンター(きらり館)との連絡調整等に関する事。 9 避難所等における炊き出しに関する事。 10 救援物資の受入及び配分に関する事。 11 被災地における清掃対策及び環境衛生に関する事。 12 発災直後は、他部等へ応援協力する。
	【第3班】 (副部長) 住民課長	住民課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の身元調査及び照会に関する事。 2 遺体及び不明者の捜索、収容及び埋葬に関する事。 3 被災者台帳の作成に関する事。 4 町外・県外からの避難者登録制度等に関する事。 5 被災者支援システムの運用に関する事。 6 発災直後は、他部等へ応援協力する。
産業建設部 (部長 産業建設部長)	【第1班】 (副部長) 都市整備課長	都市整備課	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路・橋梁の応急復旧及び交通路線の確保に関する事。 2 障害物の除去に関する事。 3 土木、河川施設及び町営住宅の被害状況のとりまとめ及び応急復旧に関する事。 4 交通規制に関する事。 5 野木町建設業協同組合との連絡調整等に関する事。 6 資機材の調達及び確保に関する事。 7 応急住宅の建設及び民間賃貸住宅に関する情報提供に関する事。 8 応急仮設住宅の供給及び被災住宅の応急修理に関する事。 9 水防緊急対策に関する事。 10 被害住宅復興資金に関する事。 11 公園、街路樹等の被害調査に関する事。 12 都市計画施設(都市整備課管理分)の被害調査に関する事。 13 その他応急の土木建築対策に関する事。 14 被災地危険度判定に関する事。 15 被災建築物応急危険度判定に関する事。 16 必要に応じ、他部等へ応援協力する。
	【第2班】 (副部長) 産業振興課長	産業振興課 (農業委員会)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業、畜産、商工及び観光関係施設の被害状況のとりまとめ並びに応急対策に関する事。 2 災害時における農作物の病虫害防除等応急技術対策に関する事。 3 災害時における種子及び種苗の確保供給に関する事。 4 災害時における畜産の管理(衛生を含む。)及び飼料の需給に関する事。 5 農作物の被害状況の収集及び応急対策に関する事。 6 農業及び商工観光に関する部外機関との連絡に関する事。 7 被災農家に対する災害融資に関する事。 8 商工及び中小企業者の被害調査及び災害対策に関する事。 9 被災商工及び中小企業者の災害融資に関する事。 10 災害時の死亡獣畜の処理に関する事。 11 必要に応じ、他部等へ応援協力する。

部長	副部長	担当課等	分 担 任 務
産業建設部 (部長 産業建設部長)	【第3班】 (副部長) 上下水道課長	上下水道課	<ol style="list-style-type: none"> 1 上下水道施設の被害状況のとりまとめ及び応急復旧に関する事。 (特に逆川排水機場に関する事) 2 給水用資器材の調達及び確保に関する事。 3 応急給水に関する事。 4 被災者の上下水道料金の減免に関する事。 5 飲料水の調達・確保に関する事。 6 必要に応じ、他部等へ応援協力する。
文教部 (部長 教育次長)	【第1班】 (副部長) こども教育課長	こども教育課	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育関係施設の災害予防対策に関する事。 2 教育関係施設の被害状況のとりまとめ及び応急復旧に関する事。 3 児童生徒の避難措置に関する事。 4 各小中学校施設の避難所運営に関する事。 5 児童生徒に対する学用品の供与等に関する事。 6 応急教育の実施に関する事。 7 教育関係義援金及び救援物資の受付に関する事。 8 災害時における学校給食 (食物アレルギーを含む) に関する事。 9 必要に応じ、他部等へ応援協力する。
	【第2班】 (副部長) 生涯学習課長	生涯学習課	<ol style="list-style-type: none"> 1 町体育センター、町公民館及び町文化会館・町交流センターの避難所開設・運営に関する事。 2 社会教育関係施設の被害状況のとりまとめ及び応急復旧に関する事。 3 施設利用者の避難措置に関する事。 4 災害対策に協力できる各種団体との連絡調整に関する事。 5 文化財の被害状況のとりまとめ及び応急復旧に関する事。 6 文化財の保護・修復に関する事。 7 必要に応じ、他部等へ応援協力する。
消防水防部 (部長 消防団長)	(副部長) 消防団副団長	消防団員	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防に関する事。 2 人命の保護、避難の指示、誘導及び救出に関する事。 3 団員の動員に関する事。 4 被害情報の収集及び報告に関する事。 5 遺体及び不明者の捜索に関する事。 6 相互応援協力に関する事。 7 災害の警戒及び防ぎょ活動に関する事。 8 救護を要する者の搬送に関する事。 9 消防車両、消防器具等の保管及び運用に関する事。 10 消防水利に関する事。 11 防災訓練に関する事。 12 その他災害出動に関する事。

第7 動員計画

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、職員の配備体制にしたがって、次の動員計画により動員を行う。

1 職員の動員計画

職員の動員は、本節第2「職員の配備体制と決定権者」に定めるところによる。

2 消防団の動員計画

消防団の動員については、消防団独自の判断で行うことを原則とする。ただし、災害の態様、災害応急対策実施状況等に応じて、本部長（町長）は消防団長に命令することがある。なお、出動の基準、招集の方法等は、本章第7節「消防活動」に定めるところによる。

3 動員配備等の伝達方法

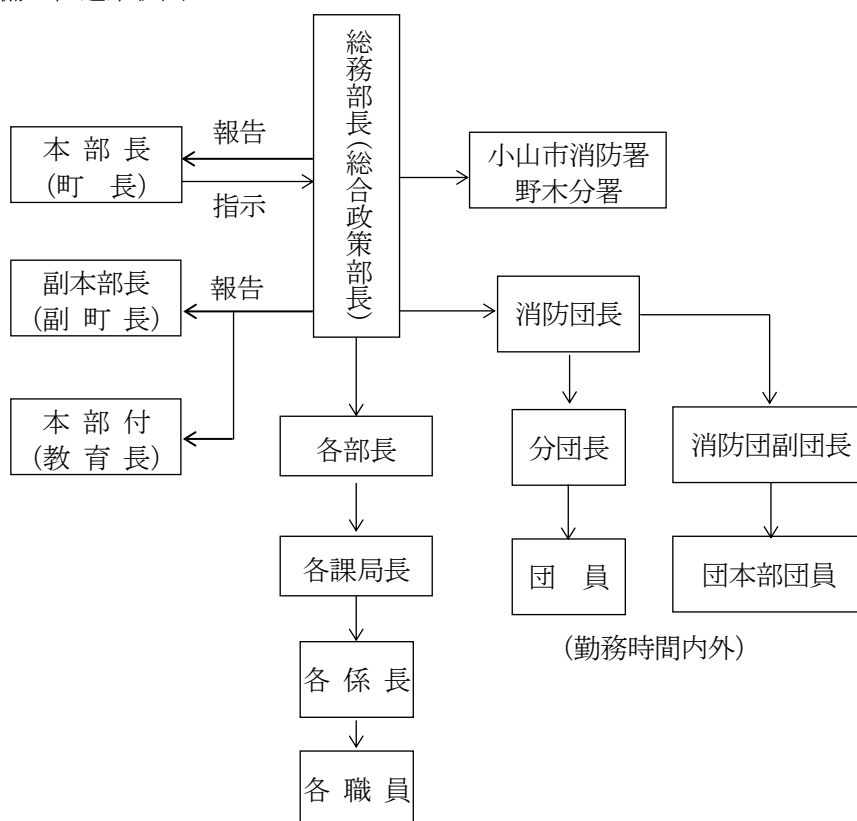
第三配備及び第四配備（非常体制）の職員等への伝達は、次により行う。

(1) 栃木県防災行政ネットワークによる気象情報の通知又は現場からの報告を受けて、災害発生が予想されるときは、総合政策部長は、直ちに町長、副町長及び教育長に報告して配備体制の指示を受け、各部長に伝達する。また、各部長は各課局長に伝達する。

(2) 各課局長は、直ちに関係職員に連絡し、関係職員に対して所定の配備による事務又は業務に従事させる。

(3) 総合政策部長は、消防団長及び小山市消防署野木分署に非常体制を伝達する。

4 動員配備の伝達系統図

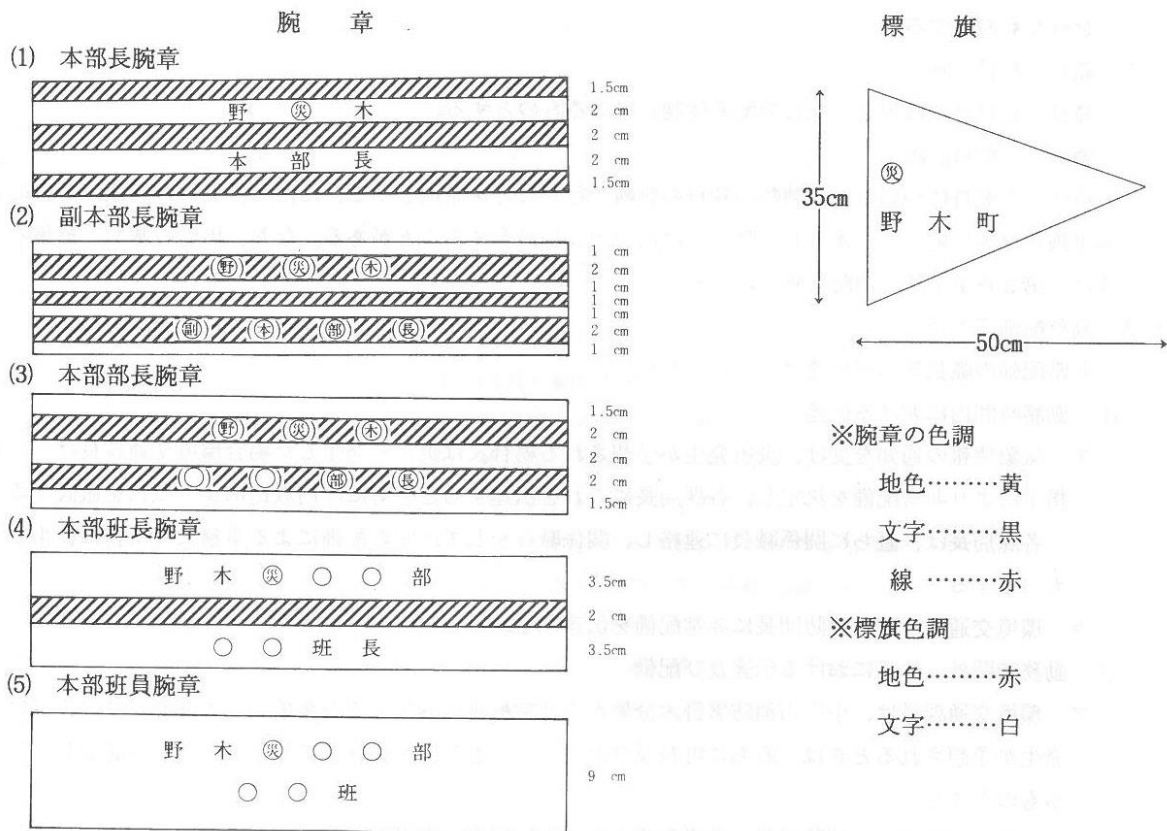


5 職員の登庁

職員は、常に気象情報等に注意し、その状況に応じ連絡を待たず、積極的に登庁するよう心がける。

6 標識

災害対策本部長、副本部長、その他職員の身分を明確にするための腕章及び自動車用標識は次のとおりとする。



第8 県の支援

県は、県内に特別警報が発表された場合、町に緊急対策要員を派遣し、初動期における被害情報の収集や町が行う応急対策の支援を行う。

また、町からの要請があった場合、又は町への緊急な支援が必要と判断した場合、職員を派遣し、町の被害情報の収集を行うとともに、避難指示、応急救助、その他町が行う各種対策の意思決定に資する情報の提供や助言を行う。また人的な支援だけでなく併せて、物資の提供や機材の貸与、施設の提供など積極的な支援を行う。

さらに、県は、土砂災害警戒情報のほか、県が管理する洪水予報河川および水位周知河川における以下の事象において避難指示の判断に資する情報提供を関係市町へ行う。

- ・土砂災害警戒情報を発表した場合
- ・氾濫警戒情報を発表した場合
- ・氾濫危険情報または氾濫発生情報を発表し、知事が市町長に対し、避難指示等の判断に資する情報の提供及び助言を行う前

第2節 防災気象情報の収集・伝達及び通信確保対策

〔各部共通〕

気象予警報、水防警報等を関係機関及び町民に対し迅速に伝達する。また、救出・救助活動等の災害応急対策活動や町民の避難指示等の判断に必要な情報の収集・伝達・報告を行う。

第1 情報収集伝達体制

町は、災害発生時の情報の収集及び伝達を迅速かつ適切に実施する。

1 災害対策指揮者の体制

災害対策を実施するにあたり、直接指揮にあたる災害対策指揮者（町長、副町長）は、災害発生後直ちに登庁し、被害状況の収集等初期災害応急対策を指揮する。

2 災害対策主管課の体制

(1) 緊急登庁体制

災害対策の主管課である総務課職員は、災害発生後速やかに登庁し、被害情報の収集、県や防災関係機関との連絡調整にあたる。

(2) 連絡体制

総務課職員は、県、県警察、小山市消防本部、宇都宮地方気象台等からの災害情報、気象予警報等を24時間体制で受信し、速やかに他の職員及び関係機関に伝達する。

また、災害等の状況に応じ、県、国（総務省消防庁）及び防災関係機関に対し、火災・災害等即報要領により災害の状況を報告する。

3 携帯電話の活用

状況によっては個人の所有する携帯電話を活用し、災害時における緊急通信の確保を図る。

4 情報連絡員の受入れ

町は、必要に応じて国（国土交通省外）の情報連絡員の受け入れ等により、国との連絡強化を図る。

5 休日等における自然災害被害に関する情報収集

町は、初動の遅れが懸念される休日や閉庁時間帯において、迅速な災害情報の把握を目的として、竜巻等発生時の把握が困難である局地的かつ突発的な自然災害による被害の情報を町職員からの通報により収集し、重要な情報は、迅速に県や消防機関、県警察に情報提供を行う。

第2 町民からの通報

1 発見者の通報

災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した者は、町又は警察官に通報する。

2 町及び警察官の処置

(1) 異常現象又は災害による被害の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町へ通報する。

(2) 異常現象や災害による被害の通報を受けた町は、状況を調査し、判明した情報を直ちに県、宇都宮地方気象台及び関係機関に通報する。

ただし、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）へ直接通報する。

第3 警戒情報等の伝達

1 気象予警報と伝達系統

野木町水防計画参照（資料5-2）

2 指定河川の洪水予報、水位情報及び伝達系統

野木町水防計画参照（資料5-2）

3 水防警報と伝達系統

野木町水防計画参照（資料5-2）

第4 被害状況の情報収集

災害に伴う被害状況の情報収集は、災害対策の基本となるものであるから、迅速かつ的確に調査するよう努める。

1 調査の実施者

被害状況の調査は、町が行う。ただし、被害の調査に技術を要する場合あるいは被害が甚大で、町のみでの調査が不能のときは、関係機関に応援を求めて行う。

2 調査の種別

(1) 概況調査

災害により被害が発生したときは、直ちにその概況を調査しなければならない。本調査は、災害に伴う応急の諸対策実施上の基礎となるものであるから、短時間にその概況を誤りなく調査しなければならない。

(2) 中間調査

災害の種別により、概況調査後被害が増大し、あるいは減少するときは、その状況を調査するほか、概況調査において誤った事項又は省略した事項について調査する。

本調査は、被害の変動に伴う諸対策の基礎となるものであるから、被害の変動に従ってできる限りその都度調査する。

(3) 確定調査

災害が終了し、その被害が確定したときに調査する。本調査は、災害応急対策、災害復旧の基礎となるものであり、かつ各種経費の費用負担にまで影響を与えるものであるから、正確さを期さなければならない。

3 収集すべき情報

町は、次に掲げる項目に留意しながら、災害の種類に応じて必要な情報収集及び伝達に努める。

- (1) 災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行過程及び特質
- (2) 降雨及び河川水位の状況
- (3) 町民の生命財産の安否の状況及び町民の避難の状況、安否不明者の情報
- (4) 家畜、建物、農地、河川、道路、鉄道、市街地等の被害状況
- (5) 水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- (6) 要配慮者利用施設の被害状況
(要配慮者利用施設)
児童福祉施設、老人福祉施設、介護保険施設、障がい者支援施設、障がい者サービス事業所、地域活動支援センター、医療提供施設、幼稚園、その他
- (7) 消防、水防等の応急措置の状況
- (8) 食料その他緊急に補給すべき物資及び数量
- (9) 衛生環境及び疾病発生の状況並びにその救護措置の要否
- (10) 医薬品、血液製剤等供給施設の被害状況
- (11) その他法令に定めがある事項

4 調査の方法

(1) 概況調査

町は、町の区域を適宜区分し、調査主任及び副主任を定めて、調査及び連絡の方法並びに各地区内での調査員報告の発信等について打合せておく。

なお、地区ごとの調査主任及び副主任は次のとおりとする。

担当地区名	調 査 主 任		調 査 副 主 任	
	職 氏 名	連絡方法	職 氏 名	連絡方法
友 沼 地 区	生涯学習課長	口頭・電話・無線	図書館係長	口頭・電話・無線
松 原 地 区	会計管理者兼会計課長	〃	会 計 係 長	〃
野木・野渡地区	政 策 課 長	〃	政策推進係長	〃
潤 島 地 区	議 会 事 務 局 長	〃	庶務議事係長	〃
若林・佐川野・川田 地 区	税 務 課 長	〃	資 産 税 係 長	〃
南赤塚・中谷地区	住 民 課 長	〃	保健医療係長	〃
丸林東・西地区	生 活 環 境 課 長	〃	環境リサイクル係長	〃
新 橋 地 区	こども教育課長	〃	庶務管理係長	〃

(2) 中間・確定調査

中間・確定調査は、調査項目ごとに担当部が行い、とりまとめる。担当部は、次のとおりとする。

調 査 項 目	担 当 部
人的被害	災害救助部
住家被害	総務部
公共建物被害	総務部
文教施設被害	文教部
農業・畜産及び農業施設被害	産業建設部
公共土木施設被害	産業建設部
上下水道被害	産業建設部
商工関係被害	産業建設部
医療施設被害	災害救助部
福祉施設被害	災害救助部
火災被害	総務部
町営住宅被害	産業建設部

(3) 調査にあたっての注意点

ア 概況調査のうち、水害による浸水の調査等は、時間、交通等の関係から個々についての調査が不可能な場合が少なくない。このような場合は、浸水地域の世帯数、面積、水深の状態等を考慮のうえ、その地域の事情にくわしい関係者が設定する等の方法により、罹災人員についてもその地域の平均世帯人員によって計算する等の方法もやむを得ない。

イ 報告、記録等に添付するため災害写真の撮影は特に必要であり、担当を定めておいて現状写真を数多く写す。

ウ 関係機関相互間の連絡を密にし、調査の脱ろう・重複のないよう充分留意し、少なくとも異なった被害状況は発表、報告前に調整しなければならない。

エ 罹災世帯人員数等についての確定調査は、現地調査のみでなく、住民登録等の諸記録とも

照合し、正確を期さなければならない。

オ 町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。また、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

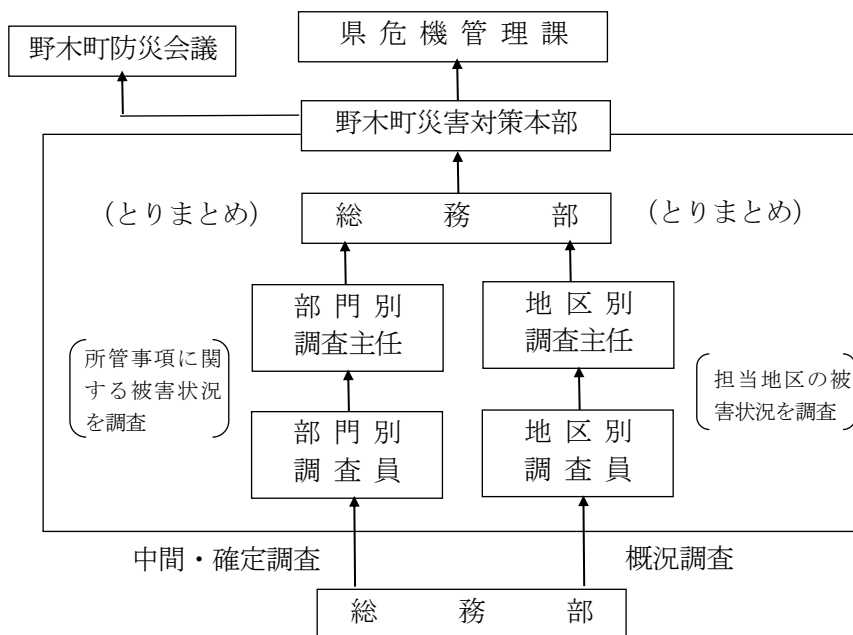
5 調査のとりまとめと報告

各部長は、所管する事項について直ちに被害状況を調査し、総務部長に報告する。

総務部長は、調査した管内の確実な被害状況をとりまとめ、本部長に報告するとともに、被害の大小にかかわらずそれを県に報告し、野木町災害対策本部において実施し、あるいは実施しようとしている災害応急対策の状況を同時に報告する。

報告内容については、警察等関係機関と連絡をとる。

被害状況及び災害応急対策実施状況の報告系統



第5 被害状況の報告

1 県への報告

(1) 町及び小山市消防本部は、町の区域内に災害が発生したときは、栃木県火災・災害等即報要領の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を県に報告する。

なお、災害により、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

(2) 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、その規模を把握するための情報を速やかに収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

2 情報の報告・伝達手段

災害に伴う被害状況及び災害応急対策実施状況の報告等は次の方法により行う。

(1) 報告等は、最も迅速確実な手段により行う。

(2) 通信の輻輳、途絶等により通信が困難となった場合、あらゆる手段を利用して報告等を行うよう努める。

3 報告の連絡先

(1) 県の連絡先

栃木県県民生活部危機管理課(終日)	
(防災行政ネットワーク)	(NTT回線)
98—500—2136	028—623—2136
98—500—2146 (FAX)	028—623—2146 (FAX)

(2) 消防庁の連絡先

区分		平日(9:30~18:15) ※ 応急対策室	左記以外 ※ 宿直室
N T T 回線	電 話	03—5253—7527	03—5253—7777
	F A X	03—5253—7537	03—5253—7553
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	98— 048— 500—90—49013	98— 048— 500—90—49013
	F A X	98— 048— 500—90—49033	98— 048— 500—90—49036

4 報告の種類

町が県に対する報告及び各部の本部に対する報告は、概ね次の区分による。

(1) 発生報告

災害が発生し、若しくは相当大規模な被害が見込まれて防護活動を開始したとき報告する。

(2) 概況報告

被害の概況調査の結果に基づいて報告する。

(3) 中間報告

被害状況の中間調査の結果に基づいて報告する。

(4) 確定報告(最終報告)

被害状況の確定調査の結果に基づいて報告する。

(5) その他必要事項の報告(連絡)

5 報告の内容

(1) 発生報告

災害発生の日時、場所、人の被害、家屋の被害状況等必要な事項を、栃木県防災行政ネットワーク等で報告すること。

(2) 概況報告及び中間報告

指定様式により逐次栃木県防災行政ネットワーク等で報告する。特に死者、重傷者及び集団被害(概ね 50 戸以上)若しくは特異な被害状況については、一般報告に優先して概ね次の事項を報告すること。

ア 死者、重傷者については、死傷の原因、住所、職業、氏名、年齢、保護の要否その他参考事項

イ 集団被害についてのその概況と対策概要

ウ 交通機関、学校、官庁、病院、大工場等特殊なものについては、その被害の概況とそれに対する応急措置

(3) 確定報告

被害が確定した場合は、速やかに、確定報告を行う。

第6 通信施設の利用方法

1 栃木県防災行政ネットワーク

県から発信される災害情報の収集や被害状況等の報告は、栃木県防災行政ネットワークを通じて行う。

2 町防災行政無線

町は、災害に関する情報の収集、災害に関する予警報又はその他災害応急対策に必要な指示、命令等の伝達に町防災行政無線を利用し、緊急を要する町内の通信連絡を確保する。

現在、町は移動系無線を公用車等に設置しており、災害時の緊急通信が支障なく行えるよう整備を図っている。

3 公衆電気通信設備

災害時には電話が著しく輻輳し、かかりにくくなることが予想されるので、町及び防災関係機関は、「災害時優先電話」をあらかじめ通信事業者に登録する等の措置を行う。

(1) 災害時優先電話の利用

災害時、電話がかかりにくい場合には、「災害時優先電話」を優先的に発信専用として利用する。

4 警察通信設備の利用

町は、他の通信手段が使用できない場合、警察通信設備を利用する。

5 非常通信の利用

防災関係機関等は、他の通信手段を利用することができない場合、非常通信として他機関の通信施設を利用する。

(1) 非常通信の依頼

依頼する無線局等の選定にあたっては、関東地方非常通信協議会構成員所属の最寄りの無線局等が望ましい。

(2) 依頼の方法

ア 適宜の用紙で通常の文書体で記入する。

イ 通信文はなるべく簡潔明瞭とし、本文 200 字以内とする。

ウ あて先は、住所、氏名（職名）、電話番号を把握できる場合は電話番号も記載する。

エ 本文の末尾に発信人名を記載すること。

オ 用紙の余白の冒頭に、「非常」と必ず記入するとともに、発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記載する。

(3) 取扱無線局等

官公庁、企業、アマチュアなどの総ての無線局は、許可業務以外の非常通信として取り扱うことができることとなっている。

ただし、無線局等の機能、通信可能範囲等は異なっているので各防災関係機関は、非常災害時に利用できる無線局等を十分把握しておく。

(4) 非常通信の経路

町から県へ伝送される非常通信の主な経路は、次のとおりである。

発信依頼局	着信局	その他の発信依頼局
小山警察署	県警察本部	
小山市消防本部	県危機管理課	
栃木土木事務所	県危機管理課	

第7 通信施設の応急復旧

通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、障害の早期復旧に努め、県及び関係機関との通信回線の確保にあたる。

第8 放送要請

災害のために、公衆電気通信施設、有線電気通信施設又は無線通信施設により通信できない場合や著しく通信が困難な場合において、災害対策基本法第 57 条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、放送事業者に対し「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、必要な放送を県を通じて要請する。

第3節 浸水・洪水・土砂災害等の災害拡大防止活動

[各部共通]

浸水、土砂災害、倒木等による被害の拡大と二次災害の発生を防ぐため応急対策を実施する。

第1 監視及び警戒

町長は、大雨に関する気象状況の伝達を受けたときや自ら必要と認めるときは、町水防計画に基づき、出水前に必ず巡視員に堤防を巡視させる。

巡視責任者を次の通り定める。

河川名	左右岸の別	巡視区間	延長	巡視責任者	人員	連絡方法
思川	右	友沼下影	500m	第1分団長	4	電伝無 話令線
同上	左	友沼橋・逆川樋管		第1 "	4	
同上	左	旧松原橋付近		本部 "	4	
同上	左	野木・御林	450m	第2 "	4	
渡良瀬川	左	野渡樋管		第6 "	4	
同上	左	橋戸樋管		第6 "	4	

町における重要水防箇所は、資料編に掲げるとおりである。(資料5-2)

第2 浸水被害の拡大防止

町長は、水防警報が発せられたとき、氾濫注意水位に達したとき、その他水防上必要であると認めるときは、水防団(消防団)及び小山市消防署野木分署を出動又は出動の準備をさせるとともに、町民に対する避難の指示等必要な措置を講じる。

なお、堤防その他の施設が決壊したときは、町長、水防団(消防団)の長、小山市消防本部消防長は、直ちに県及び関係機関に通報するとともにできる限り被害が拡大しないように努める。

1 非常配備

野木町水防計画参照(資料5-2)

2 警戒区域の設定

地域の町民等の生命及び身体に対する危険を防止するため特に必要と認める場合は、町長、水防団長(消防団長)又は消防職員は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命じる。

3 町民に対する避難の指示

町長は、河川の氾濫等の危険な地域又は危険が予測される地域の町民等に対して、避難の指示を行い、安全な地域へ誘導するとともに、安全な場所へ収容する。

第3 土砂災害の拡大防止

1 施設・土砂災害警戒区域等の点検・応急措置の実施

町及び消防等関係機関は、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、各機関の管理施設や、土砂災害警戒区域等の点検に努める。許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行う。

2 被災宅地危険度判定の実施

町は、被災宅地危険度判定を実施する。

判定の結果、使用を制限する必要がある場合、町は、当該宅地の管理者又は使用者に十分な説明に努める。

3 避難対策

町及び消防機関は、土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害のおそれが高まった場合は、町民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、必要に応じ本章第6節「災害発

生時の避難対策」に定めるところにより警戒区域の設定又は避難の指示を行う。土砂災害の避難指示等の判断基準は、次のとおりである。なお、詳細は避難指示等の判断・伝達マニュアルによる。

種 類	判 断 基 準
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁りや量の変化）が発見された場合
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表され、引き続き降雨が見込まれる場合 ・近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見された場合

第4 風倒木等対策

道路管理者は、風倒木等による被害を防止するため、必要に応じ、道路の巡回を行う。風倒木があった場合には、速やかな除去に努める。

第4節 自治体・消防等における相互応援協力・派遣要請

〔総務部〕

町は、自力による災害応急対策が困難な場合、応急対策職員派遣制度等の相互応援協定に基づく応援要請や県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

第1 相互応援協力

1 市町間の相互応援協力

町は、災害が発生した際において、応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他の市町や県等に応援を求める。

このとき、応援要請を受けた市町は、求められた災害応急対策のうちで、災害の発生を防ぎよし又は災害の拡大を防止するための応急的な措置で、人の生命や身体の安全に関わる被害が生じ得る緊急性の高い措置について応諾義務を負う。また、県は、求められた災害応急対策全般について応諾義務を負う。

本町においては、栃木県下の全市町、関東どまんなかサミット会議構成市町、福島県川俣町、災害時広域支援連携協定構成市町、茨城県大洗町、千葉県酒々井町及び神奈川県山北町と相互応援協定を締結している。

また、県は、市町からの応援要請に応じて、又は市町からの応援要請がない場合であっても必要と認める場合に、市町の応急対策活動を支援するための職員を派遣し、又は必要な災害応急対策を実施する。

2 消防相互応援協力

本章第7節「消防活動」第4に定めるところによる。

3 指定地方行政機関に対する職員の派遣の要請及びあっせん

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県に対し指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求め、災害対策に万全を期する。

町長は、職員の派遣の要請及びあっせんを求めるときは、次の事項を記載した文書をもって行う。

- ア 派遣を要請する（あっせんを求める）理由
- イ 派遣を要請する（あっせんを求める）職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

第2 自衛隊派遣要請

1 派遣要請

町長は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生した場合、県に対し、その旨依頼する。

2 災害派遣要請手続

「栃木県災害広域受援計画」に定める。また、町における災害派遣要請手続は資料編に掲載のとおりである。（資料13-1）

3 災害派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、概ね次のとおりとする。

区 分	活 動 内 容
1 被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
2 避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。

3 避難者等の 捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
4 水 防 活 動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
5 消 防 活 動	火災に対し、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火にあたる。（消火剤等は、県が提供するものを使用する。）
6 道路、水路の啓開	道路、水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
7 診察、感染症対策、 病虫害の防除	被災者に対する応急医療、救護、感染症対策活動を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供する物を使用する。）
8 人員、物資の緊急 輸送	救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員、救援物資の緊急輸送を実施する。なお、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
9 被災者生活支援	被災者に対し、給食、給水、入浴支援等の支援を実施する。
10 救援物資の無償貸 付、譲与	「防衛庁の管理する物品の無償貸付及び譲与等に関する内閣府令」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付、譲与する。
11 危険物の保安、除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置、除去を実施する。
12 その他臨機の措置 等	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

4 経費の負担

自衛隊の災害救援活動に要した経費のうち、町が負担する経費は概ね次のとおりとする。なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と町が協議する。

- (1) 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

第3 消防本部、警察との連携強化

町は、災害応急対策活動にあたって、迅速かつ的確に救出・救助活動が行えるよう、小山市消防本部及び小山警察署との連絡の徹底など災害時の連携を強化するとともに、平常時においても連絡体制の整備などによる連携強化を行う。

第5節 災害救助法の適用

〔総務部、災害救助部〕

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、町は、速やかに災害救助法の適用を要請し、県と連携して法に基づく応急的な救助の実施を行う。

第1 災害救助法の適用基準

県は、災害による被害が次の掲げる基準（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項各号に掲げる基準）に該当するとき、市町を単位として災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用し、救助を実施することを決定する。

1 住家等への被害が生じた場合

- (1) 本町の区域内の住家滅失世帯数が、50世帯以上に達するとき。（令第1条第1項第1号）
- (2) 県全体の区域内の住家滅失世帯数が1,500世帯以上であって、本町の住家滅失世帯数が25世帯以上に達したとき。（令第1条第1項第2号）
- (3) 県全体の住家の滅失世帯数が、7,000世帯以上に達した場合で、本町の住家滅失世帯数が多数であるとき。（令第1条第1項第3号前段）
- (4) 本町の住家滅失世帯が多数で、かつ当該災害において、被災者の救護を著しく困難とする次に掲げる特別の事情があるとき。（令第1条第1項第3号後段）

ア 当該災害が、隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。

イ 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

2 生命・身体への危害が生じた場合（令第1条第1項第4号）

- (1) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、かつ当該災害について次に掲げる事情があるとき。

ア 当該災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

イ 当該災害が隔絶した地域で発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。

ウ 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

第2 被害の認定

1 住家及び世帯の単位

種 別	内 容
1 住 家	現実にその建物を居住のために使用している者がいる建物をいい、現実に居住するために使用している建物であれば、社会通念上の住宅であるかどうかは問わない。
2 世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいうものである。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば2世帯として差し支えない。

2 被害の認定基準

(1) 住家の被害

種 別	内 容
1 全壊、全焼 又は流失	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
2 半壊又は半焼	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。 このうち、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、大規模半壊に至らないまでも住宅に居住するために最低限必要な「居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分」の過半の補修を含む「相当規模の補修」が必要なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満、またはその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とする。
3 準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のも。
4 床上浸水	住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。 前述1から3に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

(注) ア 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

イ 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

ウ 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

(2) 人的被害

種 別	内 容
1 死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの。
2 行 方 不 明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。
3 負 傷	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要があるもの

3 住家の滅失等の算定

- (1) 全壊（焼）、流失世帯は1世帯とする。
- (2) 半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって1世帯とする。
- (3) 床上浸水、土砂の堆積等で、一時的に居住することが出来ない状態となった世帯は、3世帯をもって1世帯とする。

第3 災害救助法の適用手続

- (1) 県は、次に掲げる程度の災害について、災害救助法施行細則(昭和35年5月2日栃木県規則第35号)第1条第1項の規定により、町に対し、被害状況について報告を求める。町は、県からの照会の有無にかかわらず、次に掲げる程度の災害が発生した場合は、迅速かつ的確に被害状況を収集把握して県に報告する。
 - ア 災害救助法の適用基準に該当する災害
 - イ 大規模な被害は確認されていないが、その後被害が拡大するおそれがあり、災害救助法の適用基準に該当する可能性のある程度の災害
 - ウ 他の市町に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害
 - エ 災害の状況、それが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められる程度の災害
 - オ その他特に報告の指示のあった災害
- (2) 町は被害状況を正確に把握できない場合には、概数により緊急報告を行う。
- (3) 町総務課は、その他関係機関と連絡を密にし、情報の調査脱漏、重複、誤認等のないよう留意する。
- (4) 県は、必要に応じて職員を派遣し、町の行う被害状況の調査に応援、協力、立ち会い等を行う。
- (5) 住家の被害認定にあたっては、専門技術的な判断が求められる場合があり、あらかじめ建築関係技術者等の応援体制を確保しておくよう考慮する。
- (6) 県は、町から被害状況報告を受けた場合には、当該報告を確認集計の上、内閣総理大臣に情報提供し、必要に応じ災害救助法の適用について協議する。ただし、県の機能等に甚大な被害が発生している場合には、町は、直接厚生労働省に対して情報提供を行うことがある。
- (7) 県は、町からの報告または要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに同法に基づく救助を実施する旨を、町、県各部局及び内閣府あて通知するとともに、告示する。

第4 災害救助法に基づく救助の種類

災害救助法が適用された場合、県及び町は、同法、同法施行令及び同法施行細則に基づき、次の救助を実施する。

(救助の種類)

■災害が発生した段階の救助

- | | |
|------------------------|-------------|
| ① 避難所の設置 | ② 応急仮設住宅の供与 |
| ③ 炊き出しその他による食品の供与 | ④ 飲料水の供給 |
| ⑤ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | ⑥ 医療 |
| ⑦ 助産 | ⑧ 被災者の救出 |
| ⑨ 被災した住宅の応急修理 | ⑩ 学用品の給与 |
| ⑪ 埋葬 | ⑫ 死体の搜索 |
| ⑬ 死体の処理 | ⑭ 障害物の除去 |
| ⑮ 応急救助のための輸送及び賃金職員等雇上費 | |

■災害が発生するおそれ段階の救助

- ① 避難所の設置

災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部（特定災害対策本部、非常災害対策本部及び緊急災害対策本部）を設置し、その所管区域となり、当該区域で被害を受けるおそれがある場合となる。

- (1) 県は、上記のうち②以外は、原則として、その事務の全部又は一部を町に行わせる（委任する）。この場合、県は同法施行令第 17 条の規定により、救助の期間、内容を町長に通知し、直ちにその旨を公示する。
- (2) (1) により県の権限の一部を町が行うこととした場合を除き、町は県の補助機関として救助を行う。
- (3) 町は(1)による通知を受けていない範囲の救助について、災害が突発し県の指示を待ついとまがない場合には、救助を開始し、事後速やかに県に情報提供する。
- (4) 救助事務の実施状況は、「災害救助法による救助の実施について」(昭和 40 年 5 月 11 日付 社 施第 99 号 厚生省社会局長通知)に定める様式の帳簿に記録する。
- (5) 救助の実施基準は災害救助法施行細則による。

第6節 災害発生時の避難対策

[総務部、災害救助部、文教部、消防水防部]

町及び関係機関との連携により避難誘導を行うとともに、要配慮者、女性や子ども、帰宅困難者への支援、避難場所等における良好な生活環境の確保等について、特に配慮する。

第1 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保

1 実施体制

避難指示等は、各法律により定めるとおり下表の者が実施する。

区 分	実 施 者	措 置	実 施 の 基 準
高齢者等 避難*	町 長 〔災害対策基本法 第56条第1項・第2項〕	一般町民の避難準備・避難に時間がかかる要配慮者等の立ち退き開始の発令	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき。
避難の 指 示	町 長 〔災害対策基本法 第60条第1項・第2項〕	立ち退きの指示、 立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき。
	知 事 〔災害対策基本法 第60条第6項〕	立ち退きの指示、 立ち退き先の指示	災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	知事、又はその命を受けた職員 〔地すべり等防止法第25条〕	立ち退きの指示	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事、又はその命を受けた職員又は水防管理者 〔水防法第29条〕	立ち退きの指示	洪水、雨水出水によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警 察 官 〔災害対策基本法 第61条第1項・第2項〕	立ち退きの指示、 立ち退き先の指示	町長が立ち退きを指示することができないと認めるとき又は町長から要求があったとき。
	警 察 官 〔警察官職務執行法 第4条〕	警告、避難の措置	人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災など、危険がある場合において、危害を受けるおそれのある者に対して、特に急を要するとき。
	自 衛 官 〔自衛隊法 第94条第1項〕	警告、避難の措置	警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官は警察官職務執行法第4条の避難の措置をとる。
緊急安全 確保措置 の指示	町 長 〔災害対策基本法 第60条第3項〕	緊急安全確保措置 の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。

知	事	緊急安全確保措置の指示	災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
〔災害対策基本法第60条第6項〕			
警	察	緊急安全確保措置の指示	町長が緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は町長から要求があったとき。
〔災害対策基本法第61条第1項〕	官		

※「高齢者等避難」における「高齢者等」とは、避難に時間を要する又は独力で避難できない在宅又は施設を利用している高齢者や障がいのある人等、及び避難を支援する者のこと。

2 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保

(1) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令

町長は、あらかじめ定めた基準により必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、以下の避難情報を発令する。

町長は、避難指示等を発令したときは、速やかに、その旨を知事に報告する。

町長は、線状降水帯など異常な降水が予想される場合には、河川の水位状況を踏まえたうえで、状況により避難指示を早期に発令し、避難準備時間及び避難時間を確保するよう努める。

ア 高齢者等避難

避難に時間のかかる要配慮者とその支援者に立退き避難を促す。安全な自宅や施設等での「屋内安全確保」も含む。

その他の人に対しては、立退き避難の準備を整えるとともに、以降の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難することを促す。特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、指定緊急避難場所へ立退き避難することが望ましい。

イ 避難指示

指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とした避難を指示する。安全な自宅や施設等での「屋内安全確保」も含む。

ウ 緊急安全確保

高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。

(2) 避難指示等の発令に関する助言

町長は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該指示等に関する事項について、助言を求めることができる。（この場合、助言を求められた機関は、その所掌事務に関し、必要な助言を行う。）

さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

(3) 避難の指示の内容

町長、警察官、知事等は、次の事項を明示して高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令を行う。

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難経路

エ 避難の理由

オ 避難時の注意事項

カ その他の必要事項

高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令する際は、下表のとおり警戒レベルを付

すとともに、町民が取るべき避難行動が分かるように伝達する。（警戒レベル1、警戒レベル2は気象庁が発表する情報であり、参考に記載）

町民は、警戒レベル3で高齢者等は避難、警戒レベル4で全員避難を基本とする。

警戒レベル	町民が取るべき行動	避難情報
(警戒レベル1)	(災害への心構えを高める)	(早期注意情報)
(警戒レベル2)	(自らの避難行動を確認)	(大雨・洪水注意報等)
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難
警戒レベル4	危険な場所から全員避難	避難指示
警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保	緊急安全確保 ※可能な範囲で発令

(4) 水害・土砂災害における避難指示等の判断基準

避難指示等の判断・伝達マニュアルによる。

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定権限

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命及び身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに県に報告する。

	決定権者	設定の基準
1	町長 〔災害対策基本法 第63条第1項〕	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき。
2	水防団長、水防団員、消防職員 (水防法 第21条第1項)	水防上緊急の必要がある場合
3	消防吏員、消防団員 〔消防法 第28条第1項、第36条〕	火災の現場、水災を除く災害
4	警察官 〔災害対策基本法 第63条第2項他〕	1、2、3の実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合
5	自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命じられた部隊の自衛官 〔災害対策基本法 第63条第3項〕	1、4の実施者がその場にいない場合に限り、自衛官は災害対策基本法第63条第1項の措置をとる。

第2 避難指示等の周知・誘導

1 高齢者等避難

町は、「高齢者等避難」を発令した際は、高齢者等の避難に時間を要する要配慮者が、避難準備を整えて、支援する人と一緒に避難することを支援するとともに、それ以外の町民が、家族などと連絡を取り合って状況を共有し、避難場所や避難経路を確認するなど、いつでも避難できる準備を整えることを周知する。

2 町民への周知

避難の指示を実施したときは、当該実施機関は、町民に対して最も迅速で確実、効果的にその内容を周知徹底できるよう、概ね次の方法により伝達する。一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者に対しては、地域の町民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。

- (1) 防災行政無線（サイレン・音声）等による伝達
- (2) 地域自治組織、自主防災組織、消防団等の組織を通じた戸別訪問、拡声器、電話等による伝達
- (3) 広報車の使用、緊急速報メール、野木町防災たより及び SNS による伝達

3 県への報告及び関係機関相互の連絡

町は、避難の指示を実施したとき又は他の機関が避難の指示をしたことを了知したときは、速やかに県に報告する。また、町その他の避難指示等実施機関は、避難の指示をしたときは、その内容を相互に連絡する。

4 避難の誘導

(1) 町民の誘導

町、その他の避難指示等実施機関は、町民が安全かつ迅速に避難できるよう、警察、自主防災組織、消防団等の協力を得て、できるだけ近隣の町民とともに集団避難を行うよう誘導する。

特に要配慮者の避難に配慮するものとし、自力で避難することが困難な者については自主防災組織が援助者を定めて避難させる等、速やかな避難ができるようにする。

(2) 集客施設における誘導

スーパー、小売店等集客施設の管理者は、あらかじめ定めた施設職員の役割分担、誘導経路、連絡体制等に基づき、施設利用者の避難誘導を実施する。

(3) 徒歩帰宅者の支援

町は、徒歩帰宅者に対して、食料や水、休憩場所の提供を行う。

県は、コンビニエンス事業者等の協力を得て、徒歩帰宅者等に対し、水、トイレ、災害情報の提供や消防、警察等に対する通報等への支援を図る。

第3 避難所の開設及び運営

避難所の開設及び運営については、マニュアルを作成し、運用するものとする。なお、感染症対策を踏まえた避難所運営については、町が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営方針」に基づき実施する。

1 避難所の開設

町は次の措置を講じる。

- (1) 災害により家屋等に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するため避難所を設置する。
- (2) 避難所の開設にあたっては、災害の状況に応じた安全・安心な避難所を選定し、迅速な開設に努める。要配慮者については、必要に応じ一般の避難施設とは別の介護機能を備えた福祉施設等に収容する。避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- (3) 新型コロナウイルス感染症等の発生、まん延防止のため、発生した災害や被災者の状況等に応じ、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等を検討する。
- (4) 避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に収容する者を誘導し、保護する。その際、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。
- (5) 開設している避難所については、リスト化に努める。
- (6) 避難者一人ひとりについて、氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等の情報を

記載した避難者名簿を作成し、被災者台帳へ引き継ぐよう努める。

(7) 避難所を設置又は移転した場合は、直ちに次の事項を県に報告する。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 収容人員

ウ 開設期間の見込み

エ その他必要事項

2 避難所の運営

町は次の措置を講じる。

(1) 全避難所の管理・運営上の総括責任者は、災害救助部長（町民生活部長）とする。各避難所の運営責任者は、町職員から選任した者とし、当該施設の職員、自主防災組織、地域自治組織、町社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体等の協力を得て避難所を運営する。なお、責任者等については、下表のとおりとする。

避難所の管理・運営責任者

○全避難所の管理・運営総括責任者：災害救助部長（町民生活部長）

○避難所（小中学校）の管理運営総責任者：文教部長（教育次長）

避難所名	責任者	副責任者
町公民館・体育センター	生涯学習課 スポーツ振興係長	生涯学習係長
野木中学校	こども教育課 学校教育係長	学校長
野木第二中学校	こども教育課 子育て支援係長	学校長
友沼小学校	税務課 町民税係長	学校長
野木小学校	税務課 収税係長	学校長
佐川野小学校	住民課 住民戸籍係長	学校長
南赤塚小学校	住民課 給付・年金係長	学校長
野木町文化会館	生涯学習課 文化会館係長	文化会館係

※ただし、町公民館は、要配慮者を優先に収容する施設とする。

また、避難者自身が避難所運営へ自主的に関与できる体制の整備及び管理責任者（リーダー・副リーダー）に、男女双方を配置するよう努める。

(2) 被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際には確実に被災者に伝達できるよう活用する媒体に配慮する。また、要配慮者をはじめとする避難者の相談窓口を設置し、支援ニーズの把握に努めるとともに、視聴覚障がい者、外国人等への情報伝達において音声や多言語表示シートの提示等により配慮する。

また、障がい者に対しては、食料や衣服の配布などの生活情報や災害などに関する避難情報が伝達されにくく、周囲の避難者との意思疎通ができず孤立する状況もあることから、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用した情報提供を行う。

(3) 衛生状態を常に良好に保つとともに、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底することとし、避難所内の十分な換気に努める。また、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

(4) 生活不活発病や口腔衛生状態の悪化による誤嚥性肺炎などの予防に努めるとともに、避難者の健康状態を充分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。また、保健師等による巡回健康相談

等を実施する。

- (5) 避難者やボランティア等に対する熱中症対策を十分に行う。
- (6) 食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。
- (7) 小山警察署と十分連携を図りながら巡回を行う。
- (8) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の更衣室や授乳室、物干し場の設置、避難所における女性や子どもに対する暴力防止と安全性の確保、相談窓口の設置等、女性や子育て家庭のニーズへの対応に努める。

なお、女性専用相談窓口の開設・運営に当たっては、とちぎ男女共同参画センターなどを積極的に活用する。

- (9) 通信事業者の協力を得て、非常用固定電話やインターネット等の通信施設を設置する。
- (10) 必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として渡り廊下、駐輪場、車庫等雨が避けられる屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させるよう努める。
- (11) 安否情報システムを使用するときは、県にシステムを使用する旨を報告した上で、速やかに町役場本庁舎と避難所との連携体制を確立する。
- (12) 配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報管理を徹底する。
- (13) 避難所ごとに町職員を派遣、駐在させる。駐在した町職員は、次の帳簿等を備え、整理保存する。
 - ア 避難所収容台帳（様式第1号）
 - イ 避難所用物品受払簿（様式第2号）
 - ウ 避難所設置及び収容状況（様式第3号）
 - エ 避難所設置に要した支払証拠書類
 - オ 避難所設置に要した物品受払証拠書類

第4 学校の避難対策

学校における避難は、次の事項に留意する。

- 1 校長は、台風等の予報により災害が予想される場合は、臨時休校、一斉早退、教職員の引率による集団登下校等状況を的確に判断し、連絡網により保護者へ連絡する等適切な処置を行う。
- 2 校長は、豪雨による浸水等により児童生徒の登下校に危険のおそれがある場合は、その状況に応じて必要な処置をとる。
- 3 危急の場合、やむを得ず校舎内に待避させる場合は、諸般の状況を判断し、危険のおそれのある場所を避けるとともに、できるだけ分散隊形をとるようにする。

なお、この場合各集団に必ず教職員を配置する。

第5 要配慮者への生活支援

- 1 要配慮者への日常生活の支援

町は、被災した要配慮者の避難所生活や在宅生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルク、哺乳びん、おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の派遣など、円滑な生活支援を行う。また、必要に応じて関係機関（県看護協会等）へ看護職員等の派遣について協力を要請するなど避難所での要配慮者の健康状態の把握に努める。

- 2 被災児童等への対策

町は、被災により生じた要保護児童や要援護高齢者等の発見と把握に努め、親族への引き渡しや福祉施設への受入等の保護を行う。

また、被災によりダメージを受けた児童、高齢者等について、各種相談所、避難所等においてメンタルヘルスケアを実施する。

3 外国人への対策

町は、被災した外国人に対して、（公財）栃木県国際交流協会等との連携のもと、カウンセリングを実施し、生活再建や安全確保等に関する適切な指導、助言をする。

第6 こころのケア対策

町及び県は、被災者が被災により生じたこころの不調について早期対応ができるよう、各種相談所、避難所等において災害時期に応じた取り組みを行う。

第7 避難所外避難者への支援

避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択し、避難場所が自然発生することから、車中泊避難者や指定避難所以外の避難者に対しても、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難所への移送など必要な支援に努める。

また、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。

1 避難所外避難者の把握

町は、指定した避難所以外の場所に避難した被災者（以下、「避難所外避難者」という。）の避難状況の把握に努める。また県は町に対し、助言等による支援を行う。

2 必要な支援の実施

町は、避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難場所への移送など必要な支援を行う。

第8 広域避難

1 町域を越えた避難等

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、町のみでは十分な避難者収容ができないときは、「災害時における市町相互応援に関する協定」により、県内他市町に応援を要請する。また、必要に応じて、災害協定を締結している県外市町に応援を要請する。

2 広域一時滞在対策

町は、町域で災害が発生し、被災した町民の生命・身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合で、他の市町の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があるときは、その被災した町民の受入れについて、他の市町に協議することができる。町が被災市町から協議を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れなければならない。

また、町は、県と協議を行い、被災した町民について県外における一時的な滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があるときは、県に対し、その滞在先の都道府県と被災町民の受入れについて協議することを求めることができる。

3 費用負担

(1) 原則

被災した地方公共団体が負担する。

(2) 災害救助法適用時

ア 広域一時滞在実施時

県の責任で救助がなされ、当該救助に伴う費用を負担する。

イ 県外一時滞在実施時

被災した都道府県が費用を負担するものとなり、受け入れた都道府県から被災した都道府県に対し救助に要した費用を求償する。

第9 帰宅困難者対策

1 避難所への誘導

鉄道事業者は、大規模災害が発生したときは、帰宅困難者を一時滞留が可能な場所に誘導し、受入れを行う。一時滞留場所への受入れが困難な場合は、事前に調整した手順に従って町に対して帰宅困難者の受入を要請した上で、市町が準備する避難所への誘導を行う。

町は、鉄道事業者と協力して、帰宅困難者を避難所に誘導する。

県は、町及び鉄道事業者に協力するとともに、帰宅困難者が多数発生して避難所への移動が困難であると認めるときは、(社)栃木県バス協会に帰宅困難者の輸送を依頼する。また、通信障害等により町と鉄道事業者との連絡手段が確保できない場合は、防災行政ネットワーク等を活用して仲介を行う。

2 避難所での対応

町は、帰宅困難者が帰宅可能な状況になるまでの間、避難所及び食料や水、毛布等の物資等を提供すると同時に、必要に応じて第4に掲げる避難所の設置・運営に係る対応を行う。併せて、交通機関の復旧状況や、代替輸送に関する情報、交通規制に関する情報の提供に努める。

県は、町が行う帰宅困難者対策を支援する。

県警察は、交通規制に関する情報その他必要となる情報を市町に提供する。

鉄道事業者は、自己の施設の運行や復旧、代替輸送、その他必要となる情報を市町に提供する。

第10 県外避難者の受入れ

1 初動対応

町は、大規模震災の発生等により県外の住民が避難してきた場合は、その状況を速やかに県に報告するとともに、原則として第3の1に準じて避難所を開設する等、その受入に努める。

県は、自県民の被災状況を考慮において、大規模災害の発生等により県域を越えた避難者が発生したと認められる場合は、次のとおり対応し、町はこれに協力する。

(1) 受入方針の決定

県は、国や避難元自治体等から、避難が発生した原因、避難規模等必要な情報収集を行い、併せて、災害対策本部に当該自治体の連絡員を受け入れる等避難元自治体と必要な連携を図った上で、市町と調整の上、県外避難者を収容する施設（以下「県外広域避難所」という。）の設置や運営方針等、県外避難者の受入方針を決定する。

(2) 避難所の設置

県は、あらかじめ選定してある県有施設に県外広域避難所を設置する。

町は、県からの要請に基づき、避難所の中から選定して県外広域避難所を設置する。

(3) 避難所の運営

町は、原則として第3に準じて県外広域避難所の運営を行う。

県は、原則として町が行う県外広域避難所の運営を支援する。

(4) 総合案内所の設置

県は、必要に応じて、県外避難者等外部からの避難所に関する問い合わせに備えて庁内又は現地付近の道の駅等に総合案内所を設置し、次の業務を行う。

ア テレビ、ラジオ等を活用した総合案内所についての一般周知

イ 県内において県外避難者が受入れ可能である避難所に関する情報の整理

ウ 県外避難者の受入れに関する問い合わせへの対応

エ 県外広域避難所に関する情報提供

オ その他必要と認められる措置

(5) 避難環境の整備

県は、災害等の状況に応じて、市町及び関係機関と調整の上で、発災からの事態の経過に

応じて次に掲げる避難環境の整備を行う。

- ア 県営住宅、市町営住宅
- イ ホテル、旅館等
- ウ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む）
- エ 雇用促進住宅その他国有施設

2 避難者の支援

(1) 県外避難者情報の収集

県は、避難生活が長期にわたる場合は、避難者の支援に資するため必要に応じて県外避難者に関する情報を収集し、避難元自治体に提供する。

(2) 県外避難者への総合的な支援

町及び県は、自主防災組織、地域自治組織、ボランティア、町社会福祉協議会等と協力して、第3から第7に準じた県外避難者の支援に努めるものとする。

(3) 県外避難者への情報提供

県は、避難元自治体と連携して、避難元自治体に関する情報等の県外避難者への提供に努めるものとする。

(4) 県外避難者の地域コミュニティの形成支援

町及び県は、社会福祉協議会やボランティア、NPO等の協力により、県外避難者の見守りや交流サロンの設置等、避難者同士や本県の避難先地域とのコミュニティの形成の支援や孤立防止対策に努める。

第11 被災者台帳の作成

町は、被災者に対する支援漏れを防止し、公平な支援を効率的に実施するために、災害対策基本法の規定により、個々の被災者の被害の状況や、支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成するよう努めるものとする。

第7節 消防活動

〔総務部、消防水防部〕

災害時における消防活動の迅速かつ適切な実施のため、活動体制の整備、応援協力体制の確立その他活動の実施に必要な対策を講じる。

第1 消防本部の活動

消防本部は、関係機関と密接な連携の下、「警防計画」に基づき、効果的な消防活動を実施する。

第2 消防団の活動

1 消防団員の招集

(1) 非常招集

大規模な災害の発生が予想される場合、事前に消防団員の非常招集を実施する。

団員については、分団長から電話等により伝達する。

団員は、招集がなくとも災害が発生し、又はそのおそれがあると認知したときは直ちに出勤しなければならない。

(2) 招集集結場所

団員は、各分団の機械器具置場に集結する。

2 災害地への動員

(1) 動員方法

消防団長は、団員を災害地に被害の規模に応じて動員するよう指示する。

(2) 伝達の方法

災害発生の連絡は、電話、メール、防災行政無線等により行う。

(3) 輸送方法

あらかじめ招集した集結場所から災害地への輸送は、消防車両及び町災害対策本部に要請し、調達を受けた車両により実施する。

3 火災防御

(1) 出火防止及び初期消火

発災と同時に居住地付近の町民に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は町民を督励して初期消火の徹底を図る。

(2) 危険物火災防御

消防法に定める危険物は、引火性又は発火性を有し、時には爆発する危険があるため、対象物ごとに消防計画を定め、設備等については関係法令に定める保安基準により、位置、構造、設備をはじめ取扱いの規制を行い、二次災害による火災予防の万全を図るとともに非常災害に対応できる態勢を確立する。

(3) 火災拡大後の措置

火災の拡大により防圧困難なときは、各隊の防御相当面、現場の状況及び水利状況を考慮し、団の移動集結を行い、防御線の確立を図るとともに次の措置を講ずる。

ア 災害通信計画に基づく関係機関への連絡

イ 後続応援隊の誘導

ウ 飛火警戒体制の確立

エ 町民に対する避難誘導

オ 必要に応じた破壊消防

第3 防火管理者の消防活動

町は、学校、病院、工場、興行場、社会福祉施設等の防火管理者に対し、消防計画の作成や、当該計画に基づく消火、通報及び避難の実施、消防の用に供する設備等の点検、整備等を指示し、

迅速かつ効果的な消防活動が確保できるよう努める。

第4 消防相互応援等

1 消防相互応援

一つの消防機関では対応できないような大規模な災害が発生した場合、相互応援を実施する。

(1) 「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援

県内全消防本部による「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた「栃木県広域消防応援等計画」所定の手続きにより要請、出動する。

(2) その他の協定

市町間で個別に結んでいる協定に基づき相互応援を実施する。

2 緊急消防援助隊の応援要請

県内の消防力では対処できないような大規模な災害が発生した場合、県は、消防組織法第44条第1項の規定により、国(総務省消防庁)に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

3 自衛隊の派遣要請依頼

町長は、必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

自衛隊の派遣要請の依頼については、本章第4節「自治体・消防等における相互応援協力・派遣要請」の第2に定めるところによる。

第5 大規模火災対策

1 大規模特殊火災

危険物施設や大規模な工場火災が発生した場合、消防機関は、高所放水車等特殊車両による大量放水や、化学消火剤を使用した大量泡放射等の消火活動により火災の拡大防止に努める。

また、鎮火までに多大な時間と消防力を要するため、広域応援等により消防力を充実させ、継続放水や定期的な監視等適切な消火活動に努める。

2 古タイヤ火災の消火活動

大量に放置された古タイヤ堆積場で火災が発生した場合、消防機関は、重機等の使用による可燃物の除去、化学消火剤の使用、覆土等迅速な消火活動により火災拡大の防止に努める。また、鎮火まで長期間を要することがあることから、その間は、定期的な巡視、地中温度測定及び適切な消火活動に努める。

第6 林野火災対策

1 迅速な消火活動

消防機関は、消防ポンプによる消火活動のほか、水のう付消防ポンプ等を使った人海戦術による消火、県消防防災ヘリコプター等の要請による空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。

また、延焼阻止が困難と判断されるときは、森林所有者等と調整し、森林を伐採し臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

2 現地指揮本部の開設

消防機関は、火災の規模が大きく、総員出動が必要な場合や関係機関との調整が必要となる場合には、現場近くに現地指揮本部を開設し、関係機関と連携し、延焼方向、地域の町民・施設等への被害の発生状況、危険性等を十分把握し、効果的な消火活動を行う。

3 消防団の活動

消防団は、消火活動を実施し、飛び火による延焼を警戒するなど火災の拡大防止に努め、火勢の状況等により必要な場合は、地域の町民等を安全な場所に避難誘導する。

また、消防隊の到着後は、当該消防隊への情報提供と火点誘導を行い、消防隊と協力して消火活動にあたる。

4 空中消火活動の実施

町は、県と十分協議の上、ヘリコプター離発着場の決定や空中消火用資機材の確保等円滑な消火活動の実施に努める。

第8節 救急・救助活動

〔総務部、災害救助部、消防水防部〕

関係機関が連携して被災者の救急・救助活動を行う。

第1 町民及び自主防災組織の活動

災害時の交通路の遮断や、同時多発する救急・救助要請等により、消防機関（消防署・消防団）等の現場到着の遅れに対処するため、自主防災組織や地域の町民は、関係機関と協力して、次のとおり救急・救助活動を実施する。

1 関係機関への通報

災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した者は、直ちに消防本部等の関係機関に通報する。

2 初期救急・救助活動の実施

災害現場において要救助者・負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救出活動を行うとともに、負傷者の保護にあたる。

また、自主防災組織は直ちに活動を開始し、通行人等とも協力し、救助及び負傷者の保護にあたる。

3 消防機関等への協力

初期救急・救助活動の実施にあたっては、消防機関等からの求めに応じて、可能な限りこれに協力する。

第2 町及び消防機関の活動

町及び消防機関は、県警察等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、迅速かつ適切な救急・救助活動を行う。

1 救助活動の実施

災害発生時に消防職員及び消防団員は、迅速かつ適切な救助活動を行う。なお、大規模災害発生時は、要救助者及び傷病者が同時に多数いる事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位を設定するとともに、地域の町民、通行人等現場付近に居合わせた者の協力を得るなど、効率的な救助活動に努める。

2 救急活動の実施

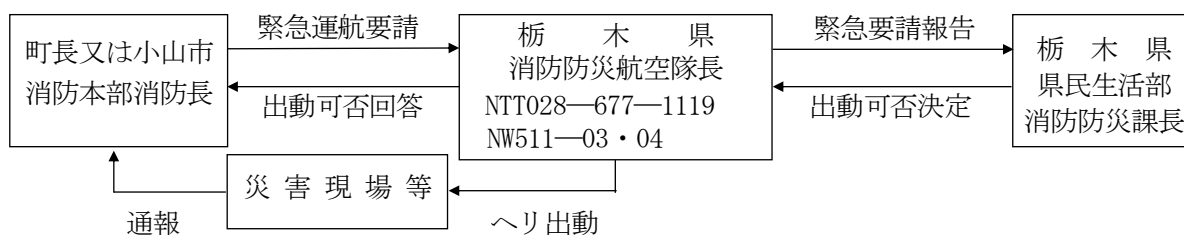
- (1) 町は、直ちに小山地区医師会等と協力して救護所を開設し、傷病者の救護にあたる。
- (2) 多数の傷病者が発生した場合は、医師、救急隊員等はトリアージを行い、重症者から搬送する。なお特に重篤な負傷者については、ドクターヘリによる搬送を要請する。
- (3) 重症者等の病院への搬送が必要な場合は、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県に県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

第3 県消防防災ヘリコプターの活用

1 県消防防災ヘリコプター緊急運航の要請

災害等が発生し、地域、地域の町民の生命、身体及び財産を保護するために差し迫った必要性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がない場合は、町長又は小山市消防本部消防長は、県に対し県消防防災ヘリコプターの緊急運航を要請する。

県消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー



2 緊急運航要請の内容

県消防防災ヘリコプターは、関係法令のほか、「栃木県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」、「栃木県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に定めるところにより緊急運航する。

第4 消防相互応援等

本章第7節「消防活動」第4に定めるところによる。

第5 県、警察及び自衛隊との連携

町は、警察の救助活動の応援を求める場合は県警察に要請し、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は県に要請を依頼する。

町及び消防機関は、警察及び自衛隊が被災地に派遣する連絡調査員と調整を図り、警察及び自衛隊の行う被災者の救出・救助活動の実施にあたっては迅速かつ適切な実施に協力する。

第9節 医療救護活動

[災害救助部]

関係機関が連携を図り、迅速かつ的確に医療救護・助産活動を実施する。

第1 実施体制

町は、被災者に対する医療助産を実施するとともに、医療救護班を編成・出動し、災害の状況により地元医師会に出動を要請する。また、町のみでは対応が十分でない場合は、県及び関係機関に協力を要請する。

第2 医療救護班の編成

(1) 医療の万全を期するため、医療機関の協力を得て、医療救護班を編成する。医療救護班の編成は、概ね次のとおりとする。

医療救護班の 編成基準	医 師	1 名
	看護師（保健師）	2 名
	事務職員	1 名

(2) 町医師団、県南健康福祉センター、消防署等との緊密な連絡を図る。

第3 救護所の設置

医療救護班が出動したときは、直ちに救護所を開設して傷病者を収容治療する。救護所の設置場所は、病院、小中学校等として、状況によっては天幕をもって救護所を設置する。

なお、救護所を設置したときは、その旨標識等により周知する。

第4 実施方法

- (1) 医療及び助産は、医療救護班により行う。
- (2) 町の救護班で間に合わない場合は県に医療救護班の派遣を要請するとともに、救護班が到着するまでに急迫した事態があり、早急に医療を施さなければならない場合は患者を最寄りの診療機関に移送し、その協力を得て医療を実施する。
- (3) 災害時における被災者のうち、妊産婦、乳幼児、高齢者等の要配慮者に対しては、特に留意する。
- (4) 関係機関団体の実施すべき業務は別表のとおりとする。

第5 整備保存すべき記録等

- 1 医療を実施した場合
 - (1) 医療救護班診療記録（様式第18号）
 - (2) 医療救護班医療品・衛生材料使用簿（様式第19号）
 - (3) 医療救護班の編成及び活動記録（様式第20号）
 - (4) 医療品・衛生材料受払簿（様式第21号）
 - (5) 病院・診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類（様式第22号）
 - (6) 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類
- 2 助産を実施した場合
 - (1) 助産台帳（様式第23号）
 - (2) 助産関係支出証拠書類

第6 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の医療及び助産の給付の実施基準は、災害救助法施行細則による。

第7 災害救助法が適用されない場合

- 1 災害時における医療体制

(1) 関係機関団体の実施すべき業務

町、消防本部、医師団等の関係機関、並びに団体の実施すべき事前措置及び応急措置は別表「災害時における医療活動分担表」とおとりとする。

各機関及び団体の責任者は、相互連絡・協議を緊密にし、統制の取れた迅速かつ的確な活動が行われるよう積極的に協力する。

(2) 指令及び通報

関係機関及び団体の事務担当者は、事前に通信先及び通信方法を確認しておく。

(3) 費用の支弁

災害救助法の規定を準用して相当額を支弁する。この場合の支弁者は町とし、必要な場合には、県、事故発生の責任を負う企業体その他の関係者が所要の費用の全部又は一部を補助し、あるいは負担する。

別表

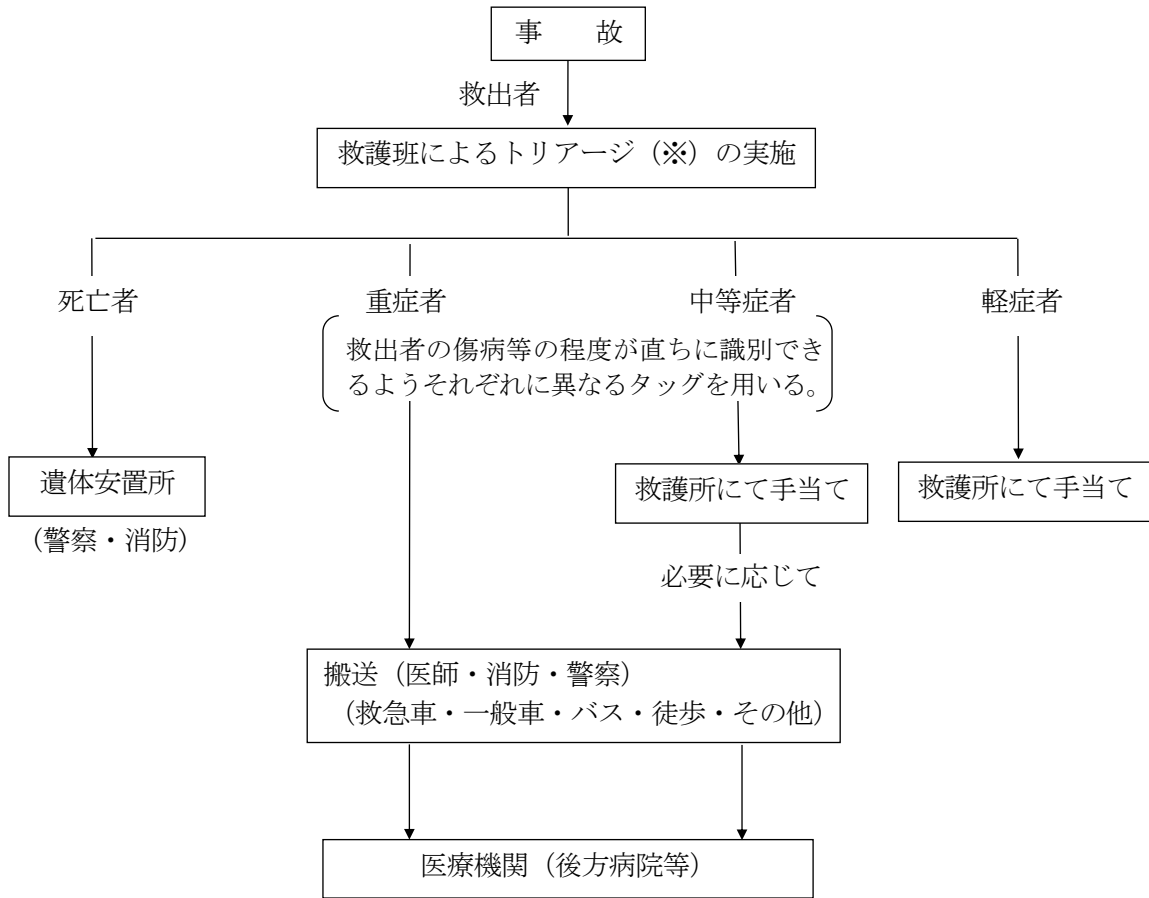
災害時における医療活動分担表

機関名	事前措置	通報・出動要請体制	現地救急体制	傷病者搬送収容体制	事後措置
野木町	<p>1 野木町防災会議の中に医療部会を設置し、その意見を聴いて災害時における医療に関する地域防災計画を策定する。</p> <p>2 前記防災計画に基づき、関係機関と事前協議、医薬品・医療器材の備蓄及び定期総合訓練を行う。</p> <p>3 災害事前情報の収集及び一般への広報活動を行う。</p> <p>4 救護所の設置場所について関係医療機関と連携し、あらかじめ救護所にあてるべき建物を調査し、その名簿を備えておく。</p>	<p>1 災害又は事故の発生を、発見者又は消防本部、警察署等から通報を受けた場合は直ちに職員を現地に派遣し、その状況（規模及び内容）を把握する。</p> <p>2 地元医師会長に救護班の出動（又は追加出動）を要請する（消防本部又は警察署が緊急措置として最寄り医療機関の出動を要請し、その旨報告があった場合は、そのことを申し添えて要請する）。</p> <p>3 消防本部及び役場職員による救出班を編成し、現場に派遣する。</p> <p>4 県南健康福祉センター、県その他関係機関に対し災害発生を通報し、必要な場合には応援を要請する。</p> <p>5 救護活動全般の連絡及び指揮にあたる。</p>	<p>1 警察署その他関係機関に要請し、現場と町役場間の通信網の確保を図る。</p> <p>2 災害状況に応じ、現地医療指揮者及び現地総括者を指名し、現場に派遣する。</p> <p>3 災害状況に応じ、現地付近に救護所を設置し、必要な器材を補給する。</p> <p>4 現場からの状況報告に応じ、小山地区医師会長、隣接市町村長、県、県医師会長等に対し、救護班等の町域外からの応援出動を要請する。</p> <p>5 医薬品、医療器材その他必要資材等の確保、現場への補給にあたる。</p> <p>6 必要な場合、現場の給水、現場活動要員に対する給食等の措置をとる。</p>	<p>1 現地医療指揮者からの報告に基づき、患者受入医療機関の選定、当該医療機関への待機指示等を郡市医師会長と協議して行う。</p> <p>2 緊急度に応じて消防防災ヘリコプターや救急車の出動要請を行う。</p> <p>また、必要に応じ、医療機関の緊急自動車や民間所有車両の借上配車等を行う。</p> <p>3 必要に応じ、県医師会長に対し、町以外の医療機関の選定、患者受入待機等を要請する。</p>	<p>1 災害、事故の状況、関係機関の活動状況等を調査記録し県その他関係機関へ報告する。</p> <p>2 救助・救護活動に要した経費を活動者に対し支弁する。</p> <p>3 必要な場合は、活動所要経費の全部又は一部について県、国その他の関係者に補助（又は負担）を求める。</p> <p>4 現場の事後整理を行う。</p>

<p>小山市消防本部</p>	<p>1 野木町地域防災計画に基づき、必要な活動計画の策定をしておく。 2 必要器材等の確保及び整備を図っておく。 3 職員に対する教育及び訓練を随時実施しておく。</p>	<p>1 災害又は事故の発生を発見者から通報を受けたときは、町長に報告し、併せて警察署に連絡する。 2 町長の命令により、救出班を現場に派遣する。災害状況に応じ、消防団及び地域の町民に応援を求める。 3 必要に応じ、緊急措置として最寄り医療機関の出動を要請し、その旨を町長に報告する。</p>	<p>1 傷病者の救出及び現地救護所までの搬送にあたる。 2 現地総括者の指示を受け、必要な場合、他部門の応援を行う。</p>	<p>1 現地総括者や現地医療指揮者の要請に基づき、救護所の傷病者を医療機関に搬送する。 2 救急車その他の車両の確保、配車にあたる。 3 傷病者搬送先については、現地医療指揮者の指示に従う。</p>	<p>1 活動の結果を関係機関に報告する。</p>
<p>小山警察署</p>	<p>1 災害発生時に対処する警備計画の策定と訓練の実施に努める。 2 警察通信網(有線・無線電話)の整備に努める。 3 災害事前情報の収集、関係方面への連絡及び広報の実施に努める。</p>	<p>1 災害又は事故の発生を発見者から通報を受けたときは、町及び消防本部に連絡するとともに、県警察本部に報告する。 2 必要に応じ、緊急措置として最寄り医療機関の出動を要請し、その旨を町長に報告する。 3 災害状況に応じ、県警察本部に応援を要請する。</p>	<p>1 警備班を編成して現場に派遣し、町及び消防本部に協力して傷病者の救出、現場及び付近の警戒警備、交通整理、交通の制限禁止、町民の避難指導、行方不明者の捜索、死体検視、町民保護のための警戒警備、犯罪の予防と捜査検挙、情報収集並びに民心安定の広報活動を行う。 2 町長の要請に応じ、現場と町役場間の通信網の確保を図る。</p>	<p>1 必要に応じ、町長の要請に応じ、傷病者搬送のための車両の提供、確保等に協力する。</p>	<p>1 上級機関への報告を行う。 2 関係機関への連絡通報を行う。</p>
<p>県南健康福祉センター</p>	<p>1 災害発生時における活動計画を策定し、訓練を行う。 2 管内関係機関と連絡及び調整を行っておく。</p>	<p>1 町から災害等発生の通報を受けたときには、必要に応じて職員を派遣し、状況等の調査を行う。 2 県(本庁)に災害状況を適時報告し、町その他の関係機関と連絡及び協議を行う。</p>	<p>1 必要に応じ医療救護支援班を編成する。</p>		<p>1 県への報告を行う。</p>

<p>県</p>	<p>1 関係機関と協議し、災害時活動体制の整備を指導する。 2 総合防災訓練を実施及び指導する。 3 災害事前情報の収集、関係機関への通報及び一般への広報活動を行う。また、下部機関への待機指令を行う。</p>	<p>1 町、健康福祉センター等から災害発生の通報があったときは必要に応じて職員を派遣し、状況を調査する。 2 町、県医師会長、県警察本部その他関係機関と連絡及び協議し、必要な対策を立て、措置を行う。 3 必要な場合は、自衛隊、日赤県支部その他関係機関、隣接県、国に対し応援を要請する。 4 国に災害状況を報告し、必要な協議を行う。</p>	<p>1 下部機関に指令し、必要な現地活動を行わせる。 2 必要に応じ直接、応援隊の派遣、補給資材の送付並びに現地活動に対する指導及び助言を行う。 3 町長等の要請に応じ、災害地隣接市町村、消防本部、自衛隊、日赤県支部その他関係機関の応援出動を要請する。</p>	<p>1 町長の要請に応じ、搬送用車両の貸与、斡旋等を行う。 2 町長の要請に応じ、県医師会長に対し町外の医療機関の選定、傷病者受入待機等を要請する。</p>	<p>1 町長その他関係機関との連絡調整を行う。 2 必要に応じ町に対する県費補助等を検討する。 3 国に対する報告を行う。</p>
<p>町医師団</p>	<p>1 県医師会の指導及び町の防災計画に基づき管内に数個班の救護班を編成し、出動計画を策定、普及しておく。 2 医療用器材類を備蓄しておく。 3 傷病者収容医療機関をあらかじめ定めておく。 4 上記結果を県医師会長に報告する。</p>	<p>1 町長の要請に基づき、必要数の救護班の出動を指令する。 2 県医師会長に状況を報告し、必要に応じて応援救護班の派遣要請を行う。</p>	<p>1 災害現場及び現地救護所において傷病者の応急医療に従事する。 2 町長から現地医療指揮者が派遣されたときは、救護班はその指揮のもとに活動する。</p>	<p>1 現地からの報告に基づき、町長と協議し、傷病者搬送体制を確立する。 2 傷病者収容医療機関を選定し、当該医療機関に待機を指令するとともに、現地に医療機関名を指示する。</p>	<p>1 町長、県医師会長に対し、活動結果報告書を提出する。</p>

災害救護活動体系図(例)



(※) 治療優先者が直ちに判別できるよう、傷病者を傷病の程度に応じ、死亡、重症、中等症、軽症等の数段階にわけ、それぞれ異なる識別標(タグ)を衣服等に貼付すること。

第10節 緊急輸送活動

〔総務部、災害救助部〕

被災者の避難、消火、救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を輸送するため、緊急輸送対策を実施する。

第1 実施体制

被災者等の輸送は、町が行う。県は町からの要請があった場合、又は、町への緊急な支援が必要と判断した場合、町の対策を支援する。

また、町で対処できないときは、他市町又は県に応援を要請する。

第2 輸送の対象

被害の状況、緊急度及び重要度を考慮して、応急活動の段階に応じ次の対象を優先的に緊急輸送する。

1 第1段階 救出救命期

- (1) 救急・救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- (3) 国、県、町等の災害対策に係る人員並びにライフラインの応急対策に必要な人員及び物資
- (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

2 第2段階 避難救援期

- (1) 上記1の続行
- (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (4) 輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資

3 第3段階 応急対策期・復旧復興期

- (1) 上記2の続行
- (2) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (3) 生活必需品

第3 輸送手段の確保

1 自動車による輸送

道路が交通不能の場合以外は、自動車による迅速かつ確実な輸送を行う。そのため自動車の確保を次のとおり行う。

(1) 町有のもの

- ア 総務部が稼働可能数を掌握し、配車する。
- イ 配車については、各部が自動車を必要とするとき、総務部に要請する。

(2) その他のもの

各部からの要請により、町有のものだけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、総務部は、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき応援を要請する。

(3) 県への応援の要請

町は、必要な自動車の確保が困難な場合、県に対し、次の事項を明示し応援を要請する。

- ア 輸送を必要とする人員又は物資の品名及び数量（重量）
- イ 車両等の種類及び台数
- ウ 輸送を必要とする区間及び借上げ期間
- エ 集結場所及び日時
- オ その他必要事項

2 ヘリコプターによる輸送

地上交通が途絶した場合、急を要する場合等、ヘリコプターによる輸送が適切と判断した場合は、県に県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。また、状況により県に自衛隊派遣の要請を依頼する。

第4 緊急輸送について

災害規模の拡大に伴い、県公安委員会は通行の禁止又は制限措置を講ずることがあるため、緊急輸送を行う場合には、次の手続きにより小山警察署又は県災害対策本部（又は危機管理課）から緊急通行車両を証明する標章（以下「標章」という。）及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

1 明示事項

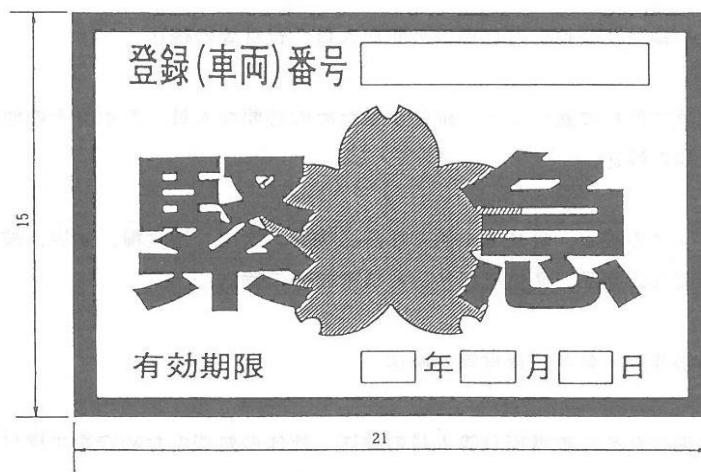
交付を受ける場合は、次の事項を明示した申請書を提出する。

- (1) 番号標に表示されている番号
- (2) 輸送人員又は品名
- (3) 使用者住所及び氏名
- (4) 輸送日時
- (5) 輸送経路
- (6) その他必要な事項

2 掲示箇所

緊急車両の使用者は、標章を当該緊急通行車両の前面の見やすい箇所に掲示するとともに緊急通行車両確認証明書（様式第4号）を携帯する。

緊急通行車両の標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両番号）並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第5 輸送拠点の整備

町は、被災地における救助活動に必要な人員、物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、必要な輸送拠点を確保する。

1 物資集積所の確保

救援物資の集積及び配布の円滑化を図るため、次の施設を救援物資集積場所として確保する。

名 称	所 在 地
野木町武道館	野木町大字丸林 571

2 緊急輸送道路の確保

- (1) 迅速な緊急輸送を実施するため、小山警察署との協議を行う。
- (2) 災害対策上重要な施設を結ぶ道路を中心に緊急輸送道路を定め、業者との連絡体制等を確立し、災害時は優先的に緊急輸送道路から啓開する。

町内の県指定緊急輸送道路は、次のとおりである。

区 分	路 線 名	区 間
第1次緊急輸送道路	国道4号	全 線

第6 整備保存すべき帳簿等

- 1 緊急通行車両確認証明書（様式第4号）
- 2 輸送記録簿（様式第5号）
- 3 燃料及び消耗品受払簿（様式第6号）
- 4 修繕費支払簿（様式第7号）
- 5 輸送費関係支出証拠書類

第11節 物資・資機材等の調達及び供給活動

〔災害救助部、産業建設部〕

被災者、災害応急対策従事者等に対する円滑な食料・飲料水・燃料及び生活必需品の供給を図るため、調達・供給体制を確立する。

第1 基本方針

1 実施体制

町は、被災者、災害応急対策従事者等に対し、必要な物資を調達・供給する。町のみでは実施不可能な場合は、近隣市町、県その他関係機関の応援を要請する。

2 季節への配慮

町は、災害の発生時季、時間の経過とともに変化するニーズを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

3 要配慮者への配慮

町及び県は、難病患者、透析患者、乳幼児、妊産婦、食物アレルギーを有する者等に配慮した食品や生活必需品の調達に配慮する。

第2 給食

1 供給の対象

町は、次に掲げる者で、食料の供給を必要とする者に対して食料を供給する。

なお、食料の供給に当たっては、要配慮者に配慮した品目選定を行う。

- (1) 炊き出し等による給食を行う必要がある被災者（避難者、被災により炊事ができない者）
- (2) ライフラインの寸断等により食料の供給が受けられない社会福祉施設等の入居者
- (3) 災害地における救助活動、急迫した災害の防止及び応急復旧作業に従事する者

2 食料の調達及び供給

町は、被害の状況等から判断して必要と認めた場合は、次により食料の調達及び供給を行う。

(1) 備蓄食料の供給

町は、計画により町内に備蓄している食料を供給する。

(2) 主要食料の調達

町の備蓄食料で不足する場合は、次により食料の調達を行う。

ア 協定に基づき、NPO 法人コメリ災害対策センターに対し、主要食料の供給を依頼する。

イ 町内卸売業者、小売業者等の保有する米穀の供給を依頼する。

ウ 「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づき、他市町から必要量の米穀の供給を依頼する。

エ 上記ア～ウによって不足する場合、応急食料の配給を県に申請する。

オ 上記ア～エによっても不足する場合や災害救助法が適用された場合は、町は、県に要請して関東農政局栃木県拠点から主要食料の供給を受ける。

なお、町は、県との連絡がつかない場合は、関東農政局栃木県拠点に対し政府保有米の供給を要請することができる。

(3) 副食、調味料等の調達

商工会及び食料販売業者は、町の要請に基づき生鮮野菜、食肉製品、牛乳等の副食、調味料等の供給を行う。

(4) 米飯の炊き出しのための施設は、町内公立学校のうち給食調理場の施設を有する学校の施設を必要により利用する。

(5) 応急食料の配給申請及び必要書類並びに応急食料確保にかかる一切の手続は、次の書類により災害救助部が行う。

ア 災害用応急食料配給申請書（様式第8号）

- イ 政府物品引渡要請書（様式第 9 号）
- ウ 政府物品受領書（様式第 10 号）
- エ 政府物品緊急引取報告書（様式第 11 号）

(6) 要配慮者への配慮

町は、要配慮者へ適切な食料が供給されるよう、要配慮者の把握及び必要な物資の抽出・確保等を行う。

なお、町のみで対応が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。

3 整備保存すべき帳簿等

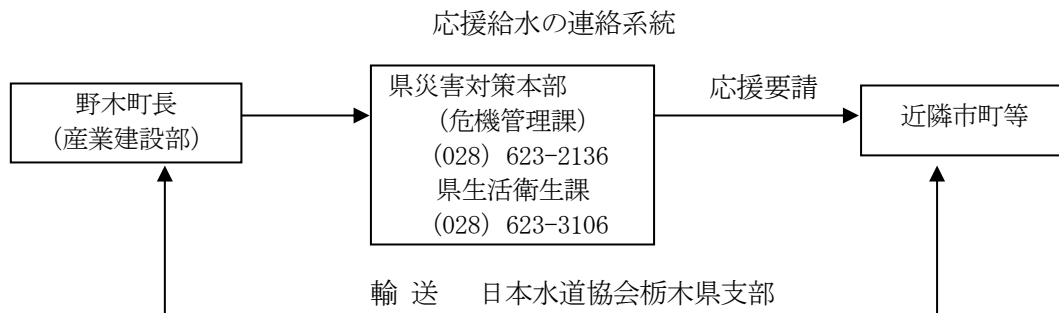
各現場の実施責任者は、次の帳簿等を整理し保存しなければならない。

- (1) 炊き出し受給者名簿
- (2) 食料品現品給与簿（様式第 12 号）
- (3) 炊き出しその他による食品給与物品受払簿（様式第 13 号）
- (4) 炊き出し用物品借用簿（様式第 14 号）
- (5) 炊き出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類
- (6) 炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

第3 給水

1 実施体制

災害発生時に飲料水を得られない者に対して、1人1日3リットルを基準とする。町で対処できないときは、他市町又は県に応援を要請する。



2 実施方法

(1) 飲料水の確保

ア 町は、応急飲料水、水道施設における貯水量の確保に努めるほか、湧水、井戸水、河川水等を浄化処理して飲料水を確保する。

イ プールの管理者は、特別の事情を除き、災害の発生に備えて常にプールに水を溜めておくよう努める。

ウ 町は、災害用浄水機により浄化処理を行う。

エ 町は、物資供給協定締結先に対して、飲料水ペットボトルの供給を依頼する。

(2) 給水活動

ア 町は、給水班を組織して給水活動を行い、水道施設の応急復旧活動を行う。

イ 町は、被災市町から要請があった場合に、可能な限り、応急給水活動を行う。なお、応急給水活動は、日本水道協会栃木県支部（宇都宮市上下水道局）の連絡調整のもと実施する。

(3) 優先給水

給水は、医療機関、給食施設、社会福祉施設等緊急性の高いところから行う。

(4) 応急用飲料水以外の生活用水の供給

町は、生活用水等についても、必要量の範囲内で確保及び供給に努める。

また、個人や企業等の所有する井戸水の活用にも努める。

(5) 整備保存すべき帳簿等

- ア 飲料水供給記録簿（様式第 15 号）
- イ 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿
- ウ 飲料水供給のための支払証拠書類

3 資機材及び技術者の確保

- (1) 交通途絶等により、給水が困難となることを想定し、搬送路の確保を検討しておく。
- (2) 給水の早期実施体制確立のため、給水に必要な資機材及び配管工等技術者の確保に努める。
- (3) 応急給水用資機材等の現状は資料編に掲げるとおりである。（資料 4－2）

第 4 生活必需品等の供給

災害時における生活必需品等の確保及び供給体制を確立して、住宅が被災して生活必需品を喪失するなど、日常生活が困難な被災者に対して円滑な生活必需品等の供給を図る。また、町の物資供給は協定締結先に対して、生活必需品の供給も依頼する。

1 実施体制

町は、被災者に対する生活必需品等の供給を実施する。ただし、町で対処できないときは、他市町又は県に生活必需品の応援を要請する。

2 実施方法

- (1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、現物をもって行う。
- (2) 町は、商店又は農業協同組合、商工会等と協力して、生活必需品の供給を行うものとする。
- (3) 整備保存すべき帳簿等

- ア 物資購入(配分)計画表
- イ 物資受払簿(様式第 16 号)
- ウ 物資購入関係支払証拠書類
- エ 備蓄物資払出証拠書類
- オ 物資給(貸)与及び受領簿(様式第 17 号)

3 義援物資の保管及び配分

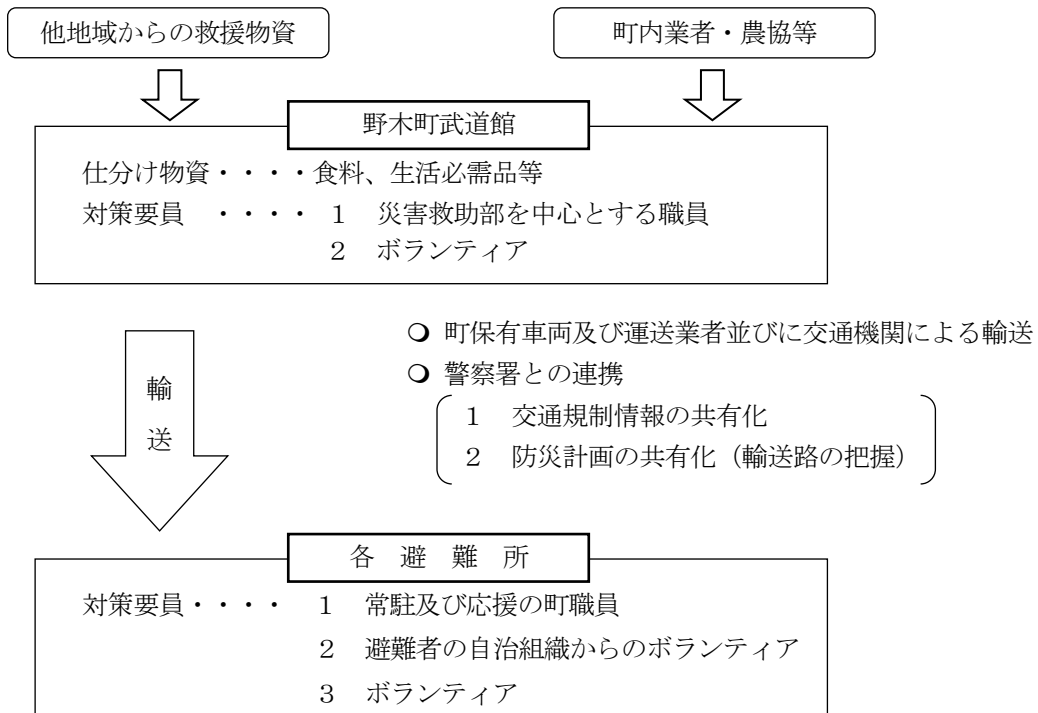
町に送付された被災者に対する義援物資は、県や町の責任において、調達する物資とは実際上も書類上も区別して保管・配分するものとし、その方法について定めておく。

第 5 物資の集積場所

救援物資又は町内からの調達による食料、生活必需品等を供給することになるが、その集積場所を次のように定め、職員のほかボランティアの協力により仕分け作業を行うものとする。

名 称	所 在 地
野木町武道館	野木町大字丸林 571

第6 災害時の食料、生活必需品等供給の流れ



被害を受けた農地・農業用施設の応急対策を実施し、早期に営農体制の復旧を目指す。

第1 実施体制

農地・農業用施設等に対する災害応急対策については、町が行う。

第2 農地・農業用施設等の応急対策

1 施設の点検、監視等

(1) 施設の点検及び監視

各施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検及び監視を行う。

(2) 関係機関等への連絡

各施設管理者は、施設の点検及び監視の結果、危険と認められる場合は、県、町、地域の町民及び関係機関へ適切に連絡する。

(3) 災害未然防止活動

洪水の発生が予想される場合は、施設管理者は、頭首工、排水機、水門等の放水などの適切な操作を行う。

また、災害を防止するため必要と認める場合は、あらかじめ必要な事項を町(消防機関を含む)及び警察署に通知するとともに地域の町民に対して周知させる。

2 災害応急復旧対策

(1) 被害状況の把握

町は、関係土地改良区・農協等と連携し、関係施設の被害状況を把握し、下都賀農業振興事務所に報告する。

(2) 応急対策の実施

ア 施設管理者は、関係機関と連携を図り、被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないよう、次の応急対策を実施する。

① 発災後の降雨の状況等により、主要な構造物の被害が発生するおそれがある場合は、速やかに県、町等関係機関に連絡するとともに、地域の町民に対して周知を図り、適切な警戒避難体制の整備など二次災害の防止に努める。

② 集落間の連絡農道、基幹農道等の管理者は、避難路及び緊急輸送路となる道路の優先的な障害物除去と応急復旧に努める。また、通行が危険な道路については通行禁止等の措置を講じる。

③ 被災して危険な状態にある箇所については、パトロール要員による巡回及び監視により、危険防止の措置を講じる。

イ 町は、農地・農業用施設等の被害が拡大するおそれがある場合は、関係機関と連携の上、施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。

3 農業共同利用施設

農業共同利用施設の管理者は、各施設の被害状況の把握、報告を行い、関係機関と連携して復旧対策を速やかに実施する。

(1) 施設の点検、監視等

施設管理者は、災害発生のおそれがある場合には、主要構造物等の点検及び監視を行う。

また、施設の点検及び監視の結果、危険と認められる場合は、県、町、地域の町民及び関係機関へ連絡する。

(2) 災害応急対策

施設管理者は、農業共同利用施設の被害状況を把握し、下都賀農業振興事務所に報告する。

第3 農作物に対する応急措置

- (1) 町は、被害の状況、作目等、被害の実態により、農業協同組合及び県に対して技術指導を依頼する。
- (2) 町は、肥料、苗、種子等の応急確保について、農業協同組合、国及び県へ協力を要請し、措置する。

第4 家畜に対する応急措置

- (1) 町は、被災地における病家畜の早期発見に努め、発見した場合、県に報告する。
- (2) 町は、家畜伝染病が発生し、又は発生のおそれがある汚染地域の消毒を実施するとともに、防疫の方法の指導及び防疫薬剤の配布を行い、必要に応じて技術者を緊急派遣し、当該区域内に飼育されている家畜に予防接種を実施する。
- (3) 災害により、飼料の入手が困難となったとき、町は、国及び県に対し放出を依頼するとともに、民間飼料会社の保有分並びに非災害地の農業及び家畜団体等の保有分の融資を受け、必要量を緊急に確保する。
- (4) 死亡獣畜の処理
本章第13節「保健衛生活動」第3を準用する。

被災地における感染症の発生予防・まん延防止、被災者の健康の保護等のため、保健衛生対策、遺体の収容・埋葬及び動物の管理の的確な実施を図る。

第1 保健衛生対策

1 感染症対策

(1) 実施体制

町は、被災地における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力低下等によって生じる感染症対策を実施する。町のみで処理が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。

(2) 実施方法

ア 防疫班の編成

町は、被災地の防疫活動を迅速かつ的確に行うため、防疫班を必要数編成し、避難所、被災家屋等の消毒、ねずみ族・昆虫の駆除等を行う。

イ 県の防疫・保健衛生組織との連携

町は、発生した災害の規模に応じて、県の防疫・保健衛生組織と連携して適切な防疫活動を行う。

(3) 防疫の種別及び方法

ア 検水調査

町は、被災地の井戸について検水を行う。また、必要に応じて、井戸の清掃、消毒等の飲用指導を行う。

イ 疫学調査

町は、避難所のほか浸水地域など、悪条件の地域に対して重点的に疫学調査・健康調査を実施し、患者の早期発見に努める。また、調査の結果、必要があるときは健康診断を行う。

(4) 消毒の実施

ア 消毒方法

町は、次の場所を中心に消毒活動を実施する。また、状況によってねずみ族、昆虫等の駆除を区域及び期間を定めて実施する。

① 浸水家屋、下水溝、ごみ集積所、その他不潔な場所

② 避難所の便所、その他不潔な場所

③ 井戸

イ 防疫用薬剤及び器具の確保

町は、調査・消毒の施行地域、戸数、地理的条件などを勘案して防疫用薬剤及び器具を確保する。

(5) 予防対策の周知・指導

町は、避難所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、チラシによる広報や避難所等の巡回指導により、手洗いやうがいの励行、食器等の洗浄方法、害虫、ねずみ族の駆除等について指導を行う。

(6) 感染症発生時の対応

町は、感染症の患者が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合は、県が実施する、患者への医療及び患者に対する入院勧告等の措置に協力する。また、町民に対し、感染症発生について広報を行う。

2 食品衛生監視

(1) 実施体制

町は、県及び関係団体と協力して避難所等の巡回指導、食品衛生知識の啓発指導など被災地の総合的な食品衛生対策を行う。

(2) 食品衛生監視班の派遣要請

町は、災害時の状況に応じ必要と認めたときは、県に食品衛生監視班の派遣を要請し、被災地営業者、同地区周辺営業者、臨時給食施設（避難所その他の炊き出し施設）に対する衛生的な食品の供給に関する指導を求める。

(3) 避難所、被災町民に対する衛生指導

町は、県の協力を得て、避難所等の食品管理等の状況把握に努めるとともに、避難所、被災地でのチラシ配布等により衛生指導を行う。

ア 手洗いの励行

イ 個人の備蓄食についての品質、保存期限等の確認

ウ 配布された弁当等についての品質・表示事項の確認

エ 抵抗力の弱い幼児・高齢者等に対する低リスク食品の選択

オ 使い捨て食器の使用、消毒薬による器具の消毒

カ 飲料水の衛生的取扱い

キ 食品残渣、汚水等の廃棄場所の衛生確保

(4) 被災地周辺営業施設及び臨時給食施設の指導

町は、県及び食品衛生協会等関係機関と密接な連携をとって、施設の実態を把握し、被害・稼働状況に応じた施設管理、加熱調理等食品の衛生的取扱いについて指導の徹底を行う。

3 保健対策（健康管理活動）

(1) 健康管理

ア 健康調査、健康相談の実施

町は、県の協力を得て被災者の健康調査を実施するとともに、避難所等を巡回するなどして次の健康相談等を実施する。また、健康不安の解消及び疾病の予防と早期発見を図り、医療機関への受診勧奨を行う。

① 在宅高齢者やひとり暮らしの高齢者等の安否確認

② 避難所での巡回健康相談

③ 対象者へのケアの提供

④ 感染予防、健康教育の実施

⑤ 保健・福祉・医療情報の提供 など

イ 要配慮者等の健康状況の把握

① 救護班や民生委員・児童委員、介護支援専門員等と協力の上、要配慮者、在宅療養患者等の健康状況を確認し、必要な介護、医療が受けられよう対処する。

② 県や関係機関の協力を得て、妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、難病患者、透析患者、糖尿病等で食事療法が必要な者について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を実施する。

③ 高齢者や障がい者、子どもなど要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

ウ 巡回保健指導の実施

避難所や被災家屋を巡回して、被災者の健康状態や食料の供給状況等を把握しながら、巡回保健指導を実施する。

(2) 生活不活発病の予防

被災高齢者においては、避難生活の長期化等により、歩行をはじめとする活動（生活行為）が低下し、生活不活発病（廃用症候群）が発生する。

そのため、町は、パンフレットの配布等を通じて、高齢者等の介護者や保健・医療・福祉介護専門職、ボランティアへの理解促進を図り、生活機能低下、特に生活不活発病の早期発見及び予防・改善に努める。

(3) こころのケア対策

町は次の措置を講ずる。

ア 県と協力して、被災者の精神状態の把握に努めるとともに、被災者の心理的な安定を図るため、県に対し精神医学、臨床心理学等の専門家の派遣等を要請する。

イ 避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減対策を実施する。

ウ 避難所に遊び場を確保するなど、ボランティア等の協力を得ながら幼児や児童の保育対策並びにこころのケア対策を実施する。

エ こころのケアや PTSD（心的外傷後ストレス障害）に対するパンフレットを被災者の配布するなどして、こころのケアに対する正しい知識の普及を図る。また、避難所の閉鎖後も継続してこころのケア対策を実施する。

(4) 栄養指導

町は、避難生活が長期化した場合、県及び関係機関の協力を得て、被災者に対する健康維持のための栄養相談を実施するとともに、避難所等において炊き出しを行うボランティア団体等の給食担当者に対して適切な栄養指導を行う。また町は、食料の供給にあたり、被災者全般の食事について、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、疾病上の食事制限者、要配慮者に対する配慮等、質の確保について配慮を行う。

4 ペット動物の保護対策

町は、避難所にペットを同伴してきた避難者がいた場合は、次の措置を行い、避難所の衛生環境の維持に努める。

(1) 避難所において、飼養者に同伴したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生を維持する。

(2) 必要に応じて、屋外にペットの飼育スペースを設けるなどして、居住部分へのペットの持ち込みを禁止する。

(3) ペット飼育場所や飼育ルールを掲示し、避難者への周知を徹底する。

(4) 身体障害者補助犬法（平成 14 年法律 49 号）に基づく「身体障害補助犬」（盲導犬、聴導犬、介助犬）については同伴・使用を容認する。

第 2 遺体取扱対策

1 遺体の搜索

(1) 実施体制

災害により、行方不明の状態周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索は、原則として町が県警察、消防機関、自主防災組織等の関係機関の協力のもとに実施する。

(2) 実施方法

町だけでは対応が困難である場合、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に応援要請を行うとともに、県に、自衛隊に対する応援要請を行うよう依頼する。

2 遺体の処置、収容及び検案（検視）

(1) 実施体制

災害の際に死亡した者の遺体の処置等について、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、原則として町が、県、県警察、日本赤十字社栃木県支部及び医療機関等関係機関の協力のもとに実施する。

(2) 実施方法

遺体の処置、収容及び検案（検視）にあたっては、衛生状態、遺体の尊厳の確保等に十分に

配慮する。

ア 地元医師団や日本赤十字社栃木県支部の協力を得て、適切な遺体の処置及び検案を実施する。

イ 遺体が多数の場合は公共施設等を遺体収容所として開設する。また、遺体の保存に十分な量のドライアイス、棺等の確保に努める。

ウ 捜索により発見された遺体について、県警察等関係機関と協力し、遺体収容所へ搬送する。

3 遺体の埋葬等

(1) 実施体制

災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため埋葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がいない場合には、原則として町が遺体の応急的な埋葬を行う。町での対応が困難な場合、県が広域的な火葬が行われるように調整する。

(2) 埋葬の実施方法

ア 民間事業者の協力を得て、棺、骨つぼ等の確保に努める。

イ 災害発生により火葬場が不足した場合には、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に火葬場の提供及びあっせんを求める。

ウ 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者がわかり次第、引き継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、墓地に埋葬する。

エ 遺体を土中に葬る場合は、公営墓地の中に所要の地積を確保する。

4 整備保存すべき帳簿等

(1) 遺体の捜索

ア 遺体捜索状況記録簿（様式第 24 号）

イ 遺体捜索用機械器具燃料受払簿（様式第 25 号）

ウ 遺体捜索用機械器具修繕簿（様式第 26 号）

エ 遺体捜索用関係支出証拠書類

(2) 遺体処理

ア 遺体処理台帳（様式第 27 号）

イ 遺体処理費支出関係証拠書類

(3) 埋葬

ア 埋葬台帳（様式第 28 号）

イ 埋葬費支出関係証拠書類

第3 動物取扱対策

1 動物保護管理対策

(1) 実施体制

町は、飼い主責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物の救護等の対策を講じるため、県、宇都宮市保健所、獣医師会で構成する動物救護の体制により、関係機関・団体の協力を得て、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助及び搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受入に関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。

(2) 実施方法

ア 動物の被災状況等について、県と連携して情報を収集する。

イ 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。

ウ 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。

エ 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理台帳の活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話や FAX を基本とする

が、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。

オ 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。

カ 実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。

キ 動物愛護推進員が実施する対策

(ア) 災害時における町や県等の関係機関が行う動物の適正な飼養及び保管に関する飼い主への支援活動に協力する。

ク 飼い主が実施する対策

(ア) 飼い主は、被災により一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

(イ) 飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせるなどの訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。

2 死亡獣畜の処理

(1) 実施体制

被災地における死亡獣畜の処理が広範囲にわたり、かつ公衆衛生及び家畜防疫上必要がある場合、町が行う。

(2) 実施方法

ア 流出・死亡獣畜の保護回収等適切な措置を行う。

イ 死亡獣畜取扱場で処理を行うほか、状況に応じて原則、県知事の許可を受けて次のように処理する。

① 移動し得る死亡獣畜については、人家、飲料水、河川及び道路に近接せず、日常、人や家畜が近接しない場所に集めて、公衆衛生上適切な方法で、埋却又は焼却処理を行う。

② 移動し難いものについては、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、その場で個々に埋却又は焼却処理を行う。

第14節 障害物等除去活動

〔産業建設部〕

被災町民の生活の確保と緊急輸送道路等の交通の確保を図るため、道路等に堆積した土砂などの障害物除去対策を行う。

第1 住居内障害物の除去

町は、町民に対し、家屋等に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、原則として所有者・管理者が実施することについて周知及び啓発をする。ただし、家屋等の障害物の除去は、災害救助法が適用された場合は同法の対象範囲内で町が支援する。

避難行動要支援者の世帯等については必要に応じ近隣町民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。また、必要に応じて災害協定先及びボランティアの協力を求める。

第2 河川の障害物の除去

河川の流下障害物の除去は、河川管理者及び町が実施する。

第3 道路の障害物の除去

道路交通支障となる障害物は、道路管理者が直営又は協定締結先、その他業者委託の活用等により速やかに除去する。なお、障害物除去の事務は産業建設部が担当する。

町は、道路上の障害物の状況を調査し、町道については協定締結先の建設業者に委託するなどして速やかに路上障害物を除去するとともに、国道・県道については直ちに当該道路管理者に通報して除去を要請する。

なお、除去作業は、重要物流道路及び緊急輸送道路を優先するなど、重要度や緊急度に応じて実施する。

第4 障害物集積所の確保

各機関は、障害物の除去にあたっては、関係機関と連携して、あらかじめ交通や応急対策活動に支障のない場所に十分な集積所を確保しておく。

第5 整備保存すべき帳簿等

- 1 障害物除去の状況記録簿
- 2 障害物除去費支出関係証拠書類

第6 除雪活動

1 家屋等の除雪活動

町は、町民に対し家屋等の除雪に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等の積雪の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、町は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣町民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除雪作業の協力を呼びかける。また、必要に応じて、ボランティアの協力を求める。

2 公共施設の除雪活動

公共施設の除雪活動は、その管理者が行う。ただし、大型機械による除雪が困難な狭隘な生活用道路等について、管理者は必要に応じ地域の町民に対し地域ぐるみの除雪の協力を呼びかける。

被災地の環境衛生の保全と早期の復興を図るため、災害廃棄物やし尿、避難所ごみなどの災害廃棄物等を処理する。

第 1 町の対応

町は、速やかに連絡体制を整備し、「《市町等災害廃棄物担当者向け》災害時の廃棄物処理対応マニュアル（平成 29（2017）年 3 月 栃木県）」等を参考に以下の業務を実施する。

- (1) 処理施設の稼働状況を把握するとともに、町内の被害状況について情報収集を行う。
- (2) 被害状況等を踏まえ、災害廃棄物、避難所ごみ、し尿の発生量・処理可能量を推計する。
- (3) 災害廃棄物や生活ごみ等の排出方法や分別方法、仮置場の利用方法等について、町民へ広報するとともに、県やボランティア等とも情報を共有する。
- (4) 大量に発生した災害廃棄物を一時的に保管するため、被害状況や周辺環境から適地を抽出し、仮置場を早急に設置する。被災現場から仮置場へ搬入する際の分別を徹底し、可能な限り再資源化を図る。
- (5) 収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法等を決定するとともに、必要となる人員や車両を確保する。
- (6) 災害廃棄物等の種類や性状に応じて、破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用及び最終処分を行う。処理にあたっては、できる限り再資源化や減量化を推進することとするが、処理のスピード及び費用の観点を含め総合的に処分方法を検討する。
- (7) 損壊家屋等の解体は、原則、所有者の責任により実施されるものであるが、倒壊などの二次災害の防止や、生活環境保全上の観点から、町が早期に解体する必要があると判断した損壊家屋等については、町自らが解体を行い、それに伴い発生する廃棄物について収集・運搬及び処分を行う。

第16節 学校・社会教育施設等の応急対策

〔文教部〕

児童生徒等の生命及び身体の安全確保や教育の実施、文化財の保護対策などのため、必要な措置を講じる。

第1 応急措置

- 1 校長は、状況に応じて適切な緊急避難の指示を与える。
- 2 校長は、災害の規模や児童生徒、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、県教育委員会又は町教育委員会に報告する。
- 3 校長は、災害時の状況により、町教育委員会と協議のうえ、臨時休業、始（終）業時刻の繰り下げ又は繰り上げ、部活動の停止など適切な措置を講じ、児童生徒の安全確保に努める。

第2 応急教育実施の予定場所及び教育者の確保

- 1 町教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断されることを避けるため、災害の程度に応じ、概ね次表のような方法により、応急時の教育実施の予定場所について対策を立てる。

災害の程度	応急教育実施の予定場所
学校の一部の校舎が災害を受けた場合	特別教室、体育館、講堂
学校の校舎が全部災害を受けた場合	(1) 公民館等公共施設 (2) 隣接学校の校舎
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	(1) 避難先の最寄りの学校、被害の無い学校、公民館等公共施設 (2) 応急仮校舎
町内の大部分が災害を受けた場合	避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設

- 2 被害の地域が広範囲で校舎の被害が大きく復旧に長期間を要し、授業不可能（1週間以上）による学習の遅れが予想される場合は応急の仮教室を使用して授業を行う。なお、児童生徒の通学可能な地区に仮教室の借用ができないとき、又は、仮教室が町民の避難施設として使用される場合は、被害地区以外に仮教室並びに教職員及び児童生徒が起居できる建物を臨時に借り上げて応急時の教育を行う。

3 教員の確保

町教育委員会は、教員が不足する場合、県教育委員会と連携して次により教員を確保する。

- (1) 町内における災害の状況により、町教育委員会は、被害を免れた学校の教職員を適宜被害を受けた学校に派遣し教育の正常化に努める。
- (2) 町の被災状況がひどく、(1)によることが困難な場合は、県教育委員会が郡又は県単位に対策を立て、町教育委員会と協議して早急に応援体制を取り、教職員の確保に努める。
- (3) 短期、臨時的には退職教員等の協力を求める。

第3 防災拠点としての役割

学校は、避難所等の防災拠点としての役割を果たすため、校長、公民館、青少年教育施設、体育館等の長は、避難所の運営や学校施設設備の提供等について、必要に応じ町に協力する。

第4 避難

- 1 実施責任者は、校長とする。
- 2 避難順序は秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、1クラス1名の教職員を必ず付けて誘導する。
- 3 校長は、避難誘導の状況を逐次町教育委員会に報告し、また、保護者に通報する。

4 その他児童生徒の避難は、本章第6節「災害発生時の避難対策」に定めるところによる。

第5 学校給食施設の措置及び活用計画

本章第11節「物資・資機材等の調達及び供給活動」に定めるところによる。

第6 応急教育計画作成上留意すべき点

- 1 児童生徒に対する災害情報等の伝達、避難又は下校の督励、施設設備の整備点検、消防水利の確保、火気の使用及び実験実習の中止、応急医薬品の整備等を学校で策定する応急計画で定める。
- 2 校長は被害の程度に応じて、教育の場所及び教職員を確保し、臨時の学級編制、日課表、指導計画、担任計画等を作成する。
- 3 休業の実施及び授業の不可能になる事態が予想される場合の学習内容・方法について児童生徒に指導する。
- 4 授業不可能な事態が長期にわたるときは、連絡の方法及び組織の整備工夫を行う。

第7 学用品の調達・給与

- 1 学用品の調達
教科書については、必要冊数を栃木県教科書供給所を通じて当該会社から取り寄せ配付する。学用品等は必要量を調達し、被災校へ急送する。また、学校図書については、移動図書館等による支援を検討する。
- 2 整備保存すべき帳簿等
 - (1) 学用品購入（配分）計画表（様式第29号）
 - (2) 学用品交付簿（様式第30号）
 - (3) 学用品出納に関する帳簿
 - (4) 学用品購入関係支払証拠書類
 - (5) 備蓄物資払出証拠書類

第8 文化財の保護

- 1 災害発生の措置（通報）
文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）を通報責任者として、災害が発生した場合には直ちにその被害状況を町教育委員会へ通報する。
所有者、管理者が町の場合の通報責任者は町教育委員会教育長とする。通報を受理したときは、県に報告し、被災の状況によって係官の派遣を求める。
- 2 災害状況の調査、復旧対策
町教育委員会は、被害の程度により係員を現地に派遣し、被害状況の詳細を調査し復旧計画等の準備、作成に協力するとともに、その結果を県を通じて文化庁に報告し、状況によって係官の派遣を求める。

第9 文化施設における応急対策

施設の被災により収蔵品等が損傷するおそれがある場合、施設の管理者は、施設・設備の緊急点検、収蔵品等の安全な場所への移動等被災防止の措置をとる。また、見学者、入場者を安全な場所へ避難させる、臨時休業、開館時間の短縮等の応急措置をとる。

第10 社会教育施設における応急対策

- 1 応急措置
施設の管理者は、防災計画等に基づき、利用者を安全な場所に誘導・避難させ、安否を確認し、必要に応じて消防署、警察署、医療機関等への通報及び協力要請を行う。
また、利用者の避難後の保護の方法をはじめとした応急対策を決定し、安全確保に努めるとともに、対応体制を確立し県又は町教育委員会に報告する。

被災者の居住の安定を図るため、公営住宅の一時的な供給、仮設住宅の供給・民間賃貸住宅に関する情報提供及び被害家屋の応急修理を行う。

第1 実施体制

1 実施体制

被災者に対する応急住宅の提供及び被災住宅の応急修理は、原則として町が行い、県がこれに協力する。ただし災害救助法を適用した場合は、県が行う。町も必要に応じ、町内の民間賃貸住宅が提供できるよう努める。

2 応急住宅の供給方針

原則として既設の公的住宅等とし、不足する場合に応急仮設住宅を建設又は民間賃貸住宅を借り上げる。また、利用期間等利用に際しての注意事項についても十分に説明するものとし、さらに、町内の不動産会社等と協力して、民間賃貸住宅が供給できるよう努める。

第2 公営住宅等の一時供給

1 対象

次の条件を満たすものとする。

なお、入居者の選定にあたっては、公平を期するほか、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮する。

- (1) 住家が全壊、全焼又は流失したこと。
- (2) 居住する住家がないこと。
- (3) 自己の資力では住宅を確保することができないこと。

2 供給する公営住宅等の確保

- (1) 町は既設の公的住宅等で提供可能なものを確保する。
- (2) 町は、町内の民間賃貸住宅の確保ができるよう努める。
- (3) 町で確保できない場合、既設県営住宅や他市町の公営住宅等の供給及びあっせんを県に要請する。

第3 応急仮設住宅の供給及び被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の供給及び被災住宅の応急修理は、災害救助法施行細則の定めるところによる。

なお、供給にあたっては、高齢者・障がい者等の要配慮者向け住宅の設置に配慮する。

1 設置場所の選定

- (1) 建築場所の選定にあたっては、被災者が相当期間居住することを考慮して飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題がおこらないよう十分協議のうえ選定する。なお、町は建設候補地をあらかじめリスト化し、県に報告するものとする。
- (2) 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

2 建設資機材及び業者の確保

町は、建設業者等と協定して、仮設住宅の設置又は応急修理を行う。

3 管理及び処分

- (1) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。
- (2) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

第4 整備・保存すべき帳簿等

1 仮設住宅設置の場合

- (1) 応急仮設住宅入居者台帳（様式第31号）
- (2) 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
- (3) 応急仮設住宅建築原材料購入契約書、工事契約書その他設計書、仕様書等
- (4) 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

2 修理した場合

- (1) 住宅応急修理記録簿（様式第32号）
- (2) 住宅応急修理のための契約書、仕様書等
- (3) 住宅応急修理関係支払証拠書類等

第 18 節 インフラ施設等の応急対策

〔総務部、産業建設部、消防水防部〕

インフラ施設の早期復旧を図るため応急対策を実施する。

第 1 道路施設

1 被害情報の収集

町は、災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、次により被害情報の収集に努める。

- (1) 道路パトロールカー等による巡視及び管理委託業者等からの道路情報（第三者被害の恐れのある箇所は未供用部分道路も含む）の収集に努める。
- (2) 町は、栃木土木事務所、小山警察署など防災関係機関から情報を収集するほか、各地区の消防団や地域自治組織等からも収集し、町内における道路被害状況や通行可能状況等の情報の把握に努める。

2 被害情報の伝達

- (1) 町は、道路の被害状況、応急対策の活動状況、応援の必要性等を県に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。
- (2) 町は、管理する道路以外の被害情報を入手した場合は、当該道路管理者に対して、その情報を速やかに連絡する。

3 応急措置

(1) 緊急の措置

巡視の結果等から必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施するとともに、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。

(2) 交通規制

交通の危険が生じると認められる場合は、小山警察署等関係機関と調整を図り、通行の禁止又は制限の措置をとり、道路法第 47 条の 5 に規定する道路標識を設置する。

また、必要に応じて迂回路の選定その他誘導等の措置を講じる。

(3) 交通の確保

関係機関との調整を図りながら、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、交通の確保を図る。

また、緊急輸送車両及び緊急自動車の通行が必要な場合は、重要物流道路及び緊急輸送道路を優先して機能の確保を図る。

(4) 二次災害の防止

災害発生後、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、必要な措置を講じるとともに、交通規制や施設の使用制限を行い、二次災害の防止に努める。

(5) 道路情報の提供

災害発生箇所、被害状況、通行規制状況、迂回路等の情報を迅速かつ的確に道路情報板等により利用者への提供に努める。

第 2 ヘリポート施設

1 実施方針

災害時において救援ヘリコプターの拠点としての機能が果たせるよう施設の早急復旧に努め、円滑な輸送の確保を図る。

2 施設の応急復旧

復旧は、着陸帯などヘリコプターの離発着に必要な箇所から行き、ヘリコプター運航上の安全を確保するよう努める。

また、給油施設の損壊等による二次災害の防止に万全を期す。

第3 鉄道施設（東日本旅客鉄道(株)）

鉄道事業者は、事故災害の発生を未然に防止するため、国土交通省の指導・監督の下、関係機関と連携して事故発生誘因を減らすとともに、鉄道車両及び施設の安全対策の推進に努める。

また、事故発生時に迅速に対処できるよう、防災体制や関係機関との連携体制を整備する。

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 鉄道事業者の情報収集・伝達

鉄道事業者は、管理する鉄道上で事故が発生した場合、速やかに事故状況等の把握に努め、その情報を直ちに国及び県に伝達する。

(2) 町及び小山市消防本部の情報収集・伝達

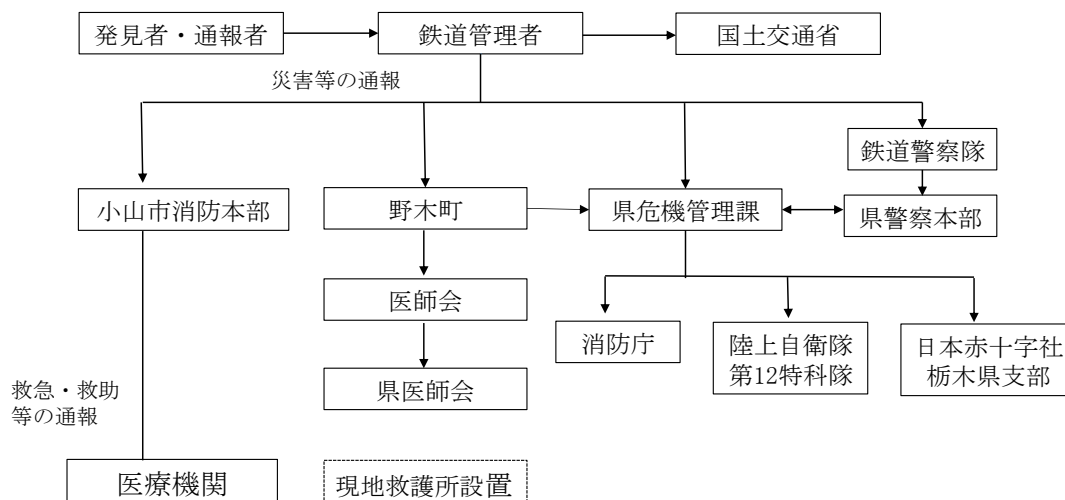
町及び小山市消防本部は、大規模な鉄道事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行く。

2 情報の収集・伝達系統

大規模な鉄道事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第4 水道施設

1 被害情報の収集・伝達

町は、災害発生後直ちに被害状況の調査及び施設の点検を実施し、被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関に通報する。

2 応急措置

水道施設が被害を受けた場合、町は短期間に応急的に復旧させ、給水区域内町民への給水を確保するとともに、二次災害の発生を防止し、通常的生活機能回復維持に努める。

(1) 工事業者への協力依頼

被害の状況により工事業者へ応急復旧の協力を要請する。

なお、主要施設について、あらかじめ工事業者を選定し、被災施設の復旧工事の協力依頼をしておく。

(2) 導水管及び送配水管等の復旧手順

ア 送配水管の復旧

最初に水源から浄水場までの導水管及び配水池までの送水管を復旧し、配水池確保水量の補給を行う。

配水管については、主要配水管から順次復旧し、給水拠点に進めていく。

イ 臨時給水栓の設置

避難所に近い公設消火栓について、臨時給水栓を設置する。

なお、設置の際は、小山市消防本部に通報し、消火活動の障害にならないよう努める。

(3) 仮設配水管の設置

主要配水管の応急修理が困難な場合には、仮配水管を布設する。

(4) 通水作業

応急処理後の通水は、配水池までの送水施設が完全に復旧した後、順次行う。

3 広報

給水場所は、あらかじめ広報紙等で町民に周知しておくとともに、災害時は、広報活動によりその開設場所を町民に知らせる。

また、水道施設の被害状況、復旧見込等についても情報提供に努める。

4 応援の依頼

水道施設の復旧のため必要と認めたときは、他の水道事業者等に応援を依頼する。

第5 下水道施設

1 被害情報の収集・伝達

町は、直ちに被害状況の調査及び施設の点検を実施し、処理・排水機能の支障の有無を確認する。

なお、巡視結果等から詳細な点検が必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に実施し、二次災害のおそれがあるものについては応急復旧を行う。

被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡及び町民への広報に努める。

2 応急措置

(1) 下水道施設が被害を受けた場合、町は、二次災害の発生のおそれがある箇所の安全確保を行い、早急に応急復旧を行う。

(2) 中継ポンプ場、管きょ等の態様の違いに配慮して復旧計画を策定する。

第6 電力施設

1 東京電力パワーグリッド(株)は、災害が発生した場合には、同社防災業務計画に定めるところにより、電力施設を防護し、被災地に対する電力供給の確保を図る。

(1) 被害情報の収集、伝達

災害が発生した場合、被害情報、停電に関する情報等の把握に努め、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡及び町民への広報に努める。

(2) 応急措置

ア 要員・復旧資材の確保

東京電力パワーグリッド(株)は、同社防災業務計画に定めるところにより、応急措置のための要員・復旧資材の確保を行う。

イ 電力の融通

東京電力パワーグリッド(株)は、同社防災業務計画に定めるところにより、電力需給に不均衡が生じた場合は、各電力会社への電力の融通を行う。

ウ 危険予防措置

県、県警察、町、消防機関等は、危険防止のため必要がある場合は、東京電力パワーグリッド(株)に対して送電の停止を要請する。同支店は、要請に対して適切な措置を講じる。

エ 自衛隊の災害派遣要請

東京電力パワーグリッド(株)は、被害が極めて大きく、工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とする場合には、県に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めるものとし、県は、適切な措置を行う。

オ 応急工事の実施

東京電力パワーグリッド(株)は、恒久的復旧工事との関連及び緊急度を勘案し、二時災害の防止に配慮しながら応急工事を実施する。

(3) 広報

東京電力パワーグリッド(株)は、被害の発生が予想される場合又は発生した場合は、電力施設被害状況及び復旧状況についてテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

2 発電事業、送配電事業及び小売電気事業の各電気事業者の対応は、1に準ずる。

第19節 危険物施設等の応急対策

〔総務部、消防水防部〕

危険物施設等の風水害等による被災や危険物等の事故災害発生に伴い、危険物の流出や爆発の危険がある場合、避難誘導や危険物への応急対策を実施する。

第1 実施体制

危険物施設等の所有者等は、危険物災害を最小限に止め、施設の従事者及び地域の町民の安全を確保するため、町、小山市消防本部等関係機関と密接な連絡をとり、適切な措置を講じるものとする。

第2 被害状況等の情報収集・伝達

1 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく町、警察、消防機関等に通報する。

2 町及び小山市消防本部の情報収集・伝達

町及び小山市消防本部は、危険物等事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国に報告し、県と連絡が取れるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

第3 災害拡大の防止

1 災害の拡大防止活動

(1) 事業所等は、危険物等の事故災害時に的確な応急点検、応急措置等を講ずる。

(2) 町は、県、県警察本部に協力して、危険物等事故の災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物の除去、町民等の避難など適切な応急対策を講じる。

2 災害拡大防止のための交通制限及び緊急輸送活動

(1) 町は、現場の警察官、関係機関等からの情報を収集し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 町は、県警察本部及び道路管理者に協力して、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。交通規制にあたって、関係機関は相互に密接な連絡をとる。

3 危険物等の大量流出に対する応急措置

町は、危険物等が河川等に大量に流出した場合、県及び警察本部に協力して、直ちに関係機関と危険物等の処理等必要な措置を講じる。

また、防除措置を実施するにあたっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講じる。

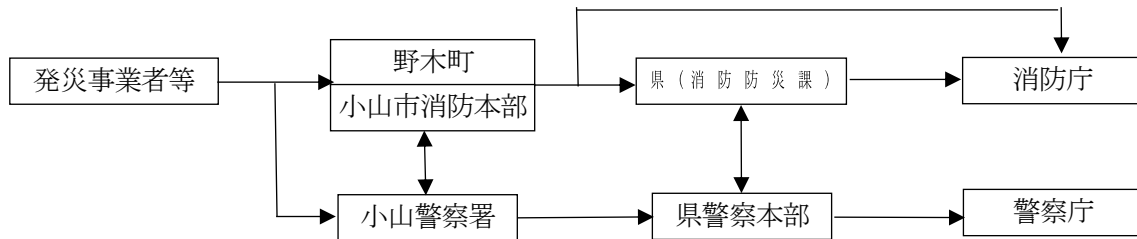
4 避難対策

危険物等事故災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町が行う避難対策は、本章第6節「災害発生時の避難対策」に定めるところによる。

第4 石油类等危険物事故応急対策

1 情報の収集・伝達系統

石油类等危険物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



2 火災・爆発応急対策

(1) 危険物取扱事業所等の対策

- ア 災害が発生した場合、消防機関、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。
- イ 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。
- ウ 災害発生時には災害の拡大を防止するため、関連する施設、装置等の緊急停止を行うとともに、被災施設及び関連施設の点検を実施する。
- エ 危険物等施設の被害状況、付近の状況等について十分考慮し、状況に応じた初期消火や流出防止措置を行う。
- オ 地域の町民の安全を図るため、速やかに発災を広報し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に町民への広報や避難誘導等の協力を求める。

(2) 町及び消防機関の対策

- ア 町は、被害の状況により小山警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内町民への広報及び避難誘導を行う。
- イ 消防機関は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

3 漏洩応急対策

(1) 危険物取扱事業所等の対策

- ア 災害が発生した場合、消防機関、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。
- イ 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。
- ウ 災害発生時には、直ちに土のう措置、排水溝閉止、オイルフェンス展張等により危険物の流出防止に努める。
- エ 事故の発生状況、危険物の性状に対応した液面被膜措置やガス検知器等の活用による引火防止措置、さらには漏洩危険物の回収措置を実施する。
- オ 地域の町民の安全を図るため、速やかに発災を広報し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に町民への広報や避難誘導等の協力を求める。

(2) 河川管理者の対策

- ア 河川管理者及び河川以外の水路等の管理者は、パトロールによる監視を実施するとともに必要な場合は適切な応急対策を実施する。
- イ 河川管理者及び河川以外の水路等の管理者は、オイルフェンスの拡張など危険物の拡散を防止するとともに、必要な場合は吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。

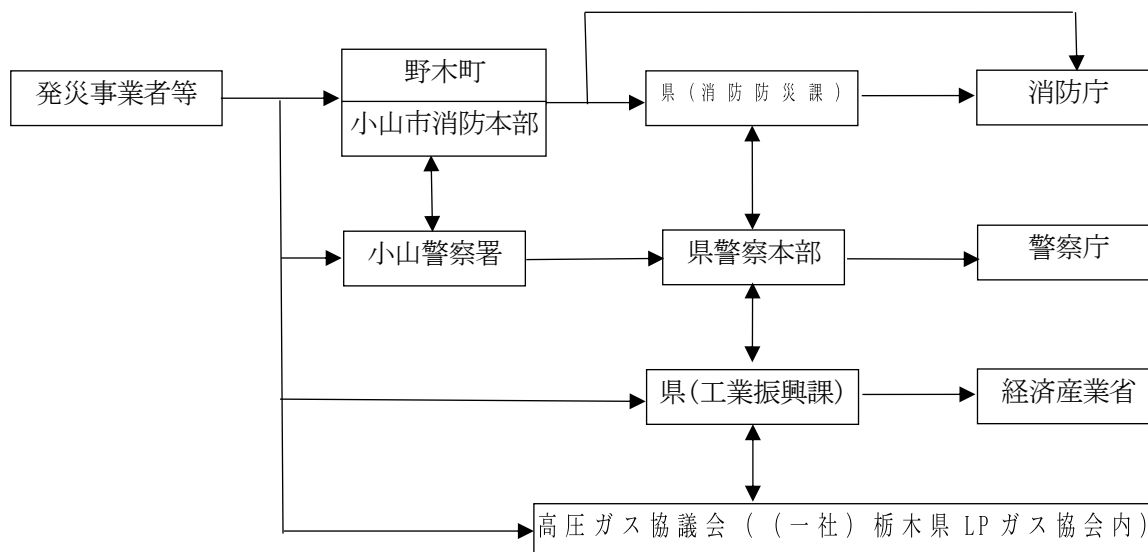
(3) 町及び消防機関の対策

- ア 消防機関は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。
- イ 消防機関は、土のう設置により危険物等の河川等への流出を防止するなど、漏洩範囲を最小に止める措置をとるとともに、危険物の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置を実施する。また、必要な場合は、吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。
- ウ 町は、被害の状況により小山警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内町民への広報及び避難誘導を行う。

第5 LPガス・高圧ガス事故応急対策

1 情報の収集・伝達系統

高圧ガス事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



2 販売事業者、高圧ガス事業者等の対策

(1) 速やかな応急措置の実施

ア 販売事業者等は、二次災害を防止するため、町民に対する火気使用禁止、容器のバルブ閉止等の広報を行い、消防機関等関係機関と連携しながら適切な措置を講じる。

イ 事業者は、直ちに応急点検を実施し、施設配管の各種弁類等の緊急遮断等応急措置によりガス漏洩防止を図るとともに、県、小山市消防本部、警察等に速やかに通報する。

(2) 応援・協力

ア 販売事業者等は、応急措置や復旧にあたっては、人員、資機材等に関し相互に応援及び協力する。

イ 高圧ガス事業者は、自らの防御措置では対応が不可能な場合には、高圧ガス協議会に応援を要請する。高圧ガス協議会は、指定防災事業所と応援及び協力について調整を行い、必要な応急措置及び復旧措置を講じる。

3 町及び消防機関の対策

(1) 町は、被害の状況により小山警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内町民への広報及び避難誘導を行う。

(2) 消防機関は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

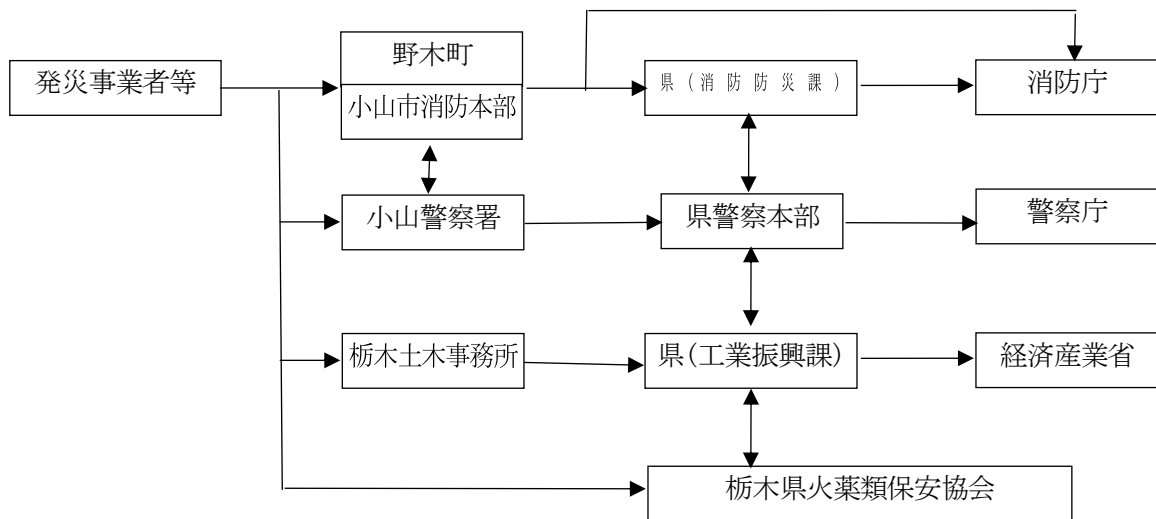
(3) 消防機関は、高圧ガスの性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等必要な措置を講じる。

(4) 消防機関は、ガス濃度測定を適時に実施するほか、ガスの性状を踏まえたガス滞留予測により、爆発等二次災害に留意して活動する。

第6 火薬類事故応急対策

1 情報の収集・伝達系統

火薬類事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



2 事業者等の対策

- (1) 火災等により火薬庫等が危険な状態となるおそれがある場合、貯蔵火薬類を安全地域に移送する余裕がある場合は移送し、かつ見張り人をつける。
- (2) 移送する余裕がない場合等には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講じる。
- (3) 火薬庫の入り口等を目塗土等で完全に密封するなど安全の措置を講じ、必要があれば付近の町民に避難するよう警告する。
- (4) 安定度に異状を呈した火薬類等は廃棄する。

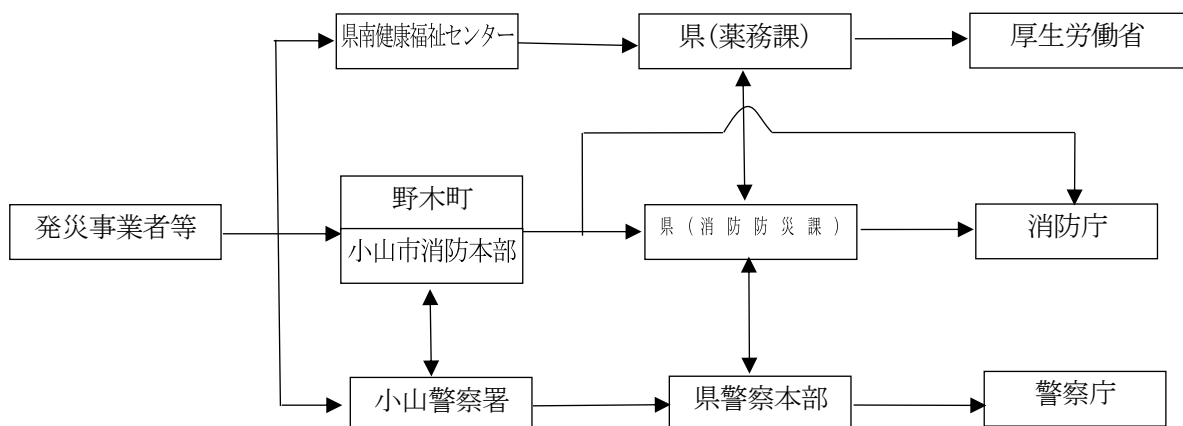
3 町及び消防機関の対策

- (1) 町は、災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握し、必要に応じ町民の避難誘導、立入禁止区域の設定等を行い危害防止に努めるとともに、県に応急対策の活動状況、応援の必要性等について報告する。
- (2) 消防機関は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

第7 毒物・劇物事故応急対策

1 情報の収集・伝達系統

毒物・劇物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



2 事業者の対策

- (1) 毒物・劇物の流出等の災害が発生し、周辺町民の健康被害のおそれが生じた場合には、町、県、小山市消防本部、警察等へ通報する。
- (2) 漏洩、流出した毒物・劇物の中和処理等の応急措置を実施し、周辺町民の安全を確保するた

- めの措置を講じる。
- (3) 災害が発生した場合は、直ちに貯蔵設備等の応急点検や必要な災害防止措置を講じる。

第20節 広報活動

〔総務部〕

町民及び関係機関に対し、被害状況、その他災害情報を適切かつ迅速に周知し、被災町民の的確な行動を促し、人心の安定と社会秩序の維持を図る。

第1 実施体制

実施責任者は、本部長（町長）とし、総務部は、各部から報告のあった被害状況等を中心に広報資料を収集するほか、必要に応じ他の関係機関、各種団体、施設等にも情報の提供を求め、次の関係機関に対し広報活動を行う。

対象機関	方法
報道機関	口頭、文書、電話、ファックス
各関係機関	電話、ファックス
町民、被災者	町ホームページ、防災行政無線、SNS、広報車、口頭、掲示板
庁内各課	庁内放送、庁内電話
その他必要とするもの	掲示板、チラシ（新聞折込み）、町ホームページ

第2 広報の内容

町は、災害の規模、態様等に応じて、町民生活に関係する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。なお、(10)被災者の安否に関する情報については、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

- (1) 気象情報及び警戒情報
- (2) 災害の規模及び被害の状況に関する事項
- (3) 避難指示等に関する事項
- (4) 犯罪の防止等社会秩序の維持に関する事項
- (5) 医療救護活動に関する事項
- (6) 交通規制等に関する事項
- (7) 食料・飲料水・生活必需品の供給に関する事項
- (8) 保健衛生に関する事項
- (9) 道路・橋梁、河川等の復旧に関する事項
- (10) 電気、ガス、上下水道、電話等ライフラインの復旧に関する事項
- (11) 被災者の安否に関する情報
- (12) ボランティア・義援物資の受入に関する事項
- (13) 問い合わせ、要望、相談等の対応に関する事項
- (14) その他関係機関の応急対策に関する事項
- (15) 町民の心得等人心の安定のために必要な事項
- (16) その他必要な事項

第3 広報の方法

1 報道関係に対するもの

報道機関への発表に際しては、報道する事項について本部員会議に諮ったうえ、本部長（町長）、副本部長（副町長）、総務部長又は本部長から特に指名された者が発表する。

発表の時期については適宜行うこととするが、時期等についてはあらかじめ報道機関と協議し、協力を得て行う。

2 各関係機関に対するもの

特に必要がある場合、地域内の公共的機関、各種団体、重要な施設の管理者等に対し災害情

報を連絡する。

3 町民、被災者に対するもの

人心の安定を図るため、被害の状況（停電、断水、交通機関の運行等の状況）とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的にわかりやすくまとめ広報する。また、視聴覚障がい者や外国人等に対しては、県と連携して、福祉団体、ボランティア等の支援を得て、的確な情報提供に配慮する。

有効な伝達手段及びその特色

伝達手段	種別	特色
町ホームページ インターネット	被④安	町からの情報以外に、被災者、被災者の家族・友人等間での情報交換も可能
防災行政無線 広報車	被④	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
掲示板	④安	各避難所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
情報紙	④安	各避難所に配布。最も重要、確実な情報提供手段のひとつ
新聞折込み	④安	避難所以外の被災者に確実に情報提供が可能

④ 被害状況 ④ 生活情報 安 安否情報

4 庁内各課

災害情報、被害状況等を一般職員にも周知させるとともに、必要に応じ各部に対して措置すべき事項及び伝達事項についても連絡する。

第4 災害発生前の広報

災害の規模、動向及び今後の予想を検討し、これに対処するため被害の防止に必要な注意事項をとりまとめ、広報車によって広報するものとする。

第5 被害発生後の広報

被害の推移、避難の準備、避難の指示及び応急措置の状況が確実に徹底するよう広報する。

第6 記録写真等の収集

町は、災害に関する写真や映像等を整理・保存するほか、関係機関が保持する災害写真・ビデオ等資料の収集に努める。

第21節 ボランティアや義援物資・義援金の受入

〔総務部、災害救助部〕

ボランティアの円滑な活動のため支援調整を行うとともに、被災者の必要物資等を把握し、広報機関を通して義援物資・義援金を募り、受け入れ、公平に配分する。

第1 ボランティアの受入・活動支援

1 災害時のボランティアの活動内容

災害時において、ボランティアに期待される活動内容は、次のものが想定される。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・広報
- (2) 炊き出しその他の災害救助活動
- (3) 医療及び看護
- (4) 高齢者・障がい者の介護及び外国人への通訳
- (5) 清掃及び保健衛生活動
- (6) 災害応急対策物資・資材の輸送及び配分
- (7) 家屋内の土砂、家具の除去等、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) その他災害応急対策に関する業務

2 ボランティア活動の支援調整

町及び町社会福祉協議会は、多くのボランティアの活動を支援・調整するための体制の整備を図る。なお、支援・調整にあたっては、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握することにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

町は、野木町地域防災計画に基づき、町社会福祉協議会及びボランティア団体等で組織し、ボランティアの受入窓口となる災害ボランティアセンターを設置して、センターが円滑に運営できるよう、被害情報や活動に必要な拠点、資機材等の提供について支援するとともに設置の事実をホームページ等に公表するなどの町民やボランティアへの周知を図る。

また、町が県から事務の委任を受けた場合、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託するときは、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第2 義援物資・義援金の受入・配分

1 義援物資の受入

(1) 義援物資の受入

町は、災害救助部において義援物資に関する対応方針について、ホームページへの掲載や報道機関への報道依頼により周知徹底を図る。

また、義援物資は、物資集積所（広域物資拠点、地域物資拠点）において、受入れ、一時保管、仕分け、配送を行い、適切な在庫管理に基づき、必要とする義援物資のリストを作成、公表し、応急対策が終了するまで定期的に更新する。

(2) 義援物資集積場所

義援物資は次の一時保管場所に集約・管理の上、全体の種類・数量の把握を行う。

名 称	所 在 地
野木町武道館	野木町大字丸林 571

(3) 義援物資の管理

飲料水や生鮮食料品等の腐敗変質のおそれのある物品は、なるべく着荷と同時に配分できるよう、保管場所及び管理体制を整備する。

(4) 義援物資の需給調整と情報発信

町は、被災地のニーズと全国から寄せられる義援物資を的確に結び付け、円滑な救援活動を実施するため、報道機関の協力を得て、被災地における物資の過不足に関する情報提供を行う。

2 義援金の受入・配分計画

(1) 義援金配分委員会の設置

義援金の受入・配分は、次の関係機関をもって義援金配分委員会を構成し実施する。

ア 町

イ 日本赤十字社栃木県支部

ウ 野木町社会福祉協議会

エ 各報道機関

オ その他の関係機関・団体

(2) 義援金の管理

義援金は、配分委員会が設置されるまでは、各受付機関で管理し、配分委員会が設置された場合は、配分委員会が各受付機関から引き継ぎ、配分するまで保管する。

(3) 配分方法

義援金・義援物資等の配分は、半壊・(焼)、床上浸水以上を対象とし、次の基準に被害程度、被害人員を考慮して配分委員会で決定する。

全壊(焼)、流出世帯	1
半壊(焼)世帯	1/2
床上浸水世帯	1/3
死者(行方不明で死亡と認められる者を含む。)	1
重傷者(1ヶ月以上の治療を要する見込みの者)	1/3

(注) 全壊(焼)、流出、半壊(焼)及び床上浸水の分類は本章第5節「災害救助法の適用」(第2「被害の認定」)の基準による。

(4) 配分結果の公表

配分委員会は、義援金の配分結果について、栃木県防災会議に報告するとともに報道機関等を通して公表し、救援活動の透明性の確保を図る。

第4章 復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

原状復旧又は更に強い町土づくりを図る計画的復興を目指すかについて検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

第1 基本方向の決定

1 実施体制

町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、または更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

2 町民との協同

被災地の復旧・復興は、町民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

3 国等職員の派遣要請

町は、復旧・復興にあたり、必要に応じ国、県、他の地方公共団体等に職員の派遣等協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

第2 計画的復興の推進

1 復興推進本部の設置

町は、被災の程度や復旧の状況等を見極めた上で、必要に応じて復興推進本部を設置し、国、県を始めとした関係機関との連絡調整を行いながら、迅速かつ確実に復興対策を実施する。

2 復興計画の作成

著しく異常かつ激甚な非常災害であって当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）を受けた場合、大規模災害からの復興に関する法律に基づき、町は、必要に応じて復興計画を定めるものとする。なお、町の定める復興計画は、県の復興基本方針に即して、以下の事項を定めるものとする。

3 都市復興計画

町による都市復興計画の作成にあたっては、「栃木県都市復興ガイドライン」等をもとに、次の点に留意する。

(1) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、町民の早急な生活再建の観点から、基本的な方向について速やかに町民の合意を得るよう努め、市街地開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図ること。

(2) 必要に応じ、概ね次のような事項を基本的な目標とすること。

ア 河川の治水安全度の向上

イ 土砂災害に対する安全性の確保

ウ 避難地や延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市施設及び防災安全街区の整備

エ ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化

オ 建築物や公共施設の耐震化、不燃化

カ 耐震性貯水槽の設置

(3) 新たなまちづくりの展望、作成の手続き、スケジュール、被災者側での種々の選択肢、施策

情報の提供等を町民に対し行うこと。

第3 避難行動要支援者対策

町は、障がい者等の窓口を役場庁舎に設置し、障がい者等の生活の復旧・復興に対し迅速に対応するものとする。

第2節 町民生活の早期再建

町民・事業者の生活等の早期再建を図るため、生活相談、職業のあっせん等を実施する。

第1 被災者のための相談、支援

町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

町は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、必要に応じて防災関係機関と連携し、被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口を設置する。また、被災地外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、広報・連絡体制を整える。さらに、必要に応じて、県が締結する災害時応援協定に基づき、栃木県弁護士会、栃木県行政書士会による無料相談を実施するものとする。

第2 罹災証明書の発行

町は、町域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

また、専門的な知識及び経験を有する職員の育成、町と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3 租税の減免等の措置

町は、災害の状況に応じて地方税法、野木町税条例の規定に基づき、町税に係る期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。

1 期限の延長（野木町税条例第18条の2）

町長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条中「申告等」という。）期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長する。

2 徴収猶予（地方税法第15条及び第15条の2並びに県税条例第17条の2及び第17条の3）

災害により町税を一時に納税することができないと認められる場合は、納税者の申請に基づき、原則として1年以内の期間に限り徴収を猶予する。

3 減免等

災害による損害の内容、程度に応じて、一定の要件の下に、納税者の税額について一定の割合の軽減又は免除等を行う。

第4 農作物等災害助成

栃木県農漁業災害対策特別措置条例によって指定された天災により被害を受けた農業者に対し、町長が次表についての助成措置を図る場合、町は県に対して助成を申請する。

補助の種類	対象農作物等	対象被害者	補助率
病虫害防除用農薬購入費等補助	農作物	30%～70%未満	1 / 2 以内
	果樹桑樹	30%以上	
樹草勢回復用肥料購入費等補助	農作物	30%～70%未満	1 / 2 以内
	果樹桑樹	30%以上	
蚕種購入費補助	桑樹	70%以上	
代替作付け用種苗等購入費補助	農作物、きのこ類	70%以上	1 / 2 以内
種苗・桑葉等の輸送費補助	農作物、桑樹	30%以上	
被害農作物取り片付け作業費等補助	農作物、きのこ類 (収穫直前)	70%以上	
被害果実の選果等作業費補助	果実	30%以上	
農作物育成管理用施設等撤去作業費補助	農作物、きのこ類に係る農作物育成管理用施設等	70%以上	

第5 被災者生活再建支援制度

1 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、地震、噴火、地すべりその他の異常な自然現象により生じる災害であって次のいずれかに該当するもの。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む）が発生した市町村における自然災害
- (2) 10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害
- (3) 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害
- (4) 県内のいずれかの市町において（1）又は（2）に規定する被害が発生している場合で、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万未満のものに限る。）における自然災害
- (5) 本県に隣接する都道府県で（3）又は（4）に規定する被害が発生している場合で、（1）から（3）に規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、全壊5世帯以上の被害が発生した市町村における自然災害
- (6) （3）または（4）に規定する都道府県が2以上ある場合に、5世帯（人口10万人未満の市町に限る。人口5万人未満の市町にあっては2世帯）以上の住宅全壊被害が発生した市町における自然災害

2 支給対象世帯

支給対象は上記災害により次のいずれかに該当する世帯

- (1) 居住住宅が全壊した世帯
- (2) 居住住宅が半壊、又は居住住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 居住住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- (5) 居住住宅が半壊し、相当規模の改修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

3 支援金の支給額

下表に示す区分により支給される。

○支給額の区分

(単位：万円)

	世帯人員	合計支給 限度額	基本額	居住関係経費(加算)		
				建設又は 購入	補修	賃借
全壊・解体・ 長期避難世帯	複 数	300	100	200	100	50
	単 数	225	75	150	75	37.5
大規模半壊世帯	複 数	250	50	200	100	50
	単 数	187.5	37.5	150	75	37.5
中規模半壊世帯	複 数	100	—	100	50	25
	単 数	75	—	75	37.5	18.75

※単数世帯とは、その世帯に属する者の数が一である世帯を言う。

※基本額の金額は、居住関係経費の金額にかかわらず、一定額で支給される。

※居住関係経費（加算）は、その内容により支給額が異なる。

4 支給手続き

支給申請は町に行い、提出を受けた町は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県に提出する。県は、当該書類を委託先である（公財）都道府県センター被災者生活再建支援基金部に提出する。

第6 栃木県被災者生活再建支援制度

暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生じる災害であって被災世帯数の規模等により、被災者生活再建支援法が適用されない区域の災害を対象とし、同法と同一の支援金を被災世帯に支給する。

第7 融資・貸付・その他資金等の支援

被災した町民の生活の早期再建を図るため、県の行う資金枠の確保、貸し付け等の金融支援は資料編に掲載の通りである。（資料12-3）

第8 被災者への制度の周知

町、県及びその他関係機関等は、被災者に対する各種相談、施策を実施するときは、次のような広報手段を用いて周知を図る。

- (1) 放送、新聞広報
- (2) 広報車、広報紙、チラシ
- (3) 防災行政無線、優先ラジオ放送、CATV
- (4) 町、県及び関係機関等のホームページ
- (5) 町 SNS

第3節 インフラ施設等の早期復旧

インフラ施設の早期復旧を図るため、被害状況を調査・把握し、復旧事業を実施する。

第1 迅速な原状復旧

町は、関係機関とともに、次の点に留意して公共施設等の復旧にあたる。

- (1) 施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資及び資材の調達計画並びに人材の広域応援等に関する計画を活用すること。
- (2) 施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うこと。
- (3) 地盤の緩みにより土砂災害の危険が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うこと。
- (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示すること。
- (5) 施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理すること。

第2 災害復旧事業の種別

公共施設の災害復旧を国が直轄で、あるいは地方公共団体等に対して負担又は補助して実施する災害復旧事業は次のとおり。

災 害 復 旧 事 業 名	関 係 省 庁
1 公共土木施設災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法） (1) 河川 (2) 砂防設備 (3) 林地荒廃防止施設 (4) 急傾斜地崩壊防止施設 (5) 道路 (6) 下水道 (7) 公園	国 土 交 通 省 国 土 交 通 省 農 林 水 産 省 国 土 交 通 省 国 土 交 通 省 国 土 交 通 省 国 土 交 通 省
2 農林水産業施設等災害復旧事業（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律） (1) 農地・農業用施設 (2) 林業用施設 (3) 共同利用施設	農 林 水 産 省 農 林 水 産 省 農 林 水 産 省
3 文教施設等災害復旧事業 (1) 公立学校施設（公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法） (2) 私立学校施設（激甚法） (3) 公立社会教育施設（激甚法） (4) 文化財	文 部 科 学 省 文 部 科 学 省 文 部 科 学 省 文 部 科 学 省
4 保健衛生施設等災害復旧事業	厚 生 労 働 省
5 社会福祉施設災害復旧事業	厚 生 労 働 省
6 廃棄物処理施設災害復旧事業	環 境 省
7 医療施設災害復旧事業 (1) 公的医療機関 (2) 民間医療機関（資金融資）	厚 生 労 働 省 厚 生 労 働 省
8 水道施設災害復旧事業	厚 生 労 働 省

9 都市施設災害復旧事業（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針） （１）街路 （２）都市排水施設 （３）堆積土砂排除事業 （４）湛水排除事業	国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省
10 住宅災害復旧事業（公営住宅法） （１）罹災者公営住宅の建設 （２）既設公営住宅の復旧 （３）既設改良住宅の復旧	国土交通省 国土交通省 国土交通省
11 災害関連緊急事業 （１）災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 （２）災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業（かけ特）	国土交通省 国土交通省
12 その他の災害復旧事業等 （１）鉄道施設（鉄道軌道整備法） （２）公共土木施設に関する災害時における工事施工中の手戻り工事 （３）その他の復旧事業	国土交通省 国土交通省 （関係省庁）

第3 災害復旧事業実施方針

1 災害復旧事業計画の策定

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国、県が費用の全部又は一部を負担、補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

なお、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所定の手続きをとり、県の指導を受けて災害査定前に復旧工事に着手する。

2 緊急査定の促進

公共施設の被害の程度により、緊急の場合には、応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

3 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定にあたっては、被災地の状況、被害発生の原因等を考慮し、災害の再発防止と速やかな復旧が図られるよう関係機関との連絡調整を十分図り、事業期間の短縮に努める。

第4 激甚災害の指定に関する計画

1 計画の方針

災害により甚大な被害が生じた場合激甚法に基づく激甚災害の指定を受けるため、町は県に協力して災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設等の災害復旧事業が迅速、円滑に実施できるように努める。

2 激甚災害に関する調査

（１）県

ア 県は、町の被害状況等を検討の上、激甚災害（本激）、局地激甚災害（局激）の指定を受ける必要があると考えられる事業について、関係各部で必要な調査を実施する。

イ 関係各部は、激甚法で定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

（２）町

町は、県が行う激甚災害、局地激甚災害に関する調査等について協力する。

3 激甚災害指定の促進

県は、被害が甚大であり、激甚災害の指定を受けるべきと判断される場合は、国の関係機関と密接な連絡をとり、激甚災害の指定の促進を図る。

(適用対象となる復旧事業等)

- ・公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条）
- ・農地等の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置（法第5条）
- ・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）
- ・水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助（法第7条）
- ・中小企業信用保険法による災害関連保証の特例（法第12条）
- ・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条）
- ・私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条）
- ・市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（法第19条）
- ・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）
- ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（法第8条）
- ・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（法第9条）
- ・土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（法第10条）
- ・共同利用小型漁船の建造費の補助（法第11条）
- ・森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）
- ・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（法第14条）
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例（法第20条）
- ・罹災者公営住宅建設等事業の対する補助の特例（法第22条）
- ・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例（法第25条）

震災対策編

第1章 総 則

第1節 野木町の地形・地質

本町は、全域にわたって概ね平坦であり、*関東ローム層からなっている。地形は北側から南側にかけて緩やかに傾斜し、南流する河川や農業用水路が多数分布しているとともに、町域の西方には、思川と広大な水辺空間を構成する渡良瀬遊水地がある。思川を挟んで、西部は*沖積層の低地、東部は*洪積層の台地となっている。

*関東ローム層：関東地方の台地や丘陵をおおう火山灰層。第四紀更新世に箱根・富士・赤城・男体・榛名・浅間の諸火山から噴出したもの。赤褐色の粘土質で、乾燥すると微細な粒子となる。

*沖 積 層：河川による、低地の堆積物。礫・砂・泥など。河床・氾濫原・低湿原・自然堤防・扇状地・三角州などの地形をつくる。

*洪 積 層：更新世（約170万年前から約1万年前までの期間）に堆積した地層。

第2節 東日本大震災における野木町の被害等

平成23年3月11日午後2時46分に発生した東日本大震災に伴う、本町の主な被害状況等は以下の通りである。

- (1) 震 度 : 5弱
- (2) 被害状況
死傷者 : なし
(平成25年1月1日現在) 建物全半壊 : なし
建物一部損壊 : 360棟
ブロック塀損壊 : 79箇所
- (3) その他 帰宅困難者受入 (町武道館、町保健センター)
県外避難者受入 (町老人福祉センター)

第3節 地震被害想定

第1 県における地震被害想定調査の実施

県では、地震災害に迅速、的確に対応し、総合的な防災体制を確立するための基礎資料として、平成25年度に地震被害想定調査を行った。その内容は次のとおりである。

第2 前提条件

1 地震規模、震源等の設定

国（首都圏直下地震対策専門調査会（2005年））では、地表に活断層が認められていない地震の事例を踏まえ、全ての地域でいつ発生するかわからない地震の規模としてM6.9を設定している。県の調査においても同様に、活断層が確認されていない地域で起こりうる最大級の地震としてM6.9を想定し、震源は野木町役場直下とする。

想定震源	地震規模
野木町役場直下	M6.9

2 発災ケース

地震発災のケースは、過去の地震の例等から、地震発生の季節や時刻によって被害規模等が異なってくることが考えられるため、以下の3つのケース(季節・時刻)を設定した。なお、被害想定については、被害が大きくなる風速10m/sのケースを掲載している。

- ① 冬深夜・・・・・・多くが自宅で就寝中に被災するため、建物倒壊による死者が発生する危険性が高い。また、オフィスや繁華街の滞留者や鉄道・道路の利用者が少ない。
- ② 夏昼12時・・・・・・オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。また、木造建物内滞留人口は、1日の中で最も少ない時間帯であり、建物倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。
- ③ 冬夕刻18時・・・・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。また、オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。

第3 被害想定結果

被害予測結果は以下の通りである。

【野木町役場直下 M6.9】

掲載する想定シーンについては、火災による建物被害、人的被害については、冬深夜、夏12時、冬18時における風速10m/sの被害を、建物被害については、被害が最も大きくなる冬深夜、風速10m/sの場合の被害を、それ以外の項目は、一部を除き、それぞれの項目において最も被害の大きくなる冬18時、風速10m/sの場合の被害を掲載した。

なお、被害の状況は、野木町の被害とする。

【人的被害】

項 目		冬深夜	夏12時	冬18時
人的被害 (風速10m/s)	死者 (人)	159	102	126
	負傷者 (人)	1,011	674	746
	重傷者 (人)	258	162	190
	軽傷者 (人)	753	512	557
	要救助者 (人)	537	362	405
火災による建物 被害 (風速10m/s)	出火件数 (件)	4	4	9
	残出火件数 (件)	2	2	6
	焼失棟数 (棟)	113	60	339

【その他の被害】

項 目		被害状況
原因別全壊 建物棟数 (冬深夜 10m/s)	液状化 (棟)	5
	地震動 (棟)	2,402
	土砂災害 (棟)	0
原因別半壊 建物棟数 (冬深夜 10m/s)	液状化 (棟)	16
	地震動 (棟)	2,964
	土砂災害 (棟)	0
ライフライン 被害 (冬 18 時 10m/s)	上水道 断水人口 (直後) (人)	22,458
	下水道 支障人口 (直後) (人)	8,488
	電力 停電件数 (直後) (件)	4,662
	通信 不通回線数 (回線)	3,838
	LP ガス被害 供給停止戸数 (件)	2,168
	道路被害 被害箇所 直轄国道 (箇所)	1
	被害箇所 一般道 (箇所)	17
	鉄道被害 被害箇所 新幹線 (箇所)	1
被害箇所 在来線 (箇所)	13	
生活への影響 (冬 18 時 10m/s)	避難者数 (当日・1日後)	
	避難所避難者 (人)	3,899
	避難所外避難者 (人)	2,600
	避難行動要支援者 (当日・1日後) (人)	607
	食料の不足量 当日・1日後需要量 (食)	14,038
	飲料水の不足量 当日・1日後需要量 (L)	67,374
毛布の不足量 当日・1日後需要量 (枚)	7,799	
トイレの不足量 当日・1日後需要量 (個)	1,109	
生活への影響 (昼 12 時)	帰宅困難者 (人)	7,611
	滞留者 (人)	3,157
その他 (朝 7～8 時)	エレベーター閉じ込め者 (人)	5

第4節 首都直下地震への対策

国では、首都直下地震が発生した際に震度6弱以上になる地域（関係都府県等が管轄地域内の防災対策を検討するために個別地域の情報を踏まえて実施した被害想定や防災アセスメントの結果、震度6弱以上となる市区町村を含む。）を首都直下緊急対策区域として指定し、栃木県においては6市1町（足利市、佐野市、栃木市、小山市、真岡市、下野市、野木町）が指定されている。

首都直下地震緊急対策区域においては、首都直下地震緊急対策推進基本計画に基づき、地震防災に関する措置を実施するものとする。なお、切迫性の高いマグニチュード7クラスの地震は、当面の対応を要する地震として対策を推進するものとし、当面発生する可能性は低いと考えられるマグニチュード8クラスの地震は、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、長期的な対応を要する地震として対策を推進するものとする。特に、マグニチュード7クラスの地震については、様々なタイプが考えられ、どこで発生するかは分からないことに留意し、町の被害が最大となるよう想定を行うものとする。

なお、首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第21条の規定に基づき県が作成する「首都直下地震地方緊急対策実施計画」に定めるべき基本項目は、「栃木県地震減災行動計画」に含まれている。

第2章 災害予防（減災）

第1節 防災意識の高揚

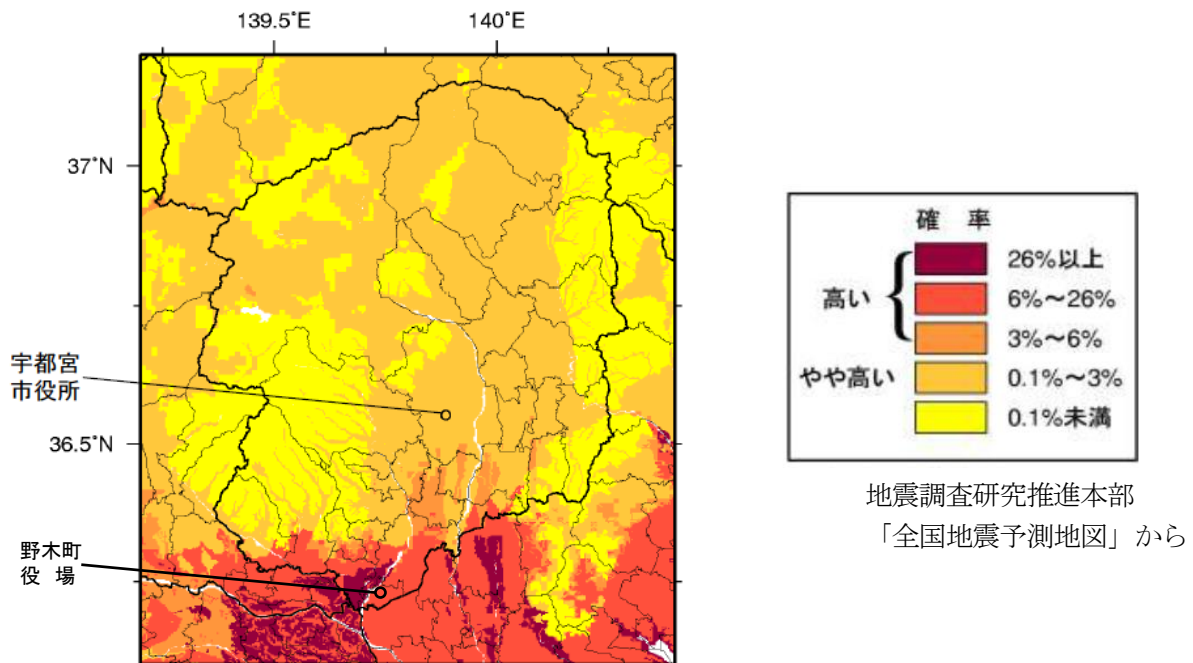
〔総務部、文教部、消防水防部〕

町民及び防災上重要な施設の管理者の適切な防災意識の高揚に努めるとともに、職員に対する防災教育を積極的に行う。

第1 自主防災思想の普及徹底

1 発生地震の想定

地震調査研究推進本部で作成している「全国地震予測地図」によれば、栃木県内の山地を除くほとんどの地域で、今後30年間に震度6弱以上の地震に見舞われる確率が「やや高い」と評価される0.1%以上であるとされていることから、町民の一人ひとりが最低限震度6弱以上の地震の発生を想定し、日頃からこれに備えておく必要がある。



2 地盤の揺れやすさ

「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」（内閣府作成）によれば、栃木県では山地などの固い岩盤が地表近くまで迫っている地域ではゆれにくく、柔らかい軟弱地盤が広がり生活しやすい平地ではゆれやすくなっており、自分の住む場所がゆれやすい土地なのかどうかあらかじめ把握しておく必要がある。

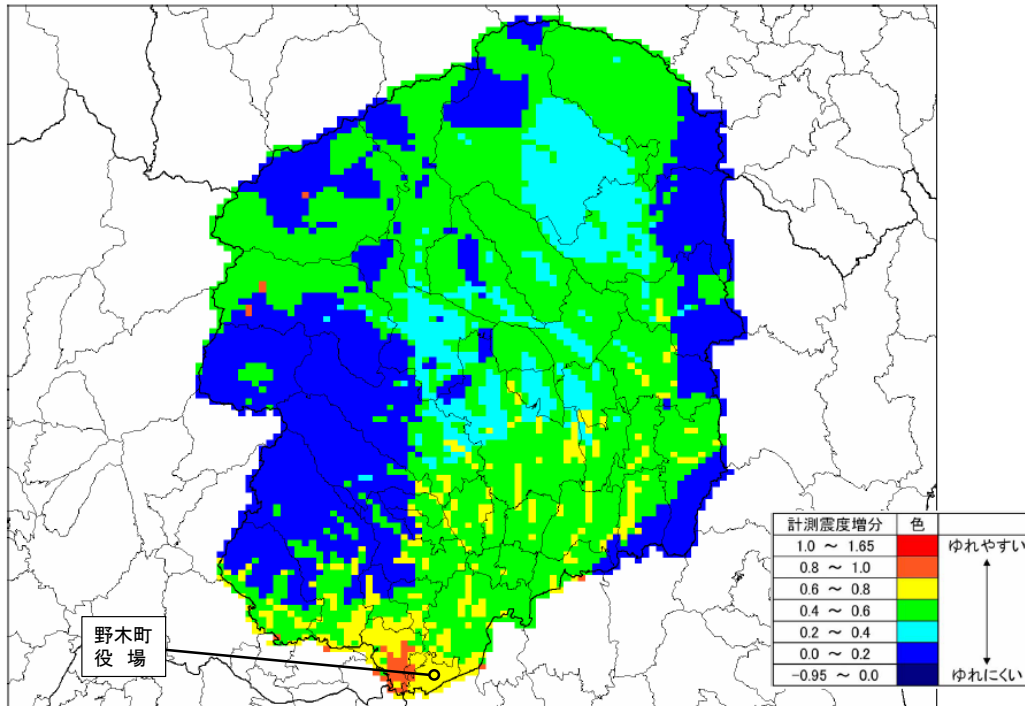


図 表層地盤のゆれやすさ（栃木県）

第2 町民に対する防災知識の普及

1 防災知識の普及啓発

過去の災害の教訓を踏まえ、全ての町民が災害から自らの命を守るためには、町民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

町は、町民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、防災知識の普及啓発等を推進する。

(1) 普及啓発活動

ア 町民への啓発内容

緊急地震速報を覚知したときのとっさの行動について、気象庁ホームページの「緊急地震速報を見聞きしたときは」を活用する。

イ 生命・身体を守る方法について

実際に地震が発生したときに具体的に身を守る方法として、総務省消防庁ホームページの「地震に自信を」を活用する。

(2) 主な普及啓発活動

ア 防災講演会・講習会等の開催

イ 防災パンフレットや防火チラシ等の配布

ウ テレビ、ラジオ、新聞、広報紙、SNS 等による広報活動の実施

エ ホームページやメールによる防災情報の提供

オ 防災訓練の実施促進

カ 防災器具、災害写真等の展示

キ 各種表彰の実施

(3) 県消防防災総合センター（栃木県防災館）の活用

県は、県民の防災意識の高揚や防災知識の普及啓発の中核的な施設として消防防災総合セ

ンター（栃木県防災館）を宇都宮市に設置している。

町は、広報紙等を通じて当該施設を周知し、震度毎の地震、火災発生時の煙体験等の疑似体験や応急処置の実地練習等を通して防災技術や防災知識の普及を図る。

（４）消防団員、とちぎ地域防災アドバイザー等による防災普及啓発活動の促進

町は、消防団員、とちぎ地域防災アドバイザー等による地域の防災普及啓発活動を促進するとともに、家具の転倒防止、避難口等の点検、地震発生時にとるべき行動、避難場所・経路等の周知を行い、防災知識の普及を図る。

2 啓発強化期間

特に次の期間において、各種講演会、イベント等を開催し、防災意識の高揚及び防災知識の普及啓発に一層努める。

ア 防災とボランティア週間（1月15日から1月21日）

イ 全国火災予防運動（春 3月1日から3月7日 秋 11月9日から11月15日）

ウ とちぎ防災の日（3月11日）

エ 水防月間（5月1日から5月31日）

オ がけ崩れ防災週間（6月1日から6月7日）

カ 土砂災害防止月間（6月1日から6月30日）

キ 防災週間（8月30日から9月5日）

第3 児童生徒及び教職員に対する防災教育

本章第18節「学校、社会教育施設等の災害予防対策」の第3に準ずる。

第4 防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育

町は、小山市消防本部、防災関係機関等と協力・連携して、危険物を有する施設、病院、社会福祉施設、宿泊施設等不特定多数の者が出入りする防災上重要な施設の管理者に対して防災教育を実施し、防災意識の高揚並びに資質の向上を図るとともに、特に被害拡大防止、初期応急対策、避難誘導等の行動力及び指導力を養うなど緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図る。

また、その他の企業・事業所等の管理者に対しても防災教育を行い、平常時の予防、災害時の応急対応について知識の普及に努める。

第5 職員に対する防災教育

町は、職員に対して、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を的確に遂行できるよう、講習会及び研修会の開催、防災活動マニュアルの作成・配布並びに定期的な防災訓練を実施し、防災教育の徹底に努める。

第6 防災に関する調査研究

町は、県及び防災関係機関と緊密な連携を取り合い、大規模地震発生時に想定される現象や被害について学習し、調査研究を推進するよう努める。

第7 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際は、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者に十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第8 言い伝えや教訓の継承

町及び町民は、過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓等、大人から子どもへ語り継ぐ機会を設けたり、郷土史に編纂したりする等、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。

また、町は、県及び国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント

等) の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第2節 地域防災力（自主防災組織、消防団、ボランティア団体等）の充実

〔総務部、災害救助部、消防水防部〕

自主防災組織の育成・強化及び消防団の活性化を行うとともに、ボランティアの活動支援体制の整備を行う。

第1 個人・企業等における対策

町民は、一人ひとりが自らの身の安全は自ら守る「自助」の精神に基づき、自ら各種手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加する等平常時から災害に対する備えを進める。

町は、本章第1節に定めるところにより、町民に対する防災意識の高揚を図る。

1 町民個人の対策

(1) 防災に関する知識の取得

- ア 震度・マグニチュード、長周期地震動階級等の知識
- イ 首都直下地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報
- ウ 過去に発生した地震被害状況
- エ 近隣の災害危険箇所の把握
- オ 災害時にとるべき生命（いのち）・身体（み）を守るための行動（初期消火、避難指示等発表時の行動、避難方法、避難所での行動等）
- カ 緊急地震速報及びその利用の心得に関する知識

(2) 家族防災会議の開催

- ア 避難所等及び経路の確認
- イ 非常持出品及び備蓄品の選定
- ウ 家族の安否確認方法（各種携帯電話会社が提供する災害用伝言サービス等の活用等）
- エ 災害時の役割分担等（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等）

(3) 非常用品等の準備、点検

- ア 飲料水、食料、衣料、医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出品の準備・点検
- イ 飲料水、食料、生活必需品等の3日分相当以上の非常備蓄品の準備・点検
- ウ 消火器、スコップ、大工道具、発電機（蓄電機能を有する車両を含む）等資機材の整備・点検

(4) 医療機関から処方された治療薬、人工呼吸器等の医療機器の停電時における非常用電源、介護用品の準備・点検

(5) 応急救護方法の習得（心肺蘇生法、止血法、AEDの使用法など）

(6) 町又は自主防災組織等で行う防災訓練、防災講演会等への積極的参加

(7) 地域自治組織、自主防災組織等が行う、地域の相互協力体制の構築への協力

(8) 各家庭の耐震診断等の安全点検、耐震化等の補強・家具の固定等の実施、地震保険への加入の検討

2 企業、事業所等の対策

企業、事業所等は、平常時から、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練、従業員への防災教育の実践等の実施等防災活動の推進に努めるとともに、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。また、地域社会の一員として、防災活動に協力できる体制を整える。

第2 自主防災組織の育成・強化

1 自主防災組織の対策

各地域は、自主防災組織を結成し、平常時から地域を守るために、危険箇所等の把握、防災資機材の整備、防災知識の技術習得、地域の避難行動要支援者の把握、活動体制・連携体制の確立に努めるとともに、災害発生時には、連帯して活動する。

2 町による自主防災組織の育成・強化

(1) 組織化及び活性化の促進

町は、自主防災組織の100%組織化を目指し、既存の地域自治組織等を積極的に活用し、結成推進、育成を推進する。また、結成後の活動の惰性化を防ぐため、組織のリーダーを中心として意識の高揚を常に図るとともに、平常時の防災活動を楽しみながら参加できる環境を作り上げるなどの工夫を行い、自主防災組織活動の活性化を図る。

- ・ 自主防災組織への資機材の整備支援
- ・ 自主防災組織が行う防災マップ作成の支援
- ・ 自主防災組織が行う防災訓練実施の支援
- ・ 自主防災組織に対する各種研修会・説明会の開催
- ・ 広報活動（地域の町民に対する自主防災組織に関する知識の普及）等

(2) 自主防災組織の育成

町は、地域の町民、工場、事業所等の施設関係者による自主的かつより機能的な防災組織の育成に努め、防災活動の推進を図るため、地域自治組織等及び各施設を中心とした自主防災組織の育成に努める。

また、町は、自主防災組織の活性化を図るため、機会あるごとに、研修会、講習会等を開催し自主防災組織を指導する。さらに、男女双方の視点による防災活動が可能となるよう、女性の参画促進と女性リーダーの育成を図る。

(3) 地域消防防災活動協力員の配備

町は、町内における元消防職員、消防団員等の協力を得て、被災時には、被害情報の収集、平常時には自主防災組織の育成・指導等に関する支援等の業務を推進するよう図る。

(4) 育成・指導すべき自主防災組織

ア 地域の自主防災組織

町民の各地域における自発的な防災組織

イ 施設の自主防災組織

大規模な人的・物的被害が発生する危険性を有している施設の自発的な防災組織

(5) 自主防災組織の重点推進地区

全町的に設置を推進するが、特に次の被災危険の高い地域に重点をおいて設置を推進する。

ア 風水害多発地域

イ 家屋等の密集地域

ウ 多数の従業員がいる工場及び事業所

エ 危険物施設を有する工場等

(6) 自主防災組織の規模

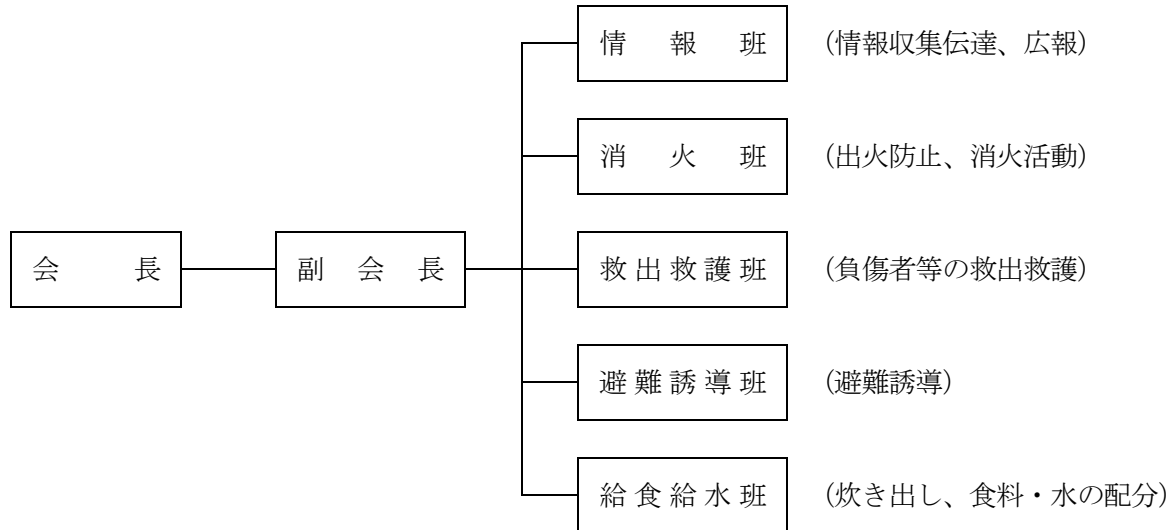
地域の自主防災組織は、地域の町民相互の連携のもとに活動することが必要とされるので、地域の実情に応じ、地区等を単位として、町民が連帯感を持てるような適正な規模で形成する。

(7) 組織編成及び活動内容

ア 組織編成

自主防災組織には会長、副会長等を設け、会員を各班に編成し、それぞれ日常的な活動と災害時の活動内容を定める。

自主防災組織の編成例



イ 平常時又は非常時の活動内容

① 日常の活動例

対 策	内 容	担 当
消 火 対 策	1 火災予防の啓発 2 延焼危険地区、消防水利等の把握	消 火 班 〃
救 出 対 策	1 救出用資器材の整備計画の立案	救出救護班
救 護 対 策	1 各世帯への救急医薬品の保有指導 2 応急手当講習会の実施	救出救護班 〃
情 報 対 策	1 情報の収集及び伝達方法の立案 2 町内防災関係機関や隣接地区との連絡方法の確立	情 報 班 〃
避 難 対 策	1 避難対象地区の把握 2 避難路の決定と周知 3 避難行動要支援者の把握	避難誘導班 〃 〃
給食給水対策	1 各世帯への備蓄の徹底 2 飲料水が確保できる場所の把握 3 炊き出し及び配分計画の立案	給食給水班 〃 〃
防 災 訓 練	1 個別訓練の随時実施 2 町が行う防災訓練への参加	各 班 〃
備 蓄	1 各班の活動に必要な資機材、物資を順次備蓄 2 備蓄資機材及び物資の管理・点検	各 班 〃

② 災害時の活動例

対 策	内 容	担 当
消 火 対 策	1 各自家庭における火の始末 2 初期消火の実施 3 延焼の場合は消火班出動	全 員 〃 消 火 班
救 出 対 策	1 初期救出の実施	救出救護班
救 護 対 策	1 軽症者は各世帯で処置 2 各世帯で不可能な場合は救護班が処置 3 重症者等の医療機関への搬送	各 世 帯 救出救護班 〃

情報対策	1 各世帯による情報班への被害状況報告 2 情報の集約と町等への報告 3 隣接地区との情報交換 4 重要情報の各世帯への広報 5 町への地域の町民の安否、入院先、疎開先等の情報提供	各世帯 情報班 // // //
避難対策	1 避難路の安全確認 2 避難者の誘導（組織的避難の実施） 3 避難行動要支援者の担架搬送及び介添え	避難誘導班 // //
給食給水対策	1 飲料水の確保 2 炊き出しの実施 3 飲料水、食料などの公平配分	給食給水班 // //

第3 消防団の活性化の推進

町は、次のような事業を実施するなど、地域の防災力を向上させ、地域の町民の安全を確保するため消防団の育成・強化及び装備の充実を図るとともに、団員の加入を促進する。

また、消防団は、定例の活動の外、防災訓練や会合等を通して自主防災組織やボランティア団体等との連携を図る。

- (1) 消防団活性化総合計画の策定
- (2) 消防団活動に必要な各種資材の整備・充実
- (3) 消防団員に対する各種教育訓練の実施
- (4) 地域の町民に対する消防団活動や加入促進の広報等

第4 婦人（女性）防火クラブ等の育成・強化

町は、地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、婦人（女性）防火クラブ等の育成・強化を推進する。

第5 災害関係ボランティアの環境整備

1 ボランティア活動の環境整備

町は、県、県社会福祉協議会及び町社会福祉協議会と連携して、町民のボランティア意識を高揚させるとともに、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修・訓練制度の整備、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等、ボランティア活動の環境整備に努める。

- (1) ボランティアに係る広報の実施（県、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会及び町ボランティア支援センター）
- (2) 災害ボランティアの担い手の育成・災害ボランティアセンター運営等研修事業の実施（県、町、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会及び町ボランティア支援センター）
- (3) ボランティア団体の育成・支援（県、町、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会及び町ボランティア支援センター）

2 行政とボランティア団体等の連携

町は、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から日本赤十字社栃木県支部、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会、町ボランティア支援センター、ボランティア団体等との連携を図る。

- (1) 町地域防災計画上の社会福祉協議会との連携及び災害ボランティアセンターの設置方針等の明記
- (2) 町災害ボランティアセンター情報の県域での集約と県民への情報提供方法の確立

3 ボランティア間の連携強化

町は、町及び県災害ボランティア（個人・団体）の登録制度を促進する。

第6 人的ネットワークづくりの促進

町は、県の協力を得て、消防、県警察等の防災関係機関、自主防災組織、婦人（女性）防火クラ

ブ等の地域組織、民生委員・児童委員等の福祉関係者、ボランティア等の連携を促進することにより、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域の町民への伝達や避難誘導、救出・救助といった応急活動が、相互扶助により効果的に実施される体制づくりに努める。

第7 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画策定の推進）

町は、災害時における迅速な避難行動の実現や地域町民の防災意識の高揚に有効な地区防災計画策定が町内全域において進むよう、計画策定を支援する。

また、町（町防災会議）は、一定の地区の町民等から提案された地区防災計画を災害対策基本法に基づいて、町地域防災計画に位置付ける必要があるか判断するものとする。

第3節 防災訓練の実施

〔各部共通〕

町は、防災関係機関等と協力して、災害応急対策の円滑な実施を図るため、各種の防災訓練を実状に即して実施し、防災体制の整備と防災思想の普及を図る。

第1 総合防災訓練

町は、防災関係機関等の連携体制の強化及び町民の防災意識を高めることを目的として、防災関係機関等の参加と町民の協力を得て、通信、動員、本部運営、消防、災害警備、避難、救助、応急復旧等さまざまな形態の個別訓練を基礎とした各種の訓練を総合的に実施する。実施にあたっては、東日本大震災等の経験を踏まえ、実践的な訓練想定を設定し、自助、互助・共助による活動を重視する。

また、町は、広く自主防災組織等地域町民の参加を求めるとともに、自主防災組織等町民は、各種の防災訓練に積極的に参加するよう努める。

なお、総合防災訓練は、地域の特性や防災環境の変化に配慮するとともに、実際に道路の通行を禁止、制限して実施するなど効果的な訓練となるよう、次のような内容を参考に定期的に実施する。

- 1 職員の動員並びに災害対策本部、現地災害対策本部設置訓練
- 2 情報の収集・伝達訓練（通信訓練）及び広報訓練
- 3 消火及び救出・救助訓練
- 4 避難誘導、避難所・救護所設置運営及び炊き出し訓練
- 5 防災関係機関の連携による応急救護及び応急医療訓練
- 6 ライフライン応急復旧訓練
- 7 警戒区域の設定及び交通規制訓練
- 8 救援物資及び緊急物資輸送訓練
- 9 ヘリコプターを活用した訓練（航空偵察訓練、消火訓練及び救助訓練）
- 10 広域応援訓練等
- 11 避難行動要支援者避難支援訓練
- 12 災害ボランティアセンター設置運営訓練
- 13 救出・救助訓練
- 14 土砂災害に係る防災訓練

第2 防災図上総合訓練

町、防災関係機関等は、災害時における迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るため、相互に協力し大規模災害を想定した防災図上総合訓練を定期的に実施する。また、実践的な訓練とするため、次の点に留意する。

- 1 特に発災初動時における迅速かつ的確な災害対策本部活動の重要性を考慮し、本部員、事務局員等の体勢構築、状況判断や対応策の立案といった内容を盛り込む。
- 2 実際に避難所を開設し町民等が避難を実施するといった実動訓練を併せて実施する。
- 3 訓練実施地のハザードマップやより実際の被害想定等を考慮する。

第3 通信訓練・情報伝達訓練

町、防災関係機関等は、被害状況の把握及び応急対策の指令を迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練・情報伝達訓練を実施する。

第4 非常招集訓練

町、防災関係機関等は、災害時における職員の動員を迅速に行うため、非常招集訓練を定期的に実施する。

なお、訓練計画策定にあたっては、次の点に留意する。

1 平常時における非常招集措置の整備

- (1) 招集対象者の住所、居所、連絡方法等
- (2) 招集の区分
- (3) 招集命令伝達及び示達要領
- (4) 非常招集の命令簿及び非常招集記録簿
- (5) 非常招集の業務分担及び配置要領
- (6) 待機命令の基準
- (7) その他非常招集のために必要とする事務処理

2 非常招集命令の伝達・示達

災害の緊急性から、最も早く到着する方法を講ずべきものであり、加入電話、携帯電話、無線及び口頭による伝達も迅速正確を期すること。

3 集合の方法

第一義的には、迅速に行うべきものであるが、訓練においては、通常の通路が崩壊等により交通不可能などの被害を想定して実施すること。

4 点検

訓練後は実施効果の検討を行い、訓練の改善、是非の資料として次の事項を確認点検するとともに、これらを中心とした訓練記録を記載しておく。

- (1) 伝達方法及び内容の確認点検
- (2) 発受時間及び集合所要時間の確認点検
- (3) 集合人員の確認点検
- (4) その他必要事項の確認点検

第5 消防訓練

町は、火災予防及び消防戦術上における消防機関の活動を円滑にするため、次の内容からなる消防訓練を実施するものとし、自衛消防についても随時消防訓練を行うよう指導し、必要に応じて町の消防機関も協力する。

なお、訓練は消防機関と消防団等が行うものとに区分する。

1 消防機関が行うもの

- (1) ポンプ操法
- (2) 放水訓練
- (3) 礼式規律訓練
- (4) 消防戦術
- (5) 警備救助活動

2 消防団等が行うもの

- (1) 通報訓練
- (2) ポンプ操法
- (3) 消火訓練
- (4) 避難訓練

第6 町民、自主防災組織、事業所等の訓練

防災意識の高揚や組織的な活動の習熟など地域の防災力の強化を図るため、自主防災組織が中心となり、広く地域の町民や地域の事業所、防災関係機関が参加した訓練を実施することなどを通して、地域の町民が主体となった自助、互助・共助による活動の充実に努める。

- 1 情報伝達訓練
- 2 避難訓練、避難誘導訓練
- 3 初期消火訓練

- 4 救出・救助訓練
- 5 避難行動要支援者避難支援訓練等

第7 職員の資機材操作訓練

町は、災害時に職員が適切な防災資機材の操作を行うことができるよう、日常から準備し、可搬ポンプ、消火器等防災資機材の操作訓練を適宜実施する。

第8 広域避難訓練

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

第9 防災行動計画に基づいた訓練

町は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平常時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

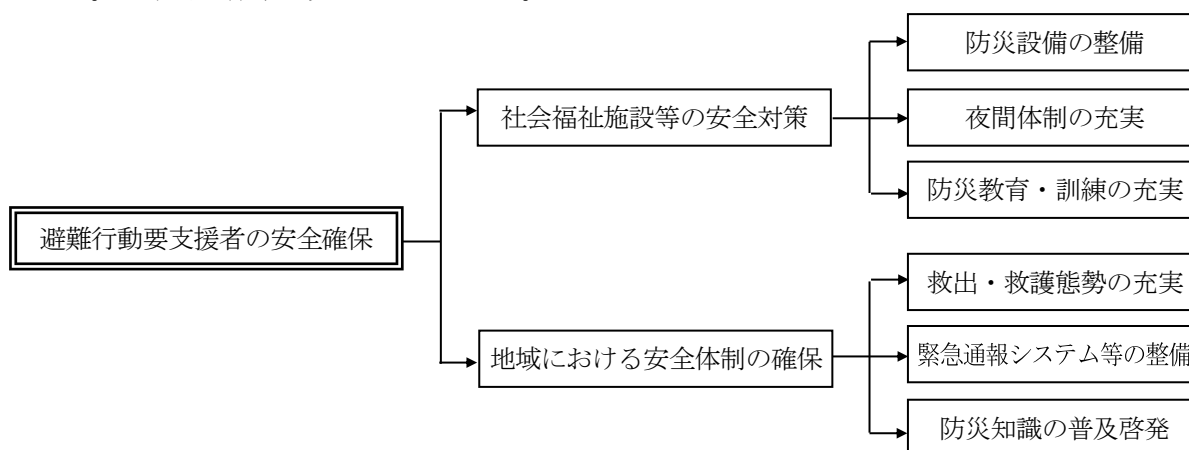
第4節 避難行動要支援者対策

〔災害救助部、文教部〕

高齢者、障がい者、乳幼児等、災害時に特に支援を必要とする「避難行動要支援者」の避難体制の整備・支援を行う。

第1 避難行動要支援者対策の体系

避難行動要支援者対策として、町や各地区等の地域レベルに応じたきめの細かい対策が必要になる。基本的な体系は次のとおりである。



第2 社会福祉施設等の安全対策

1 社会福祉施設対策

(1) 施設の整備

町は、公立社会福祉施設（野木町老人福祉センター）について、施設の耐久性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行うとともに、応急対策用資機材や非常用食料等の備蓄に努める。また、非常用電源（照明、暖房用等）の確保や施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

民間社会福祉施設の管理責任者に対しても、公立の社会福祉施設と同様の適切な対策を行うよう協力を求めていく。また、非常用通報装置の設置についても協力を求めていく。

(2) 非常災害に関する計画の作成

町は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「非常災害対策計画」という。）の作成を指導するとともに、施設が避難訓練等を通じて実効性のある計画となるよう適宜検証を行っているかを確認する。

社会福祉施設の管理責任者は、非常災害対策計画に基づき、休日・夜間も含めた非常災害発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制や非常通信手段を整備し、定期的に、当該計画及び体制を従業員及び利用者にも周知するとともに、当該計画に基づいて避難訓練を実施するものとする。

(3) 社会福祉施設機能の弾力的運用

町は、災害により被災した高齢者、身体障がい者、知的障がい者等避難行動要支援者に対する支援が円滑に行われるよう、特別養護老人ホームのショートステイの活用による高齢者等の処遇など、災害時における社会福祉施設機能の弾力的運用が可能な体制の整備を図る。

(4) 防災教育・訓練の充実

社会福祉施設の管理責任者は、非常災害対策計画に基づき、職員並びに利用者の防災訓練を定期的実施するとともに、施設の近隣町民に対しても利用者の避難の際の協力を要請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立する等、災害時の避難対策を確立するとともに、防災意識

の高揚を図る。

2 病院・診療所に入院している者に対する対策

- (1) 非常事態に即応するため、平常時から入院患者の実態把握に努め、患者の容態等により「担送」「護送」「その他」等に区分し、避難誘導及び搬送の体制を確立する。
- (2) 避難器具の設置場所と使用方法を患者及び職員に周知する。
- (3) 病院・診療所については、重症患者、高齢者、乳幼児等で自力では避難することが困難な患者は、できる限り看護師詰所に隣接した場所など避難誘導及び搬送の容易な場所に収容するなど特別の配慮をする。
- (4) 災害時の負傷者等の応急手当のできる体制を確立しておく。

第3 地域における安全体制の確保

町は、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者名簿の作成、当該避難行動要支援者の避難支援等を実施するための個別避難計画の作成に努めるとともに、名簿情報や個別避難計画情報について、避難支援等の実施に必要な限度で、原則、本人からの同意を得て消防、警察、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に情報を提供する。

当該情報を提供するときは、町地域防災計画の定めるところにより、情報提供を受ける者に対して、情報の漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

また、地域自治組織や自主防災組織等の関係機関と連携を図り、平常時からの避難行動要支援者の見守り体制の整備に努め、かつ避難行動要支援者個々のニーズに応じた避難支援を行う。

1 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 避難支援等関係者となる者

以下に掲げる機関について、避難行動要支援者の避難支援等関係者として、災害時の支援活動、日頃の見守り活動及びその他支援に関する活動を実施する。

- ア 自主防災組織
- イ 民生委員・児童委員
- ウ 小山警察署
- エ 小山市消防本部
- オ 野木町消防団
- カ 見守り協力員
- キ 地域自治組織
- ク 野木町社会福祉協議会
- ケ 町役場関係部局（健康福祉課社会福祉係等）
- コ その他避難行動要支援者の支援に関係する機関

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者で、その範囲は以下のとおりとする。ただしウ～オのうち「施設入所支援」及び「療養介護」の受給者を除く。

- ア 介護保険制度に基づく要介護認定が3以上の在宅生活高齢者
- イ 身体障害者手帳1・2級所持者
- ウ 療育手帳A1・A2所持者
- エ 精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- オ 障がい者福祉サービスを受けている難病患者
- カ その他災害時の支援が必要と町長が認める方（妊産婦、乳幼児等、外国人等を含む）

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア 名簿項目

町は、避難行動要支援者の要件に該当する者について、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要と認める事項を名簿に掲載する。

イ 個人情報の入手方法

町は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、町内の関係部局で把握している高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めるとともに、必要に応じ県やその他の機関に対して情報提供を求める。

(4) 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の心身の状況や生活実態は時間経過とともに常に変化しうるものであることから、町はこうした変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

(5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために、町が求める措置及び町が講ずる措置

町は、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、以下の措置を講ずる。

ア 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

イ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう説明する。

ウ 町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう説明する。

エ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

オ 避難行動要支援者名簿の適切な管理・保管を行うよう説明する。

カ 避難行動要支援者名簿を提供した際、受領書兼誓約書に記入の上、提出してもらう。

キ 受け取った避難行動要支援者名簿を複製しないよう説明する。

ク 名簿情報の取扱状況の報告を求める。

ケ 平常時から避難行動要支援者名簿を保有しない者に対して災害時に提供する場合は、使用後に名簿情報の廃棄・返却等を求める。

コ 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

(6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

ア 避難情報等の発令・伝達

町は、災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を適時適切に発令する。

避難情報等の発令及び伝達に当たっては、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、以下に配慮する。

- ① 高齢者や障がい者等の要配慮者にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする。
- ② 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。
- ③ 高齢者や障がい者等に合った、必要な情報を選んで伝達する。

イ 多様な手段の活用による情報伝達

町は、各種情報伝達の特徴を踏まえ、複数の手段を有機的に組み合わせて緊急かつ着実に避難指示等が伝達されるよう努める。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。

そのため、町は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

2 個別避難計画の作成

町は、避難行動要支援者の個々の状況に応じた避難支援を迅速に行うため、本人や避難支援等関係者と打合せをするなどして、発災時に避難支援を行う者、発災時に避難支援を行うに当たっての留意点及び避難場所、避難経路等の具体的な支援方法を定める個別避難計画の作成に努める。また、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(1) 優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成の進め方

ア 計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲

本節第3・1(2)に定める者のうち、以下を優先度の高い者とする。

- ① ハザードマップで危険とされる区域に住む者
- ② 重度の要介護や障がいのある者、人工呼吸器使用者等、自力での判断や避難が困難な者
- ③ 高齢者世帯で独居または夫婦二人暮らし等、避難支援者が側にいない者

イ 個別避難計画作成の進め方

町は、関係者と連携し、優先度の高い者から個別避難計画の作成に取り組む。優先度の高い避難行動要支援者については、地域の実情を踏まえながら、令和3年に改正された災害対策基本法施行後から概ね5年程度で作成に取り組む。

また、町が優先的に支援する計画づくりと並行して、本人や家族、地域の自主防災組織等が記入する計画づくりを促進する。本人や地域が記入し、町に提出された計画のうち、町が必要と定めた情報が記載されているものについても、町が作成の主体となっている避難行動要支援者の個別避難計画として取り扱うものとする。

(2) 避難支援等関係者となる者

本節第3・1(1)に準ずる。

(3) 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア 計画作成に必要な個人情報

本節第3・1(3)アに定めた事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- ① 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ その他避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

イ 個人情報の入手方法

本節第3・1(3)イに準ずるほか、避難支援等を実施する上で配慮すべき心身に関する事項などについて、避難行動要支援者本人や家族、関係者（本人と関わりのある介護支援専門員や相談支援専門員、かかりつけ医、民生委員・児童委員など）から、情報収集をする。

(4) 個別避難計画の更新に関する事項

避難行動要支援者の心身の状況は変化するため、町は、福祉関係者等と連携し、その心身の状況に応じて個別避難計画を更新するよう努める。

また、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等に変更があった場合にも、適時適切に更新する。

(5) 個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置

本節第3・1(5)に準ずる。

- (6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
本節第3・1(6)に準ずる。
- (7) 避難支援等関係者の安全確保
本節第3・1(7)に準ずる。
- (8) その他必要事項

町は、地区防災計画が定められている地区において個別避難計画を作成する場合、また、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

個別避難計画については、計画に基づく避難支援等が必ず実施されることを保証するものではない。このことから、計画作成主体である町や、個別避難計画作成の関係者等に対し、その結果について法的な責任や義務を負わせるものではなく、あくまで避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高める性格のものとして周知することが適当である。

3 地域支援体制の整備

町は、自主防災組織、地域自治組織、消防団、民生委員・児童委員、警察署、医療機関、福祉関係機関等と協力して、避難行動要支援者への災害情報の伝達及び避難誘導、安否確認等を行う地域支援体制を整備する。

(1) 緊急通報システム等の整備

町は、災害時におけるひとり暮らし高齢者等の安全確保を図るため、緊急通報システムの整備を促進する。

(2) 防災知識の普及啓発

町は、避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布する等広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

第4 災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策

町は、高齢者、障がい者等が災害時においてもできるだけ支障の少ない生活が過ごせるよう「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき自ら設置又は管理する公共的施設（避難場所となる学校、社会福祉施設、公園等）について、出入口、廊下、階段等のバリアフリー化や専用のトイレ、駐車場の設置等、要配慮者に配慮した対策を推進する。

また、非常用電源（照明、暖房用等）の確保や災害時に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、自ら設置又は管理する公共的施設（社会福祉施設、避難場所となる施設等）について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能になるよう配慮する。

第5 外国人に対する防災対策

1 多言語化による外国人への防災知識の普及

町は、外国人に対して、自主防災組織等が地域全体で支援する体制を整え、外国人に対して、自らの広報媒体への多言語による防災啓発記事の掲載や多言語による防災啓発パンフレットの作成・配布等多言語による防災知識の普及啓発や避難場所、緊急連絡先等の情報提供を推進する。

また、町は、外国人に配慮し、避難所標識や避難所案内板等の多言語化やJIS規格のピクトグラムの共通化に努める。

また、町は、県の対策に準じ、通訳・翻訳ボランティア等外国人支援者の確保に努める。

2 地域等における安全性の確保

町は、外国人の地域等における安全性の確保のため、次の点に留意するものとする。

- ・外国人の中には、これまで自然災害の体験や防災訓練への参加が少ない者もあり、災害時の行動に支障をきたすことが予想されることから、外国人を含めた防災訓練の実施に努める。

- ・自主防災組織等によりこれらの外国人を地域全体で支援する体制を推進する。
- ・外国人雇用者の多い企業、事業者等の責任者に対し、これらの者への防災教育等を実施するよう指導する。

3 災害時における外国人支援体制の整備

町は、災害の規模・被害等に応じ「災害多言語支援センター」を設置するなど、災害時に多言語による情報提供や相談業務などを行うことにより、外国人の安全体制の確保に努める。県（産業労働観光部）及び（公財）栃木県国際交流協会は、災害時に町が実施する外国人支援施策について、災害時外国人サポーターの派遣など適切な支援を行う。

第5節 物資・資機材等の備蓄体制の整備

〔総務部、災害救助部〕

大規模災害発生直後の被災地域の町民の生活を確保するため、食料、生活必需品、医薬品、防災資機材等の現物備蓄及び流通備蓄調達体制を整備する。

第1 食料、生活必需品の備蓄及び調達体制の整備

1 町民の備蓄推進

町民は、各家庭において非常持出品の他、最低3日分（推奨1週間以上）の食料、飲料水及び生活必需品の備蓄に努める。町は、広報紙、インターネット等各種媒体を通して、町民自らの家庭内備蓄に関する啓発を行う。

2 町の備蓄推進

町は、食料及び生活必需品の備蓄にあたり、要配慮者や食物アレルギーのある者にも配慮し、地域の実情に応じた高齢者用おむつ等の品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を考慮した分散備蓄を検討していく。更に、関係機関との協定締結により流通備蓄を行う。

(1) 具体的な備蓄品目

食料	生活必需品	
アルファーマイ	寝具	光熱材料
飲料水	被服	乾電池
レトルト食品	肌着	照明器具
	身の回り品	粉ミルク
	炊事道具	簡易トイレ
	食器	生理用品
	日用品	高齢者用品
		乳児用紙おむつ等

(2) 備蓄倉庫の所在地

野木町防災倉庫（野木町役場庁舎敷地内）及び、各避難所敷地内

3 企業・事業所等の備蓄推進

企業、事業所等は、災害時に備えて事業継続に必要な分として、2～3日間の物資等の備蓄を行うよう努める。

第2 医薬品、医療救護資器材等の調達体制の整備

災害発生時の緊急医療体制を確保するため、医療機関、医薬品卸業者等と連携を図り、必要な医薬品や資機材等の備蓄及び調達体制を整備する。

第3 防災用資機材の備蓄及び調達体制の整備

災害応急対策活動や被災町民の生活支援に必要な資機材の迅速、円滑な確保を図るため、備蓄及び調達体制を整備する。なお、町単独の備蓄のほか、必要に応じ、近隣市町との共同備蓄の推進に努める。

第4 物資・資機材等備蓄スペースの確保

町は、野木町防災倉庫の他に、学校や公民館等避難所となる施設の空きスペースの活用について検討する。

第5 物資の供給体制及び受入体制の整備

町は、災害時において混乱なく被災町民等へ物資を供給することができるよう、確保した物資の配送方法の確立等、避難所・避難場所への供給体制の整備及び被災地外からの救援物資等の受入

体制の整備に努める。

防災の観点を踏まえたまちづくりの推進、防災上危険な箇所の解消、地震防災上整備の緊急性の高い箇所、施設、設備等の整備推進等の各種対策を総合的かつ計画的に展開する。

第1 震災に強い都市整備の計画的な推進

1 防災に配慮したまちづくりの計画の推進

町は、震災発生時における町民の生命及び財産の安全確保を図るため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画を推進する。

2 防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの推進

これまでの被災地区の状況や今後の東日本大震災により被災があった地区の状況や今後の防災の観点を考慮しつつ、町は防災指針を含めた立地適正化計画や都市計画マスタープランを推進するとともに、これに基づき、町は、町民の協力を得て、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。

第2 震災に強い都市構造の形成

1 市街地開発事業等の推進による防災まちづくり

町は、災害に強い都市構造とするため、総合的な都市整備手法である市街地開発事業等の推進に努める。

2 防災機能を有する施設の整備

町は、関係機関との相互連携により、災害時における応急対策の活動拠点となる、医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の整備を推進する。特に、災害時の重要拠点となる庁舎や消防署等については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

3 火災に強い都市構造の形成

町は、関係機関と連携し、建築物の不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による火災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に伴う火災に強い都市構造の形成を図る。

4 避難行動要支援者に配慮した施設の整備

本章第4節「避難行動要支援者対策」第4に定めるところによる。

第3 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

1 公園の整備

町は、食料等の備蓄倉庫、貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え、活動拠点、一時避難場所及び広域避難場所となる公園の整備を推進する。

2 その他公共施設の整備

道路、公園、河川等の公共施設管理者は、その施設整備にあたり、災害の拡大防止や安全な避難所・避難経路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

3 分散型エネルギーの導入拡大

町及び県は、豊富に存在する地域資源を活かした再生可能エネルギーの利活用を促進するとともに、内陸型発電所やコージェネレーション等の導入拡大による電力自給率の向上を図る。

第4 火災延焼防止のための緑づくり

町は、避難場所として利用される公共施設・学校等の緑化に際しては、樹木の延焼阻止機能等を活かし、常緑広葉樹を主体に植栽するなど震災に強い緑地の整備に努めるとともに、樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで、震災に強い緑

づくりを推進する。

第5 野外堆積物対策

町は、県及び小山市消防署野木分署と連携し、廃棄物を多量に保管している場所で火災予防上特に必要があると思われるものについて、廃棄物担当部局等との連携を密にし、野外堆積物の場所、種類及び量、消防活動上の障害物等を把握し、また、火災予防上適切な措置を講じるよう事業者等に指導する。

第6 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

町は、県が作成した地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、計画的に施設、設備等の整備事業を行い、震災に強いまちづくりを推進する。

土砂災害及び軟弱地盤に係る計画的な予防対策及び被災宅地危険度判定制度の整備を実施する。

第1 被災宅地危険度判定制度の整備

町は、地震により被災した宅地の余震等の二次災害に対する安全性を判定するため、県と連携を図り被災宅地危険度判定制度を整備する。

1 被災宅地危険度判定士の把握

町は、被災宅地の危険度を判定する技術者を確保するため、あらかじめ町内の建設業者等に対して被災宅地危険度判定士の資格取得を推進するとともに、資格を有する者を把握しておく。

2 被災宅地危険度判定士の運用・支援体制の整備

被災宅地危険度判定士の派遣要請、輸送、判定準備等の運用・連絡網についての整備を図る。

3 被災宅地危険度判定実施体制の整備

県内市町等との連絡調整及び被災宅地危険度判定実施体制についての整備を図る。

第2 軟弱地盤対策

町及び公共・公益施設の管理者は、液状化の被害が想定される地域における施設の設置にあたっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を行うとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。また、大規模開発にあたって、十分な連絡・調整を図る。

1 宅地造成に係る液状化対策について

町は、県から支援を受け、液状化マップ作成・公表に向けた取組を円滑に進める。

第3 地籍調査の推進

町は、災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧・復興に資するため、第7次国土調査十箇年計画（令和2年5月）に基づき、県の支援を受けて地籍調査を実施する。

農業施設整備等の予防対策の実施に努める。

第1 農地・農業用施設対策

土地改良区、水利組合等の農地・農業用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

町は、災害予防対策の実施と老朽化等により施設の改良が必要なものは、国・県の補助事業、町県単事業等により改善するよう指導する。

1 各施設の共通的な対策

(1) 管理体制の整備

頭首工、大規模排水機等の農地・農業用施設の管理者は、施設の適正な維持管理計画を定め、管理技術者の育成・確保など管理体制の強化を図る。

(2) 施設等の点検

農地・農業用施設の管理者は、平常時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

2 用排水施設対策

頭首工、大規模排水施設等の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、異常時には、応急措置を施すことができる体制を整備するなど、災害の未然防止に努める。

また、施設機能保持のため改良が必要なものについては、計画的な整備に努める。

第2 農業共同利用施設対策

農業協同組合、町等の農業共同利用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

1 管理体制の整備

農業共同利用施設（農産物倉庫、農産物処理加工施設、農業用生産資材製造施設、種苗生産施設、家畜飼養管理施設、家畜排泄物処理利用施設等）の管理について、各管理主体は、管理者の育成・確保などにより、管理体制の整備・強化を図る。

2 各施設の予防対策

施設管理者は、平常時から適切な維持管理等を行い、災害の予防に努める。

第9節 防災行政ネットワーク等の整備

〔総務部〕

関係機関と連携した防災行政ネットワークの整備を図る。また、町民への伝達手段の整備等、通信手段の充実に努める。

第1 本町における通信施設の現況

本町において利用可能な通信施設等は、次のとおりである。

- (1) 町防災行政無線（MCA 無線）
- (2) 栃木県防災行政ネットワーク（衛星系、移動系、地上系）
- (3) 消防無線
- (4) 一般加入電話（災害時優先電話）
- (5) 携帯電話
- (6) インターネット（町ホームページ・SNS 等）
- (7) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）
- (8) 災害時用 NTT 特設公衆電話（災害時のみ設置）
- (9) 携帯電話会社を活用した緊急エリアメール 等
- (10) 登録制メール（防災たより）

第2 町防災行政無線の整備促進

町は、地震発生後の火災延焼等の恐れがある場合において、地域の町民等への情報伝達手段として、同報系無線、移動系無線、公共安全 LTE（PS-LTE）等を導入するよう努める。

また、災害に備えて、通信設備・施設の耐震性向上を図り、停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進し、発電機用の燃料の確保に努めるとともに、定期的に通信訓練を実施し、習熟に努める。

第3 その他の町民伝達手段の整備

町は、携帯電話等による緊急速報メール、テレビやインターネット等による L アラート等の活用、災害時優先電話等輻輳に強い通信手段の確保、避難行動要支援者に有効である戸別通報システムの整備等、その地域の実情に合わせた災害時における多様な通信連絡手段の充実に努める。

また、消防機関と協力して、トランシーバーやメール等消防団で効果的に活用できる通信手段の導入に努める。

避難場所等の選定、避難誘導體制及び避難所等運営体制の整備を促進するとともに逃げ遅れをなくするため、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、早期避難の重要性を町民に周知する。

第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

1 指定緊急避難場所の指定

- (1) 町は、発生しうる災害の想定を踏まえ、公園、グラウンド、公民館、学校、体育館等公共施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で指定緊急避難場所（以下「緊急避難場所」という。）として指定する。

現在指定している箇所が適切であるか随時確認を行い、適切でないと判断された場合、整備、又は、指定替えを行う。

指定に際しては、その旨を県に通知するとともに、公示する。

- (2) 災害対策基本法の基準に基づき、管理体制、安全性等を考慮して指定するものとする。
(3) 町は、災害の危険が去った後に、自宅が損壊するなど一定期間の避難生活を余儀なくされた被災者について、緊急避難場所から指定避難所への円滑な移動がなされるよう配慮する。

2 指定避難所の指定

- (1) 町は、発生しうる災害の想定を踏まえ、公共施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で指定避難所（以下「避難所」という。）として指定する。

現在指定している箇所が適切であるか随時確認を行い、適切でないと判断された場合、整備、又は、指定替えを行う。

指定に際しては、その旨を県に通知するとともに、公示する。

- (2) 災害対策基本法の基準に基づき、施設の規模、災害の影響、物流機能等を考慮して指定するものとする。
(3) 上記（2）の基準に加えて、次のことにも留意すること。

ア 原則として地区別に指定し、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。

イ 耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、災害により重大な被害が及ばないこと。

ウ 生活面を考慮し、バリアフリー化された学校、公民館等の集会施設、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設とすることが望ましいこと。

エ 緊急避難場所と避難所は、相互に兼ねることができること。

3 指定福祉避難所の指定

- (1) 町は、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者や、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した指定福祉避難所の指定を進める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

また、指定している箇所が適切であるか随時確認を行い、適切でないと判断された場合、整備、又は、指定替えを行う。

指定に際しては、その旨を県に通知するとともに、受入対象者を特定の上、公示する。

- (2) 2の指定基準のほか、次の基準に基づき、指定するものとする。

ア バリアフリー化された施設であること。

イ 要配慮者に対する相談や介助等の支援体制等を有すること。

- (3) バリアフリー化されており、かつ生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センタ

一や介護保険施設、障害者支援施設等の施設を活用すること。

4 避難所の整備

町は、避難所の整備にあたっては、男女共同参画の視点を重視しながら、避難者の良好な生活環境を確保する。

指定にあたっての留意事項
<ul style="list-style-type: none">・電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備の整備に努めること。・停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めること。・放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。障がい者に対しては、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備し、特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。・換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。・帰宅困難者、観光客等地区外の避難者の避難に資するため、JIS規格のピクトグラムの共通化、誘導標識、案内板等の設置に努めること。また、外国人の避難に資するため、多言語表示シート等を整備しておくこと。・食料、飲料水の備蓄又は供給体制について検討しておくこと。また、高齢者、乳幼児、女性等に配慮した生活必需品等の備蓄や生活用水の確保も検討すること。・要配慮者の避難状況に応じ迅速に洋式トイレのほか、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設できるよう、あらかじめこれらの調達方法を整理しておくこと。・要配慮者に対する必要な育児、介護、医療用品の調達方法を整理しておくこと。・体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合に備えて、畳、マット、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーション等の購入や、冷暖房機器等の増設などの環境設備の整備に努めること。・通信事業者の協力を得て、災害発生時に速やかに非常用電話やインターネット等の通信施設が設置できるよう、あらかじめ設置場所等を定めておくとともに、公衆無線 LAN (Wi-Fi) の利用ができる環境整備に努める。・必要に応じて家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努めること。・安否情報システムの使用が可能となる通信環境の整備や人員等の確保について検討しておくこと。

5 学校等における緊急避難場所の確保

学校等の管理者は、児童生徒等の身の安全を守ることが可能で安全な避難場所を確保するように努める。

また、登下校時の安全確保の方策についても確立するよう努める。

第2 避難地の選定及び周知

町は、避難所までの距離が遠い者や要援護者等、直接避難所まで行くことが困難な者に対し、一時的に避難し、避難支援又は救助を待つ場所として、身近な公園等を避難地として選定し、周知を図っていく。

第3 避難に関する知識の周知徹底

町は、避難の万全を図るため、警察と協力して各種手段や広報を活用して、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、緊急避難場所の位置、避難経路、避難にあたっての注意事項、緊急避難場所への持出品、警戒レベルとそれに応じて町民がとるべき行動、避難指示等の町民に行動を促す情報等の意味等避難に必要な知識等について幅広い年代の町民の周知徹底に努め、企業、事業所等はこれに協力する。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

さらに、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原

則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと町民自身が判断する場合は、近隣への緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、町は日頃から町民等への周知徹底に努めるものとする。

主な周知方法
(1) 自主防災組織等を通じた周知
(2) 標識、誘導標識、案内板等の設置による周知
(3) ハザードマップ配布による周知
(4) 広報紙及びインターネットによる周知

第4 避難実施・誘導體制の整備

1 避難指示等の伝達手段の整備

町は、地震に起因する火災延焼等が予想される地域の町民に避難指示等の重要な情報を確実に知らせるため、町防災行政無線や防災たより、町ホームページ、SNS、広報車等での伝達や、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達のほか、携帯端末の緊急速報メール等多様な伝達手段の整備に努める。特に、避難行動要支援者に対しては、障がいの状況に応じたコミュニケーション手段を利用し、文字放送や読み上げ機能のある電子メール等の活用を図るなど、十分に配慮する。

2 避難誘導體制の確立

(1) 各機関連携による地域の避難体制の確立

町は、消防機関、県警察、自主防災組織等の協力を得て、東日本大震災の経験を踏まえ、平常時から次のことに留意して避難誘導體制を確立しておく。

- ア 地区・区域ごとに事前に責任者を決定しておくこと。
- イ 地区の実態に応じ、避難経路を2箇所以上選定しておくこと。
- ウ 避難行動要支援者の安全確保及び優先避難を考慮すること。
- エ 避難経路となる道路の安全性の向上に努めること。
- オ 避難所の運営管理者となりうる者を対象とした研修や訓練を実施すること。

(2) 避難地からの避難支援対策

町は、避難所への自主避難が困難で、避難地へ一時避難している者に対し、町有バス等を使用して避難所への輸送を行うなど、避難支援体制を整備する。

(3) 帰宅困難者対策

ア 栃木県帰宅困難者対策連絡会議の設置

県、県警察、町、鉄道事業者は、帰宅困難者発生時に円滑に対応することを目的として、県主宰の「栃木県帰宅困難者対策連絡会議」を設置して、必要な連絡調整を行う。

イ 一斉帰宅の抑制

「むやみに移動を開始しない」ことを基本原則に一斉帰宅を抑制する取組を実施する。

ア) 企業等における対策

企業や学校等は、次の事項等を定めた帰宅困難者対策に関するマニュアル等の作成に努める。

- ・従業員や児童生徒等を一定期間施設内に留めるための滞在場所や飲料水・食料・毛布等の備蓄の確保
- ・従業員や児童生徒等の安否確認手段の確保
- ・従業員や児童生徒等への「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等の家族等との安否確認手段の周知

イ) 駅や大規模集客施設等における利用者保護

鉄道事業者は、災害が発生し交通機関の運行が停止した場合における利用者の避難誘導体制や利用者を一定期間留める場所・備蓄の確保など、利用者保護と一斉帰宅の抑制に係る計画を定めるとともに、平常時から計画に基づく訓練を実施する。

また、大規模集客施設の事業者等は、鉄道事業者に準ずる対策を実施する。

ウ) 町民等への周知

町は、ホームページ等により、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を町民へ周知するとともに、ア) イ) の取組について企業等への啓発を図る。

ウ 一時滞在施設等の確保

町は、帰宅困難者を一時的に受け入れるための一時滞在施設を避難所とは別に確保するよう努める。一時滞在施設としては、町所有の施設を指定するほか、民間事業者にも協力を求め、民間施設を指定するよう努める。

町は、帰宅困難者の受入れに必要な飲料水や食料、毛布その他必要となる物資の備蓄に努める。

エ 帰宅困難者の誘導等の体制整備

町は、駅前等の滞留場所から一時滞在施設までの帰宅困難者の案内誘導について、警察等の関係機関との協力体制の構築に努める。また、輸送において、(一社) 栃木県バス協会に協力を得られるよう連絡体制を整備しておくとともに、協定事業者との連絡体制について確認しておく。

オ 外国人への支援

町は、各町の国際交流協会等と連携し、外国人の帰宅困難者に対して多言語による情報の提供や相談業務等の外国人支援体制の確保に努める。

(4) 不特定かつ多数の利用者がいる施設等の対策

町は、小山市消防本部及び県警察と連携してスーパー等不特定かつ多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。

また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

第5 避難所管理・運営体制の整備

1 避難所管理・運営体制の確認

町は、避難所が円滑に開設・運営できるよう、避難所運営マニュアルを作成するとともに、各避難所の管理責任者をあらかじめ定め、責任者への連絡手段・方法等を毎年度確認しておく。

2 職員派遣体制の整備

町は、災害発生初期において避難所管理・運営を円滑に行うため、避難所への職員派遣基準及び体制を事前に明確にしておく。

3 自主防災組織、ボランティア団体等との連携

町は、円滑な自主運営体制の確立を図るため、自主防災組織、地域自治組織、町社会福祉協議会、NPO 法人・ボランティア団体等の協力を得るなど連携して避難所運営体制を事前に検討しておく。

4 指定管理者等との役割分担の明確化

町は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を明確にしておく。

5 専門家等との情報交換

町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

第6 県外避難者受入対策

1 避難受入れ場所の確保

県は、大規模災害等により県外からの避難者を受け入れる状況の発生に備えて、あらかじめ避難所として使用できる施設を選定しておく。

また、県は、町が県外避難者の避難所として使用できる施設についてあらかじめ把握しておき、町はこれに協力する。

なお、県及び町は、避難所の選定にあたり、避難行動要支援者の受け入れについて十分留意する。

2 県外避難者受入体制の整備

県外避難者を受け入れる避難所の開設及び運営は、原則として町が第5に準じて行う。

県は、災害が発生したときに迅速かつ適切に対応できるように定期的に連絡会議を開催し、町が行う体制整備を支援するほか、県外避難者の発生時において次の役割を実施する。

- (1) 避難所に関する全体調整
- (2) 避難所を開設する施設の確保
- (3) 総合案内所の設置（災害対策本部事務局内、必要に応じて現地）
- (4) 避難所運営の人的・物的支援

また、県は、被災した病院等の入院患者並びに被災した社会福祉施設の入居者等の受け入れ及び社会福祉施設の福祉避難所としての一時的な提供等について、国及び関係機関との連携により、県内の病院等及び社会福祉施設に対し要請する。（入院患者の受け入れ搬送に当たり、特に重篤な患者については、ドクターヘリによる搬送を要請する。）

3 避難場所の整備

第1に準ずる外、県有施設の活用も視野に入れた準備を行い、県外避難者用駐車スペースを確保する。

火災予防の徹底に努めるとともに、消火・救急・救助体制の整備・充実を図る。

第1 火災予防の徹底

1 地域の町民に対する指導

町、小山市消防本部及び消防団は、一般家庭に対し、各戸巡回や各種会合等における消火訓練などで消火器の取扱方法等の指導を行い、地震発生時における火災の防止と消火の徹底を図る。

また、町及び小山市消防本部は、防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげている民間の防火組織「婦人（女性）防火クラブ」等、「幼少年消防クラブ」の育成・指導を強化する。

2 住宅防火対策の推進

地域の町民、特に、高齢者、障がい者等の要配慮者を住宅火災から守るため、町、県、小山市消防本部、婦人（女性）防火クラブ等関係機関は連携して、住宅用火災警報器及び感震ブレーカーの普及啓発活動を実施するなど住宅防火対策の一層の推進を図る。

3 防火・防災管理者の育成

小山市消防本部は、防火管理者に対して消防計画の策定、消防訓練の実施、消防用設備等の整備、点検、火気の使用等について指導し、資質の向上を図る。

第2 消防力の強化

1 組織の充実強化

町及び小山市消防本部は、「消防力の整備指針」に基づき消防組織の整備を図るとともに、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の強化に努める。特に、団員の減少の問題を抱える消防団について、団員の確保と資質の向上を図る。

2 消防施設等の整備充実

町及び小山市消防本部は、「消防力の整備指針」等により、車両、資機材等の消防施設等の整備充実について計画的な推進を図る。

3 消防水利の確保・整備

町は、「消防水利の基準」等により、消防水利施設の整備・充実について、計画的な推進を図る。

また、大規模地震災害では、消火栓の断水等により消火活動に困難をきたす可能性が高いことから、河川等の自然水利を活用した消防水利の整備や耐震性貯水槽・防火水槽等の設置など多様な水利を確保していく。

(1) 消防水利施設の整備

町は、消防活動に必要な水利を確保するため、消火栓、耐震性貯水槽・防火水槽その他自然水利等の整備に努める。

(2) 河川水の緊急利用

町は、人口密集地域を流下する小河川を中心に、流水利用についての調査・検討を行い、河川水の有効利用を図る。

(3) 耐震性貯水槽・防火水槽等の設置

町は、庁舎、公立学校その他公共上重要な施設について、必要に応じ耐震性貯水槽・防火水槽等の整備やプールの耐震化を図り、必要な水利の確保を図る。

4 広域的な消火応援受入体制の整備

(1) 県内消防相互応援体制の整備

ア 協定の適切な運用

小山市消防本部は、特殊災害消防相互応援協定並びにその他隣接地区消防本部等と締結している各種協定が適切に運用できる体制の整備を図る。

イ 栃木県広域消防応援等計画による充実・強化

小山市消防本部は、「栃木県広域消防応援等計画」に基づき、情報連絡体制、応援部隊編成、指揮体制、通信体制、後方支援体制等必要な事前体制について整備する。また、応援要請方法、応援出動方法等発災時の対応について熟知し、消防機関相互の連携体制の確保及び広域応援体制の充実・強化を図る。

ウ 広域消防応援訓練の実施

小山市消防本部は、県と県内全消防本部による合同訓練を実施し、「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援要請、応援出動及び相互連携した応急活動が円滑に行えるよう、訓練後に明らかになった課題等を踏まえ、体制及び計画の改善を行う。

(2) 緊急消防援助隊の整備

小山市消防本部は、県と協力して、「緊急消防援助隊」の受援体制の整備に努めるとともに、県外への栃木県隊出動体制の整備に努める。

ア 受援体制の整備

小山市消防本部は、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、応援要請手順、指揮体制、通信運用体制、情報提供体制その他必要な事項を熟知しておく。

第3 救急・救助力の強化

震災発生時に、迅速かつ的確に被災者の救助活動・応急措置・救急運搬等が行えるよう、町は、平常時から県、防災関係機関と連携して救急・救助体制の整備充実を図る。

(1) 組織の充実・強化

町及び小山市消防本部は、「消防力の整備指針」に基づいて消防組織の整備を図るとともに、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の強化に努める。特に団員の減少の問題を抱える消防団について、団員の確保と資質の向上を図る。

(2) 救急・救助用車両、資機材等の整備

町及び小山市消防本部は、救急・救助隊の増強を進めるとともに、「消防力の整備指針」等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。

(3) 医療機関との連携強化

小山市消防本部は、同時多発する救急要請に対し、迅速かつ的確な医療機関への搬送を行うため、医療機関との連携を強化する。

(4) 消防防災ヘリコプターによる救助・救急体制の整備

町は、災害時に迅速に上空からの人命救助や救急搬送が実施できる体制を整備するため、県消防防災ヘリコプターの要請方法の習得やヘリポートの整備を図る。

(5) 応援受入・連携体制の整備

町は、県内市町と相互応援協定を締結しており、災害時には、当該協定に基づき円滑に応援要請できるよう、要請方法等を習得しておく。

小山市消防本部は、本章第19節「自治体・消防等における応援・受援体制の整備」第2に定めるところにより、広域的な救急・救助応援の受入体制を整備する。

第12節 保健医療体制の整備

〔災害救助部〕

負傷者への医療救護活動や保健活動のため、保健医療体制、後方医療体制等の整備・充実を図る。

第1 保健医療体制の整備

1 救護班の設置

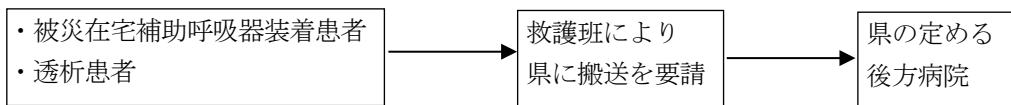
町は、震災時における医療救護の万全を期するため、救護班を編成し、召集方法等を含めたマニュアルを作成し、迅速な対応を図る。

2 救護所の設置

(1) 町は、消防機関及び関係医療機関と連携し、救護所に充てるべき建物・場所を調査し、その一覧を作成しておく。

(2) 町は、救護所に備えるべき器材をあらかじめ検討し、その確保方法を確立しておく。また、臨時・移動式救護所を開設するための資材（天幕、テント等）の整備を図る。

3 被災在宅補助呼吸器装着患者、透析患者への対応



第2 後方医療体制等の整備

救護所における救護班では対応できない重症者等に対する医療体制が町のみでは不十分な場合に備えて、県に後方医療体制の整備等を要請する。

第3 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の整備

町は、県及び医療機関等と連携し、国、県、市町、栃木県医師会、病院、消防本部等をネットワークで結ぶ広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用した迅速な搬送体制の確立と救急医療の提供体制の整備を図る。

第4 応援要請

町の保健医療活動が、医師、保健師など保健・医療人材等の不足、医薬品・医療器材の不足等により円滑に実施できない場合には県や他市町に応援要請して対処するため、県への応援要請方法や「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づく応援要請の手続き等について習得しておく。

第5 医療体制の確保

医療機関においては、災害時に備えて、施設・設備の防災性の向上を図るとともに、病院防災マニュアルの整備等医療体制の確保を図るための措置を講じておく。

第 13 節 緊急輸送体制の整備

〔総務部、産業建設部〕

大規模震災発生時に、被災地域への応急対策人員や援助物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、町その他関係機関は、平常時から緊急輸送体制の整備を図る。

第 1 緊急輸送道路の指定

路線の区分、設定基準は次のとおりである。隣接県の主要道路と接続し、また、防災拠点や、主要公共施設、警察署、自衛隊等を結ぶ有機的な道路ネットワークとなっている。

区 分	設 定 基 準
第 1 次緊急輸送道路	・ 県庁所在地、地方中心都市を連絡する道路 ・ 県内を縦貫し隣接県に連絡する広域幹線道路
第 2 次緊急輸送道路	・ 第 1 次緊急輸送道路と市町役場、地方合同庁舎等の主要な施設を連絡する道路
第 3 次緊急輸送道路	・ 第 1 次、第 2 次緊急輸送道路の機能を補完する道路

町内における県指定緊急輸送道路は、次のとおりである。

区 分	路 線 名	区 間
第 1 次緊急輸送道路	国道 4 号	全 線
第 2 次緊急輸送道路	一般県道 境間々田線	野木町佐川野 [佐川野友沼線交点] ～野木町佐川野 [野木町道交点]
	一般県道 佐川野友沼線	野木町友沼役場入口交差点 [国道 4 号交点] ～野木町丸林 [野木町役場前]
	一般県道 佐川野友沼線	野木町丸林 [野木町役場前] ～野木町佐川野 [境間々田線交点]
	市町道 野木町道 (一級幹線 1 号線、 二級幹線 3 号線)	野木町丸林 [佐川野友沼線交点] ～野木町丸林 [野木町役場前]
	市町道 野木町道 (二級幹線 14 号線、 町道佐川野 39 号線)	野木町佐川野 [境間々田線交点] ～野木町佐川野 [野木町総合運動場前]
第 3 次緊急輸送道路	一般県道 南小林松原線	小山市下河原田交差点 [国道 50 号交点] ～野木町友沼交差点 [国道 4 号交点]

第 2 陸上輸送体制の整備

1 道路・橋梁の整備

(1) 道路の整備

町、県、国土交通省関東地方整備局、その他の道路管理者は、震災時における道路機能を確保するために、適切な道路の整備を推進する。

また、倒木等が発生しやすい場所の点検、パトロールを実施し、補強等の対策工事の必要な箇所について、緊急度の高い箇所から順次対策を実施する。

(2) 橋梁の整備

町、県、国土交通省関東地方整備局、その他の道路管理者は、被災を受けた場合において交通に重要な影響を与える橋梁について「道路橋示方書」(平成 29 年 11 月)の基準に合致した耐震性の高い橋梁の整備を行う。

また、耐震補強等の対策が必要な既設橋梁については、緊急性の高い橋梁（跨線橋、跨道橋等）から順次対策を実施する。

2 情報収集・連絡体制の整備

町、県その他の道路管理者は、災害時における交通の支障を防止し、併せて災害応急対策活動等を容易にするため、災害情報の収集・連絡体制を整備する。

第3 空中輸送体制の整備

町は、道路が寸断され、陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、ヘリポートを定めているが、必要に応じて空中輸送に必要な通信機器等の機材について、整備しておくように努める。

第4 物資集積所の整備等

町は、救援物資の集積及び配布の円滑化を図るため、野木町役場敷地内の武道館を物資集積拠点として位置づけ、建物の堅牢化を行うとともに通信機器等必要な整備を図る。

また、物資集積・輸送上重要な施設（トラックターミナル、卸売市場等）の把握に努める。

第5 建設関係機関との連携体制

町は、協定の締結等により建設関係機関との連携強化を図り、道路復旧作業等に必要となる人員や資機材等を速やかに確保できる体制の整備に努める。

第14節 防災拠点等の整備

〔総務部、産業建設部〕

災害対策活動における中核的な役割を担う防災拠点の整備を図る。

第1 防災拠点の種類

町は、大規模震災時に災害対策活動の拠点となる次の施設を、防災拠点として位置づけて整備する。

防 災 拠 点	
①災害対策活動拠点	⇨ 野木町役場（野木町災害対策本部）
②避難拠点	⇨ 資料編参照（資料8-2）
③救援物資集積拠点	⇨ 野木町武道館
④物資輸送拠点（ヘリポート）	⇨ 資料編参照（資料10-2）

第2 防災拠点の整備

1 災害対策活動拠点の主な整備等

災害対策活動拠点には、必要に応じて次のような整備を行っていく。特に、災害時において中核の役割を担う町災害対策本部となる施設については、計画的に整備を推進する。

- (1) 建築物の耐震・不燃等堅牢化
- (2) 非常用電源（発電、再生可能エネルギー発電設備、蓄電池システム又は蓄電機能を有する車両を含む）
- (3) 栃木県防災行政ネットワーク
- (4) （飲料水兼）耐震性貯水槽、防火水槽、防災トイレ
- (5) 備蓄倉庫

2 災害対策本部の代替施設

町は、被災により町役場庁舎の機能が失われる場合を想定して、事前に災害対策本部設置場所の代替施設を選定する。

災害対策本部の代替施設：野木町文化会館（エニスホール：野木町友沼181）

3 避難拠点の整備

被災町民に対して、適切な避難場所の確保と災害情報等の必要な情報の提供を行うための拠点として学校・公民館等について1と同様の整備を促進する。

第3 消防水利の確保・整備

本章第11節「火災予防及び消防・救急・救助体制の整備」に定めるところによる。

地震発生時における建築物の安全性の確保を促進するため、建築物の耐震性の強化など、必要な防災対策を積極的に講じる。

第1 民間住宅・建築物の耐震化の促進

1 安心して相談できる窓口の設置

町は、住民に対し耐震診断・耐震改修に関する各種補助制度の周知、住宅に係る耐震改修促進税制の相談、耐震診断機関の紹介などの相談しやすい窓口を都市整備課に設ける。

2 普及啓発

町は、建築物の耐震性強化に関する知識を普及させるため、県と連携して、耐震化の啓発パンフレットの配布、所有者に対する直接的な働きかけ、SNS を活用した情報発信や、工事現場を活用した広報に取り組む。

3 住宅の耐震診断、耐震改修等の費用助成

町は、県、国の機関及び関係機関と連携して、住宅所有者の費用負担を軽減するための助成制度の周知・活用促進を図る。

第2 公共建築物の耐震化の促進

1 防災上重要な公共建築物

- (1) 防災拠点（町役場等）
- (2) 医療救護活動の施設（病院等）
- (3) 応急対策活動の拠点（消防団機械器具置場等）
- (4) 避難先施設（学校、体育館、公民館等）
- (5) 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム等、障がい者支援施設等）

2 公共建築物の耐震性の強化

応急対策活動の拠点、避難施設として重要機能を確保するため、耐震改修整備を計画的・効果的に推進する。

なお、地震防災上緊急に整備すべき学校や医療施設等については、地震防災緊急事業五箇年計画（本章第6節「震災に強いまちづくり」第6参照）により整備する施設等として位置づけ、積極的に整備促進を図る。

(1) 町庁舎等の整備

災害対策の中核施設として重要な役割を担う町庁舎等について、計画的に耐震診断を行い、必要に応じ耐震補強工事、非構造部材の耐震対策を行うなど、重点的に耐震性の確保を図る。

(2) 学校施設の整備

震災時における児童生徒及び教職員の安全の確保を図るため、安全確保の観点に立った整備を図る。

ア 校舎等の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された校舎等について、耐震診断を実施し、必要に応じ耐震補強工事を実施するとともに、国が示す技術的基準に基づいて、非構造部材の耐震対策に努める。

イ 設備・備品等の安全管理

テレビ、ロッカー、書棚、書架等の転倒落下等の防止措置を進めるとともに、児童生徒及び教職員の安全と避難通路が確保できるよう設置方法、場所等について十分配慮する。

3 その他必要な予防対策の実施

災害時における応急対策活動の拠点、又は避難場所として重要な役割を果たす公共建築物の管理者は、その機能を確保するため、次のような災害予防対策を実施する。

(1) 防災対策の実施

防災上重要な建築物は、復旧活動における拠点施設としても重要であり、これらの機能を確保するため、次に示す防災対策を推進する。

ア 防災設備等の整備

施設管理者は、次のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- ・飲料水の確保
- ・非常用電源の確保
- ・敷地内の排水施設、擁壁等の整備
- ・配管設備類の固定・強化
- ・施設・敷地内の段差解消等、避難行動要支援者に配慮した施設設備の整備
- ・その他防災設備の充実

イ 施設の維持管理

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、維持管理に努める。

- ・法令に基づく点検等
- ・建設時の図面及び防災関連図面
- ・施設の維持管理の手引き

第3 ブロック塀等の倒壊防止

町は、ブロック塀等の倒壊防止のため町民に対して十分な啓発活動を実施するとともに、通学路や多くの住宅から避難所等に通じる道路において、危険なブロック塀の除去に対する支援を行う。

また、一層の啓発活動のため、町を通じて町内会・学校等と連携し、通学路における危険なブロック塀の実態把握について努める。

第4 家具等転倒防止

町は、タンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒又は棚上の物の落下による事故を防止するため、パンフレット等の配布を通じて普及啓発を図る。

道路、鉄道、上下水道等のインフラ施設について安全性を考慮した施設整備に努める。

第1 道路施設

本章第13節「緊急輸送体制の整備」に定めるところによる。

第2 鉄道施設

東日本旅客鉄道(株)は、震災時に備え、施設等の整備に努めるとともに、運転規則、巡回、点検等によって災害予防対策を講じる。

1 施設等の点検巡回

地震による被害を最小限に抑えるため、平常時から施設関係職員による定期的な点検巡回を行う。

2 運転規則

地震により異常事態が発生した場合に、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう、災害時に備えて平常時から訓練教育を行うとともに。

第3 ヘリポート施設

震災時におけるヘリポート施設の果たす役割の重要性に鑑み、必要な施設整備と維持管理に努める。なお、本町におけるヘリポート施設は、資料編に掲げるとおりである。(資料10-2)

1 建造物の整備

施設の管理者は、建造物について必要に応じ補修改良を図り、地震災害に強い施設の整備に努める。

2 施設等の点検巡回

施設の管理者は、地震災害による被害を最小限に抑えるため、施設等の定期的な点検巡回を行う。

第4 水道施設

町は、水道施設の被災時における応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するために、水道施設に係わる防災用資機材の整備拡充及び防災非常体制の確立を推進する。

1 書類の整備

施設の完成図面、図面台帳、設備仕様書等を整備しておく。

2 防災体制の編成

毎年度当初に当該年度における防災体制の編成及び危機管理マニュアル、緊急連絡系統図等を作成する。

3 施設の維持管理

施設のウィークポイントを表示し、職員に周知徹底させるとともに、消火機器、塩素ガス漏洩検知装置、中和装置、救護用具、医薬品等を常に使用可能な状態にしておく。

4 貯留水の確保

配水池等貯水施設の堅牢化を図るほか、流出入操作弁の電動リモコン化及び緊急しゃ断弁等の設置により、貯留水の異常流出防止に努める。

5 二次災害防止

ポンプ場及び浄水場内での薬注入設備等の燃料用設備の設置にあたっては、台風、豪雨等発生に伴う漏洩その他の二次災害が発生しないよう整備に努める。

6 配水管路等の改良

老朽管や耐震性の低い管路の布設替えを行う際は、耐震性を考慮した設計を行うとともに、新たに耐震性向上のために開発される資機材、工法等も積極的に取り入れ、より耐震性のある

施設、管路の強化に努めるとともに、地盤の特性を考慮した、材料の選定を行う。

7 応援体制の整備

給水系統相互間における水の融通体制を強化するとともに、隣接水道事業者間等と緊急時における連絡体制を整備し、応援体制の強化を図る。

8 応急復旧用資機材の備蓄

応急復旧が速やかに実施できるように、主要施設の資機材の備蓄に努める。

9 重要給水施設の把握

避難所、医療施設等、災害時に重要となる施設を把握し、給水体制の確保に努める。

第5 下水道施設

1 施設の整備

町は、施設の新設及び増設にあたっては、耐震性を考慮した設計を行うとともに、新たに耐震性向上のために開発される資機材、工法等も積極的に取り入れ、より耐震性のある施設とする。また、既に供用している施設については、実情に応じ、補修、補強等を実施する。

2 危険箇所の改善

町は、施設の点検等により危険箇所の早期発見と改善に努める。

第6 廃棄物処理施設

町は、県、処理業者、民間事業者との連絡体制を整備するとともに、災害時においても、災害廃棄物及びその他の通常の廃棄物（以下、「災害廃棄物等」という。）を適正かつ迅速に処理することができるよう、「野木町災害廃棄物処理計画」に基づき、施設の強靱化や体制整備等の対策を講じる。

災害に起因する火薬、ガス、毒物・劇物等による事故を防止するため、町は、事業者等関係機関、県及び防災関係機関と連携して、予防対策を実施する。

第1 消防法上の危険物

危険物施設（完成検査済証交付施設）と小山市火災予防条例で規制される少量危険物施設については、適時、小山市消防本部が必要な指導を行っている。

小山市消防本部又は消防法上危険物を取扱う施設の所有者等は災害に起因する危険物の漏洩、爆発等に備え、平常時から次により危険物施設の安全確保に努める。

町はこれらの危険物施設の所在を把握し、連絡体制を整備しておく。

1 危険物施設の所有者等が実施する対策

- (1) 大規模な災害による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性の向上に努める。
- (2) 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。
- (3) 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。
- (4) 防災資機材、化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。
- (5) 近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

2 小山市消防本部が実施する対策

- (1) 危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、災害による影響を十分に考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。
- (2) 震災時等に危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請が想定される者（電気関係業者、建設業者、製造業者、石油関係業者、官公庁等）に対して、臨時的な危険物の貯蔵・取扱い形態等について検討させるとともに、安全対策について事前に計画しておくよう指導する。
- (3) 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の所有者等に対し、災害時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。
- (4) 危険物施設の所有者等に対し、堅牢性等の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。

第2 火薬類、LP ガス、高圧ガス及び毒物・劇物

火薬類、LP ガス、高圧ガス及び毒物・劇物の取扱事業者等に対する規制、指導等は県が行っているが、町は、その危険防止と二次災害防止のため、これらの施設の所在と危険物取扱状況の把握に努め、施設及び関係機関との連絡体制の整備を図る。

第3 放射性物質

1 放射性同位元素等取扱施設の管理者等の行う対策

放射性同位元素等取扱施設等の管理者は、災害に起因する放射性同位元素等の漏洩等のおそれが生じた場合、円滑な対応がとれるよう、あらかじめ町、消防機関、警察及び国に対する通報連絡体制を整備する。

2 町及び小山市消防本部の対策

- (1) 町及び小山市消防本部は、県が策定した「放射性物質事故・災害対応マニュアル」に基づき、放射線検出体制や汚染検査及び除染体制の整備等事前対策を行うとともに、応急対策の流れについて熟知し、災害に起因する放射性物質事故が発生した場合に備える。
- (2) 町及び小山市消防本部は、放射性物質取扱施設の箇所、所在地、取扱物質の種類等の把握に努める。

- (3) 町は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、県及び関係機関との連携を強化する。
- (4) 小山市消防本部は、放射性物質事故等に備え、救急救助活動に必要な資機材の整備に努める。

学校における学校安全計画等の作成や児童生徒等及び教職員に対する防災教育等を推進する。

第 1 学校安全計画の作成

町立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）の校長は、「学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）」に基づき作成する「学校安全計画」の中で災害安全の事項を盛り込むとともに、地域・学校の実態、地域の特性等に応じ、大規模災害時における児童生徒の安全確保、保護者等との連絡体制、施設設備の被害状況の把握、時間外における教職員の参集方法等について別途定めておき、防災面における安全教育の充実と安全管理の徹底を図る。

学校安全計画作成上の留意点
<p>(1) 防災教育に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年別及び月別の関連教科、道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間における指導事項 ・特別活動、部活動等における指導事項 <p>(2) 防災管理に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災のための組織づくり及び連絡方法の設定 ・避難場所及び避難経路の設定と点検・確保 ・防災設備の点検及び防災情報の活用方法の設定 ・防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査 <p>(3) 災害安全に関する組織活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭及び地域社会と連携した地域の危険箇所の点検及び防災訓練の実施 ・教職員や保護者等を対象とした防災に関する研修

○「危険等発生時対処要領」作成上の留意点

学校安全計画を受け、地域・学校の実情等に応じ、次のような事項を盛り込み作成する。

- ・大規模災害時における児童生徒等の安全確保の方策
- ・時間外における教職員の参集体制
- ・保護者への引渡し又は学校の保護方策、臨時休業等の措置など保護者等との連絡体制

第 2 学校等の防災体制の確立

1 事前対策の確立

校長は、台風や豪雨時の児童生徒の安全確保のために、適切な指示や支援をするため、必要な知識や技能を身に付けるとともに、役割分担等を明確にした上で、学校の防災管理・組織活動を具体的に示した学校防災マニュアルの充実を図る。

2 応急対策への備え

校長は、災害時における児童生徒の退避・保護の方法をはじめとした防災応急対策について検討するとともに、教職員及び児童生徒に教育・訓練を実施し、保護者にも周知徹底を図る。

3 施設・設備の安全管理

校長は、校舎内や避難通路の安全の確保を図るため、学校設備・物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底等の安全対策を講じる。

第 3 児童生徒及び教職員に対する防災教育

町は、学校教育を通じて児童生徒に対する防災教育の充実に努め、避難訓練を通して学校、家庭及び地域における防災の知識や避難方法等を習得させる。

1 防災教育の充実

学校では、学校の安全計画に基づき、児童生徒の発達段階に応じた防災教育の充実を図る。

(1) 自らの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育の推進

防災教育の実施にあたっては、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解させ、災害時の対応力を育むことに留意する。

その際に、県が作成した防災関係指導資料や、国が作成した防災教育用読本等の啓発資料をはじめ、県防災館等の施設の活用などに配慮する。

また、町は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

(2) 支援者としての視点から、社会に参画する意識を高める防災教育の推進

災害発生時に、児童生徒が自らの安全を守るとはもとより、その発達段階に応じて進んで他の人々や集団並びに地域の安全に役立つことができるよう、ボランティア活動等を通じて安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育を推進する。

2 避難訓練の実施

学校における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど災害時に安全に避難できる態度や能力を体得させるようにする。また、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

3 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

町は、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育指導資料等を活用するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

第4 社会教育施設の対策

1 社会教育施設危機管理計画の作成

公民館や図書館、博物館等の社会教育施設の長（以下「施設長」という。）は、利用者の安全確保のため、施設設備の被害状況の把握、時間外における職員の参集方法等について別途定めておき、防災における安全管理の充実を図る。

2 社会教育施設の防災体制の確立

(1) 事前対策の確立

施設長は、地震発生時の利用者の安全確保のために、事業の運営・継続・中止について、事業運営担当者との連携を図り、事前対策を確立しておく。

(2) 応急対策への備え

施設長は、災害時における利用者の退避・保護の方法をはじめ、交通機関・情報手段、水道・電気等ライフライン途絶時の安全確保などの防災応急対策について検討するとともに、職員等に研修・訓練を実施し、周知徹底を図る。

(3) 施設・設備の安全管理

施設長は、施設・敷地や避難通路の安全の確保、重要収蔵物の安全を図るため、設備、物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底、防災機器の点検・使用法の習熟等の安全対策を講じる。

3 利用者、地域の町民及び職員に対する防災教育

町及び県は、社会教育を通じて町民に対する防災教育の充実に努め、地域における防災の知識や避難方法等の習得について機会を充実する。

(1) 防災教育の充実

ア 社会教育施設では、それぞれの施設の機能を活用した町民への防災教育の充実に努める。

イ 防災教育の実施にあたっては、町民が地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解し、主体的な避難行動や防災・減災の活動に資するよう配慮する。

ウ 災害発生時に、町民等が自らの安全を守るとはもとより、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことが出来るよう、共助を育む仕組みづくりや学習機会を充実する。

(2) 避難訓練の実施

本節第3・2に準ずる。

(3) 職員の防災意識の高揚と指導力の向上

本節第3・3に準ずる。

第5 文化財等の安全対策の促進

町は、町民の貴重な財産である文化財等を災害から守り、将来に引き継いでいくため、次の安全対策の促進を図る。

- (1) 文化財等の所有者又は管理団体若しくは文化財施設の所有者に対し、防災に関する指導、助言をする。
- (2) 文化財の特性に応じた防火管理や収蔵庫、火災報知器、消火栓、避雷針等の防火施設・設備の整備充実を促進する。また、非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在は所有者等に明確に把握させておくとともに、防火標識等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識の高揚を図る。
- (3) 「文化財防火デー」(1月26日)を中心として防火訓練を実施するとともに、文化財についての防火思想の普及啓発を図る。

第19節 自治体・消防等における応援・受援体制の整備

〔総務部、消防水防部〕

災害時又は災害のおそれがある場合の人員派遣を基本とした相互応援体制を整備するとともに、町内のみで支援することが出来ない場合に備え、他の自治体や関係機関との応援・受援体制を整備する。

第1 町における大規模災害に備えた受援計画

1 受援計画及び体制の整備

県は、大規模災害発生により県内市町において重大な被害が発生した場合に備えて、災害時広域受援計画を策定し、県・市町が一体となった「チーム栃木」としての県内の連携に加え、他都道府県・関係機関からの支援を、市町が、迅速かつ的確に受け入れられるよう、被災市町を応援する体制の充実を図る。

町は、他都道府県・関係機関及び県内他市町からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的な対策を推進するために受援計画を策定し、支援を受け入れる体制（受援体制）の構築に努めるものとする。

町及び県は、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認を含めた訓練を実施する。

第2 応急対策職員派遣体制の整備

「応急対策職員派遣制度」は、総務省が平成30年3月から運用開始し、都道府県が管内市区町村と一体的に被災市区町村へ人的派遣を行う仕組みであり、被災市区町村が行う災害マネジメントや避難所運営、罹災証明書等の災害対応業務の支援を行う。

応急対策職員派遣制度等の応援の枠組みにより、県が対口支援団体に選定された場合、県は市町と一体的に「チーム栃木」として支援を行うものとする。

町は、県の要請に応じて必要な人員・資機材を確保できる体制を整備する。

第3 市町相互応援体制の整備

1 県内市町相互応援協定

町は、県内全市町間で締結した「災害時における市町相互応援に関する協定」を実施する体制の整備に努める。

2 その他災害時相互応援協定の締結の推進

町は、できるだけ多くの県内外の市町村や関係機関との災害時応援協定締結に努め、締結後は、事前に協力内容、輸送方法、応援・受援体制等について確認、マニュアル化しておく等平常時から連携体制の強化を図る。

現在本町では、県内市町、関東どまんなかサミット会議構成市町、福島県川俣町、災害時広域支援連携協定構成市町、茨城県大洗町、千葉県酒々井町及び神奈川県山北町との相互応援協定を締結している。

第4 消防広域応援体制の整備

1 県内消防相互応援体制の整備

(1) 協定の適切な運用

小山市消防本部は、特殊災害消防相互応援協定並びにその他隣接地区消防本部等と締結している各種協定が適切に運用できる体制の整備を図る。

(2) 栃木県広域消防応援等計画による充実・強化

小山市消防本部は、「栃木県広域消防応援等計画」に基づき、情報連絡体制、応援部隊編成、指揮体制、通信体制、後方支援体制等必要な事前体制について整備する。また、応援要請方法、応援出動方法等発災時の対応について、消防機関相互の連携体制の確保及び広域応援体制の充実・強化を図る。

(3) 広域消防応援訓練の実施

小山市消防本部は、県と県内全消防本部による合同訓練を実施し、「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援要請、応援出動及び相互連携した応急活動が円滑に行えるよう、訓練後に明らかになった課題等を踏まえ、体制及び計画の改善を行う。

2 緊急消防援助隊の整備

小山市消防本部は、「緊急消防援助隊」の受援体制の整備に努めるとともに、県外への栃木県隊出動体制の整備に努める。

(1) 受援体制の整備

小山市消防本部は、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、応援要請手順、指揮体制、通信運用体制、情報提供体制その他必要な事項の整理を行う。

第5 県との連携強化

町は、県による防災担当職員に対する説明会等の開催、各種防災訓練の合同実施、町地域防災計画の修正における助言・支援等により、県と町の連携体制の強化に努める。

第6 災害時応援協定締結企業等との連携

町は、災害時に町民に対する医療救護、輸送、物資供給、情報収集伝達等の活動を適切に行い、町民の安全と生活の早期安定を確保するため、これらを行う機関と応援協定を締結し、連絡体制の充実を図る等平常時より連携を強化しておくとともに、要請手順、調達方法、経費負担等の確認を行っておく。

災害廃棄物等の円滑かつ迅速な処理体制の整備を図る。

第 1 災害廃棄物等の処理体制の整備

1 町の対策

町は、災害における災害廃棄物等の処理体制の整備、処理施設における災害対策の強化等を図る。

町は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

2 処理業者の対策

処理業者は、事業継続計画の策定、処理施設の災害対策の強化に努める。

第3章 応急対策

第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置

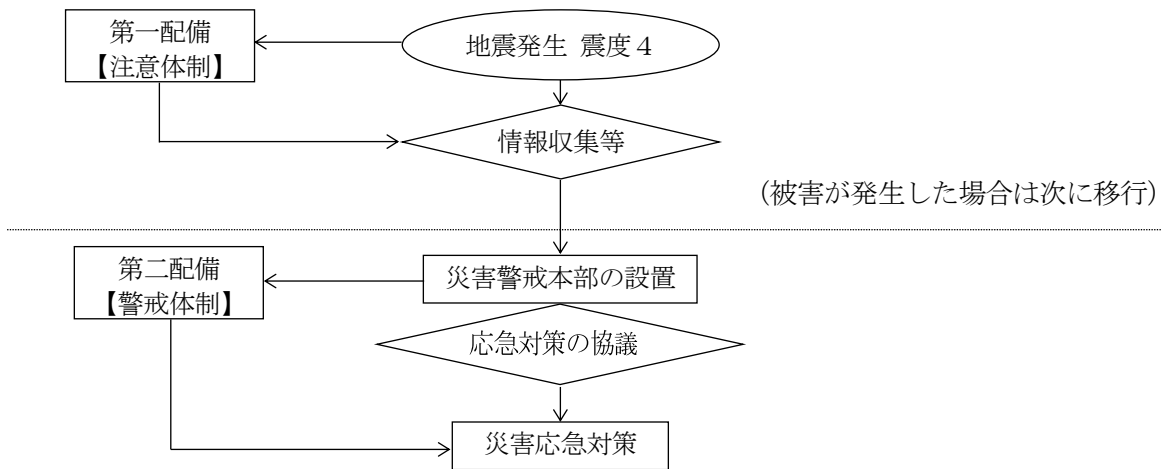
〔各部共通〕

町内で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は災害対策本部を設置し、県、国、防災関係機関と相互に連携し、被災者の救助・救護等の応急対策活動を実施する。

第1 町の活動体制

1 注意体制

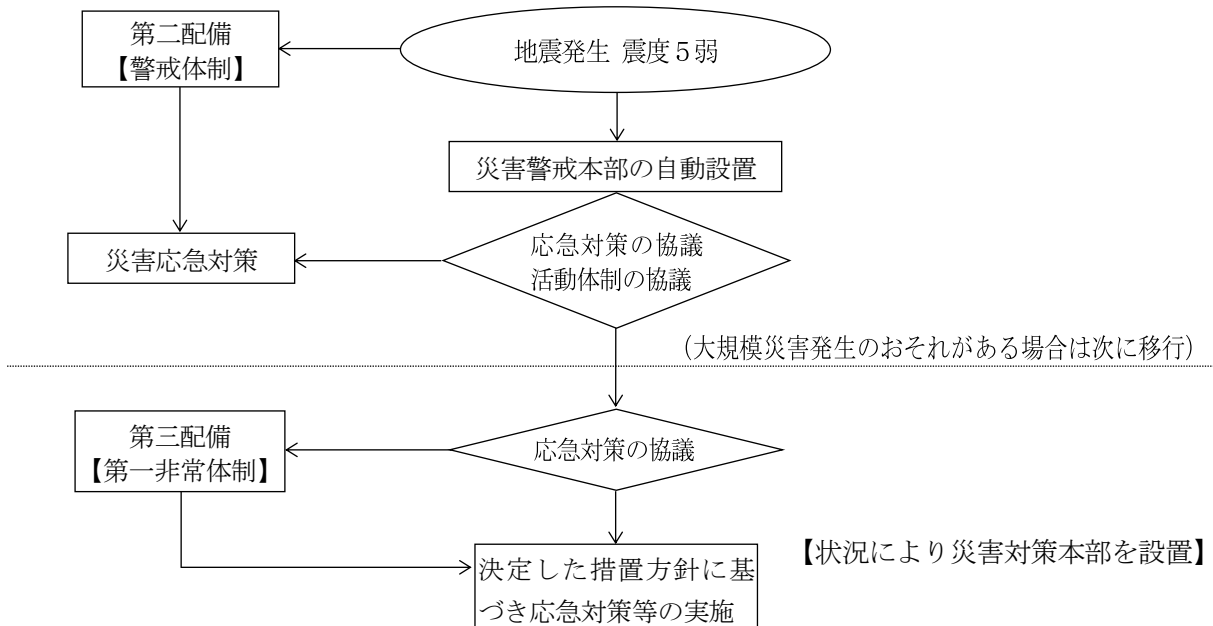
震度4の地震が発生した場合は、総務課長は消防防災交通係及び施設等を所管する関係各課の職員を直ちに招集し、注意体制をとる。被害が発生した場合、警戒体制に移行する。



2 警戒体制、第一非常体制

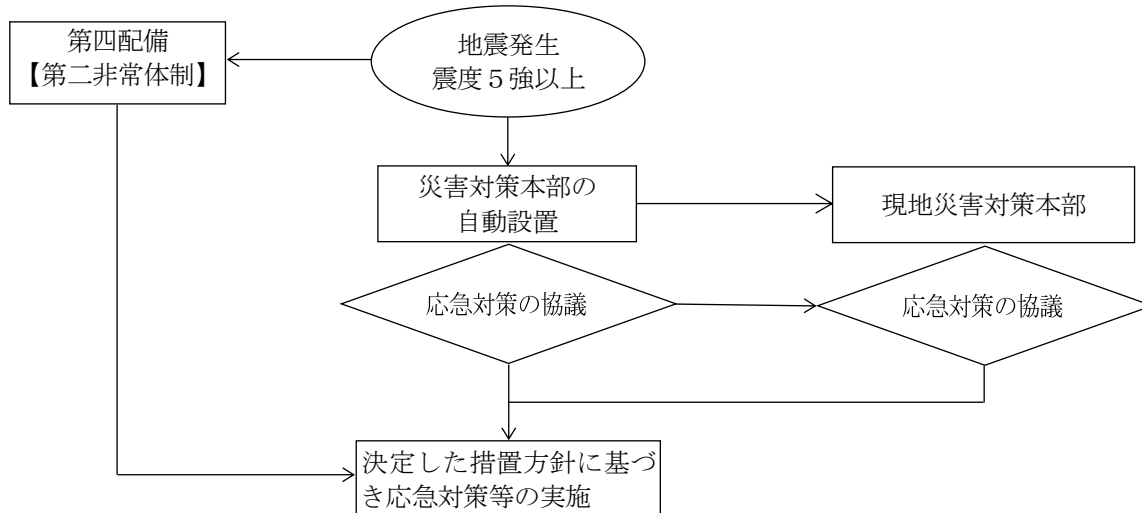
震度5弱の地震が発生した場合は、災害警戒本部が自動設置となり、総合政策部長は、総務課全職員及び総務課以外の課の主任以上の職員を招集し、警戒体制をとる。

また、中規模又は局地的な災害が発生し、拡大のおそれがある場合、総合政策部長は、総務課全職員及び総務課以外の課の主任以上の職員を招集し、第一非常体制に移行する。



3 第二非常体制

震度5強以上の地震が発生した場合は、災害対策本部が自動設置となり、全職員が登庁して第二非常体制をとる。



第2 職員の配備体制と決定権者

1 職員の配備体制

職員の配備体制は、次によるものとする。

震度	配備の種類	災害の態様	体制の概要	配備要員
4	第一配備 (注意体制)	1 小規模な災害が発生するおそれがある場合。	関係ある課の必要人員で小規模災害の情報収集を行う体制	総務課消防防災交通係及び施設等を所管する関係各課の職員
5弱	第二配備 (警戒体制)	1 小規模な災害が発生した場合。 2 中規模な災害が発生するおそれがある場合。 3 総合政策部長が必要と認めたとき。	災害警戒本部が自動的に設置され、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制 【災害警戒本部の設置】 状況により第三配備に直ちに切り替え得る体制とする。	総務課全職員及び総務課以外の課の主任以上の職員
	第三配備 (第一非常体制)	1 中規模又は局地的な災害が発生し、拡大のおそれがある場合。 2 大規模な災害が発生するおそれがある場合。 3 総合政策部長が必要と認めたとき。 4 その他、特に町長又は災害対策本部員会議において必要と認めたときは、第四配備の体制に移行する。	災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制 状況により第四配備に直ちに切り替え得る体制とする。	総務課全職員及び総務課以外の課の主査以上の職員
5強以上	第四配備 (第二非常体制)	1 大規模な災害が発生し、甚大な被害を出すおそれがある場合。 2 その他、特に町長が必要と認めたとき。	災害対策本部が自動的に設置され、町の全組織をあげて災害応急対策を実施する体制 【災害対策本部の設置】	全職員

※震度計設置箇所は、役場本館と別館の間に1箇所設置

2 各体制時における決定権者

	決定者	代 決 者	
		第 1	第 2
注意体制	総務課長	総務課消防防災交通係長	————
警戒体制	総合政策部長 (災害警戒本部長)	産業建設部長 (災害警戒副本部長)	総務課長
第一非常体制	総合政策部長 (災害警戒本部長)	産業建設部長 (災害警戒副本部長)	総務課長
第二非常体制	町長 (災害対策本部長)	副町長 (災害対策副本部長)	総合政策部長

第3 注意体制

登庁した職員は次の措置を講ずる。

- (1) 災害に関する情報の収集
- (2) 被害情報の把握
 - ア 被害が発生した日時、場所
 - イ 被害の程度
 - ウ 被害に対してとられた措置
 - エ その他必要な事項
- (3) 県へ被害状況の報告
- (4) 必要に応じて関係課局等への通報
- (5) 必要に応じて町長への報告
- (6) 災害応急対策

なお、南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発表された場合、参集者に指定された職員は直ちに参集し情報収集に当たり、県及び関係機関と情報共有を行うとともに、必要に応じ、町民に対し、防災メールやホームページを活用し、日頃の備えの再確認等の呼びかけを行う。

第4 災害警戒本部の設置

町内に最大震度5弱の地震が発生した場合等において、町は、災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び災害対策部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的に、及び迅速かつ的確に行うため、総合政策部長を本部長とする災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

1 災害警戒本部の設置及び解散の基準等

- (1) 設置の基準
 - ア 町内に最大震度5弱の地震が発生したとき。（自動的に設置する。）
 - イ 町内に中規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、総合政策部長が必要と認めるとき。
- (2) 設置場所

野木町役場本館2階大会議室又は総務課内
- (3) 解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

 - ア 被害の発生するおそれがなくなると本部長が認めたとき。
 - イ 災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき。
 - ウ 災害対策本部が設置されたとき。

第5 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置及び解散の基準等

(1) 設置の基準

- ア 町内に最大震度 5 強以上の地震が発生したとき。(自動的に設置する。)
- イ 町内に大規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、町長が必要と認めるとき。
- ウ 町内に災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準じる災害が発生した場合で、町長が必要と認めるとき。

(2) 設置場所

本部は、野木町役場本館 2 階大会議室に設置する。ただし、被災等により、役場内が使用不能となった場合は、代替場所を以下のとおり定め、職員及び関係機関に周知する。

災害対策本部の代替施設：野木町文化会館（エニスホール：野木町友沼 181）

(3) 解散

災害対策本部は、地震災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めるとき解散する。

(4) 災害対策本部を設置し、又は解散したときは、直ちに次の関係機関に公表するとともに、庁内及び町民に対し、ホームページ、SNS、防災行政無線、登録制メール、広報車、その他の確迅速な方法で周知する。

公 表 先	方 法	担 当
栃木県	栃木県防災行政ネットワーク、電話、無線 (260MHz)、ファックス	総務課 (消防防災交通係)
小山警察署	電話、ファックス	〃 (消防防災交通係)
小山市消防署野木分署	電話、ファックス、無線	〃 (消防防災交通係)
関係機関 (自主防災組織、区長等)	電話、ファックス	〃 (消防防災交通係)
報道機関	Lアラートシステム、電話、文書、口頭、ファックス	〃 (消防防災交通係)
町 民	防災行政無線、ホームページ、SNS 登録制メール、広報車	〃 (消防防災交通係)

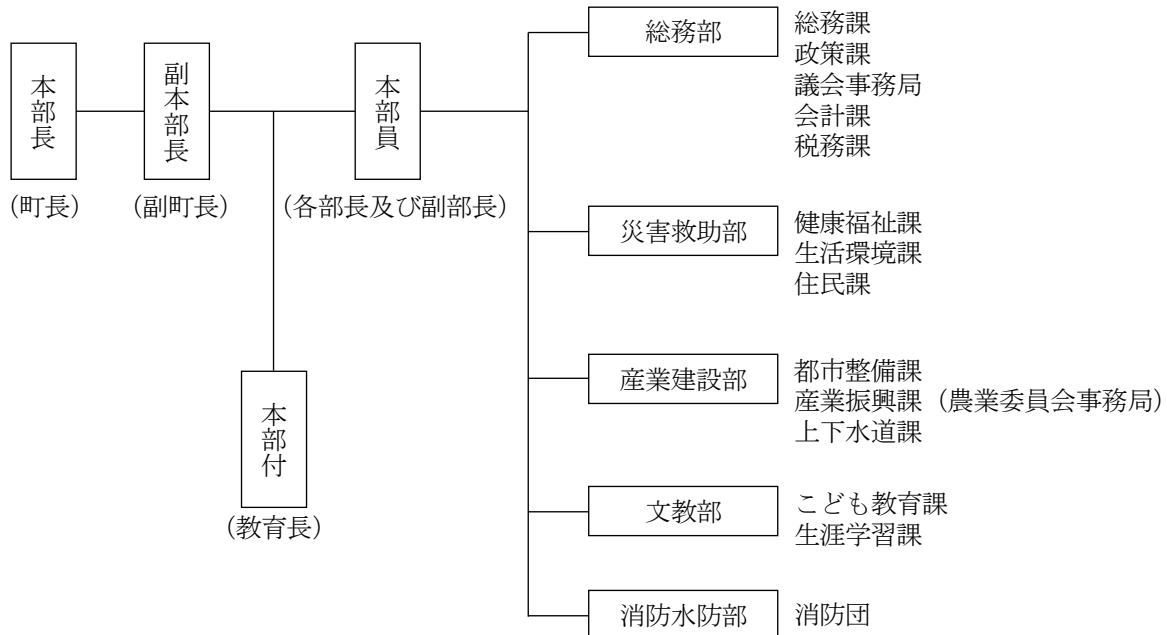
2 災害対策本部の業務

本部は、次の災害対策業務を実施する。

- (1) 災害予防及び、災害応急対策の的確かつ迅速な実施のための方針の作成。
- (2) (1) で作成した方針に沿った災害予防及び災害応急対策の実施。
- (3) 災害に関する情報の収集に関すること。
- (4) 本部の活動体制に関すること。
- (5) 現地本部の活動体制に関すること。
- (6) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (7) 県及び他市町への応援要請に関すること。
- (8) 自衛隊の災害派遣要請依頼、配備に係る調整に関すること。
- (9) その他、応援要請に関すること。
- (10) 災害広報に関すること。
- (11) 災害救助法の実施に関すること。
- (12) 災害対策本部の解散に関すること。

(13) その他重要な事項に関すること。

3 災害対策本部の組織図



4 本部員会議

(1) 本部員会議の構成

本部員会議は、本部長（町長）、副本部長（副町長）、本部付（教育長）及び本部員（各部長及び副部長）で構成し、災害対策の基本的な事項について協議する。

(2) 本部員会議の開催

ア 本部長は、本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要と認めるときは、本部員会議を招集する。

イ 本部員は、本部員会議の開催が必要となったときは、その旨を総務部長に申し出る。

(3) 本部員会議の協議事項

ア 本部の配備体制に関すること。

イ 災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

ウ 県その他関係機関に対する応急措置の実施及び応援の要請に関すること。

エ その他災害対策に関する重要事項。

(4) 協議事項の実施

本部員会議の決定事項については、担当部長は他の関係部長と緊密な連携のもとに、迅速な実施を図る。

(5) 本部員会議の庶務

本部員会議の庶務は、総務課が担当する。

5 本部連絡員

本部に本部連絡員をおく。

各部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各部の長に伝達するため、各部長は所属職員のうちから本部連絡員を指名する。

6 業務継続計画

町は、大規模な災害により職員等も被災し、ヒト・モノ・情報・ライフライン等の利用する資源に制約を受ける状況下において、応急業務等を実施するとともに、中断することができな

い優先度の高い通常業務を継続するため、業務継続計画を策定して、優先的に取り組む業務（非常時優先業務）を選定し、必要な人員や資源の確保策等をあらかじめ検討・準備する。

発災初動期においては、業務継続計画に基づき、直ちに全庁体制で非常時優先業務を迅速かつ確実に実施し、業務の立ち上げ時間の短縮や発災後の速やかな業務レベルの向上を図るものとする。

7 災害対策本部の事務分担

本部は、次の事務分担によって、災害対策の実施にあたる。

部長	副部長	担当課等	分 担 任 務
総務部 (部長 総合政策部長)	【第1班】 (副部長) 総務課長 議会事務局長	総務課 議会事務局	1 災害対策本部の運営及び庶務に関すること。 2 本部員の招集及び本部員会議に関すること。 3 本部長指示の伝達に関すること。 4 各部からの災害情報及び報告事項のとりまとめに関すること。 5 町民、報道機関等からの問合せに関すること。 6 町民、報道機関等への周知・広報・公表に関すること。 7 職員の動員及び職員の災害現地派遣に関すること。 8 災害対応職員の健康管理に関すること。 9 職員の安否確認、参集状況に関すること。 10 消防団（水防団）との連絡に関すること。 11 関係機関との連絡に関すること。 12 気象に関する情報の収集・伝達に関すること。 13 異常情報、緊急情報及び災害関係文書の受領に関すること。 14 県に対する災害及び被害状況の報告並びに要望事項等のとりまとめに関すること。 15 県、他市町、災害協定先等への応援要請に関すること。(資料編参照) 16 派遣等従事車両等の証明に関すること。 17 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 18 県等の災害視察者に対する措置に関すること。 19 被害検証委員会の設置及び開催に関すること。 20 被災者支援手続きのための基盤的なシステムの構築に関すること。 21 災害救助法の適用に関すること。 22 災害対策に関する事務で他部に属さないこと。
	【第2班】 (副部長) 政策課長	政策課	1 災害対策本部の運営に関すること。 2 通信機能の確保に関すること。 3 災害記録の編集及び保存に関すること。 4 災害対策の予算及び貸金に関すること。 5 災害救助及び復旧資金の調達あっせんに関すること。 6 救助その他緊急の措置に対する損失補償に関すること。 7 庁用自動車の配車調整及び民間車両の借上に関すること。 8 車両や暖房用燃料等の調達に関すること。 9 庁舎等の応急対策に関すること。 10 避難地での避難者の対応、避難所への送迎に関すること。 11 必要に応じ、他部等へ応援協力する。


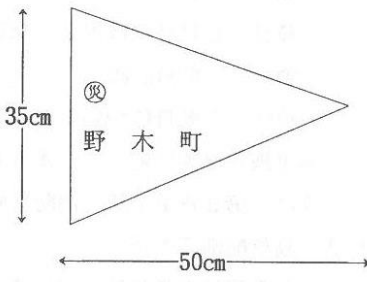
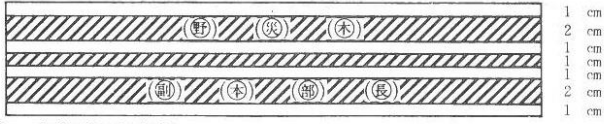
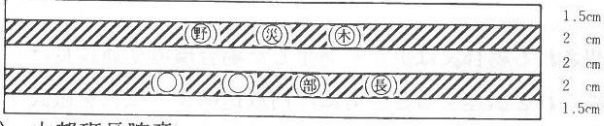
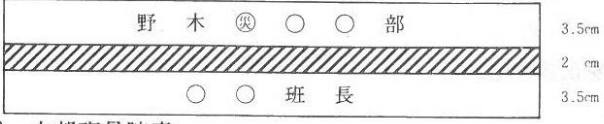
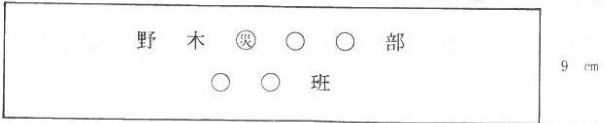
部長	副部長	担当課等	分 担 任 務
総務部 (部長 総合政策部長)	【第3班】 (副部長) 会計管理者 兼会計課長 税務課長	会計課 税務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の運営に関する事。 2 関係機関への連絡に関する事。(資料編参照) 3 災害対策本部と各部の連絡調整に関する事。 4 帰宅困難者に関する事。 5 被災納税者の被害調査及び報告に関する事。 6 住家等の固定資産の被害調査及び報告に関する事。 7 被災者の町民税、国民健康保険税及び軽自動車税等の減免に関する事。 8 災害時の固定資産税の減免に関する事。 9 被災納税者の税の相談に関する事。 10 物品会計に関する事。 11 災害義援金・募金の受付保管及び配分に関する事。 12 罹災・被災証明の発行に関する事。 13 被災者支援システムの運用に関する事。 14 発災直後は、他部等へ応援協力する。
災害救助部 (部長 町民生活部長)	【第1班】 (副部長) 健康福祉課長	健康福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 人身の被害状況のとりまとめに関する事。 2 災害救助に関する計画の総括及び活用に関する事。 3 避難所の管理・運営総括責任者は災害救助部長とする。 4 避難所の開設・運営に関する事(老人福祉センター)。 5 福祉避難所の開設及び連絡調整に関する事。 6 社会福祉協議会との連絡調整等に関する事。 7 医療機関との連絡等に関する事。 8 医療に対する相談及び保健衛生指導に関する事。 9 医療関係施設の被害状況のとりまとめ及び応急復旧に関する事。 10 応急医療に関する事。 11 保健センター、総合サポートセンター及び老人福祉センターの災害対策に関する事。 12 福祉施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 13 人命救助活動及び避難に関する事。 14 災害における町民相談に関する事。 15 避難所内における保健師の健康相談に関する事。 16 応急仮設住宅の入居者の選定に関する事。 17 災害見舞金の支給に関する事。 18 医療品、衛生用資材等の確保及び配分に関する事。 19 防疫に関する事。 20 被災地における食品衛生に関する事。 21 被災者生活再建支援法の適用に関する事。 22 被災者生活再建支援制度(県制度)に関する事。 23 被災者支援システムの運用に関する事。 24 必要に応じ、他部等へ応援協力する。

部長	副部長	担当課等	分 担 任 務
災害救助部 (部長 町民生活部長)	【第2班】 (副部長) 生活環境課長	生活環境課	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力会社との連絡・調整に関する事。 2 被災動物の受入に関する事。 3 男女共同参画の視点に基づく避難所運営に関する事。 4 避難所に飼い主と同行避難したペットの適正飼養及び衛生管理の指導に関する事。 5 被災地における飲料水の水質検査に関する事。 6 災害廃棄物の処理に関する事。 7 食料及び生活必需品の調達及び配分に関する事。 8 災害ボランティアセンター(きらり館)との連絡調整等に関する事。 9 避難所等における炊き出しに関する事。 10 救援物資の受入及び配分に関する事。 11 被災地における清掃対策及び環境衛生に関する事。 12 発災直後は、他部等へ応援協力する。
	【第3班】 (副部長) 住民課長	住民課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の身元調査及び照会に関する事。 2 遺体及び不明者の捜索、収容及び埋葬に関する事。 3 被災者台帳の作成に関する事。 4 町外・県外からの避難者登録制度等に関する事。 5 被災者支援システムの運用に関する事。 6 発災直後は、他部等へ応援協力する。
産業建設部 (部長 産業建設部長)	【第1班】 (副部長) 都市整備課長	都市整備課	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路・橋梁の応急復旧及び交通路線の確保に関する事。 2 障害物の除去に関する事。 3 土木、河川施設及び町営住宅の被害状況のとりまとめ及び応急復旧に関する事。 4 交通規制に関する事。 5 野木町建設業協同組合との連絡調整等に関する事。 6 資機材の調達及び確保に関する事。 7 応急住宅の建設及び民間賃貸住宅に関する情報提供に関する事。 8 応急仮設住宅の供給及び被災住宅の応急修理に関する事。 9 水防緊急対策に関する事。 10 被害住宅復興資金に関する事。 11 公園、街路樹等の被害調査に関する事。 12 都市計画施設(都市整備課管理分)の被害調査に関する事。 13 その他応急の土木建築対策に関する事。 14 被災地危険度判定に関する事。 15 被災建築物応急危険度判定に関する事。 16 必要に応じ、他部等へ応援協力する。
	【第2班】 (副部長) 産業振興課長	産業振興課 (農業委員会)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業、畜産、商工及び観光関係施設の被害状況のとりまとめ並びに応急対策に関する事。 2 災害時における農作物の病虫害防除等応急技術対策に関する事。 3 災害時における種子及び種苗の確保供給に関する事。 4 災害時における畜産の管理(衛生を含む。)及び飼料の需給に関する事。 5 農作物の被害状況の収集及び応急対策に関する事。 6 農業及び商工観光に関する部外機関との連絡に関する事。 7 被災農家に対する災害融資に関する事。 8 商工及び中小企業者の被害調査及び災害対策に関する事。 9 被災商工及び中小企業者の災害融資に関する事。 10 災害時の死亡獣畜の処理に関する事。 11 必要に応じ、他部等へ応援協力する。

部長	副部長	担当課等	分 担 任 務
産業建設部 (部長 産業建設部長)	【第3班】 (副部長) 上下水道課長	上下水道課	<ol style="list-style-type: none"> 1 上下水道施設の被害状況のとりまとめ及び応急復旧に関する事。 (特に逆川排水機場に関する事) 2 給水用資器材の調達及び確保に関する事。 3 応急給水に関する事。 4 被災者の上下水道料金の減免に関する事。 5 飲料水の調達・確保に関する事。 6 必要に応じ、他部等へ応援協力する。
文教部 (部長 教育次長)	【第1班】 (副部長) こども教育課長	こども教育課	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育関係施設の災害予防対策に関する事。 2 教育関係施設の被害状況のとりまとめ及び応急復旧に関する事。 3 児童生徒の避難措置に関する事。 4 各小中学校施設の避難所運営に関する事。 5 児童生徒に対する学用品の供与等に関する事。 6 応急教育の実施に関する事。 7 教育関係義援金及び救援物資の受付に関する事。 8 災害時における学校給食(食物アレルギーを含む)に関する事。 9 必要に応じ、他部等へ応援協力する。
	【第2班】 (副部長) 生涯学習課長	生涯学習課	<ol style="list-style-type: none"> 1 町体育センター、町公民館及び町文化会館・町交流センターの避難所開設・運営に関する事。 2 社会教育関係施設の被害状況のとりまとめ及び応急復旧に関する事。 3 施設利用者の避難措置に関する事。 4 災害対策に協力できる各種団体との連絡調整に関する事。 5 文化財の被害状況のとりまとめ及び応急復旧に関する事。 6 文化財の保護・修復に関する事。 7 必要に応じ、他部等へ応援協力する。
消防水防部 (部長 消防団長)	(副部長) 消防団副団長	消防団員	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防に関する事。 2 人命の保護、避難の指示、誘導及び救出に関する事。 3 団員の動員に関する事。 4 被害情報の収集及び報告に関する事。 5 遺体及び不明者の捜索に関する事。 6 相互応援協力に関する事。 7 災害の警戒及び防ぎょ活動に関する事。 8 救護を要する者の搬送に関する事。 9 消防車両、消防器具等の保管及び運用に関する事。 10 消防水利に関する事。 11 防災訓練に関する事。 12 その他災害出動に関する事。

8 標識

災害対策本部長、副本部長、その他職員の身分を明確にするための腕章及び自動車用標識は次のとおりとする。

腕 章	標 旗
<p>(1) 本部長腕章</p> 	
<p>(2) 副本部長腕章</p> 	
<p>(3) 本部部長腕章</p> 	
<p>(4) 本部班長腕章</p> 	
<p>(5) 本部班員腕章</p> 	
	<p>※腕章の色調</p> <p>地色……………黄</p> <p>文字……………黒</p> <p>線……………赤</p> <p>※標旗色調</p> <p>地色……………赤</p> <p>文字……………白</p>

第6 配備基準及び対応措置

種別	配備要員	情 報 の 収 集 報 告				措 置 内 容
第一配備 (注意体制)	総務課 消防防災 交通係	震 度 4 の 場 合				1 地震に関する情報の収集 2 被害情報の把握 ・被害が発生した日時及び場所 ・被害の程度 ・被害に対してとられた措置 ・その他必要な事項 3 県へ被害状況の報告 4 必要に応じて関係機関等への通報 5 必要に応じて町長、関係課局長等への報告
		総務課 消防防災交通係	被害無	調 査	通常業務 (時間外の場合は報告後解散)	
被害有	第二配備 (警戒体制)					
第二配備 (警戒体制)	総務課全職員及び総務課以外の課の主任以上の職員 総務課全職員及び総務課以外の課の主査以上の職員 (第三配備)	震 度 5 弱 の 場 合				1 地震に関する情報の収集 2 被害情報の把握 3 被害情報の県への報告 4 関係機関等への通報 5 町長、各課局長等への報告 6 応急対策等の実施 7 必要に応じて災害対策本部の設置
		災害警戒本部自動設置 ○本部員会議召集(応急対策の協議、災害対策本部設置検討)	報告	災害情報収集 (各課所管の情報収集担当者)	被害無 局地的災害有	
第四配備 (第二非常体制)	全 員	震 度 5 強 以 上 の 場 合				全職員が直ちに登庁し、それぞれの役割に応じた災害応急対策業務を実施 (各部において災害応急対策を実施する体制へ移行)
		災害対策本部自動設置 ○本部員会議召集(応急対策の協議)	報告	災害情報収集 (各課所管の情報収集担当者)		

第7 被害状況調査

震度5弱以上の地震が発生した場合の被害状況調査は、地区ごとに担当する課が行う。
なお、地震発生が勤務時間内の場合、勤務時間外の場合とも、調査地区の担当課は同じとする。
各地区の担当課は次のとおりとする。

地 区 名	担 当 課
友 沼	生 涯 学 習 課
松 原	会 計 課
野 木 ・ 野 渡	政 策 課
南 赤 塚 ・ 中 谷	住 民 課
丸 林 東 ・ 西	生 活 環 境 課
潤 島	議 会 事 務 局
若 林 ・ 佐 川 野 ・ 川 田	税 務 課
新 橋	こ ども 教 育 課

1 震度5弱の場合（第二、第三配備体制）

第二配備要員の職員は、町内の人口密集地域を中心に災害の発生状況の調査を行う。

2 震度5強以上の場合（第四配備体制）

この規模の地震がもたらす被害は相当のものが考えられ、調査人員の不足や、被害を受け参集できない職員が相当数にのぼると予想されるため、参集できない職員が多数にのぼり、必要な人員を確保できない場合は、町長が指名した者とする。

第8 初動体制

勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生した場合の初動体制は次のとおり行う。

1 震度5弱の場合

地震が発生した場合の動員は、原則として本節第2「職員の配備体制」に定めるところによる。震度5弱のときの初動体制では主に被害調査を行い、地区別担当課は本節第7「被害状況調査」に定めるところによる。

2 震度5強以上場合

震度5強以上の大規模な地震が発生した場合は、あらかじめ定められた伝達系統による動員の命令を待たず、職員は自主的に参集する。

大規模地震発生時の初動フロー

時系列的事項	実 施 内 容
1 参集準備	職員は、動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかる。
2 人命救助	職員は、近隣の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後災害対策本部に参集する。
3 参集	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、災害対策本部に参集する。 (2) 災害その他により、災害対策本部に参集できない職員は、最寄りの町機関に参集の上自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。
4 被害状況の収集	職員は参集する際に被害状況等の情報収集を行う。なお、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
5 被害状況の報告	(1) 職員は、収集した情報を各部長に報告する。 (2) 各部長（又は次席者）は、被害状況を総務部長に報告する。 (3) 総務部長は被害状況を取りまとめ、災害対策本部長に報告するとともに、県に報告する。
6 緊急対策班の編成	先着した職員により緊急対策班を編成し、順次初動に必要な業務にあたる。 ※
7 緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻る。

※初動に必要な業務とは、主に次のようなものである。

- | | |
|------------------|---------------------|
| (1) 被害状況調査 | (6) 広報車等による町民への情報伝達 |
| (2) 地震情報等調査 | (7) 支援物資調達準備計画の策定 |
| (3) 関係機関等への情報伝達 | (8) 安全な避難場所への誘導 |
| (4) 災害対策本部の設置 | (9) 避難所の開設 |
| (5) 防災用資機材の調達・手配 | (10) 広域応援要請の検討 |

第9 県の支援

県は、勤務時間内外を問わず、震度6弱以上の地震が観測された町に緊急対策要員を派遣し、初動期における被害情報の収集や町が行う応急対策の支援を行う。

また、町からの要請があった場合、又は町への緊急な支援が必要と判断した場合、職員を派遣し、町の被害情報の収集を行うとともに、避難指示、応急救助、その他町が行う各種対策の意思決定に資する情報の提供や助言を行う。また人的な支援だけでなく併せて、物資の提供や機材の貸与、施設の提供など積極的な支援を行う。

第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

[各部共通]

救出・救助活動等の災害応急対策活動や町民の避難指示等の判断に必要な情報の収集・伝達・報告を行う。

また、町は、必要に応じて国（国土交通省外）の情報連絡員の受け入れ等により、国との連絡強化を図る。

第1 地震情報の伝達

1 地震情報等の発表・伝達

(1) 宇都宮地方気象台は、次の場合に地震情報等を発表する。（観測点は、気象台・防災科学技術研究所及び県が管轄するもの）

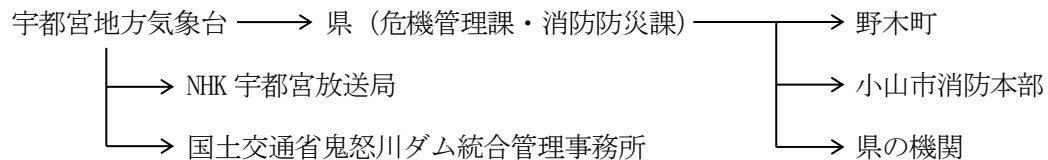
ア 県内の観測点のいずれかで、震度3以上が観測された場合

イ 県内で地震による被害が発生した場合

ウ 県内を震源とする地震により、県内のいずれかの観測点で震度1以上が観測された場合

エ その他、必要と認められる地震が発生した場合

(2) 地震情報等の伝達系統は、次のとおりとする。



(3) 宇都宮地方気象台は、二次災害防止のため、気象注意報・警報の発表基準を弾力的に運用するなど、各防災機関や被災地へ気象情報を適時適切に提供する。

2 町民からの通報

(1) 発見者の通報義務

地震災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した者は、遅滞なく町又は警察に通報する。

(2) 町及び警察の処置

ア 異常現象や地震による被害の通報を受けた警察は、その旨を速やかに町へ通報する。

イ 異常現象や地震による被害の通報を受けた町は、要救助者を早急に救助するとともに、被害状況を調査し、その状況を直ちに県、宇都宮地方気象台及び関係機関に通報する。

ただし、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）へ直接通報する。

第2 情報収集伝達体制

町は、地震発生時の情報の収集及び伝達を迅速かつ適切に実施する。

1 災害対策指揮者の体制

災害対策を実施するにあたり、直接指揮にあたる災害対策指揮者（町長、副町長等）は、震災発生後直ちに登庁し、被害状況の収集等初期災害応急対策を指揮する。

2 災害対策主管課の体制

(1) 緊急登庁体制

災害対策の主管課である総務課職員は、地震発生後速やかに登庁し、被害情報の収集、県や防災関係機関との連絡調整にあたる。

(2) 連絡体制

総務課職員は、県、小山市消防本部等からの災害情報を24時間体制で受信し、速やかに他の職員及び関係機関に伝達する。

また、災害等の状況に応じ、県、国（総務省消防庁）及び防災関係機関に対し、火災・災害

等即報要領により災害の状況を報告する。

3 携帯電話の活用

状況によっては個人の所有する携帯電話を活用し、災害時における緊急通信の確保を図る。

4 情報連絡員の受入れ

町は、必要に応じて国（国土交通省外）の情報連絡員の受け入れ等により、国との連絡強化を図る。

第3 被害状況の情報収集

1 収集すべき被害情報

町は、次に掲げる項目について把握する。

○地震発生直後

1	人命危険の有無及び人的被害の発生状況
2	家屋等建物の倒壊状況
3	火災等の二次災害の発生状況及び危険性
4	避難の必要の有無及び避難の状況
5	町民の動向、安否不明者の情報
6	道路及び交通機関の被害状況
7	電気、上下水道、ガス、電話等ライフラインの被害状況
8	要配慮者利用施設の被害状況 (要配慮者利用施設) 児童福祉施設、老人福祉施設、介護保険施設、障がい者支援施設、障がい者サービス事業所、身体障がい者社会参加支援施設、地域活動支援センター、医療提供施設、幼稚園、その他
9	その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

○その後の段階

1	被害状況
2	避難指示等又は警戒区域の設定状況
3	避難所の設備状況
4	避難生活の状況
5	食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況
6	電気、上下水道、ガス、電話等ライフラインの復旧状況
7	医療機関の開設状況、医薬品・血液製剤等供給施設の被害状況
8	救護所の設置及び活動状況
9	傷病者の収容状況
10	道路及び交通機関の復旧状況

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。また、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

2 町及び小山市消防本部の情報収集

町は、携帯電話、地域自治組織等を通じての連絡及び職員による被害状況調査（本章第1節「災害対策本部・災害警戒本部等の設置」第7参照）により、管内の被害状況等の早期把握に努める。また、トランシーバー等消防団等で活用できる情報収集・伝達手段を確保する。

小山市消防本部は、町民等からの119番通報等により、職員の現地派遣、消防無線等の活用等により情報の収集を行う。

第4 調査のとりまとめと報告

各部長は、所管する事項について直ちに被害状況を調査し、総務部長に報告する。

総務部長は、調査した管内の確実な被害状況をとりまとめ、本部長に報告するとともに、被害の大小にかかわらずそれを県に報告し、野木町災害対策本部において実施し、あるいは実施しようとしている災害応急対策の状況を同時に報告する。

報告内容については、警察等関係機関と連絡をとる。

第5 被害状況の報告

1 県への報告

(1) 町及び小山市消防本部は、町の区域内に災害が発生したときは、栃木県火災・災害等即報要領の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を県に報告する。

ただし、町の区域内で震度5強以上の地震が発生した場合は、国（総務省消防庁）及び県に報告する。

なお、災害により、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

(2) 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、その規模を把握するための情報を速やかに収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

2 情報の報告・伝達手段

災害に伴う被害状況及び災害応急対策実施状況の報告等は次の方法により行う。

(1) 報告等は、最も迅速確実な手段により行う。

(2) 通信の輻輳、途絶等により通信が困難となった場合、あらゆる手段を利用して報告等を行うよう努める。

3 報告の連絡先

(1) 県の連絡先

栃木県県民生活部危機管理課（終日）	
(防災行政ネットワーク)	(NTT回線)
98—500—2136	028—623—2136
98—500—2146 (FAX)	028—623—2146 (FAX)

(2) 消防庁の連絡先

区分		平日（9：30～18：15）	左記以外
		※ 応急対策室	※ 宿直室
N T T 回線	電 話	03—5253—7527	03—5253—7777
	F A X	03—5253—7537	03—5253—7553
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	98— 048— 500—90—49013	98— 048— 500—90—49102
	F A X	98— 048— 500—90—49033	98— 048— 500—90—49036

4 報告の種類

町が県に対する報告及び各部の本部に対する報告は、概ね次の区分による。

(1) 発生報告

震災が発生し、火災や二次災害が見込まれて防護活動を開始したとき報告する。

(2) 概況報告

被害の概況調査の結果に基づいて報告する。

(3) 中間報告

被害状況の中間調査の結果に基づいて報告する。

(4) 確定報告(最終報告)

被害状況の確定調査の結果に基づいて報告する。

(5) その他必要事項の報告(連絡)

5 報告の内容

(1) 発生報告

震度、人の被害、家屋の被害状況等必要な事項を、栃木県防災行政ネットワーク等で報告すること。

(2) 概況報告及び中間報告

指定様式により逐次栃木県防災行政ネットワーク等で報告する。特に死者、重傷者及び集団被害(概ね 50 戸以上)若しくは特異な被害状況については、一般報告に優先して概ね次の事項を報告すること。

ア 死者、重傷者については、死傷の原因、住所、職業、氏名、年齢、保護の要否その他参考事項

イ 集団被害についてのその概況と対策概要

ウ 交通機関、学校、官庁、病院、大工場等特殊なものについては、その被害の概況とそれに対する応急措置

(3) 確定報告

被害が確定した場合は、速やかに、確定報告を行う。

第6 通信施設の利用方法

1 栃木県防災行政ネットワーク

県から発信される災害情報の収集や被害状況等の報告は、栃木県防災行政ネットワークを通じて行う。

2 町防災行政無線

町は、災害に関する情報の収集、災害に関する予警報又はその他災害応急対策に必要な指示、命令等の伝達に町防災行政無線を利用し、緊急を要する町内の通信連絡を確保する。

現在、町は移動系無線を公用車等に設置しており、災害時の緊急通信が支障なく行えるよう整備を図っている。

3 公衆電気通信設備

災害時には電話が著しく輻輳し、かかりにくくなるのが予想されるので、町及び防災関係機関は、「災害時優先電話」をあらかじめ通信事業者に登録する等の措置を行う。

(1) 災害時優先電話の利用

災害時、電話がかかりにくい場合には、「災害時優先電話」を優先的に発信専用として利用する。

4 警察通信設備の利用

町は、他の通信手段が使用できない場合、警察通信設備を利用する。

5 非常通信の利用

防災関係機関等は、他の通信手段を利用することができない場合、非常通信として他機関の通信施設を利用する。

(1) 非常通信の依頼

依頼する無線局等の選定にあたっては、関東地方非常通信協議会構成員所属の最寄りの無線局等が望ましい。

(2) 依頼の方法

ア 適宜の用紙で通常の文書体で記入する。

イ 通信文はなるべく簡潔明瞭とし、本文 200 字以内とする。

ウ あて先は、住所、氏名（職名）を明確に記載する。また、電話番号を把握できる場合は、電話番号も記載する。

エ 本文の末尾に発信人名を記載すること。

オ 用紙の余白の冒頭に、「非常」と必ず記入するとともに、発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記載する。

(3) 取扱無線局等

官公庁、企業、アマチュアなどの総ての無線局は、許可業務以外の非常通信として取り扱うことができることとなっている。

ただし、無線局等の機能、通信可能範囲等は異なっているので各防災関係機関は、非常災害時に利用できる無線局等を十分把握しておく。

(4) 非常通信の経路

町から県へ伝送される非常通信の主な経路は、次のとおりである。

発信依頼局	着信局	その他の発信依頼局
小山警察署	県警察本部	
小山市消防本部	県危機管理課	
栃木土木事務所	県危機管理課	

第7 通信施設の応急復旧

通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、障害の早期復旧に努め、県及び関係機関との通信回線の確保にあたる。

第8 放送要請

災害のために、公衆電気通信施設、有線電気通信施設又は無線通信施設により通信できない場合や著しく通信が困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、放送事業者に対し「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、必要な放送を県を通じて要請する。

町は、自力による災害応急対策が困難な場合、応急対策職員派遣制度等の相互応援協定に基づく応援要請や県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

第1 相互応援協力

1 市町間の相互応援協力

町は、災害が発生した際において、応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他の市町や県等に応援を求める。

このとき、応援要請を受けた市町は、求められた災害応急対策のうちで、災害の発生を防ぎよし又は災害の拡大を防止するための応急的な措置で、人の生命や身体の安全に関わる被害が生じ得る緊急性の高い措置について応諾義務を負う。また、県は、求められた災害応急対策全般について応諾義務を負う。

本町においては、栃木県下の全市町、関東どまんなかサミット会議構成市町、福島県川俣町、災害時広域支援連携協定構成市町、茨城県大洗町、千葉県酒々井町及び神奈川県山北町と相互応援協定を締結している。

また、県は、市町からの応援要請に応じて、又は市町からの応援要請がない場合であっても必要と認める場合に、市町の応急対策活動を支援するための職員を派遣し、又は必要な災害応急対策を実施する。

2 消防相互応援協力

本章第6節「救急・救助・消火活動」第4に定めるところによる。

3 緊急消防援助隊の応援要請

県内の消防力では対処できないような大規模な災害が発生した場合、県は、消防組織法第24条の3第1項の規定により、国(総務省消防庁)に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

4 自衛隊の派遣要請依頼

町長は、必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

自衛隊の派遣要請の依頼については、本節第2に定めるところによる。

5 指定地方行政機関に対する職員の派遣の要請及びあっせん

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県に対し指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求め、災害対策に万全を期する。

町長は、職員の派遣の要請及びあっせんを求めるときは、次の事項を記載した文書をもって行う。

- ア 派遣を要請する(あっせんを求める)理由
- イ 派遣を要請する(あっせんを求める)職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

第2 自衛隊派遣要請

1 派遣要請

町長は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生した場合、県に対し、その旨依頼する。

2 災害派遣要請手続

「栃木県災害広域受援計画」に定める。また、町における災害派遣要請手続は資料編に掲載のとおりである。(資料13-1)

3 災害派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、概ね次のとおりとする。

区 分	活 動 内 容
1 被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
2 避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
3 避難者等の 捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
4 水 防 活 動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
5 消 防 活 動	火災に対し、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火にあたる。（消火剤等は、県が提供するものを使用する。）
6 道路、水路の啓開	道路、水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
7 診察、感染症対策、 病虫害の防除	被災者に対する応急医療、救護、感染症対策活動を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供する物を使用する。）
8 人員、物資の 緊急輸送	救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員、救援物資の緊急輸送を実施する。なお、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
9 被災者生活支援	被災者に対し、給食、給水、入浴支援等の支援を実施する。
10 救援物資の 無償貸付、譲与	「防衛庁の管理する物品の無償貸付及び譲与等に関する内閣府令」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付、譲与する。
11 危険物の保安、除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置、除去を実施する。
12 その他臨機の措置 等	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

4 経費の負担

自衛隊の災害救援活動に要した経費のうち、町が負担する経費は概ね次のとおりとする。なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と町が協議する。

- (1) 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

第3 消防本部、警察との連携強化

町は、災害応急対策活動にあたって、迅速かつ的確に救出・救助活動が行えるよう、小山市消防本部及び小山警察署との連絡の徹底など災害時の連携を強化するとともに、平常時においても連絡体制の整備などによる連携強化を行う。

第4節 災害救助法の適用

〔総務部、災害救助部〕

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、町は、速やかに災害救助法の適用を要請し、県と連携して法に基づく応急的な救助の実施を行う。

第1 災害救助法の適用基準

県は、災害による被害が次の掲げる基準（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項各号に掲げる基準）に該当するとき、市町を単位として災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用し、救助を実施することを決定する。

1 住家等への被害が生じた場合

- (1) 本町の区域内の住家滅失世帯数が、50世帯以上に達するとき。（令第1条第1項第1号）
- (2) 県全体の区域内の住家滅失世帯数が1,500世帯以上であって、本町の住家滅失世帯数が25世帯以上に達したとき。（令第1条第1項第2号）
- (3) 県全体の住家の滅失世帯数が、7,000世帯以上に達した場合で、本町の住家滅失世帯数が多数であるとき。（令第1条第1項第3号前段）
- (4) 本町の住家滅失世帯が多数で、かつ当該災害において、被災者の救護を著しく困難とする次に掲げる特別の事情があるとき。（令第1条第1項第3号後段）

ア 当該災害が、隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。

イ 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

2 生命・身体への危害が生じた場合（令第1条第1項第4号）

- (1) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、かつ当該災害について次に掲げる事情があるとき。

ア 当該災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

イ 当該災害が隔絶した地域で発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。

ウ 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

第2 被害の認定

1 住家及び世帯の単位

種 別	内 容
1 住 家	現実にその建物を居住のために使用している者がいる建物をいい、現実に居住するために使用している建物であれば、社会通念上の住宅であるかどうかは問わない。
2 世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいうものである。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば2世帯として差し支えない。

2 被害の認定基準

(1) 住家の被害

種 別	内 容
1 全壊、全焼 又は流失	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
2 半壊又は半焼	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。 このうち、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、大規模半壊に至らないまでも住宅に居住するために最低限必要な「居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分」の過半の補修を含む「相当規模の補修」が必要なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満、またはその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とする。
3 準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のも。
4 床上浸水	住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。 前述1から3に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

(注) ア 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

イ 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

ウ 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

(2) 人的被害

種 別	内 容
1 死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの。
2 行 方 不 明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。
3 負 傷	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要があるもの

3 住家の滅失等の算定

- (1) 全壊（焼）、流失世帯は1世帯とする。
- (2) 半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって1世帯とする。
- (3) 床上浸水、土砂の堆積等で、一時的に居住することが出来ない状態となった世帯は、3世帯をもって1世帯とする。

第3 災害救助法の適用手続

- (1) 県は、次に掲げる程度の災害について、災害救助法施行細則(昭和35年5月2日栃木県規則第35号)第1条第1項の規定により、町に対し、被害状況について報告を求める。町は、県からの照会の有無にかかわらず、次に掲げる程度の災害が発生した場合は、迅速かつ的確に被害状況を収集把握して県に報告する。
 - ア 災害救助法の適用基準に該当する災害
 - イ 大規模な被害は確認されていないが、その後被害が拡大するおそれがあり、災害救助法の適用基準に該当する可能性のある程度の災害
 - ウ 他の市町に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害
 - エ 災害の状況、それが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められる程度の災害
 - オ その他特に報告の指示のあった災害
- (2) 町は被害状況を正確に把握できない場合には、概数により緊急報告を行う。
- (3) 町総務課は、その他関係機関と連絡を密にし、情報の調査脱漏、重複、誤認等のないよう留意する。
- (4) 県は、必要に応じて職員を派遣し、町の行う被害状況の調査に応援、協力、立ち会い等を行う。
- (5) 住家の被害認定にあたっては、専門技術的な判断が求められる場合があり、あらかじめ建築関係技術者等の応援体制を確保しておくよう考慮する。
- (6) 県は、町から被害状況報告を受けた場合には、当該報告を確認集計の上、内閣総理大臣に情報提供し、必要に応じ災害救助法の適用について協議する。ただし、県の機能等に甚大な被害が発生している場合には、町は、直接厚生労働省に対して情報提供を行うことがある。
- (7) 県は、町からの報告または要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに同法に基づく救助を実施する旨を、町、県各部局及び内閣府あて通知するとともに、告示する。

第4 災害救助法に基づく救助の種類

災害救助法が適用された場合、県及び町は、同法、同法施行令及び同法施行細則に基づき、次の救助を実施する。

(救助の種類)

■災害が発生した段階の救助

- | | |
|------------------------|-------------|
| ① 避難所の設置 | ② 応急仮設住宅の供与 |
| ③ 炊き出しその他による食品の供与 | ④ 飲料水の供給 |
| ⑤ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | ⑥ 医療 |
| ⑦ 助産 | ⑧ 被災者の救出 |
| ⑨ 被災した住宅の応急修理 | ⑩ 学用品の給与 |
| ⑪ 埋葬 | ⑫ 死体の搜索 |
| ⑬ 死体の処理 | ⑭ 障害物の除去 |
| ⑮ 応急救助のための輸送 | |

■災害が発生するおそれ段階の救助

① 避難所の設置

災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部（特定災害対策本部、非常災害対策本部及び緊急災害対策本部）を設置し、その所管区域となり、当該区域で被害を受けるおそれがある場合となる。

- (1) 県は、上記のうち②以外は、原則として、その事務の全部又は一部を町に行わせる（委任する）。この場合、県は同法施行令第 17 条の規定により、救助の期間、内容を町長に通知し、直ちにその旨を公示する。
- (2) (1) により県の権限の一部を町が行うこととした場合を除き、町は県の補助機関として救助を行う。
- (3) 町は(1)による通知を受けていない範囲の救助について、災害が突発し県の指示を待ついとまがない場合には、救助を開始し、事後速やかに県に情報提供する。
- (4) 救助事務の実施状況は、「災害救助法による救助の実施について」(昭和 40 年 5 月 11 日付 社施第 99 号 厚生省社会局長通知)に定める様式の帳簿に記録する。
- (5) 救助の実施基準は災害救助法施行細則による。

第5節 災害発生時の避難対策

〔総務部、災害救助部、文教部、消防水防部〕

町及び関係機関との連携により避難誘導を行うとともに、要配慮者、女性や子ども、帰宅困難者への支援、避難場所等における良好な生活環境の確保等について、特に配慮する。

第1 避難指示及び緊急安全確保

1 実施体制

避難指示等は、各法律により定めるとおり下表の者が実施する。

区分	実施者	措置	実施の基準
避難の指示	町長 〔災害対策基本法 第60条第1項・第2項〕	立ち退きの指示、 立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき。
	知事 〔災害対策基本法 第60条第6項〕	立ち退きの指示、 立ち退き先の指示	災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	知事、又はその命を受けた職員 〔地すべり等防止法第25条〕	立ち退きの指示	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事、又はその命を受けた職員又は水防管理者 〔水防法第29条〕	立ち退きの指示	洪水、雨水出水によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 〔災害対策基本法 第61条第1項・第2項〕	立ち退きの指示、 立ち退き先の指示	町長が立ち退きを指示することができないと認めるとき又は町長から要求があったとき。
	警察官 〔警察官職務執行法 第4条〕	警告、避難の措置	人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災など、危険がある場合において、危害を受けるおそれのある者に対して、特に急を要するとき。
	自衛官 〔自衛隊法 第94条第1項〕	警告、避難の措置	警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官は警察官職務執行法第4条の避難の措置をとる。
緊急安全確保措置の指示	町長 〔災害対策基本法 第60条第3項〕	緊急安全確保措置の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。
	知事 〔災害対策基本法 第60条第6項〕	緊急安全確保措置の指示	災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。

警 察 官 〔災害対策基本法〕 第61条第1項	緊急安全確保措置 の指示	町長が緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は町長から要求があったとき。
---	-----------------	--

2 避難指示及び緊急安全確保

(1) 避難指示及び緊急安全確保の発令

町長は、あらかじめ定めた基準により必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、以下の避難情報を発令する。

町長は、避難指示等を発令したときは、速やかに、その旨を知事に報告する。

ア 避難指示

指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とした避難を指示する。安全な自宅や施設等での「屋内安全確保」も含む。

イ 緊急安全確保

高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。

(2) 避難指示等の発令に関する助言

町長は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該指示等に関する事項について、助言を求めることができる。（この場合、助言を求められた機関は、その所掌事務に関し、必要な助言を行う。）

さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

(3) 避難の指示の基準

災害に係る避難の指示は、次の場合に、必要な範囲の町民に対して行う。

ア 火災が拡大し、延焼の危険が大きいと認められるとき。

イ ガスその他危険物の流出拡散のおそれがあるとき。

ウ 土砂災害警戒情報や前兆現象の情報等により、土砂災害のおそれがあると判断したとき。

エ 工作物等の倒壊の危険があるとき。

オ その他特に必要があると認められたとき。

(4) 避難の指示の内容

町長、警察官、知事等は、次の事項を明示して避難指示及び緊急安全確保の発令を行う。

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難経路

エ 避難の理由

オ 避難時の注意事項

カ その他の必要事項

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定権限

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命及び身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに県に報告する。

	決定権者	設定の基準
1	町長 〔災害対策基本法 第63条第1項〕	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき。
2	水防団長、水防団員、消防職員 (水防法 第21条第1項)	水防上緊急の必要がある場合
3	消防吏員、消防団員 〔消防法 第28条第1項、第36条〕	火災の現場、水災を除く災害
4	警察官 〔災害対策基本法 第63条第2項 他〕	1、2、3の実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合
5	自衛隊法第83条第2項の規定により 災害派遣を命じられた部隊の自衛官 〔災害対策基本法 第63条第3項〕	1、4の実施者がその場にいない場合に限り、自衛官は災害対策基本法第63条第1項の措置をとる。

第2 避難指示等の周知・誘導

1 町民への周知

避難の指示を実施したときは、当該実施機関は、町民に対して最も迅速で確実、効果的にその内容を周知徹底できるよう、概ね次の方法により伝達する。一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者に対しては、地域の町民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。

(1) 防災行政無線（サイレン・音声）等による伝達

(2) 地域自治組織、自主防災組織、消防団等の組織を通じた戸別訪問、拡声器、電話等による伝達

(3) 広報車の使用、緊急速報メール、野木町防災たより及び SNS による伝達

2 県への報告及び関係機関相互の連絡

町は、避難の指示を実施したとき又は他の機関が避難の指示をしたことを了知したときは、速やかに県に報告する。また、町その他の避難指示等実施機関は、避難指示をしたときは、その内容を相互に連絡する。

3 避難の誘導

(1) 町民の誘導

町、その他の避難指示等実施機関は、町民が安全かつ迅速に避難できるよう、警察、自主防災組織、消防団等の協力を得て、できるだけ近隣の町民とともに集団避難を行うよう誘導する。

特に要配慮者の避難に配慮するものとし、自力で避難することが困難な者については自主防災組織が援助者を定めて避難させる等、速やかな避難ができるようにする。

なお、避難所まで直接避難することが困難な場合、避難地への一時避難を誘導する。

(2) 避難地から避難所への誘導

一時的に避難地へ避難した人に対して、町は公用車等により避難所へ収容する。

(3) 集客施設における誘導

スーパー、小売店等集客施設の管理者は、あらかじめ定めた施設職員の役割分担、誘導経路、連絡体制等に基づき、施設利用者の避難誘導を実施する。

(4) 徒歩帰宅者の支援

町は、徒歩帰宅者に対して、食料や水、休憩場所の提供を行う。

県は、コンビニエンス事業者等の協力を得て、徒歩帰宅者等に対し、水、トイレ、災害情

報の提供や消防、警察等に対する通報等への支援を図る。

第3 避難所の開設及び運営

避難所の開設及び運営については、マニュアルを作成し、運用するものとする。なお、感染症対策を踏まえた避難所運営については、町が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営方針」に基づき実施する。

1 避難所の開設

町は次の措置を講じる。

- (1) 災害により家屋等に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し、保護するため避難所を設置する。
- (2) 避難所の開設にあたっては、災害の状況に応じた安全・安心な避難所を選定し、迅速な開設に努める。要配慮者については、必要に応じ一般の避難施設とは別の介護機能を備えた福祉施設等に収容する。避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- (3) 新型コロナウイルス感染症等の発生、まん延防止のため、発生した災害や被災者の状況等に応じ、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等を検討する。
- (4) 避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に収容する者を誘導し、保護する。その際、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。
- (5) 開設している避難所については、リスト化に努める。
- (6) 避難者一人ひとりについて、氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等の情報を記載した避難者名簿を作成し、被災者台帳へ引き継ぐよう努める。
- (7) 避難所を設置又は移転した場合は、直ちに次の事項を県に報告する。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 収容人員

ウ 開設期間の見込み

エ その他必要事項

2 避難所の運営

町は次の措置を講じる。

- (1) 全避難所の管理・運営上の総括責任者は、災害救助部長（町民生活部長）とする。各避難所の運営責任者は、町職員から選任した者とし、当該施設の職員、自主防災組織、地域自治組織、町社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体等の協力を得て避難所を運営する。なお、責任者等については、下表のとおりとする。

避難所の管理・運営責任者

○全避難所の管理・運営総括責任者：災害救助部長（町民生活部長）

○避難所（小中学校）の管理運営総責任者：文教部長（教育次長）

避難所名	責任者	副責任者
町公民館・体育センター	生涯学習課 スポーツ振興係長	生涯学習係長
老人福祉センター	健康福祉課 高齢対策係長	町社会福祉協議会事務局長
野木中学校	こども教育課 学校教育係長	学校長

野木第二中学校	こども教育課 子育て支援係長	学校長
友沼小学校	税務課 町民税係長	学校長
野木小学校	税務課 収税係長	学校長
佐川野小学校	住民課 住民戸籍係長	学校長
南赤塚小学校	住民課 給付・年金係長	学校長
新橋小学校	生活環境課 人権・協働推進係長	学校長
野木町文化会館	生涯学習課 文化会館係長	文化会館係

※ただし、町公民館及び老人福祉センターは、要配慮者を優先に収容する施設とする。

また、避難者自身が避難所運営へ自主的に関与できる体制の整備及び管理責任者（リーダー・副リーダー）に、男女双方を配置するよう努める。

- (2) 被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際には確実に被災者に伝達できるよう活用する媒体に配慮する。また、要配慮者をはじめとする避難者の相談窓口を設置し、支援ニーズの把握に努めるとともに、視聴覚障がい者、外国人等への情報伝達において音声や多言語表示シートの提示等により配慮する。

また、障がい者に対しては、食料や衣服の配布などの生活情報や災害などに関する避難情報が伝達されにくく、周囲の避難者との意思疎通ができず孤立する状況もあることから、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用した情報提供を行う。

- (3) 衛生状態を常に良好に保つとともに、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底することとし、避難所内の十分な換気に努める。また、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 生活不活発病や口腔衛生状態の悪化による誤嚥性肺炎などの予防に努めるとともに、避難者の健康状態を充分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。また、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
- (5) 避難者やボランティア等に対する熱中症対策を十分に行う。
- (6) 食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。
- (7) 小山警察署と十分連携を図りながら巡回を行う。
- (8) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の更衣室や授乳室、物干し場の設置、避難所における女性や子どもに対する暴力防止と安全性の確保、相談窓口の設置等、女性や子育て家庭のニーズへの対応に努める。
- なお、女性専用相談窓口の開設・運営に当たっては、とちぎ男女共同参画センターなどを積極的に活用する。
- (9) 通信事業者の協力を得て、非常用固定電話やインターネット等の通信施設を設置する。
- (10) 必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として渡り廊下、駐輪場、車庫等雨が避けられる屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させるよう努める。
- (11) 安否情報システムを使用するときは、県にシステムを使用する旨を報告した上で、速やかに町役場本庁舎と避難所との連携体制を確立する。
- (12) 配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害

を受ける恐れのある者が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報管理を徹底する。

(13) 避難所ごとに町職員を派遣、駐在させる。駐在した町職員は、次の帳簿等を備え、整理保存する。

- ア 避難所収容台帳（様式第1号）
- イ 避難所用物品受払簿（様式第2号）
- ウ 避難所設置及び収容状況（様式第3号）
- エ 避難所設置に要した支払証拠書類
- オ 避難所設置に要した物品受払証拠書類

第4 学校の避難対策

学校における避難は、次の事項に留意する。

- 1 校長は、災害が予想される場合は、臨時休校、一斉早退、教職員の引率による集団登下校等状況を的確に判断し、連絡網により保護者へ連絡する等適切な処置を行う。
- 2 校長は、児童生徒の登下校に危険のおそれがある場合は、その状況に応じて必要な処置をとる。
- 3 危急の場合、やむを得ず校舎内に待避させる場合は、諸般の状況を判断し、危険のおそれのある場所を避けるとともに、できるだけ分散隊形をとるようにする。

なお、この場合各集団に必ず教職員を配置する。

第5 要配慮者への生活支援

- 1 要配慮者への日常生活の支援

町は、被災した要配慮者の避難所生活や在宅生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルク、哺乳びん、おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の派遣など、円滑な生活支援を行う。また、必要に応じて関係機関（県看護協会等）へ看護職員等の派遣について協力を要請するなど避難所での要配慮者の健康状態の把握に努める。

- 2 被災児童等への対策

町は、被災により生じた要保護児童や要援護高齢者等の発見と把握に努め、親族への引き渡しや福祉施設への受入等の保護を行う。

また、被災によりダメージを受けた児童、高齢者等について、各種相談所、避難所等においてメンタルヘルスケアを実施する。

- 3 外国人への対策

町は、被災した外国人に対して、（公財）栃木県国際交流協会等との連携のもと、カウンセリングを実施し、生活再建や安全確保等に関する適切な指導、助言をする。

第6 こころのケア対策

町及び県は、被災者が被災により生じたこころの不調について早期対応ができるよう、各種相談所、避難所等において災害時期に応じた取り組みを行う。

第7 避難所外避難者への支援

避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択し、避難場所が自然発生することから、車中泊避難者や指定避難所以外の避難者に対しても、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難所への移送など必要な支援に努める。

また、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。

- 1 避難所外避難者の把握

町は、指定した避難所以外の場所に避難した被災者（以下、「避難所外避難者」という。）の避難状況の把握に努める。また県は町に対し、助言等による支援を行う。

- 2 必要な支援の実施

町は、避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難場所への移送など必要な支援を行う。

第8 広域避難

1 町域を越えた避難等

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、町のみでは十分な避難者収容ができないときは、「災害時における市町相互応援に関する協定」により、県内他市町に応援を要請する。また、必要に応じて、災害協定を締結している県外市町に応援を要請する。

2 広域一時滞在対策

町は、町域で災害が発生し、被災した町民の生命・身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合で、他の市町の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があるときは、その被災した町民の受入れについて、他の市町に協議することができる。町が被災市町から協議を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れなければならない。

また、町は、県と協議を行い、被災した町民について県外における一時的な滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があるときは、県に対し、その滞在先の都道府県と被災町民の受入れについて協議することを求めることができる。

3 費用負担

(1) 原則

被災した地方公共団体が負担する。

(2) 災害救助法適用時

ア 広域一時滞在実施時

県の責任で救助がなされ、当該救助に伴う費用を負担する。

イ 県外一時滞在実施時

被災した都道府県が費用を負担するものとなり、受け入れた都道府県から被災した都道府県に対し救助に要した費用を求償する。

第9 帰宅困難者対策

1 避難所への誘導

鉄道事業者は、大規模災害が発生したときは、帰宅困難者を一時滞留可能な場所に誘導し、受入れを行う。一時滞留場所への受入れが困難な場合は、事前に調整した手順に従って町に対して帰宅困難者の受入を要請した上で、市町が準備する避難所への誘導を行う。

町は、鉄道事業者と協力して、帰宅困難者を避難所に誘導する。

県は、町及び鉄道事業者に協力するとともに、帰宅困難者が多数発生して避難所への移動が困難であると認めるときは、(社)栃木県バス協会に帰宅困難者の輸送を依頼する。また、通信障害等により町と鉄道事業者との連絡手段が確保できない場合は、防災行政ネットワーク等を活用して仲介を行う。

2 避難所での対応

町は、帰宅困難者が帰宅可能な状況になるまでの間、避難所及び食料や水、毛布等の物資等を提供すると同時に、必要に応じて第4に掲げる避難所の設置・運営に係る対応を行う。併せて、交通機関の復旧状況や、代替輸送に関する情報、交通規制に関する情報の提供に努める。

県は、町が行う帰宅困難者対策を支援する。

県警察は、交通規制に関する情報その他必要となる情報を市町に提供する。

鉄道事業者は、自己の施設の運行や復旧、代替輸送、その他必要となる情報を市町に提供する。

第10 県外避難者の受入れ

1 初動対応

町は、大規模震災の発生等により県外の住民が避難してきた場合は、その状況を速やかに県に報告するとともに、原則として第3の1に準じて避難所を開設する等、その受入に努める。

県は、自県民の被災状況を考慮において、大規模災害の発生等により県域を越えた避難者が発生したと認められる場合は、次のとおり対応し、町はこれに協力する。

(1) 受入方針の決定

県は、国や避難元自治体等から、避難が発生した原因、避難規模等必要な情報収集を行い、併せて、災害対策本部に当該自治体の連絡員を受け入れる等避難元自治体と必要な連携を図った上で、市町と調整の上、県外避難者を収容する施設（以下「県外広域避難所」という。）の設置や運営方針等、県外避難者の受入方針を決定する。

(2) 避難所の設置

県は、あらかじめ選定してある県有施設に県外広域避難所を設置する。

町は、県からの要請に基づき、避難所の中から選定して県外広域避難所を設置する。

(3) 避難所の運営

町は、原則として第3に準じて県外広域避難所の運営を行う。

県は、原則として町が行う県外広域避難所の運営を支援する。

(4) 総合案内所の設置

県は、必要に応じて、県外避難者等外部からの避難所に関する問い合わせに備えて庁内又は現地付近の道の駅等に総合案内所を設置し、次の業務を行う。

ア テレビ、ラジオ等を活用した総合案内所についての一般周知

イ 県内において県外避難者が受入れ可能である避難所に関する情報の整理

ウ 県外避難者の受入れに関する問い合わせへの対応

エ 県外広域避難所に関する情報提供

オ その他必要と認められる措置

(5) 避難環境の整備

県は、災害等の状況に応じて、市町及び関係機関と調整の上で、発災からの事態の経過に応じて次に掲げる避難環境の整備を行う。

ア 県営住宅、市町営住宅

イ ホテル、旅館等

ウ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む）

エ 雇用促進住宅その他国有施設

2 避難者の支援

(1) 県外避難者情報の収集

県は、避難生活が長期にわたる場合は、避難者の支援に資するため必要に応じて県外避難者に関する情報を収集し、避難元自治体に提供する。

(2) 県外避難者への総合的な支援

町及び県は、自主防災組織、地域自治組織、ボランティア、町社会福祉協議会等と協力して、第3から第7に準じた県外避難者の支援に努めるものとする。

(3) 県外避難者への情報提供

県は、避難元自治体と連携して、避難元自治体に関する情報等の県外避難者への提供に努めるものとする。

(4) 県外避難者の地域コミュニティの形成支援

町及び県は、社会福祉協議会やボランティア、NPO等の協力により、県外避難者の見守りや交流サロンの設置等、避難者同士や本県の避難先地域とのコミュニティの形成の支援や孤立防止対策に努める。

第11 被災者台帳の作成

町は、被災者に対する支援漏れを防止し、公平な支援を効率的に実施するために、災害対策基本法の規定により、個々の被災者の被害の状況や、支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成するよう努めるものとする。

第6節 救急・救助・消火活動

〔総務部、災害救助部、消防水防部〕

関係機関が連携して被災者の救急・救助活動を行う。また、災害時における消防活動の迅速かつ適切な実施のため、活動体制の整備、応援協力体制の確立その他活動の実施に必要な対策を講じる。

第1 消防本部の活動

消防本部は、関係機関と密接な連携の下、「警防計画」に基づき、効果的な消防活動を実施する。

第2 消防団の活動

1 消防団員の招集

(1) 非常招集

震災が発生し、大規模な火災が発生した場合、消防団員の非常招集を実施する。

団員については、分団長から電話等により伝達する。

団員は、招集がなくとも震災による火災が発生したと認知したときは直ちに出勤しなければならない。

(2) 招集集結場所

団員は、各分団の機械器具置場に集結する。

2 災害地への動員

(1) 動員方法

消防団長は、団員を災害地に被害の規模に応じて動員するよう指示する。

(2) 伝達の方法

災害発生との連絡は、電話メール、防災行政無線等により行う。

(3) 輸送方法

あらかじめ招集した集結場所から災害地への輸送は、消防車両及び町災害対策本部に要請し、調達を受けた車両により実施する。

3 火災防御

(1) 出火防止及び初期消火

震災と同時に居住地付近の町民に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は町民を督励して初期消火の徹底を図る。

(2) 危険物火災防御

消防法に定める危険物は、引火性又は発火性を有し、時には爆発する危険があるため、対象物ごとに消防計画を定め、設備等については関係法令に定める保安基準により、位置、構造、設備をはじめ取扱いの規制を行い、二次災害による火災予防の万全を図るとともに非常災害に対応できる態勢を確立する。

(3) 火災拡大後の措置

火災の拡大により防圧困難なときは、各隊の防御相当面、現場の状況及び水利状況を考慮し、団の移動集結を行い、防御線の確立を図るとともに次の措置を講ずる。

ア 災害通信計画に基づく関係機関への連絡

イ 後続応援隊の誘導

ウ 飛火警戒体制の確立

エ 町民に対する避難誘導

オ 必要に応じた破壊消防

第3 防火管理者の消防活動

町は、学校、病院、工場、興行場、社会福祉施設等の防火管理者に対し、消防計画の作成や、当該計画に基づく消火、通報及び避難の実施、消防の用に供する設備等の点検、整備等を指示し、

迅速かつ効果的な消防活動が確保できるよう努める。

第4 消防相互応援等

1 消防相互応援

一つの消防機関では対応できないような大規模な災害が発生した場合、相互応援を実施する。

(1) 「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援

県内全消防本部による「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた「栃木県広域消防応援等計画」所定の手続きにより要請、出動する。

(2) その他の協定

市町間で個別に結んでいる協定に基づき相互応援を実施する。

2 緊急消防援助隊の応援要請

県内の消防力では対処できないような大規模な災害が発生した場合、県は、消防組織法第44条第1項の規定により、国(総務省消防庁)に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

3 自衛隊の派遣要請依頼

町長は、必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

自衛隊の派遣要請の依頼については、本章第3節「自治体・消防等における相互応援協力・派遣要請」の第2に定めるところによる。

第5 大規模火災対策

1 大規模特殊火災

危険物施設や大規模な工場火災が発生した場合、消防機関は、高所放水車等特殊車両による大量放水や、化学消火剤を使用した大量泡放射等の消火活動により火災の拡大防止に努める。

また、鎮火までに多大な時間と消防力を要するため、広域応援等により消防力を充実させ、継続放水や定期的な監視等適切な消火活動に努める。

2 古タイヤ火災の消火活動

大量に放置された古タイヤ堆積場で火災が発生した場合、消防機関は、重機等の使用による可燃物の除去、化学消火剤の使用、覆土等迅速な消火活動により火災拡大の防止に努める。また、鎮火まで長期間を要することがあることから、その間は、定期的な巡視、地中温度測定及び適切な消火活動に努める。

第6 林野火災対策

1 迅速な消火活動

消防機関は、消防ポンプによる消火活動のほか、水のう付消防ポンプ等を使った人海戦術による消火、県消防防災ヘリコプター等の要請による空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。

また、延焼阻止が困難と判断されるときは、森林所有者等と調整し、森林を伐採し臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

2 現地指揮本部の開設

消防機関は、火災の規模が大きく、総員出動が必要な場合や関係機関との調整が必要となる場合には、現場近くに現地指揮本部を開設し、関係機関と連携し、延焼方向、地域の町民・施設等への被害の発生状況、危険性等を十分把握し、効果的な消火活動を行う。

3 消防団の活動

消防団は、消火活動を実施し、飛び火による延焼を警戒するなど火災の拡大防止に努め、火勢の状況等により必要な場合は、地域の町民等を安全な場所に避難誘導する。

また、消防隊の到着後は、当該消防隊への情報提供と火点誘導を行い、消防隊と協力して消火活動にあたる。

4 空中消火活動の実施

町は、県と十分協議の上、ヘリコプター離発着場の決定や空中消火用資機材の確保等円滑な消火活動の実施に努める。

第7 町民及び自主防災組織の活動

地震災害時の交通路の遮断や、同時多発する救急・救助要請等により、消防機関（消防署・消防団）等の現場到着の遅れに対処するため、自主防災組織や地域の町民は、関係機関と協力して、次のとおり救急・救助活動を実施する。

1 救助活動の実施

(1) 関係機関への通報

災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した者は、直ちに消防本部等の関係機関に通報する。

(2) 初期救急・救助活動の実施

災害現場において要救助者・負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救出活動を行うとともに、負傷者の保護にあたる。

また、自主防災組織は直ちに活動を開始し、通行人等とも協力し、救助及び負傷者の保護にあたる。

(3) 消防機関等への協力

初期救急・救助活動の実施にあたっては、消防機関等からの求めに応じて、可能な限りこれに協力する。

2 消火活動

(1) 火災予防措置

緊急地震速報をみたとき、又は大きな地震を感じた場合、各家庭では、火災の発生を防止するため、使用中の火気を直ちに遮断するとともに、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの前バルブ等を閉止し、電気ブレーカーを遮断する。

自主防災組織は、各家庭等におけるガス栓の閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。

(2) 火災が発生した場合の措置

ア 火災が発生した家庭の措置

- ① 近隣に火災が発生した旨を大声で知らせる。
- ② 消防機関に通報する。
- ③ 消火器、くみ置き水等で消火活動を行う。

イ 自主防災組織等の措置

自主防災組織は、近隣町民に知らせるとともに、消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。消防機関（消防署・消防団）が到着したときは消防機関の指示に従う。

第8 事業所の活動

1 火災予防措置

火気の消火及びプロパンガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物・劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な火災防止措置を講じる。

2 火災が発生した場合の措置

(1) 防災管理者又は防火管理者の指揮により、自衛消防隊等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

(2) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

3 二次災害防止措置

高圧ガス、火薬類、石油類、毒物・劇物等を取り扱う事業所において異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講じる。

- (1) 周辺地域の居住者等に対し、避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。
- (2) 県警察又は最寄りの防災関係機関にかけつける等の可能な手段により直ちに通報する。
- (3) 立入禁止等の適切な措置を講じる。

第9 町及び消防機関の活動

1 救急・救助活動

町及び消防機関（消防署・消防団）は、県警察等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、次により迅速かつ適切な救急・救助活動を実施する。

なお、大規模災害発生時は、要救助者及び傷病者が同時に多数発生する事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域の町民、通行人等現場付近に居合わせた者の協力を得るなどして、効率的な救助活動に努める。

- (1) 町は、直ちに小山地区医師会等と協力して救護所を開設し、傷病者等の救護にあたる。
- (2) 多数の負傷者が発生した場合は、医師、救急隊員等はトリアージを行い、重傷者から搬送する。なお特に重篤な負傷者については、ドクターヘリによる搬送を要請する。
- (3) 重傷者等の病院への搬送が必要な場合は、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

2 消火活動

(1) 火災発生状況の把握

大きな地震が発生した場合、消防機関は、管内の消火活動に関する次の情報を収集し、野木町災害対策本部及び小山警察署と相互に連絡を行う。

- ア 延焼火災の状況
- イ 自主防災組織の活動状況
- ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利の活用可能状況

(2) 消火活動の留意事項

地震による火災が発生した場合、消防機関は、火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消火活動を行う。

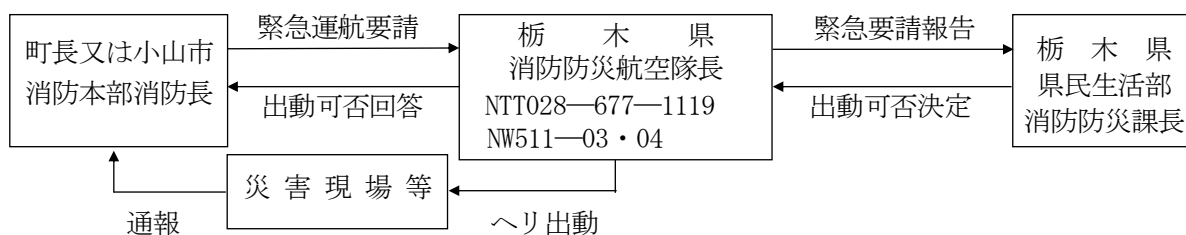
- ア 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。
- イ 多数の延焼火災が発生している地区については、町民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等町民の安全確保を最優先に行う。
- ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、火災警戒区域を設定し、町民の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
- エ 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路、防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- オ 自主防災組織が実施する消火活動と連携するとともに、指導に努める。

第10 県消防防災ヘリコプターの活用

1 県消防防災ヘリコプター緊急運航の要請

災害等が発生し、地域、地域の町民の生命、身体及び財産を保護するために差し迫った必要性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がない場合は、町長又は小山市消防本部消防長は、県に対し県消防防災ヘリコプターの緊急運航を要請する。

県消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー



2 緊急運航要請の内容

県消防防災ヘリコプターは、関係法令のほか、「栃木県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」、「栃木県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に定めるところにより緊急運航する。

第7節 医療救護活動

[災害救助部]

関係機関が連携を図り、迅速かつ的確に医療救護・助産活動を実施する。

第1 実施体制

町は、被災者に対する医療助産を実施するとともに、医療救護班を編成・出動し、災害の状況により地元医師会に出動を要請する。また、町のみでは対応が十分でない場合は、県及び関係機関に協力を要請する。

第2 医療救護班の編成

(1) 医療の万全を期するため、医療機関の協力を得て、医療救護班を編成する。医療救護班の編成は、概ね次のとおりとする。

医療救護班の 編成基準	医 師	1 名
	看護師（保健師）	2 名
	事務職員	1 名

(2) 町医師団、県南健康福祉センター、消防署等との緊密な連絡を図る。

第3 救護所の設置

医療救護班が出動したときは、直ちに救護所を開設して傷病者を収容治療する。救護所の設置場所は、病院、小中学校等として、状況によっては天幕をもって救護所を設置する。

なお、救護所を設置したときは、その旨標識等により周知する。

第4 実施方法

- (1) 医療及び助産は、医療救護班により行う。
- (2) 町の救護班で間に合わない場合は県に医療救護班の派遣を要請するとともに、救護班が到着するまでに急迫した事態があり、早急に医療を施さなければならない場合は患者を最寄りの診療機関に移送し、その協力を得て医療を実施する。
- (3) 災害時における被災者のうち、妊産婦、乳幼児、高齢者等の要配慮者に対しては、特に留意する。
- (4) 関係機関団体の実施すべき業務は別表のとおりとする。

第5 整備保存すべき記録等

- 1 医療を実施した場合
 - (1) 医療救護班診療記録（様式第18号）
 - (2) 医療救護班医療品・衛生材料使用簿（様式第19号）
 - (3) 医療救護班の編成及び活動記録（様式第20号）
 - (4) 医療品・衛生材料受払簿（様式第21号）
 - (5) 病院・診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類（様式第22号）
 - (6) 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類
- 2 助産を実施した場合
 - (1) 助産台帳（様式第23号）
 - (2) 助産関係支出証拠書類

第6 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の医療及び助産の給付の実施基準は、災害救助法施行細則による。

第7 災害救助法が適用されない場合

- 1 災害時における医療体制

(1) 関係機関団体の実施すべき業務

町、消防本部、医師団等の関係機関、並びに団体の実施すべき事前措置及び応急措置は別表「災害時における医療活動分担表」とおりとする。

各機関及び団体の責任者は、相互連絡・協議を緊密にし、統制の取れた迅速かつ的確な活動が行われるよう積極的に協力する。

(2) 指令及び通報

関係機関及び団体の事務担当者は、事前に通信先及び通信方法を確認しておく。

(3) 費用の支弁

災害救助法の規定を準用して相当額を支弁する。この場合の支弁者は町とし、必要な場合には、県、事故発生の責任を負う企業体その他の関係者が所要の費用の全部又は一部を補助し、あるいは負担する。

別表

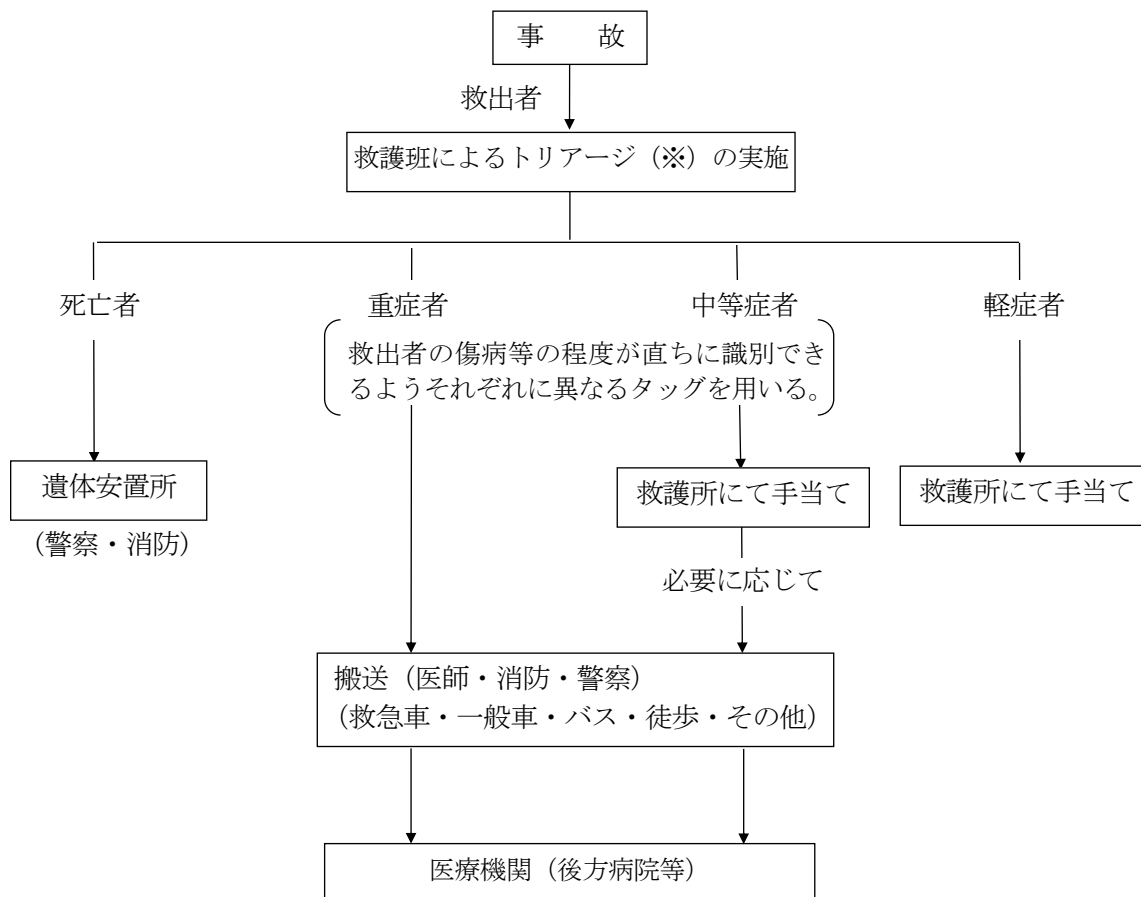
災害時における医療活動分担表

機 関 名	事 前 措 置	通 報 ・ 出 動 要 請 体 制	現 地 救 急 体 制	傷 病 者 搬 送 収 容 体 制	事 後 措 置
野 木 町	<p>1 野木町防災会議の中に医療部会を設置し、その意見を聴いて災害時における医療に関する地域防災計画を策定する。</p> <p>2 前記防災計画に基づき、関係機関と事前協議、医薬品・医療器材の備蓄及び定期総合訓練を行う。</p> <p>3 災害事前情報の収集及び一般への広報活動を行う。</p> <p>4 救護所の設置場所について関係医療機関と連携し、あらかじめ救護所にあてべき建物を調査し、その名簿を備えておく。</p>	<p>1 災害又は事故の発生を、発見者又は消防本部、警察署等から通報を受けた場合は直ちに職員を現地に派遣し、その状況(規模及び内容)を把握する。</p> <p>2 地元医師会長に救護班の出動(又は追加出動)を要請する(消防本部又は警察署が緊急措置として最寄り医療機関の出動を要請し、その旨報告があった場合は、そのことを申し添えて要請する)。</p> <p>3 消防本部及び役場職員による救出班を編成し、現場に派遣する。</p> <p>4 県南健康福祉センター、県その他関係機関に対し災害発生を通報し、必要な場合には応援を要請する。</p> <p>5 救護活動全般の連絡及び指揮にあたる。</p>	<p>1 警察署その他関係機関に要請し、現場と町役場間の通信網の確保を図る。</p> <p>2 災害状況に応じ、現地医療指揮者及び現地総括者を指名し、現場に派遣する。</p> <p>3 災害状況に応じ、現地付近に救護所を設置し、必要な器材を補給する。</p> <p>4 現場からの状況報告に応じ、小山地区医師会長、隣接市町村長、県、県医師会長等に対し、救護班等の町域外からの応援出動を要請する。</p> <p>5 医薬品、医療器材その他必要資材等の確保、現場への補給にあたる。</p> <p>6 必要な場合、現場の給水、現場活動要員に対する給食等の措置をとる。</p>	<p>1 現地医療指揮者からの報告に基づき、患者受入医療機関の選定、当該医療機関への待機指示等を郡市医師会長と協議して行う。</p> <p>2 緊急度に応じて消防防災ヘリコプターや救急車の出動要請を行う。 また、必要に応じ、医療機関の緊急自動車や民間所有車両の借上配車等を行う。</p> <p>3 必要に応じ、県医師会長に対し、町以外の医療機関の選定、患者受入待機等を要請する。</p>	<p>1 災害、事故の状況、関係機関の活動状況等を調査記録し県その他関係機関へ報告する。</p> <p>2 救助・救護活動に要した経費を活動者に対し支弁する。</p> <p>3 必要な場合は、活動所要経費の全部又は一部について県、国その他の関係者に補助(又は負担)を求める。</p> <p>4 現場の事後整理を行う。</p>

<p>小山市消防本部</p>	<p>1 野木町地域防災計画に基づき、必要な活動計画の策定をしておく。 2 必要器材等の確保及び整備を図っておく。 3 職員に対する教育及び訓練を随時実施しておく。</p>	<p>1 災害又は事故の発生を発見者から通報を受けたときは、町長に報告し、併せて警察署に連絡する。 2 町長の命令により、救出班を現場に派遣する。災害状況に応じ、消防団及び地域町民に応援を求める。 3 必要に応じ、緊急措置として最寄り医療機関の出動を要請し、その旨を町長に報告する。</p>	<p>1 傷病者の救出及び現地救護所までの搬送にあたる。 2 現地総括者の指示を受け、必要な場合、他部門の応援を行う。</p>	<p>1 現地総括者や現地医療指揮者の要請に基づき、救護所の傷病者を医療機関に搬送する。 2 救急車その他の車両の確保、配車にあたる。 3 傷病者搬送先については、現地医療指揮者の指示に従う。</p>	<p>1 活動の結果を関係機関に報告する。</p>
<p>小山警察署</p>	<p>1 災害発生時に対処する警備計画の策定と訓練の実施に努める。 2 警察通信網（有線・無線電話）の整備に努める。 3 災害事前情報の収集、関係方面への連絡及び広報の実施に努める。</p>	<p>1 災害又は事故の発生を発見者から通報を受けたときは、町及び消防本部に連絡するとともに、県警察本部に報告する。 2 必要に応じ、緊急措置として最寄り医療機関の出動を要請し、その旨を町長に報告する。 3 災害状況に応じ、県警察本部に応援を要請する。</p>	<p>1 警備班を編成して現場に派遣し、町及び消防本部に協力して傷病者の救出、現場及び付近の警戒警備、交通整理、交通の制限禁止、町民の避難指導、行方不明者の捜索、死体検視、町民保護のための警戒警備、犯罪の予防と捜査検挙、情報収集並びに民心安定の広報活動を行う。 2 町長の要請に応じ、現場と町役場間の通信網の確保を図る。</p>	<p>1 必要に応じ、町長の要請に応じ、傷病者搬送のための車両の提供、確保等に協力する。</p>	<p>1 上級機関への報告を行う。 2 関係機関への連絡通報を行う。</p>
<p>県南健康福祉センター</p>	<p>1 災害発生時における活動計画を策定し、訓練を行う。 2 管内関係機関と連絡及び調整を行う。</p>	<p>1 町から災害等発生の通報を受けたときには、必要に応じて職員を派遣し、状況等の調査を行う。 2 県（本庁）に災害状況を適時報告し、町その他の関係機関と連絡及び協議を行う。</p>	<p>1 必要に応じ医療救護支援班を編成する。</p>		<p>1 県への報告を行う。</p>

<p>県</p>	<p>1 関係機関と協議し、災害時活動体制の整備を指導する。 2 総合防災訓練を実施及び指導する。 3 災害事前情報の収集、関係機関への通報及び一般への広報活動を行う。また、下部機関への待機指令を行う。</p>	<p>1 町、健康福祉センター等から災害発生の通報があったときは必要に応じて職員を派遣し、状況を調査する。 2 町、県医師会長、県警察本部その他関係機関と連絡及び協議し、必要な対策を立て、措置を行う。 3 必要な場合は、自衛隊、日赤県支部その他関係機関、隣接県、国に対し応援を要請する。 4 国に災害状況を報告し、必要な協議を行う。</p>	<p>1 下部機関に指令し、必要な現地活動を行わせる。 2 必要に応じ直接、応援隊の派遣、補給資材の送付並びに現地活動に対する指導及び助言を行う。 3 町長等の要請に応じ、災害地隣接市町村、消防本部、自衛隊、日赤県支部その他関係機関の応援出動を要請する。</p>	<p>1 町長の要請に応じ、搬送用車両の貸与、斡旋等を行う。 2 町長の要請に応じ、県医師会長に対し町外の医療機関の選定、傷病者受入待機等を要請する。</p>	<p>1 町長その他関係機関との連絡調整を行う。 2 必要に応じ町に対する県費補助等を検討する。 3 国に対する報告を行う。</p>
<p>町医師団</p>	<p>1 県医師会の指導及び町の防災計画に基づき管内に数個班の救護班を編成し、出動計画を策定、普及しておく。 2 医療用器材類を備蓄しておく。 3 傷病者収容医療機関をあらかじめ定めておく。 4 上記結果を県医師会長に報告する。</p>	<p>1 町長の要請に基づき、必要数の救護班の出動を指令する。 2 県医師会長に状況を報告し、必要に応じて応援救護班の派遣要請を行う。</p>	<p>1 災害現場及び現地救護所において傷病者の応急医療に従事する。 2 町長から現地医療指揮者が派遣されたときは、救護班はその指揮のもとに活動する。</p>	<p>1 現地からの報告に基づき、町長と協議し、傷病者搬送体制を確立する。 2 傷病者収容医療機関を選定し、当該医療機関に待機を指令するとともに、現地に医療機関名を指示する。</p>	<p>1 町長、県医師会長に対し、活動結果報告書を提出する。</p>

災害救護活動体系図 (例)



(※) 治療優先者が直ちに判別できるよう、傷病者を傷病の程度に応じ、死亡、重症、中等症、軽症等の数段階にわけ、それぞれ異なる識別標（タグ）を衣服等に貼付すること。

第8節 二次災害防止活動

〔総務部、産業建設部、消防水防部〕

地震発生後の余震、降雨等に伴う二次的な災害を防ぐため、町は、関係機関と連携して、応急対策を実施する。

第1 水害・土砂災害等の二次災害防止

1 水害の防止

町は、地震発生時に河川護岸及び堤防の損壊や橋梁の落橋等によって発生する被害の軽減を図るため、関係機関との協力のもとに警戒活動、広報活動及び応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する。

(1) 水防機関の監視、警戒活動

町水防計画参照 (資料5-2)

(2) 河川管理施設等損壊時の通報処置

災害発生後、堤防の決壊その他の河川管理施設等の損壊、又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、町は、水防法第25条の規定により直ちにその旨を関係機関及び氾濫のおそれのある方向の隣接水防管理団体に通報する。

2 土砂災害の防止

(1) 施設及び土砂災害警戒区域等の点検・応急措置の実施

町、消防機関等は、余震、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、各機関の管理施設や、土砂災害警戒区域等の点検に努める。許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置をするなど、二次災害の防止に努める。

(2) 被災宅地危険度判定の実施

町は、県と連携し、被災宅地危険度判定を実施する。

判定の結果、使用を制限する必要がある場合、町は、当該宅地の管理者又は使用者に十分な説明に努める。

(3) 避難対策

町、消防機関等は、土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害のおそれが高まった場合は、町民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ水害・台風、竜巻等風水害対策編第3章第6節「災害発生時の避難対策」に定めるところにより、警戒区域の設定、避難の指示をする。

第2 建築物・構造物に係る二次災害防止

1 被災建築物応急危険度判定の実施

町は、県と連携し、余震に伴う建築物・構造物等の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定を実施する。

町は、点検の結果、使用を制限する必要がある場合は、当該建築物の管理者及び使用者に十分な説明に努める。

被災者の避難、消火、救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を輸送するため、緊急輸送対策を実施する。

第1 実施体制

被災者等の輸送は、町が行う。県は町からの要請があった場合、又は、町への緊急な支援が必要と判断した場合、町の対策を支援する。

また、町で対処できないときは、他市町又は県に応援を要請する。

第2 輸送の対象

被害の状況、緊急度及び重要度を考慮して、応急活動の段階に応じ次の対象を優先的に緊急輸送する。

1 第1段階 救出救命期

- (1) 救急・救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- (3) 国、県、町等の災害対策に係る人員並びにライフラインの応急対策に必要な人員及び物資
- (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

2 第2段階 避難救援期

- (1) 上記1の続行
- (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (4) 輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資

3 第3段階 応急対策期・復旧復興期

- (1) 上記2の続行
- (2) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (3) 生活必需品

第3 輸送手段の確保

1 自動車による輸送

道路が交通不能の場合以外は、自動車による迅速かつ確実な輸送を行う。そのため自動車の確保を次のとおり行う。

(1) 町有のもの

- ア 総務部が稼働可能数を掌握し、配車する。
- イ 配車については、各部が自動車を必要とするとき、総務部に要請する。

(2) その他のもの

各部からの要請により、町有のものだけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、総務部は、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき応援を要請する。

(3) 県への応援の要請

町は、必要な自動車の確保が困難な場合、県に対し、次の事項を明示し応援を要請する。

- ア 輸送を必要とする人員又は物資の品名及び数量（重量）
- イ 車両等の種類及び台数
- ウ 輸送を必要とする区間及び借上げ期間
- エ 集結場所及び日時
- オ その他必要事項

2 ヘリコプターによる輸送

地上交通が途絶した場合、急を要する場合等、ヘリコプターによる輸送が適切と判断した場合は、県に県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。また、状況により県に自衛隊派遣の要請を依頼する。

第4 緊急輸送について

災害規模の拡大に伴い、県公安委員会は通行の禁止又は制限措置を講ずることがあるため、緊急輸送を行う場合には、次の手続きにより小山警察署又は県災害対策本部（又は危機管理課）から緊急通行車両を証明する標章（以下「標章」という。）及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

1 明示事項

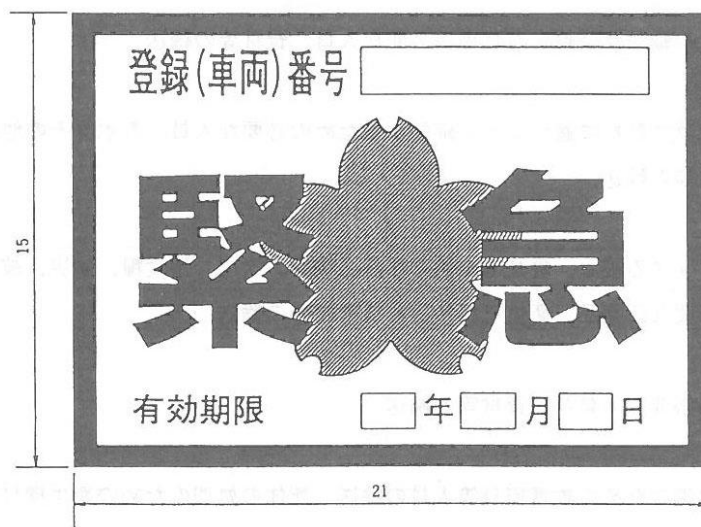
交付を受ける場合は、次の事項を明示した申請書を提出する。

- (1) 番号標に表示されている番号
- (2) 輸送人員又は品名
- (3) 使用者住所及び氏名
- (4) 輸送日時
- (5) 輸送経路
- (6) その他必要な事項

2 掲示箇所

緊急車両の使用者は、標章を当該緊急通行車両の前面の見やすい箇所に掲示するとともに緊急通行車両確認証明書（様式第4号）を携帯する。

緊急通行車両の標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両番号）並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第5 輸送拠点の整備

町は、被災地における救助活動に必要な人員、物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、必要な輸送拠点を確保する。

1 物資集積所の確保

救援物資の集積及び配布の円滑化を図るため、次の施設を救援物資集積場所として確保する。

名 称	所 在 地
野木町武道館	野木町大字丸林 571

2 緊急輸送道路の確保

- (1) 迅速な緊急輸送を実施するため、小山警察署との協議を行う。
- (2) 災害対策上重要な施設を結ぶ道路を中心に緊急輸送道路を定め、業者との連絡体制等を確立し、災害時は優先的に緊急輸送道路から啓開する。

町内の県指定緊急輸送道路は、次のとおりである。

区 分	路 線 名	区 間
第1次緊急輸送道路	国道4号	全 線

第6 整備保存すべき帳簿等

- 1 緊急通行車両確認証明書（様式第4号）
- 2 輸送記録簿（様式第5号）
- 3 燃料及び消耗品受払簿（様式第6号）
- 4 修繕費支払簿（様式第7号）
- 5 輸送費関係支出証拠書類

第10節 物資・資機材等の調達及び供給活動

〔災害救助部、産業建設部〕

被災者、災害応急対策従事者等に対する円滑な食料・飲料水・燃料及び生活必需品の供給を図るため、調達・供給体制を確立する。

第1 基本方針

1 実施体制

町は、被災者、災害応急対策従事者等に対し、必要な物資を調達・供給する。町のみでは実施不可能な場合は、近隣市町、県その他関係機関の応援を要請する。

2 季節への配慮

町は、災害の発生時季、時間の経過とともに変化するニーズを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

3 要配慮者への配慮

町及び県は、難病患者、透析患者、乳幼児、妊産婦、食物アレルギーを有するもの等に配慮した食品や生活必需品の調達に配慮する。

第2 給食

1 供給の対象

町は、次に掲げる者で、食料の供給を必要とする者に対して食料を供給する。

なお、食料の供給に当たっては、要配慮者に配慮した品目選定を行う。

- (1) 炊き出し等による給食を行う必要がある被災者（避難者、被災により炊事ができない者）
- (2) ライフラインの寸断等により食料の供給が受けられない社会福祉施設等の入居者
- (3) 災害地における救助活動、急迫した災害の防止及び応急復旧作業に従事する者

2 食料の調達及び供給

町は、被害の状況等から判断して必要と認めた場合は、次により食料の調達及び供給を行う。

(1) 備蓄食料の供給

町は、計画により町内に備蓄している食料を供給する。

(2) 主要食料の調達

町の備蓄食料で不足する場合は、次により食料の調達を行う。

ア 協定に基づき、NPO 法人コメリ災害対策センターに対し、主要食料の供給を依頼する。

イ 町内卸売業者、小売業者等の保有する米穀の供給を依頼する。

ウ 「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づき、他市町から必要量の米穀の供給を依頼する。

エ 上記ア～ウによって不足する場合、応急食料の配給を県に申請する。

オ 上記ア～エによっても不足する場合や災害救助法が適用された場合は、町は、県に要請して関東農政局栃木県拠点から主要食料の供給を受ける。

なお、町は、県との連絡がつかない場合は、関東農政局栃木県拠点に対し政府保有米の供給を要請することができる。

(3) 副食、調味料等の調達

商工会及び食料販売業者は、町の要請に基づき生鮮野菜、食肉製品、牛乳等の副食、調味料等の供給を行う。

(4) 米飯の炊き出しのための施設は、町内公立学校のうち給食調理場の施設を有する学校の施設を必要により利用する。

(5) 応急食料の配給申請及び必要書類並びに応急食料確保にかかる一切の手続は、次の書類により災害救助部が行う。

ア 災害用応急食料配給申請書（様式第8号）

- イ 政府物品引渡要請書（様式第 9 号）
- ウ 政府物品受領書（様式第 10 号）
- エ 政府物品緊急引取報告書（様式第 11 号）

(6) 要配慮者への配慮

町は、要配慮者へ適切な食料が供給されるよう、要配慮者の把握及び必要な物資の抽出・確保等を行う。

なお、町のみで対応が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。

3 整備保存すべき帳簿等

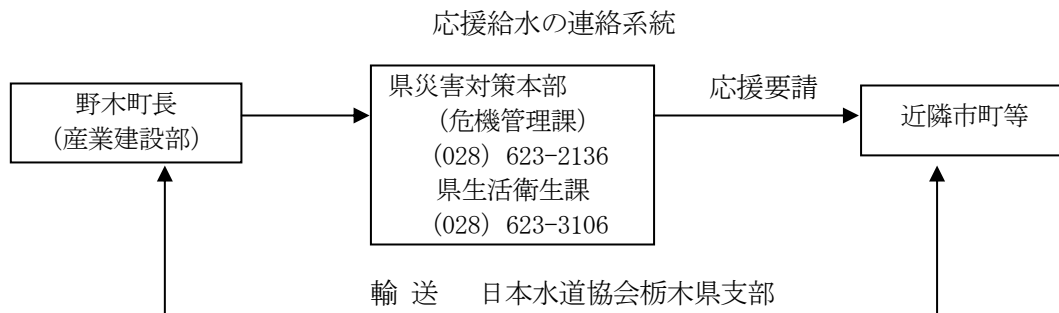
各現場の実施責任者は、次の帳簿等を整理し保存しなければならない。

- (1) 炊き出し受給者名簿
- (2) 食料品現品給与簿（様式第 12 号）
- (3) 炊き出しその他による食品給与物品受払簿（様式第 13 号）
- (4) 炊き出し用物品借用簿（様式第 14 号）
- (5) 炊き出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類
- (6) 炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

第3 給水

1 実施体制

災害発生時に飲料水を得られない者に対して、1人1日3リットルを基準とする。町で対処できないときは、他市町又は県に応援を要請する。



2 実施方法

(1) 飲料水の確保

ア 町は、応急飲料水、水道施設における貯水量の確保に努めるほか、湧水、井戸水、河川水等を浄化処理して飲料水を確保する。

イ プールの管理者は、特別の事情を除き、災害の発生に備えて常にプールに水を溜めておくよう努める。

ウ 町は、災害用浄水機により浄化処理を行う。

エ 町は、物資供給協定締結先に対して、飲料水ペットボトルの供給を依頼する。

(2) 給水活動

ア 町は、給水班を組織して給水活動を行い、水道施設の応急復旧活動を行う。

イ 町は、被災市町から要請があった場合に、可能な限り、応急給水活動を行う。なお、応急給水活動は、日本水道協会栃木県支部（宇都宮市上下水道局）の連絡調整のもと実施する。

(3) 優先給水

給水は、医療機関、給食施設、社会福祉施設等緊急性の高いところから行う。

(4) 応急用飲料水以外の生活用水の供給

町は、生活用水等についても、必要量の範囲内で確保及び供給に努める。

また、個人や企業等の所有する井戸水の活用にも努める。

- (5) 整備保存すべき帳簿等
 - ア 飲料水供給記録簿(様式第15号)
 - イ 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿
 - ウ 飲料水供給のための支払証拠書類

3 資機材及び技術者の確保

- (1) 交通途絶等により、給水が困難となることを想定し、搬送路の確保を検討しておく。
- (2) 給水の早期実施体制確立のため、給水に必要な資機材及び配管工等技術者の確保に努める。
- (3) 応急給水用資機材等の現状は資料編に掲げるとおりである。(資料4-2)

第4 生活必需品等の供給

災害時における生活必需品等の確保及び供給体制を確立して、住宅が被災して生活必需品を喪失するなど、日常生活が困難な被災者に対して円滑な生活必需品等の供給を図る。また、町の物資供給は協定締結先に対して、生活必需品の供給も依頼する。

1 実施体制

町は、被災者に対する生活必需品等の供給を実施する。ただし、町で対処できないときは、他市町又は県に生活必需品の応援を要請する。

2 実施方法

- (1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、現物をもって行う。
- (2) 町は、商店又は農業協同組合、商工会等と協力して、生活必需品の供給を行うものとする。
- (3) 整備保存すべき帳簿等

- ア 物資購入(配分)計画表
- イ 物資受払簿(様式第16号)
- ウ 物資購入関係支払証拠書類
- エ 備蓄物資払出証拠書類
- オ 物資給(貸)与及び受領簿(様式第17号)

3 義援物資の保管及び配分

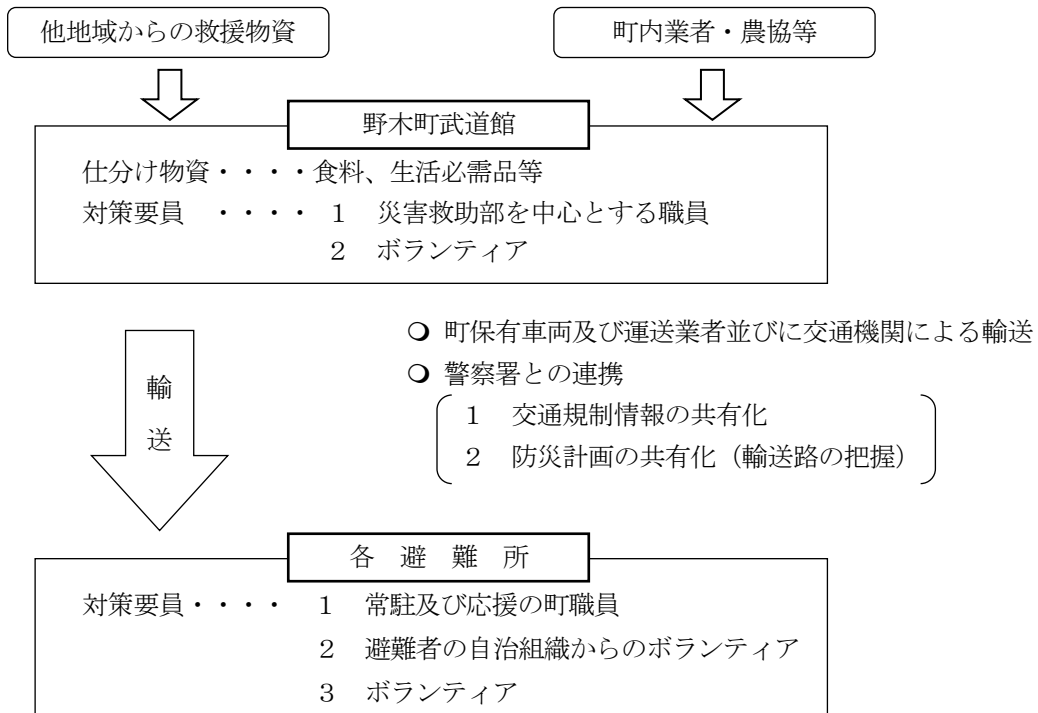
町に送付された被災者に対する義援物資は、県や町の責任において、調達する物資とは実際上も書類上も区別して保管・配分するものとし、その方法について定めておく。

第5 物資の集積場所

救援物資又は町内からの調達による食料、生活必需品等を供給することになるが、その集積場所を次のように定め、職員のほかボランティアの協力により仕分け作業を行うものとする。

名 称	所 在 地
野木町武道館	野木町大字丸林 571

第6 災害時の食料、生活必需品等供給の流れ



被害を受けた農地・農業用施設の応急対策を実施し、早期に営農体制の復旧を目指す。

第1 実施体制

農地・農業用施設等に対する災害応急対策については、町が行う。

第2 農地・農業用施設等の応急対策

1 施設の点検、監視等

(1) 施設の点検及び監視

各施設管理者は、必要に応じ、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検及び監視を行う。

(2) 関係機関等への連絡

各施設管理者は、施設の点検及び監視の結果、危険と認められる場合は、県、町、地域の町民及び関係機関へ適切に連絡する。

(3) 災害未然防止活動

必要に応じ、施設管理者は、頭首工、排水機、水門等の放水などの適切な操作を行う。

また、災害を防止するため必要と認める場合は、あらかじめ必要な事項を町(消防機関を含む)及び警察署に通知するとともに地域の町民に対して周知させる。

2 災害応急復旧対策

(1) 被害状況の把握

町は、関係土地改良区・農協等と連携し、関係施設の被害状況を把握し、下都賀農業振興事務所に報告する。

(2) 応急対策の実施

ア 施設管理者は、関係機関と連携を図り、被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないように、次の応急対策を実施する。

① 発災後の降雨の状況等により、主要な構造物の被害が発生するおそれがある場合は、速やかに県、町等関係機関に連絡するとともに、地域の町民に対して周知を図り、適切な警戒避難体制の整備など二次災害の防止に努める。

② 集落間の連絡農道、基幹農道等の管理者は、避難路及び緊急輸送路となる道路の優先的な障害物除去と応急復旧に努める。また、通行が危険な道路については通行禁止等の措置を講じる。

③ 被災して危険な状態にある箇所については、パトロール要員による巡回及び監視により、危険防止の措置を講じる。

イ 町は、農地・農業用施設等の被害が拡大するおそれがある場合は、関係機関と連携の上、施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。

3 農業共同利用施設

農業共同利用施設の管理者は、各施設の被害状況の把握、報告を行い、関係機関と連携して復旧対策を速やかに実施する。

(1) 施設の点検、監視等

施設管理者は、災害発生のおそれがある場合には、主要構造物等の点検及び監視を行う。

また、施設の点検及び監視の結果、危険と認められる場合は、県、町、地域の町民及び関係機関へ連絡する。

(2) 災害応急対策

施設管理者は、農業共同利用施設の被害状況を把握し、下都賀農業振興事務所に報告する。

第3 農作物に対する応急措置

- (1) 町は、被害の状況、作目等、被害の実態により、農業協同組合及び県に対して技術指導を依頼する。
- (2) 町は、肥料、苗、種子等の応急確保について、農業協同組合、国及び県へ協力を要請し、措置する。

第4 家畜に対する応急措置

- (1) 町は、被災地における病家畜の早期発見に努め、発見した場合、県に報告する。
- (2) 町は、家畜伝染病が発生し、又は発生のおそれがある汚染地域の消毒を実施するとともに、防疫の方法の指導及び防疫薬剤の配布を行い、必要に応じて技術者を緊急派遣し、当該区域内に飼育されている家畜に予防接種を実施する。
- (3) 災害により、飼料の入手が困難となったとき、町は、国及び県に対し放出を依頼するとともに、民間飼料会社の保有分並びに非災害地の農業及び家畜団体等の保有分の融資を受け、必要量を緊急に確保する。
- (4) 死亡獣畜の処理
本章第12節「保健衛生活動」第3を準用する。

被災地における感染症の発生予防・まん延防止、被災者の健康の保護等のため、保健衛生対策、遺体の収容・埋葬及び動物の管理の的確な実施を図る。

第1 保健衛生対策

1 感染症対策

(1) 実施体制

町は、被災地における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力低下等によって生じる感染症対策を実施する。町のみで処理が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。

(2) 実施方法

ア 防疫班の編成

町は、被災地の防疫活動を迅速かつ的確に行うため、防疫班を必要数編成し、避難所、被災家屋等の消毒、ねずみ族・昆虫の駆除等を行う。

イ 県の防疫・保健衛生組織との連携

町は、発生した災害の規模に応じて、県の防疫・保健衛生組織と連携して適切な防疫活動を行う。

(3) 防疫の種別及び方法

ア 検水調査

町は、被災地の井戸について検水を行う。また、必要に応じて、井戸の清掃、消毒等の飲用指導を行う。

イ 疫学調査

町は、避難所のほか浸水地域など、悪条件の地域に対して重点的に疫学調査・健康調査を実施し、患者の早期発見に努める。また、調査の結果、必要があるときは健康診断を行う。

(4) 消毒の実施

ア 消毒方法

町は、次の場所を中心に消毒活動を実施する。また、状況によってねずみ族、昆虫等の駆除を区域及び期間を定めて実施する。

① 浸水家屋、下水溝、ごみ集積所、その他不潔な場所

② 避難所の便所、その他不潔な場所

③ 井戸

イ 防疫用薬剤及び器具の確保

町は、調査・消毒の施行地域、戸数、地理的条件などを勘案して防疫用薬剤及び器具を確保する。

(5) 予防対策の周知・指導

町は、避難所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、チラシによる広報や避難所等の巡回指導により、手洗いやうがいの励行、食器等の洗浄方法、害虫、ねずみ族の駆除等について指導を行う。

(6) 感染症発生時の対応

町は、感染症の患者が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合は、県が実施する、患者への医療及び患者に対する入院勧告等の措置に協力する。また、町民に対し、感染症発生について広報を行う。

2 食品衛生監視

(1) 実施体制

町は、県及び関係団体と協力して避難所等の巡回指導、食品衛生知識の啓発指導など被災地の総合的な食品衛生対策を行う。

(2) 食品衛生監視班の派遣要請

町は、災害時の状況に応じ必要と認めるときは、県に食品衛生監視班の派遣を要請し、被災地営業者、同地区周辺営業者、臨時給食施設（避難所その他の炊き出し施設）に対する衛生的な食品の供給に関する指導を求める。

(3) 避難所、被災町民に対する衛生指導

町は、県の協力を得て、避難所等の食品管理等の状況把握に努めるとともに、避難所、被災地でのチラシ配布等により衛生指導を行う。

ア 手洗いの励行

イ 個人の備蓄食についての品質、保存期限等の確認

ウ 配布された弁当等についての品質・表示事項の確認

エ 抵抗力の弱い幼児・高齢者等に対する低リスク食品の選択

オ 使い捨て食器の使用、消毒薬による器具の消毒

カ 飲料水の衛生的取扱い

キ 食品残渣、汚水等の廃棄場所の衛生確保

(4) 被災地周辺営業施設及び臨時給食施設の指導

町は、県及び食品衛生協会等関係機関と密接な連携をとって、施設の実態を把握し、被害・稼働状況に応じた施設管理、加熱調理等食品の衛生的取扱いについて指導の徹底を行う。

3 保健対策（健康管理活動）

(1) 健康管理

ア 健康調査、健康相談の実施

町は、県の協力を得て被災者の健康調査を実施するとともに、避難所等を巡回するなどして次の健康相談等を実施する。また、健康不安の解消及び疾病の予防と早期発見を図り、医療機関への受診勧奨を行う。

① 在宅高齢者やひとり暮らしの高齢者等の安否確認

② 避難所での巡回健康相談

③ 対象者へのケアの提供

④ 感染予防、健康教育の実施

⑤ 保健・福祉・医療情報の提供 など

イ 要配慮者等の健康状況の把握

① 救護班や民生委員・児童委員、介護支援専門員等と協力の上、要配慮者、在宅療養患者等の健康状況を確認し、必要な介護、医療が受けられよう対処する。

② 県や関係機関の協力を得て、妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、難病患者、透析患者、糖尿病等で食事療法が必要な者について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を実施する。

③ 高齢者や障がい者、子どもなど要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

ウ 巡回保健指導の実施

避難所や被災家屋を巡回して、被災者の健康状態や食料の供給状況等を把握しながら、巡回保健指導を実施する。

(2) 生活不活発病の予防

被災高齢者においては、避難生活の長期化等により、歩行をはじめとする活動（生活行為）が低下し、生活不活発病（廃用症候群）が発生する。

そのため、町は、パンフレットの配布等を通じて、高齢者等の介護者や保健・医療・福祉介護専門職、ボランティアへの理解促進を図り、生活機能低下、特に生活不活発病の早期発見及び予防・改善に努める。

(3) こころのケア対策

町は次の措置を講ずる。

ア 県と協力して、被災者の精神状態の把握に努めるとともに、被災者の心理的な安定を図るため、県に対し精神医学、臨床心理学等の専門家の派遣等を要請する。

イ 避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減対策を実施する。

ウ 避難所に遊び場を確保するなど、ボランティア等の協力を得ながら幼児や児童の保育対策並びにこころのケア対策を実施する。

エ こころのケアや PTSD（心的外傷後ストレス障害）に対するパンフレットを被災者の配布するなどして、こころのケアに対する正しい知識の普及を図る。また、避難所の閉鎖後も継続してこころのケア対策を実施する。

(4) 栄養指導

町は、避難生活が長期化した場合、県及び関係機関の協力を得て、被災者に対する健康維持のための栄養相談を実施するとともに、避難所等において炊き出しを行うボランティア団体等の給食担当者に対して適切な栄養指導を行う。また町は、食料の供給にあたり、被災者全般の食事について、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、疾病上の食事制限者、要配慮者に対する配慮等、質の確保について配慮を行う。

4 ペット動物の保護対策

町は、避難所にペットを同伴してきた避難者がいた場合は、次の措置を行い、避難所の衛生環境の維持に努める。

(1) 避難所において、飼養者に同伴したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生を維持する。

(2) 必要に応じて、屋外にペットの飼育スペースを設けるなどして、居住部分へのペットの持ち込みを禁止する。

(3) ペット飼育場所や飼育ルールを掲示し、避難者への周知を徹底する。

(4) 身体障害者補助犬法（平成 14 年法律 49 号）に基づく「身体障害補助犬」（盲導犬、聴導犬、介助犬）については同伴・使用を容認する。

第 2 遺体取扱対策

1 遺体の搜索

(1) 実施体制

災害により、行方不明の状態でも周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索は、原則として町が県警察、消防機関、自主防災組織等の関係機関の協力のもとに実施する。

(2) 実施方法

町だけでは対応が困難である場合、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に応援要請を行うとともに、県に、自衛隊に対する応援要請を行うよう依頼する。

2 遺体の処置、収容及び検案（検視）

(1) 実施体制

災害の際に死亡した者の遺体の処置等について、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、原則として町が、県、県警察、日本赤十字社栃木県支部及び医療機関等関係機関の協力のもとに実施する。

(2) 実施方法

遺体の処置、収容及び検案（検視）にあたっては、衛生状態、遺体の尊厳の確保等に十分に

配慮する。

ア 地元医師団や日本赤十字社栃木県支部の協力を得て、適切な遺体の処置及び検案を実施する。

イ 遺体が多数の場合は公共施設等を遺体収容所として開設する。また、遺体の保存に十分な量のドライアイス、棺等の確保に努める。

ウ 捜索により発見された遺体について、県警察等関係機関と協力し、遺体収容所へ搬送する。

3 遺体の埋葬等

(1) 実施体制

災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため埋葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がいない場合には、原則として町が遺体の応急的な埋葬を行う。町での対応が困難な場合、県が広域的な火葬が行われるように調整する。

(2) 埋葬の実施方法

ア 民間事業者の協力を得て、棺、骨つぼ等の確保に努める。

イ 災害発生により火葬場が不足した場合には、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に火葬場の提供及びあっせんを求める。

ウ 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者がわかり次第、引き継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、墓地に埋葬する。

エ 遺体を土中に葬る場合は、公営墓地の中に所要の地積を確保する。

4 整備保存すべき帳簿等

(1) 遺体の捜索

ア 遺体捜索状況記録簿（様式第 24 号）

イ 遺体捜索用機械器具燃料受払簿（様式第 25 号）

ウ 遺体捜索用機械器具修繕簿（様式第 26 号）

エ 遺体捜索用関係支出証拠書類

(2) 遺体処理

ア 遺体処理台帳（様式第 27 号）

イ 遺体処理費支出関係証拠書類

(3) 埋葬

ア 埋葬台帳（様式第 28 号）

イ 埋葬費支出関係証拠書類

第3 動物取扱対策

1 動物保護管理対策

(1) 実施体制

町は、飼い主責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物の救護等の対策を講じるため、県、宇都宮市保健所、獣医師会で構成する動物救護の体制により、関係機関・団体の協力を得て、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助及び搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受入に関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。

(2) 実施方法

ア 動物の被災状況等について、県と連携して情報を収集する。

イ 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。

ウ 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。

エ 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理台帳の活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話や FAX を基本とする

が、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。

オ 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。

カ 実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。

キ 動物愛護推進員が実施する対策

(ア) 災害時における町や県等の関係機関が行う動物の適正な飼養及び保管に関する飼い主への支援活動に協力する。

ク 飼い主が実施する対策

(ア) 飼い主は、被災により一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっては、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

(イ) 飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせるなどの訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。

2 死亡獣畜の処理

(1) 実施体制

被災地における死亡獣畜の処理が広範囲にわたり、かつ公衆衛生及び家畜防疫上必要がある場合、町が行う。

(2) 実施方法

ア 流出・死亡獣畜の保護回収等適切な措置を行う。

イ 死亡獣畜取扱場で処理を行うほか、状況に応じて原則、県知事の許可を受けて次のように処理する。

① 移動し得る死亡獣畜については、人家、飲料水、河川及び道路に近接せず、日常、人や家畜が近接しない場所に集めて、公衆衛生上適切な方法で、埋却又は焼却処理を行う。

② 移動し難いものについては、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、その場で個々に埋却又は焼却処理を行う。

被災町民の生活の確保と緊急輸送道路等の交通の確保を図るため、道路等に堆積した土砂などの障害物除去対策を行う。

第1 住居内障害物の除去

町は、町民に対し、家屋等に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、原則として所有者・管理者が実施することについて周知及び啓発をする。ただし、家屋等の障害物の除去は、災害救助法が適用された場合は同法の対象範囲内で町が支援する。

避難行動要支援者の世帯等については必要に応じ近隣町民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。また、必要に応じて災害協定先及びボランティアの協力を求める。

第2 河川の障害物の除去

河川の流下障害物の除去は、河川管理者及び町が実施する。

第3 道路の障害物の除去

道路交通支障となる障害物は、道路管理者が直営又は協定締結先、その他業者委託の活用等により速やかに除去する。なお、障害物除去の事務は産業建設部が担当する。

町は、道路上の障害物の状況を調査し、町道については協定締結先の建設業者に委託するなどして速やかに路上障害物を除去するとともに、国道・県道については直ちに当該道路管理者に通報して除去を要請する。

なお、除去作業は、重要物流道路及び緊急輸送道路を優先するなど、重要度や緊急度に応じて実施する。

1 車輛移動等の実施

(1) 町は、災害が発生し、車輛その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認められるときは、区間を指定して、以下の措置を実施する。

ア 緊急車両の妨げとなる車両等の運転者等に対して移動の命令を行う。

イ 運転者等が命令に従わない、または従う事ができない場合、及び運転者等が不在の場合には、町自らが車両等を移動する。

(2) 土地の一時使用等

(1)の措置のためやむを得ない必要があるとき、町は他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を行う。

第4 障害物集積所の確保

各機関は、障害物の除去にあたっては、関係機関と連携して、あらかじめ交通や応急対策活動に支障のない場所に十分な集積所を確保しておく。

第5 整備保存すべき帳簿等

1 障害物除去の状況記録簿

2 障害物除去費支出関係証拠書類

被災地の環境衛生の保全と早期の復興を図るため、災害廃棄物やし尿、避難所ごみなどの災害廃棄物等を処理する。

第 1 町の対応

町は、速やかに連絡体制を整備し、「《市町等災害廃棄物担当者向け》災害時の廃棄物処理対応マニュアル（平成 29（2017）年 3 月 栃木県）」等を参考に以下の業務を実施する。

- (1) 処理施設の稼働状況を把握するとともに、町内の被害状況について情報収集を行う。
- (2) 被害状況等を踏まえ、災害廃棄物、避難所ごみ、し尿の発生量・処理可能量を推計する。
- (3) 災害廃棄物や生活ごみ等の排出方法や分別方法、仮置場の利用方法等について、町民へ広報するとともに、県やボランティア等とも情報を共有する。
- (4) 大量に発生した災害廃棄物を一時的に保管するため、被害状況や周辺環境から適地を抽出し、仮置場を早急に設置する。被災現場から仮置場へ搬入する際の分別を徹底し、可能な限り再資源化を図る。
- (5) 収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法等を決定するとともに、必要となる人員や車両を確保する。
- (6) 災害廃棄物等の種類や性状に応じて、破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用及び最終処分を行う。処理にあたっては、できる限り再資源化や減量化を推進することとするが、処理のスピード及び費用の観点を含め総合的に処分方法を検討する。
- (7) 損壊家屋等の解体は、原則、所有者の責任により実施されるものであるが、倒壊などの二次災害の防止や、生活環境保全上の観点から、町が早期に解体する必要があると判断した損壊家屋等については、町自らが解体を行い、それに伴い発生する廃棄物について収集・運搬及び処分を行う。

第15節 学校・社会教育施設等の応急対策

[文教部]

児童生徒等の生命及び身体の安全確保や教育の実施、文化財の保護対策などのため、必要な措置を講じる。

第1 事前計画の策定が必要な問題点

直下型大規模地震の発生時においては、住居の全壊・半壊又は保護者の死亡による児童生徒の一時疎開や教師の避難所運営への参加など、様々な問題が起こることが予想される。そこで今後、応急対策に係る次の事項について特に検討を行う。

- 1 避難所の運営における教職員の協力方法
- 2 児童生徒の安否確認の方法
- 3 学校機能を早急に回復するために、学校内において避難者と児童生徒とで共用する部分と、児童生徒又は避難者のみが使用する部分との区分け
- 4 避難所になった場合に必要な備品等の整備
- 5 授業中等に発災した場合の児童生徒の避難、帰宅の方法、保護者との連絡方法等の措置
- 6 避難所受入体制等の整備

避難所となっている学校の教職員は、その運営が町の対策本部に引き継がれるまでの間、災害対策本部との連携を密にしながら、避難町民の受入体制の整備を図る。

(1) 避難所機能と教育機能の共存方策

学校が避難所として活用される一方で、その利用の仕方によっては、円滑かつ迅速な授業再開の障害ともなりうるため、授業再開を念頭に置いた避難所としての利用範囲、利用方法、運営方法等の基準を定める。

(2) 避難所運営における教職員の役割

学校が避難所となった場合、教職員は、必要に応じその運営等救援業務に協力するとともに、二次災害の防止や学校再開のために施設の安全点検を行う。

第2 応急措置

- 1 校長は、状況に応じて適切な緊急避難の指示を与える。
- 2 校長は、災害の規模や児童生徒、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、県教育委員会又は町教育委員会に報告する。
- 3 校長は、災害時の状況により、町教育委員会と協議のうえ、臨時休業、始（終）業時刻の繰り下げ又は繰り上げ、部活動の停止など適切な措置を講じ、児童生徒の安全確保に努める。

第3 応急教育実施の予定場所及び教育者の確保

- 1 町教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断されることを避けるため、災害の程度に応じ、概ね次表のような方法により、応急時の教育実施の予定場所について対策を立てる。

災害の程度	応急教育実施の予定場所
学校の一部の校舎が災害を受けた場合	特別教室、体育館、講堂
学校の校舎が全部災害を受けた場合	(1) 公民館等公共施設 (2) 隣接学校の校舎
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	(1) 避難先の最寄りの学校、被害の無い学校、公民館等公共施設 (2) 応急仮校舎
町内の大部分が災害を受けた場合	避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設

2 被害の地域が広範囲で校舎の被害が大きく復旧に長期間を要し、授業不可能（1週間以上）による学習の遅れが予想される場合は応急の仮教室を使用して授業を行う。なお、児童生徒の通学可能な地区に仮教室の借用ができないとき、又は、仮教室が町民の避難施設として使用される場合は、被害地区以外に仮教室並びに教職員及び児童生徒が起居できる建物を臨時に借り上げて応急時の教育を行う。

3 教員の確保

町教育委員会は、教員が不足する場合、県教育委員会と連携して次により教員を確保する。

(1) 町内における災害の状況により、町教育委員会は、被害を免れた学校の教職員を適宜被害を受けた学校に派遣し教育の正常化に努める。

(2) 町の被災状況がひどく、(1)によることが困難な場合は、県教育委員会が郡又は県単位に対策を立て、町教育委員会と協議して早急に応援体制を取り、教職員の確保に努める。

(3) 短期、臨時的には退職教員等の協力を求める。

第4 防災拠点としての役割

学校は、避難所等の防災拠点としての役割を果たすため、校長、公民館、青少年教育施設、体育館等の長は、避難所の運営や学校施設設備の提供等について、必要に応じ町に協力する。

第5 避難

1 実施責任者は、校長とする。

2 避難順序は秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、1クラス1名の教職員を必ず付けて誘導する。

3 校長は、避難誘導の状況を逐次町教育委員会に報告し、また、保護者に通報する。

4 その他児童生徒の避難は、本章第5節「災害発生時の避難対策」に定めるところによる。

第6 学校給食施設の措置及び活用計画

本章第10節「物資・資機材等の調達及び供給活動」に定めるところによる。

第7 応急教育計画作成上留意すべき点

1 児童生徒に対する災害情報等の伝達、避難又は下校の督励、施設設備の整備点検、消防水利の確保、火気の使用及び実験実習の中止、応急医薬品の整備等を学校で策定する応急計画で定める。

2 校長は被害の程度に応じて、教育の場所及び教職員を確保し、臨時の学級編制、日課表、指導計画、担任計画等を作成する。

3 休業の実施及び授業の不可能になる事態が予想される場合の学習内容・方法について児童生徒に指導する。

4 授業不可能な事態が長期にわたるときは、連絡の方法及び組織の整備工夫を行う。

第8 学用品の調達・給与

1 学用品の調達

教科書については、必要冊数を栃木県教科書供給所を通じて当該会社から取り寄せ配付する。

学用品等は必要量を調達し、被災校へ急送する。また、学校図書については、移動図書館等による支援を検討する。

2 整備保存すべき帳簿等

(1) 学用品購入（配分）計画表（様式第29号）

(2) 学用品交付簿（様式第30号）

(3) 学用品出納に関する帳簿

(4) 学用品購入関係支払証拠書類

(5) 備蓄物資払出証拠書類

第9 文化財の保護

1 災害発生の措置（通報）

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）を通報責任者として、災害が発生した場合には直ちにその被害状況を町教育委員会へ通報する。

所有者、管理者が町の場合の通報責任者は町教育委員会教育長とする。通報を受理したときは、県に報告し、被災の状況によって係官の派遣を求める。

2 災害状況の調査、復旧対策

町教育委員会は、被害の程度により係員を現地に派遣し、被害状況の詳細を調査し復旧計画等の準備、作成に協力するとともに、その結果を県を通じて文化庁に報告し、状況によって係官の派遣を求める。

第10 文化施設における応急対策

施設の被災により収蔵品等が損傷するおそれがある場合、施設の管理者は、施設・設備の緊急点検、収蔵品等の安全な場所への移動等被災防止の措置をとる。また、見学者、入場者を安全な場所へ避難させる、臨時休業、開館時間の短縮等の応急措置をとる。

第11 社会教育施設における応急対策

1 応急措置

施設の管理者は、防災計画等に基づき、利用者を安全な場所に誘導・避難させ、安否を確認し、必要に応じて消防署、警察署、医療機関等への通報及び協力要請を行う。

また、利用者の避難後の保護の方法をはじめとした応急対策を決定し、安全確保に努めるとともに、対応体制を確立し県又は町教育委員会に報告する。

被災者の居住の安定を図るため、公営住宅の一時的な供給、仮設住宅の供給・民間賃貸住宅に関する情報提供及び被害家屋の応急修理を行う。

第1 実施体制

1 実施体制

被災者に対する応急住宅の提供及び被災住宅の応急修理は、原則として町が行い、県がこれに協力する。ただし災害救助法を適用した場合は、県が行う。町も必要に応じ、町内の民間賃貸住宅が提供できるよう努める。

2 応急住宅の供給方針

原則として既設の公的住宅等とし、不足する場合に応急仮設住宅を建設又は民間賃貸住宅を借り上げる。また、利用期間等利用に際しての注意事項についても十分に説明するものとし、さらに、町内の不動産業会社等と協力して、民間賃貸住宅が供給できるよう努める。

第2 公営住宅等の一時供給

1 対象

次の条件を満たすものとする。

なお、入居者の選定にあたっては、公平を期するほか、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮する。

- (1) 住家が全壊、全焼又は流失したこと。
- (2) 居住する住家がないこと。
- (3) 自己の資力では住宅を確保することができないこと。

2 供給する公営住宅等の確保

- (1) 町は既設の公的住宅等で提供可能なものを確保する。
- (2) 町は、町内の民間賃貸住宅の確保ができるよう努める。
- (3) 町で確保できない場合、既設県営住宅や他市町の公営住宅等の供給及びあっせんを県に要請する。

第3 応急仮設住宅の供給及び被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の供給及び被災住宅の応急修理は、災害救助法施行細則の定めるところによる。

なお、供給にあたっては、高齢者・障がい者等の要配慮者向け住宅の設置に配慮する。

1 設置場所の選定

- (1) 建築場所の選定にあたっては、被災者が相当期間居住することを考慮して飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適切な場所を選定する。ただし、私有地の場合には、後日問題がおこらないよう十分協議のうえ選定する。なお、町は建設候補地をあらかじめリスト化し、県に報告するものとする。
- (2) 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

2 建設資機材及び業者の確保

町は、建設業者等と協定して、仮設住宅の設置又は応急修理を行う。

3 管理及び処分

- (1) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。
- (2) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

第4 整備・保存すべき帳簿等

1 仮設住宅設置の場合

- (1) 応急仮設住宅入居者台帳（様式第31号）
- (2) 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
- (3) 応急仮設住宅建築原材料購入契約書、工事契約書その他設計書、仕様書等
- (4) 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

2 修理した場合

- (1) 住宅応急修理記録簿（様式第32号）
- (2) 住宅応急修理のための契約書、仕様書等
- (3) 住宅応急修理関係支払証拠書類等

第17節 インフラ施設等の応急対策

〔総務部、産業建設部、消防水防部〕

インフラ施設の早期復旧を図るため応急対策を実施する。

第1 道路施設

1 被害情報の収集

町は、災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、次により被害情報の収集に努める。

- (1) 道路パトロールカー等による巡視及び管理委託業者等からの道路情報（第三者被害の恐れのある箇所は未供用部分道路も含む）の収集に努める。
- (2) 町は、栃木土木事務所、小山警察署など防災関係機関から情報を収集するほか、各地区の消防団や地域自治組織等からも収集し、町内における道路被害状況や通行可能状況等の情報の把握に努める。

2 被害情報の伝達

- (1) 町は、道路の被害状況、応急対策の活動状況、応援の必要性等を県に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。
- (2) 町は、管理する道路以外の被害情報を入手した場合は、当該道路管理者に対して、その情報を速やかに連絡する。

3 応急措置

(1) 緊急の措置

巡視の結果等から必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施するとともに、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。

(2) 交通規制

交通の危険が生じると認められる場合は、小山警察署等関係機関と調整を図り、通行の禁止又は制限の措置をとり、道路法第47条の5に規定する道路標識を設置する。

また、必要に応じて迂回路の選定その他誘導等の措置を講じる。

(3) 交通の確保

関係機関との調整を図りながら、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、交通の確保を図る。

また、緊急輸送車両及び緊急自動車の通行が必要な場合は、重要物流道路及び緊急輸送道路を優先して機能の確保を図る。

(4) 二次災害の防止

災害発生後、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、必要な措置を講じるとともに、交通規制や施設の使用制限を行い、二次災害の防止に努める。

(5) 道路情報の提供

災害発生箇所、被害状況、通行規制状況、迂回路等の情報を迅速かつ的確に道路情報板等により利用者への提供に努める。

第2 ヘリポート施設

1 実施方針

災害時において救援ヘリコプターの拠点としての機能が果たせるよう施設の早急復旧に努め、円滑な輸送の確保を図る。

2 施設の応急復旧

復旧は、着陸帯などヘリコプターの離発着に必要な箇所から行き、ヘリコプター運航上の安全を確保するよう努める。

また、給油施設の損壊等による二次災害の防止に万全を期す。

第3 鉄道施設（東日本旅客鉄道(株)）

鉄道事業者は、事故災害の発生を未然に防止するため、国土交通省の指導・監督の下、関係機関と連携して事故発生誘因を減らすとともに、鉄道車両及び施設の安全対策の推進に努める。

また、事故発生時に迅速に対処できるよう、防災体制や関係機関との連携体制を整備する。

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 鉄道事業者の情報収集・伝達

鉄道事業者は、管理する鉄道上で事故が発生した場合、速やかに事故状況等の把握に努め、その情報を直ちに国及び県に伝達する。

(2) 町及び小山市消防本部の情報収集・伝達

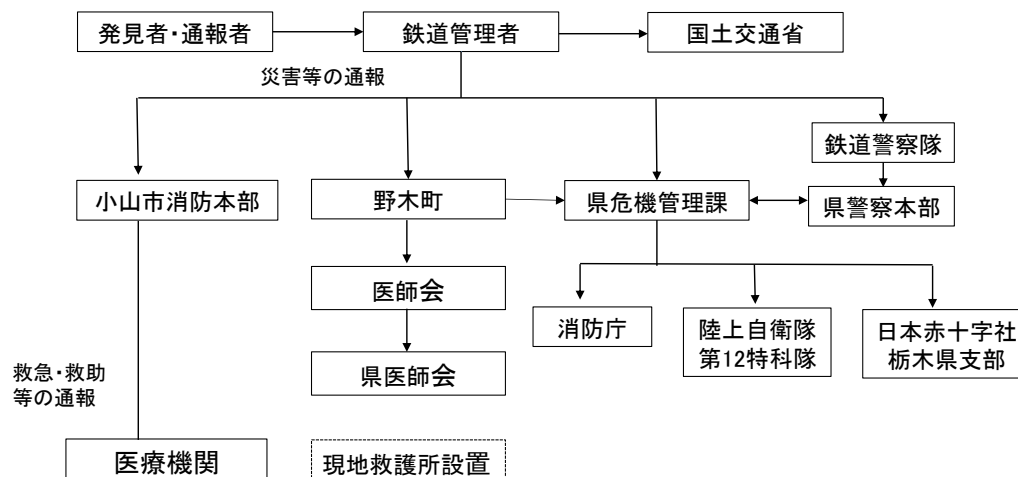
町及び小山市消防本部は、大規模な鉄道事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

2 情報の収集・伝達系統

大規模な鉄道事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第4 水道施設

1 被害情報の収集・伝達

町は、災害発生後直ちに被害状況の調査及び施設の点検を実施し、被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関に通報する。

2 応急措置

水道施設が被害を受けた場合、町は短期間に応急的に復旧させ、給水区域内町民への給水を確保するとともに、二次災害の発生を防止し、通常的生活機能回復維持に努める。

(1) 工事業者への協力依頼

被害の状況により工事業者へ応急復旧の協力を要請する。

なお、主要施設について、あらかじめ工事業者を選定し、被災施設の復旧工事の協力依頼をしておく。

(2) 導水管及び送配水管等の復旧手順

ア 送配水管の復旧

最初に水源から浄水場までの導水管及び配水池までの送水管を復旧し、配水池確保水量の補給を行う。

配水管については、主要配水管から順次復旧し、給水拠点に進めていく。

イ 臨時給水栓の設置

避難場所に近い公設消火栓について、臨時給水栓を設置する。

なお、設置の際は、小山市消防本部に通報し、消火活動の障害にならないよう努める。

(3) 仮設配水管の設置

主要配水管の応急修理が困難な場合には、仮配水管を布設する。

(4) 通水作業

応急処理後の通水は、配水池までの送水施設が完全に復旧した後、順次行う。

3 広報

給水場所は、あらかじめ広報紙等で町民に周知しておくとともに、災害時は、広報活動によりその開設場所を町民に知らせる。

また、水道施設の被害状況、復旧見込等についても情報提供に努める。

4 応援の依頼

水道施設の復旧のため必要と認めるときは、他の水道事業者等に応援を依頼する。

第5 下水道施設

1 被害情報の収集・伝達

町は、直ちに被害状況の調査及び施設の点検を実施し、処理・排水機能の支障の有無を確認する。

なお、巡視結果等から詳細な点検が必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に実施し、二次災害のおそれがあるものについては応急復旧を行う。

被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡及び町民への広報に努める。

2 応急措置

(1) 下水道施設が被害を受けた場合、町は、二次災害の発生のおそれがある箇所の安全確保を行い、早急に応急復旧を行う。

(2) 中継ポンプ場、管きよ等の態様の違いに配慮して復旧計画を策定する。

第6 電力施設

1 東京電力パワーグリッド(株)は、災害が発生した場合には、同社防災業務計画に定めるところにより、電力施設を防護し、被災地に対する電力供給の確保を図る。

(1) 被害情報の収集、伝達

災害が発生した場合、被害情報、停電に関する情報等の把握に努め、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡及び町民への広報に努める。

(2) 応急措置

ア 要員・復旧資材の確保

東京電力パワーグリッド(株)は、同社防災業務計画に定めるところにより、応急措置のための要員・復旧資材の確保を行う。

イ 電力の融通

東京電力パワーグリッド(株)は、同社防災業務計画に定めるところにより、電力需給に不均衡が生じた場合は、各電力会社への電力の融通を行う。

ウ 危険予防措置

県、県警察、町、消防機関等は、危険防止のため必要がある場合は、東京電力パワーグリッド(株)に対して送電の停止を要請する。同支店は、要請に対して適切な措置を講じる。

エ 自衛隊の災害派遣要請

東京電力パワーグリッド(株)は、被害が極めて大きく、工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とする場合には、県に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めるものとし、県は、適切な措置を行う。

オ 応急工事の実施

東京電力パワーグリッド(株)は、恒久的復旧工事との関連及び緊急度を勘案し、二時災害の防止に配慮しながら応急工事を実施する。

(3) 広報

東京電力パワーグリッド(株)は、被害の発生が予想される場合又は発生した場合は、電力施設被害状況及び復旧状況についてテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

- 2 発電事業、送配電事業及び小売電気事業の各電気事業者の対応は、1に準ずる。

危険物施設等の震災等による被災や危険物等の事故災害発生に伴い、危険物の流出や爆発の危険がある場合、避難誘導や危険物への応急対策を実施する。

第1 実施体制

危険物施設等の所有者等は、危険物災害を最小限に止め、施設の従事者及び地域の町民の安全を確保するため、町、小山市消防本部等関係機関と密接な連絡をとり、適切な措置を講じるものとする。

第2 被害状況等の情報収集・伝達

1 発見者の通報義務

危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく町、警察、消防機関等に通報する。

2 町及び小山市消防本部の情報収集・伝達

町及び小山市消防本部は、危険物等事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国に報告し、県と連絡が取れるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

第3 災害拡大の防止

1 災害の拡大防止活動

(1) 事業所等は、危険物等の事故災害時に的確な応急点検、応急措置等を講ずる。

(2) 町は、県、県警察本部に協力して、危険物等事故の災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物の除去、町民等の避難など適切な応急対策を講じる。

2 災害拡大防止のための交通制限及び緊急輸送活動

(1) 町は、現場の警察官、関係機関等からの情報を収集し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 町は、県警察本部及び道路管理者に協力して、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。交通規制にあたって、関係機関は相互に密接な連絡をとる。

3 危険物等の大量流出に対する応急措置

町は、危険物等が河川等に大量に流出した場合、県及び警察本部に協力して、直ちに関係機関と危険物等の処理等必要な措置を講じる。

また、防除措置を実施するにあたっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講じる。

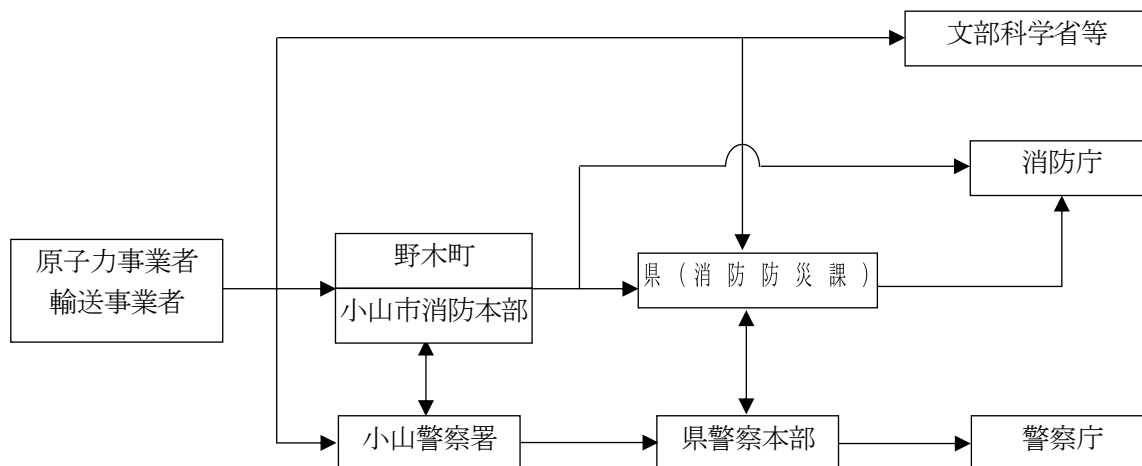
4 避難対策

危険物等事故災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町が行う避難対策は、本章第5節「災害発生時の避難対策」に定めるところによる。

第4 放射性物質運搬事故応急対策

1 情報の収集・伝達系統

情報の収集・伝達系統は次のとおりとする。



2 事業者の対策

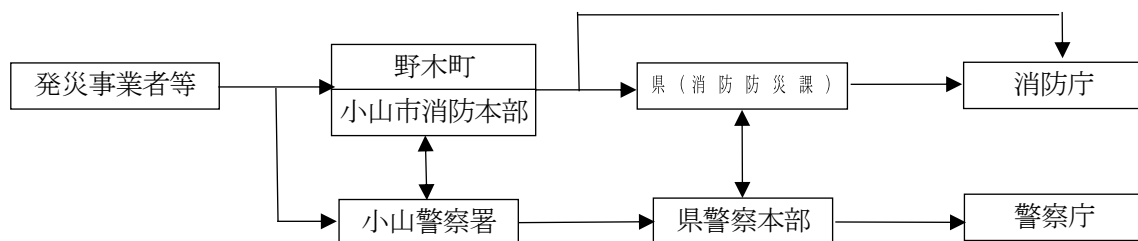
(1) 原子力防災管理者は、核燃料物質等の事業所外運搬中に原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定された通報すべき事象（以下「特定事象」という。）発見後又は発見の通報を受けた場合、国、県、町、警察機関、消防機関など関係機関に文書で送信する。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認し、以後、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

(2) 原子力事業者は、直ちに携行した防災資機材を用いて立ち入り制限区域の設定、汚染・漏洩の拡大防止対策、遮蔽対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図り、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。

第5 石油类等危険物事故応急対策

1 情報の収集・伝達系統

石油类等危険物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



2 火災・爆発応急対策

(1) 危険物取扱事業所等の対策

ア 災害が発生した場合、消防機関、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。

イ 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。

ウ 災害発生時には災害の拡大を防止するため、関連する施設、装置等の緊急停止を行うとともに、被災施設及び関連施設の点検を実施する。

エ 危険物等施設の被害状況、付近の状況等について十分考慮し、状況に応じた初期消火や流出防止措置を行う。

オ 地域の町民の安全を図るため、速やかに発災を広報し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に町民への広報や避難誘導等の協力を求める。

(2) 町及び消防機関の対策

ア 町は、被害の状況により小山警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内町民への広報及び避難誘導を行う。

イ 消防機関は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

3 漏洩応急対策

(1) 危険物取扱事業所等の対策

ア 災害が発生した場合、消防機関、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。

イ 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。

ウ 災害発生時には、直ちに土のう措置、排水溝閉止、オイルフェンス展張等により危険物の流出防止に努める。

エ 事故の発生状況、危険物の性状に対応した液面被膜措置やガス検知器等の活用による引火防止措置、さらには漏洩危険物の回収措置を実施する。

オ 地域の町民の安全を図るため、速やかに発災を広報し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に町民への広報や避難誘導等の協力を求める。

(2) 河川管理者の対策

ア 河川管理者及び河川以外の水路等の管理者は、パトロールによる監視を実施するとともに必要な場合は適切な応急対策を実施する。

イ 河川管理者及び河川以外の水路等の管理者は、オイルフェンスの拡張など危険物の拡散を防止するとともに、必要な場合は吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。

(3) 町及び消防機関の対策

ア 消防機関は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

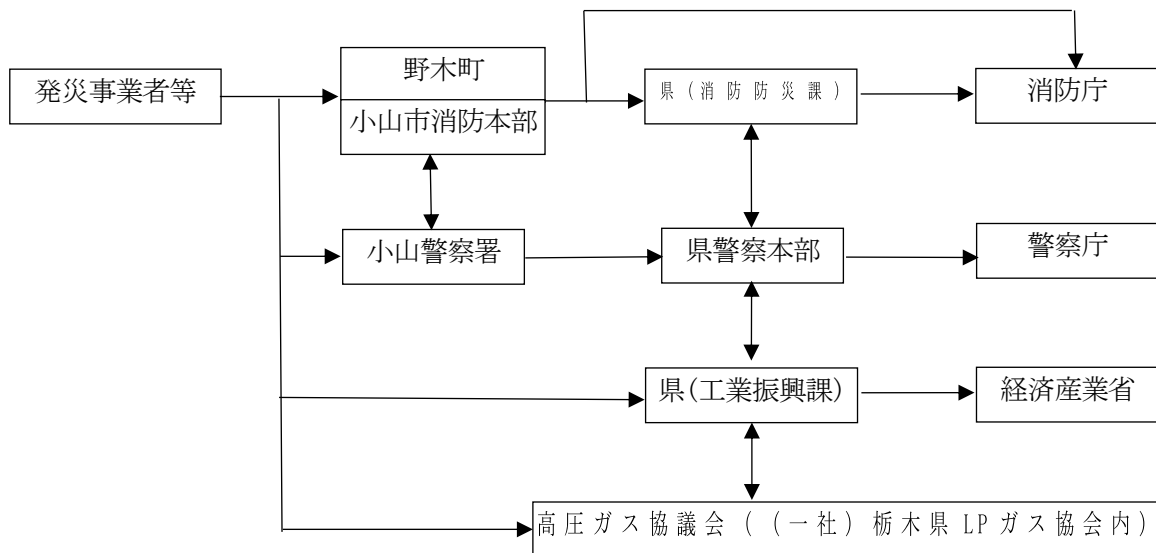
イ 消防機関は、土のう設置により危険物等の河川等への流出を防止するなど、漏洩範囲を最小に止める措置をとるとともに、危険物の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置を実施する。また、必要な場合は、吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。

ウ 町は、被害の状況により小山警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内町民への広報及び避難誘導を行う。

第6 LPガス・高圧ガス事故応急対策

1 情報の収集・伝達系統

高圧ガス事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



2 販売事業者、高圧ガス事業者等の対策

(1) 速やかな応急措置の実施

ア 販売事業者等は、二次災害を防止するため、町民に対する火気使用禁止、容器のバルブ閉止等の広報を行い、消防機関等関係機関と連携しながら適切な措置を講じる。

イ 事業者は、直ちに応急点検を実施し、施設配管の各種弁類等の緊急遮断等応急措置によりガス漏洩防止を図るとともに、県、小山市消防本部、警察等に速やかに通報する。

(2) 応援・協力

ア 販売事業者等は、応急措置や復旧にあたっては、人員、資機材等に関し相互に応援及び協力する。

イ 高圧ガス事業者は、自らの防御措置では対応が不可能な場合には、高圧ガス協議会に応援を要請する。高圧ガス協議会は、指定防災事業所と応援及び協力について調整を行い、必要な応急措置及び復旧措置を講じる。

3 町及び消防機関の対策

(1) 町は、被害の状況により小山警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内町民への広報及び避難誘導を行う。

(2) 消防機関は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

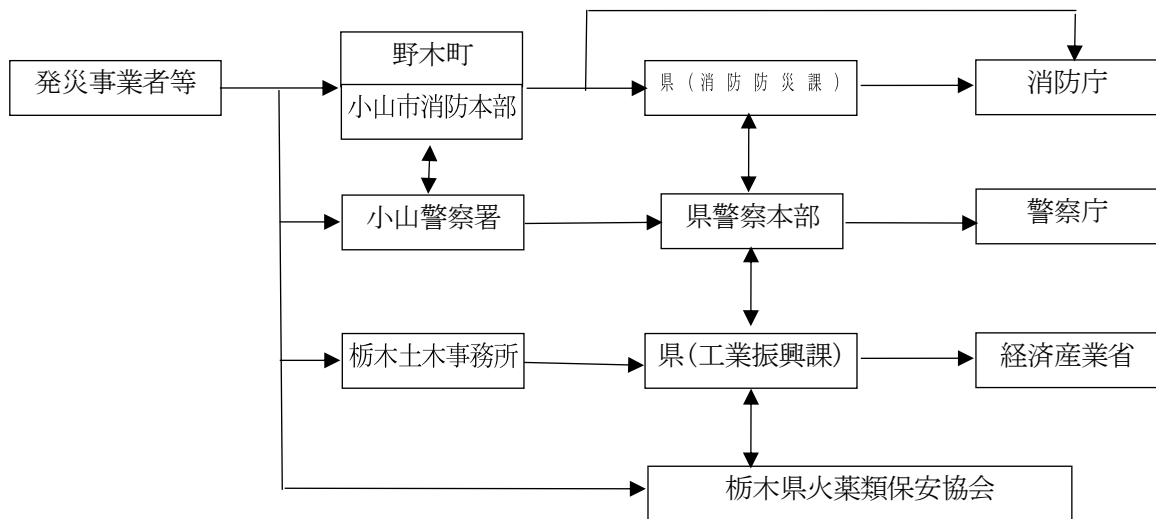
(3) 消防機関は、高圧ガスの性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等必要な措置を講じる。

(4) 消防機関は、ガス濃度測定を適時に実施するほか、ガスの性状を踏まえたガス滞留予測により、爆発等二次災害に留意して活動する。

第7 火薬類事故応急対策

1 情報の収集・伝達系統

火薬類事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



2 事業者等の対策

- (1) 火災等により火薬庫等が危険な状態となるおそれがある場合、貯蔵火薬類を安全地域に移送する余裕がある場合は移送し、かつ見張り人をつける。
- (2) 移送する余裕がない場合等には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講じる。
- (3) 火薬庫の入り口等を目塗土等で完全に密封するなど安全の措置を講じ、必要があれば付近の町民に避難するよう警告する。
- (4) 安定度に異状を呈した火薬類等は廃棄する。

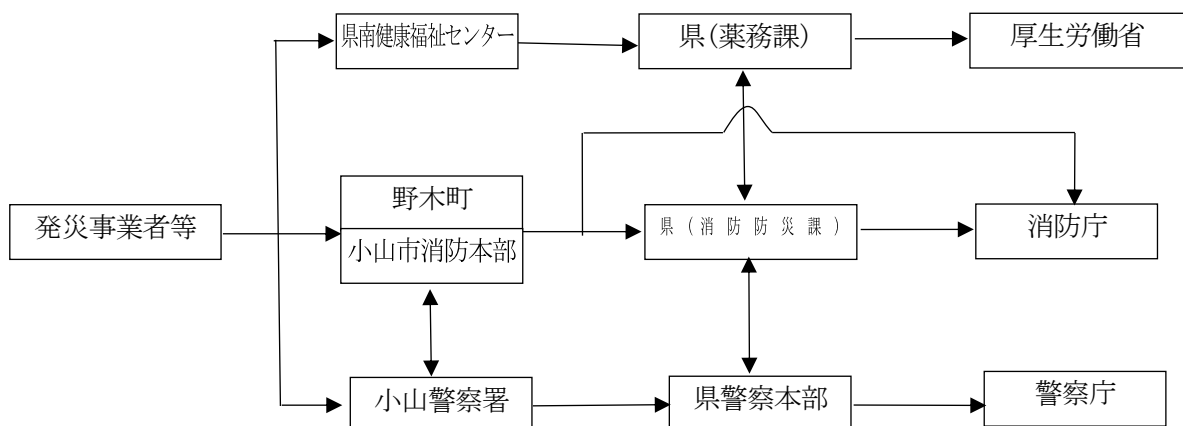
3 町及び消防機関の対策

- (1) 町は、災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握し、必要に応じ町民の避難誘導、立入禁止区域の設定等を行い危害防止に努めるとともに、県に応急対策の活動状況、応援の必要性等について報告する。
- (2) 消防機関は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

第8 毒物・劇物事故応急対策

1 情報の収集・伝達系統

毒物・劇物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



2 事業者の対策

- (1) 毒物・劇物の流出等の災害が発生し、周辺町民の健康被害のおそれが生じた場合には、町、県、小山市消防本部、警察等へ通報する。
- (2) 漏洩、流出した毒物・劇物の中和処理等の応急措置を実施し、周辺町民の安全を確保するた

- めの措置を講じる。
- (3) 災害が発生した場合は、直ちに貯蔵設備等の応急点検や必要な災害防止措置を講じる。

第19節 広報活動

〔総務部〕

町民及び関係機関に対し、被害状況、その他災害情報を適切かつ迅速に周知し、被災町民の的確な行動を促し、人心の安定と社会秩序の維持を図る。

第1 実施体制

実施責任者は、本部長（町長）とし、総務部は、各部から報告のあった被害状況等を中心に広報資料を収集するほか、必要に応じ他の関係機関、各種団体、施設等にも情報の提供を求め、次の関係機関に対し広報活動を行う。

対象機関	方 法
報道機関	口頭、文書、電話、ファックス
各関係機関	電話、ファックス
町民、被災者	町ホームページ、防災行政無線、SNS、広報車、口頭、掲示板
庁内各課	庁内放送、庁内電話
その他必要とするもの	掲示板、チラシ（新聞折込み）、町ホームページ

第2 広報の内容

町は、地震の規模、態様等に応じて、町民生活に関係する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。なお、(10)被災者の安否に関する情報については、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

- (1) 震度、地震の規模及び被害の状況に関する事項
- (2) 避難指示等に関する事項
- (3) 犯罪の防止等社会秩序の維持に関する事項
- (4) 医療救護活動に関する事項
- (5) 交通規制等に関する事項
- (6) 食料・飲料水・生活必需品の供給に関する事項
- (7) 保健衛生に関する事項
- (8) 道路・橋梁、河川等の復旧に関する事項
- (9) 電気、ガス、上下水道、電話等ライフラインの復旧に関する事項
- (10) 被災者の安否に関する情報
- (11) ボランティア・義援物資の受入に関する事項
- (12) 問い合わせ、要望、相談等の対応に関する事項
- (13) その他関係機関の応急対策に関する事項
- (14) 町民の心得等人心の安定のために必要な事項
- (15) その他必要な事項

第3 広報の方法

1 報道関係に対するもの

報道機関への発表に際しては、報道する事項について本部員会議に諮ったうえ、本部長（町長）、副本部長（副町長）、総務部長又は本部長から特に指名された者が発表する。

発表の時期については適宜行うこととするが、時期等についてはあらかじめ報道機関と協議し、協力を得て行う。

2 各関係機関に対するもの

特に必要がある場合、地域内の公共的機関、各種団体、重要な施設の管理者等に対し災害情報を連絡する。

3 町民、被災者に対するもの

人心の安定を図るため、被害の状況（停電、断水、交通機関の運行等の状況）とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的にわかりやすくまとめ広報する。また、視聴覚障がい者や外国人等に対しては、県と連携して、福祉団体、ボランティア等の支援を得て、的確な情報提供に配慮する。

有効な伝達手段及びその特色

伝達手段	種別	特色
町ホームページ インターネット	㊦㊧㊨	町からの情報以外に、被災者、被災者の家族・友人等間での情報交換も可能
防災行政無線 広報車	㊦㊧	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
掲示板	㊧㊨	各避難所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
情報紙	㊧㊨	各避難所に配布。最も重要、確実な情報提供手段のひとつ
新聞折込み	㊧㊨	避難所以外の被災者に確実に情報提供が可能

㊦ 被害状況 ㊧ 生活情報 ㊨ 安否情報

4 庁内各課

災害情報、被害状況等を一般職員にも周知させるとともに、必要に応じ各部に対して措置すべき事項及び伝達事項についても連絡する。

第4 災害発生前の広報

災害の規模、動向及び今後の予想を検討し、これに対処するため被害の防止に必要な注意事項をとりまとめ、広報車によって広報するものとする。

第5 被害発生後の広報

被害の推移、避難の準備、避難の指示及び応急措置の状況が確実に徹底するよう広報する。

第6 記録写真等の収集

町は、災害に関する写真や映像等を整理・保存するほか、関係機関が保持する災害写真・ビデオ等資料の収集に努める。

第20節 ボランティアや義援物資・義援金の受入

〔総務部、災害救助部〕

ボランティアの円滑な活動のため支援調整を行うとともに、被災者の必要物資等を把握し、広報機関を通して義援物資・義援金を募り、受け入れ、公平に配分する。

第1 ボランティアの受入・活動支援

1 災害時のボランティアの活動内容

災害時において、ボランティアに期待される活動内容は、次のものが想定される。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・広報
- (2) 炊き出しその他の災害救助活動
- (3) 医療及び看護
- (4) 高齢者・障がい者の介護及び外国人への通訳
- (5) 清掃及び保健衛生活動
- (6) 災害応急対策物資・資材の輸送及び配分
- (7) 家屋内の土砂、家具の除去等、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) その他災害応急対策に関する業務

2 ボランティア活動の支援調整

町及び町社会福祉協議会は、多くのボランティアの活動を支援・調整するための体制の整備を図る。なお、支援・調整にあたっては、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握することにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

町は、野木町地域防災計画に基づき、町社会福祉協議会及びボランティア団体等で組織し、ボランティアの受入窓口となる災害ボランティアセンターを設置して、センターが円滑に運営できるよう、被害情報や活動に必要な拠点、資機材等の提供について支援するとともに設置の事実をホームページ等に公表するなどの町民やボランティアへの周知を図る。

また、町が県から事務の委任を受けた場合、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託するときは、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第2 義援物資・義援金の受入・配分

1 義援物資の受入

(1) 義援物資の受入

町は、災害救助部において義援物資に関する対応方針について、ホームページへの掲載や報道機関への報道依頼により周知徹底を図る。

また、義援物資は、物資集積所（広域物資拠点、地域物資拠点）において、受入れ、一時保管、仕分け、配送を行い、適切な在庫管理に基づき、必要とする義援物資のリストを作成、公表し、応急対策が終了するまで定期的に更新する。

(2) 義援物資集積場所

義援物資は次の一時保管場所に集約・管理の上、全体の種類・数量の把握を行う。

名 称	所 在 地
野木町武道館	野木町大字丸林 571

(3) 義援物資の管理

飲料水や生鮮食料品等の腐敗変質のおそれのある物品は、なるべく着荷と同時に配分できるよう、保管場所及び管理体制を整備する。

(4) 義援物資の需給調整と情報発信

町は、被災地のニーズと全国から寄せられる義援物資を的確に結び付け、円滑な救援活動を実施するため、報道機関の協力を得て、被災地における物資の過不足に関する情報提供を行う。

2 義援金の受入・配分計画

(1) 義援金配分委員会の設置

義援金の受入・配分は、次の関係機関をもって義援金配分委員会を構成し実施する。

ア 町

イ 日本赤十字社栃木県支部

ウ 野木町社会福祉協議会

エ 各報道機関

オ その他の関係機関・団体

(2) 義援金の管理

義援金は、配分委員会が設置されるまでは、各受付機関で管理し、配分委員会が設置された場合は、配分委員会が各受付機関から引き継ぎ、配分するまで保管する。

(3) 配分方法

義援金・義援物資等の配分は、半壊・（焼）、床上浸水以上を対象とし、次の基準に被害程度、被害人員を考慮して配分委員会で決定する。

全壊（焼）、流出世帯	1
半壊（焼）世帯	1 / 2
床上浸水世帯	1 / 3
死者（行方不明で死亡と認められる者を含む。）	1
重傷者（1ヶ月以上の治療を要する見込みの者）	1 / 3

（注）全壊（焼）、流出、半壊（焼）及び床上浸水の分類は本章第4節「災害救助法の適用」（第2「被害の認定」）の基準による。

(4) 配分結果の公表

配分委員会は、義援金の配分結果について、栃木県防災会議に報告するとともに報道機関等を通して公表し、救援活動の透明性の確保を図る。

第4章 復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

原状復旧又は更に強い町土づくりを図る計画的復興を目指すかについて検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

第1 基本方向の決定

1 実施体制

町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、または更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

2 町民との協同

被災地の復旧・復興は、町民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

3 国等職員の派遣要請

町は、復旧・復興にあたり、必要に応じ国、県、他の地方公共団体等に職員の派遣等協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

第2 計画的復興の推進

1 復興推進本部の設置

町は、被災の程度や復旧の状況等を見極めた上で、必要に応じて復興推進本部を設置し、国、県を始めとした関係機関との連絡調整を行いながら、迅速かつ確実に復興対策を実施する。

2 復興計画の作成

著しく異常かつ激甚な非常災害であつて当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）を受けた場合、大規模災害からの復興に関する法律に基づき、町は、必要に応じて復興計画を定めるものとする。なお、町の定める復興計画は、県の復興基本方針に即して、以下の事項を定めるものとする。

3 都市復興計画

町による都市復興計画の作成にあたっては、「栃木県都市復興ガイドライン」等をもとに、次の点に留意する。

- (1) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、町民の早急な生活再建の観点から、基本的な方向について速やかに町民の合意を得るように努め、市街地開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図ること。

- (2) 必要に応じ、概ね次のような事項を基本的な目標とすること。

ア 避難地、延焼遮断帯及び防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備

イ ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化

ウ 建築物や公共施設の耐震化及び不燃化

エ 耐震性貯水槽の設置

- (3) 新たなまちづくりの展望、作成の手続き、スケジュール、被災者側での種々の選択肢、施策情報の提供等を町民に対し行うこと。

第3 避難行動要支援者対策

町は、障がい者等の窓口を役場庁舎に設置し、障がい者等の生活の復旧・復興に対し迅速に対応するものとする。

第2節 町民生活の早期再建

町民・事業者の生活等の早期再建を図るため、生活相談、職業のあっせん等を実施する。

第1 被災者のための相談、支援

町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

町は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、必要に応じて防災関係機関と連携し、被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口を設置する。また、被災地外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、広報・連絡体制を整える。さらに、必要に応じて、県が締結する災害時応援協定に基づき、栃木県弁護士会、栃木県行政書士会による無料相談を実施するものとする。

第2 罹災証明書の発行

町は、町域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

また、専門的な知識及び経験を有する職員の育成、町と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3 地震保険等の活用

地震保険・共済は、被災者の生活再建にとって有効な手段であることから、町及び県は、その制度の普及促進に努めるものとする。

第4 租税の減免等の措置

町は、災害の状況に応じて地方税法、野木町税条例の規定に基づき、町税に係る期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。

1 期限の延長（野木町税条例第18条の2）

町長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条中「申告等」という。）期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長する。

2 徴収猶予（地方税法第15条及び第15条の2並びに県税条例第17条の2及び第17条の3）

災害により町税を一時に納税することができないと認められる場合は、納税者の申請に基づき、原則として1年以内の期間に限り徴収を猶予する。

3 減免等

災害による損害の内容、程度に応じて、一定の要件の下に、納税者の税額について一定の割合の軽減又は免除等を行う。

第5 農作物等災害助成

栃木県農漁業災害対策特別措置条例によって指定された天災により被害を受けた農業者に対し、町長が次表についての助成措置を図る場合、町は県に対して助成を申請する。

補助の種類	対象農作物等	対象被害者	補助率
病虫害防除用農薬購入費等補助	農作物	30%～70%未満	1 / 2 以内
	果樹桑樹	30%以上	
樹草勢回復用肥料購入費等補助	農作物	30%～70%未満	1 / 2 以内
	果樹桑樹	30%以上	
蚕種購入費補助	桑樹	70%以上	
代替作付け用種苗等購入費補助	農作物、きのこ類	70%以上	1 / 2 以内
種苗・桑葉等の輸送費補助	農作物、桑樹	30%以上	
被害農作物取り片付け作業費等補助	農作物、きのこ類 (収穫直前)	70%以上	
被害果実の選果等作業費補助	果実	30%以上	
農作物育成管理用施設等撤去作業費補助	農作物、きのこ類に係る農作物育成管理用施設等	70%以上	

第6 被災者生活再建支援制度

1 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、地震、噴火、地すべりその他の異常な自然現象により生じる災害であって次のいずれかに該当するもの。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む）が発生した市町における自然災害
- (2) 10世帯以上の住宅が全壊した市町における自然災害
- (3) 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害
- (4) 県内のいずれかの市町において（1）又は（2）に規定する被害が発生している場合で、5世帯以上の住宅が全壊した市町（人口10万未満のものに限る。）における自然災害
- (5) 本県に隣接する都道府県で（3）又は（4）に規定する被害が発生している場合で、（1）から（3）に規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、全壊5世帯以上の被害が発生した市町における自然災害
- (6) （3）または（4）に規定する都道府県が2以上ある場合に、5世帯（人口10万人未満の市町に限る。人口5万人未満の市町にあっては2世帯）以上の住宅全壊被害が発生した市町における自然災害。

2 支給対象世帯

支給対象は上記災害により次のいずれかに該当する世帯

- (1) 居住住宅が全壊した世帯
- (2) 居住住宅が半壊、又は居住住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 居住住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- (5) 居住住宅が半壊し、相当規模の改修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

3 支援金の支給額

下表に示す区分により支給される。

○支給額の区分

(単位：万円)

	世帯人員	合計支給 限度額	基本額	居住関係経費(加算)		
				建設又は 購入	補修	賃借
全壊・解体・ 長期避難世帯	複 数	300	100	200	100	50
	単 数	225	75	150	75	37.5
大規模半壊世帯	複 数	250	50	200	100	50
	単 数	187.5	37.5	150	75	37.5
中規模半壊世帯	複 数	100	—	100	50	25
	単 数	75	—	75	37.5	18.75

※単数世帯とは、その世帯に属する者の数が一である世帯を言う。

※基本額の金額は、居住関係経費の金額にかかわらず、一定額で支給される。

※居住関係経費（加算）は、その内容により支給額が異なる。

4 支給手続き

支給申請は町に行い、提出を受けた町は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県に提出する。県は、当該書類を委託先である（公財）都道府県センター被災者生活再建支援基金部に提出する。

第6 栃木県被災者生活再建支援制度

暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生じる災害であって被災世帯数の規模等により、被災者生活再建支援法が適用されない区域の災害を対象とし、同法と同一の支援金を被災世帯に支給する。

第7 融資・貸付・その他資金等の支援

被災した町民の生活の早期再建を図るため、県の行う資金枠の確保、貸し付け等の金融支援は資料編に掲載の通りである。（資料12-3）

第8 被災者への制度の周知

町、県及びその他関係機関等は、被災者に対する各種相談、施策を実施するときは、次のような広報手段を用いて周知を図る。

- (1) 放送、新聞広報
- (2) 広報車、広報紙、チラシ
- (3) 防災行政無線、優先ラジオ放送、CATV
- (4) 町、県及び関係機関等のホームページ
- (5) 町 SNS

第3節 インフラ施設等の早期復旧

インフラ施設の早期復旧を図るため、被害状況を調査・把握し、復旧事業を実施する。

第1 迅速な原状復旧

町は、関係機関とともに、次の点に留意して公共施設等の復旧にあたる。

- (1) 施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資及び資材の調達計画並びに人材の広域応援等に関する計画を活用すること。
- (2) 施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うこと。
- (3) 地盤の緩みにより土砂災害の危険が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うこと。
- (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示すること。
- (5) 施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理すること。

第2 災害復旧事業の種別

公共施設の災害復旧を国が直轄で、あるいは地方公共団体等に対して負担又は補助して実施する災害復旧事業は次のとおり。

災 害 復 旧 事 業 名	関 係 省 庁
1 公共土木施設災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法） (1) 河川 (2) 砂防設備 (3) 林地荒廃防止施設 (4) 急傾斜地崩壊防止施設 (5) 道路 (6) 下水道 (7) 公園	国 土 交 通 省 国 土 交 通 省 農 林 水 産 省 国 土 交 通 省 国 土 交 通 省 国 土 交 通 省 国 土 交 通 省
2 農林水産業施設等災害復旧事業（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律） (1) 農地・農業用施設 (2) 林業用施設 (3) 共同利用施設	農 林 水 産 省 農 林 水 産 省 農 林 水 産 省
3 文教施設等災害復旧事業 (1) 公立学校施設（公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法） (2) 私立学校施設（激甚法） (3) 公立社会教育施設（激甚法） (4) 文化財	文 部 科 学 省 文 部 科 学 省 文 部 科 学 省 文 部 科 学 省
4 保健衛生施設等災害復旧事業	厚 生 労 働 省
5 社会福祉施設災害復旧事業	厚 生 労 働 省
6 廃棄物処理施設災害復旧事業	環 境 省
7 医療施設災害復旧事業 (1) 公的医療機関 (2) 民間医療機関（資金融資）	厚 生 労 働 省 厚 生 労 働 省
8 水道施設災害復旧事業	厚 生 労 働 省

9 都市施設災害復旧事業（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針） （1）街路 （2）都市排水施設 （3）堆積土砂排除事業 （4）湛水排除事業	国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省
10 住宅災害復旧事業（公営住宅法） （1）罹災者公営住宅の建設 （2）既設公営住宅の復旧 （3）既設改良住宅の復旧	国土交通省 国土交通省 国土交通省
11 災害関連緊急事業 （1）災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 （2）災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業（かけ特）	国土交通省 国土交通省
12 その他の災害復旧事業等 （1）鉄道施設（鉄道軌道整備法） （2）公共土木施設に関する災害時における工事施工中の手戻り工事 （3）その他の復旧事業	国土交通省 国土交通省 （関係省庁）

第3 災害復旧事業実施方針

1 災害復旧事業計画の策定

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国、県が費用の全部又は一部を負担、補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

なお、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所定の手続きをとり、県の指導を受けて災害査定前に復旧工事に着手する。

2 緊急査定の促進

公共施設の被害の程度により、緊急の場合には、応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

3 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定にあたっては、被災地の状況、被害発生の原因等を考慮し、災害の再発防止と速やかな復旧が図られるよう関係機関との連絡調整を十分図り、事業期間の短縮に努める。

第4 激甚災害の指定に関する計画

1 計画の方針

災害により甚大な被害が生じた場合激甚法に基づく激甚災害の指定を受けるため、町は県に協力して災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設等の災害復旧事業が迅速、円滑に実施できるように努める。

2 激甚災害に関する調査

（1）県

ア 県は、町の被害状況等を検討の上、激甚災害（本激）、局地激甚災害（局激）の指定を受ける必要があると考えられる事業について、関係各部で必要な調査を実施する。

イ 関係各部は、激甚法で定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

（2）町

町は、県が行う激甚災害、局地激甚災害に関する調査等について協力する。

3 激甚災害指定の促進

県は、被害が甚大であり、激甚災害の指定を受けるべきと判断される場合は、国の関係機関と密接な連絡をとり、激甚災害の指定の促進を図る。

(適用対象となる復旧事業等)

- ・公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条）
- ・農地等の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置（法第5条）
- ・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）
- ・水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助（法第7条）
- ・中小企業信用保険法による災害関連保証の特例（法第12条）
- ・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条）
- ・私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条）
- ・市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（法第19条）
- ・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）
- ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（法第8条）
- ・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（法第9条）
- ・土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（法第10条）
- ・共同利用小型漁船の建造費の補助（法第11条）
- ・森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）
- ・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（法第14条）
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例（法第20条）
- ・罹災者公営住宅建設等事業の対する補助の特例（法第22条）
- ・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例（法第25条）

原子力災害対策編

第1章 総 則

第1節 計画策定の趣旨

近隣県における原子力発電所等で事故が発生した場合に重大な影響が及ぶことから、原子力災害に対する本県の対応を明確にし、よりの確な対策に資することを目的として、栃木県では「栃木県防災計画」に「原子力災害対策編」を策定している。

本町においても、近隣県における原子力発電所等で事故が発生した場合に重大な影響が及ぶことが予想されるため、「栃木県地域防災計画」の「原子力災害対策編」を基本として、「野木町地域防災計画」に「原子力災害対策編」を定め、よりの確な対策に資する。

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、近隣県に所在する原子力発電所等において発生した事故等による原子力災害に対し実施すべき施策等について規定し、町、県、防災関係機関、原子力事業者及び町民が相互に協力し、総合的かつ計画的な業務を遂行することにより、町民の安全・安心を確保することを目的とする。

第2 計画の性格

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、野木町防災会議が作成する「野木町地域防災計画」の「原子力災害対策編」として、原子力災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

また、この計画に定めのない事項については、「野木町地域防災計画（震災対策編）」に準ずるものとする。

なお、この計画は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的・細部の計画等を定め、その具体的推進に努める。

第3 策定に際し尊重すべき指針

この計画の作成又は修正に際して、専門的・技術的事項については、原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日策定。平成30（2018）年10月1日改正。以下「対策指針」という。）を十分に尊重するものとする。

第2節 原子力災害対策重点的区域

行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を考慮し、本県において必要な防護措置について整備する。

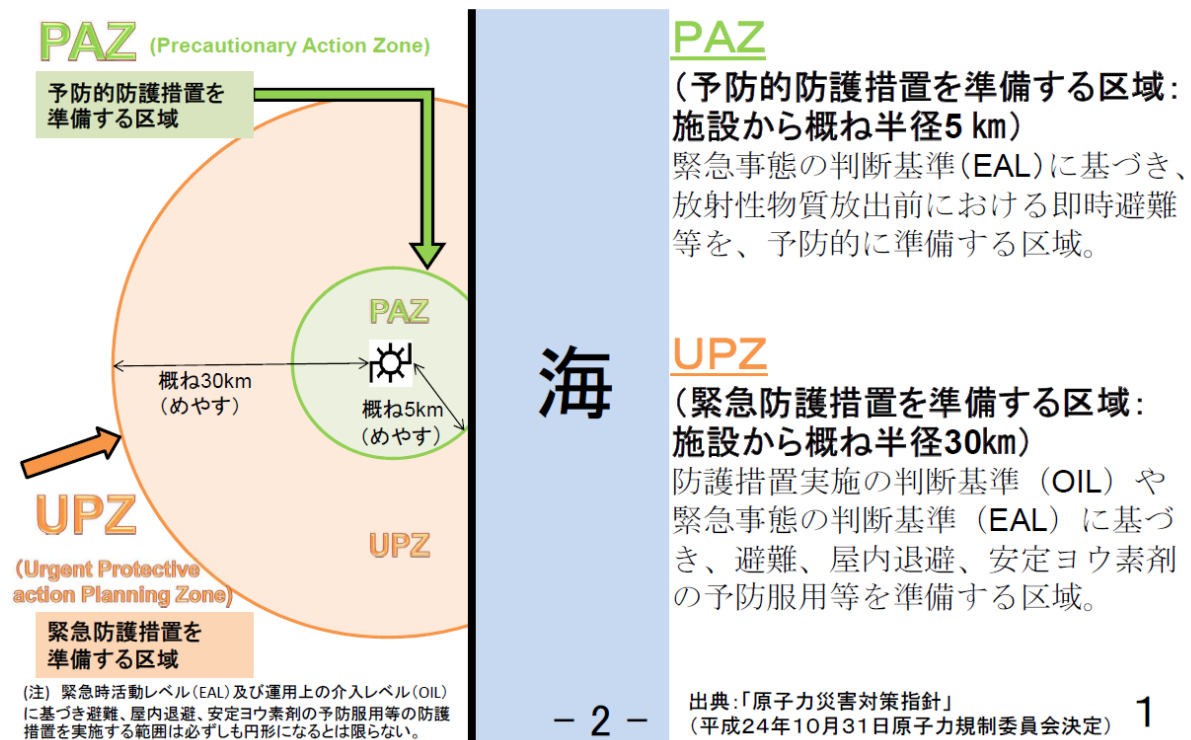
第1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

栃木県境から最も近い日本原子力発電東海第二発電所までの距離は、最短で約 32km の位置関係にあるため、栃木県に PAZ、UPZ に該当する区域は無い。

第2 プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域

本編第1章第3節第3の1(2)に準ずる。

※原子力災害対策重点区域



第3節 原子力災害の想定

第1 周辺地域における原子力発電所の立地状況

栃木県と隣接する茨城県には、日本原子力発電東海第二発電所が所在し、1基の原子炉が設置されている。また、福島県には、災害が発生した原子力施設について、施設の状況に応じた適切な方法による管理を行うため特定原子力施設に指定された東京電力福島第一原子力発電所が所在し、廃炉が決定されている。福島第二原子力発電所には4基の原子炉が、さらに新潟県には、東京電力柏崎刈羽原子力発電所が所在し、7基の原子炉が設置されている。

本町から最も近い日本原子力発電東海第二発電所までの距離は、野木町役場から直線距離で約81.9kmの位置関係にある。

○計画の対象となる原子力発電所

発電所名	福島第一原子力発電所					
事業者名	東京電力ホールディングス株式会社					
所在地	福島県大熊町・双葉町					
距離(役場より)	175.1km					
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機
熱出力	138万kw	238.1万kw				329.3万kw
電気出力	46万kw	各78.4万kw				110万kw
運転開始日	S46.3	S49.7	S51.3	S53.10	S53.4	S54.10
備考	廃炉決定					

発電所名	福島第二原子力発電所				東海第二発電所	
事業者名	東京電力ホールディングス株式会社				日本原子力発電株式会社	
所在地	福島県楡葉町・富岡町				茨城県東海村	
距離(役場より)	166.1km				81.9km	
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	—	
熱出力	329.3万kw				329.3万kw	
電気出力	各110万kw				110万kw	
運転開始日	S57.4	S59.2	S60.6	S62.8	S53.11	
備考	停止中				定期検査中	

発電所名	柏崎刈羽原子力発電所						
事業者名	東京電力ホールディングス株式会社						
所在地	新潟県柏崎市・刈羽村						
距離(役場より)	167.3km						
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機	7号機
熱出力	329.3万kw					392.6万kw	
電気出力	各110万kw					各135.6万kw	
運転開始日	S60.9	H2.9	H5.8	H6.8	H2.4	H8.11	H9.7
備考	定期検査中						

第2 原子力災害の想定

1 原子力発電所等における事故

栃木県内には原子力発電所等が存在せず、また、旧原子力安全委員会が定めた「原子力施設等

の防災対策について」における「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」(EPZ: Emergency Planning Zone)にも本町は含まれていなかったが、東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質がこの範囲より広範囲に拡散し、町民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力発電所等の事故による放射性物質の影響が広範囲に及び、町内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、予防、応急対策及び復旧・復興を行う。

2 放射性物質輸送中に係る事故等

核燃料物質等の輸送中に係る事故により、放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、町内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、予防、応急対策及び復旧・復興を行う。

第3 予測される影響

1 栃木県における具体的影響、想定等

(1) 東京電力福島第一原子力発電所事故における具体的影響

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質が県内の広範囲に拡散し、放射性物質汚染対処特措法に基づき8市町が汚染状況重点調査地域に指定され、除染が必要となったほか、農林水産物の出荷制限や観光業への風評被害など県民生活と本県産業に大きな影響を与えている。

(2) 想定

UPZ外においても、プルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、原子力規制委員会が原子力施設の状態等を踏まえて防護措置(屋内退避)の必要性を判断する。県及び町は放射性物質が到達する前に予防的な屋内退避の実施を想定・準備する必要がある。

なお、プルームの通過後、国の緊急時モニタリング結果や県の環境放射線モニタリング結果等を踏まえ原子力規制委員会が更なる防護措置の必要性を判断することとなっている。

県においては環境放射線モニタリングや飲食物に係る放射性物質モニタリング検査を速やかに実施するとともに、飲食物の出荷制限・摂取制限や避難・一時移転等の実施を想定・準備する必要がある。

第2章 予防

第1節 初動体制の整備

〔総務部、災害救助部〕

第1 情報の収集・連絡体制の整備

県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、関係市町、茨城県や福島県等原子力発電所が立地する近隣県（以下「近隣県」という。）、原子力事業者等との間において、情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図り、町は県との情報の共有を図る。

1 県・国・近隣県

県は、平常時から国と連携し、緊急時における情報を取得するための体制を構築する。

2 野木町

町は、県との間で連絡調整窓口を設置し、平常時から原子力防災に関する情報の交換に努める。

3 原子力事業者

県は、近隣県における原子力事業者と、原子力発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書等を締結し、緊急時における通報体制や平常時における連絡体制の構築、現地確認などを実施する。

4 連絡要員の指定・連絡体制の整備

県は、災害情報の迅速かつ的確な収集・連絡の重要性に鑑み、これにあたる要員をあらかじめ指定しておく。また、夜間休日等の場合にも対応できるよう連絡責任者、連絡先や優先順位等についてあらかじめ明確にしておく。

また、町は、県との連絡責任部署を明確にする。

第2 情報の分析整理

1 原子力防災関連情報等の収集・蓄積と利用の促進

県は、平常時から原子力防災関連情報、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料等の収集・蓄積に努める。

2 人材の育成・確保

県は、平常時から収集した情報を的確に分析・整理するため、防災業務関係職員等人材の育成・確保に努め、町はこれに協力する。

また、収集した情報の分析・整理に当たり、必要に応じ、国等からの支援や、専門家からの助言を受けるための体制を整備する。

第3 通信手段の確保等

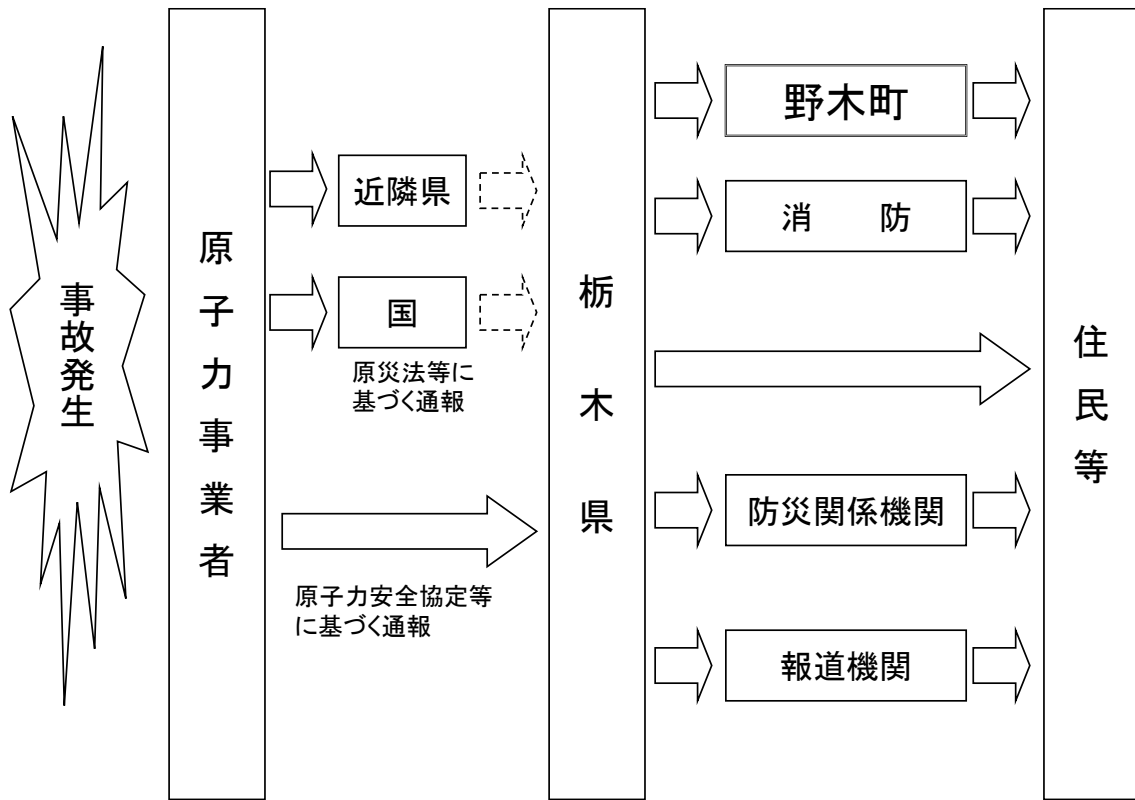
1 通信連絡網等の整備

県は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力事業者からの状況報告や、国、近隣県、町等防災関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時における通信連絡網等の整備に努め、町はこれに協力する。

2 複合災害への備え

県は、国及び関係市町との連携及び原子力事業者の協力を得て、現在ある防災行政無線、緊急時連絡網、衛星携帯電話等の整備・拡充を図るとともに、複合災害の場合も想定して、システムの機能が損なわれないよう、複数の連絡手段を確保するなどの対策を講じ、町はこの連絡手段の確保に協力する。

※緊急時における流れ



第2節 情報伝達体制の整備

〔総務部、災害救助部〕

第1 情報伝達体制の整備

県は、電信電話機関、報道機関等の協力を得て、防災行政無線、県ホームページ、テレビ、ラジオなど様々な広報媒体を活用し、迅速かつ確実に情報が伝達されるよう広報体制の整備を図り、町は、町防災行政無線、町ホームページ等での情報提供体制の整備を図る。

第2 要配慮者等への情報伝達

町は、消防機関や自主防災組織、福祉団体、外国人団体、ボランティア等と連携し、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者、外国人等の情報伝達において困難が予想される要配慮者及び一時滞在者への情報伝達について支援するなど、町民等の協力を得ながら円滑かつ確実に行われる体制を整備するよう努める。県は、町が行う要配慮者等への情報伝達について必要な支援を行う。

第3節 避難活動体制等の整備

[総務部、災害救助部、文教部]

第1 避難指示の判断

1 避難等の判断基準等

国が主体となって実施する緊急時モニタリング結果や県の環境放射能モニタリングの結果などにより、空間放射線量率等が緊急防護措置等の基準により一定のレベルを超えるような場合には、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から町長等に対し、OIL に基づき避難等の指示が発出される。

2 屋内退避

大気中を拡散してきた放射性物質からの被ばくを低減するためには、放射性物質からできるだけ遠ざかることが最も効果的であるが、避難等に伴う混乱の発生のおそれ等を考慮すれば、簡便な防護対策として屋内退避が有効である。

UPZ 外における防護措置については、自宅内への屋内退避が中心であり、原子力施設の状況や放射性物質の放出状況等に応じて本県に屋内退避エリアが拡張され、国の原子力災害対策本部が屋内退避を実施するよう指示する。

国の指示を受けた県及び町は、緊急時における実効性を考慮して、屋内退避指示エリアを含む行政区単位で屋内退避を実施するよう町民等に指示する。

また、プルームが通過した後、モニタリング結果などを参考に、国等と連携して迅速かつ適切な時期の屋内退避解除に努める。

県及び町は、これらの指示を実行するための伝達方法等について整備する。

第2 警戒区域設定の判断基準

原子力発電所等における事故に対し、人命若しくは身体に危険が生じる又は生じるおそれがある場合、町長は、原災法及び災対法に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入制限等を行うこととなる。警戒区域は、事態の規模、風向き等を考慮し、放出源からの一定距離の範囲で設定される。

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、従来の EPZ の範囲を超えて、半径 20km 圏内に設定されたことから、今後、原子力緊急事態が発生し、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から指示があった場合、町は警戒区域を設定するための体制を整備するとともに、警戒区域を設定した際の県警察、消防機関等との連携・協力体制についても検討しておく。

第3 要配慮者等への対応

町は、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、平常時から消防団や民生委員・児童委員、周辺町民、自主防災組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難支援計画等を整備するとともに、作成後も登録者及び計画の内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について、十分配慮する。

第4 避難誘導

町は、町民の避難に際し、職員が簡易測定器等で放射線量を測定し、線量が高い箇所は立ち入りを禁止するなど、避難に際して避難路を選定し、町民の誘導を行う。

第4節 モニタリング体制の整備

〔災害救助部〕

第1 モニタリングによる監視の実施等

町は、人や環境への放射線の影響を把握するため、平常時から県と連携し、空間放射線量測定を実施する。

第2 モニタリング体制

1 体制の整備

(1) 機器等の整備・維持

町は、平常時・緊急時における環境に対する放射性物質又は放射線の影響を把握するため、簡易測定器等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。

(2) 複合災害への備え

地震、台風等の複合災害が生じた場合、その影響により県・国等から情報が入手できなくなるおそれがあることから、町は、万一県等のモニタリングポストが稼働しない場合に備え、簡易測定器等による測定を実施することができるよう体制を整備する。

2 要員の確保・育成等

町は、緊急時の空間放射線量を迅速かつ円滑に実施するための組織を整備し、要員及びその役割等をあらかじめ定めておくとともに、必要な要員を育成する。

第3 関係機関との協力体制の整備

町は、県、国、原子力事業者、近隣市町等と緊急時の空間放射線量測定に関し、平常時から緊密な連携を図り、協力体制を整備する。

第4 簡易測定器の貸出

町は、必要に応じ町民に町所有の放射線簡易測定器の貸出を行うものとする。

第1 資機材の整備等

1 活動用資機材の整備

県は、国や原子力事業者等から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、関係機関等と協力し、スクリーニング、人体への除染等を実施するため、必要な資機材の整備に努め、町はこれに協力する。

2 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備

県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努め、町はその情報提供を受け、迅速に医療活動体制が支援できるよう、情報を共有する。

また、緊急被ばく医療体制についての資料を収集、整理しておく。

3 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

県は、国等と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備・維持管理するものとし、町はこれに協力する。

また、町は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時から県等と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第2 医療救護活動体制の整備

1 基本方針

町は、県及び関係機関の協力を得て、避難所に設置する医療救護所等において、町民や防災業務関係者等を対象とした放射性物質による表面汚染の検査（放射線サーベイ検査）、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染（スクリーニング）、医療救護及び健康管理等を実施する体制を整備する。

2 関係機関の協力の確保

(1) 関係機関は、原子力災害時における迅速かつ的確な医療を確保するため、緊急被ばく医療等の実施に必要な要員及び医薬品等の資機材の整備・提供に協力する。

(2) 救急医療を担う医療機関は、一般傷病者等の受入れに関して協力する。

3 情報提供システムの充実・活用

(1) 広域災害・救急医療（EMIS）情報システムの充実

県は、一般傷病者等の医療を円滑に実施するため、医療機関、医療従事者、備蓄医薬品に関する情報の収集・提供を行う広域災害・救急医療（EMIS）情報システムの充実に努め、町はこの情報を共有する。

(2) 情報提供システムの充実・活用

県は、原子力災害時において迅速かつ適切な医療が確保できるよう、関係医療機関に対し正確かつ迅速な医療関連情報を提供する情報提供システムの充実・活用に努める。

第6節 農林水産物等の安全確保の整備

〔産業建設部〕

第1 検査体制の整備

県は、事故発生時における農林水産物や加工食品、飲料水、工業製品等の安全性を確保するため、平常時から検査体制を整備するものとし、町はこれに協力する。

また、食品等の検査を的確に実施するため、日頃から町職員等が原子力災害に関する幅広い知識を習得しておくとともに、放射性物質に係る検査方法、機器類の操作等について習熟する。

さらに、町は、事故発生時における食品等のモニタリング検査や出荷制限等の円滑な実施のため、県に協力する。

第7節 緊急輸送体制の整備

〔総務部、産業建設部〕

第1 緊急輸送の意義、必要性

原子力災害が発生した際、災害応急対策を早急に実施するためには、要員、緊急物資、防災用資機材等を必要とする地域や避難所に速やかに輸送する必要がある。

県は、緊急時における輸送手段、経路等をあらかじめ確保することにより、迅速な災害対策を実施するものとし、町はこれに協力する。また、事故の長期化や広域化のほか、緊急的な事態にも迅速・適切に対応できる体制を整備する。

第2 道路交通管理体制の整備

県及び県警察は、県が管理する情報板等の道路交通関連設備について、緊急時の道路交通管理体制の整備に努め、町はこれに協力する。また、町は、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行うため、道路機能を確保できるよう、県、国等の道路管理者と協力し、道路管理の充実を図る。

第8節 普及・啓発等を通じたリスクコミュニケーションの充実

[総務部、災害救助部]

第1 町民等に対する普及・啓発

県は、国、原子力事業者等と協力して、町民等に対し原子力防災に関する知識の普及のため、次に掲げる事項のほか、必要な事項について普及啓発活動を実施するものとし、町はこれに協力する。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性
- (2) 原子力発電所等の概要
- (3) 避難等施設の位置
- (4) 原子力災害とその特性
- (5) 放射線による健康への影響及び放射線防護
- (6) 本県の平常時における環境放射線の状況
- (7) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容
- (8) 屋内退避・避難
- (9) 安定ヨウ素剤の服用
- (10) 放射性物質による汚染の除去

第2 原子力防災業務に携わる職員に対する研修等

町は、県や国、関係機関が実施する、以下に掲げる事項の研修等に参加し、職員等防災業務関係者の意識の高揚を図る。

- (1) 原子力防災体制及び組織
- (2) 原子力発電所等の概要
- (3) 原子力災害とその特性
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護
- (5) 放射線の測定方法並びに測定機器等防護対策上の諸設備
- (6) 緊急時に、県や国等が講じる対策の内容
- (7) 緊急時に町民等がとるべき行動及び留意事項
- (8) その他緊急時対応に関すること

第3章 応急対策

第1節 災害対策本部・災害警戒本部等の設置

〔各部共通〕

第1 町の活動体制

災害の規模に応じた職員の体制区分、配備基準は原則として次のとおりとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）については、資料編に掲載のとおりである。（資料14-1）

体制等	災害の態様		体制の概要	配備要員
注意配備	近隣県における原子力発電所等において事故等（EAL1）が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない被害が生じた場合		小規模災害の情報収集及び応急対策を行う体制	総務課消防防災交通係 生活環境課環境リサイクル係
警戒配備	① 原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があった場合（EAL2） ② 総合政策部長が必要と認めた場合		災害警戒本部を設置し、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	総務課全職員 生活環境課全職員 健康福祉課全職員 こども教育課全職員
非常配備	① 原子力防災管理者から原災法第15条第1項に定める通報があった場合（EAL3） ② 町長が必要と認めた場合	① 大規模な災害が発生するおそれがある場合 ② 大規模な災害が発生し、甚大な被害を出すおそれがある場合	災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	全職員

（注）配備要員の編成については、配備区分ごとにあらかじめ定めておく。

第2 注意体制

町は、近隣県における原子力発電所等において事故等が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない被害が生じた場合、注意体制をとる。

総務課消防防災交通係は直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- （1）原子力災害に関する情報の収集
- （2）被害情報の把握
 - ア 被害が発生した日時、場所
 - イ 被害の概要
 - ウ 被害に対してとられた措置
 - エ その他必要な事項
- （3）必要に応じて関係部局等への通報
- （4）必要に応じて総務課長、町長等への報告
- （5）災害応急対策（小規模）

第3 災害警戒本部の設置

町は、特定事象発生の通報を受けた場合又は特定事象発生のおそれがあると総合政策部長が認めた場合は、災害対策に関する措置を総合的、迅速かつ的確に行うため、町長を本部長とする災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

1 災害警戒本部の設置、解散の時期

(1) 災害警戒本部の設置基準

- ア 県から原災法第10条第1項に定める通報があったとき
- イ 県から緊急時の通報を受け、総合政策部長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき
- ウ 県及び近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局または役場敷地内に設置されている観測局で、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき
- エ その他町長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき

(2) 設置場所

災害警戒本部は、野木町役場内に設置し、事務局は総務課が運営する。

(3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ア 災害の発生するおそれなくなったと本部長が認めたとき
- イ 災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき
- ウ 災害対策本部が設置されたとき

2 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

- (1) 災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び地震災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること
- (2) 災害対策本部の設置に関すること
- (3) 災害応急対策の実施に関すること

3 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営は、原則として「水害・台風、竜巻等風害対策編第3章第1節」の定めるところによることとし、必要に応じて、県の職員や関係市町の職員を加えるものとする。

4 災害警戒本部長の職務代理者の決定

本部長（総合政策部長）が災害時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者の順位は、次のように定める。

- 第1順位 町民生活部長
- 第2順位 教育次長

第4 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置、解散の時期等

町は、原子力緊急事態発生の通報を受けた場合又は原子力緊急事態発生のおそれがあると町長が認めた場合は、国、県及び原子力事業者等の防災関係機関と緊密な連携を図り、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

(1) 設置基準

次の各号に掲げる場合に災害対策本部を設置する。

- ア 県から原災法第15条第1項に定める通報があったとき
- イ 県から緊急時の通報を受け、町長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき
- ウ 県及び近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局または役場敷地内に設置されている観測局で $500\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき
- エ 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、町内において

屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき
オ その他町長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき

(2) 設置場所

災害対策本部は、野木町役場内に設置し、事務局は総務課が運営する。ただし、役場庁舎が使用不能になった場合は、次の施設を代替場所とし、職員及び関係機関に周知する。

災害対策本部の代替施設：野木町文化会館（エニスホール：野木町友沼 181）

(3) 他の災害対策組織の統合

災害対策本部が設置された場合、他の災害対策に関する組織は、災害対策本部の各部に統合して活動を継続する。

(4) 災害対策本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害対策本部は解散する。

ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

イ 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

2 防災関係機関等への通報

災害対策本部を設置したときは、速やかに県に通報する。

3 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、原則として活動体制は「震災対策編」第3章第1節の通りとする。

本部及び各班の運営体制については、災害の規模や内容、時期に応じてその都度配置を見直す等柔軟に対応するとともに、災害対応が長期にわたる場合には継続した運営が可能となるよう全庁からの応援を受けて従事職員のローテーションを確保するよう努める。

4 災害対策本部の業務

災害対策本部は、次の災害対策業務を実施する。

- (1) 災害救助法の実施に関すること。
- (2) 災害応急対策の実施、調整に関すること。
- (3) 本部の活動体制に関すること。
- (4) 各班の活動体制に関すること。
- (5) 国、県への応援要請に関すること。
- (6) 自衛隊の災害派遣要請、配備に係る調整に関すること。
- (7) 応援に関すること。
- (8) 災害広報に関すること。
- (9) 災害対策本部の解散に関すること。
- (10) その他重要な事項に関すること。

5 代決者

本部長（町長）が不在時の意思決定順位は、次のように定める。

第1順位 副町長

第2順位 総合政策部長

第5 防災業務関係者の安全確保

町は、県及び消防機関、その他防災関係機関等と連携し、緊急事態応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図る。

1 防護対策

町は、必要に応じ表面汚染検査（スクリーニング）等防災資機材の整備等必要な措置をとる。

2 防災業務関係者の被ばく線量管理

- (1) 防災業務関係者の被ばく線量管理については、次の指標を基準とする。

ア 防災関係者の被ばく線量は、実効線量で5年間につき100mSv かつ年間につき50mSv を上限とする。

イ 救命救助等の場合、実効線量で100mSv を上限とする。なお、女性に関しては胎児保護の観点から適切な配慮を行う。

(2) 町は、県及び対策拠点施設と緊密な連携のもと、被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得る。

(3) 町は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、県及び原子力事業者と相互に緊密な情報交換を行う。

第2節 情報の収集・連絡活動

〔総務部、災害救助部〕

第1 警戒事態発生情報等の連絡（EAL1）

警戒事態は、その時点では町民等への放射線による影響やそのおそれ緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集に努める必要がある。このため、県では原子力発電所等の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書等に基づき、原子力事業者から連絡通報を受けるとともに、国、近隣県等に対し情報収集活動を実施し、必要に応じて市町、消防等関係機関への通報や町民等への周知を行う。

第2 特定事象発生情報等の連絡（EAL2）

原子力発電所の原子力防災管理者は、原災法第10条に規定する特定事象を発見し又は発見の通報を受けた場合、防災業務計画に基づき直ちに原発所在県をはじめ、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部、原子力防災専門官等に、文書をファクシミリで送付することとされている。

第3 応急対策活動情報の連絡

1 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡（EAL2）

原子力事業者は、原発所在県をはじめ、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部、原子力防災専門官等に、次の事項について、定期的に文書により連絡をすることとされている。

- (1) 施設の状況
- (2) 原子力事業所の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況
- (3) 被害の状況等

県は、国や近隣県等から入手した情報を、町・消防機関等に対して速やかに連絡するとともに、相互の連携を密にし、その後の対応に備える。

2 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡（EAL3）

(1) 要員の確保

町は、原子力事業所の事故により放射性物質が広範囲に拡散し、町内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのある場合、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

(2) 情報の収集等

町は、県や関係機関から原子力発電所周辺の状況、モニタリング情報、屋内退避等の状況等必要な情報を収集し、併せて、県や近隣県等の緊急事態応急対策活動の状況を把握し、町が行う応急対策について活用する。

第4 原子力災害合同対策協議会への職員派遣

町は、原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設（オフサイトセンター）において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、原子力事業所の状況やモニタリング情報を把握するとともに、緊急事態応急対策及び原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等に関する情報を収集するため、必要に応じて職員等を派遣する。

第1 町民等への情報伝達活動

1 町民等に対する情報伝達

- (1) 町は、早い段階から原子力災害に関する情報を広く迅速に町民に向けて提供し、町内における原子力災害に伴う混乱を未然に防ぎ又はその軽減に努める。
- (2) 県は、防災行政無線等により各市町に迅速に情報提供を行うとともに、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て広域的な情報提供に努める。また、情報を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用した情報の提供にも努め、町は、広報車や町ホームページ等により町民に情報を提供する。
- (3) 町は、町民等のニーズを迅速に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、町や県が講じている施策に関する情報、交通規制等、原子力災害に対する不安の解消や町民生活の混乱の防止に役立つ事項について、きめ細やかに情報を国、県等と連携しながら伝える。また、情報の一元化を図り、定期的な情報提供に努める。

2 情報伝達の内容等

(1) 情報伝達に当たっての留意事項

町は、町民への情報伝達等に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい伝達文例等を準備することにより、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じ伝達情報の内容を理解するうえで参考となる情報等を併せて提供する。

(2) 要配慮者への配慮

町は、町民等への情報伝達に当たっては、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者、外国人等の情報伝達において困難が予想される要配慮者に配慮する。

(3) 情報伝達内容

- ア 事故・災害等の概況
- イ 災害応急対策の実施状況
- ウ 不安解消のための町民に対する呼びかけ
- エ 避難住民を受け入れる場合、避難住民の受入れを行う旨及び避難を円滑に行うための協力呼びかけ

(4) 広報内容の確認

- ア 十分に内容を確認した情報の公表及び広報活動を行う
- イ 発表内容や時期については、県、国等と相互に連絡を取り合い実施する。

(5) 誤情報の拡散への対処

町は、公式見解をいち早く発表し、誤情報の拡散抑制に努める。

第4節 屋内退避・避難誘導等

〔各部共通〕

町及び県は、原災法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示等に基づき、屋内退避又は避難等の措置を講じる。

第1 避難等措置の実施主体

町民の避難等の措置を講じるに当たっては、町のほか、県、県警察、消防、自衛隊等防災関係機関の応援・協力のもと実施する。

町は、県から避難等の防護対策の指示があった場合には、あらかじめ定める退避等措置計画により、町民が動揺・混乱しないよう、速やかに指示する。

第2 屋内退避、避難等の実施

1 町民等に対する周知

原子力緊急事態における内閣総理大臣からの指示が近隣県等にあった場合、町は、町民に対して情報提供を行う。とともに、必要に応じて屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。なお、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者、外国人等の情報伝達に困難が予想される要配慮者に対する周知方法については、特段の配慮を行う。

2 避難誘導等

(1) 町は、EAL又はOILに基づく災害対策本部長の指示若しくは県からの指示又は独自の判断に基づいて、町民等に対する屋内退避若しくは避難のための立ち退きの指示を行う。

(2) 町は、県警察、消防機関等と協力し、避難状況等を把握する。

(3) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、町民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、町民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

3 避難状況の確認

町は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合は県警察、消防機関等と協力し、町民の避難状況等を的確に把握するものとする。

第3 安定ヨウ素剤の配布等

国が備蓄する安定ヨウ素剤の配布について、町及び県は、国及び関係機関と連携して対応する。

第4 避難所等の開設、運営

1 避難所の開設

町は、必要に応じ避難所及び福祉避難所を開設し、町民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

2 避難所の管理・運営

町は次の措置を講ずる。

(1) 各避難所の管理・運営に当たり、避難所における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、衛生管理（清掃等）について円滑に実施するため、医師等専門家、ボランティア、避難者、町民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。

(2) 避難所に必要な設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なときに直ちに配備できるよう準備しておくものとする。

(3) 避難所における避難者に係る情報の早期把握に努めるとともに、避難者の要望を把握するなど、避難所における生活環境に注意を払い、必要に応じて改善を図り、常に良好なものとする。

よう努める。

3 飲食物、生活必需品等の供給

町は、避難所等の町民のために飲食物、生活必需品等の提供が必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行うとともに、それでも不足すると認められた場合は、県に対し、飲食物、生活必需品等の調達の協力を要請する。

第5 県外からの避難者の受入

1 避難所の設置

原子力発電所事故が発生した場合、その影響が広範囲に及ぶため、近隣県の町民が本町に避難することが予想される。

また、東海第二発電所で原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における県外広域避難について、UPZ 内にある茨城県水戸市と本町の間で、平成 30（2018）年 5 月 21 日に協定が締結されている。

避難先は、それぞれの指定避難所等公共施設のうち、あらかじめ定めた施設の一部を避難所として提供するとともに、避難所の開設等を行う。町は、避難受入れにあたって、県から助言を受けることができる。

2 避難退域時検査及び簡易除染への協力

県外広域避難を実施する住民に対するスクリーニング及び除染は、当該避難による汚染の拡大の防止及び住民の安全確保のため、茨城県広域避難計画に基づき、茨城県が実施する。

県は、可能な範囲で、茨城県が行う避難退域時検査及び簡易除染への協力を行う。

さらに、町は、県外避難者用駐車スペースを確保する。

第6 要配慮者等への配慮

町は、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者、愛がん動物同伴者に十分配慮する。特に、要配慮者の避難所での健康状態の把握等に努める。

また、要配慮者の避難所生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルクや哺乳びん、紙おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の派遣など、円滑な生活支援を行う。

第1 町民等を対象とする健康相談等の実施

1 避難者等に対する健康相談等の実施

県は、避難所、救護所等において、災害対応の段階や対象区域等に応じて、避難者等を対象とした健康相談（原子力災害発生直後から避難所等までの行動状況や健康状態の把握）を実施し、町はこれに協力する。また、必要に応じて、放射性物質による表面汚染に関する検査（放射線サーベイ検査）を実施する。

2 相談窓口の設置

町は、県等と連携し、健康福祉センター等に町民等の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置する。また、避難生活者の心身の健康を確保するため、必要に応じ、避難所等における巡回相談を実施する。

第2 被災者を対象とする医療救護活動の実施

町は県と連携し、主要な避難経路上に医療救護所を設けることとし、当該医療救護所において、被災者等を対象に、汚染検査、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等の所要の措置を行う。

また、医療救護所で対応できない場合は、搬送機関と連携し医療機関等へ搬送する。なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

第1 食品等の安全性の確認

原子力災害が発生した場合、国が主体となって実施する緊急時モニタリング結果や県の環境放射線モニタリングの結果等の情報を集約する原子力規制委員会が、飲食物中の放射性物質濃度の測定を行うべき地域や当該地域における測定結果に基づく摂取制限の内容について、原子力災害対策本部を通じて、地方公共団体に伝達することになっている。

県は、国から示されるガイドラインに基づき策定する放射性物質検査計画等により、当該地域における飲食物中の放射性物質濃度の測定を実施するとともに、OILに基づき飲食物摂取制限を行い、町民等へ周知する。なお、緊急時の暫定規制数値等が設定された場合は、その基準等に基づき対応する。飲食物摂取制限の基準及び食品中の放射性物質の基準値は、資料編に掲載のとおりである。(資料14-2)

また、県は、農林水産物や加工食品等の安全性を把握し、出荷自粛要請の要否を判断するため、モニタリング実施計画等に基づき、速やかに放射性物質に係るモニタリング検査を実施するほか、加工食品等については、製造業者の依頼に基づき、放射性物質濃度の測定を実施する。

第2 食品等の出荷自粛要請及び解除

県等が実施するモニタリング検査等の結果、国が定める基準値等を超過した場合、町は、速やかに関係団体等を通じて生産者等へ出荷自粛を要請するとともに、町ホームページへの掲載など、様々な手段を使って町民に対し広く周知する。

また、基準値を超過した牧草等が確認された場合は、関係団体等を通じて生産者等へ給与自粛を要請するとともに、給与された疑いのある家畜の生産物については安全であることが確認されるまでの間、出荷自粛を要請する。

国から出荷制限の指示があった場合は、県は速やかに町及び関係事業者に要請するとともに、町民に対し広く周知する。

出荷自粛要請後のモニタリング検査結果が国の示す解除ルールに適合する場合、町は、県と解除計画について協議し、県の指示を受けて出荷自粛等を解除する。併せて生産者及び町民等へも広く周知する。

第3 飲料水の安全対策の実施

町は、県等が実施するモニタリングの結果に基づき、国が定める摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、水道水及び飲料水の摂取制限等必要な措置をとる。

また、水道水の安全対策のため、水道事業者等に事故の状況を直ちに伝えるとともに必要な指導等を行う。実施に当たっては、厚生労働省から示される水道水中の放射性物質に関する指標等に留意して指導等を行う。

なお、町は、水道水の摂取制限を実施する場合に備え、飲料水の備蓄等について整備する。

第4 食品等の供給

町は、食品等の摂取制限等の措置が指示された際、県と協力し、「野木町地域防災計画震災対策編第3章第10節」に基づき、関係町民への応急措置を講じる。

第1 児童生徒等の安全の確保

学校等は、原子力災害が発生した場合に、適切な情報に基づき、屋内退避等を行うことにより児童生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。

町は、県等と連携して、学校等に対し、生活上の留意点など、原子力災害に関する情報を提供する。さらに、児童生徒等や保護者からの放射線や健康への影響に関する相談に応じることができるよう体制を整備する。

第4章 復旧・復興

第1節 健康対策

第1 町民への対応

県は、町民等の不安を払拭するため、町民に対する心のケアを含む健康相談を実施し、町はこれに協力する。

第2 健康影響調査・健康相談等

1 調査の検討

町は県と協力し、必要に応じて、防護対策を講じた地域の町民等を対象とする健康影響に関する調査を実施する。

実施に当たっては、緊急時医療や放射線の人体への影響に詳しい専門家等による検討会等の意見を聴いて、健康影響調査の必要性等について検討する。

検討会等では、メンタルヘルスやリスクコミュニケーションなど、身体的影響調査以外に、心のケアに関する調査、情報提供のあり方等についても検討する。

2 調査の実施

検討会等において、健康影響調査の必要性が認められた場合には、調査の対象、内容、方法等について具体的な検討を加え、速やかに医療機関をはじめ関係機関等と協力して実施する。

3 メンタルヘルス対策

町は、県、医療機関等をはじめ、関係機関等と連携し、町民のメンタルヘルス対策として、心のケアに関する電話相談の実施など、町民からの問合せに対応できる体制を整備する。

防災業務関係者も心のケア対応を受ける対象者となりうるため、町民等に対し配慮しながら、防災業務関係者への対応にも十分に留意する。

第3 学校等における対策

学校等における健康対策について、子どもは放射線の影響を比較的受けやすいこと、精神的にも成長過程にあること等の特性を考慮する。

1 健康調査

健康調査を実施するに当たり、原子力災害による児童生徒等の心身の健康への影響を把握するため、教職員等による健康観察を行う。特に児童生徒等については、災害で受けた心の影響は、長期化することや数ヵ月後に突然現れることもあるので、長期的に観察をする。

2 心のケア

原子力災害の経過に伴い、児童生徒等の健康問題解決のために、教職員等による組織的かつ迅速・適切な対応が不可欠であるため、学校等においては心のケアに関する体制を整備し、児童生徒等の対応にあたる。

3 その他

(1) 原子力災害が収束しても、放出された放射性物質が地表上に蓄積し、児童生徒の屋外活動の妨げとなるおそれがあるため、学校の設置者等は、園庭や校庭など児童生徒等が活動する場所について放射線量の計測を行い、必要に応じて、表土除去等放射線量を低減するための必要な措置を行う。

(2) 学校等の設置者は、児童生徒や保護者の不安を払拭するため、必要に応じて学校給食等について放射性物質の測定を実施し、目に見える形での情報提供に努める。

第2節 除染・汚染廃棄物の処理

第1 基本方針

町及び県は、放射性物質に汚染された廃棄物の処理及び除染作業について、国の施策に協力し、国、原子力事業者及びその他の防災関係機関と連携して、必要な対策を実施する。

第2 除染の実施

町、県、その他防災関係機関及び県民は、避難のための立退きの指示があった地域以外に関する除染に当たっては、主に町における除染を対象として国が策定した「除染関係ガイドライン」を参考とし、国や原子力事業者とも連携の上、以下のとおり実施する。

原子力事業者は、町、県等の要請に基づき除染等に必要な防災資機材の貸与、要員の派遣に努める。

なお、除染を実施する際は、町民の意見を十分に尊重するものとする。

- (1) 土壌、工作物、道路、河川、湖沼、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることに鑑み、学校・幼稚園・保育園・公園等、子どもの生活圏を優先して除染する等妊産婦や子ども等に十分配慮する。
- (2) 比較的高い濃度で汚染された場所を特定し汚染の特徴に応じ、表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉の除去等、適切な方法で効果的に行う。水を用いて洗浄を行う場合は、水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質を可能な限りあらかじめ除去する等、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。
- (3) 土壌等の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限にする等除去土壌等の発生抑制に配慮し、除去土壌等はその他の物と混合するおそれのないよう区分するとともに、可能な限り除去土壌と除染廃棄物を区分する。
- (4) 除去土壌については、国が示す考え方に基づき、周辺住民及び作業者の追加的な被ばく線量を考慮して(※)、収集、運搬、保管及び処分を適切に行う。

なお、保管場所及び処分先の確保の観点から、必要に応じて、保管又は処分の際に減容化や再生利用を図る。

除染廃棄物については、本節第3の記載するところにより適切に処理を行う。

※ 参考「福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」(平成23年6月3日原子力安全委員会)

なお、当通知の廃棄物については、除去土壌を含む。

- ① 処理に伴って周辺住民の受ける線量が1mSv/年(ミリシーベルト)を超えないようにする。
 - ② 処理を行う作業者が受ける線量が可能な限り1mSv/年(ミリシーベルト)を超えないことが望ましい。比較的高い放射能能度の物を取り扱う工程では、電離放射線障害防止規則を遵守する等により、適切に作業者の受ける放射線の量の管理を行う。
 - ③ 処分施設の管理期間終了以降、周辺住民の受ける線量が10 μ Sv/年(マイクロシーベルト)以下とする。
- (5) 飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壌の量等の記録等、周辺町民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

(参考資料編)

除染関係ガイドライン(平成25年5月第2版、平成26年12月追補 環境省)

第3 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

1 町及び排出事業者が処理する廃棄物

町、県、排出事業者は、国の責任において処理することとされる廃棄物(放射性物質汚染対処

特措法の規定では8,000Bq/kg（ベクレル）を超える放射性物質を含み国が指定した廃棄物（指定廃棄物）を国に引き渡すまでの間、適切に保管する。

町及び県は、自らの責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では8,000Bq/kg（ベクレル）以下の放射性物質を含む廃棄物）の収集、運搬、保管及び処分を適切に行うとともに、「廃棄物関係ガイドライン」（事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン、環境省）に基づき、飛散・流出防止の措置、モニタリングの実施、廃棄物の量、運搬先等の記録、周辺町民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

2 その他

町及び県は、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農林畜水産物等、廃棄物を含め放射性物質に汚染された廃棄物の処理の安全性について、町民等へ周知徹底する。

町及び県は、国に対し、放射性物質に汚染された廃棄物の保管場所や処分を行う施設を確保するよう要請するものとする。

第3節 損害賠償

町及び県は、東京電力福島第一原子力発電所事故において原子力事業者に対し請求した経費を参考に、原子力災害において支出した様々な経費について、請求の可否を判断するとともに、迅速かつ正当な損害賠償の履行を求める。

第4節 各種制限の解除

町は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策委員等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うとともに、解除実施状況を確認するものとする。

資 料 編

資料1 総則・組織

1-1 野木町防災会議条例

昭和40年11月16日条例第28号
改正 平成12年3月21日条例第8号
平成24年12月21日条例第34号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、野木町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 野木町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 栃木県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 栃木県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 町教育長
 - (6) 小山市消防本部消防長及び町消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (9) その他町長が特に認める者
- 6 前項の委員の定数は、30人以内とする。
- 7 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、栃木県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和40年11月16日から施行する。

附 則（平成12年3月21日条例第8号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月21日条例第8号）

この条例は、平成24年12月21日から施行する。

1-2 野木町防災会議委員名簿

番号	区分	機関名	職名	備考
1	会長	野木町	町長	防災会議条例第3条第2項
2	1号委員	利根川上流河川事務所古河出張所	所長	防災会議条例第3条第5項第1号
3	2号委員	栃木土木事務所	参事兼所長	防災会議条例第3条第5項第2号
4	〃	県南健康福祉センター	参事兼所長	〃
5	〃	下都賀農業振興事務所	参事兼所長	〃
6	3号委員	小山警察署	署長	防災会議条例第3条第5項第3号
7	4号委員	野木町	副町長	防災会議条例第3条第5項第4号
8	〃	野木町	総合政策部長	〃
9	〃	野木町	町民生活部長	〃
10	〃	野木町	産業建設部長	〃
11	〃	野木町	教育次長	〃
12	5号委員	野木町	教育長	防災会議条例第3条第5項第5号
13	6号委員	小山市消防本部	消防長	防災会議条例第3条第5項第6号
14	〃	野木町消防団	団長	〃
15	7号委員	東日本電信電話(株)栃木支店	支店長	防災会議条例第3条第5項第7号
16	〃	東京電力パワーグリッド(株) 栃木南支社	支社長	〃
17	〃	東日本旅客鉄道株式会社	古河駅長	〃
18	8号委員	自主防災組織	代表者	防災会議条例第3条第5項第8号
19	9号委員	陸上自衛隊宇都宮駐屯地	第12特科隊本部管理中隊長	防災会議条例第3条第5項第9号
20	〃	野木町医師団	代表	〃
21	〃	小山歯科医師会	理事	〃
22	〃	小山市消防署野木分署	分署長	〃
23	〃	野木町社会福祉協議会	事務局長	〃

1-3 野木町災害対策本部条例

昭和40年11月16日条例第29号
改正 平成3年3月16日条例第1号
平成12年3月21日条例第8号
平成24年9月21日条例第30号

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、野木町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

第4条 前3条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和40年11月16日から施行する。

附 則（平成3年3月16日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月21日条例第8号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月21日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-4 防災関係機関の連絡先

1 町

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
野木町役場	下都賀郡野木町大字丸林 571	0280-57-4112

2 消防機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
小山市消防本部	小山市神鳥谷 1700-2	0285-39-6660
小山市消防署野木分署	下都賀郡野木町大字丸林 149	0280-57-1119

3 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
栃木労働局栃木労働基準監督署	栃木市沼和田 20-24	0282-24-7766
栃木労働局小山公共職業安定所	小山市喜沢 1475 (おやまゆうえんハーベストウォーク内)	0285-22-1524
関東農政局栃木県拠点	宇都宮市中央 2-1-16	028-633-3311
東京管区気象台宇都宮地方気象台	宇都宮市明保野町 1-4	028-635-7260
関東地方整備局 利根川上流河川事務所	埼玉県久喜市栗橋北 2-19-1	0480-52-3952
〃 渡良瀬遊水池出張所	埼玉県加須市柏戸 345	0280-62-2420
〃 古河出張所	茨城県古河市桜町 4-8	0280-22-0487
関東地方整備局渡良瀬川河川事務所	足利市田中町 661-3	0284-73-5551
〃 佐野河川出張所	佐野市堀米町 3971-10	0283-21-6810

4 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊第 12 特科隊	宇都宮市茂原 1-5-45	028-653-1551

5 県の機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
栃木県県民生活部危機管理課	宇都宮市塙田 1-1-20	028-623-2136
栃木県県民生活部消防防災課	〃	028-623-2127
栃木土木事務所	栃木市神田町 6-6	0282-23-3433
県南健康福祉センター	小山市犬塚 3-1-1	0285-22-0302
下都賀農業振興事務所	栃木市神田町 5-20	0282-23-3425

6 警 察

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
小 山 警 察 署	小山市神鳥谷 1738-5	0285-31-0110
〃 野木交番	下都賀郡野木町大字丸林 383-16	0280-56-1703
〃 佐川野警察官駐在所	下都賀郡野木町大字佐川野 493-4	0280-56-0577

7 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
日本郵便(株)関東支社野木郵便局	下都賀郡野木町大字丸林 397-12	0280-56-2034
日本郵便(株)関東支社野木駅東口郵便局	下都賀郡野木町大字丸林 560-12	0280-57-1611
東日本電信電話(株)栃木支店	宇都宮市東宿郷 4-3-27	028-662-4256
(株)NTT ドコモ栃木支店	宇都宮市大通り 2-4-3	028-639-6000
KDDI(株)小山テクニカルセンター	小山市神鳥谷 1828	0285-28-5156
東京電力パワーグリッド(株)栃木総支社	宇都宮市馬場通り 1-1-11	028-305-8025
東京電力パワーグリッド(株)栃木南支社	小山市駅東通り 2-23-25	0285-35-3519
東日本旅客鉄道(株)野木駅	下都賀郡野木町大字丸林 322-1	050-2016-1600
日本赤十字社栃木県支部	宇都宮市若草 1-10-6	028-622-4801
日本放送協会宇都宮放送局	宇都宮市中央 3-1-2	028-634-9155

8 公共的団体・その他防災上重要な機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
野木町建設業協同組合 (代表 フクダ工業)	下都賀郡野木町大字友沼 4976	0280-55-2061
栃木県トラック協会小山支部	小山市大字喜沢 395	0285-22-4435
小山農業協同組合野木支店	下都賀郡野木町大字中谷 523-1	0280-56-0083
野木町商工会	下都賀郡野木町大字丸林 384-4	0280-55-2233
小山用水土地改良区第 11 区	下都賀郡野木町大字南赤塚 1200-2	0280-55-0401
小山地区医師会	小山市神鳥谷 2251-7	0285-38-6781
小山歯科医師会	小山市神鳥谷 2251-7	0285-39-7290
野木町社会福祉協議会	下都賀郡野木町大字友沼 5840-7	0280-57-3100
小山広域保健衛生組合 小山広域クリーンセンター	小山市塩沢 604	0285-22-8184
小山広域保健衛生組合 中央清掃センター	小山市塩沢 576-15	0285-24-3194
小山広域保健衛生組合 リサイクルセンター	下野市下坪山 1632	0285-39-8844
小山広域保健衛生組合 南部清掃センター	野木町大字南赤塚 1513-2	0280-33-3310

1-5 野木町建設業協同組合 会員一覧

No.	社名	No.	社名
1	フクダ工業(株)	11	(株)青木組
2	(株)乃木鈴建設産業	12	いなば建設(株)
3	丸誠工業(有)	13	(株)旭野組
4	道浦工業(株)	14	光洋建設(株)
5	(株)日誠工業	15	(株)田村緑化工業
6	(有)野辺工業	16	(株)菊池工業
7	(有)岩波興業	17	(株)岸建設
8	(株)福信建設	18	(株)山中組
9	(有)針谷工務店	19	(株)斉藤組
10	(株)板橋組	20	(有)大森造園土木

1-6 人口と世帯数の推移 (国勢調査)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総数	23,676	26,489	26,674	25,907	25,720	25,292	24,913
男性	11,821	13,231	13,261	12,869	12,700	12,556	12,401
女性	11,855	13,258	13,413	13,038	13,020	12,736	12,512
65歳以上の人口割合	8.9	11.2	13.9	16.9	21.0	26.8	32.5
世帯数	6,588	7,763	8,347	8,568	9,122	9,530	9,841
一世帯当たりの人員	3.6	3.4	3.2	3.1	2.8	2.7	2.5

資料2 自主防災

2-1 野木町地域消防防災活動協力員の設置及び運営に関する規則

平成11年11月17日

規則第26号

(目的)

第1条 この規則は、自己の知識及び経験を生かして、地震、風水害、大火災等の発生した場合又はその発生のおそれのある場合に町への被害情報等の迅速な提供を行い、かつ、自主防災組織の育成並びに自主防災体制の充実及び強化に関して町への協力を行う野木町地域消防防災活動協力員（以下「協力員」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力員の委嘱)

第2条 協力員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 消防職員経験者、消防団員経験者その他これらに準ずる者として町長が適当と認める者
- (2) ボランティア精神に富む者であって、地域住民の信望のある者
- (3) 次条第1項の規定による活動を実践できる者

2 協力員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(協力員の活動)

第3条 協力員は、町及び消防機関と連携して、地域において次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 災害の発生した場合又はその発生のおそれのある場合における町への被害情報等の迅速な提供をすること。
- (2) 自主防災組織の育成指導をすること。
- (3) 地域住民の防災対策に関する相談に応じ、かつ、必要な指導及び助言を行うこと。
- (4) 高齢者、障害者等の災害弱者に対し、防災対策についての指導及び助言を行うこと。
- (5) 自主防災活動に対する指導及び助言を行うこと。

2 協力員は、前項の規定による活動を行うときは、協力員証（別記様式第1号：省略）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(活動記録簿)

第4条 協力員は、前条第1項の規定による活動を行ったときは、その内容を活動記録簿（別記様式第2号：省略）に記録しなければならない。

2 協力員は、町長の指示により、活動記録簿を町長に提出しなければならない。

(協力員の遵守事項等)

第5条 協力員は、その活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 協力員は、研修会への参加等によりその活動上必要な知識の習得に努めなければならない。

(町との連携)

第6条 協力員は、常に町との連携に努めるものとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協力員の設置及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成12年1月1日から施行する。

2 この規則の実施の日以後初めて第2条第1項の規定により町長が委嘱した協力員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成12年3月31日までとする。

資料3 要配慮者

3-1 要配慮者利用施設一覧

1 浸水想定区域外の要配慮者利用施設

避難所	施設名	住所	電話番号
南赤塚小学校	ひまわり荘	南赤塚 1218-1	57-0300
	キラリの舎	南赤塚 1218-9	57-3211
	リハビリテーション花の舎病院	南赤塚 1196-1	57-1200
	りんご保育園	南赤塚 842-20	56-1708
	ゆりなメディカルパーク	丸林 662-3	57-0000
佐川野小学校	虹の舎	佐川野 1785-1	56-1000
	セルブ花	若林 443-7	54-1387
	法得幼稚園	佐川野 468-1	55-0806
	岩崎医院	佐川野 1806-1	56-0280
	ホーム宙	若林 443-1	54-1399
野木町公民館・体育センター	鹿野クリニック	丸林 421-9	57-0056
	おもと乳腺外科クリニック	丸林 624-1	33-6806
野木小学校	こもれびの舎	野木 2639	55-1400

2 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

避難所	施設名	住所	電話番号
南赤塚小学校 野木小学校 佐川野小学校 野木中学校 野木町公民館・体育センター 又は 当該施設の2階以上の階	野木幼稚園	友沼 5883-2	56-1723
	老人福祉センター	友沼 5840-7	57-3100
	野木病院	友沼 5320-2	57-1011
	いちご保育園	丸林 312-4	55-1225
	菊池クリニック	野渡 245-2	57-2510
	寺内整形外科	友沼 6507-1	57-9811
	木村医院	野渡 2797-3	23-2611
	いなば内科クリニック	丸林 583-3	57-0770
	さくら診療所	野渡 1097	54-5004
	友沼小学校	友沼 916	56-0017
	新橋小学校	友沼 5510-2	57-2525
	野木第二中学校	野木 4048	55-2701

資料4 物資・資機材等

4-1 備蓄倉庫の所在地及び備蓄品目

1 備蓄倉庫の所在地

名 称	所 在 地
野木町防災倉庫	野木町役場庁舎敷地内（野木町大字丸林 571 番地）
各小中学校	各小中学校敷地内

2 備蓄品目

（令和4年9月1日現在）

災害対策備蓄用品	数 量	備 考
アイソレーションガウン	100 着	
アルミ折りたたみ式マット	1,683 枚	
イヤホン	10 個	
緊急時用飲料水精製装置	2 台	処理能力 1m ³ /h
おしり拭き	12 箱	
おむつ	5,412 枚	
折り畳み給水容器	2 個	
介護用パンツ	336 枚	
傘袋	6,500 枚	
カップ	131 枚	
紙コップ	1,900 個	
乾電池	940 個	
救急箱	10 セット	
救助用毛布	2,429 枚	
緊急担架	11 個	
軍手	204 双	
携帯トイレ	120 個	
血圧計	11 台	
建築物危険度判定資機材	1 式	
ござ	148 枚	
ごみ袋	2,780 枚	
サーマルカメラ	10 台	
災害用水洗トイレ	9 セット	
災害用トイレセット	200 枚	
袋式トイレ	940 個	
サイレン付メガホン	15 個	
スプレーボトル	17 個	

災害対策備蓄用品	数 量	備 考
蛇口付給水器	3 個	
車両積載用清水タンク	6 個	
消毒液	110 本	
人工肛門替え袋	20 袋	
生理用品	1301 枚	
ぞうきん	100 枚	
体温計（でこピット）	10 個	
タフネスライト	70 本	
弾性ストッキング	84 足	
段ボールベッド	168 個	
使い捨てどんぶり	900 個	
使い捨て哺乳瓶	451 箱	
電気ポット	12 個	
トイレトペーパー	12 ロール	
投光器	1 台	
トリアージ	10 セット	
ハザードマップ	8 冊	
はさみ	10 本	
発電ラジオ	27 個	
発熱者専用看板	50 枚	
歯磨きシート	45 箱	
ハンドソープ	122 個	
非接触式体温計	24 個	
避難者カード	1,750 枚	
避難所運営マニュアル	8 冊	
ビニール手袋	7,000 枚	
ビニール袋	6,300 枚	
フェイスシールド	500 枚	
プチプチ	50m	
プラスチックエプロン	600 枚	
ブルーシート	16 枚	
ペーパータオル	3,500 袋	
防護服	70 着	
防犯ブザー	60 個	
ホワイトボード	2 台	
マジックペン	18 本	

災害対策備蓄用品	数 量	備 考
マスク	44,000 枚	
虫よけスプレー	50 本	
模造紙	50 枚	
誘導棒	48 本	
養生テープ	330 個	
ライト	794 本	
ロープ	18 本	
割ばし	600 本	
ワンタッチパーテーション	1,151 張	
アルファ米	4,102 食	
飲料水 (500ml)	4,690 本	
液体ミルク	18 本	
カレー	437 食	
パスタ	1,150 食	
フリーズドライご飯	900 食	
ゼリー	560 食	

4-2 応急給水用資機材等一覧表

1 配水池 令和4年4月1日現在

池	数	貯水能力 m ³
	4	24,000

※思川浄水場

2 応急給水機械等

種 別	保有数	能 力	保管場所
非常用タンク	2	1m ³	上下水道課
非常用ポリ袋	1,920 枚	6 ℓ	上下水道課
	620 枚	10 ℓ	
緊急時用飲料水精製装置	2	1 m ³ /h	町防災倉庫

3 鋼鉄プール

小 学 校					中 学 校		
ステンレス製	鋼板製	PC造	その他不詳	計	鋼板製	その他不詳	計
1	1	1	2	5	1	1	2

資料5 土砂災害・水害

5-1 土砂災害警戒区域指定箇所等一覧表

箇所番号	箇所名	大字	行政	消防団	避難所	特別警戒区域の有無
364-I-001	坂下D	野木	総務課	第2分団	野木小学校	有
364-II-001	台林A	友沼	総務課	本部分団	野木第二中学校	有
364-II-002	台林B	友沼	総務課	本部分団	野木第二中学校	有
364-II-003	坂下C	野木	総務課	第2分団	野木第二中学校	有

※ ただし、想定最大規模の洪水が発生している場合（発生するおそれがある場合）の避難所は、資料編8-1 浸水時の避難所一覧表のとおりとする。



5-2 野木町水防計画（令和4年度）

第1章 総 則

第1条 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号以下「法」という。）第33条の規定に基づき、県水防計画に応じ自治体水防の完璧を図りその被害を最小限に止めるため、関係諸機関と緊密な連絡を図り水防に必要な人的、物的施設を整備しておくとともに、これらの具体的活用方法を定め水防に際して緊急措置の適切、円滑な実施を期するものとする。

第2条 水防の責任

市町村は、その区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。
具体的には、主に次のような事務を行う。

1. 町の責任

- ①水防団の設置（法第5条）
- ②水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- ③平常時における河川等の巡視（法第9条）
- ④水位の通報（法第12条第1項）
- ⑤浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- ⑥避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）
- ⑦予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- ⑧水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- ⑨緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- ⑩警戒区域の設定（法第21条）
- ⑪警察官の援助の要求（法第22条）
- ⑫他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- ⑬堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- ⑭公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- ⑮避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑯水防訓練の実施（法第32条の2）
- ⑰(指定水防管理団体)水防計画の作成又は変更、その要旨の公表(法第33条第1項及び第3項)
- ⑱(指定水防管理団体)水防協議会の設置(法第34条)
- ⑲水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- ⑳水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- ㉑水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ㉒水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- ㉓消防事務との調整（法第50条）

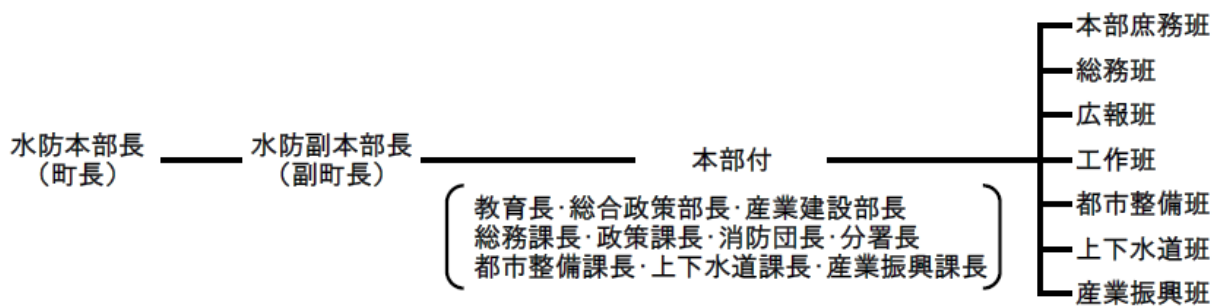
2. 居住者等の義務

- ①水防への従事（法第24条）
- ②水防通信への協力（法第27条）

第2章 水 防 組 織

第3条 町における水防組織

1. 町に水防本部（事務局は総務課 電話57-4110・4112・4128）を置き事態を処理する。
2. 水防本部を設置する時期は、水防法第10条および気象業務法第14条の2の規定により、水防に関する予報又は警報が発せられたとき、又は町長が水防本部を設置する必要があると認めたとしとする。
3. 町に災害対策本部が設置された場合の組織は、野木町地域防災計画の定めるところによる。
4. 水防組織は、次のとおりとする。



5. 町における水防事務の任務分担および消防団の編成は次のとおりとする。

(1) 水防事務の任務分担表

班 名	班 長	班 員	庶 務 分 担
本 部 庶 務 班	総 務 課 長	総 務 課 消防防災交通係	1. 水防計画及び水防協議会に関する事 2. 水防に関する事務を総括する。 3. 水防本部の庶務に関する事。 4. 常に全般の状況を把握し、対策を立案 すること。 5. 水防資材の確保に関する事。 6. 水防訓練に関する事。
総 務 班	総 務 課 長	総 務 課 秘書広報係 人事給与係 庶務文書係	1. 本部長の秘書に関する事。 2. 水防本部員及び水防資材の輸送に関する こと。 3. 被害調査に関する事。 4. 経理に関する事。 5. 関係機関との連絡に関する事。
広 報 班	政 策 課 長	政 策 課 職 員	1. 住民広報に関する事。
工 作 班	消 防 団 長	団 員	1. 堤防及び河川の巡視に関する事。 2. 水防作業に関する事。 3. 危険箇所の連絡に関する事。
	分 署 長	署 員	
都 市 整 備 班	都 市 整 備 課 長	都 市 整 備 課 職 員	1. 交通支障箇所及び迂回路に関する事。 2. 危険箇所の連絡に関する事。 3. 水防作業の協力、応援に関する事。 4. 水防資材の確保に関する事。 5. 野渡樋管に関する事。 6. 被害調査に関する事。
上 下 水 道 班	上 下 水 道 課 長	上 下 水 道 課 職 員	1. 逆川排水機場に関する事。 2. 水防作業の協力、応援に関する事。 3. 水防巡視に関する事。 4. 被害調査に関する事。
産 業 振 興 班	産 業 振 興 課 長	産 業 振 興 課 職 員	1. 水防作業の協力、応援に関する事。 2. 橋戸樋管に関する事。 3. 農地、山林等の被害調査に関する事。

(2) 消防団の編成表

団 長	副団長	本部団員	女性班	分 団 長	団 員 数	地 区 別
消防団長	副団長	本部団員	女性団員	本部分団長 第1分団長 第2分団長 第3分団長 第4分団長 第6分団長	21名 21名 21名 21名 21名 20名	松原、新橋 友沼、潤島 野木 南赤塚、中谷、丸林 佐川野、若林、川田 野渡
1名	2名	5名	6名	125名		

6. 職員の配備体制は次のとおりとする。

配備の種類	配 備 時 期	配 備 内 容	配 備 要 員
第一配備 (注意体制)	1 気象注意報又は気象警報 その他災害に関する情報が 発表され、被害発生のおそれ がある場合。 2 その他、特に総務課長が 必要と認めたとき。	特に関係ある課の少数人員で情 報収集及び連絡活動が円滑に行い 得る体制とする。状況により第二 配備に速やかに移行し得る体制と する。	総務課及び産業建設 部の職員
第二配備 (警戒体制)	1 気象警報、その他災害に 関する情報が発表され、局 地的な災害発生のおそれ がある場合。 2 その他、特に総合政策部 長が必要と認めたとき。	災害応急対策に関係ある課の所 要人員で情報収集連絡活動及び応 急措置を実施する。 【災害警戒本部の設置】 状況により第三配備に直ちに切 り替え得る体制とする。	総合政策部及び産業 建設部の職員
第三配備 (非常体制)	1 気象警報、その他災害に 関する情報が発表され、大 規模な災害発生のおそれ がある場合。 2 局地的な災害が発生した 場合。 3 その他、町長が必要と 認めたとき。	災害応急対策に関係ある課の全 職員で情報収集連絡活動及び応 急措置を実施する。 【水防本部の設置】 状況により第四配備に直ちに切 り替え得る体制とする。	総合政策部及び産業 建設部の全職員
第四配備 (非常体制)	1 大規模な災害が発生し、 又は発生のおそれがある場 合。 2 特別警報が発表された 場合。 3 その他、町長が必要と 認めたとき。	全ての職員が防災業務に従事す る。 【災害対策本部の設置】	全 職 員

第3章 監視・警戒および重要水防箇所

第4条 監視・警戒

町長は知事から大雨に関する気象状況の通報を受けたとき、又は必要があると認めるときは、出水前に必ず巡視員を堤防の巡視にあたらせるものとする。

1. 堤防の巡視にあたっては、次の状況に注意するものとする。
 - (1) 堤防の溢水状況
 - (2) 表法の水当たりの強い場所の亀裂又は崩壊
 - (3) 天端の亀裂又は沈下
 - (4) 裏法の漏水、亀裂および崩壊
 - (5) 樋門の両袖又は底部からの漏水および扉の締り具合
 - (6) 橋梁、その他の構造部と堤防との取付部分の異常
2. 更に河川が増水して氾濫注意水位を超えたときは、堤防延長500m～1,000mごとに警戒員1名、連絡員2名の基準で警戒に当たらせるものとする。
3. 前記の巡視の結果、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、すみやかに関係方面に通報するものとする。
4. 巡視責任者を次のとおり定める。

河川名	左右岸の別	巡視区間	延長	巡視責任者	人員	連絡方法	備考
思川	右	友沼下影	500m	第1分団長	4	無線 電話 伝令	
同上	左	友沼橋・逆川樋管		第1 "	4		
同上	左	旧松原橋付近		本部 "	4		
同上	左	野木・御林	450m	第2 "	4		
渡良瀬川	左	野渡樋管		第6 "	4		
同上	左	橋戸樋管		第6 "	4		

第5条 報告

洪水に際し町長は消防機関が出動したとき、又は水防作業を開始したとき若しくは堤防等の異常を発見したときは、第28条の系統に準じて関係者に通報するものとする。

第6条 通信の確保

1. 水防関係者は、通信施設の故障によりこれを使用（利用）することが不可能な場合は、自動車、自転車等を使用し伝令、その他あらゆる手段を講じて連絡の確保に努めるものとする。
2. 水防関係者は、上記の連絡を実施するためあらかじめ所要の車輛を下記のとおり準備する。

	種別	数量	所在地	所有者	利用者	備考
自動車	乗用車（バスを含む）	21	野木町役場	町長	水防本部員	
"	貨物自動車	41	"	"	"	
自転車	原動機付自転車を含む	4	"	"	"	

第7条 町における重要水防箇所は「令和4年度直轄河川重要水防箇所一覧表」のとおりである。

令和4年度直轄河川重要水防箇所一覧表

事務所名	図面 対象 番号		河川名	重要度		左 右 岸 別	重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種別	階級		地先名	料杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
利根川上流 河川事務所	思右	2-1	思川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	栃木県 下都賀郡野木町 友沼	3.0k 下5m 3.0k 下110m	105.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安 全性照査)	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土俵工 かご止め工
	思右	2-2	思川	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要注	右	栃木県 下都賀郡野木町 友沼	3.0k 下110m 3.0k 下170m	60.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安 全性照査) 旧川跡	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土俵工 かご止め工
	思右	2-3	思川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	栃木県 下都賀郡野木町 友沼	3.0k 下170m 2.5k 下5m	335.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安 全性照査)	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土俵工 かご止め工
	思右	2-4	思川	越水(溢水) 堤体漏水 新堤防 旧川跡	B B 要注 要注	右	栃木県 下都賀郡野木町 友沼	2.5k 下5m 2.5k 下45m	40.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安 全性照査) 令和2年3月16日完成 H30思川友沼(上流 部)掘削工事 旧川跡	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土俵工 かご止め工 シート張り工
	思右	2-5	思川	越水(溢水) 堤体漏水 新堤防 旧川跡	B B 要注 要注	右	栃木県 下都賀郡野木町 友沼	2.5k 下45m 2.5k 下85m	40.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安 全性照査) 令和2年3月16日完成 H30思川友沼(上流 部)掘削工事、令和4年出水期完成見込み R2思川右岸川西水防拠点盛土他工事 旧川跡	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土俵工 かご止め工 シート張り工
	思右	2-6	思川	越水(溢水) 堤体漏水 新堤防	B B 要注	右	栃木県 下都賀郡野木町 友沼	2.5k 下85m 2.5k 下125m	40.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安 全性照査) 令和2年3月16日完成 H30思川友沼(上流 部)掘削工事、令和4年出水期完成見込み R2思川右岸川西水防拠点盛土他工事	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土俵工 かご止め工 シート張り工
	思右	2-7	思川	越水(溢水) 堤体漏水 新堤防	B B 要注	右	栃木県 下都賀郡野木町 友沼	2.5k 下125m 2.0k 上70m	304.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安 全性照査) 令和4年出水期完成見込み R2思川右岸川西水防拠点盛土他工事	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土俵工 かご止め工 シート張り工
	思右	2-8	思川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	栃木県 下都賀郡野木町 友沼	2.0k 上70m 2.0k 上10m	60.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安 全性照査)	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土俵工 かご止め工
	思右	2-9	思川	越水(溢水) 堤体漏水 新堤防	B B 要注	右	栃木県 下都賀郡野木町 友沼	2.0k 上10m 1.5k 上215m	295.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安 全性照査) 令和2年5月29日完成 R1思川右岸友沼堤防整備工事	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土俵工 かご止め工 シート張り工
	思右	1-1	思川	(重点) 工作物	A	右	栃木県 下都賀郡野木町 友沼	2.0k 下100m	1箇所	友沼橋 桁下高不足かつ流下能力不足	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	
	思右	1-2	思川	越水(溢水) 堤体漏水 新堤防 旧川跡	B B 要注 要注	右	栃木県 下都賀郡野木町 友沼	1.5k 上215m 1.0k 上138m	653.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安 全性照査) 令和2年5月29日完成 R1思川右岸友沼堤防 整備工事 旧川跡	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土俵工 かご止め工 シート張り工
	思右	1-3	思川	越水(溢水) 堤体漏水 新堤防	B B 要注	右	栃木県 下都賀郡野木町 友沼	1.0k 上138m 1.0k 下211m	349.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安 全性照査) 氾濫危険水位設定箇所(乙女観測所)令和2 年5月29日完成 R1思川右岸友沼堤防整備工事	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土俵工 かご止め工 シート張り工

令和4年度直轄河川重要水防箇所一覧表

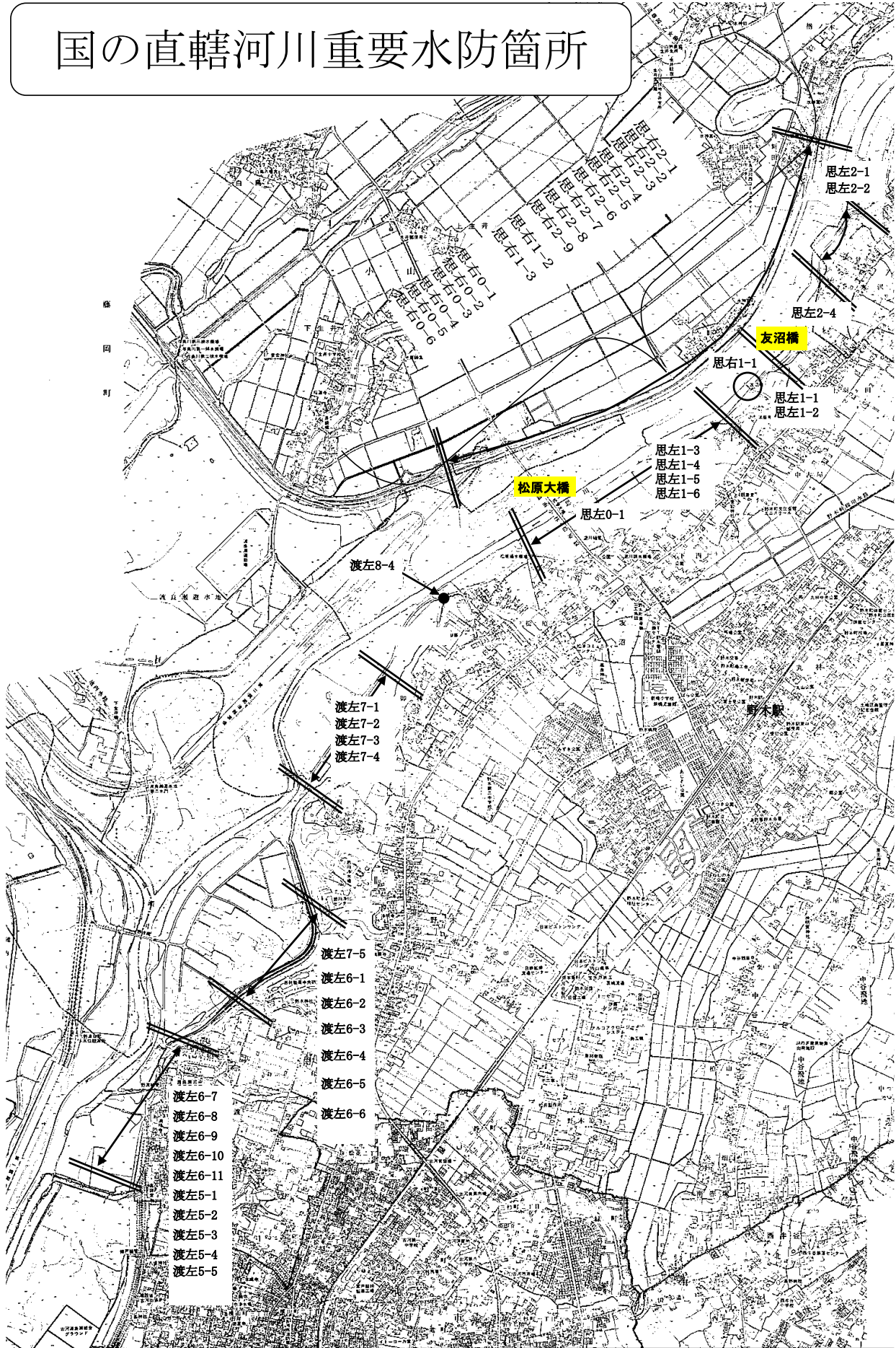
事務所名	図面 対象 番号		河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所			延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種別	階級		地先名	秆杭位置 (K, m)	担当水防団体			担当土木事務所			
利根川上流 河川事務所	思右	0-1	思川	越水(溢水) 堤体漏水 新堤防	B B 要注	右	栃木県 下都賀郡野木町 友沼	1.0k 下211m 0.5k 上182m	29.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全 性照査) 令和2年5月29日完成 R1思川右岸友沼堤防整備工事	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土俵工 かご止め工 シート張り工	
	思右	0-2	思川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	栃木県 下都賀郡野木町 友沼	0.5k 上182m 0.5k 上178m	4.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全 性照査)	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土俵工 かご止め工	
	思右	0-3	思川	堤体漏水	B	右	栃木県 下都賀郡野木町 友沼	0.5k 上178m 0.5k 上110m	67.7	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全 性照査)	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	かご止め工	
	思右	0-4	思川	工作物	B	右	栃木県 下都賀郡野木町 友沼	0.5k 上125m	1箇所	松原大橋 桁下高不足かつ流下能力不足	野木町	栃木土木事務所	古河出張所		
	思右	0-5	思川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	右	栃木県 下都賀郡野木町 友沼	0.5k 上106m 0.5k	105.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全 性照査)	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土俵工 かご止め工	
	思右	0-6	思川	(重点) 越水(溢水)	B	右	栃木県 下都賀郡野木町 友沼	0.5k 下175m 0.5k	175.2	危険箇所(越水)右岸0.5k付近 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	野木町	栃木土木事務所	渡良瀬遊水地出 張所	積み土俵工	
	思左	2-1	思川	越水(溢水)	B	左	栃木県 下都賀郡野木町 友沼	3.0k 下7m 3.0k 下37m	29.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満)	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土俵工	
	思左	2-2	思川	越水(溢水)	B	左	栃木県 下都賀郡野木町 友沼	3.0k 下37m 3.0k 下66m	29.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土俵工	
	思左	2-4	思川	(重点) 越水(溢水)	B	左	栃木県 下都賀郡野木町 友沼	2.0k 上244m 2.0k 下250m	494.3	掘込であり家屋が浸水する可能性は低い が、田畑の浸水軽減のため築堤計画がある 区間 危険箇所(越水)左岸2.0k付近 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満)	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土俵工	
	思左	1-1	思川	(重点) 工作物	A	左	栃木県 下都賀郡野木町 友沼	2.0k 下110m	1箇所	友沼橋 桁下高不足かつ流下能力不足	野木町	栃木土木事務所	古河出張所		
	思左	1-2	思川	(重点) 越水(溢水)	A	左	栃木県 下都賀郡野木町 友沼	2.0k 下250m 2.0k 下291m	40.7	山付・掘込地形の中腹部に河川区域に隣接 した家屋が存在する区間。築堤計画がある が現状では無堤。計算水位はHWL以上の ため注意を要する(避難誘導等が必要)。 計算水位が現況堤防高以上(堤防高は計画 堤防高未満)	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土俵工	
	思左	1-3	思川	(重点) 越水(溢水)	A	左	栃木県 下都賀郡野木町 友沼	2.0k 下291m 1.5k 下388m	679.3	山付・掘込地形の中腹部に河川区域に隣接 した家屋が存在する区間。築堤計画がある が現状では無堤。計算水位はHWL以上の ため注意を要する(避難誘導等が必要)。 危険箇所(越水)左岸1.5k付近 計算水位が現況堤防高以上(堤防高は計画 堤防高未満)	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土俵工	
	思左	1-4	思川	(重点) 越水(溢水)	A	左	栃木県 下都賀郡野木町 友沼	1.5k 下388m 1.0k 上109m	279.7	山付・掘込地形の中腹部に河川区域に隣接 した家屋が存在する区間。築堤計画がある が現状では無堤。計算水位はHWL以上の ため注意を要する(避難誘導等が必要)。 計算水位が現況堤防高以上(堤防高は計画 堤防高未満)	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土俵工	
	思左	1-5	思川	越水(溢水)	B	左	栃木県 下都賀郡野木町 友沼	1.0k 上109m 1.0k 上85m	23.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満)	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土俵工	
	思左	1-6	思川	(重点) 越水(溢水)	B	左	栃木県 下都賀郡野木町 友沼	1.0k 上85m 1.0k 下48m	133.9	氾濫危険水位設定箇所(乙女観測所) 危険箇所(越水)左岸1.0k付近 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足)	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土俵工	
	思左	0-1	思川	工作物	B	左	栃木県 下都賀郡野木町 友沼	1.0k 下115m	1箇所	松原大橋 流下能力不足	野木町	栃木土木事務所	古河出張所		

事務所名	図面 対象 番号		河川名	重要度		左 右 岸 別	重要水防箇所			延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種別	階級		地先名		料杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
利根川上流 河川事務所	渡左	8-4	渡良瀬川	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	左	栃木県 下都賀郡野木町 野木	8.5k 上6m 8.5k	5.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体(基礎地盤漏水の土質等)の機能に支 障が生じる可能性がある箇所	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土俵工 釜段工	
	渡左	7-1	渡良瀬川	堤体漏水	B	左	栃木県 下都賀郡野木町 野木	8.0k 下120m 8.0k	119.6	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安 全性照査)	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	かご止め工	
	渡左	7-2	渡良瀬川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	栃木県 下都賀郡野木町 野木	8.0k 下120m 8.0k 下147m	27.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安 全性照査)	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土俵工 かご止め工	
	渡左	7-3	渡良瀬川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	栃木県 下都賀郡野木町 野木	8.0k 下147m 8.0k 下396m	248.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安 全性照査)	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土俵工 かご止め工	
	渡左	7-4	渡良瀬川	堤体漏水	B	左	栃木県 下都賀郡野木町 野木	8.0k 下396m 8.0k 下460m	64.4	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安 全性照査)	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	かご止め工	
	渡左	7-5	渡良瀬川	堤体漏水	B	左	栃木県 下都賀郡野木町 野木	7.5k 下5m 7.0k 上100m	395.0	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安 全性照査)	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	かご止め工	
	渡左	6-1	渡良瀬川	堤体漏水	B	左	栃木県 下都賀郡野木町 野木	7.0k 下31m 7.0k 下131m	100.1	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安 全性照査)	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	かご止め工	
	渡左	6-2	渡良瀬川	越水(溢水) 堤体漏水	要注 B	左	栃木県 下都賀郡野木町 野木	7.0k 下131m 7.0k 下177m	46.2	山付・掘込地形の中腹部に河川区域内で家 屋が存在する区間。計算池水位はHWL以 上のため注意を要する区間 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安 全性照査)	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土俵工 かご止め工	
	渡左	6-3	渡良瀬川	堤体漏水	B	左	栃木県 下都賀郡野木町 野木	7.0k 下177m 7.0k 下200m	23.1	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安 全性照査)	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	かご止め工	
	渡左	6-4	渡良瀬川	越水(溢水) 堤体漏水	要注 B	左	栃木県 下都賀郡野木町 野木	7.0k 下200m 7.0k 下231m	30.8	山付・掘込地形の中腹部に河川区域に隣接 した家屋が存在する区間。計算池水位はH WL以上のため注意を要する区間 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安 全性照査)	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土俵工 かご止め工	
	渡左	6-5	渡良瀬川	堤体漏水	B	左	栃木県 下都賀郡野木町 野木	7.0k 下231m 7.0k 下385m	154.0	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安 全性照査)	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	かご止め工	
	渡左	6-6	渡良瀬川	堤体漏水	B	左	栃木県 下都賀郡野木町 野木	6.5k 上185m 6.5k 上154m	30.8	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安 全性照査)	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	かご止め工	
	渡左	6-7	渡良瀬川	越水(溢水)	要注	左	栃木県 下都賀郡野木町 野渡	6.5k 下36m 6.5k 下328m	292.0	山付・掘込地形の中腹部に河川区域内でか つHWLより低い場所に家屋が存在する区 間(避難誘導等が必要)	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土俵工	
	渡左	6-8	渡良瀬川	越水(溢水)	要注	左	栃木県 下都賀郡野木町 野渡	6.5k 下328m 6.0k 上263m	138.7	山付・掘込地形の中腹部に河川区域に隣接 した家屋が存在する区間。計算池水位はH WL以上のため注意を要する区間	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土俵工	
	渡左	6-9	渡良瀬川	越水(溢水) 堤体漏水	要注 B	左	栃木県 下都賀郡野木町 野木	6.0k 上263m 6.0k 上182m	80.3	山付・掘込地形の中腹部に河川区域に隣接 した家屋が存在する区間。計算池水位はH WL以上のため注意を要する区間 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安 全性照査)	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土俵工 かご止め工	
	渡左	6-10	渡良瀬川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	栃木県 下都賀郡野木町 野渡	6.0k 上182m 6.0k 上95m	87.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 (堤防高は計画堤防高未満) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安 全性照査)	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土俵工 かご止め工	
	渡左	6-11	渡良瀬川	越水(溢水) 堤体漏水	要注 B	左	栃木県 下都賀郡野木町 野渡	6.0k 上95m 6.0k 下156m	251.4	山付・掘込地形の中腹部に河川区域に隣接 した家屋が存在する区間。計算池水位はH WL以上のため注意を要する区間 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安 全性照査)	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土俵工 かご止め工	

令和4年度直轄河川重要水防箇所一覧表

事務所名	図面 対象 番号		河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所			延長 (m)	重要な理由	県及び市町村		国土交通省 担当出張所	想定される 水防工法
				種別	階級		地先名		料杭位置 (K, m)			担当水防団体	担当土木事務所		
利根川上流 河川事務所	渡左	5-1	渡良瀬川	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	要注 B 要注	左	栃木県	下都賀郡野木町 野渡	6.0k 下156m 6.0k 下170m	13.0	山付・掘削込地形の中腹部に河川区域に隣接した家屋が存在する区間。計算池水位はHWL以上のため注意を要する区間。堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査) 旧川跡	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土俵工 かご止め工
	渡左	5-2	渡良瀬川	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要注	左	栃木県	下都賀郡野木町 野渡	6.0k 下170m 6.0k 下217m	47.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査) 旧川跡	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土俵工 かご止め工
	渡左	5-3	渡良瀬川	越水(溢水) 堤体漏水 旧川跡	B B 要注	左	栃木県	下都賀郡野木町 野渡	6.0k 下217m 5.5k 上78m	139.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性・安全性照査) 旧川跡	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土俵工 築きまわし工 かご止め工
	渡左	5-4	渡良瀬川	越水(溢水) 堤体漏水	B B	左	栃木県	下都賀郡野木町 野渡	5.5k 上78m 5.5k 下35m	113.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性・安全性照査)	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土俵工 築きまわし工 かご止め工
	渡左	5-5	渡良瀬川	越水(溢水) 堤体漏水 新堤防	B B 要注	左	栃木県	下都賀郡野木町 野渡	5.5k 下35m 5.5k 下70m	34.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満(流下能力不足) 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性・安全性照査) 令和3年3月31日完成 R1渡良瀬川左岸西町堤防災害復旧工事	野木町	栃木土木事務所	古河出張所	積み土俵工 築きまわし工 かご止め工 シート張り工

国の直轄河川重要水防箇所



第4章 器具資材および設備の整備運用並びに輸送

第8条 器具、資材および設備の整備

1. 本町における水防資材の備蓄状況（令和4年7月1日現在）は次のとおりである。
2. 前項の資器材は、第20条により水防機関に出動を命じた場合に、当該出動機関に配布するものとする。

設置場所	友 沼 2722	野 渡 764	計	野 木 分 署		
建設面積 m ²		16				
設置年月日	(移転新築)	S25.4.1				
管理者	町 長	同 左				
鉄線 (kg)	6	20	26			
かます等 (俵)						
アサ袋 (袋)						
筵 (シート) (枚)						
土のう袋 (袋)	1,000	1,000	2,000	250		
大型土のう袋 (袋)						
玉縄 (玉)						
鉄杭等 (本)	631	200	831	75		
ナタ (丁)	3	3	6	2		
鋸 (〃)	10	2	12	5		
スコップ (〃)	12	10	22	15		
掛矢 (〃)	9	2	11	5		
唐クワ (〃)		3	3			
ツルハシ (〃)	1	3	4	2		
オノ (〃)		4	4	5		
鎌 (〃)	4		4	4		
ハンマー (〃)	2	3	5	1		
ペンチ (〃)	2	3	5	3		
エンピ (〃)		1	1			
縄通し (〃)	2		2			
大鎌 (〃)	1		1	2		
鉄線切 (〃)				2		
プライヤー (〃)				3		
一輪車 (台)				3		
ナマシ (巻)				1		

3. 前記水防資材は、腐朽破損しないよう管理者が保管するものとする。

第9条 輸送の確保

水防資材および人員の調達輸送を円滑にするため使用する車輛は次のとおりである。

種 別	数 量	所 在 地	備 考
乗用車 (バスを含む)	第6条に定めるものの一部を使用	野 木 町 役 場	
貨物自動車	〃	〃	
消防ポンプ自動車	各分団ポンプ車を使用	消 防 団	

第5章 通信連絡

第10条 水防通信の優先

法第27条第2項の規定により、町長、消防団長又はこれらの者の命を受けたものは、水防上緊急を要する通信のために加入電話を優先的に利用し、必要があるときは警察通信施設、電気事業通信施設、その他の専用通信施設を使用することができる。

第11条 通信方法、その他

1. 通信内容については、簡潔かつ要領よくとりまとめ、冗長にわたらないように注意すること。
2. 町長は、常に県、警察署、駅、東京電力株式会社、関東地方整備局出張所等と緊密な連絡を保持し、これらの通信施設を最大限に活用するように努めるものとする。
3. 水防関係のため必要な関係者の電話は、資料2（省略）のとおりとする。
4. 通信事項は、電話通信紙 資料3（省略）に記入し、これに取扱い者の職、氏名（発受信者）および発受信の日時を必ず記入すること。
5. 水防に関する町民への周知方法は、テレビ、ラジオ、野木町防災たより、野木町ホームページ、防災行政無線及び広報車等を利用する。

第6章 気象庁が行う気象注意報、警報、特別警報、情報

第12条 気象庁が単独で行う気象注意報、警報、特別警報、情報

1. 宇都宮地方気象台は気象業務法第14条の2第1項により気象及び洪水について予報及び警報を行う。
（注）発表単位は、市町毎とする。
2. 種類及び発表基準は次のとおりである。

警報・注意報基準一覧表

発表官署		宇都宮地方気象台				
府県予報区		栃木県				
一次細分区域		南部		北部		
市町村等をまとめた区域		県央部	南東部	南西部	那須地域	日光市
警報	大雨	区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合				
	洪水	区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合				
	暴風(平均風速)	20m/s		20m/s ※1	20m/s ※2	
	暴風雪(平均風速)	20m/s 雪を伴う		20m/s ※1 雪を伴う	20m/s ※2 雪を伴う	
	大雪	12時間降雪の深さ15cm	平地12時間降雪の深さ15cm 山地12時間降雪の深さ30cm	平地12時間降雪の深さ15cm 山地12時間降雪の深さ30cm		
注意報	大雨	区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合				
	洪水	区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合				
	強風(平均風速)	12m/s ※3		12m/s ※4	12m/s ※5	
	風雪(平均風速)	12m/s ※3 雪を伴う		12m/s ※4 雪を伴う	12m/s ※5 雪を伴う	
	大雪	12時間降雪の深さ5cm	平地12時間降雪の深さ5cm 山地12時間降雪の深さ15cm	平地12時間降雪の深さ5cm 山地12時間降雪の深さ15cm		
	雷	落雷等により被害が予想される場合				
	融雪					
	濃霧(視程)	100m				
	乾燥	最小湿度30% 実効湿度60%				
	なだれ	①24時間降雪の深さが30cm以上 ②40cm以上の積雪があつて日最高気温が6℃以上				
	低温	夏期:最低気温16℃以下が2日以上継続 冬期:最低気温-9℃以下※6				
	霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下				
	着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合				
記録的短時間大雨情報(1時間雨量)		110mm				

※1 那須高原(アメダス)の観測値は25m/sを目安とする。

※2 日光特別地域気象観測所の観測値は22m/sを目安とする。

※3 宇都宮地方気象台の観測値は14m/sを目安とする。

※4 那須高原(アメダス)の観測値は17m/sを目安とする。

※5 日光特別地域気象観測所の観測値は15m/sを目安とする。

※6 冬期の気温は、宇都宮地方気象台、黒磯・大田原・今市・塩谷・那須烏山・鹿沼・真岡・佐野・小山(アメダス)の値。

別表1大雨警報基準表、および、別表3大雨注意報基準表

市町村等を まとめた地域	市町村	(別表1)大雨警報基準		(別表3)大雨注意報基準	
		表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
県央部	宇都宮市	21	139	10	101
	さくら市	15	148	9	108
	上三川町	20	—	11	146
	高根沢町	15	140	12	102
南東部	真岡市	21	138	10	100
	那須烏山市	21	137	11	100
	益子町	21	137	9	100
	茂木町	21	133	12	97
	市貝町	21	138	9	100
	芳賀町	21	140	10	102
	那珂川町	21	133	12	97
南西部	足利市	20	132	10	83
	栃木市	18	146	10	91
	佐野市	18	132	9	83
	鹿沼市	13	159	10	100
	小山市	14	146	10	91
	下野市	17	—	10	146
	壬生町	14	—	10	146
	野木町	20	146	11	91
那須地域	大田原市	17	121	12	73
	矢板市	14	139	11	84
	那須塩原市	16	146	12	89
	塩谷町	14	159	10	96
	那須町	15	136	10	82
日光市	日光市今市	14	159	9	96
	日光市日光	14	156	9	95
	日光市藤原	12	167	8	101
	日光市足尾	14	148	8	90
	日光市栗山	14	129	9	78

大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

(1)大雨警報については、表面雨量指数基準に到達することが予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表する。

(2)土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定している。別表1、別表3の土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を記載している。

(3)洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。

(4)洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じ「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

(5)複合基準は2つの指標による基準を示す。例えば、「姿川流域=(8, 11.6)」は、「姿川流域で表面雨量指数8以上かつ流域雨量指数11.6以上」を意味する。

〈参考〉

土壌雨量指数:土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を雨量データから指数化したもの。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域毎に算出する。

流域雨量指数:流域雨量指数は、降雨による洪水害発生の危険性を示す指標で、流域に降った雨水が地表面や地中を通り時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川にそって下る量を指数化したもの。解析雨量、降水ナウキャスト、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域毎に算出する。

表面雨量指数:表面雨量指数は、降雨による浸水害発生の危険性を示す指標で、地面の被覆状況や地質・地形勾配を考慮し、降った雨が地表にどれだけ溜まっているかを雨量データから指数化したもの。解析雨量、降水ナウキャストをもとに、1km四方の領域毎に算出する。

別表2洪水警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準※1	指定河川洪水予報による基準
県中部	宇都宮市	姿川流域=17.8、釜川流域=8.8、山下川流域=6.4、越戸川流域=4.7、江川流域=10.6、武名瀬川流域=4.5、御用川流域=9.3、山田川流域=13.7、新川流域=6.1、鶴田川流域=10、赤川流域=10、松葉川流域=5.9、流川流域=6.5、武子川流域=14.6	姿川流域=(8、12.1)	鬼怒川〔佐貫(下)・石井(右)〕、田川〔東橋・明治橋〕、姿川〔淀橋・姿川橋〕
	さくら市	五行川流域=7.8、内川流域=25.1、江川流域=9	—	鬼怒川〔佐貫(下)〕、荒川〔連城橋〕
	上三川町	江川流域=12.9	田川流域=(12、16.6)	鬼怒川〔佐貫(下)・石井(右)〕、田川〔東橋・明治橋〕
	高根沢町	五行川流域=11.2、井沼川流域=4.6、大沼川流域=7.1	—	鬼怒川〔佐貫(下)〕
南東部	真岡市	赤堀川流域=6.2	五行川流域=(10、15.8)	小貝川〔三谷〕、鬼怒川〔石井(右)〕、小貝川上流部〔鉄道橋下〕、五行川〔妹内橋〕
	那須烏山市	小貝川流域=4、江川流域=17.3	荒川流域=(10、23.8)	那珂川〔小口〕、荒川〔連城橋〕
	益子町	小宅川流域=8.6	小宅川流域=(7、7.7)	小貝川〔三谷〕、小貝川上流部〔鉄道橋下〕
	茂木町	八反田川流域=7.5、木須川流域=9.5、生井川流域=5.8、鮎田川流域=8、坂井川流域=8.2	逆川流域=(11、8.8)、鮎田川流域=(9、7.2)、坂井川流域=(9、7.3)	那珂川〔小口・野口〕、逆川〔木幡大橋〕
	市貝町	小貝川流域=6.1、桜川流域=7.7	荒川流域=(10、23.8)	那珂川〔小口〕、荒川〔連城橋〕、小貝川上流部〔鉄道橋下〕、五行川〔妹内橋〕
	芳賀町 那珂川町	野元川流域=11.1 武茂川流域=19.3	— —	五行川〔妹内橋〕 那珂川〔小口〕、 箒川〔佐久山〕
南西部	足利市	矢場川流域=9.1、松田川流域=10.8、旗川流域=25.3、姥川流域=5.2、名草川流域=7.2、蓮台寺川流域=4.9、小俣川流域=7.5、尾名川流域=5.6	渡良瀬川流域=(10、41.5)	袋川〔千歳橋〕、渡良瀬川上流部〔高津戸・広見橋〕、渡良瀬川下流部〔足利〕
	栃木市	巴波川流域=15.2、三杉川流域=10、赤津川流域=11、柏倉川流域=4.8、藤川流域=6.5	永野川流域=(8、11.7)、巴波川流域=(8、13.6)、赤津川流域=(8、9.9)、藤川流域=(8、5.8)	思川〔保橋・観晃橋〕、黒川〔府中橋・東雲橋〕、永野川〔大平橋上〕、渡良瀬川上流部〔高津戸〕、利根川上流部〔八斗島・栗橋〕、渡良瀬川下流部〔足利・古河・乙女・中里〕
	佐野市	三杉川流域=10、旗川流域=24.7、菊沢川流域=4.8、出流川流域=8.9、才川流域=5.2	三杉川流域=(15、9)	秋山川〔大橋〕、渡良瀬川上流部〔高津戸〕、渡良瀬川下流部〔足利〕
	鹿沼市	思川流域=18.4、永野川流域=15、大芦川流域=33.2、武子川流域=13.7、小藪川流域=6.6、西武子川流域=4	思川流域=(9、16.5)、黒川流域=(9、22.6)、小藪川流域=(9、5.9)、西武子川流域=(9、3.9)	思川〔保橋・観晃橋〕、黒川〔府中橋・東雲橋〕
	小山市	田川流域=12.6、巴波川流域=17.1、与良川流域=7.7、柚井木川流域=5	思川流域=(8、63.5)、永野川流域=(8、23.4)	鬼怒川〔石井(右)・川島〕、田川〔東橋・明治橋〕、思川〔保橋・観晃橋〕、姿川〔淀橋・姿川橋〕、永野川〔大平橋上〕、渡良瀬川下流部〔古河・乙女・中里〕
	下野市	新川流域=14.1	姿川流域=(9、24.2)	鬼怒川〔石井(右)〕、田川〔東橋・明治橋〕、思川〔保橋・観晃橋〕、姿川〔淀橋・姿川橋〕、黒川〔府中橋・東雲橋〕
	壬生町	恵川流域=10.7	思川流域=(12、44.9)、黒川流域=(8、31.1)	思川〔保橋・観晃橋〕、姿川〔淀橋・姿川橋〕、黒川〔府中橋・東雲橋〕
	野木町	宮戸川流域=7.8	—	思川〔保橋・観晃橋〕、渡良瀬川下流部〔古河・乙女・中里〕
那須地域	大田原市	熊川流域=17.2、押川流域=6.2、松葉川流域=11.8、湯坂川流域=11.3、巻川流域=4.3、相の川流域=9.2	那珂川流域=(13、45.9)、熊川流域=(13、15.4)、松葉川流域=(9、10.6)	那珂川〔小口〕、那珂川上流部〔晩翠橋・黒羽〕、箒川〔佐久山〕、蛇尾川〔蛇尾橋〕、余笹川〔中余笹橋〕
	矢板市	荒川流域=22.4、内川流域=17.6、宮川流域=9.1、出川流域=6.1	—	鬼怒川〔佐貫(下)〕、箒川〔佐久山〕
	那須塩原市	箒川流域=30.5、熊川流域=16.2	余笹川流域=(9、20.5)、箒川流域=(9、29.5)、熊川流域=(9、14.5)	那珂川上流部〔晩翠橋・黒羽〕、蛇尾川〔蛇尾橋〕、余笹川〔中余笹橋〕
	塩谷町	荒川流域=19.9、西荒川流域=12.7	—	鬼怒川〔佐貫(下)〕
	那須町	黒川流域=28.2、黒田川流域=12.8、四ツ川流域=13.5、八景堀川流域=8.5、上黒尾川流域=4.3	上黒尾川流域=(9、3.8)	那珂川上流部〔晩翠橋・黒羽〕、余笹川〔中余笹橋〕
日光市	日光市今市	鬼怒川流域=75.8、田川流域=8.6、大谷川流域=39.9、板穴川流域=20.2、砥川流域=15.3、古大谷川流域=8.5、赤堀川流域=9.4、武子川流域=11.2、長畑川流域=13.4、行川流域=12.4	古大谷川流域=(7、7.6)	—
	日光市日光	田川流域=3、大谷川流域=39.2、湯川流域=18、行川流域=6.5	—	—
	日光市藤原	鬼怒川流域=59.3、男鹿川流域=23.9、	—	—
	日光市足尾	渡良瀬川流域=30.1	—	—
	日光市栗山	鬼怒川流域=42.4、湯西川流域=10.2	—	—

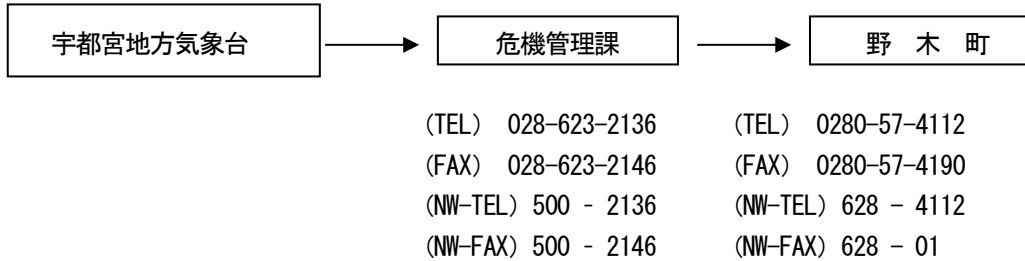
※1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

別表4洪水注意報基準

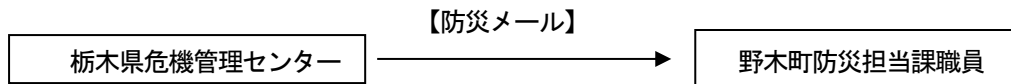
市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準※1	指定河川洪水予報による基準
県中部	宇都宮市	姿川流域=14.2、釜川流域=7、 山下川流域=5.1、越戸川流域=3、 江川流域=8.4、武名瀬川流域=3.6、 御用川流域=7.4、山田川流域=10.9、 新川流域=4.8、鶴田川流域=8、 赤川流域=8、松葉川流域=4.7、 流川流域=8.2、武子川流域=11.6	田川流域=(9、21.2)、 姿川流域=(5、10.9)、 新川流域=(5、4.8)	鬼怒川〔佐貫(下)・石井(右)〕、 田川〔東橋・明治橋〕、 姿川〔淀橋・姿川橋〕
	さくら市	五行川流域=6.2、内川流域=20、 江川流域=7.1	荒川流域=(7、21.5)、 江川流域=(5、7.1)	鬼怒川〔佐貫(下)〕、 荒川〔連城橋〕
	上三川町	江川流域=10.3	鬼怒川流域=(9、62.5) 田川流域=(9、12.8)	鬼怒川〔石井(右)〕、 田川〔東橋・明治橋〕
	高根沢町	五行川流域=8.9、井沼川流域=3.6、 大沼川流域=8.6	—	鬼怒川〔佐貫(下)〕
南東部	真岡市	赤堀川流域=4.9	小貝川流域=(5、19.6)、 五行川流域=(5、12.4)	小貝川〔三谷〕、 鬼怒川〔石井(右)〕、 小貝川上流部〔鉄道橋下〕、 五行川〔妹内橋〕
	那須烏山市	小貝川流域=3.2、江川流域=13.8	那珂川流域=(5、57.4)、 荒川流域=(9、16.4) 江川流域=(5、11.6)	那珂川〔小口〕、 荒川〔連城橋〕
	益子町	小宅川流域=6.8	小宅川流域=(7、5.4)	小貝川〔三谷〕、 小貝川上流部〔鉄道橋下〕
	茂木町	八反田川流域=6、木須川流域=7.6、 生井川流域=4.6、鮎田川流域=6.4、 坂井川流域=6.5	那珂川流域=(6、28)、 逆川流域=(6、6.4)、 鮎田川流域=(9、5.1)、 坂井川流域=(9、5.2)	那珂川〔小口・野口〕、 逆川〔木幡大橋〕
	市貝町	小貝川流域=4.8、桜川流域=6.1	荒川流域=(9、16.4)	荒川〔連城橋〕、 小貝川上流部〔鉄道橋下〕
	芳賀町	野元川流域=8.8	五行川流域=(7、6.2) 野元川流域=(9、8.7)	五行川〔妹内橋〕
南西部	那珂川町	武茂川流域=15.4	武茂川流域=(10、15)	那珂川〔小口〕、 霽川〔佐久山〕
	足利市	矢場川流域=7.2、松田川流域=8.6、 旗川流域=20.2、姥川流域=4.1、 名草川流域=5.7、蓮台寺川流域=3.9、 小俣川流域=6、尾名川流域=3.9	渡良瀬川流域=(9、37.4)、 姥川流域=(5、3.7)、 小俣川流域=(5、3.9)、 尾名川流域=(5、3.9)	袋川〔千歳橋〕、 渡良瀬川上流部〔高津戸・広見橋〕、 渡良瀬川下流部〔足利〕
	栃木市	巴波川流域=12.1、三杉川流域=8、 赤津川流域=8.8、柏倉川流域=3.8、 藤川流域=5.2	思川流域=(9、37)、 永野川流域=(5、10.5)、 巴波川流域=(5、12.1)、 赤津川流域=(8、7)、 柏倉川流域=(9、3)、 藤川流域=(8、4.2)	思川〔保橋・観見橋〕、 永野川〔大平橋上〕、 渡良瀬川下流部〔足利・古河・中里〕
	佐野市	三杉川流域=8、旗川流域=19.7、 菊沢川流域=3.5、出流川流域=7.1、 才川流域=4.1	秋山川流域=(5、17)、 三杉川流域=(5、8)、 旗川流域=(7、15.7)、 菊沢川流域=(5、3.5)、 才川流域=(5、4.1)	秋山川〔大橋〕、 渡良瀬川下流部〔足利〕
	鹿沼市	思川流域=14.7、永野川流域=12、 大戸川流域=26.5、武子川流域=10.9、 小敷川流域=5、西武子川流域=3.2	思川流域=(9、11.8)、 黒川流域=(9、16.1)、 大戸川流域=(6、26.5)、 小敷川流域=(6、5)、 西武子川流域=(6、3.2)	思川〔保橋・観見橋〕、 黒川〔府中橋・東雲橋〕
	小山市	田川流域=10、巴波川流域=13.6、 与良川流域=6.1、柚井木川流域=4	思川流域=(7、40.2)、 永野川流域=(7、20.8)	鬼怒川〔石井(右)〕、 田川〔東橋・明治橋〕、 思川〔保橋・観見橋〕、 姿川〔淀橋・姿川橋〕、 永野川〔大平橋上〕、 渡良瀬川下流部〔古河・乙女・中里〕
	下野市	新川流域=11.2	思川流域=(9、37)、 姿川流域=(8、20.5)	鬼怒川〔石井(右)〕、 田川〔東橋・明治橋〕、 姿川〔淀橋・姿川橋〕
壬生町	恵川流域=8.5	思川流域=(7、36)、 黒川流域=(8、21)、 姿川流域=(9、15) 恵川流域=(9、6.8)	思川〔保橋・観見橋〕、 姿川〔淀橋・姿川橋〕、 黒川〔府中橋・東雲橋〕	
野木町	宮戸川流域=6.2	—	思川〔保橋・観見橋〕、 渡良瀬川下流部〔古河・乙女〕	
那須地域	大田原市	熊川流域=13.7、押川流域=4.9、 松葉川流域=9.4、湯坂川流域=7.5、 巻川流域=3.4、相の川流域=7.3	那珂川流域=(10、33.2)、 霽川流域=(8、35.2)、 熊川流域=(8、13.7)、 押川流域=(10、4.9)、 松葉川流域=(9、7.5)、 湯坂川流域=(6、7.5)	那珂川〔小口〕、 那珂川上流部〔晩翠橋・黒羽〕、 霽川〔佐久山〕、 蛇尾川〔蛇尾橋〕、 余笹川〔中余笹橋〕
	矢板市	荒川流域=17.9、内川流域=14、 宮川流域=7.2、出川流域=4.8	—	霽川〔佐久山〕
	那須塩原市	霽川流域=24.4、熊川流域=12.9	余笹川流域=(9、14.6)、 霽川流域=(9、19.5)、 熊川流域=(9、12.9)	那珂川上流部〔晩翠橋・黒羽〕、 蛇尾川〔蛇尾橋〕、 余笹川〔中余笹橋〕
	塩谷町	荒川流域=15.9、西荒川流域=10.1	鬼怒川流域=(9、60.8) 荒川流域=(9、15.9)	鬼怒川〔佐貫(下)〕
	那須町	黒川流域=22.5、黒田川流域=10.2、 四ッ川流域=10.8、八景堀川流域=6.8、 上黒尾川流域=3.4	余笹川流域=(6、23.4)、 黒川流域=(10、22.5)、 上黒尾川流域=(9、2.7)	那珂川上流部〔晩翠橋・黒羽〕、 余笹川〔中余笹橋〕
日光市	日光市今市	鬼怒川流域=60.6、田川流域=6.8、 大谷川流域=31.9、板穴川流域=16.1、 砥川流域=12.2、古大谷川流域=6.8、 赤堀川流域=7.5、武子川流域=8.9、 長畑川流域=10.7、行川流域=9.9	田川流域=(5、6.8) 板穴川流域=(5、16.1) 古大谷川流域=(5、5.4) 赤堀川流域=(5、7.5) 武子川流域=(5、8.9) 長畑川流域=(5、10.7) 行川流域=(5、9.9)	—
	日光市日光	田川流域=2.4、大谷川流域=31.3、 湯川流域=14.4、行川流域=5.2	—	—
	日光市藤原	鬼怒川流域=47.4、男鹿川流域=19.1	—	—
	日光市足尾	渡良瀬川流域=24	—	—
	日光市栗山	鬼怒川流域=33.9、湯西川流域=8.1	—	—

※1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

3. 宇都宮地方気象台は1により警報をしたときは、気象業務法第15条第1項の規定により栃木県に速やかに連絡するものとする。
4. 宇都宮地方気象台は県内の気象状況から、特に洪水になるおそれのある降雨が予想される場合は、次の系統により関係機関に連絡するものとする。



【夜間、祝休日における気象警報等伝達系統】



5. 気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨等について一般の利用に適合する警報（特別警報）をする。

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基 準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

第7章 洪水予報

第13条 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報

1. 法第10条第2項および気象業務法第14条の2第2項の規定により、洪水予報を行う
河川で本町関係のものは次のとおりである。

洪水予報区間	洪水予報実施区域	基準観測所
渡良瀬川上流部	(渡良瀬川) 左岸 群馬県みどり市大間々町高津戸 1078 番 17 地先から 足利市若草町 12 番 1 地先まで 右岸 群馬県みどり市大間々町大間々 2245 番 4 地先から 足利市福富町 1819 番 3 地先まで	高津戸
	(桐生川) 左岸 群馬県桐生市菱町 4 丁目字金葛 2442 番 2 地先から 渡良瀬川合流点まで 右岸 群馬県桐生市天神町 3 丁目 360 番 12 地先から 渡良瀬川合流点まで	広見橋
渡良瀬川下流部	(渡良瀬川) 左岸 足利市若草町 12 番 1 地先から利根川合流点まで 右岸 足利市福富町 1819 番 3 地先から利根川合流点まで	足利 古河
	(思川) 左岸 小山市大字乙女字寒沢 1119 番 1 地先から 渡良瀬川合流点まで 右岸 下都賀郡野木町大字友沼字角新田 1858 番 1 地先から 渡良瀬川合流点まで	乙女
	(巴波川) 左岸 小山市大字中里字堤田 1125 番 1 地先から 渡良瀬川合流点まで 右岸 栃木市大平町大字伯仲字姥神 257 番地先から 渡良瀬川合流点まで	中里
利根川上流部	(利根川) 左岸 群馬県伊勢崎市柴町字小泉 1555 番地先から 茨城県猿島郡境町字北野 1920 番地先まで 右岸 群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前 70 番 6 地先から 江戸川分派点まで	八斗島 栗橋

2. 洪水予報は、河川毎にその地点の水位または流量を示して発表される。

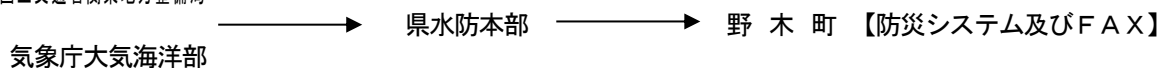
洪水の危険レベル	種類	解説	
		発表の基準	町・住民に求める行動等
レベル5	氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生した後速やかに発表する。	・逃げ遅れた住民の救助等。 ・新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導。
レベル4	氾濫危険情報 (洪水警報)	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位(危険水位)に到達した場合に、速やかに発表する。	・町は避難指示の発令を判断。
レベル3	氾濫警戒情報 (洪水警報)	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位(危険水位)に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。	・町は高齢者等避難の発令を判断。
レベル2	氾濫注意情報 (洪水注意報)	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。	・住民は洪水に関する情報に注意。 ・水防団出動。
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位	・水防団待機。

※解除 氾濫注意情報の解除は、氾濫注意水位(警戒水位)を下回ったときに発表する。

3. 伝達系統

法第10条第1項及び第2項に基づき、国土交通大臣並びに気象庁長官から洪水予報の通知を受けた知事が本町に対して行う伝達方法は次のとおりである。

国土交通省関東地方整備局



4. 洪水予報の基準となる水位観測所

(利根川水系) 河川名	観測所名	水防団待機 水位(m)	氾濫注意 水位(m)	避難判断 水位(m)	氾濫危険 水位(m)	計画高 水位(m)
渡良瀬川	高津戸	2.20	3.30	4.40	5.00	8.54
桐生川	広見橋	1.70	2.00	3.00	3.70	4.00
渡良瀬川	足利	3.00	3.30	4.90	5.40	6.54
渡良瀬川	古河	2.70	4.70	8.90	9.70	9.72
思川	乙女	3.00	5.50	5.70	8.70	8.74
利根川	八斗島	0.80	1.90	3.10	4.10	5.28
利根川	栗橋	2.70	5.00	7.60	9.20	9.90
巴波川	中里	2.00	2.70	5.10	5.50	5.51

第14条 栃木県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報

1. 法第11条第1項の規定により、洪水予報を行う河川で本町関係のものは次のとおりである。

水系名	河川名	区 域	基準観測所
利根川	思 川	左岸 鹿沼市深程大芦川合流点から小山市大字乙女まで 右岸 鹿沼市深程大芦川合流点から野木町大字友沼まで	保 橋 (栃木) 観晃橋 (小山)
利根川	永野川	左岸 栃木市星野町山口橋から 栃木市大平町伯仲巴波川合流点まで 右岸 栃木市星野町山口橋から 栃木市大平町伯仲巴波川合流点まで	大平橋上 (大平)

2. 伝達系統

県水防本部 → 野 木 町【防災システム及びFAX】

3. 洪水予報の基準となる水位観測所

(利根川水系) 河 川 名	観測所名	水防団待機 水位 (m)	氾濫注意 水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)
思 川	保 橋	1.50	1.80	3.30	4.10
思 川	観晃橋	2.80	3.40	5.80	6.50
永野川	大平橋上	2.10	2.80	3.40	4.50

第8章 水位情報の通知及び周知

第15条 栃木県知事が水位情報の通知及び周知を行う河川

1. 法第13条の規定により栃木県知事が水位情報の通知及び周知を行う河川で本町関係のものは次のとおりである。

水系名	河川名	区 域	基準観測所
利根川	巴波川	左岸 栃木市川原田町ふたまた橋から小山市大字中里まで 右岸 栃木市川原田町ふたまた橋から栃木市大平町伯仲まで	倭橋 (栃木)

2. 伝達系統

県水防本部 → 野 木 町【防災システム及びFAX】

3. 基準となる水位観測所

(利根川水系) 河 川 名	観測所名	水防団待機 水位 (m)	氾濫注意 水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)
巴波川	倭 橋	0.70	1.00	1.30	1.80

第9章 水 防 警 報

第16条 水防警報の種類並びに発表基準

法第16条による国土交通大臣及び知事の行う水防警報並びに発表基準は、概ね次表のとおりである。

種 類	内 容	国管理河川の 発表基準	県管理河川の 発表基準
待 機	<p>1. 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。</p> <p>2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。</p>	<p>気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。</p>	<p>気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。</p>
準 備	<p>水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。</p>	<p>雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。</p>	<p>氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位が上昇する恐れがあるとき。または、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。</p>
出 動	<p>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</p>	<p>洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を越える恐れがあるとき。 または、水位、流量等その他河川の状況により必要と認めるとき。</p>	<p>氾濫注意水位（警戒水位）を越え、更に水位が上昇するとき。または、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。</p>
指 示 及 び 情 報	<p>水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。</p>	<p>洪水警報等により、または、既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え災害の起こる恐れがあるとき。</p>	<p>水位、流量等その他河川の状況により、警戒を必要とする事項を指摘して警告を行う必要があるとき。</p>
解 除	<p>水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。</p>	<p>氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。</p>	<p>氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。</p>

第17条 国土交通大臣の行う水防警報

1. 指定河川及びその区域

水系・河川名	区 域	基準水位 観測所	発 表 者
利根川水系 思 川	左岸 小山市大字乙女字寒沢 1119 番 1 地先から 渡良瀬川合流点まで 右岸 野木町大字友沼字角新田 1858 番 1 地先から 渡良瀬川合流点まで	乙女	利根川上流河 川事務所
利根川水系 渡良瀬川	左岸 栃木市藤岡町藤岡字山合 5879 番 3 地先 東武鉄道橋上流端から利根川合流点まで 右岸 栃木市藤岡町藤岡字鷺原 5721 番 11 地先 東武鉄道橋上流端から利根川合流点まで	古河	

2. 伝達系統

利根川上流河川事務所 → 県水防本部 → 野 木 町【防災システム及びFAX】

3. 水防警報の基準となる水位観測所

(利根川水系) 河 川 名	観測所名	地 先	水 防 団 待 機 水 位 (m)	氾 濫 注 意 水 位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)	計 画 高 水位 (m)
思 川	乙女	小山市乙女	3.00	5.50	5.70	8.70	8.74
渡良瀬川	古河	古河市桜町	2.70	4.70	8.90	9.70	9.72

第18条 知事の行う水防警報

1. 指定河川及びその区域

河川名	区 域	基準水位観測所	基準雨量観測所
利根川水系 思川	左岸 鹿沼市深程大芦川合流点から 小山市大字乙女まで	保橋（栃木） 観晃橋（小山）	（気）鹿沼 （気）宇都宮
	右岸 鹿沼市深程大芦川合流点から 野木町大字友沼まで		
利根川水系 永野川	左岸 栃木市星野町山口橋から 栃木市大平町伯仲巴波川合流点まで	大平橋上（大平）	（気）栃木 （気）葛生
	右岸 栃木市星野町山口橋から 栃木市大平町伯仲巴波川合流点まで		
利根川水系 巴波川	左岸 栃木市川原田町ふたまた橋から 小山市大字中里まで	倭橋（栃木）	（気）栃木
	右岸 栃木市川原田町ふたまた橋から 栃木市大平町伯仲まで		

2. 伝達系統

県水防本部 → 野木町【防災システム及びFAX】

3. 水防警報等の基準となる水位観測所

河川名	観測所名	設置位置	主管 事務所	水防 団待 機水 位(m)	氾濫 注意 水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位(m)
思川	観晃橋	小山市中央町 1-2-16 地先	栃木土木 事務所	2.80	3.40	5.80	6.50
思川	保橋	栃木市柳原町 195 地先	栃木土木 事務所	1.50	1.80	3.30	4.10
永野川	大平橋上	栃木市大平町 下皆川字町田 987-1 地先	栃木土木 事務所	2.10	2.80	3.40	4.50
巴波川	倭橋	栃木市入舟町 1-1 地先	栃木土木 事務所	0.70	1.00	1.30	1.80

第10章 水防機関の活動

第19条 出動、水防開始及び堤防等の異常に関する報告

町長は次の場合には、直ちに栃木土木事務所長に報告するものとする。

- (1) 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- (2) 消防団が出動したとき。
- (3) 水防作業を開始したとき。
- (4) 堤防等に異常を発見したとき。（これに関する措置を含む）

第20条 非常配備

町長が職員および消防団を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。

- (1) 町長が自らの判断により必要と認める場合。
- (2) 水防警報指定河川等にあつては、知事からの警報を受けた場合。
- (3) 緊急にその必要があるとして、知事からの指示があつた場合。
- (4) 町長は、あらかじめ本部員の非常備配備の体制を整備しておくものとする。

第21条 消防機関（水防機関）が出動するときは、次の基準による。

1. 待機

消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後、情勢を把握することに努め、また、一般団員はただちに次の段階に入り得るような状態におくものとする。

待機の指令は、おおむね水防に関係ある気象の予報、注意報および警報が発せられたときに発令する。

2. 準備

河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるときは消防機関に対し出動準備をさせる。

出動準備の要領は、下記によるものとする。

- (1) 消防団の役員（班長以上）および機関員は、所属分団の詰所、器具置場等所定の場所に集合する。
- (2) 水防資材および器具の整備点検および作業員の配備計画。
- (3) 樋門等の水防上重要な工作物のある箇所へ団員を派遣する。

3. 出動

河川の水位がなお上昇し、又は水防管理者（町長）が出動の必要を認めるときは、消防団の全員を詰所に集合させ警戒配備につかせる。

出動要領は下記による。

[第1次出動]

消防機関の少数が出動して堤防の巡視警戒に当たるとともに、樋門等の開閉、危険箇所の早期水防等を行なう。

[第2次出動]

消防機関の一部が出動し、水防活動に入る。

[第3次出動]

消防機関の全員が出動して水防活動に入る。但し、いずれの段階の出動を行なうかは、水防管理者が危険度に適合するように定めるものとする。

4. 解除

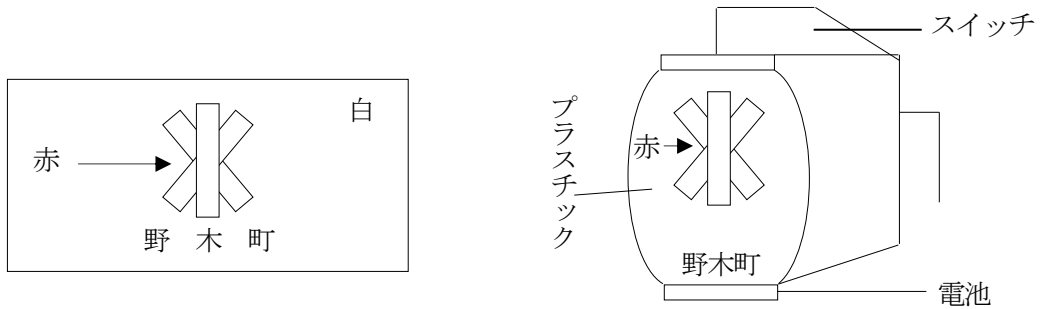
河川の水位が下降し、水防警戒の必要を認められなくなったときは、消防機関に対し、水防活動の終了を通知する。

第22条 住民の水防協力

町長又は消防団長は、水防のためやむを得ない必要があるときは町の区域内に住む者、又は水防の現場にいる者をして水防に従事させ消防機関に応援させることができる。

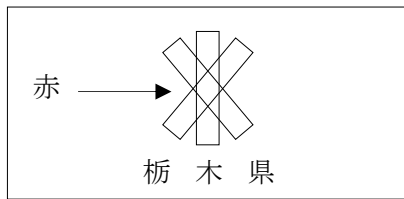
第23条 水防標識

1. 法第18条の規定により水防のため出動する車輛の標識は昼夜別に、次の標旗又は標灯を用いるものとする。

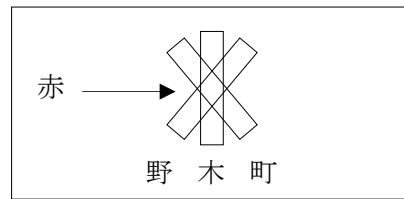


2. 水防のため出動する県および水防機関職員は、次の腕章を着用する。

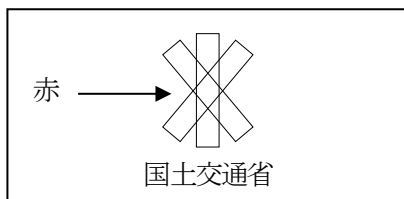
県職員



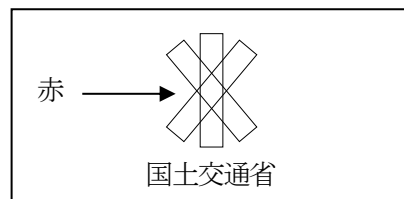
町の職員



3. 国土交通省関東地方整備局職員の用いる標旗および腕章は次のとおりである。



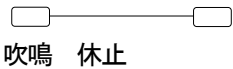



標旗



腕章

第24条 水防信号

法第20条第1項の規定により、知事の定める水防信号は次のとおりである。

区 分	警 鐘 信 号	サイレン
第1信号	○ 休 止 ○ 休 止	5秒 15秒 5秒 
第2信号	○ - ○ - ○ ○ - ○ - ○	5秒 6秒 
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	10秒 5秒 
第4信号	乱 打	1分 5秒 1分 
備 考	1. 信号は適宜の時間継続する。 2. 必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用することを妨げない。 3. 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。	

第25条 公用負担

- 法第28条により公用負担の権限を行使する者、水防管理者又は消防機関の長にあっては身分を示す証明書、これらの者の委任を受けた者にあつては次の証明書を携行し、必要ある場合はこれを提出しなければならない。

第 号	<p>公用負担命令権限証</p> <p>野木町消防団</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>上記の者に○○区域における水防法第28条の権限 行使を委任したることを証明する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>水防管理者 野木町長 氏 名 印</p>
-----	--

2. 法第28条第2項の規定により公用負担の権限を行使したときは、次の公用負担命令票を2通作成してその1通を目的物の所有者又は管理者、若しくはこれに準ずる者に手渡さなければならない。

第 号				
公 用 負 担 命 令 票				
住 所				
負担者氏名				
物 件	数 量	負担内容（使用・収用・処分）	期 間	摘 要
水防法第28条の規定により上記物件を収用（使用または処分）する。				
令和 年 月 日				
水防管理者 野木町長 氏 名 印				

上記権限行使により損害を受けたものに対しては、当該水防管理団体は時価により、その損害の補償をするものとする。

第26条 避難のための立退き

1. 法第29条の規定により町長又はその命を受けた職員は必要があるときは、ラジオ、水防信号、又は広報網その他の方法によって区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示することができる。
2. 町長が居住者に対して行なう避難のための計画は、次のとおりである。

（計画規模降雨量＝思川流域の48時間の総雨量 306 mm）

地区名	避難所名	住 所	電話番号
友沼	友沼小学校	友沼 916	56-0017
丸林西	町体育センター・町公民館	丸林 571	57-4179
新橋（西）・松原	野木第二中学校	野木 4048	55-2701
野木・野渡	野木小学校	野木 2450-1	56-0018
新橋（東）・丸林東・中谷・南赤塚	南赤塚小学校	中谷 508	56-0019

※ただし、想定最大規模の洪水の場合には、次のとおりとする。

（想定最大規模降雨量＝思川流域の48時間の総雨量 619 mm）

地区名	避難所名	住 所	電話番号
友沼	野木中学校	潤島 800-1	56-0400
	佐川野小学校	佐川野 1808	56-0888
丸林西	町体育センター・町公民館	丸林 571	57-4179
新橋（西）・松原	町体育センター・町公民館	丸林 571	57-4179
	南赤塚小学校	中谷 508	56-0019
野木・野渡	野木小学校	野木 2450-1	56-0018
新橋（東）・丸林東・中谷・南赤塚	南赤塚小学校	中谷 508	56-0019
潤島	野木中学校	潤島 800-1	56-0400

3. 町長は立退きを指示したときは、所轄警察署長にその旨を通知しなければならない。

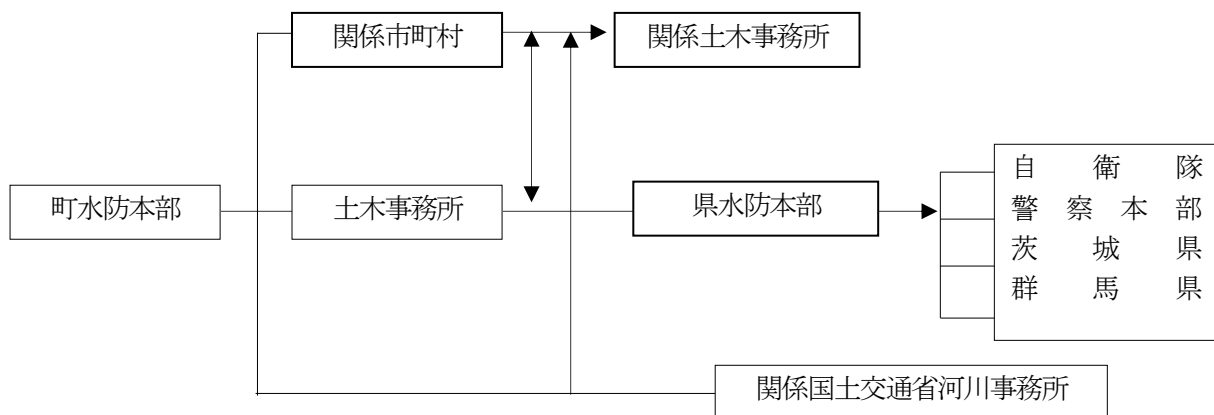
第27条 水防の解除

町長は水防警報解除のあったとき又は河川水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、かつ危険がなくなったときは水防解除を命じ、これを一般に周知させるとともに栃木土木事務所長にその旨報告するものとする。

第11章 決壊時の処置

第28条 通報処置

1. 堤防、その他の施設が決壊、又はこれに準ずべき事態が発生した場合、町長は水防法第25条の規定により、直ちにその旨を関係機関及び氾濫すべき方向の隣接管理団体に通報するものとする。
2. 消防機関は、決壊後といえども出来得る限り氾濫により被害が拡大しないように努めなければならない。
3. 通報系統については、次のとおりとする。



第12章 協力応援

第29条 水防管理団体の協力応援

1. 隣接市町村の水防に関する消防機関の相互援助協力に関して、町長はあらかじめ次の事項を協定しておき応援等の必要が生じたときは、隣接市町村長又は水防管理者に対し応援を要請するものとする。
 - (1) 応援要請の要領に関すること。
 - (2) 応援隊の編成集合に関すること。
 - (3) 応援する資材の品目数量およびこれらの輸送方法に関すること。
 - (4) 経費の負担区分に関すること。
 - (5) 応援隊の任務分担輸送給食（宿泊）等に関すること。
 - (6) その他必要な事項。
2. 隣接市町村の消防機関の応援については、法第23条第1項の規定により応援を求められたときは勿論、その他の場合においても前号の協力により相互に応援する外に、水防資材等については努めて共用の便を図るものとする。
3. 前項の援助協力にあたっては、当該水防管理者（応援を求めた方の水防管理者）の所轄のもとに努めて隊組織をもって行動するものとする。
4. 土木事務所は、管内市町の水防機関の相互援助協力について、適切な指導を行い必要に応じて統制と活動の利便を図るものとする。
5. 応援又は援助協力のために要した経費の負担については、相互間の協議により定めるものとする。
6. 前項の協議が整わない場合は、知事がこれを調整する。

第30条 自衛隊の協力応援要請

町長は水防上、自衛隊の救援を必要と認めるときは、次の事項を緊急連絡の方法により知事（消防防災課）に派遣を要請することができる。

- (1) 派遣要請の目的
- (2) 派遣要請の人員、車輛、資器材等
- (3) 派遣要請の場所又は区域

第13章 水防報告

第31条 報告

町長は洪水等による被害を生じた場合は、次の方法により栃木土木事務所長を経由し、知事に報告するものとする。

(1) 概況報告

差し当り水害発生の日時、場所、人の被害、家屋の被害、田畑の被害等を電話又はその他の連絡手段を講じて知事に報告するものとする。

なお、特に水防資材等の救援を要する場合は、その旨あわせて連絡するものとする。

(2) 中間報告

被害状況が逐次判明した場合は、適時電話等をもって報告するとともに資料4（省略）の様式により報告するものとする。

但し、死者、重症者、集団被害（おおむね50戸以上）及び特異な被害状況については、一般報告に優先しておおむね次の事項を報告するものとする。

イ 死者及び重症者については死傷の原因、住所、職業、氏名、年齢、性別、要保護者の別（保護者の要否）その他参考事項。

ロ 集団被害及び特異な被害状況については、その状況と対策の概要。

(3) 確定報告

被害状況が確定した場合は、資料4（省略）の様式により知事に確定報告（土木事務所経由）を行うものとする。

第32条 水防活動実施報告

水防が終結したときは、町長は資料5（省略）知事（栃木土木事務所経由）に水防活動実施報告書を提出するものとする。

第33条 被害調査

被害調査のため受持区域分担を次のとおり定める。

区 域	主調査担当者	副調査担当者	報告先	連絡方法	備 考
本部分団区域内	本 部 分 団 長	本部分団副分団長	野木町役場	無線・電話・伝令	
第1分団区域内	第 1 分 団 長	第1分団副分団長	〃	〃	
第2分団区域内	第 2 分 団 長	第2分団副分団長	〃	〃	
第6分団区域内	第 6 分 団 長	第6分団副分団長	〃	〃	

第14章 そ の 他

第34条 水防訓練

本町において別に定める水防訓練実施要領に基づいて、実情に応じた水防訓練を実施するものとする。

なお、水防訓練を実施しようとするとき、又は実施したときは、次の事項を栃木土木事務所を経由の上、知事に報告するものとする。

1. 実施する場合

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 月 日 時 | (4) 主 催 |
| (2) 場 所 | (5) 実施予定工法 |
| (3) 河 川 名 | |

2. 実施した場合

- | | |
|-------------|-------------|
| (1) 月 日 時 | (5) 参 加 人 員 |
| (2) 場 所 | (6) 使用資材数量 |
| (3) 河 川 名 | (7) 使用資材見積書 |
| (4) 実 施 工 法 | |

第35条 水防協議会委員

1. 法第34条1項の規定に基づき野木町水防協議会を設置する。
2. 野木町水防協議会委員の構成員は資料1（省略）のとおりとする。

5-3 避難指示等の判断・伝達マニュアル

総論編	1. 目的 2. 避難情報と町民が取るべき行動（警戒レベル）
水害編	1. 対象とする河川 2. 避難指示等の発令の判断基準（具体的な考え方） 3. 避難指示等の伝達内容等
土砂災害編	1. 対象とする区域 2. 避難指示等の発令の判断基準（具体的な考え方） 3. 避難指示等の伝達内容等

【総論編】

1. 目的

本マニュアルは、避難指示等の発令・伝達に関し、適切なタイミングで適当な対象地域に避難指示等を発令するために、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の町民に対して避難指示等を発令すべきかの判断基準を定めたものである。

災害発生時には、本マニュアルを判断材料としながら、実際の気象状況等を考慮して意思決定するものとする。

2. 避難情報と町民が取るべき行動（警戒レベル）

警戒レベルとは、防災情報を5段階の警戒レベルに分け、災害発生の高まりに応じて「町民が取るべき行動」とその「行動を促す情報」（避難情報）を関連付けるものである。

表 警戒レベルの種類

警戒レベル	町民が取るべき行動	避難情報
(警戒レベル1)	(災害への心構えを高める)	(早期注意情報)
(警戒レベル2)	(自らの避難行動を確認)	(大雨・洪水注意報等)
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難
警戒レベル4	危険な場所から全員避難	避難指示
警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保	緊急安全確保 ※可能な範囲で発令

※警戒レベル1、警戒レベル2は気象庁において発表

【水害編】

1. 対象とする河川

避難指示等の対象となる河川は下表1のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換すること。
- ・不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じて、避難指示等の発令区域を適切に判断すること。

表1

河川名	基準観測所	備考
渡良瀬川	古河	国管理
思川	乙女	国管理
巴波川	中里	国管理

浸水がすでに始まっている場合は、次の事項に留意する。

- ・浸水深が50cmを上回る（膝上まで浸水が来ている）場所での避難行動は危険であること。流速が早い場合は、20cm程度でも歩行不可能であること。
- ・用水路等への転落のおそれのある場所では、道路上10cm程度でも危険であること。

2. 避難指示等の発令の判断基準（具体的な考え方）

避難指示等の発令の判断基準（具体的な考え方）は下表2のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換すること。
- ・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ・堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

避難指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

表2

■渡良瀬川

基準観測所	渡良瀬川 古河観測所
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> ・水位観測所の水位が氾濫注意水位（4.7m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・氾濫注意情報が発表されたとき
避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> ・水位観測所の水位が氾濫危険水位（9.7m）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位（8.9m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・氾濫警戒情報が発表されたとき
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき ・氾濫発生情報や大雨特別警報等が発表されたとき

■思川

基準観測所	思川 乙女観測所
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> ・水位観測所の水位が氾濫注意水位（5.5m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・氾濫注意情報が発表されたとき
避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> ・水位観測所の水位が氾濫危険水位（8.7m）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位（5.7m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・氾濫警戒情報が発表されたとき
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき ・氾濫発生情報や大雨特別警報等が発表されたとき

■巴波川

基準観測所	巴波川 中里観測所
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> ・水位観測所の水位が氾濫注意水位（2.7m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・氾濫注意情報が発表されたとき
避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> ・水位観測所の水位が氾濫危険水位（5.5m）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位（5.1m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・氾濫警戒情報が発表されたとき
緊急安全確保 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき ・氾濫発生情報や大雨特別警報等が発表されたとき

3. 避難指示等の伝達内容等

1) 避難指示等の伝達内容

下記の例文を参考に、事態の状況に応じて伝達する。

<高齢者等避難の伝達文（住民あて）の例>

「こちらは、野木町水防本部（災害対策本部）です。〇時〇分に〇〇地区に対して、〇〇（避難すべき事由）のため高齢者等避難を出しました。お年寄りの方等避難に時間がかかる方は、直ちに〇〇小学校（避難所名）へ避難してください。その他の方も避難の準備を始めてください。」

<避難指示の伝達文（住民あて）の例>

「こちらは、野木町水防本部（災害対策本部）です。〇時〇分に〇〇地区に対して、〇〇（避難すべき事由）のため、避難指示を出しました。直ちに〇〇小学校（避難所名）へ避難してください。なお、浸水により、〇〇道は通行できません。」

<緊急安全確保の伝達文（住民あて）の例>

「こちらは、野木町水防本部（災害対策本部）です。〇時〇分に〇〇地区に対して、〇〇（避難すべき事由）のため、緊急安全確保を出しました。大変危険な状況です。避難中の方は、直ちに〇〇小学校（避難所名）への避難を完了してください。避難が間に合わない方は、直ちに命を守る行動を取ってください。なお、浸水により、〇〇道は通行できません。」

2) 避難指示等の伝達先・伝達手段

災害の状況、伝達先に応じて最善の手段により伝達するものとする。

伝達先

- ・住民等（住民、区長、自治会長、民生委員、自主防災組織代表者等）
- ・要配慮者・福祉関係機関等（要配慮者の事前登録者、町社会福祉協議会、老人ホーム、保育所、病院等）
- ・防災関係機関等（消防署、消防団、警察署、県、国等）

伝達手段

- ・防災行政無線、広報車、消防車、ホームページ、電話、FAX等

【土砂災害編】

1. 対象とする区域

- 1) 避難指示等の対象となる区域は下表1のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。
 - ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換するこ

と。

- ・土砂災害警戒情報が発表された場合は、土砂災害警戒情報に関する補足情報や警戒区域図を参考に、避難指示等の発令区域を適切に判断すること。
- ・自然現象のため不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じて、避難指示等の発令区域を適切に判断すること。

2) 避難の際には、次の事項に留意する。

- ・避難所へ避難する際は、他の土砂災害警戒区域内の通過は可能な限り避けること。土石流に関しては溪流に直角方向にできるだけ溪流から離れること。溪流を渡って対岸に避難することは避けること。
- ・避難所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がけること。

表1：土砂災害警戒区域一覧表

急傾斜						
危険箇所番号	箇所名	大字	小字	警戒区域	特別警戒区域	人家戸数
364-I-001	坂下D	野木	坂下	有	有	0
364-II-001	台林A	友沼	台林	有	有	0
364-II-002	台林B	友沼	台林	有	有	0
364-II-003	坂下C	野木	坂下	有	有	1

2. 避難指示等の発令の判断基準（具体的な考え方）

1) 避難指示等の発令の判断基準（具体的な考え方）は下表2のとおりであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ・重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係等との間で相互に情報交換すること。
- ・想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- ・土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。

避難指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や土砂災害警戒区域の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

表2

対象地区	・避難すべき区域の全部
高齢者等避難 【警戒レベル3】	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁りや量の変化）が発見された場合
避難指示 【警戒レベル4】	・土砂災害警戒情報が発表され、引き続き降雨が見込まれる場合 ・近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見された場合
緊急安全確保 【警戒レベル5】	・土砂災害が発生した場合

3. 避難指示等の伝達内容等

水害編の3を参照のこと。

5-4 野木町水防協議会条例

昭和25年6月19日条例第1号
改正 昭和38年1月25日条例第1号
平成19年9月19日条例第31号
平成24年9月21日条例第31号

(趣旨)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第34条第5項の規定による野木町水防協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営については、この条例の定めるところによる。

(組織)

第2条 本会に会長1名及び委員若干名を置く。

2 会長は、水防管理者をもってこれに充て、委員は関係行政機関の職員並びに水防に関係ある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから会長が委嘱する。

(会長及び職務代理者)

第3条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

2 会長に事故あるときは、そのあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第4条 関係行政機関の職員又は関係団体の代表者たる委員に事故あるときは、そのあらかじめ指名する職務上の代理者が、その職務を行うことができる。

(任期)

第5条 関係行政機関の職員たる委員の任期は、当該職にある期間とし、その他の委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 水防管理者において特別の事由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、この任期中においてこれを免じ又は解職することができる。

(会議)

第6条 会長は会議を招集し、その議長となる。

第7条 協議会は、委員の3分の1以上が出席するのでなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書記)

第8条 協議会に書記若干名を置き、会長が命じ又は委嘱する。書記は、上司の命を受け庶務に従事する。

(手当等)

第9条 会長、委員又は書記に対しては、予算の範囲内で水防管理者の定めるところにより手当及び費用弁償を支給することができる。

(委任)

第10条 前各条に定めるもの及び協議会が自ら定めるもののほか、協議会について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、昭和25年6月20日から施行する。

附 則(昭和38年1月25日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年1月1日から適用する。

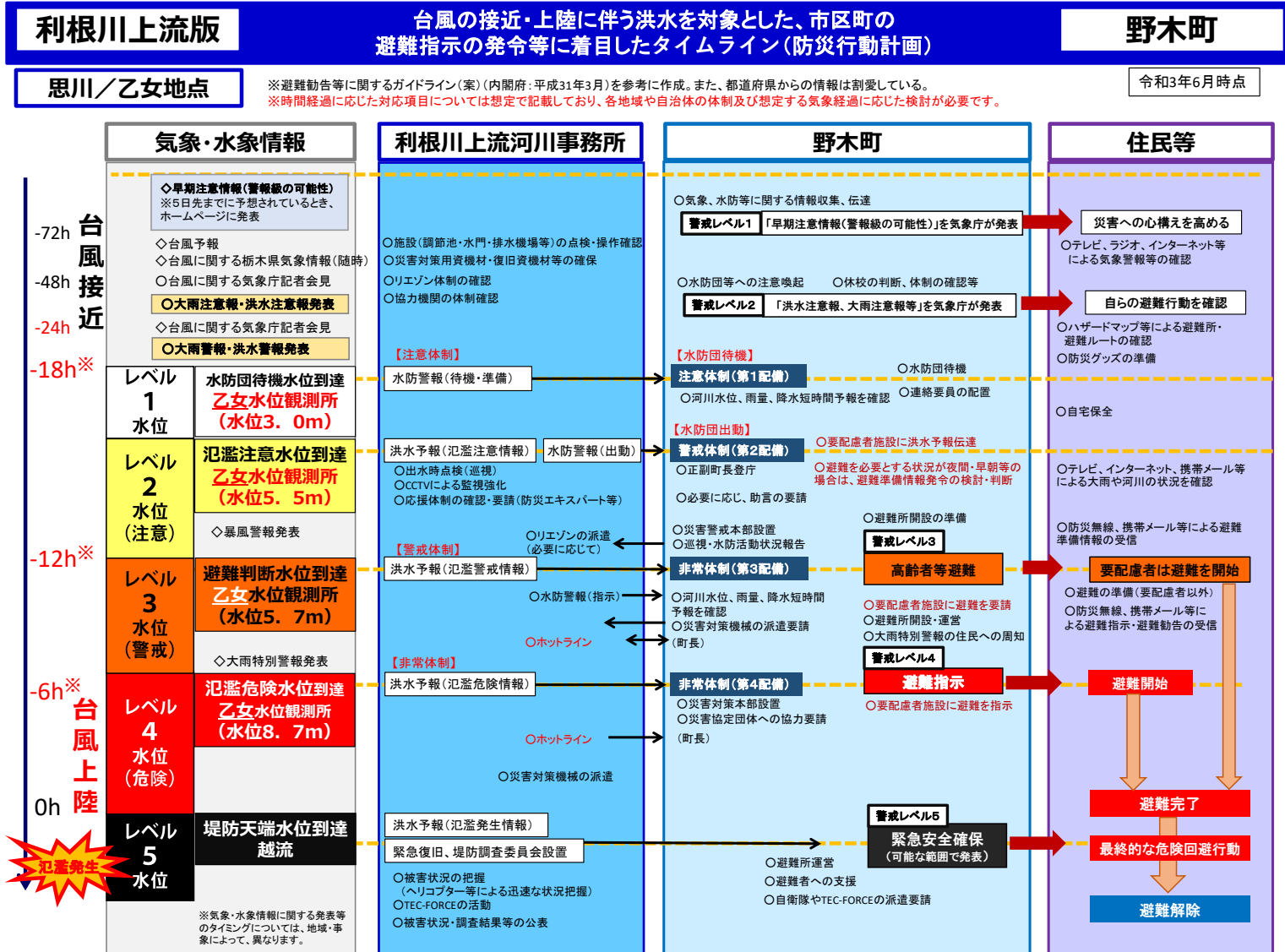
附 則(平成19年9月19日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月21日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

5-5 防災行動計画【タイムライン】(乙女水位観測所)



5-6 防災行動計画【タイムライン】(古河水位観測所)

利根川上流版

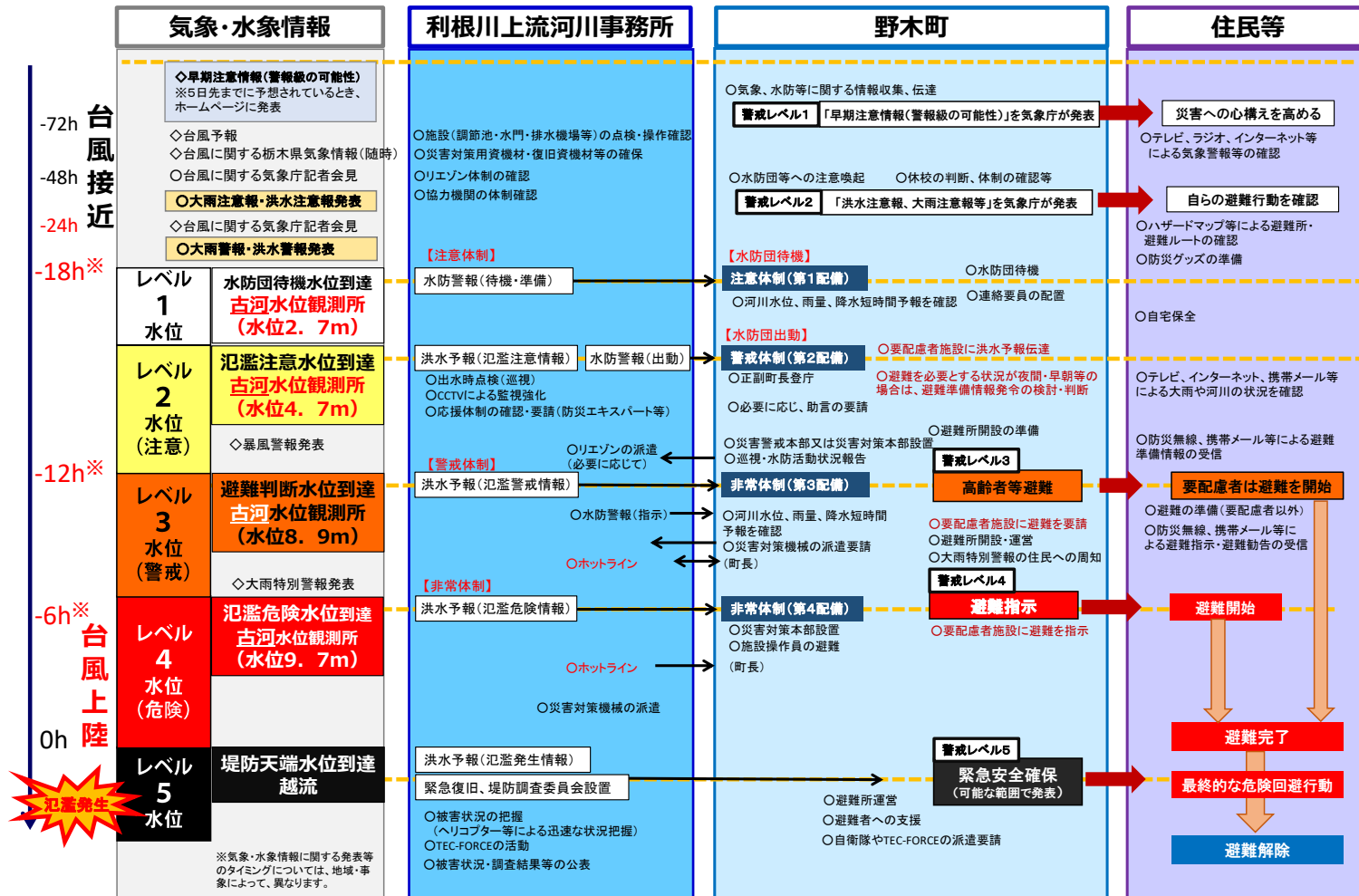
台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした、市区町の
避難指示の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)

野木町

渡良瀬川/古河地点

※避難勧告等に関するガイドライン(案)(内閣府:平成31年3月)を参考に作成。また、都道府県からの情報は割愛している。
※時間経過に応じた対応項目については想定で記載しており、各地域や自治体の体制及び想定する気象経過に応じた検討が必要です。

令和3年6月時点



5-7 マイ・タイムライン（様式）

台風・水害時に備えて！

わが家の「マイ・タイムライン」

～「台風等が発生」してから発災までの避難行動計画が、「マイ・タイムライン」です。～

手順① 平時に『野木町洪水ハザードマップ』で、避難所や避難経路を確認しておく。また、避難所以外の親戚宅・知人宅等への避難や在宅避難、車両避難（車中泊）を検討する。

指定避難所は・・・
ハザードマップ上の
自宅の最大浸水深は・・・ m
○垂直避難の可否・・・ 可・否

手順② 必ず災害時の非常持ち出し袋（リュックサックなど）を準備し、いざという時に備える。

手順③ 避難情報が出た時の、ご近所や家族間の連絡の取り方や、避難の仕方を確認し、下のタイムラインに記載する。

町の防災情報の入手の仕方

防災行政無線・・・聞き逃してしまったり、0180(99)2121に電話していただく放送した内容を確認することができます。

防災たより・・・登録制のメールで、避難情報等の防災情報を配信しています。登録の仕方は、広報のぞ(随時)や町ホームページに掲載されています。

家族の方それぞれの行動内容に○をつけましょう！ ↓

	気象情報等	町からの情報	家の行動	行動内容						
3日前 (72時間前)	台風が発生 【警戒レベル1】 早期注意情報		まず、避難の準備を！ 遠方の親戚宅・知人宅等へ避難する方は、避難を開始する。	A 情報収集 1. 2. 3. 4.						
2日前 (48時間前)	【警戒レベル2】 大雨注意報 洪水注意報 発表	台風等注意喚起	今後の気象・災害情報等に注意してください。	B 避難の準備 1. 2. 3. 4. 5.						
1日前 (24時間前)	【警戒レベル3】 大雨警報 洪水警報 発表 水防団待機水位 到達 氾濫注意水位 到達	水防団、区長等へ連絡	(ご高齢の方、障がいがある方、乳幼児等)とその支援者の方は避難を開始してください。	C 連絡・避難等 1. 2. 3. 4. 5. 6.						
12時間前	【警戒レベル4】 土砂災害 警戒情報 発表 避難判断水位 到達 氾濫危険水位 到達	避難所開設後、 【警戒レベル3】 『高齢者等避難』発令								
6時間前 (日中の明るいうちに)	【警戒レベル4】 土砂災害 警戒情報 発表 避難判断水位 到達 氾濫危険水位 到達	【警戒レベル4】 『避難指示』発令	速やかに避難をしてください。 また、すでに警戒レベル5情報が出ている場合や外への避難が難しい場合は少しでも高い所(家の2階等)への垂直避難をしてください。	D 避難等 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7.						
0時間前 堤防決壊	【警戒レベル5】 大雨特別警報 発表 氾濫発生	【警戒レベル5】 『緊急安全確保』発令								
	自由記載欄									

※作成したマイ・タイムラインは、冷蔵庫などの手の届く場所に貼っておく。

資料6 火災・消防

6-1 野木町消防団の消防力及び消防水利の現況

1 消防力

区 分 種 別	団本部	消 防 団						計
		本部分団	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	第6分団	
指 令 車	1							1
ポ ン プ 車		1	1	1	1	1	1	6
計	1	1	1	1	1	1	1	7

2 消防水利

(1) 消火栓 (令和4年4月1日現在)

消 火 栓 数	627 基
---------	-------

(2) 防火水槽

容 量	防火水槽数 (基)
20 m ³ 以上 40 m ³ 未満	101
40 m ³ 以上 60 m ³ 未満	53
60 m ³ 以上	8
合 計	162

(「令和4年度消防防災・震災対策現況調査」19表 消防水利の現況)

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報にあたっては、県が消防庁に報告する場合及び市町又は消防本部（局）が直接消防庁に報告する場合は、原則として（１）の区分に応じた様式に記載し、電子メールで報告するものとする。ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。なお、報告に万全を期すため、特に第１報においては、要求されない場合を除き、様式を送信した後電話にて報告した旨伝えるものとする。また、第１報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（県、市町又は消防本部（局）が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

市町及び消防本部（局）が県へ報告する場合は、原則として栃木県防災情報システム端末からの入力により報告するものとする。また、画像情報を送信できる市町及び消防本部（局）は、（２）により被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又は栃木県防災情報システム端末等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

（１）様式

ア 火災等即報・・・第１号様式及び第２号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第１号様式、特定の事故については第２号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第３号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については第３号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第４号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官又は県知事から特に求められたものについては、この限りではない。

（２）画像情報の送信

防災行政ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信できる市町及び消防本部（局）（応援団体含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、静止画像電送装置等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第３直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災市町の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

（１）市町又は消防本部（局）は、「第２ 即報基準」又は「第３ 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

（２）市町又は消防本部（局）は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町及び消防本部（局）が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

（３）県は、被害状況等の把握にあたり、県警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。特に、人的

被害の数（死者・行方不明者）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。

(4) 市町及び消防本部（局）は、情報の共有化を図るため相互に連携を保つものとする。

(5) 市町又は消防本部（局）は、県に報告をすることができない場合は、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。

この場合において、県と連絡がとれるようになった後は、県に報告をするものとする。

(6) 上記（1）から（5）にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町又は消防本部（局）はその状況を直ちに消防庁及び県に対し報告するものとする。

(7) 消防庁報告にあたっては「火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）」により行うものとする。

(8) 県及び消防庁に報告を行うにあたっての連絡先は別表 1 のとおりとする。

第 2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア 死者が 3 人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記（1）の一般基準に該当しないものであっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

(a) 特定防火対象物で死者の発生した火災

(b) 高層建築物の 11 階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したものの

(c) 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

(d) 特定違反對象物の火災

(e) 建物焼損延べ面積 3,000 平方メートル以上と推定される火災

(f) 他の建築物への延焼が 10 棟以上又は気象状況等から勘案して概ね 10 棟以上になる見込みの火災

(g) 損害額 1 億円以上と推定される火災

(h) 公の施設（官公署、学校、県営住宅等）

(イ) 林野火災

(a) 焼損面積 10 ヘクタール以上と推定されるもの

(b) 空中消火を要請又は実施したもの

(c) 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(d) 火災現場と送電線・配電線が近距離にあるもの

(ウ) 交通機関の火災

(a) 航空機火災

(b) 船舶火災であって社会的影響度の高いもの

(c) トンネル内車両火災

(d) 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等（例示）消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの

- (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
- (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- (エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- (オ) 湖沼・河川への危険物等流出事故
- (カ) 高速道路上等におけるタンクローリー事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

ウ 原子力災害等

- (ア) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- (イ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

エ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

オ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

(例示) 施設等で多数の人が避難したもの

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いと判明した時点での報告を含む。）

(例示) ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故

- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャックによる救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの

イ 市町が災害対策本部を設置したもの

ウ 災害が2市町以上にまたがるもので、1市町における被害は軽微であっても県域で見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

（例示）台風、豪雨、豪雪

エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの

オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

（ア）当該市町の区域内で震度5弱以上を記録したもの

（イ）人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 風水害

（ア）崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（イ）洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（ウ）台風、豪雨により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（エ）強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 雪害

（ア）積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（イ）積雪、道路凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

エ 火山災害

（ア）噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

（イ）火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町又は消防本部（局）は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 危険物等に係る事故

ア 第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

（ア）湖沼・河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

（イ）500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(3) 原子力災害等

第2の1の(2)のウに同じ。

- (4) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (5) 爆発・異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）
- 2 救急・救助事故即報
 - 死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの
 - (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
 - (2) バスの転落等による救急・救助事故
 - (3) ハイジャックによる救急・救助事故
 - (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
 - (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
- 3 武力攻撃災害等即報
 - 第2の3の(1)、(2)に同じ。
- 4 災害即報
 - (1) 地震が発生し、当該市町の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)
 - (2) 第2の4の(2)のイ、エのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」「災害報告取扱要領」「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

〈火災等即報〉

1 第1号様式(火災)

(1) 火災種別

「火災の種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せて記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。（ア）において同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の(e)、(f)又は(g)のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情 b 都市構成 c 気象条件 d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

- (オ) 市町及び消防本部(局)の応急対策の状況(他の地方公共団体の応援活動を含む。)
- ウ 林野火災
- (ア) 火災概況(火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等)
※必要に応じて図面を添付する。
- (イ) 林野の植生
- (ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
- (エ) 空中消火の実施状況(出動要請日時、消火活動日時、機種、所属、機数等)
- エ 交通機関の火災
- (ア) 車両、船舶、航空機等の概要
- (イ) 焼損状況、焼損程度

〈特定の事故即報〉

2 第2号様式(特定の事故)

(1) 事故名(表頭)及び事故種別

特定の事故のうち「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は「○○株○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(4) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法(昭和23年法律第186号)で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(5) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(6) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて※※製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分(製造所等の別)についても記入すること。

(7) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(8) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに市町の応急対策状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(9) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(10) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば記入すること。

(例示) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(11) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」「被ばく者」「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況等を記入すること。

〈救急・救助事故・武力攻撃災害等即報〉

3 第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には急病人等を含む。

イ 「不明」とは行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数(見込)

救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。)で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動の状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等(応援出動したものを含む。)について、所属消防本部(局)名、隊数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について特記すべき事項があれば記入すること。

(例示)・市町、その他関係機関の活動状況

- ・避難指示の発令状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・NBC 検知結果(剤の種類、濃度等)
- ・被害の要因(人為的なもの)
不審物(爆発物)の有無
立てこもりの状況(爆弾、銃器、人物等)

〈災害即報〉

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災の発生の有無等を報告する場合は本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所・発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町又は消防本部(局)から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部（局）、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他市町が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

(2) 第4号様式（その2）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお「水道」「電話」「電気」「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町名

市町毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の種別、災害の経過、今後の見通し等

(エ) 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

附則

この要領は、平成2年5月15日から施行する。

この要領は、平成7年1月17日から施行する。

この要領は、平成8年5月15日から施行する。

この要領は、平成12年2月15日から施行する。

この要領は、平成12年12月1日から施行する。

この要領は、平成15年6月27日から施行する。
 この要領は、平成15年10月15日から施行する。
 この要領は、平成16年3月1日から施行する。
 この要領は、平成16年11月1日から施行する。
 この要領は、平成18年3月20日から施行する。
 この要領は、平成19年3月31日から施行する。
 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
 この要領は、平成20年5月1日から施行する。
 この要領は、平成20年9月9日から施行する。
 この要領は、平成21年3月23日から施行する。
 この要領は、平成22年3月29日から施行する。
 この要領は、平成24年3月30日から施行する。
 この要領は、平成24年5月31日から施行する。
 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
 この要領は、令和元年6月14日から施行する。
 この要領は、令和3年6月8日から施行する。

別表1 連絡先

県	終日	県民生活部 危機管理課 及び 消防防災課	防災行政 ネットワーク	電話	発信特番-500-2136
				FAX	発信特番-500-2146
消防庁	勤務時間内 (平日9時30分 ～ 18時15分)	応急対策室	NTT回線	電話	028-623-2136
				FAX	028-623-2146
			地域衛星 ネットワーク	電話	03-5253-7527
				FAX	03-5253-7537
	勤務時間外	宿直室	NTT回線	電話	発信特番-048-500-90-49013
				FAX	発信特番-048-500-90-49033
			地域衛星 ネットワーク	電話	03-5253-7777
				FAX	03-5253-7553
				電話	03-5253-7777
				FAX	03-5253-7553
				電話	03-5253-7777
				FAX	03-5253-7553

送付先：栃木県民生活部危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW-FAX 発信特番-500-2146/ NTT-FAX 028-623-2146/	市町 (消防本部名)	
第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 発信特番-500-2136 NTT-TEL 028-623-2136)		報告者名	(Tel)
(月 日 時 分現在)			

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他		
出火場所		栃木県防災 情報マップ	6- , - (英字) (数字)
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分
火元の業態・ 用途		事業所名 (代表者氏名)	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人	死者の生じた 理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	m ² m ²
焼損程度	焼損棟数 全焼棟 } 半焼棟 } 計 棟 部分焼棟 } ぼや棟 }	焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha
り災世帯数	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部 (署) 台 人 消防団 台 人 その他 (消防防災ヘリコプター等) 台・機 人		
救急・救助 活動状況			
災害対策本部等 の設置状況			
その他参考事項			

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後 30 分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

送付先：栃木県民生活部危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW-FAX 発信特番-500-2146/ NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)	
第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)			
事故名	<ul style="list-style-type: none"> 1 危険物等に係る事故 2 原子力施設等に係る事故 3 その他特定の事故 	報告者名	(Tel)

(月 日 時 分現在)

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名					
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI等 7.その他 ()	物質名			
施設の区分	1.危険物施設 2.高圧混在施設 3.高圧ガス施設 4.その他 ()				
施設の概要	危険物施設の区分				
事故の概要					
死傷者	死者 (性別・年齢)	人			
			負傷者等 人 (人)		
			重症 人 (人)		
			中等症 人 (人) 軽症 人 (人)		
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部 (署)	台	人	
		消防団	台	人	
		消防防災ヘリコプター	機	人	
		海上保安庁	人		
		自衛隊	人		
		その他	人		
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後 30 分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

送付先：栃木県県民生活部危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW-FAX 発信特番-500-2146/ NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)	
※第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)		報告者名	(Tel)

(月 日 時 分現在)

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者等	死者 (性別・年齢)	負傷者等 人 (人)		
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数 (見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部等 の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後 30 分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

送付先：栃木県県民生活部危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW-FAX 発信特番-500-2146/ NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)	
※第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 【県から要求した場合は除く】 (NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)		報告者名	(TEL)

(月 日 時 分現在)

災害の概況	発生場所			発生日時	月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	一部破損	棟
		うち 災害関連死者	人				半壊	棟	床上浸水	棟
		不明	人	軽傷	人		一部 損壊	棟	未分類	棟
状況	119番通報の件数									
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況									
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)							
	自衛隊派遣要請の状況									
その他市町が講じた応急対策										

《危機管理課・消防防災課確認事項》

- 1 死傷者については、氏名、性別、年齢について確認する。
- 2 住家被害については、住所・世帯数・人数及び被害の概要について確認する。床下浸水についても同様に確認する。
- 3 非住家被害については、全壊・半壊の被害数及び被害の概要について確認する。
- 4 住民の避難の状況について確認する。(緊急安全確保・避難指示・高齢者等避難の区別をはっきりさせること。)
- 5 道路、崖くずれの状況について確認する。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式(その2) [被害状況即報]

終日		NW-FAX 発信特番-500-2146/NTT-FAX 028-623-2146		送付先：栃木県県民生活部危機管理課・消防防災課 (NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136) ※第1報については FAX 送付した旨電話にて報告して下さい。【県から要求した場合は除く】																	
市町名 (消防本部名)				区分			被害			区分			被害			災害対策本部等の 設置状況	県				
報告者名		(TEL)		田	流出・埋没	ha		公立文教施設	千円		畑	流出・埋没	ha		農林水産業施設				千円		
災害名 ・ 報告番号		災害名 第 報 (月 日 時現在)			冠水	ha		公共土木施設	千円			冠水	ha		その他の公共施設		千円		市 町		
区分		被害		文教施設	箇所		小計	千円		病院	箇所		公共施設被害市町数	団体			計	団体			
人的被害	死者		人	そ の 他	道路	箇所		農産被害	千円		適 用 市 町 村 名	橋りょう		箇所		林産被害			千円		
	うち災害関連死者		人		河川	箇所		畜産被害	千円			河川	箇所		砂防	箇所		水産被害	千円		
	行方不明者		人		清掃施設	箇所			商工被害	千円				清 掃 施 設		箇所			崖くずれ	箇所	
	負傷者	重傷	人		鉄道不通	箇所		被害総額		千円			119 番通報件数		件	鉄 道 不 通	箇所			被災船舶	隻
軽傷		人	水道	戸		災害の概況															
住家被害	全壊		棟	他	電話		回線		応 急 対 策 の 状 況	消 防 機 関 等 の 活 動 状 況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること)										
	半壊		棟		電気	戸		り災世帯数※2			世帯		り災者数※2	人		火災発生※3	建物	件		自衛隊の災害派遣	その他
	一部破損		棟		ガス	戸					危険物	件			その他		件				
	床上浸水		棟		ブロック塀等	箇所															
	床上浸水		世帯																		
	床上浸水		人																		
	床上浸水		棟																		
	床上浸水		世帯																		
	床上浸水		人																		
	非住家※1		公共建物		棟																
非住家※1		その他	棟																		

◎用語の定義については、「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)」によるが、特に次のことに注意すること。

- ※1 非住家は全壊及び半壊の被害を受けたもののみ計上すること。
- ※2 り災世帯及びり災者数は全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった世帯及び人数を計上すること。
- ※3 火災発生については地震又は火山噴火の場合のみ計上

◎被害額は省略することができるものとする。

◎119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

資料 8 避難

8-1 浸水時の避難所一覧表

(計画規模降雨量＝思川流域の 48 時間の総雨量 306 mm)

地区名	避難所名	住 所	電話番号
友沼	友沼小学校	友沼 916	56-0017
丸林西	町体育センター・町公民館	丸林 571	57-4179
新橋 (西)・松原	野木第二中学校	野木 4048	55-2701
野木・野渡	野木小学校	野木 2450-1	56-0018
新橋 (東)・丸林東・中谷・南赤塚	南赤塚小学校	中谷 508	56-0019

※ただし、想定最大規模の洪水の場合には、次のとおりとする。

(想定最大規模降雨量＝思川流域の 48 時間の総雨量 619 mm)

地区名	避難所名	住 所	電話番号
友沼	野木中学校	潤島 800-1	56-0400
	佐川野小学校	佐川野 1808	56-0888
丸林西	町体育センター・町公民館	丸林 571	57-4179
新橋 (西)・松原	町体育センター・町公民館	丸林 571	57-4179
	南赤塚小学校	中谷 508	56-0019
野木・野渡	野木小学校	野木 2450-1	56-0018
新橋 (東)・丸林東・中谷・南赤塚	南赤塚小学校	中谷 508	56-0019
潤島	野木中学校	潤島 800-1	56-0400

8-2 指定避難所一覧表

番号	避難所名	使用する地域 又は地区名	収容 人員	施設の状況	管理・運営 責任者
①	友沼小学校	友沼区、潤島区の 各一部の地区	315	体育館、教室	税務課 町民税係長
②	野木町公民館・ 町体育センター	松原区、丸林東区、 新橋区の各一部の地区	431	体育館、研修室など	生涯学習課 スポーツ振興係長
③	野木第二中学校	野木区、松原区、 新橋区の各一部の地区	993	体育館、教室など	こども教育課 子育て支援係長
④	野木小学校	野渡区 野木区の一部の地区	260	体育館、教室	税務課 収税係長
⑤	南赤塚小学校	中谷区 南赤塚区、丸林東区の 各一部の地区	421	体育館、教室	住民課 給付・年金係長
⑥	佐川野小学校	川田区、佐川野区	241	体育館、教室	住民課 住民戸籍係長
⑦	新橋小学校	松原区、丸林西区、 新橋区の各一部の地区	675	体育館、教室	生活環境課 人権・協働推進係長
⑧	野木中学校	若林区 潤島区、南赤塚区の 各一部の地区	942	体育館、教室など	こども教育課 学校教育係長
⑨	野木町文化会館	友沼区、丸林西区、 松原区の各一部の地区	143	小ホール、 リハーサル室など	生涯学習課 文化会館係長
⑩	老人福祉センター	野木町全域(要配慮者)	89	集会室など	健康福祉課 高齢対策係長
⑪	野木町公民館	野木町全域(要配慮者)	89	和室など	健康福祉課 健康増進係長

※ 水害時、校舎等が浸水するおそれがあるため、新橋小学校は開設しない。また、降雨量により野木第二中学校も開設しない場合があるので、避難所開設状況を確認のうえ、避難する。

※ 避難指示が行われた場合は、開設している避難所を確認のうえ、速やかに指定避難所へ避難する。

※ 避難所における1人当たりの利用面積は、3.3㎡とした。

※ 感染症に対応した避難所の収容人数等については、「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営方針」のとおりとする。

※ 野木町公民館及び老人福祉センターは、要配慮者を優先的に収容する施設とする。

8-3 指定緊急避難場所

番号	避難場所名	番号	避難場所名
1	野木ホフマン館	10	丸林西会館
2	友西公民館	11	潤島公民館
3	松原コミュニティセンター	12	若林集落センター
4	野木会館	13	佐川野上集会所
5	野渡コミュニティセンター	14	佐川野中公民館
6	矢畑集会所	15	佐川野西公民館
7	篠山2集会所	16	佐川野下公民館
8	中谷生活センター	17	川田集落センター
9	土地区画整理記念会館		

8-4 福祉避難所一覧表

番号	避難地名	番号	避難地名
1	キラリの舎	5	花の舎病院
2	セルブ花	6	ひまわり荘
3	虹の舎	7	ホーム宙
4	野木病院		

8-5 一時避難地一覧表

番号	避難地名	番号	避難地名
1	友沼川西コミュニティセンター	10	北山公園
2	野渡コミュニティセンター	11	新城公園
3	馬場公園	12	丸林中央公園
4	丸山公園	13	あじさい公園
5	愛宕公園	14	赤塚ふれあい公園
6	富士見公園	15	野木町総合運動公園
7	都公園	16	新橋西公園
8	みずき公園	17	とどろき公園
9	さつき公園		



8-7 新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営方針

令和2年6月18日

新型コロナウイルス感染症に対応するため、避難所の運営については、「避難所運営マニュアル（野木町）」を基本としながら、以下に示す点について留意の上、行うこととする。

1. 感染症対応方針

- ① 避難所の過密状態防止
- ② 可能な限り多くの避難所の開設
- ③ 避難者の健康状態の確認
- ④ 自宅療養者等の避難の検討
- ⑤ 手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底
- ⑥ 避難所の衛生環境の確保
- ⑦ 十分な換気の実施、スペースの確保等
- ⑧ 発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保

2. 今後の検討課題

1) 指定避難所以外の避難所の開設

- ・指定避難所の収容人数が減少となるため、他により多くのスペースを要することから、指定緊急避難場所である地域の公民館等の開設について検討する。

2) 分散避難について

- ・避難所が過密状態になることを防ぐため、車中泊や安全な親戚宅、友人宅等への避難、また水害時には、垂直避難等を検討し、周知する。
- ※車中泊を行う場合には、指定避難所に必ず駐車すること。
- ※垂直避難を可能とするためには、あらかじめ洪水ハザードマップを確認していただく必要がある。

3) 避難所における専用スペース等の設置

専用スペースを設定する際は、町と施設管理者で事前に協議を行い、教室や会議室等の開放の確認を行う。また、必要に応じて、避難所の責任者が中心となり、事前に施設管理者と打ち合わせを行う。

- ① 発熱者等の専用スペースの設置
 - ・原則として、教室棟の3階を使用する。
 - ・発熱者の動線については一般の避難者とは別にし、トイレも別にする。
- ② 避難行動要支援者（傷病者、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦など）とその支援者の専用スペースの設置
 - ・原則として、教室棟の1階を使用する。
- ③ ペットの同伴について
 - ・ペットの同伴については、今後検討する。

4) 物資の準備

- 町では、今まで備えていた物資等に加え、感染対策用の備蓄品を追加する。
- 町の備蓄品には限りがあるため、避難される方には可能な限り、感染対策を念頭においた非常持ち出し袋の準備をしていただく。

町	町民
<ul style="list-style-type: none"> • マスク • アルコール消毒液 • ペーパータオル (主に発熱者、体調不良者用) • ビニール手袋 • フェイスシールド • サーマルカメラ • パーテーション 等 	<ul style="list-style-type: none"> • マスク • 体温計 • ウエットティッシュ • 石鹸 • ごみ袋 • ビニール手袋 • アルコール消毒液 • 座布団 • 食料(非常食) • 飲料水 • スリッパ • お薬手帳、母子手帳 • 常備薬 等

※垂直避難や車中泊を行う場合には、食料は1週間程度を備蓄しておくこと。

3. 発災時の対応

1) 避難所の開設

- 避難所において、3つの密(密閉空間、密集場所、密接場)を避けるため、可能な限り多くの避難所を開設する。
- 開設する避難所の居住スペースは、1人当たり4.0㎡とし、可能な限り家族単位とする。避難者の間隔は、2mを確保し、避難者同士は対面とならないよう配慮する。

① 指定避難所以外の避難所の開設(分散避難)

- 状況に応じて、各施設管理者は、指定緊急避難場所の開設を行う。開設後、各施設管理者は、災害対策本部に開設した旨の報告を行う。
- 水害時に限り、安全確保が可能な場合には、ご自身の判断により、垂直避難や親戚宅、友人宅等への避難も検討していただく。
- 車両のみの避難の場合には、事前に安全な親戚宅、友人宅や総合運動公園等に避難させる。
- 地震発災時には、公園等へのテント泊も可能とする。

② 自宅療養者等の避難の対応

- 自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等は、県(県南健康福祉センター)等に相談し、避難方法や避難場所などの指示を受ける。

③ 発熱者等の専用スペースの設置

- 原則として、教室棟の3階を使用する。
- 発熱者の動線については一般の避難者とは別にし、トイレも別にする。

④ 避難行動要支援者(傷病者、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦など)とその支援者の専用スペースの設置

- 原則として、教室棟の1階を使用する。

2) 避難所での感染予防

- 避難所においては、新型コロナウイルス感染症に限らず、感染症予防のために入口でのスクリーニング、避難者への感染対策の周知徹底、ゾーン分け、個室の確保、避難者の健康状態の観察と体調不良者の早期発見が重要である。

① 受付（入口）での対応

- 受付では、機器を使用し表面温度計測を行うとともに、手指等の消毒を行う。表面温度計測で体温が高い方は検温を行い、発熱者かどうか確認する。
- 発熱者、体調不良者等は、健康状態の聞き取りを行い、可能であれば病院を受診してもらう。困難な状況であれば、発熱者等の専用スペースに移動する。
- 健康状態の聞き取りには、健康状態チェックシート（別紙1）を使用し、記録を残しておく。
- 受付に感染症対策のための避難所入退所のルール（別紙2）を張り出し、避難所でのルールの周知等を行う。

体調不良者等の専用の受付の設置

体調不良者等の自覚症状がある方のため、専用の受付を設置し対応する。専用の受付は、できる限り個室にするとともに、その個室にて検温等を行う。
※張り紙等を活用し、誘導を行う。

② 避難者への感染対策の周知徹底

- 感染対策の周知徹底として、避難者には、頻繁に手洗いもしくはアルコール消毒液による手指消毒（避難所への入退室時、咳やくしゃみや鼻をかんだ時、食事の前、共用のものに触れたとき、トイレの後）及び、マスク着用等の咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底することを周知する。
- 可能な限り、他者と接するときや、トイレなどの列に並ぶ際には、身体的な距離（1メートル、できれば2メートル以上の距離）を取ってもらうように周知する。
- 避難所の衛生環境の確保として、物品等は、定期的に、目に見える汚れがあるときには、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。また、ドアノブなどの共有部分の消毒も定期的に行う。

③ ゾーン分け

- 新型コロナウイルス感染症に限らず、感染症が発生した場合には、一般の避難者と感染者（症状が出た方）の居住スペースやトイレを別にし、動線についても分けるようにする。

④ 避難所の衛生管理

- 避難所内については、十分な換気（なるべく2方向、1時間に2回）に努めるとともに、避難者が十分なスペース（家族ごとに2メートル以上の間隔）を確保できるよう留意する。
- 避難所には症状を有する人がいなかったとしても、今後対応できるように、個室（空き教室等の活用）などを確保しておくことが望ましい。可能な限り、1グループの人数を少なくし、通路を多めに確保する。
- 同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、新型コロナウイルス感染症を想定した場合には、望ましくない。やむを得ず同室にする場合は、可能な限りパーテーションで区切るなどの工夫をすることが望ましい。

⑤ 避難者の健康状態の観察と体調不良者の早期発見

- 定期的な健康状態の確認と、体調不良時にはすぐに申し出るように掲示版などを活用して周知し、プ

ライバシーに配慮した相談スペースの設置（救護室等）を準備する。

- ・症状を有する人を確認した際には、個室に誘導したのち、その周辺にいたグループの健康状態の観察を行う。

健康管理表の活用

自主防災組織及び地域自治組織の役員の協力を得て、避難者へ避難者カードを配布する際に、併せて健康管理表（別紙3）を配布し、継続して体温を測るようにする。

3) 避難所運営に係る職員等の留意点

- ・受付時、複数の避難者に対応する際には、感染予防策を講じる。身体的な距離（1メートル、できれば2メートル以上の距離）の確保、手洗いやアルコール消毒液での手指消毒、マスク・フェイスシールドの着用、適切なタイミング・正しい着脱方法での手袋の活用などを行い、自身の体調確認を行う。疲労が蓄積して体調を崩さないように、交代勤務できるよう配慮する。
- ・消毒や清掃にあたっては、職員のみでなく、避難者への協力を呼び掛ける。物の消毒にあたっては、マスク、ビニール手袋を着用する。
- ・感染物はビニール袋に入れ、密閉して破棄する。

4) 避難所内で感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）が発生した際の対応

- ・避難所内で感染症が発生した際には、医療機関や県（県南健康福祉センター）、町健康福祉課、避難所の医療チームと十分に連携の上で対応にあたる。

4. 避難所の閉鎖

- ・開設した避難所は、適切に消毒を行い閉鎖する。

健康状態チェックシート

記入日時 令和 年 月 日 時 分 体温 度

氏 名 _____ 年齢 () 性別 (男 ・ 女)

連絡先 (携帯) _____

あてはまるものの数字に○をつけてください。

<現状>

- 1 基礎疾患、持病がある ()
- 2 妊娠している
- 3 日常的に薬を服用している (薬名)
- 4 該当なし

<症状>

- 1 熱がある (日前から 度)
- 2 風邪のような症状がある
(該当するものに○:咳、鼻水、頭痛、喉の痛み、その他 _____)
- 3 息苦しさ(呼吸困難)がある
- 4 強いだるさ(倦怠感)がある
- 5 寒気、関節痛、筋肉痛などがある
- 6 その他 ()
- 7 該当なし

<経過表>

日にち	体温	症 状

感染症対策のための避難所入退所のルール

避難されてきた方へ

＜避難所に入所するとき＞

避難する際には、可能な限り、食料、飲料等の他、体温計、マスク（手作りマスク）、ウエットティッシュ、石鹸、ゴミ袋、ビニール手袋、消毒液、お薬手帳・母子手帳などを持参してください。

受付

- ① カメラによる表面温度計測を行います。体温が高く表示された場合には、体温計で体温測定を行います。
- ② 手指等の消毒をお願いします。
- ③ 下記「体調確認のための4つのチェックリスト」を確認し、体調不良者および医療的配慮が必要な人は、申し出てください。

体調確認のための4つのチェックリスト

(令和2年5月8日 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安参照)

□1. 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれもない。

□2. 重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がない。

(※)高齢者の方、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD 等)等の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

□3. 過去2週間にPCR検査を受けておらず、検査結果待ちや濃厚接触者となっていない。

□4. 上記1、2、3以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続いていない。

(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)

- ④ 入所後、「避難者カード」及び「健康管理表」を配布しますので、ご記入をお願いします。「健康管理表」は、毎朝の体温などを継続して記入してください。
- ⑤ 下記「感染症対策のための避難所生活のルール」を確認し、守ってください。

感染症対策のための避難所生活のルール

1. マスクを着用しましょう。
2. 流水とせっけんで手を洗いましょう(咳、くしゃみや鼻をかんだ時、食事の前、共用のものに触ったとき、トイレの後)。水が出ない場合は、アルコール消毒液で手指消毒をするかウェットティッシュで手を拭きましょう。
3. 炊き出しや配食に従事する場合は、手を洗いましょう。また、ゴム手袋及びマスクを装着しましょう。
4. 室内と屋外で履物を履き替えましょう。また、室内トイレを使用する際は、トイレ用の履物を使用しましょう。
5. 避難所内の皆さんで協力し合い、清掃を行いましょう。
6. 嘔吐者が出た場合は、救護班に申し出てください。マスクと手袋を着用し、嘔吐物を拭き取り、塩素系漂白剤等で消毒し、ごみはごみ袋に入れて袋をしばりましょう。また、嘔吐などで汚染した衣類も感染源となるため、脱いだ衣類をビニール袋に入れて袋をしばりましょう。
7. 会話をするときや列に並ぶときは、人との間隔をなるべく2メートル空け、座るときは、向かい合わせではなく背を向けましょう。
8. 食事の時などマスクを外した時は、会話を控えましょう。向かい合わせではなく、互い違いか横並びになりましょう。
9. なるべく2方向の窓やドアを開けて、こまめに換気をしましょう。
10. 37.5℃以上の熱がある、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合は、速やかに救護班に申し出てください。また、それ以外でも咳や、嘔吐、下痢が続くなど、感染症が疑われる場合についても、救護班に申し出てください。

<避難所から退所するとき>

- ① 居住スペースに忘れ物等がないか確認してください。ゴミは、原則として各自でお持ち帰りください。
- ② 「避難者カード」に退所日時を記入して、受付に提出してください。

緊急性の高い症状のチェックリスト（参考）

軽症者等本人が自らの経過観察（セルフチェック）を行う際に留意すべき「緊急性の高い症状」を整理しています。

●新型コロナウイルス感染症の軽症者は、原則1日2回、以下の項目を確認してください。

●もし一つでも該当したら、ただちに帰国者・接触者相談センターに連絡してください。

【緊急性の高い症状】

※は家族等が以下の項目を確認した場合

〔表情・外見〕

顔色が明らかに悪い ※

唇が紫色になっている

いつもと違う、様子がおかしい ※

〔息苦しさ等〕

息が荒くなった（呼吸数が多くなった）

急に息苦しくなった

生活をしていて少し動くと息苦しい

胸の痛みがある

横になれない。座らないと息ができない

肩で息をしている

突然（2時間以内を目安）ゼーゼーしはじめた

〔意識障害等〕

ぼんやりしている（反応が弱い） ※

もうろうとしている（返事がない） ※

脈がとぶ、脈のリズムが乱れる感じがする

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

- 電話相談窓口（コールセンター） 0570-052-092（土日、祝日を含む24時間受付）
- 帰国者・接触者相談センター 0285-22-0302（平日および土 8:30～17:15）
（県南健康福祉センター）
- 厚生労働省電話相談窓口 0120-56-5653（平日および土日・祝日 9:00～21:00）

※相談窓口の受付日時については、随時変更される場合があります。

健康管理表		避難場所	氏名	生年月日	年	月	日	(歳)	平熱	°C
<p>●毎朝、体温を測定して記入してください。●身体的距離の確保、こまめな手洗いを、咳エチケットを守りましょう。 ●以下の場合は、必ず避難所運営スタッフ(救護班)に報告してください。 ・37.5℃以上の発熱がある・強いだるさ(倦怠感)がある。・強い息苦しさ(呼吸困難)がある。</p>										
	入所日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
日	に	ち	/	/	/	/	/	/	/	/
測定時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
体温										
せき										
のどの痛み										
だるさ										
息苦しさ										
鼻水										
頭痛										
腹痛										
吐き気・嘔吐										
下痢										
味覚異常										
嗅覚異常										
その他										
日	に	ち	/	/	/	/	/	/	/	/
測定時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
体温										
せき										
のどの痛み										
だるさ										
息苦しさ										
鼻水										
頭痛										
腹痛										
吐き気・嘔吐										
下痢										
味覚異常										
嗅覚異常										
その他										

○ 浸水時の避難所一覧表

地区名	避難所名	住 所	電話番号
友沼	友沼小学校	友沼 916	56-0017
丸林西	町体育センター・町公民館	丸林 571	57-4179
新橋西・松原	野木第二中学校	野木 4048	55-2701
野木・野渡	野木小学校	野木 2450-1	56-0018
新橋東・丸林東・中谷・南赤塚	南赤塚小学校	中谷 508	56-0019

○ 指定避難所一覧表

番号	避難所名	使用する地域 又は地区名	収容 人員	施設の状況	管理・運営 責任者
①	友沼小学校	友沼区、潤島区の 各一部の地区	70	体育館	税務課 町民税係長
			143	教室	
②	野木町体育センター・野木町武道館	松原区、丸林東、 新橋区の各一部の地区	142	体育センターなど	生涯学習課 スポーツ振興係長
③	野木第二中学校	野木区、松原区、 新橋区の各一部の地区	273	体育館	こども教育課 子育て支援係長
			140	教室	
④	野木小学校	野渡区 野木区の一部の地区	81	体育館	税務課 収税係長
			135	教室	
⑤	南赤塚小学校	中谷区 南赤塚区、丸林東区の 各一部の地区	72	体育館	住民課 給付・年金係長
			253	教室	
⑥	佐川野小学校	川田区、佐川野区	72	体育館	こども教育課 庶務管理係長
			88	教室	
⑦	新橋小学校	松原区、丸林西区、 新橋区の各一部の地区	90	体育館	生活環境課 人権・協働推進係長
			368	教室	
⑧	野木中学校	若林区 潤島区、南赤塚区の 各一部の地区	360	体育館など	こども教育課 学校教育係長
			167	教室	
⑨	野木町文化会館	友沼区、丸林西区、 松原区の各一部の地区	36	小ホール	生涯学習課 文化会館係長
⑩	老人福祉センター	野木町全域(要配慮者)	46	集会室など	健康福祉課 高齢対策係長
⑪	野木町公民館	野木町全域(要配慮者)	145	和室など	生涯学習課 スポーツ振興係長

※ 避難所における1人当たりの利用面積は、4.0㎡とした。

※ 野木町公民館及び老人福祉センターは、要配慮者を優先的に収容する施設とする。

資料9 医療救護

9-1 災害拠点病院一覧表

病院名	所在地	TEL	病院名	所在地	TEL
済生会宇都宮病院	宇都宮市	028-626-5500	上都賀総合病院	鹿沼市	0289-64-2161
国立病院機構栃木医療センター	宇都宮市	028-622-5241	足利赤十字病院	足利市	0284-21-0121
地域医療機能推進機構 うつのみや病院	宇都宮市	028-653-1001	独協医科大学 日光医療センター	日光市	0288-76-1515
自治医科大学付属病院	下野市	0285-44-2111	芳賀赤十字病院	真岡市	0285-82-2195
独協医科大学病院	壬生町	0282-86-1111	那須赤十字病院	大田原市	0287-23-1122
新小山市民病院	小山市	0285-36-0200	国際医療福祉大学 塩谷病院	矢板市	0287-44-1155
佐野厚生総合病院	佐野市	0283-22-5222	古河赤十字病院	茨城県 古河市	0280-23-7111

9-2 町医療機関一覧表

施設名	住所	電話番号
岩崎医院	佐川野 1806-1	0280-56-0280
菊池クリニック	野渡 245-2	0280-57-2510
木村医院	野渡 2797-3	0280-23-2611
さくら診療所	野渡 1097	0280-54-5004
鹿野クリニック	丸林 421-9	0280-57-0056
寺内整形外科	友沼 6507-1	0280-57-9811
野木病院	友沼 5320-2	0280-57-1011
いなば内科クリニック	丸林 583-3	0280-57-0770
おもと乳腺外科クリニック	丸林 624-1	0280-33-6806
ゆりなメディカルパーク	丸林 662-3	0280-57-0000
リハビリテーション花の舎病院	南赤塚 1196-1	0280-57-1200

9-3 町歯科医院一覧表

施設名	住所	電話番号
池松歯科医院	友沼 5924-1	0280-54-1181
U Dental Clinic	丸林 284-3	0280-57-3860
杉田歯科医院	丸林 150-2	0280-57-0118
せきぐち歯科医院	丸林 645-4	0280-57-0065
中澤歯科医院	丸林 383-8	0280-57-3002
うちうみ歯科クリニック	丸林 572-12	0280-33-6966

資料 10 輸送

10-1 道路の現況

1 町道

(令和4年4月1日現在)

総延長	318,376.7m
路線数	922
道路敷面積	1,955,613.58 m ²
道路部面積	1,852,581.02 m ²
重用延長	3,683m
舗装延長	252,552.3m
未舗装延長	60,016.4m
実延長	312,568.7m

2 国道4号

(令和3年4月1日現在:野木町内の部分のみ)

総延長	5,278 m (道路部 5,271m 橋梁部 7m)
改良済延長	5,278 m (道路部 5,271m 橋梁部 7m)
舗装済延長	5,278 m (道路部 5,271m 橋梁部 7m)

(「道路現況調査」栃木県県土整備部)

3 県道

(令和3年4月1日現在:野木町内の部分のみ)

路線名	総延長 m	重用延長 m	実延長 m	セメント系	アスファルト		
					高級	簡易	計
南小林松原線	984	0	984	0	984	0	984
境間々田線	2,116	0	2,116	0	1,978	138	2,116
野木古河線	348	0	348	0	0	348	348
東野田古河線	7,468	702	6,766	0	2,002	4,764	6,766
佐川野友沼線	3,704	0	3,704	0	3,268	436	3,704
藤岡乙女線	196	0	196	0	102	94	196

(「道路現況調査」栃木県県土整備部)

10-2 ヘリポート一覧表

令和2年8月1日現在

1 航空機場外離着陸場（自衛隊関係）

離着陸場名	所在地	管理者	連絡先
野木町総合運動公園	野木町大字佐川野 916	生涯学習課	0280-57-4179

2 緊急離着陸場（消防関係）

離着陸場名	所在地	管理者	連絡先
野木第二中学校校庭	野木町大字野木 4048	野木第二中学校長	0280-55-2701
丸林中央公園	野木町大字丸林 577	都市整備課	0280-57-4155
あじさい公園	野木町大字友沼 5332	都市整備課	0280-57-4155
野木中学校校庭	野木町大字潤島 800 - 1	野木中学校長	0280-56-0400
野木町文化会館	野木町大字友沼 181	生涯学習課	0280-57-4188

資料 11 文化財

11-1 指定文化財一覧表

	名 称	指 定 時 期
重要文化財	旧下野煉化製造会社煉瓦窯（野木・野渡）	昭和 54 年 2 月 国指定
有形文化財	板碑（野渡・満福寺）	昭和 49 年 3 月 町指定
	黒馬繫馬図絵馬（野木・野木神社）	平成 29 年 4 月 県指定
	野木神社本殿・拝殿 2 棟（附、棟札 3 点）（野木・野木神社）	平成 31 年 3 月 県指定
	算額（野木・野木神社）	昭和 57 年 1 月 町指定
	館野馨一家文書（一括・2, 151 点）（若林）	平成 7 年 6 月 町指定
	旧野木宿道標（野木）	平成 22 年 3 月 町指定
	野木神社俳句奉納額（野木・野木神社）	平成 22 年 3 月 町指定
	友沼村地引帳・地引絵図（友沼・長島文雄氏）	平成 24 年 1 月 町指定
	種子十三仏板碑（佐川野・小山市立博物館寄託）	平成 24 年 1 月 町指定
	庚申供養板碑（佐川野・小山市立博物館寄託）	平成 24 年 1 月 町指定
	木造阿弥陀如来立像（佐川野・法得寺）	平成 31 年 4 月 町指定
	銅造薬師如来立像（伝、阿弥陀如来立像）（佐川野・法得寺）	平成 31 年 4 月 町指定
	銅造観音菩薩立像（野木・満願寺）	令和 3 年 11 月 町指定
	加藤伊一家文書（野渡・加藤家）	令和 4 年 5 月 町指定
有形民俗	渡辺家のカラクリバシゴ（丸林・郷土館）	平成 7 年 6 月 町指定
	工事落成の図絵馬（友沼・八幡神社）	平成 22 年 3 月 町指定
史 跡	大塚古墳（南赤塚）	昭和 32 年 6 月 県指定
	古河公方足利成氏の墓（野渡・満福寺）	昭和 56 年 3 月 町指定
	猪苗代兼載の墓（野渡・満福寺）	昭和 56 年 3 月 町指定
天然記念物	公孫樹（野木・野木神社）	昭和 52 年 11 月 町指定
	野木神社ケヤキ（野木・野木神社）	平成 22 年 3 月 町指定
	友沼八幡神社ケヤキ（友沼・八幡神社）	平成 22 年 3 月 町指定
無形民俗	野木神社太々神楽（野木・野木神社）	平成 3 年 7 月 町指定
登録文化財	旧新井製糸所事務室（野渡）	平成 23 年 7 月 国登録
	旧新井製糸所漆喰蔵（野渡）	平成 23 年 7 月 国登録
	旧新井製糸所煉瓦蔵（野渡）	平成 23 年 7 月 国登録

資料 12 災害救助法・町民支援制度

12-1 栃木県災害救助法施行細則（別表第1・第2・第3）

最終改正 令和3年規則第38号

別表第1（第2条関係）

救助の程度、方法及び期間

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

（1）避難所

- 1 避難所を供与される者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。
- 2 避難所は、原則として、学校、公民館等既存の建物を利用するものとする。ただし、これらの適当な建物を利用することが困難な場合は、野外での仮設小屋の設置、天幕の設営その他の適切な方法により実施するものとする。
- 3 避難所を設置、維持及び管理するため、支出する費用は、次に掲げる費用（法第2条第2項の規定による救助として供与される避難所にあつては、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）とする。
 - イ 賃金職員等雇上費
 - ロ 消耗器材費
 - ハ 建物の使用謝金
 - ニ 器物の使用謝金、借上費又は購入費
 - ホ 光熱水費
 - ヘ 仮設便所等の設置費
- 4 避難所を設置、維持及び管理するため支出する費用は、次に掲げる金額の範囲内とする。

ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。以下同じ。）を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を次に掲げる金額に加算して得た額の範囲内とする。

1人1日当たり330円
- 5 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
- 6 避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内（法第2条第2項の規定による救助として供与される避難所にあつては、当該救助を開始した日から別に定める日までの期間）とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合においては、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

（2）応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全焼し、全壊し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力をもってしては住家を得ることのできないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

1 建設型応急住宅

- イ 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。
- ロ 建設型応急住宅の1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出する費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費とし、5,714,000円以内とする。

- ハ 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置する場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。ただし、50 戸未満の場合であっても戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。
 - ニ 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業その他これに類する事業を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置することができる。
 - ホ 建設型応急住宅は、災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに工事を完成するものとする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難しい場合には、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。
 - ヘ 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 3 項又は第 4 項に規定する期限までの期間とする。
 - ト 建設型応急住宅の供与の終了に伴う建設型応急住宅の解体及び撤去並びに土地の原状回復のため支出する費用は、当該地域における実費とする。
- 2 賃貸型応急住宅
- イ 賃貸型応急住宅の 1 戸あたりの規模は、世帯の人数に応じて 1 の口の規模に準ずるものとし、その借上げのため支出する費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとし、地域の実情に応じた額とする。
 - ロ 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、供与するものとする。
 - ハ 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、1 のへの期間と同様の期間とする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

- 1 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、現に炊事のできない者若しくは災害により現に炊事のできない者に対して現物をもって行うものとする。
- 2 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、次に掲げるとおりとする。
 - イ 主食費
 - ロ 副食費
 - ハ 燃料費
 - ニ 雑費
- 3 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出する費用の額は、1 人 1 日当たり 1,160 円以内とする。
- 4 炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難しい場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

(2) 飲料水の供給

- 1 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることのできない者に対して行うものとする。
- 2 飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。
- 3 飲料水の供給を実施する期間は、2 の(1)の 4 の炊き出しその他による食品の給与を実施する期間に準ずるものとする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- (1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。
- (2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じおおむね次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行うものとする。
 - イ 被服、寝具及び身の回り品
 - ロ 日用品

- ハ 炊事用具及び食器
- ニ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。ただし、これにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て必要な費用を支出することができる。

1 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月～9月	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
冬季	10月～3月	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円

2 住家の半焼、半壊、床上浸水等により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	4月～9月	6,100円	8,300円	12,400円	15,100円	19,000円	2,600円
冬季	10月～3月	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円

(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

4 医療及び助産の給付

(1) 医療の給付

- 1 医療の給付は、災害のために医療の途を失った者に対して、応急的に救護班によって行うことを原則とする。
- 2 医療の給付は、次の範囲内において行うものとする。
 - イ 診療
 - ロ 薬剤又は治療材料の支給
 - ハ 処置、手術その他の治療及び施術
 - ニ 施設病院又は診療所への収容
 - ホ 看護
- 3 医療の給付のため支出する費用は、使用した薬剤費、治療材料費及び医療器具修繕費等の実費とし、やむを得ない事情のため救護班によらず、一般の病院、診療所において医療の給付を受けた場合には、国民健康保険診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。
- 4 医療の給付を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産の給付

- 1 助産の給付は、災害発生の日の以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。
- 2 助産の給付は、次の範囲内において行うものとする。
 - イ 分べんの介助
 - ロ 分べん前及び分べん後の処置
 - ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
- 3 助産の給付のため支出する費用は、救護班、産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料費及び処置費(救護班の場合を除く。)等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額とする。
- 4 助産の給付を実施する期間は、分べんした日から7日以内とする。

5 被災者の救出

- (1) 被災者の救出は、災害のため現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行う

ものとする。

- (2) 被災者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費、購入費、修繕費、燃料費等とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 被災者の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難しい場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

6 被災した住宅の応急修理

- (1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半焼し、半壊し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けて自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。
- (2) 住宅の応急修理は、居室、便所、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分に対して行うものとする。
- (3) 住宅の応急修理のため支出する費用は、次に掲げる金額の範囲内とする。
 - 1 2の世帯以外の世帯にあつては、1世帯当たり、595,000円
 - 2 半焼又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯にあつては、1世帯当たり、300,000円
- (4) 住宅の応急修理は、災害発生の日から3月以内（災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内)に完了させるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難しい場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

7 生業資金の貸与

- (1) 生業資金の貸与は、住家が全焼し、又は洪水により倒壊し、流失する等の被害を受け、生業の手段を失った世帯に対し行うものとする。
- (2) 生業資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みが確実な事業計画を有し、償還能力のある者に対して行うものとする。
- (3) 生業資金の貸与限度額は、次に掲げる金額の範囲内とする。
 - イ 生業費 1件当たり 30,000円以内
 - ロ 就職支度費 1件当たり 15,000円以内
- (4) 生業資金の貸与を実施する期間は、災害発生の日から1月以内とする。ただし、特別の事情によりこの期間により難しい場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。
- (5) 生業資金を貸与する場合は、次の条件を付するものとする。
 - 1 貸与期間2年以内
 - 2 利子無利子

8 学用品の給与

- (1) 学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等により、学用品を喪失し、又は損傷等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。
- (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、おおむね次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。
 - 1 教科書
 - 2 文房具
 - 3 通学用品
- (3) 学用品の給与のため支出する費用は、次に定める額の範囲内とする。
 - 1 教科書代
 - イ 小学校児童及び中学校生徒教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用する

ものを給与するための実費

ロ 高等学校等生徒正規の授業で使用する教材を給与するための実費

2 文房具費及び通学用品費

イ 小学校児童にあつては、1人当たり、4,500円

ロ 中学校生徒にあつては、1人当たり、4,800円

ハ 高等学校等生徒にあつては、1人当たり、5,200円

(4) 学用品の給与を実施する期間は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他については15日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難しい場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

9 死体の搜索及び処理

(1) 死体の搜索

1 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。

2 死体の搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索のための機械器具等の借上費、購入費、修繕費及び燃料費とし、その額は、当該地域における通常の実費とする。

3 死体の搜索を実施する期間は、災害発生の日から10日間以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難しい場合には内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

(2) 死体の処理

1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。

2 死体の処理は、次の事項について行うものとする。

イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

ロ 死体の一時保存

ハ 検案

3 検案は、原則として救護班が行うものとする。

4 死体の処理のため支出する費用は、次に掲げる額以内とする。

イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置料1体当たり3,500円

ロ 死体の一時保存に要する費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあつては、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、1体当たり5,400円（死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合には、5,400円に当該地域における通常の実費を加算した額）とする。

ハ 検案が救護班により、行われ難い場合の費用は、当該地域の慣行料金とする。

5 死体の処理を実施する期間は、災害発生の日から10日間以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難しい場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

10 埋葬

(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを実施するものとする。

(2) 埋葬は、次の範囲内において、棺、棺材等の現物を実際に埋葬を実施する者に支給する。

1 棺

2 埋葬又は火葬

3 骨つば及び骨箱

(3) 埋葬のため支出する費用は、1体当たり大人215,200円以内、小人（満12歳に満たない者をいう。）172,000円以内とする。

(4) 埋葬を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、これにより難しい場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

11 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出するものは、次の場合とする。ただし、内閣総理大臣の同意を得た場合は、この限りでない。

1 被災者（法第2条第2項の規定による救助にあつては避難者）の避難に係る支援

- 2 医療及び助産
- 3 被災者の救出
- 4 飲料水の供給
- 5 死体の捜索
- 6 死体の処理
- 7 救助用物資の整理配分

(2) 応急救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認める期間は、それぞれ当該救助の実施を認めた期間以内とする。

12 災害によって、住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

(1) 自らの資力をもってしては、障害物を除去することのできない者に対して行うものとする。

(2) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため、住家への出入が困難な状態にある場合に限ること。

(3) 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他障害物除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、その額は、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均額が137,900円以内とする。

(4) 障害物の除去を行う期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要な期間を延長することができる。

別表第2 (第8条関係)

(1) 令第10条第1号から第4号までに規定する者

法第7条第5項の規定による実費弁償の限度(日当、超過勤務手当、費用弁償)

職種	日当	超過勤務手当 (1時間当たり)	費用弁償額
医師 歯科医師	22,000円	4,400円	職員の給与に関する条例(昭和27年栃木県条例第1号)の適用を受ける職員に支給する旅費の例により算定した額とする。
薬剤師 診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 歯科衛生士	15,900円	3,180円	
保健師 助産師 看護師 准看護師	15,800円	3,160円	
救急救命士	14,300円	2,860円	
土木技術者 建築技術者	15,400円	3,080円	
大工	26,300円	5,260円	
左官	27,000円	5,400円	
とび職	24,700円	4,940円	

(2) 令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績額に手数料として、その100分の3の額を加算した額以内とする。

別表第3（第13条関係）

救助事務費

- (1) 救助事務費に支出する範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とする。
- 1 超過勤務手当
 - 2 賃金職員等雇上費
 - 3 旅費
 - 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）
 - 5 使用料及び賃借料
 - 6 通信運搬費
 - 7 委託費
- (2) 各年度において、(1)の救助事務費に支出する費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る(1)の1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次の1から7までに掲げる区分に応じ、それぞれ1から7までに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。
- 1 3,000万円以下の部分の金額 100分の10
 - 2 3,000万円を超え6,000万円以下の部分の金額 100分の9
 - 3 6,000万円を超え1億円以下の部分の金額 100分の8
 - 4 1億円を超え2億円以下の部分の金額 100分の7
 - 5 2億円を超え3億円以下の部分の金額 100分の6
 - 6 3億円を超え5億円以下の部分の金額 100分の5
 - 7 5億円を超える部分の金額 100分の4
- (3) (2)の「救助事務費以外の費用の額」とは、別表第1に規定する救助の実施のため支出した費用及び別表第2に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項において準用する法第5条第3項に規定する損失補償に要した費用の額、令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払に要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。

12-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表）

令和3年6月18日 現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、または受けおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費または購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難にあたっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考							
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 (50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内							
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額			災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上							
被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生日をもつて決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること							
		区 分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失			夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
					冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半壊 半焼 床上浸水			夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
					冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院または診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の限度額	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住居が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から3ヶ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヶ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流出、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒(特別支援学校の小学部児童、中学部生徒及び高等部生徒を含む。)	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から(教科書)1ヶ月以内(文房具及び通学用品)15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 215,200円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,500円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,400円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障を来している場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 22,000円以内 薬剤師、診療放射線技師 臨床検査技師、臨床工学技士、 歯科衛生士 15,900円以内 保健師、助産師、看護師 准看護師 15,800円以内 救急救命士 14,300円以内 土木技術者、建築技術者 15,400円以内 大工 26,300円以内 左官 27,000円以内 とび職 24,700円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4 </div>	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることが出来る。

12-3 町民への融資・貸付・その他資金等の概要

	資金名等	対象者	窓口	担当課(県)
支給	災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	町(健康福祉課)	危機管理課
	災害障害見舞金	災害により精神・身体に重度の障がいを受けた者	町(健康福祉課)	危機管理課
貸付	災害援護資金貸付金	災害により被害を受けた世帯の世帯主(所得制限あり)	町(健康福祉課)	危機管理課
	生活福祉資金	災害により被害を受けた低所得世帯	町社会福祉協議会	保健福祉課
	勤労者生活資金	災害により被害を受けた県内居住の勤労者	労働金庫	労働政策課
	中小企業融資(県制度融資)	災害により被害を受けた中小企業者	県 銀行 信用金庫 信用組合 商工組合中央金庫	経営支援課
	災害復興住宅融資	災害により被害を受けた住宅の所有者	住宅金融支援機構	住宅課
	災害条例資金制度(災害経営資金)(施設復旧資金)	災害条例が適用された場合に町長の認定を受けた被害農漁業者	農業協同組合等	経済流通課
	農業近代化資金(災害復旧支援資金)	町長の認定を受けた被害農業者	農業協同組合等	経済流通課
	災害により被害を受けた農林漁業者向け融資・農林水産業事業「農林漁業施設資金(災害復旧施設)」、「農林漁業セーフティネット資金(災害)」	町長が発行する罹災証明書の交付を受けた農林漁業者	日本政策金融公庫	経済流通課 林業木材産業課

資料 13 応援要請・災害協定

13-1 災害派遣要請手続

1 要請依頼者

町長

2 事務手続

総務部において次により行う。

(1) 要請窓口

ア 県

担当課等	所在地	電話番号	栃木県防災行政ネットワーク
危機管理課	宇都宮市埴田 1-1-20	(028) 623-2136 (夜間可)	98-500-2136

イ 陸上自衛隊第 12 特科隊 (特に緊急を要し、かつ、県に対して要請を行うことができない場合)

担当課等	所在地	電話番号	栃木県防災行政ネットワーク
第 3 科	宇都宮市茂原 1-5-45	(028) 653-1551 (代表)	98-702-02~05

(2) 災害派遣要請の依頼方法

町長は、県に対して派遣に必要な事項を記した次の文書をもって依頼する。

ただし、緊急を要する場合は、取りあえず電話等により依頼し、事後所定の手続をとる。

なお、特に緊急を要し、かつ、県に対して要請を行うことができないときは、速やかに陸上自衛隊第 12 特科隊に通知する。この場合、速やかに県 (危機管理課) にその旨を通知する。

様式 栃木県知事 様 <div style="text-align: right;">野木町長</div> 陸上自衛隊の災害派遣要請について 次により陸上自衛隊の派遣をお願いいたします。 1 災害の状況及び派遣を要請する理由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考事項	野総第 号 年 月 日
---	----------------

3 情報の交換

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を的確に把握し、県及び陸上自衛隊第 12 特科隊と相互に情報の交換を行う。

4 災害派遣部隊の受入体制

(1) 災害救援活動の調整

町は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう、担当する業務、活動箇所その他必要事項の調整を行う。

(2) 資材の準備

町は、災害派遣部隊が災害救援のために使用する資材を原則として準備する。

(3) 宿舍のあつせん

町は、災害派遣部隊等が宿舍を必要とする場合、できる限りこれをあつせんする。

(4) 経費の負担

自衛隊の災害救援活動に要した経費のうち、町が負担する経費は概ね次のとおりとする。なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と町が協議する。

- ア 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
 - イ 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上料
 - ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
 - エ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償
- 5 災害派遣部隊の撤収要請
- 町長は、災害救助活動の必要がなくなった場合、県及び陸上自衛隊第12特科隊と協議の上、県に対して撤収要請を依頼する。

13-2 災害協定一覧

令和4年9月1日現在

協定名	締結日	協定市町村等	協定内容(概要)	備考
特殊災害消防相互応援協定	S56. 6. 1	県内市町・一部事務組合	○大規模な火災、多数の死傷者の発生が予測される災害 ・消防隊、救急隊、消防関係資器材、職員等の提供応援	経費：燃料及び給食分は被災市町
日本水道協会栃木県支部 水道災害相互応援要綱	H8. 4. 18	日本水道協会 栃木県支部正会員	・職員派遣、給水用ポリタンク等提供 ・作業用車両、機械等の提供	経費：地震等緊急時対応の手引き参照
災害時における市町村相互応援に関する協定	H8. 7. 30	県内市町村	・食料、飲料水、生活必需品、資機材の提供 ・被災者救出、医療、防疫、施設応急復旧等 ・救助・応急復旧に必要な職員の派遣 等	経費：被災市町
災害時における物資供給に関する協定（NPO 法人コメリ災害対策センター）	H19. 5. 23	NPO 法人コメリ災害対策センター	・作業シート、ヘルメット、土のう袋、軍手等 ・毛布、タオル、マスク等日用品 ・飲料水、水缶、アルファ米 ・投光器、乾電池、救急ミニトイレ等	経費：被災市町
災害時における物資の供給に関する協定（関東フーズサービス）	H19. 12. 5	関東フーズサービス(株)	・飲料水、清涼飲料水	経費：2,000本までは協定先
栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定	H20. 3. 21	県、県内市町村及び一部事務組合	・地震・豪雨等による大規模な災害に伴い大量に発生した廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及び斡旋等	経費：被災市町

協定名	締結日	協定市町村等	協定内容(概要)	備考
災害時の情報交換に関する協定	H23. 4. 1	国土交通省 関東地方整備局	○情報交換 ・一般被害状況、道路・河川等の被害状況 ○情報連絡員（リエゾン）の派遣	経費：無し
下都賀地区における災害時の 相互協力に関する協定	H24. 10. 29	栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町、 小山・栃木・下野警察署、小山・栃木・石橋消防、(社)県建設業協会下都賀支部	○被災自治体に警察・消防が行う人命救助活動に際し、(社)県建設業協会下都賀支部が資機材等を提供 協力会社 54 従業員 1032 人	経費：資機材等については被災市町
危機発生時等の支援活動に関する協定	H25. 3. 26	野木町商工会	・機材、資材、消耗品の提供等	経費：被災町
(災害時における法律相談業務に関する協定)	(H25. 5. 24)	(栃木県と県弁護士会)	(大規模被害発生時の被災者等への法律相談業務)	市町からの要請に対応
大規模災害時における 相互応援に関する協定	H25. 8. 3	福島県川俣町 人口 14, 111 人 世帯 5, 062 面積 127. 66km ²	・食料、飲料水、生活必需品等の提供・物資の輸送 ・医療防疫資機材、発電機、車両等の提供・貸与 ・医療職、技術職、技能職等の職員派遣 ・被災者の一時収容のための施設提供、被災者の移送	経費：被災町
災害時における食糧及び生活必需品等の供給に関する協定	H26. 1. 14	とちぎコープ生活協同組合	・食料及び生活必需品等の優先的供給	経費：被災町
災害時等における電気設備の復旧等に関する協定書	H26. 3. 28	栃木県電気工事業工業	・町有施設の電気設備の復旧・点検 ・町が行う応急活動に対する協力 等	経費：被災町
災害時における電気設備の復旧活動等に関する協定書	H26. 3. 28	栃木県電気工事業工業組合 小山支部	・公共施設等の電気設備等の復旧活動 ・町が必要とする緊急応急作業 等	経費：町、協定者で協議

協 定 名	締結日	協定市町村等	協 定 内 容 (概要)	備 考
災害対策基本法に基づく 放送要請に関する協定	H27. 2. 27	とちぎテレビ 栃木放送	・野木町に被害が出たとき、災害の兆候がある時、速報等に対応	経費：無し
災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	H28. 8. 17	栃木県トラック協会 小山支部	・物資の輸送	経費：町、協定者で協議
災害時の応急対策業務の実施に関する協定	H28. 8. 17	栃木県トラック協会 小山支部	・資機材（重機等）の提供	経費：町、協定者で協議
災害時における物資の供給に関する協定	H28. 9. 1	㈱ダイドードリンコサービス関東	・飲料水の供給	経費：2,000本までは協定先
災害時の歯科医療救護活動に関する協定	H28. 10. 26	一般社団法人 小山歯科医師会	・傷病者に対する歯科医療の提供 ・被災者に対する口腔ケア活動	経費：医療費は原則無料 医師の日当、医薬品は有料
災害時の応急対策業務の実施に関する協定	H28. 11. 30	野木町建設業協同組合	・人材の派遣 ・資機材の提供 ・労務の提供	経費：町、協定者で協議
災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定	H28. 12. 19	医療法人社団 友志会	・要配慮者の受入 (ひまわり荘、花の舎病院、野木病院)	経費：有料 人件費、食費、おむつ代等
災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定	H28. 12. 19	社会福祉法人 延寿会	・要配慮者の受入 (虹の舎、キラリの舎)	経費：有料 人件費、食費、おむつ代等
災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定	H28. 12. 19	社会福祉法人パステル	・要配慮者の受入 (ホーム宙、セルプ花)	経費：有料 人件費、食費、おむつ代等
災害時広域支援連携協定	H29. 7. 7	小山市・栃木市 下野市・結城市	・避難所の相互利用 ・食料、飲料水、生活必需品の支援 等	経費：被災市町

協定名	締結日	協定市町村等	協定内容(概要)	備考
災害時応援協定	H29. 10. 10	大洗町	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水、生活必需品の支援 ・被災者救出、医療、防疫、施設応急復旧 ・救助・応急復旧に必要な職員の派遣 ・避難所の相互利用 等 	経費：応援町
関東どまんなかサミット会議構成市町の災害時における相互応援に関する協定	H29. 10. 16	野木町・古河市 加須市・板倉町 栃木市・小山市	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水、生活必需品の供給、資機材の提供 ・被災者救出、医療、防疫、施設応急復旧 ・救助・応急復旧に必要な職員の派遣 ・避難所の相互利用 等 	経費：原則応援市町 ※広域避難に伴う避難所運営は被災市町
原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定書	H30. 5. 21	茨城県水戸市	水戸市民の受入	経費：水戸市
野木町と小山農業協同組合との地域活性化に関する包括連携協定	H30. 12. 19	小山農業協同組合	・物資の供給や人材の派遣などによる応急支援活動	経費：有料
災害時等におけるバス利用に関する協定	H31. 3. 25	(株)丘里	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の提供 ・運転手の確保 	経費：有料
災害に係る情報発信等に関する協定	R1. 7. 16	ヤフー(株)	・防災アプリを活用した情報の提供	経費：無料
災害時における放送要請に関する協定	R1. 12. 23	テレビ小山放送(株)	・野木町に被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときに、情報を発信	経費：無料
災害時における物資の供給協力に関する協定	R2. 2. 19	(株)アイザック	・組立段ボール製ベッドの提供	経費：有料
防災力向上のための協力に関する協定	R2. 3. 2	損害保険ジャパン 日本興亜(株)	・災害時における無人航空機による情報収集等	経費：災害時は原則無料
災害時における対策業務の応援協力に関する協定	R2. 3. 27	一般社団法人 栃木県建築士会	・災害時における住宅の危険度判定等	経費：有料
災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	R2. 7. 15	東京電力パワーグリッド(株) 栃木南支社	<ul style="list-style-type: none"> ・停電復旧 ・所有施設の相互利用 等 	相互協力

協 定 名	締結日	協定市町村等	協 定 内 容 (概要)	備 考
災害時における物資の供給等に関する協定	R2. 8. 24	川上産業(株)	・災害時におけるプチプチ [®] 、プラパール [®] 等の供給	経費：有料
災害時における物資の供給協力に関する協定	R3. 7. 1	(株)レンタルのニッケン	・発電機、仮設トイレ、冷暖房器具、照明器具等の提供	経費：有料
災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	R3. 8. 2	社会福祉法人 野木町社会福祉法人協議会	・災害ボランティアセンターの設置	経費：有料
災害時における物資の支援に関する協定	R3. 11. 4	野木町工場協会	・災害時における物資の提供	経費：有料
災害時における電動車両等の支援に関する協定	R4. 3. 24	東日本三菱自動車販売(株)・ 三菱自動車工業(株)	・災害時における電動車両等の提供	経費：無料
災害時における相互応援に関する協定	R4. 5. 24	千葉県酒々井町	・食料、飲料水、生活必需品、資機材の提供 ・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧 ・救援・救助活動に必要な車両等の提供 ・被災者を一時収容するための施設の提供 ・職員の派遣 等	経費：被災市町
災害時における相互応援に関する協定	R4. 6. 23	神奈川県山北町	・食料、飲料水、生活必需品、資機材の提供 ・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧 ・救援・応急対策等に必要な職員の派遣及び車両等の提供 ・被災者を一時収容するための施設の提供 等	経費：被災市町
電気自動車を活用した災害連携協定	R4. 7. 6	日産自動車(株)・栃木日産自動車販売(株)・日産プリンス栃木販売(株)	・災害時における電動車両等の提供	経費：無料

資料 14 原子力災害

14-1 緊急事態区分・緊急時活動レベル・防護措置

1. 緊急事態区分及び緊急時活動レベル

対策指針においては、緊急事態の初期対応段階を3つに区分し、当該区分を判断する基準となる施設の状況がEAL (Emergency Action Level) として整理された。

第1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (EAL)

初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならないため、IAEA 等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえ、原子力施設の状況等に応じて、緊急事態は、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つの事態に区分された。

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状況等に基づき緊急時活動レベル (EAL) が設定された。(別表1参照)

第2 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に関わる原子力災害対策

事故後の東京電力株式会社福島第一原子力発電所 (以下、特定原子力施設という) に関わる原子炉施設については、実用発電用原子炉施設に定められたEAL (別表1) に準拠する。なお、EAL2の放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量 (3ヶ月平均) + 毎時5マイクロシーベルト』とされた。

上記区分に応じて実施すべき措置の概要は次のとおり。

区分	警戒事態 (EAL 1)	施設敷地緊急事態 (EAL 2)	全面緊急事態 (EAL 3)
事態の段階	その時点では町民等への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、早期に実施が必要な避難行動要支援者等の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階	原子力施設において町民等に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階	原子力施設において町民等に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び、確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階
措置の概要	体制構築や情報収集を行い、町民防護のための準備を開始	PAZ 内の町民等の避難準備、及び早期に実施が必要な町民避難等の防護措置を実施	PAZ 内の町民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始。 放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施
福島第一原子力発電所に係る福島県の町民防護措置の例	避難指示区域への一時立入を中止するとともに、避難指示区域に一時立入している主民の退去を準備する。	避難指示区域に一時立入している町民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の町民の屋内退避を準備する。	避難指示区域でない区域の町民の屋内退避を開始する。

避難指示区域：帰還困難区域、居住制限区域、避難指示介助準備区域の総称。なお、福島第一原子力発電所に係る福島県の町民防護措置が実施される場合、近隣県に避難町民の受入れ要請の可能性がある。

2. 運用上の介入レベル

対策指針において、全面緊急事態に至り、放射性物質の放出後の住民の安全を守るため行う主な防護措置の実施基準としてOIL (Operational Intervention Level) が設定された。

第1 運用上の介入レベル (OIL)

運用上の介入レベル (OIL) とは、放射性物質の放出後、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減するため、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等で表された防護措置の判断基準である。

1 防護措置

(1) 避難等の基準と措置の概要

	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、町民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施 (移動が困難なものの一時的屋内退避を含む。)
早期防護措置	OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、町民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物※の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

※ 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの (例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳) をいう。

(2) 人のスクリーニング等の基準と措置の概要

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
OIL 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線 : 40,000 cpm	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染
		β 線 : 13,000 cpm 【1ヶ月後の値】	

(3) 飲食物のスクリーニング、摂取制限の基準と措置の概要

基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	0IL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
0IL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1 Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

(別表1)

1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

(1) 警戒事態 (EAL1)

状 況	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事態
	<p>① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に保安規定（炉規法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</p> <p>④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</p> <p>⑧ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑩ 重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑪ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</p> <p>⑫ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合（福島県、茨城県、新潟県内市町村のみ）。</p> <p>⑬ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合（福島県、茨城県、新潟県内市町村のみ）。</p> <p>⑭ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑮ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑯ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>

(2) 施設敷地緊急事態 (EAL2)

状 況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた事態
	<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。</p> <p>③ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。</p> <p>④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</p>

- ⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。
- ⑥ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。
- ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
- ⑧ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。
- ⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。
- ⑩ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。
- ⑪ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。
- ⑫ 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。
- ⑬ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。
- ⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 10 条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。
- ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

(3) 全面緊急事態（EAL3）

状 況	原子炉施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた事態
	<ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。 ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。 ⑥ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。 ⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。 ⑨ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。 ⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑪ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を

表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。
⑫ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。
⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。
⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

2. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉の運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

(1) 警戒事態 (EAL 1)

状 況	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事態
	① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸において、大津波警報が発令された場合。 ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。

(2) 施設敷地緊急事態 (EAL 2)

状 況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた事態
	① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 10 条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

(3) 全面緊急事態 (EAL 3)

状 況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた事態
	① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

3. 使用済燃料貯蔵槽内のみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの

(1) 警戒事態 (EAL 1)

状 況	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発
--------	---

状 況	生又はそのおそれがある事態
	<p>① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p> <p>② 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。</p> <p>③ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</p> <p>④ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</p> <p>⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。</p> <p>⑥ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合（福島県、茨城県、新潟県のみ）。</p> <p>⑦ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合（福島県、茨城県、新潟県のみ）。</p> <p>⑧ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>⑨ 当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>⑩ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>

(2) 施設敷地緊急事態 (EAL 2)

状 況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた事態
	<p>① 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。</p> <p>② 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</p> <p>③ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>④ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑤ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑥ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</p> <p>⑦ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑧ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>

(3) 全面緊急事態 (EAL 3)

状 況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた事態
	<p>① 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附</p>

<p>属施設の技術基準に関する規則第 72 条第 1 項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第 58 条第 1 項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第 72 条第 1 項の基準に適合しない場合には、30 分以上) 継続すること。</p> <p>② 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が 5 分以上継続すること。</p> <p>③ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2 メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。</p> <p>④ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</p> <p>⑤ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</p>

4. 原子炉（1. ～ 3. に掲げる原子炉を除く。）運転等のための施設

(1) 警戒事態 (EAL 1)

状 況	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事態
	<p>① 当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合（福島県、茨城県、新潟県のみ）。</p> <p>② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合（福島県、茨城県、新潟県のみ）。</p> <p>③ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。</p> <p>④ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</p>

(2) 施設敷地緊急事態 (EAL 2)

状 況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた事態
	<p>① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 10 条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>

(3) 全面緊急事態 (EAL 3)

状 況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた事態
	<p>① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 15 条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</p> <p>② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p>

14-2 食品中の放射性物質の基準値等

【飲食物摂取制限の基準】

基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の 空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
OIL 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

【食品中の放射性物質の基準値】

【食品等の基準値（平成24年4月施行）】

水道水：10 Bq/L、牛乳：50 Bq/L、一般食品：100 Bq/kg、乳幼児用食品：50 Bq/kg

様式第4号

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 印 公安委員会 印	
番号標に表示されている 番号			
車両の用途（緊急輸送を 行う車両にあつては、輸 送人員又は品名）			
使 用 者	住 所	() 局	番
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は日本工業規格A4とする。

様式第8号

野防災第 年 月 日 野木町長 ㊟	
栃木県知事 殿 災害用応急食料配給申請書 次のとおり災害救助のための主要食料の応急配給が必要でありまして、承認 下されたく申請します。	
応急配給を必要とする理由	
所要品目・数量	
種 別 罹 災 者 用 配給機関が罹災したときの配給用 災害対策従事者用 計	配給対象人員 1食 200g×3 1日 400g 1食 300g×3
所要数量の算出基礎	1日当り配給必要量 配給予定日数 配給必要総量
その他	

様式第9号

政府物品引渡要請書 関東農政局栃木県拠点 局長 殿 所 長 殿 保管業者 殿			
種 別	数	量	備 考
上記政府物品の引渡を要請します。 年 月 日 野木町長 ㊟			

- (注) 1 宛名はそれぞれの該当者とする事。
 2 「備考」欄には、要請数量の基礎となる事項を記入すること。
 3 「緊急引渡要領」第2の4の場合に作成すること。

様式第 10 号

保 管 業 者 殿		政 府 物 品 受 領 書						
種 別	産 年	包 装	量 目	等 級	数 量	ト ラ ッ ク 番 号	備 考	

上記政府物品を受領致しました。

年 月 日

野木町長 ㊟
引取人又は代理人
住所
氏名 ㊟
立合人氏名 ㊟
立合人氏名 ㊟

(注) 1 「緊急引渡要領」第2の3の場合は引取人から、第2の4の場合は町長から提出すること。
2 「備考」欄には、引渡につきこの事実を証明する参考事項を記入する。

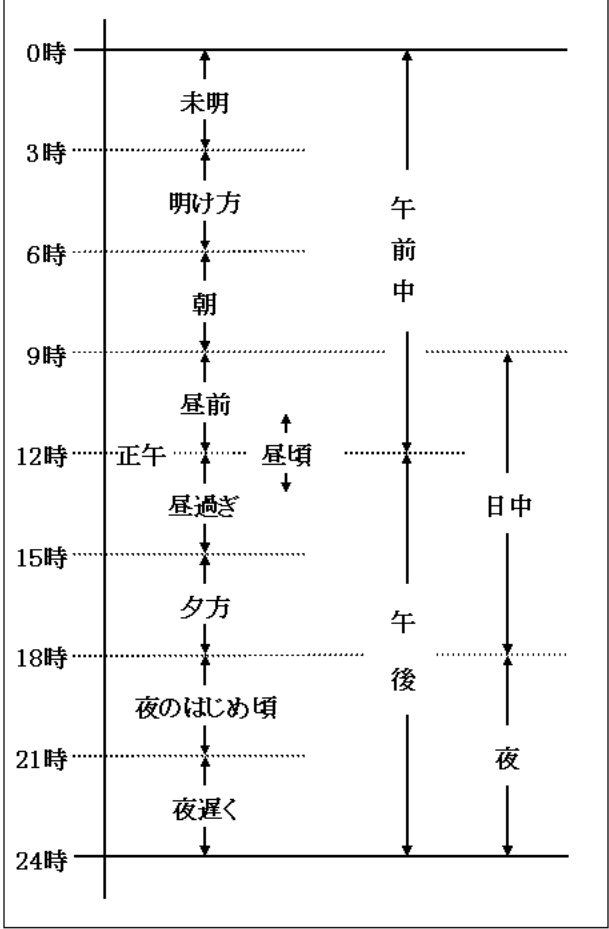
様式第 11 号

野 防 災 第 号		年 月 日						
栃木県知事 殿	野木町長 ㊟	政 府 物 品 緊 急 引 取 報 告 書						
次のおり緊急引渡しを受けたので報告します。								
月 日	倉 庫 名 (倉庫、倉所)	種 別	産 年	包 装	量 目	等 級	数 量	備 考

(注) 倉庫名の下に倉番、倉所を () 書とすること。

用語集

自然災害編

用語名	内容
【あ行】	
安否情報システム	<p>武力攻撃やテロなどの事態が発生した際に、被災地住民の安否情報を収集・整理・提供する、総務省消防庁の情報照会システム。</p> <p>国民保護法に基づいて整備され、平成 20 年(2008)に運用を開始した。大規模な自然災害・事故が発生した際にも、地方自治体の要請に応じて運用される。</p>
一時集合場所	<p>避難場所へ避難する前に、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所で、集合した方の安全が確保されるスペースを有する学校のグラウンド、神社・仏閣の境内等をいう。</p>
一時滞在施設	<p>帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者(※)を一時的に受け入れる施設。</p> <p>(※)：【か行】に記載</p>
1 日の時間細分図(府県天気予報の場合)	 <p style="text-align: right;">(出典：気象庁「時に関する用語」)</p>
移動系回線	<p>役場等に基地局を置き、この基地局と移動局(車載型、携帯型等の種類がある。)との間、又は移動局相互間で通信を行う通信網。</p>

用語名	内容
インフラ	生活や産業など経済活動を営む上で不可欠な社会基盤。 公共施設、道路、線路、水道、ガス、電気など。
衛星系回線	衛星通信により、消防庁、都道府県、市町村及び防災関係機関等を結ぶ全国的な通信網。
AED（エーイーデーイー）	心停止している状態の心臓に対して電気ショックを行い、正常な動きに戻すための医療機器。 Automated External Defibrillator の略。
液状化現象	ゆるく堆積した沖積層の砂質地盤に地震動が加わると、間隙水圧の上昇により砂の粒子と粒子の噛み合わせがはずれ、一時的に液状になり支持力を失う現象。
エコノミークラス症候群	長時間同じ姿勢のままにすることで、血の流れが悪くなり血管の中に血のかたまりがつくられ、その血のかたまりが肺の血管につまって発症する。 飛行機内（特にエコノミークラス）で長時間同じ姿勢をとり続けている乗客が発症することから俗称となった病態。 最近では、避難生活を自家用車の中で過ごす人にみられる。
NBCR（エヌビーシーアール）災害	核物質（Nuclear）・生物（Biological）・化学（Chemical）・放射性物質（Radiological）の災害。 【参考】CBRNE（シーバーン）災害：化学（Chemical）・生物（Biological）・放射性物質（Radiological）・核（Nuclear）・爆発物（Explosive）の災害。
Em（エム）ネット（緊急情報ネットワークシステム）	総合行政ネットワーク「LGWAN」を利用した国と地方公共団体間で緊急情報を双方向通信するためのシステム。
Lアラート（災害情報共有システム）	国と地方公共団体、交通関連事業者など災害関連情報の発信者と各メディアとの間で災害などに関する情報を効率的に共有するシステム。
応急仮設住宅	地震や津波などの大規模災害によって住家が滅失又は破損し、居住する住家を失った人に対して、行政が供与する仮の住居。
屋内安全確保	災害リスクのある区域等の自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅や施設等の浸水想定等を確認の上、上階への移動や高層階に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保すること。 「屋内安全確保」のうち「上階への移動」は、「垂直避難」と呼称される場合もある。

用語名	内容
【か行】	
家屋等倒壊等氾濫想定区域	洪水浸水想定区域（※）において、あふれた水や川岸の浸食により、家屋が倒壊・流出するおそれがある区域。 （※）：【か行】に記載
仮設住宅	自然災害によって住宅が全壊など被害を受け、自力では住居を確保できない被災者に対して、行政が建設し一時的に提供する簡単な住宅。 主にプレハブ工法の組立タイプとユニットタイプ。 【参考】復興住宅：災害で住宅を失い、自分の力で再建が難しい避難者向けに、国が補助して県や市町村が整備する低家賃賃貸住宅。正式名称は災害公営住宅。
義援金	被災者や必要としている人にお悔やみや応援の気持ちを込めて直接届けるお金。 被災者等に公平に分配される。 【参考】支援金：自分が応援したい団体や関心がある分野の団体を選んで寄付し、被災地や困っている人の支援活動に役立ててもらおうお金。 被災地にすぐ届き、人命救助やインフラ整備等の復旧活動に役立てられる。
帰宅困難者	大規模な災害等により、公共交通機関が不通となり、会社や学校などから自宅に帰ることが困難な人。
救援物資	被災地に対する支援活動の一環として送られる物資。 国や国の機関、企業や非営利団体、民間団体、個人、海外、国際機関などから送られる。
記録的短時間大雨情報	大雨警報が発表されている時に、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析：解析雨量）したときに気象庁が発表する情報。
緊急安全確保	災害が発生又は切迫しており、居住者等が身の安全を確保するために避難場所等へ避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、自宅等からの避難を中心とした避難行動から、緊急的に安全を確保する行動へと行動を変容するよう、市町長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令されるレベル5の避難情報。
緊急地震速報	地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く知らせる情報。
緊急消防援助隊	大規模災害や特殊災害等により被災地の消防機関では対処できない場合など、人命救助活動等をより迅速に実施するため、全国の消防本部や航空隊により構成された応援部隊。

用語名	内容
緊急速報メール	携帯電話事業者が、気象庁から配信される緊急地震速報、津波警報及び特別警報（一部事業者を除く）とともに、地方公共団体から配信される災害・避難情報を該当する地域に一斉配信するサービス。
緊急対策要員	大規模災害時に、被災市町村庁舎又は広域物資拠点において必要な災害対応を行う者として指定された職員。 情報収集要員（※1）、栃木県災害マネジメント総括支援員（※2）、広域物資拠点運営要員（※3）の3種類がある。 ※1：【さ行】に記載 ※2：【た行】に記載 ※3：【か行】に記載
緊急輸送道路	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する基幹的な道路。
空中消火	航空機を用いて、空から消火活動を行うこと。
クラッシュシンδροーム	建物倒壊などで、四肢の筋肉に長時間圧迫が加えられ、その圧迫から解放された後におこる全身障害。
警戒区域	災害対策基本法に基づき、市町村長が、災害の発生又はそのおそれがある場合に、居住者等の生命・身体への危険を防止するために、退去もしくは立入りを制限・禁止する地域。
警戒レベル	土砂災害や洪水などの災害の危険があるときに出される防災情報。政府が逃げ遅れゼロを目指し、避難のタイミングを直感的に伝えるものとして2019年に導入された。
警察災害派遣隊	大規模災害発生時に、全国の警察から被災地に派遣される部隊。災害発生直後に派遣され、現地警察の支援を受けることなく活動する即応部隊と、発生から一定期間経過後、長期間にわたって派遣される一般部隊により構成される。
警報	重大な災害の起こる恐れのあることを警告して気象庁が行う予報のこと。 注意報より警戒度が高く、地方気象台などが定められた基準をもとに発表する。
激甚災害	激甚災害制度による激甚災害の指定が行われたもので、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ被災地域への財政援助や被災者への助成が特に必要となる大きな災害のこと。
顕著な大雨に関する情報	大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を、気象庁が「線状降水帯」（※）というキーワードを使って提供する情報。 （※）：【さ行】に記載

用語名	内容
顕著な大雪に関する気象情報	短時間に顕著な降雪が観測され、その後も強い降雪が続くと見込まれる場合に、一層の警戒を呼びかけるために気象庁が提供する情報。
広域緊急援助隊	大規模な災害が発生し、又は発災するおそれがある場合に都道府県の枠を越えて、被災情報の収集、救出救助、緊急交通路の確保、検視等の活動に当たるため、警察本部に設置する災害対策の専門チーム。
広域災害対策活動拠点	緊急消防援助隊、広域緊急援助隊及び自衛隊の後方活動及び野営の拠点のこと。
広域物資拠点 (一次集積拠点)	全国からの支援物資の一次的な集積及び配分活動の拠点のこと。
広域物資拠点運営要員	大規模災害時に県が設置する広域物資拠点の運営を行う者として指定された職員。
高齢者等避難	災害が発生するおそれがあり、災害リスクのある区域等の高齢者等(※)が危険な場所から避難すべき状況において、市町長から必要な地域の居住者等に対し発令されるレベル3の避難情報。 (※) 高齢者等：避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障がいのある方やその方の避難を支援する方。
5段階の警戒レベル	住民が取るべき行動が直感的に理解できるよう、都道府県や気象庁等から発表される防災・気象情報と、市町村から発令される避難情報とを5段階のレベルに分けて整理したもの。
【さ行】	
災害援護資金	災害により負傷又は住居、家財の被害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付ける制度。
災害救助法	災害時に被災者保護と社会秩序の保全を目的とした法律。
災害拠点病院	通常の医療供給体制では医療の確保が困難になった場合に、傷病者を受け入れるとともに、知事の要請に基づいて、医療救護班を編成し、応急的な医療を実施する医療救護所との連携をもとに重症者の医療を行う病院。
災害警戒本部	災害対策本部設置前において災害に備えるため設置する組織。
災害時帰宅支援ステーション	大規模震災などで公共交通機関が不通になった場合、徒歩で帰宅しようとする人を支援する施設や店舗。 トイレの使用や地図などによる道路情報など、可能な範囲で支援・協力してくれる。コンビニエンスストア、ファーストフード店、ガソリンスタンド等、対象店舗には災害時帰宅支援ステーションの専用ステッカーが目印として貼られている。
災害対策基本法	防災の計画、実施の体制に関し、国や地方公共団体の責務を定めた法律。

用語名	内容
災害対策現地情報連絡員（リエゾン）	大規模災害の発生時に、被災自治体へ職員を派遣し、災害情報等の情報収集、災害対策の支援等を行う者。
災害対策本部	県の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため、知事が地域防災計画の定めるところにより設置する組織。
災害弔慰金	災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、市町村条例に定める額を支給する制度。
災害に強いとちぎづくり条例	<p>災害の被害を最小化し、迅速な回復を図るため、「自助、互助、共助、公助」を基本理念とし、すべての人が安心して安全に暮らすことのできる社会の構築を目指し、災害に強いとちぎづくりに一体となって取り組むため制定した条例。</p> <p>【参考】</p> <p>自助：自らの安全を自ら守る</p> <p>互助：地域の住民が互いに助け合う</p> <p>共助：事業者や地域に関わる人々が連携し助け合う</p> <p>公助：公的機関が援助を行う</p>
災害派遣	<p>地震や水害等の自然災害や、死傷者の発生が伴う事故などといった各種災害の発生に際し、自治体や警察・消防などの能力では対応しきれない事態において陸海空の自衛隊部隊を派遣し、救助活動や予防活動などの救援活動を行うこと。</p> <p>自衛隊において、防衛出動や治安出動に並ぶ重要な任務のひとつ。</p>
災害用伝言ダイヤル	<p>被災地内の電話番号をメールボックスとして、安否等の情報を音声により伝達するボイスメールのこと。</p> <p>安否情報等の伝言を比較的余裕のある全国へ分散させ、交通渋滞を例とすれば、渋滞を避けたうかい先で伝言のやり取りをする仕組みであり、「171」をダイヤルし、音声の指示に従う。</p>
災害用伝言板	携帯電話会社各社は災害時に携帯電話で安否確認ができる「災害用伝言板サービス」を提供しており、インターネット接続に対応した携帯電話で文字によるメッセージの登録・閲覧が利用できる。
Jアラート(全国瞬時警報システム)	弾道ミサイル情報、緊急地震速報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国から送信し、市町村防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム。
JETT（ジェット：気象庁防災支援チーム）	防災対応の支援のため、大規模な災害が発生した（又は発生が予想される）場合に、都道府県や市町村の災害対策本部等へ各地の气象台から派遣されるチーム。

用語名	内容
自主防災組織	<p>「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織。</p> <p>主に自治会や町内会を基礎として構成されている。</p>
地震保険	<p>民間の保険会社と政府が共同で運営する半公的保険。地震だけでなく、津波や噴火も補償の対象。</p> <p>地震保険は単独での加入ができず、かならず火災保険とセットで加入することが条件となる。</p>
指定河川洪水予報	<p>河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、国土交通省又は都道府県と気象庁が共同して、あらかじめ指定した河川（洪水予報指定河川）について、区間を決めて水位または流量を示した予報。</p> <p>【参考】洪水予報の種類と主なタイミング</p> <p>① 氾濫注意情報 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる時</p> <p>② 氾濫警戒情報 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる時、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位に達すると見込まれた時</p> <p>③ 氾濫危険情報 氾濫危険水位に到達した時</p> <p>④ 氾濫発生情報 氾濫が発生した時</p>
指定行政機関	<p>災害対策基本法や武力攻撃事態法などの法律に基づいて、内閣総理大臣が指定する行政機関。</p>
指定公共機関	<p>電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するもの。</p>
指定地方行政機関	<p>指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で内閣総理大臣が指定するもの。</p>
指定地方公共機関	<p>都道府県の区域において、電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人で、都道府県知事が指定するもの。</p>
指定緊急避難場所	<p>津波、洪水等による危険が切迫した状況において、住民等が緊急に避難する際の避難先として位置付けるものであり、住民等の生命の安全の確保を目的とするもの。</p>
指定避難所	<p>災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設。</p>

用語名	内容
集中豪雨	<p>同じような場所で数時間にわたり強く降り、100mm から数百 mm の雨量をもたらす雨のこと。</p> <p>積乱雲が同じ場所で次々と発生・発達を繰り返すことにより起き、重大な土砂災害や家屋浸水等の災害を引き起こす危険がある。</p>
情報収集要員	<p>大規模災害時に被害状況の収集及び初期応急対策業務を迅速かつ円滑に行うため、市町庁舎に登庁する者として指定された職員。</p>
消防団	<p>消防組織法に基づき、各市町に設置されている自治的な非常備の消防機関。</p>
消防防災ヘリコプター	<p>消防活動、救急活動を支援するために都道府県等が保有する中型・大型ヘリコプターのこと。栃木県では「おおるり」を保有。</p> <p>【参考】県警ヘリコプター：栃木県警では「なんたい」を保有。</p>
初期消火	<p>出火の初期段階で応急的に消火活動を行うこと。</p> <p>火災は一般にごく小さな火種から、徐々に大きな火災へ拡大するため、小さな火災（火事）のうちに消火してしまえば被害を最小限に抑えることができる。</p>
震源	<p>地震とは地下の岩盤の破壊現象であり、一般には面（断層面）に沿って、その面の両側の岩盤が急激にずれ動く現象。</p> <p>この「ずれ」は、ある点から始まって面状に広がっていく。</p> <p>震源は、最初に「ずれ」が始まった点。</p>
浸水被害軽減地区	<p>洪水浸水想定区域（隣接・近接する区域を含み、河川区域を含まない）内で、輪中堤等の盛土構造物があり、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域。</p>
震度	<p>ある場所における地震の揺れの強弱の程度を表すもの。</p> <p>気象庁の震度階級は「震度 0」「震度 1」「震度 2」「震度 3」「震度 4」「震度 5 弱」「震度 5 強」「震度 6 弱」「震度 6 強」「震度 7」の 10 階級。</p>
図上訓練	<p>地図を用いて行う訓練（実動を伴わない訓練）。</p> <p>防災に関して行った場合は、災害時に起こりうる事態をイメージし、予測できるとともに、災害時の役割を理解し、実施すべき対策や行動等が実施できるなどの知識及び能力が習得できる。</p> <p>図上型防災訓練には、状況予測型図上訓練、防災グループワーク、災害図上訓練 DIG、図上シミュレーション訓練などがある。</p>
正常性バイアス	<p>予期しない事態にあった時に「ありえない」という先入観や偏見（バイアス）が働き「自分だけは大丈夫」など物事を正常の範囲だと思い込んでしまう心のメカニズム。</p>
線状降水帯	<p>同じ場所で積乱雲が次々と発生して帯状に連なる自然現象で、数時間にわたり同じ場所に停滞し大雨をもたらす、土砂災害や洪水につながるおそれがある。</p>

用語名	内容
【た行】	
耐震診断	現在ある建造物の耐震性を判定すること。耐震点検ともいう。 耐震診断で、耐震性が十分ではないと判定された建造物に対しては、緊急性、必要性、重要性などを考慮して耐震補強を行うことが必要となる。
台風	熱帯の海上で発生する低気圧を「熱帯低気圧」と呼び、このうち、北西太平洋または南シナ海に存在し、最大風速(10分間平均)がおおよそ17m/s以上のものを「台風」という。
タイムライン	台風による大規模水害など、事前にある程度被害の発生が予測できる災害に対して、迅速かつ的確な住民避難等を目的として、政府・自治体・防災機関、住民などが災害発生前から発生後までにとるべき行動を、時間ごとに明確にしておく防災行動計画。
立退き避難	ハザードマップ等に掲載されている洪水浸水想定区域(※1)、土砂災害警戒区域(※2)、その他の災害リスクがあると考えられる地域の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動すること。 「立退き避難」は「水平避難」と呼称される場合もある。 ※1：【か行】に記載 ※2：【た行】に記載
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風に対して注意を呼び掛ける情報で、雷注意情報を補足する情報として気象庁が発表する情報。
地域災害対策活動拠点	被災地への捜索・救助活動、災害医療に係る現地活動や必要な情報の提供を行うための中継の役割等を担う拠点。
地域物資拠点 (二次集積拠点)	避難所への支援物資の提供を行う二次的な集積及び配分活動の拠点。
地区防災計画	地域コミュニティにおける共助による防災活動推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者(地区居住者等)が行う自発的な防災活動に関する計画。
注意報	災害が起こる恐れがある場合にその旨を注意して気象庁が行う予報のこと。 警報よりは警戒度が低く、地方气象台などが定められた基準をもとに発表する。
直下地震	海側プレートの動きにより、大陸側プレート内部に蓄積された歪み(活断層)がずれて起こる比較的震源の浅い地震。 内陸部の地域の真下で発生した場合、震源が浅いために激しい揺れを伴い、大きな被害をもたらす可能性がある。

用語名	内容
DIG (ディグ：災害図上訓練)	参加者が地図を使って防災対策を検討する訓練。 Disaster Imagination Game の略。
DPAT (ディーパット：災害派遣精神医療チーム)	精神科医師・看護師・業務調査員等で構成され、発災後概ね 48 時間以内に被災地で活動できる精神科医療及び精神保健活動の支援等を行うための専門的な訓練、研修を受けた精神医療チーム。 Disaster Psychiatric Assistance Team の略。
DHEAT (ディーヒート：災害時健康危機管理支援チーム)	被災都道府県の保健医療調整本部及び保健所の指揮調整機能等を支援するために、被災都道府県からの応援要請に基づいて応援派遣される専門的な研修・訓練を受けたチーム。 Disaster Health Emergency Assistance Team の略。
DMAT (ディーマット：災害派遣医療チーム)	医師・看護師・業務調査員等で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、発災後概ね 48 時間以内に活動できる機動性を持った専門的訓練を受けた医療チーム。 Disaster Medical Assistance Team の略。
DWAT (ディーワット：災害福祉支援チーム)	精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等で構成され、災害発生時から中長期的に避難所などで介護や福祉のサービスを行うチーム。 Disaster Welfare Assistance Team の略。
TEC-FORCE (テクフォース：緊急災害対策派遣隊)	大規模な災害が発生した場合に派遣され、被害状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧などに取り組み、地方公共団体を支援する国土交通省の組織。 Technical Emergency Control FORCE の略。
特別警報	警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に気象庁が発表する。
土砂災害	大雨や地震、火山の噴火等が引き金となって、山やがけが崩れたり、水と混じり合った土や石が川から流れ出たりする災害。 【参考】 土石流：山の斜面等が崩れ、崩れた土石が雨水等と一緒に流下する現象。 がけ崩れ：急な斜面が一気に崩れ落ちる現象。 地すべり：地面が大きな塊のままゆっくりとすべり落ちる現象。
土砂災害警戒区域	土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として、都道府県知事が指定したものの。

用語名	内容
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報。 危険な場所からの避難が必要な警戒レベル4に相当する。
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として、都道府県知事が指定したもの。
土石流	山腹の崩壊で生じた土砂と水（雨水や地下水）が一体となって流下する自然現象。巨大な岩のかたまりが先頭に集中し、回転するように盛り上がりながら石や流木などを伴い流下するため破壊力が大きい。 集中豪雨が発生すると起こりやすくなる。
栃木県災害マネジメント総括支援員	大規模災害時に市町災害対策本部内において、被災市町の災害対策全般の支援業務を行う者として指定された職員。 市町からの派遣要請により、災害対応等の経験を有する課長級職員等を派遣する。
栃木県地震被害想定調査	栃木県が、平成25年度に学識経験者から構成される検証委員会の検討を受け、自然現象の予測、被害想定などの調査を実施した内容。
栃木県被災者生活再建支援制度	公平な被災者支援の観点から国の制度を補完するため、平成25年から運用を開始した県独自の被災者生活再建支援制度。
とちぎ防災の日	東日本大震災の発生した日である「3月11日」を防災対策の重要性について県民等の理解を深める日として定めた。
トリアージ	災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること。
【な行】	
内水氾濫	市街地に降った雨が短時間で排水路や下水管に一挙に流入し、排水などの処理能力を超えてあふれること。 また、川の水位が上昇して雨水をポンプで川に流せずに、市街地の建物や土地、道路などが浸水すること。 【参考】 外水氾濫：川の水が堤防からあふれたり、川の堤防が破堤して起こる洪水。

用語名	内容
【は行】	
HUG（ハグ）	参加者が避難所運営を疑似体験できるゲーム。 名前は Hinanzyo（避難所） Unei（運営） Game（ゲーム）の頭文字を取ったもの。
ハザードマップ	自然現象に起因する災害の危険度を示す地図。 ナチュラルハザードマップともいう。
パンデミック	感染症や伝染病が全国的・世界的に大流行して、非常に多くの感染者や患者が発生した状態。
氾濫	大雨等により、河川等の水があふれ広がること。 【参考】 溢水：堤防がない河川で水があふれ出ること。 越水：堤防がある河川で水があふれ出ること。 浸水：住宅等が水につかること。 冠水：道路や田畑等が水につかること。
被災者生活再建支援制度	自然災害により居住する住宅が全壊する等の生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する制度。 ※栃木県被災者生活再建支援制度：【た行】に記載
被災者台帳	公平な支援を効率的に実施するために、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した台帳。
非常用持ち出し袋	防災セット・防災リュック・非常袋などとも呼ばれる。 災害が起こって避難するときに持ち出すバッグ。 自分が必要とする最小限の品を収めた袋。
備蓄	大規模災害時に水や食料などの物資が無くなることを想定して、その物資や代わりになるものを備えること。
PTSD （心的外傷後ストレス障害）	生命の危機を体験したり、家族や財産を失うなどの心的外傷（トラウマ）を受けた人が、時間がたった後もその経験に対して強い恐怖を感じる事。 Post-Traumatic Stress Disorder の略。
避難行動要支援者	高齢者、障がい者等の要配慮者（※）のうち災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。 （※）：【や行】に記載
避難指示	災害が発生するおそれが高く、災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況において、市町長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令されるレベル4の避難情報。

用語名	内容
避難道路	避難場所へ通じる道路であって、通勤圏域内の住民を当該避難場所に迅速かつ安全に避難させるため、あらかじめ指定した道路。
福祉避難所	高齢者、障がい者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者に供与する避難所。
防災行政無線	国及び地方公共団体が非常災害時における災害情報の収集・伝達手段の確保を目的とする、無線による通信網。災害時に有線回線が途絶した場合でも、使用することが可能。
防災士	社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを日本防災士機構が認証した人。
本震	地震発生時にある地域で一定の期間内に連続して発生した地震のうち、最も規模の大きかったもの。 前震・余震に対して使われる用語。
【ま行】	
マイ・タイムライン	台風や豪雨などの災害に備えて、一人ひとりのために作成する防災行動計画。 家族構成や生活環境にあわせて、時系列でいつ、だれが、何をするかを決めておくもの。
マグニチュード	地震そのものの規模を表すもの。 震度は、生活している場所での揺れの強さ。 マグニチュードの小さい地震でも震源から距離が近ければ震度は大きくなり、マグニチュードの大きな地震でも震源から距離が遠いと震度は小さくなる。
【や行】	
要配慮者	発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。 具体的には、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定。
【ら行】	
ライフライン	電気、水道、ガスなど、生活や生存に不可欠な配管、配線等。
りさい 罹災証明書	火災、風水害、地震その他災害によって生じた住家その他市町村長が定める種類の被害の程度を市町村長が証明した書面。
ローリングストック	普段から少し多めに食料品や日用品を買っておき、使ったら使った分だけ新しく買い足していくことで、常に日用に必要なものを一定量備蓄すること。

原子力災害編

用語	内容
安定ヨウ素剤	<p>原子力施設等の事故に備えて、服用のために調合した放射能をもたないヨウ素。甲状腺にはヨウ素を取り込み蓄積するという機能があるため、放射線事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺で即座に甲状腺ホルモンに合成され濃集し、甲状腺組織内で放射能を放出し続ける。その結果放射能による甲状腺障害が起こり、晩発性の障害として甲状腺腫や甲状腺機能低下症を引き起こすとされている。これらの障害を防ぐためには、被ばくする前に安定ヨウ素剤を服用し甲状腺をヨウ素で飽和しておく。この処置により、被ばくしても放射性ヨウ素が甲状腺には取り込まれないので、予防的効果が期待できる。ヨウ素剤の効果は投与時期に大きく依存し、被ばく直前の投与が最も効果が大きい。</p>
EAL	<p>緊急時活動レベル（Emergency Action Level）。緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき設定された。各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたEALの設定については、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき原子力事業者が行う。</p>
EPZ	<p>原子力施設等の防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（Emergency Planning Zone）。原子力施設からの放射性物質又は放射線の異常な放出を想定し、周辺環境への影響、周辺住民等の被ばくを低減するための防護措置を短期間に効率良く行うため、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性のある範囲を技術的見地から十分な余裕を持たせて定めた範囲をいう。EPZは、原子力発電所や大型の試験研究炉などを中心として半径約8～10kmの距離、再処理施設を中心として半径約5kmの距離などがそれぞれの目安とされている。</p>
OIL	<p>運用上の介入レベル（Operational Intervention Level）。防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表された。</p> <p>緊急時モニタリングの結果をOILに照らして、防護措置の実施範囲を定めるなどの具体的手順をあらかじめ決めておく必要がある。</p>

用語	内容
屋内退避	<p>原子力災害発生時に、一般公衆が放射線被ばく及び放射性物質の吸入を低減するため家屋内に退避すること。</p> <p>屋内退避は、通常的生活活動に近いこと、その後の対応指示も含めて広報連絡が容易であるなどの利点があると同時に、建屋の有する遮へい効果及び気密性などを考慮すると、防護対策上有効な方法であるとされている。</p>
オフサイトセンター	<p>緊急事態応急対策拠点施設。原子力災害発生時に原子力施設の周辺住民等に対する放射線防護対策など様々な応急対策の実施や支援に係る国、地方公共団体、(独)放射線医学総合研究所、(独)日本原子力研究開発機構などの関係機関及び専門家など様々な関係者が一堂に会して情報を共有し、防護対策を検討する拠点となる施設。事故が起こった場合には、オフサイトセンター内に設置される幾つかのグループが、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報、住民の避難・屋内退避状況などを把握し、必要な情報を集め共有する。オフサイトセンターでは、国の原子力災害現地対策本部長が主導的に必要な調整を行い、各グループがとるべき緊急事態応急対策を検討するとともに、周辺住民や報道関係者などに整理された情報を適切に提供する。</p>
確定的影響	<p>放射線による重篤度が線量の大きさとともに増大し、影響の現れない「しきい線量」が存在すると考えられている影響をいう。「しきい線量」を超えた場合に影響が現れ、線量の増加とともに影響の発生確率が急激に増加し、影響の程度(重篤度)も増加する。ある線量に達すると被ばくしたすべての人に影響が現れる。がん及び遺伝的影響以外の影響はすべてこれに区分され、皮膚障害、白内障、組織障害、個体死等がある。これを防止するためには、線量当量限度を十分低い値に設定し、生涯の全期間あるいは全就労期間の後でも「しきい値」に達しないようにすることが必要である。</p>
確率的影響	<p>放射線被ばくによる単一の細胞の変化が原因となり、受けた放射線の量に比例して障害発症の確率が増えるような影響で「しきい値」がないと仮定されている。がんと遺伝性影響が含まれる。放射線によってDNAに異常(突然変異)が起こることが原因と考えられている。</p>
外部被ばく	<p>放射線を体の外から受けること。外部被ばくの例として、レントゲン撮影時のエックス線を受けることがあげられる。</p>
空間線量率	<p>対象とする空間の単位時間当たりの放射線量。</p>
原子力災害合同対策協議会	<p>緊急事態が発生した場合に、国、都道府県、市町村、原子力事業者及び原子力防災専門官などを構成員とし、緊急事態について相互に協力するため、緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)に設置される組織。</p>

用語	内容
原子力防災管理者	当該原子力事業所の原子力防災業務を統括・管理する最高責任者であり、原災法では事業所ごとに原子力防災管理者を選任するよう義務付けている。当該原子力事業所の原子力防災組織を統括・管理し、異常事態が発生したときの通報、原子力防災要員の呼集、応急措置の実施、放射線防護器具・非常用通信その他の資機材の配置と保守点検、原子力防災訓練、原子力防災要員に対する防災教育などが職務である。
サーベイ	サーベイメータの検出器を用いて、人体及び対象物表面及び対象空間などを走査（スキヤニング）することにより、放射性物質の表面密度、放射線量や放射線量率、放射性物質の濃度を調査（測定）し、スクリーニングや防護対策範囲の把握などを行うこと。
シーベルト（Sv）	人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。
実効線量	身体への放射線被ばくが均一又は不均一に生じたときに、被ばくした臓器・組織で吸収された等価線量を相対的な放射線感受性の相対値（組織荷重係数）で加重してすべてを加算したもの。
原子力災害対策重点区域	<p>原子力災害対策重点区域は、原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間が、異常事態の態様、施設の種類、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要があることから、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うため、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、また、施設の種類等を踏まえ、その影響の及ぶ可能性がある区域として定めており、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておく区域である。</p> <p>原子力施設の種類に応じて当該施設からの距離を目安として設定され、実用発電用原子炉については、国際基準や東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて、PAZ（予防的防護措置を準備する区域）とUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）が定められている。</p>
除染	身体や物体の表面に付着した放射性物質を除去、あるいは付着した量を低下させること。対象物により、エリア、機器、衣料、皮膚の除染などに分けられる。
スクリーニング	放射性物質による汚染の検査や、それに伴う医学的検査を必要とする場合に、救護所等において、身体表面に放射性物質が付着している者のふるい分けを実施すること。

用語	内容
等価線量	<p>人体各組織が放射線を被ばくするとき、その組織に対する生物学的効果を勘案した放射線の線量。等価線量限度は、放射線の確定的影響を考慮し、「しきい値」を超えることのない線量として、ICRP（国際放射線防護委員会）が勧告している。通常の組織に対しては、職業人に対して500mSv/年と定められている。一般公衆に対しては、ICRPの2007年勧告では、水晶体に対して15mSv/年、皮膚に対して50mSv/年としている。</p>
特定事象	<p>原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定する次の基準または施設の異常事象のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により5 μ Sv/h 以上の場合 ・排気筒など通常放出場所で、拡散などを考慮した5 μ Sv/h 相当の放射性物質を検出した場合 ・管理区域以外の場所で、50 μ Sv/h の放射線量か5 μ Sv/h 相当の放射性物質を検出した場合 ・輸送容器から1 m離れた地点で100 μ Sv/h を検出した場合 ・臨界事故の発生またはそのおそれがある状態 ・原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生すること、等
内部被ばく	<p>生体内に取り込まれた放射性物質による被ばく。体内に入った放射性物質は、全身に均等に分布する場合と特定の1つまたは幾つかの器官あるいは組織に選択的に吸収される場合がある。体内に取り込まれた放射性物質は、時間の経過とともに代謝、排泄等によって体外に出ていく。被ばく量は、有効半減期（放射性物質の壊変と生物学的過程の双方の効果で放射エネルギーが半分になる時間）に依存する。</p>
PAZ	<p>予防的防護措置を準備する区域（Precautionary Action Zone）。</p> <p>PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、EAL（緊急時活動レベル）に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。PAZの具体的な範囲については、IAEA（国際原子力機関）の国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5 kmの間で設定すること（5 kmを推奨）とされていること等を踏まえ、発電用原子炉施設等については、「原子力施設から概ね半径5 km」を目安とする。</p>
ベクレル (Bq)	<p>放射能の強さを表す単位で、単位時間（1秒間）内に原子核が崩壊する数を表す。</p>
放射性物質	<p>放射性核種を含む物質の一般的総称。</p>

用語	内容
放射性プルーム	気体状の放射性物質が大気とともに煙のように流れる状態。放射性希ガス、放射性ヨウ素、ウラン、プルトニウム等が含まれ、外部被ばくや内部被ばくの原因となる。
放射線	X線、 γ 線などの電磁波（光子）並びに α 線、 β 線、中性子線等の粒子線の総称。放射線は人間の五感では感じないので、特別の測定器を用いて検出、測定する。
放射能	放射性物質が自発的に壊変して放射線を放出する能力。単位は、その放射性物質に含まれる放射性核種が単位時間に壊変する数であって、毎秒当り1壊変を1Bq（ベクレル）と定めている。
モニタリング	放射線や放射能を定期的又は連続的に監視・測定すること。
UPZ	緊急時防護措置を準備する区域（Urgent Protective action Planning Zone）。 UPZとは、確率的影響のリスクを低減するため、EAL（緊急時活動レベル）、OIL（運用上の介入レベル）に基づき、緊急時防護措置を準備する区域。UPZの具体的な範囲については、IAEA（国際原子力機関）の国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、発電用原子炉施設等については、「原子力施設から概ね30km」を目安とする。
予測線量	放射性物質又は放射線の放出量予測、気象情報予測などをもとに、何の防護対策も講じない場合に、その地点にとどまっている住民が受けると予測される線量の推定値のこと。個々の住民が受ける実際の線量とは異なる。

参考文献

- ・原子力災害対策指針（平成24年10月31日 原子力規制委員会）
- ・（財）高度情報科学技術研究機構「原子力百科事典 ATOMICA」
- ・文部科学省 原子力防災基礎用語集
- ・原子力規制委員会 環境防災Nネット

野木町地域防災計画（改訂）

令和5年3月

発行：野木町防災会議

事務局：野木町総務課消防防災交通係 TEL：0280-57-4112

〒329-0195 栃木県下都賀郡野木町大字丸林 571